


DS Kaga-han shiryō
834
 .5
M3K3
v.5

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY





Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

加賀藩史料

第五編

自元祿貳年
至正徳參年



DS
834
.5
M3K3
v.5

加賀藩史料第五編

元 祿 二 年

正月廿八日。商人等に中買の奥書なき米を买入るゝを禁ず。

〔國事雜鈔〕

向後中買奥書無之米買申候者、御聞届被成間敷由被仰出也。

巳正月廿八日

閏正月廿一日。前田綱紀の女良姫江戸に生る。

〔政隣記〕

同二己巳歲閏正月廿一日、於江戸御姫様御出生、被號良姫与。御生母津田一幽女。

閏正月廿一日。諸士以外の者の鐵炮を所持すべからざるを戒む。

〔改作所舊記〕

去年如相觸候鐵炮御改に付、浪人並町方・郡方・寺社方共、無斷鐵炮彌所持不仕候筈候條、可被得其意候。此上鐵炮致所持候はゞ、早速御奉行迄可被及斷候。於油斷は可爲越度候間、向後

可被存其趣候。右之段支配中末々者共迄、嚴重に被申觸、夫々證文取置被申、各より御請可被上之候。

右御改之帳面、隔年公儀に被指上儀に候得共、重而は申觸間敷候、恐々謹言。

巳閏正月廿一日

本多 安房

前田 佐渡

奥村 伊豫

二月朔日。金澤に於いて諸士に良姫の出生したることを告ぐ。

〔政隣記〕

二月朔日出仕之面々竹之間に列居之處、年寄中等被出、前月廿一日於江戸御姫様御誕生之旨演述。依之爲御祝義重而登城。同月十五日右御誕生之良姫様を、奥村伊豫守時成從御國許使者味岡源七を以、御産衣代御目錄献上候。其外七手頭中より者右同斷。惣代使者奥村因幡より中野覺佑を以獻之。於竹之間菊池彌八郎武康・原九左衛門元昭罷出、口上承之、御目錄者駒井與兵衛・峰谷孫進受取之。

二月十九日。缺落を企てたる若黨を疵付追放に處す。

〔袖裏雜記補綴〕

今村吉平若黨 櫻井八丞

右八丞義、御法度場へ罷越、其上致欠落、且又先年茂欠落仕者之由、重々不屈者と奉存候。斬罪可被仰付候哉。但立歸申事に候間、一等御宥耳鼻をそぎ追放可被仰付候哉、奉伺候、以上。

二月十六日

奥村因幡

横山筑後

御加筆之寫。

其身立歸候處を以、一統宥免之沙汰可然候、以上。 二月十九日

二月廿二日。前田綱紀の女敬姫金澤に生る。

〔政隣記〕

二月廿二日金澤前田佐渡於宅、御姫様御出生被號敬姫与。御生母津田市兵衛康政女也。後松平右衛門督吉泰卿被嫁。

二月廿八日。切支丹宗徒告發獎勵の高札を能登に立つべきことを命ず。

〔岡部氏御用留〕

覺

今濱村 子浦村 福浦村 富木村 高畠村

高札の文面
は前年の條
に在り

一ノ宮村 神代川尻村 二宮村 野崎村 堀松村

中嶋村 飯山村

右宗門訴人、公儀御褒美之外増御褒美銀之高札今般遣申候。則先規より之高札場建副可被置候、以上。

二月廿八日

御算用場

伴 七兵衛殿

大石彌三郎殿

右之通申來候。高札口郡分飯山迄指遣候條、高札有之面々、其所々より取に罷越候様可申渡候。勿論最前之通、場にかけさせ可申候。追而請取申書付、其方共指越可申候、以上。

二月晦日

大石彌三郎

伴 七兵衛

三月三日。前田綱紀、十村の職は必ずしも世襲すべきものにあらざることとを告ぐ。

〔前田貞親手記〕

三月三日。

一、十村中跡目被仰付義に付、以仲四郎被仰出候は、大納言様御代より之百姓には、跡職相續被仰付候而、尤御證文等被下候。微妙院様御代より之十村、且又當御代之十村御扶持被下候者ども之儀は、爲相續被仰付義は無之候。御扶持被下百姓死去、其せがれに而も、其者器量に依、親同事に御扶持被下者は有之候得共、跡職相續と申義に而は無之候。尤人により、親に御扶持被下候而も、其子に御扶持不被仰出者も有之候。是は相續之御格無之に付如此也。然處に微妙院様御代之十村和泉村彦三郎と申者、跡職相續之義申上候。右之趣に候故、相續被仰付者之内に而は無之候。但何とぞ由謂有之者に候哉、其様子委細可相尋申上候旨被仰出。則對州・立蕃に演述也。

三月廿五日。金澤附近の百姓等地所を賃貸し又はその屋敷を賣拂ふことなかるべきを誓約す。

〔改作所舊記〕

阿彌陀之裏起請文前書之事

一、私共領地金澤廻に付、御侍方・寺社方其外如何様之衆に而茂、請地被成度由御申候共、少しも下し申間鋪候御事。

一、御用地御普請御奉行様より御打渡之所、其後勝手惡敷替地仕度由御申候共、下に而少も

替地仕間鋪候御事。

一、同御打渡地續・縁場によらず、餘り地有之、茶蘭島に御請込被成度と御申候共、下に而少も下申間鋪候御事。

一、一作下し地に、小屋に而も仕儀は不及申、垣など有之候はゞ、早速御取被成候様に可申斷候。若承引無御座候はゞ御斷可申上候。勿論向後垣に而もいたさせ申間敷候御事。

一、金澤廻り本町・地子方屋敷續候所、跡々下し地小屋懸に而茂有之候はゞ、早速爲取、以來同名之内に密々下し置申候か、切々私共廻り、境目見届可申候。跡々無之垣、又は小屋懸仕所御座候はゞ、早速爲取可申候御事。

一、私共在所百姓・頭振・嬭等に至迄、家並屋敷爲賣申間敷候。弟子共所帶を分、家仕罷出申時分は、十村迄御斷申候而爲致可申候。附り、百姓手前おころへ、家計取家に賣申候はゞ、其刻御斷申候而爲賣可申候。惣而下に而家仕替申間敷候御事。
右條々於相背申に者、一代願申後世、無に罷成可申所、如件。

元祿二年三月廿五日

金澤廻村々

肝

煎

与合頭

三月二十六日。堀豐右衛門、堀次郎八と知行を争ひ共に罰せらる。

〔袖裏雜記〕

堀豐右衛門書付遣し申候。先年小泉勘十郎迄訴之、各承知之及沙汰候上、此度原三郎左衛門迄急度訴狀出之候上者、最早吟味無之而不叶事候。彼豐右衛門義縮仕置、申分及穿鑿、且又堀次郎八手前是以可遂吟味候。猶又各僉議候而可有言述候。次郎八義、兄之由緒有之候間、其筋目を立可相宥候處、如此仕合、次郎八義も不義之様に被存候。但其身無誤候哉。とかく吟味之上ならでは難知候。豐右衛門義、尤押領之仕形と相みえ候と、三月二日以御親翰被仰出。右訴狀之要文は、私義伯父堀四郎三郎養子に被爲仰付、難有次第奉存御目見仕申候。其以後私眼病相煩、二・三年も養生候得ども不宜、四郎三郎申候は、其躰に而者御奉公成間敷候間、手前存命之内に、其方より名跡を願上、叶候ば隱居料をもらひ可然与申に付、丹羽織部せがれ次郎八を願候處、是又被爲仰付、難有次第奉存候御事。次郎八名跡に願申候刻、織部方より野々村忠左衛門を以て、私へ隱居料として、知行百石之物成、扶持方に直し可遣と内約之處、四郎三郎病死、其時次郎八十一歳にて、四百石之三之一拜領、私方わ者三人扶持に銀二百五十目充合力仕候御事。天和二年に次郎八十六歳に而、本知四百石頂戴候へども、私方わ者何之沙汰も不仕、右合力之儘に置申候。私儀當年十四歳・十二歳之せがれ二人所持、右合力にて養育仕難候故、貞享三年に次郎八へなげき申入候得者、漸一人扶持に銀六十六匁増

知行に積り、三十五石不足くれ申候。其已後私へ無言に仕、臺所にも私父子二人停止、家禮等迄私義諸事取持不申様に申付置、其外かんにん難仕事共多く候へども、私盲躰に候故、無是非罷在迷惑仕候御事。右之仕合に候へば、死後二人之せがれ權之助・伴進、乞食躰に罷成可申与不便に奉存候。御慈悲を以已後流浪不仕様被仰付被爲下候はゞ難有旨、元祿二年二月十九日豊右衛門印形有之、原三郎左衛門殿と充所也。右に付豊右衛門先年訴狀差上、年寄共承之及指圖候處、又候哉今般訴狀仕候段、不心得ものと奉存候間、於公事場可遂吟味候哉。但堀次郎八組頭山崎治部右衛門宅に召寄、治部右衛門和頭津田宇右衛門並原三郎左衛門中談、委曲承届、依其首尾公事場可遂吟味候哉。左候はゞ次郎八義も、右同事にて可有御座候哉。

朱書、此義に不及、押付公事場にてせんさく尤候。次郎八義も、豊右衛門手前一通り承届、年寄中迄相達候上、遂穿鑿尤候。尤指預候可然候。

於公事場遂吟味候上、彌豊右衛門不届之仕形に御座候はゞ、直に人持之内へ御預可被成哉と、三月四日伺。御加筆朱書之通に付、彌不届之族に御座候はゞ、左之兩人之内へ御預可被成哉と、伊藤平右衛門・奥村三郎兵衛三月五日調上候處、三郎兵衛に御點被遊、豊右衛門せがれ二人は、豊右衛門御預被成候はゞ、一類共へ指預可申候哉と伺。如此可然候と御加筆。豊右衛

門御預、せがれ共一類へ指預け申付而、實兄寺西善兵衛御番等爲相控可申哉之旨、津田伊織
昏面に、三月七日ケ條中に申上候處、先例次第に候と被仰出。神田善兵衛例を引、御番等致
遠慮候様可申渡哉と、三月八日伺。遠慮尤候と御加筆。豊右衛門事最前より申ごとく、押領
之躰不届に相みえ候。扱次郎八義、先養子豊右衛門事に候へば其覺悟も可有之事に、何分に
も相宥、其上に而も押領不届有之候はゞ、一門共は勿論、組頭迄其様子達、受指圖候様に可
仕之處、他人躰之ごとく筋目も不辨義、越度之様に相聞え候。但次郎八手前子細有之候哉。
是又召出承届尤候と、三月七日御ケ條御親翰中に御書付。次郎八義、公事場へ召出遂吟味、
越度之族に御座候はゞ、公事場より直に人持之内へ御預可被成候哉と、翌八日伺。左候はゞ、
公事場奉行了簡にて預申品に候。不届決候上は不及僉義指預置、可遂吟味候へども、いまだ
越度しれ不申故、先令吟味候様にと申事候。越度と有之候而も、私曲なごとは違、即刻立退
申首尾は無之事候。一往吟味之趣言上、別不所存不義之仕合と相みえ候はゞ、其上にて猶又
公事場へ召寄承届上、扱指預け可然候と御加筆。豊右衛門義、寺西又八實之叔父に付、役所
遠慮いたさせ可申哉之旨、前田平左衛門昏面上之申候と三月八日申上處、兄弟之外は不入事
候、殊に又八は甥にて候間、猶以て之事候と御加筆。落着左之通三月廿五日伺之處、左之僉
議一段尤存候。左之通可被申渡候と御加筆。

堀 豊右衛門

豊右衛門義押領之仕形、其上常々不作法者之由に御座候間、せがれ兩人共に、一類共へ永御預け可被仰付候哉。

堀 次郎八

次郎八義養子之筋目をも不存、並豊右衛門に誓詞等相調させ、不義理仕合御座候へども、いまだ若年之時分に御座候故、實父丹羽織部任指圖申牀に御座候間、閉門可被仰付候哉。

丹 羽 織 部

織部義小幡故右京に談、豊右衛門に誓帛相調させ、其上一書等差遣候様子、不屈之族と不存候。次郎八同事にも可被仰付候哉。

此一伴右之外、委細之留は不見。

〔參議公年表〕

三月廿六日丹羽織部孝行御馬廻千石・堀次郎八長時御馬廻四百石 閉門。子細者長時養父四郎三郎政延御馬廻四百石

依無嗣子、初寺西孫市政吉五百石足輕頭也。寺西主馬伊安養子、實堀三郎兵衛子。 三男豊右衛門を爲養子の處、爲盲目故、重

而丹羽孝行二男次郎八長時を爲嗣子故、豊右衛門長時厄介。然る處養育の義不宜旨依訴、於

公事場御吟味の處、盲人に爲致誓紙依不屈なり。被仰渡の赴。

堀豐右衛門義押領之仕形、其上常々不法者之由、せがれ權之佐・伴之進共寺西善兵衛・同
勘左衛門・同又八・同彌一右衛門に永く御預被遊。

右の趣於奥村三郎兵衛備明宅、當六日豐右衛門被預。息權之
佐寺西善兵衛正有に被預。津田宇右衛門・山崎治部右衛門並原三

郎左衛門御横目申渡。

堀次郎八義、豐右衛門手前養父之筋目をも不存辨、爲致誓詞候義不義之仕合に候。然共若
年之時分より、諸事丹羽織部任差圖置候由。依之閉門被仰付。

丹羽織部義、堀次郎八手前より豐右衛門方之義、諸事指圖之仕形不届之義に候。依之閉
門被仰付。

右菊の間御老中不殘列座、並加須屋傳兵衛御横目出座、野村與三兵衛重徳御馬廻組頭・津田宇右衛門

正重・津田伊織盛昭・山崎治部右衛門由禮同・村金左衛門實立御歩行頭・今村傳兵衛正信定番御馬廻番頭一

統に被仰渡。

〔政隣記〕

一、三月御馬廻組山崎治部右衛門組、四百石堀次郎八實父丹羽織部閉門被仰付。但次郎八先
養子寺西善兵衛弟豐右衛門は、奥村三郎平に御預、豐右衛門嫡子權助者小幡又三郎に御預、
二男者寺西一黨に御預、其後豐右衛門父子三人共寺西一黨に永く御預。其外遠慮被仰付人々

鹽川安左衛門・橋爪縫殿・永原五郎左衛門・石川三丞・丹羽二郎兵衛・丹羽市左衛門・安見瀨兵衛・橋爪善左衛門也。

附、豊右衛門の次郎八より之合力之義を訴出る故也。

附、元祿三年九月晦日次郎八・織部閉門御免、安左衛門等八人遠慮も御免也。

三月廿六日。前田綱紀、後藤演乘に十人扶持を加ふべきを命ず。

〔前田貞醇文書〕

一、演乘事、書物等之用事、彫物等之義申付候。書狀控迄も自筆にて仕体、書物方には事之外長き事有之、演乘手跡もすぐれ不申、老筆旁嘸迷惑可仕候。連もかやうの用事永々可勤候間、物書申者など扶持候ため十人扶持外に遣之、右之趣可申聞候。此者親覺乘義、別而出入仕候處中絶、又演乘別而勤候。然上は由緒も有之者に候間、演乘年老存命之内、演乘受來扶持方爲替等事、勘兵衛に讓受願候はゞ其通申付。右十人ぶちは右之通候間、其ま、演乘に遣置、演乘果候はゞ返上仕べく、果候而の義演乘へ申聞事にては無之候。但勘兵衛へ讓候事、此度と申にては無之、以來願候はゞと申事候。此度は難有と申先罷歸、何年たち候て成とも讓り度と演乘存時分、以内々願ひ候様に爲申聞尤候、以上。

三月廿六日

三月廿七日。領内の切支丹類族に關する調査成り、之を前田綱紀の閱覽に供す。

〔前田貞醇文書〕

覺

一、切支丹類族存命帳二冊。一、同死帳二冊。一、安房家來延原十郎右衛門義書付一通。藤堂伊豫守殿へ

一、右同斷一通り。稻生五郎左衛門殿へ

右請書出來仕候付、校合等入念相違無御座之旨、宗門改奉行共書付を添出申候付、私共判印仕上之申候。江戸へ飛脚遣可申候哉、奉伺候。

一、飛驒守様・大藏大輔様より御帳面被上候類族の義、且又最前下帳に記申候内、此度吟味仕指除申者等之覺書一通、入御覽申候。右帳持參の間番心得之様に、五郎左衛門殿へ此趣申達候様に可申遣候、以上。

三月廿七日

本多安房

奥村伊豫

前田佐渡

右之通添書に而書付三通並帳箱二來り、以仲四郎上之候へば、事多義故委細御覽不被遊候。念を入候而可申遣候。且又御控に被成候間、右一卷追而可上候旨、以同人被仰出、則安房へ申渡也。

三月廿九日。前田綱紀金澤を發して江戸に向ふ。

〔政隣記〕

一、三月廿九日金澤御發駕。四月九日江戸御着。翌十日上使大久保加賀守殿。

〔參議公年表〕

三月廿九日。御晝 今石動。御泊 高岡。

四月朔日。御晝 東岩瀬。御泊 魚津。

同 二日。御晝 舟見。御泊 境。

同 三日。御晝 糸井川。御泊 名立。

同 四日。御晝 荒井。御泊 關川。

同 五日。御晝 善光寺。御泊 矢代。

同 六日。御晝 田中。御泊 追分。

同 七日。御晝 坂本。御泊 板端。

同 八 日。御晝 本 庄。御泊 熊谷。

同 九 日。御晝 江 戸。

四月四日。幕府の搜索する山口儀右衛門を領内に求めしむ。

〔參議公年表〕

四月四日御觸

覺

この後山口儀右衛門の探索に關して令を發したること多し

一、從公義御尋之山口儀右衛門躰之者候者、早速案内可有之候。只今いか様にさまをかへ有之も難知候間、彌可被入御念事。

一、惣而去辰正月以來他國より罷越、御領國中居住仕候者、並召抱候家來、或者借家人、或懸り人等、他國者に候哉吟味候而、他國者に候はゞ何方より參候趣、或主人、或宿主改候而、御昵近之分者主人より之書付、私共方へ可被指越候。其外足輕等、且又寺社方・町方・御郡方は、其支配之御奉行より書付を取集可被指越候。但年來廿歳より以下、五十歳より以上之者書付不及候事。

但、御尋之者出不申内者、向後他國者は能々被入御念可被召抱候。借屋人・懸り人も同前之事。

遊民とは當
時土地を有
せざる農民
をいへり

一、侍方家來下々に至迄、並右人々宅有之借屋人、且又懸り人等之事。

一、侍屋敷を借罷在人々手前、並家來懸り人又は借屋人等之事。

一、惣而御扶持人たる者之家來に至迄、右人々宅に有之借屋人・懸り人等之事。

一、町方は召仕候手代下々に至迄、且又右人々宅に有之借屋人・懸り人等之事。

一、寺社方不殘下々に至迄、且又門前之輩、並家來・借屋人・懸り人等之事。

一、地子町に在之面々、且又道心坊主に至迄、並家來・借屋人・懸り人等之事。

一、御郡方・山方・濱方在々所々、並遊民之輩迄、其外村はづれの二つ屋、或渡守等、並其下人・借屋人・懸り人等之事。

一、何方に而茂居住不定に而、少に而茂不審成輩有之候はゞ、村々所々におゐて肝煎十村等相改、彌不審成輩有之候はゞ、縮申付置、其所之支配之御奉行より案内可有之事。

一、座頭・舞々・山伏等、並下人借屋人・懸り人等之事。

一、ごせ・比丘尼等之家に有之借屋人・懸り人等之事。

一、穢多・藤内・乞食等、並借家人、且又穢多・藤内之懸り人・下人等之事。

一、非人小屋に在之者之手前之事。

一、他國者往來一宿之旅人にても、不審成者候者、其支配之御奉行より早速案内可有之事。

右之通所々被入御念、可有御改候。但委曲被遂吟味、其上御尋之ものへ筋無御座、且又去年正月已來他國者召置不申、或は借屋人、或懸り人、其外其町其村之内、他國より罷越住宅之者無之候分は、其旨諸頭・諸奉行より書付私共方へ御出可被成候、以上。

己巳四月 日

先達而申進候通、從公儀御尋之山口儀右衛門事就御吟味、御改候品頭書一通、他國者有之衆被出候書付之案文一通進之候。御組中・御支配中・御自分共、家來末々迄可被仰渡候旨。

己巳四月四日

神尾孫九郎

平田清左衛門

覺

一、歳 何 十

何國何方之者

誰

右去辰何月より
當巳何月より私方に懸召置
居申候。吟味仕候處に、御尋之山口儀右衛門に而無御座候、以上。

年 號 月 日

誰

神尾孫九郎殿

平田清左衛門殿

四月十二日。前田綱紀の男久丸金澤に生る。

〔參議公年表〕

四月十二日寅剋於橫山筑後一宗御家老一萬石亭、若君御誕生。御母公渡邊市兵衛次宗女。御乳味役

して石黒右京御馬廻二百五十石妻渡邊次宗女依御外叔母也參上。

〔政隣記〕

一、四月十二日於橫山筑後宅御男子御出生、御名前田佐渡孝貞久丸様与奉號上、御生母渡邊市兵衛次宗女也。于時六月二日御夭死。

〔金澤文書〕

懷孕之御方、昨十二日寅之後刻安産、若子様御誕生被遊、御息災被成御座候。誠以千萬歳、目出度恐悅至極御同意候。筑後殿申談、御近習衆迄兩度以早飛脚致言上、醫師中書付と上之申候。御産婦氣分滯儀無之由候。御發駕以前如被仰出候、筑後殿・私儀若子様の致御目見、忝仕合奉存候。御生付御丈夫に而、重疊日出度御事不過之候。依之中將様・若子様・御姫様方御祝儀献上仕度奉存候。未被仰出無御座者、被得御内意候様に、伊豫殿・因幡殿迄申達候。然者御手前夫婦より御名可上之旨、於此地被仰出候付、則奥方与御名書付、文を添御自分迄差越被申候間、信濃殿被内談、右之内可然と被存寄候御名書付、被入御内覽、被仰出之趣早速可被申越候。猶期後喜可得賢意候、恐々謹言。

四月十三日

前田 佐渡

前田 對馬殿

〔葛卷昌興日記〕

五月二日。若子様御名之事、依仰前田對馬孝行夫婦上之、久丸様と奉申也。就之今日孝行御太刀馬献之、御出座表御居間召孝行、御手自御腰物吉國一文字代
金七枚五兩被下之。且孝行妻女の茂白銀等、以御目錄爲御祝儀被下之。久丸様御苗字者、御本姓を御用被遊之由也。

聊述愚蒙之情奉賀辭

今日よりはなほよろこびをくはなる國のさかえも一しほにして。
つきせじな國とみ 民もやすくして 君をぞあふく よろづ代の聲。

〔政隣記〕

一、如本書、昨十二日若子様金澤於横山正房宅御出生、御名久丸様与云々。同廿五日定行を以戸田山城守殿に御達、同日於御館、御小將横目以上布上下着用召之、於御料理之間申述。於金澤者、五月四日御小將横目以上、依召熨斗目・布上下着用登城之處、各竹之間に列居。

若子様御出生に付致登城御祝詞可
申上旨御老中より前日觸之也。 于時長九郎左衛門尙連・横山左衛門英盛者、御廣間御上段御襖戸之

方に着座、人持中と數
居を隔。 安房政長・佐渡孝貞・筑後正房・玄蕃孟昭・備前貞親、御廣間上之方に着

座。其所に奏者前田助承恒長出、各若君御誕生千秋萬歳日出度恐悅奉存旨披露之。畢而年寄中挨拶有之。御名之儀立蕃殿御披露候様に与佐渡被申。其時御名久丸様与佐渡殿より被上之。當分前田氏御名乗被遊由、立蕃演述。畢而退去。且又久丸様後方に被成御座に付、門前下馬可仕、其上石引町之方も御座所近く候間、鎗を伏せ可罷通旨、急度觸に而者無之、今日登城之面々の御横目中より可申談旨、佐渡被申候由申談。且爲御祝詞年寄中の可相勤旨も同趣也。將又組中の之觸左之通り。

若子様御出生被遊、御機嫌能被成御座候。爲御祝詞登城可仕旨、御年寄衆より御紙面到來、今朝致登城候處に、御名久丸様与申由被仰聞候。誠以千秋萬歳日出度御儀、恐悅御同意御座候。右各にも可相達旨、御年寄被仰渡候條如此候、以上。

五月四日

頭 名

四月十二日。前田綱紀參觀せしを以て徳川綱吉に謁す。

〔參議公年表〕

四月十二日。此日江戸御參府の御禮御登城。於御座之間御目見、且伊豫時成・因幡惠輝御供に候して御目見。

〔徳川實紀〕

四月十二日又朝會行はれ、松平加賀守綱紀は參觀の拜謁し云々。

五月十日。前田綱紀の側室渡邊氏歿す。

〔參議公年表〕

五月十日久丸君御母公渡邊市兵衛次宗女卒廿二歲遺骸渡邊宅にして葬于卯辰三寶寺。號大慈院。

五月十日。能登・越中に洪水あり。

〔政隣記〕

五月十日大雨、能州・越中洪水。能州宇出津之内六十軒流失、町之内幅三四間計之川出來、男女溺死四十七人、牛馬九疋死。於輪嶋、大阪御城米舟破損有之。越中之内六十六軒流失。惣而流橋四十三ヶ所、御藏共水入濡米与過半相成、川除用水御普請所大半流失。

五月十九日。前田綱紀、三池傳太作の刀を子久丸の守刀と爲さしむ。

〔御太刀之事〕

一、五月十八日堀部養叔小鍛冶宗近作脇刺献上す。是は元來從太閤秀吉公、備前上様は利家の女、宇喜多秀家の室に被進候所、備前上様浮田秀家卿御簾中被召仕候内官の朝鮮人左京といふ者へ被下候を、左京儀養叔弟養佐を養子之約束いたし、件之脇刺を授申候。當時養佐子養壽爲家珍候、内々多賀信濃に付て献

之。

一、傳太の御太刀、節姫様爲御守御側被差置候處、久丸様爲御守護金澤へ可被遣旨、十九日右御太刀と小鍛冶御脇刺と被取替、且又小鍛冶の御長刀豊姫様・慶姫様御守護に金谷御亭に被指置候。是又久丸様御守に被遣候に付、替之御道具之事、今日本阿彌光山に御尋候處、三池可然旨申上候。三池の御道具猶三腰御土藏に有之由。末の三池に而も、此作に者奇妙有之由人口に有之候。傳太の御太刀、小鍛冶の御長刀を、本阿彌拭候時分者潔齋仕候由也。如此之類猶有之哉御尋之處に、公方より本阿彌家へ代々御預け之鬼丸の御太刀、又者禁裏號壺切御劍有之候。是等拭候時分も潔齋仕候。已上四振之外者無御座候由。

五月廿八日。十村等鍬米の徴收に關する慣例を上申す。

〔十村舊記〕

一、先年十五歳より六十年迄男、村々鍬數御極、諸事御普請之刻、其村に右鍬數七日懸り普請被仰候。

一、十村給米之儀、先年者在々家數に應じ出申由、元和三年被爲仰出、右鍬數一挺に付二升充被下由に而、只今迄取來申候。

一、右鍬役米之儀者、在々出來人數に應じ被下候に付、一季居・年季共召仕候下人には取不申

候。

一、一季居並年季に而茂奉公仕者、生在所に而鋤米出申御定、末々に而者出不申候。

一、在々者他國他領に遣申間敷旨被仰出、右人數相改申刻洩不申様に、村々肝煎・長百姓に誓詞被仰付改申候。彌念を入相改しめ、十村給米も鋤數に而應じ被下候由承及申候。

一、所御拂不被爲成候者、方々奉公仕候而も、他國他方に遣申間敷、御縮等生在所に被仰付鋤米取來り申候。

元祿二年五月廿八日

御所村 長次郎

北中條村 半七

田井村 次郎吉

熱野村 少兵衛

吉野村 藤左衛門

村井村 與三兵衛

御改作御奉行所

五月。山崎庄兵衛その家臣罪を犯したるに座して蟄居を命ぜらる。

〔政隣記〕

五月 日人持組山崎庄兵衛長質蟄居被仰付。是家來鷹匠、御留場古保川邊に而鷹拵に依而也。鷹匠尤禁牢。同年十月八日蟄居御免。

六月二日。前田綱紀の子久丸歿す。

〔政隣記〕

一、六月二日久丸様御早世。依之諸社之祭禮諸寺之談義等相止、物頭以上年寄中の常服に而參出、平士者頭支配之宅に罷越、御家中靜に可罷在旨等、平士番頭以下者〔 〕に觸有。御法號性空院殿覺海即漚禪童子と云々。隆玄和尚江戸より申越。

一、江戸に者七日に申來、御大小將横目以上御機嫌伺に出。御作事方無遠慮。

六月二十日。前田綱紀の子久丸の葬儀を寶圓寺に行ふ。

〔政隣記〕

一、六月廿日御葬式。酉刻寶圓寺に御入棺、同寺隆玄和尚就爲在江戸、導師玉龍寺大舜和尚勤之。焼香前田佐渡淨衣勤之。御供之人々御馬廻頭津田求馬・御先筒頭堀勘左衛門・御横目小泉勘十郎、御大小將十人、内寺西三郎平御刀持之、芝山彦三郎御脇刺持之。御歩八人、内一人小頭、一人御横目、御鎗二本、御長刀、御挾箱二、御傘、御乗物。御先警固足輕三人、押二人。白張御提灯十張。但侍分染帷子布上下、足輕羽織袴、御寺詰加須屋傳兵衛並御提持已下

紺單物。御歩横目一人暨寺社奉行岡嶋市郎兵衛・御小將頭原九左衛門、翌廿一日御尊骸寅刻野田山に奉移之。御供等如昨日。但御先に佐渡・筑後罷越。

七月十六日。金澤觀音山崩壞して淺野川を埋む。

〔政隣記〕

七月十六日金澤。申下刻、觀音山崩出、淺野川之河中に新山出來す。長百間計、幅六十間計山崩候。如石火失響く、乞食三人死。

〔參議公年表〕

十六日申下刻茶臼山如雷鳴崩、長さ八・九十間、幅五・六十間、谷を埋み、其餘河原へ突出す事四十四・五間計。水堰留、死人三人但乞食。十七日崩山掘穿て、水を流す。

七月十六日。前田綱紀江戸駒込邸に至りその庭園を見る。

〔葛卷昌興日記〕

七月十六日。已後刻御中屋敷に被成御座、申下刻御歸館。御出已後、依前田孝行・多賀直方之誘引歴覽御庭。比日築山等被仰付也。且至文珠亭暫滯座。此御亭は微妙公御物數奇也。御床之内壁一面押金箔、中央畫蓮之一葉、圖文珠之像於其中、探幽法印圖之云々、仍之有彼號。然於于今有一葉之形而已。件之圖像皆磨滅。以是更爲遺恨者歟。凡微妙公御物妙奇之御亭數

ヶ所之内、今存者二也。所謂觀音亭・唐笠之亭也。蓋唐笠之亭者、則模唐笠之謂也。方丈計、敷切石、屋根者以石柱一本建之。殊有美稱歟。今其邊爲御庭境之外、仍可被移入之由也。

八月七日。前田綱紀江戸の聖堂に釋菜の用具を贈進す。

〔聖堂進献之事〕

八月七日。

一、近日釋菜に付、弘文院學士に以御使札、銅爵三箇・如意一柄・燭臺二臺御贈進候。此三品、金澤之細工人金銀象眼也。其形狀者五十川剛伯・小瀬又四郎・室新助等に被命、中華之製を模候事。

八月七日。犀川の橋梁修繕を命ず。

〔參議公年表〕

八月七日。今日より犀川橋修覆、木村善佑御馬廻二百石・田邊惣兵衛昌芳組外三百石奉行。往來は舟橋掛之。

〔參議公年表〕

九月五日犀川橋成就。

八月九日。柳營に於ける前田綱紀の座列を三家の次と定めらる。

〔徳川實紀〕

八月九日、松平加賀守綱紀今まで五節には表にて拜賀すといへども、この後白木書院にて拜賀すべしと命せらる。

〔續漸得雜記〕

元祿二年八月九日向後尾張・紀伊・水戸三卿の後に隨ひ、五節に白木書院にて拜謁すべしと命せらる。憲廟日録

右以前は、越後殿之御次に被爲列候事に候き。又御一列と申に而も無之、御列書には尾張・紀伊・水戸と一列、次にと改めて松平越後守光長次にて、改めて此方様御一列に、松平相模守光仲・松平越前守綱昌、又次にて改り、官階之列に而國主其外御禮被爲詰候事と相見ぬ申候。官階之列故、吉良上野介殿も國主方に先立列し相見ぬ申候。右上意之後は、越後守殿は御次に御成に而御座候。光長卿家中鎮撫する事能はずと云にて、領國沒收せられ、京極備中守殿に御預に相成、其後御免にて江戸へ被還、御藏米二萬俵被下、登城拜謁等之事別條無之所、御列は此方様次にて有之。しかし夫も此光長卿御逝去の後は、越後家の御格又下り申たると相見え候。

〔政隣記〕

一、昨晚戸田山城守殿以御奉書、昨九日四時過可致登城之旨被仰越候に付、右時刻罷出候處、御老中並牧野備後守殿御墨書院溜迄御出、向後五節供等御目見於御白書院可相勤山、御懇上意之趣備後守殿被仰渡候。重々難有仕合共に候。此儀可爲申聞如此候、謹言。

八月十日

御名

本多安房殿

長九郎左衛門殿

前田佐渡殿

横山左衛門殿

〔參議公年表〕

九月九日江戸。御登城、今日始而於御白書院御目見。

九月五日。越中新川郡愛本の橋梁焼失す。

〔政隣記〕

九月五日越中愛本橋焼失。

〔葛卷筆記拔書〕

一、越中愛本橋の橋は當公の所命也。笹井七兵衛以勘辨を造之。是黒部川四十八ヶ瀬の水

上にして、險岨の所也。往還の人馬得自由、且一佳景の境地也。當秋破損に付修覆之功成を以、奉行等欲退散之所、爲失火燒燼し、重而造之。

十月六日。前田綱紀先に柳營の席次を進められたるを以て祝賀の爲に能を興行す。

〔參議公年表〕

十月六日江戸。今般御懇の上意、御仕合共御祝の御能依御興行、肥後守正容朝臣・土佐守殿・内記君・主膳君御招請、御出入の衆御出、卯下剋御能始る。

高砂	觀世大夫	八嶋	諸橋市十郎	井筒	寶生大夫
葵上	觀世大夫	唐船	寶生大夫	安宅	觀世大夫
亂	寶生大夫				

大御書院御上客織田伊豆守長國主、小書院御上客正容朝臣也。正甫朝臣・利明朝臣御家來頭並後藤理兵衛父子・本阿彌久右衛門・樽屋藤左衛門等見物被仰付、於竹の間御料理被下之。正容朝臣・土佐守殿御供中に、於腰掛御料理被下之。御廣間上の方縁側通にて御能見物被仰付。御自分御家來中、何も右二の間板縁等にて見物被仰付。御大色代詰人、奏者番、御番頭、聞番、御横目、御使番、問は何も一人宛相詰る也。當番の御大小將等也。尤何も布上下著用。但見物の

十月廿八日。能登に於ける幕府領を鳥居忠救に與ふ。

〔政隣記〕

十月廿八日。前月日能州西貝領一萬石、初土方領、鳥井播磨守忠救殿拜領。

〔徳川實紀〕

西貝とあるは幕府の代官西郡某なるべし

忠英は忠救の後の名なるべし

下村とあるは代官を置きし所なるべし采邑は所々に散在せり

八年五月には能登の采邑を收められしなり

十月廿八日。前田綱紀柳營に於いて仕舞を演ず。

〔政隣記〕

一、九月廿六日於御座之間御舞臺、御能被遊、中將様も御三卿様御同席に而御拜見、御懇之

御能被遊は徳川綱吉三卿は三家

御誼、其上八丈嶋三十反御前に而御拜領。同廿八日御目見之刻、内々御仕舞御願之旨、牧野備後守殿御挨拶之處、近日可被遊旨御直之上意之由、以御書御年寄衆迄被仰下候由、御弘有之。十月廿八日御登城例月之御目見相濟、於御座之間御仕舞被遊候。御三家様御同席に而御拜見、且御三卿様初中將様御仕舞上覽、以後御菓子御茶被進之、重疊御懇之趣忝思召候旨、以御書年寄中迄被仰下候由も、重而御弘有之。

十一月十六日。河地八郎兵衛他人の封書を開きたるを以て蟄居を命ぜらる。

〔參議公年表〕

十一月十四日江戸。河地八郎兵衛秀安御横目、京都御歩横目藤井小八郎言上の書付、留書足輕河合新助取違、認を切、秀安雖驚最早可仕様なく、同席三輪六佐宗共奥小將横目在合、永原治兵衛政張御小將横目呼寄示談。尤内見不仕、八郎兵衛六佐相見、上封仕上之。

〔參議公年表〕

十一月十六日江戸。河地八郎兵衛儀、御歩横目上封切、不調法の仕合、最前も御横目共ケ様の不念有之、其刻御用捨被遊に付、油斷仕と被思召候。然れば八郎兵衛儀、急度越度に可被仰付候へども、先蟄居被仰付由、若年寄中迄被仰出、御料理の間御縁通に於て不破彦三申渡、

鹽川安左衛門御横目列居。河合新助御横目儀手前不屈に付、追込候様に若年寄中割場奉行に被申渡、則於割場呼上、逼塞申渡す。

元 祿 三 年

正月朔日。快晴春の如し。

〔政隣記〕

元日快晴。卯辰山邊遊山人等有之。二日小雨降、西下刻地震す。光物自南方北方へ通る。四日より雪降。

〔葛卷昌興日記〕

六月四日、今朝於御城永井傳七郎正良子に語云、去冬當春此表雪不降事希有之事也。漸一尺計雖相積、大形四・五日計にて消失云々。寛永十六年と哉らんに如此事有けるとかや語之也。

正月七日。前田綱紀初めて七種祝儀の爲に登營す。

〔政隣記〕

正月七月初而七種之御祝儀御登城有之。上下御供熨斗目、其外御歩以上服紗小袖、布上下着御供。御歸館以後御奥書院御勝手に御着座、御射初吉田左太夫茂清勤之。畢而直に内馬場

此表は金澤

御出、御乗初被仰付。但今月四日戸田山城守殿に、聞番由比孫兵衛正及を被招、七種御登城之儀牧野備後守に示談之處、御登城可然旨に候條、人々可有御登城旨被仰渡。

二月廿二日。幕府より原三郎左衛門に預けたる女中ふりの罪を赦免せらる。

〔參議公年表〕

二月廿二日原三郎左衛門へ御預の女中ふり、從公儀御赦免被仰出、土屋相模守政宜朝臣御老中常州土

浦七萬五千石より、聞番被召寄被仰渡旨、江戸より申來。安房・佐渡・伊豫より折紙を以て三郎左衛門

へ申渡す。

三月十二日。諸給人自用の米穀を石川郡宮腰に漕運する手續を定む。

〔改作所舊記〕

御郡所々浦々より諸給人米、宮腰浦に積廻し申儀、先年より町人共買請、宮腰に廻り申には、賣出し申給人方より、積出し候藏所支配奉行迄、津出・津入之案内有之候へば、其所々奉行より宮腰奉行に指紙遣、津入仕候。且又給人、飯米等に宮腰へ積廻し申米は、積出藏所より吟味不仕、宮腰津入之儀は、高島彦太夫に給人より相斷、埒明申候。然者諸給人自分に廻し米

之儀に而、紛敷儀有之に付、向後は給人自分に積廻し申米も、町人買申米同事に御支配儀様、御年寄衆にも申達候間、諸給人自分廻米、且又町人買米津入之儀、宮腰迄に不限、御國之浦々積廻し候儀、諸給人斷次第、其所御郡奉行か、又は町支配御奉行に、津入之儀夫々可有御申遣候。

一、諸給人自分に毎年廻米仕候面々、右之段申入、諸給人判・印鑑各々兼而出置候様に、御支配中藏宿共より、諸給人に申入候様可有御申付候。

一、各印鑑高島彦太夫方に、爲見合兼而御遣置可有之候。諸事彦太夫御申合可有之候。彦太夫方へも其段申遣候、以上。

三月十二日

御算用場

所々御奉行連名殿

三月十六日。金澤堅町より出火し、翌朝又圖書橋向町より出火す。

〔加越能故事問答〕

元祿三年三月十六日夜丑の刻金澤犀川堅町より出火、翌日卯の刻鎮火、家數九百軒計焼失、火元は高橋茂兵衛といふ歩士也。其翌十七日辰之刻、金澤左近橋之西堀宗叔といふ醫師より出火、北の町端大樋まで延焼、翌十八日朝鎮火す。家數六千六百三十九軒、内侍屋敷・又家中

共千七百二十一軒、町數八十二丁也。寺院も六十八ヶ寺焼失、馬五十六疋焼死といふ。

〔續漸得雜記〕

一、金澤大火事之覺

元祿庚午三月十六日夜八時より、犀川堅町高橋義兵衛宅より出火、同十七日朝五時より圖書橋向町堀宗叔宅より出火、同日八時迄。

六百九十七軒本町分、こぼち家十一軒とも。

三千百二軒地子地分、こぼち家五十三軒共。

五十六焼失橋數。

九十七町數。

寺社・百姓喰藏・非人頭家共に都合六千六百二十九軒。

外に百三十六土藏火入數。

焼死申者、法船寺町鐔屋武左衛門、淺野川水車町辻番人與作、渡邊源七郎方に罷在候老女、木の新保町見屋伊左衛門、粟ヶ崎村五郎右衛門小者八兵衛、町附足輕中山徳右衛門妻女、六人。

〔續漸得雜記〕

鍋屋伊兵衛方傳來元祿三年金澤火事之記

元祿三年庚午三月十六日夜丑の刻、犀川新立町平御徒高橋儀兵衛宅火本。翌日十七日辰の下刻鎮。同十七日巳刻堀宗叔火本。同申の刻鎮。兩所燒失家數之覺記、四百十一軒侍家人持より與力等迄家數也。銘々書分有之候得共、及數筆に付略而都合す。

御徒 四十四軒

定番御徒 十三軒、外に小松御徒一人

御算用者 四十軒、外に宮腰下役者一人

御細工之者 八軒

御料理人 四軒

御大工 九軒

御壁塗 五軒

御普請會所支配足輕 三軒

町奉行町下代支配足輕 二軒

足輕・掃除坊主・小者之類 百三十軒

小泉勘十郎組 六十五軒、内番人家一軒

稻垣三郎兵衛組	三十九軒、内番人家四軒
村上助右衛門組	三十九軒、内番人家三軒
吉田左門組	十二軒
進藤六左衛門組	二十一軒
大原五郎右衛門組	二十二軒
割場附足輕	六十七軒
半田惣兵衛跡組足輕	一軒
定番足輕	二十四軒
大窪六之佐 平田左助裁許足輕	五軒
町附足輕	十軒
公事場足輕	三軒
御細工所足輕	二軒
掃除坊主	二十七軒、内一軒はこぼち家也
御臺所役懸り者	五軒
郡奉行改作奉行被下足輕	六軒

御作事所支配御扶持方 十二軒、大工・疊指・留書之者也

御普請會所支配石切 一 軒

御馬捕・爪髮仕者共 四十五軒

御 餌 指 二十一軒

割場附小者 百五十八軒

割場附小使小者 七十一軒

會所支配畑作 二 軒

六百七十二軒

下屋敷請地

本 多 安 房 下屋鋪 五十三軒。 前 田 備 前 下屋敷 十二軒。

寺 西 石 見 同 十一軒。 前 田 大 膳 同 十二軒。

伴 數 馬 同 二十軒。 不 破 彦 三 同 十三軒。

西尾與三右衛門 同 十六軒。 津 田 宗 七 郎 同 八 軒。

駒井勝太夫別家に差置家來三軒

不破平左衛門請地有之家來一軒

〱百四十九軒

本町千六百九十七軒、内十一軒こぼち家

地子町三千百二軒、内五十三軒こぼち家

御預屋敷有之町醫師十軒

〱四千八百九軒

所々橋 五十六

町數之覺

安江町・横安江町・下堤町内二十七軒・御門前町内二軒・袋町・桶屋町・堀片原町・上近江町・下近江町・同三番町・専光寺上地町内十軒・博勞町・新町・鍵町・尾張町・上今町・下今町・中町・橋場町・下材木町内三十九軒・橋爪町・森下町・下傳馬町・觀音町内九十軒・四丁木町・同一番町・同二番丁・木綿町・茶屋町・金屋町・同後町・高道町・山の上町・春日町・卯辰町・八幡下敷地町・如來寺町・西養寺町・大衆免町・同堅町・同新町・同下町・淺野水車町・淺野町・同下淺野町・淺野川下町・川除町内八十八軒・馬町・母衣町・淺野町・新地町・勤解由町・鹽屋町・西御坊町・堀川町内八十五軒・堀川片原町・新堀川町内九十八軒・古餌指町・宗江寺町・矢瀨町・同後上地町・龜淵町・荒町・木新保町・同新町・専光寺町内二十軒・安江木町内九十二軒・堅町・新堅町内七軒・同後町・牛

右衛門橋町・鱗町・水溜町・小鳥町・片原町・大工町内一軒・荒町・片町内二軒、合八十二町。

寺社方之覺

寺 六十八ヶ寺。 社 三ヶ所。 神主家 四軒。 山伏家 二十軒。 寺社門前之者

家 八十二軒。

百姓之家之覺

大衆免村 二十九軒 談議所村 六十一軒 山ノ上村 百二十八軒

卯辰村 十一軒 淺野村 七軒 大樋村 四十軒

大樋村番人 一軒 淺野中嶋村領非人頭 四軒

ノ二百九十一軒

燒失家數都合六千六百三十九軒

内

四百十一軒 侍家、人持より與力迄也

百三十軒 御算用之者・御徒之者類也

六百七十二軒 足輕・掃除坊主・小者之類、内一軒こぼち家

百七十七町 下屋敷請地

四千八百九軒

町方家、内六十四軒こぼち家

百七十七軒

寺社・門前家共

二百九十一軒

百姓・遊民之家

五十六

所々橋

八十二丁

町數

百十二

町方土藏火入

六人

燒死者、内一人は法船寺町鰐屋武左衛門、一人は木の新保道具

屋伊左衛門、一人は淺野川水車町夜番與作、一人は粟ヶ崎五郎

右衛門下人八兵衛、一人は御徒渡邊源太郎方有之老女、一人は

足輕中山德左衛門妻女

右六人之外燒死之者多有之候得共、分明に無之候故寫不申候。

蓮池上御門一つ・坂下御門一つ燒失仕候。右分兩所之火事に燒失致す。

〔國事雜抄〕

元祿三年金澤火災之事

一、今晝之火事堀宗叔火本候由。それより兩がわ惣構迄。

一、松平治部家へ火うつり、それより安江木町兩がわ、筋違橋一町程此方迄。

一、松田彦左衛門より、専光寺前町・弓之町不殘、木の新保前田助丞下屋敷まで。但一柳監物殿相違無御座候。

一、ざうがん町・鍛冶町・荒町・堀川迄。

一、堀川新町・鹽屋町・表末寺・裏末寺迄。

一、勘解由町・淺野川小橋之向大衆目・淺野迄不殘。

一、關助馬場・森本町・卯辰・大樋迄不殘。

一、彦三町・御坊町不殘。

一、安江町不殘。

一、下堤町辻之際一軒殘。

一、十間町富田治部左衛門後通片がわ不殘、上近江町・下近江町迄。但治部左衛門宅は焼不申候。

一、今町・中町・尾張町・新町不殘。

一、懸作兩がわ不殘、淺野川之橋觀音町中程迄。

一、小鳥町片がわ、川之方片町、前田左京迄。

右燒失仕候處、致見分候通如此御座候、以上。

三月十七日

杉浦善兵衛
寺西三郎平

三月十七日金澤城下燒失之家數等

一、四百十一軒 侍家

一、百三十軒 徒士等之家

一、六百七十二軒 足輕・中間・小者等之家

一、百四十九軒 又家中之者家

一、四千八百九軒 町屋

一、六十八ヶ寺 寺方

一、三ヶ所 社

一、百六軒 社家並寺社門前家共

一、二百九十一軒 百姓家

都合六千六百三十九軒

外

五十六

橋

一ヶ所

御城際之門

五十八間

同續之堀

四ヶ所

高札場

三ツ

御城外に建居候土藏

一ヶ所

同厩並馬廻所・番所等

五ヶ所

築場

二ヶ所

御城外町續之内

六人

焼死

内四人男二人女

以上

〔金澤古蹟志〕

雀小屋

元祿三年金澤火災記に、餌指町雀小屋をば焼失のヶ條に載たり。元祿の頃は大きな小屋なりけん。後の小屋は甚些少なる建物にて、餌指小頭の私宅に建置といへり。昌披問答に云、餌

指は微妙公の時より松雲公の時まで、三人扶持に切米廿俵餘賜り、御鷹の餌鳥を取上る。然るに享保九年に子弟等を雇の者に召出され、三人扶持に十五俵賜り、此役鳥年中雀三千羽に極り、小頭は三人扶持に二十俵賜り、役鳥二千羽宛に極り、足輕と一列の格に相成とあり。改作所舊記に載たる元祿十三年十二月郡方村々人夫指出方十村役上申書に、御餌指小鳥飼米かまへ場葉竹出し申事、同小鳥籠並鳥つと等、其所により往來持參申事といふ二ヶ條を舉たり。元文三年三月の達書に、金澤廻にて餌指共燕取不申様に被仰出に付、其段若年寄中より夫々申渡有之候條、御家中之人々も右之趣相心得候様に可被申聞とありて、燕を取り餌鳥となす事を禁せられたり。

三月廿二日。先の火災に罹りしものに建築用材を賣渡すべきことを告ぐ。

〔參議公年表〕

今般火事に逢候人々爲小屋具、松之木伐出、於所々御拂被仰付候。就夫類火無之面々、猥買取不申様に、御組中へ御申渡可被成候。此段私共方より可申達旨、御年寄衆被仰渡に付如此御座候、以上。

三月廿二日

服部 宇右衛門

渡邊 喜左衛門

右之通御郡奉行紙面之寫進之候。被得其意、御家來等迄可被仰渡候。御披見之印、御名之下御判形可被指越候、已上。

三 月

永井傳七郎

三月廿四日。金澤吹屋町に火災あり。

〔續漸得雜記〕

三月廿四日朝五時前より、田井村領吹屋町日用取忠左衛門方に借屋仕罷在候、横山筑後家來村井頼母内能在候九之助宅より出火。

〔加越能故事問答〕

三月廿四日、晝淺野川吹屋町より出火、風強く田町横山左衛門下屋敷焼失、淺野川川端にて鎮火、家數二百五十餘軒也。

横山左衛門下屋敷百三十七軒、同氏外記下屋敷二十一軒、町奉行支配百三十一軒、松本甚之佐一軒、渡邊喜左衛門被下足輕四軒、大石彌三郎被下足輕五軒、毛利又太夫同二軒、割場付小者十軒、割場小使者七軒、都合家數三百十三軒。

〔政隣記〕

一、同廿四日辰上刻より田井村領吹屋町より出火。横山筑後家來村井頼母下人之家より火

出、家數三百十三軒、内百卅二軒横山左衛門下屋鋪、百卅九軒侍並町家、廿九軒足輕・小者家焼失。同下刻鎮火、焼死一人有之。

三月廿九日。火災の際警備を嚴にすべきを以て諸士の現場に近づくべからざるを告ぐ。

〔參議公年表〕

今般御城下就大火事、町廻之御馬廻中請取口繁廻り、並火事之節、非番之町廻り三十二人火本近く乘廻り、惣而不審成者、火付又は盜賊ケ間敷者候はゞ、からめ捕來、手向候者被致打捨候様申渡候條、各御家禮等に至迄、火事之節跡々御停止之通、火本近邊は罷越様、彌可有御渡候。若無據子細有て行懸候共、其所に立留り不申様に無油斷可被仰付候、以上。

三月廿九日

永井傳七郎

三月廿九日。金澤火災の報江戸に達す。

〔葛卷昌興日記〕

三月廿九日、晚來金澤より飛脚到來、去十七日失火事委細之注進也。且又廿四日辰刻淺野川之上又出火、横山左衛門・同外記下屋敷通凡二・三百軒焼失之由申來也。

去十七日類火町屋、本町・地子町共五千二十二軒之由今日承之。且又老中僉儀有之、米等之價被定之、以錢三十一文
代米一升並若松山・野田山・小坂山三ヶ所之松木被下之。運送之入用の爲歟、
以銀六分代十本。是は先日申來也。

四月朔日。金澤觀音院神事能の番數を例年より減少す。

〔參議公年表〕

四月朔日。今明日卯辰山王觀音院神事能、依今年金澤大火三番例年五番宛宛被仰付。

四月四日。前田綱紀命じて災後の建築を簡易にせしむ。

〔參議公年表〕

四月四日。今度類燒の面々、一門中へ立寄居申者は、當分作事等無用に可仕、立寄可申處も無之、小屋掛も仕候者、成程軽く可仕旨、江戸より被仰下の旨、組頭中へ御用番孝貞申渡。

四月七日。金澤の年寄等罹災者に對する處置を協議して之を布告す。

〔參議公年表〕

四月七日年寄中不時寄合、諸頭諸支配被申渡品目。

今度類火に逢申者共、此砌長屋下石垣、其外材木等取集、急度仕たる普請仕儀、御歸城迄指

止可申候。輕小屋懸之義は各別に候。

一、支配有之面々、今般萬端心を付可致裁許候。末々之者一人にても餓死人有之候得者、一向御前之思召相違候間、何も左様可相心得候。町奉行別而可有其心得義に候。

一、類火に逢申者拜借爲仕者、並拜借不仕者、巳之年拜借之内、何年以前に上納皆濟仕、其品之委細書付可上之候。

一、御年寄中御了簡之躰にて、何もへ被仰聞趣。

侍分類火逢候者共、飯米所持不仕者有之間敷候得共、若飯米手問候方勿論、裁許支配中輕き者共飯米無之者共は、御藏米を以御貸可被成候間、侍分は收納取付申迄、其外は御切米被下時分迄候間、返上之時分頭・支配より取立可上之候。只今も、人々ね者御渡無之、頭々ね可有御渡候。

四月十日。前田綱紀三月廿四日の火災に付き幕府に届出づ。

〔葛卷昌興日記〕

加州金澤城下失火家屋等焼失覺

一、侍並足輕之家百八十軒餘。

一、町人之家百三十軒餘。

一、男一人焼死。

右者三月廿四日加州金澤城下從町屋出火、風烈書面之通焼失仕候旨從國許申越候、以上。

四月十日

御名

四月十五日。石川郡大野湊神社神事の番數を例年より減少す。

〔參議公年表〕

四月十五日。今日寺中佐那武大明神神事能三番あり。恒例五番

四月廿六日。前田綱紀徳川綱吉の演能を觀るを許され、狩野正信畫の屏風を賜ふ。

〔參議公年表〕

四月廿五日江戸。午剋過御奉書にて早速御登城可被遊旨申來、俄御出、御馬上にて途中御急に付、御供中難續、西尾忠三郎長道御小將番頭、五百石、松波時右衛門御歩行、兩人下馬迄相續。未剋過御

歸館。今日御登城の處、明日御能御拜見候様に上意の由。御歸館の後西尾に白銀拾枚、松波に白銀三枚被下由。

廿六日江戸。御能爲御拜見、辰剋御登城の處、御能の内兩度迄御目見被仰上、諸事御三卿御

同事の御饗應。其上御手自御目錄御渡、狩野祐清伯信とも、正信とも、四郎次郎、大炊助。永享年中後化園院御宇、慈照院義政代、長祿年中叙法眼、年九十七歲。

大炊助元信、世に古法眼と云る者の父也。筆の御屏風御拜領、長八尺一尺、龍虎の畫繪。段々御懇の御義有之。申下剋御歸館。御夜詰

祐清とあるは祐勢又は祐清なるべし

に、因幡を以頭分の者共々、今日御城にての御仕合、忝被思召の旨御普爲聽有之。各恐悅の義奉申上云々。

廿七日江戸。昨日の爲御禮御登城、其砌下馬先にて水戸小將吉孚卿へ御出合、御双方共に御下乗、暫御對談被遊、又御駕籠被爲召、御下乗迄御乗用、戸田山城守殿御勤御歸の刻、又下馬先にて御出合故、前廉より福田彌平太夫三十人頭御案内申上、下馬橋中程にて御下乗被遊候へども、御時宜無之御通過。肥後守正容朝臣御長屋の角邊にて御下乗、御立歸御時宜被遊。甲府中納言綱豊卿へも御下乗、御供の人々にて御前よりは見え不申に付、御家老戸田長門御案内申上、御挨拶有之。

四月廿九日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔御年表〕

元祿三年四月廿九日上使土屋相模守殿を以て御暇。

四月。能登に隕石あり。

〔葛卷筆記拔書〕

一、是歲四月能州隕星爲石、土人打寄割之。其石十六日に郡奉行より執政所へ出之、五月金澤より其割石一奉之。隕時光あり、其時は柔にして次第に堅實す。江戸へ越候石は一二寸許、

外は瓦の如にして黒く、内は常石とは違ひ、沙のかたまれる様にして堅し。色青黒うして重し。

五月朔日。前田綱紀就封の暇を得たるを以て登營辭見す。

〔參議公年表〕

五月朔日江戸。御暇御禮御登城、於御座之間御手自御熨斗御拜領。御懇の上、御馬二匹・御鷹

二居御拜領。御歸館の後御普爲聽有之。御家老因幡・筑後御目見。但奥村伊豫義、去十月七日御國への御暇被下、横山筑後爲代、當二月九

日御國より被召寄依之今般筑後御目見。御時服二・御羽織一宛拜領。

〔徳川實紀〕

五月朔日松平加賀守綱紀はじめ、いこま賜はるもの十六人。

五月十日。前田綱紀拜領の屏風披露の爲能を演ず。

〔參議公年表〕

五月十日江戸。先日御拜領の御屏風御披。於御上屋敷紀伊守光晟朝臣及安藝守綱長朝臣・肥後

守正容朝臣・土佐守長澄主御招請。御勝手大藏大輔正甫朝臣・内記利重君御出。御能九番有之。

張良の鴨春藤源七勤之。五番過御中入之時分、於御小書院御拜領の御屏風各御拜見。

五月十三日。再び屏風披露の爲寶生大夫に命じて能を演ぜしむ。

因幡は奥村
惠輝、筑後
は横山正房

利重は利直
の誤

〔參議公年表〕

五月十三日江戸。於御上屋敷寶生大夫父子被召寄、御能被仰付。御小將横目已上並御醫師中見物被仰付。御中入の時分於舟之間、御拜領の御屏風拜見被仰付、表御次屏風圍被仰付、於此所因幡・筑後・對馬・信濃・勘解由並御近習頭中、御用人野村與三兵衛・土方勘解由へ御料理二汁被下之。表向人持青山將監・生駒右近初、於御臺所邊輕き御料理可被下。但龜末に無之様に、御横目中致指引、何れにても主付可申旨被仰出、御表御横目中並宮井武兵衛重直御臺所奉行二百石・山口小左衛門一英御大小將二百石・齋藤忠左衛門繁長同二百五十石致指引、御料理被下之。御歩小頭已上、布上下其已下常服當番切御歩小頭已上見物、其外罷出事無之。

五月二十日。金澤の米廩より石川郡宮腰に至る米穀の運輸を百姓に課するを止め、商人の請負者を定めんと請ふ。

〔改作所舊記〕

御堂形より宮腰迄濱出御米、石川・加賀兩御郡百姓中並宿方共、跡々より馬割符仕相勤來候處、耕作最中闇敷時分人夫召連、又は弱馬持申者御座候而、御米付届兼、其上遠方之百姓中は金澤へ罷出、日泊仕、近在並金澤馬高直に雇置候へ共、天氣惡敷御座候而御米出不申刻は、其日之雇錢損に罷成申に付、何茂盛惑仕候。然所には跡濱出望人御座候而、被仰付候へ共、

堂形は藩の米廩なり

計立本のま

馬手間申に付相勤不申候。其以後百姓中、金澤牛右衛門橋松本屋吉左衛門・安江町白銀屋傳兵衛・卯辰町鹽屋與兵衛・法船寺町龜屋喜平次相對を以、馬持不申百姓又は遠所之百姓は、勝手次第御定駄賃之外少裁許賃遣、去年迄五ヶ年馬雇申所に、一兩年は成程馬出覺、雇馬之分手間不申候間、右四人計立、御奉行様、堂形御奉行様は被仰遣、向後濱出之裁許人に被仰付可被下候。左様御座候へ者、馬雇申もの駄賃損料不仕、其上百姓中隙費不申勝手能御座候事。

一、金澤・宮腰・松任・野々市・劍・津幡・竹橋宿馬、並在之内自分馬出勝手之百姓は、只今之通指除、殘る百姓共馬雇申度旨申上候。右濱出之儀、百姓迷惑不仕様に、私共跡々より相考申候得共、別而宜儀も無御座候。右之者共相勤申品宜敷奉存候間、被仰付可被下候。爲其書付を以申上候、以上。

元祿三年五月廿日

石川・加賀郡十村十四人

右之通書付改作所お出し、町御奉行へ御算用場より相談に而、其通に相成候由。

五月廿二日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。

〔參議公年表〕

五月廿二日江戸。快天卯剋御機嫌克表御色代より御發駕、御門外左の方生駒傳吉・神尾伊兵衛・奥村湍兵衛・吉田左門・津田權之佐・津田半太夫・由比孫兵衛・杉江平丞・津田酒造白洲列居

御目見。大御門外右の方に鹽川傳兵衛・辻長右衛門並居御目見。御色代御小將中其外諸役掛、

板の間御出入町人・御役者中

各布上
下着用

御目見。

廿二日 御晝 浦和。 御泊 鴻巣。

廿三日 御晝 熊谷。 御泊 本庄。

廿四日 御晝 板橋。 御泊 松枝。

廿五日 御晝 追分。 御泊 田中。

廿六日 御晝 鼠宿。 御泊 矢代。

廿七日 御晝 善光寺。 御泊 野尻。

廿八日 御晝 關山。 御泊 中屋敷。

廿九日 御晝 名立。 御泊 能生。

六月朔日 御晝 糸魚川。 御泊 境。

同二日 御晝 舟見。 御泊 三日市。

同三日 御晝 魚津。 御泊 東岩瀬。

同四日 御晝 小杉。 御泊 高岡。

同五日 御晝 今石動。 御泊 津幡。

同六日 金澤 御着城。

五月廿八日。前田綱紀越後今泉川にて洪水に會す。

〔政隣記〕

五月廿二日今日江戸御發駕御旅行之處、廿八日朝雷雨甚だ川々満水、殊に越後今泉川洪水、往來止み橋落候旨注進。依之先荒井之驛に御立寄、河地八郎兵衛を爲見に被遣候。其内次第に空晴候故、此川は水落易き由、晩方は多分渡候儀可成候、小半時には何程宛水落候哉、其考に而罷越候様に被仰出、足輕等に申付遣し、御使番不破覺丞も被遣候。又三十人頭水越新五左衛門、組之内水練之者召連罷越、水の深さ見届可申旨被仰出。葛卷忠四郎は中屋敷御泊當番に付、於荒井に生駒右近与可相代与令歸宿之處に、被爲召、川に罷越渡候儀相成候に候ば、水も何程引、則渡候由書付可致言上由、御直に御諛奉之、仲四郎揚鞭を馳行處、道にて不破覺丞に行逢候處、いまだ水引不申、渡候事難成由を云ふ。然れ共新五左衛門、水練之者を川に入瀬踏爲致候處、水三・四尺も引、渡瀬深き處四尺計有。依之則乗込、件之者共案内にて渡之、尤無異儀渡之。仲四郎馬毛長四寸餘有之、水は鞍之雉子股浸る程也。則其趣書付、足輕を以上之。又仲四郎渡候を見候て、新五左衛門馳歸言上仕与也。仲四郎次に藤田平兵衛・不破彦三・長谷川頼母等渡之。又水かさ引候也。于時新五左衛門之言上被聞召、荒井を御立、

川も無滞御渡被遊、其時は水腰切計也。御泊於中屋敷驛に、河地・不破其外今日川に候三輪六丞・石黒知左衛門等、言上仕様不宜旨段々被仰出候。有賀甚六郎も、川に而御行列之裁許不宜旨被仰出共有之候。廿九日於中屋敷驛、御小將組國澤權六郎明良儀閉門被仰付、御先に御返に候。是は昨日今泉川御通之刻、御用奉たるにても無之、私之儀に而御馬之先ね負れ候て渡候に付、手ぬるき仕合、旁以之外御怒に而如此被仰付候。

六月六日。前田綱紀金澤城に入る。

〔參議公年表〕

六月六日卯剋過御着城。三の御丸石川・河北與力番、橋爪・土橋・七十間・金谷御門番人布上下着用。此外諸番所袴羽織。二の御丸惣様御徒已上布上下。已下剋御宮・御佛殿御參詣、夫より寶圓寺・天徳院・如來寺御參詣。

同日御歸國御禮使、小幡宮内長治人持組一萬九百五十石
内二千四百三十石與力被仰渡、於御前御單帷子五・御羽織三被下之、即剋發足。

六月十八日。金澤町奉行より越中境の關所を通行する過書の交付手續を上申す。

境關所等町奉行手判指出方

越中境御關所罷通候者過書、私共より指遣候。縮之義、他國者男女共手判、問屋七人之者共夫々吟味仕、證文出申候。

一、御當地より罷越候者は、十人組書付に其所之肝煎奥書之證文出申候。

一、私共支配之御扶持人・御屋敷被下町醫師家禮等差遣候刻は、主人より書付出申候。

一、所々御關所、且又海上舟に而罷越候共、切手之義同事に御座候。

右之通證文を取、私共過書指遣申候、以上。

六月十八日

江守 平左衛門

和田 小右衛門

本多 安房殿

前田 佐渡殿

奥村 伊豫殿

奥村 因幡殿

横山 筑後殿

六月廿六日。行路病者の保護に關して訓諭す。

〔改作所舊記〕

宿方は不及申、在々領内に何者に而も病人有之候者、跡々より申渡通諸事念を入可申候。病人之義は見付次第在所へ引とり、手寄宜醫師有之候はゞ、早速病躰爲見、宜致介抱可申候。勿論即刻御郡奉行迄斷可申候。病人は何者にても、御郡奉行罷出見届可申旨、御達に而十村共々御郡奉行申渡。

六月廿六日

六月廿六日。組頭に諸士を率ゐる法を諭し且つその行跡に就いて見聞する所を上申せしむ。

〔典制彙纂〕

覺

- 一、組中之義付而、度々申渡候趣、曾而其しるし無之は如何相心得候哉事。
- 一、今度火事に付、組頭心得肝要に候。先年拜借申付候時分、除知仕面々、上納辨銀相濟候

共、しばらく除置、不時入用之金銀相應に可嗜候旨申渡候。此趣頭々相守候はゞ、火事砌當分飯米以下者各別、以後家作等之義は滞間敷候。然共先年拜借不申付者ども、其たしなみ油斷仕、諸事相滯者候はゞ、頭々吟味之上可致言上候。假令先々拜借之者共、其故有之而勝手困窮之者は、是又可爲同前事。

一、組中若作法不宜者候者、急度加異見、自然申聞ところ兩三度におよび候而も、不致承引不行義之族者、可達聽之由先年申渡候。其以後頭々誓詞申付候時分も、其趣書載之候。然處連々不行儀之者共有之躰に相聞候。尤一兩年以來之儀に而無之候間、及數度可加異見候哉、左様に候上者必定言上可仕之處、其儀無之候、如何相心得候哉事。

一、先年より有來簡略之定、令用捨候時分如申出、簡略を存ながら、私として難任其意品可有之事候間、自今以後猶以頭々申談之定置べく候。若無子細組頭之指圖を不用者候はゞ、其砌も申渡通無用捨可致異見事。

一、組頭之面々、別而心底をたしなみ、内外作法およばざる迄も組中のならはしにも罷成候様心懸、全私の榮耀をやめ、専家業をはげみ、萬端愼をむねこいたし、油斷有間敷候旨先年申含候。其以來令見聞候處、行跡相違之輩有之候。急度可相嗜候。若其心懸猶無之者可爲越度事。

午六月廿六日

〔國事雜抄〕

組中並支配之輩、神妙之行跡有之候歟、又者不覺悟之族異見を不致承引者候者、假令被仰出無之候共、其善惡言上仕度可存義、頭々之本意に被思召候。左様無之候得者、有志者はおのづからおこたり、不行義之者は逐年増長可仕候。殊以重々被仰出有之上、誓詞迄被仰付置儀候得者、必定言上可仕候間、其上を以御仕置可被仰出候と被思召候處、至于今而善惡とも言上不仕面々有之候。然共當時不覺悟之輩、其分に被指置がたく候條、御仕置被仰出に而可有之候。自然一統に其沙汰有之候而も、又無如在者も可有之候哉、兎角前々被仰出之趣に隨ひ、頭々見分之通、書付之紙面之末に加誓言可差上候旨被仰出候、以上。

六月廿六日

頭々言上紙面之末に誓言案紙

右言上仕義、初同役者一言茂不申談、私見聞之通、聊無依怙最負致言上候。此段若於相違者、日本國中大小神祇部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也。乍恐依御内意、以神文言上如件。

午 月 日

六月廿八日。閉門を命ぜられたるもの、作法を定む。

覺

一、閉門被仰付者共、表裏共に門打、其合目を外より板を打付可申事。
一、出かうし窓、何茂板打ふさぎ可申事。
一、輕者共しほり戸躰之片戸びらなどは、五・六寸丸の竹か木に而打とめ、是茂すきたる處は薄板に而も打付可申事。

一、表裏兩門有之者は、裏門之くゞりより、密々無據急用者調可申候。自分に出申義者一向無之、妻子迄も同前候事。

一、くゞり無之門自然有之候はゞ、頭に申談、屋敷之廻り圍之内に、外より目にかゝり不申様、くゞり躰之口を付可申候、以上。

午六月廿八日

右者閉門被仰付候者共、隣家より通路仕義不應御意候に付、横山筑後、多賀信濃被相渡候紙面、御横目中相渡候。唯今迄之閉門之面々、門前に結候竹垣之事、筑後・信濃は御横目中相尋候處、其義は其頭心得を以取候而可然候由、且又垣之内にくゞり躰之口を明申義、垣に限不申、塀に而も同事之由。

七月三日。前田綱紀奥向近習番の士を銓衡せしめ、次いで之を任命す。

〔被仰出之品等之抄〕

奥向近習に番仕候者入申候。次番之内又者小將・馬廻・組外、いづれに而も成程慥成者可申付候間、僉議候而書付可被越候。せめて三人充は無之而難成候間、隔番にいたし十二人ほど可然候へども、先十人有之候はゞ大方は可罷成候哉。とかく吟味候而、書付可被入披見候。相詰中所等之事、筑後・信濃など存候間、示談尤候。随分側近き番所候間可被入念候、以上。

七月三日

御親翰拜見仕候。御近習御番相勤候者——奉得其意存候。御親翰控置、御印御封上之申候、以上。

七月三日

前田 佐渡
奥村 因幡
奥村 伊豫
本多 安房

〔菅綱記〕

元祿三庚午十月六日新命近習番十三員。每歳給白銀二十枚。小將組

里見勘助・高田彌藤次・富田勘十郎・由比新五郎・神尾助七・佐久間

市右馬廻組 駒井庄太夫・成瀬内匠・岡田七郎兵衛・水原
衛門 清左衛門・中村藤左衛門・小塚善左衛門 定番組 山下吉左衛門

七月五日。從來遊民と稱したる階級を頭振の名に復舊せしむ。

〔改作所舊記〕

只今迄遊民と書申儀、自今以後前々其所申ならはし之通、頭振と書可申由被仰渡候由、御年寄衆御申渡候間、可被得其意候、以上。

七月五日

御算用場

服部宇右衛門殿

渡邊喜左衛門殿

七月六日。足輕小頭の缺員を補充せんことを稟請す。

〔袖裏雜記補綴〕

一、千百六十三人

割場附足輕今日之人高

外百十人

同 小頭

右平足輕二十人に小頭二人宛に裁許仕候。只今之人高に引合候へば、小頭六人不足仕候間、割場定役申付置候足輕之内より、不足之分小頭に仕度奉存候に付奉窺候、以上。

午七月六日

神戸内右衛門

山口新五兵衛

上木七郎右衛門

田邊半右衛門

本多安房殿

前田佐渡殿

奥村伊豫殿

奥村因幡殿

横山筑後殿

庚午七月十四日御加筆寫

十人に一人の小頭にて無之候へば、裁許滯申候哉。定而又不吟味かと存られ候、以上。

右御加筆に付——御尋謹奉承知候。小頭不足分之組、預け組に仕候へば、本小頭程には縮

兼申に付申上候旨、七月十六日神戸内右衛門等、安房等宛所之紙面。

〔袖裏雜記〕

足輕小頭不足奉願付、重而被仰出之趣、謹而奉承知候。

一、足輕十人に小頭一人宛に先年被仰出候。割場裁許之組は最前之通六十六組に御座候得

共、足輕數は段々減申候。小頭茂二十四人減候へども、只今之足輕數に合候得者、足輕十人に小頭一人之圖りに仕、六人不足仕候事。

一、足輕之組々は方々に罷在申候。小頭一人缺申組多、又兩人共缺申組も少々御座候。依之小頭無之組之分は、其町並手寄之小頭共、當分裁許仕候事。

一、御在江戸之時分、小頭七十人餘相詰申候故、兩小頭明申組多御座候。足輕之儀者、御國・遠所並他國に相詰、且又御使等に罷越候跡は、女計之躰に御座候。小頭一人缺申組多候面は、殘一人之小頭江戸等に相詰候跡は、其組之小頭兩人共に無御座組多罷成、縮り兼、其上勝手方之儀、其外借銀等入組たる品御座候付、小頭不足分六人願上申候。右六人之小頭不彼仰付候而も、御用之手つかへ申儀は無御座候、以上。

八月十九日

神戸 内右衛門 判

山口 新五兵衛

上木七郎右衛門 忌

安房等五人殿

七月十一日。諸士の子女出生を無届の儘放置することなかるべきを諭す。

〔御定書〕

御家中侍中之子共由緒帳に洩候者有之間敷候得共、萬一隱置、以後相知候者可爲曲言候。相違之儀有之候者、其頭支配人等の御懸可被成候。自然急度難申顯品有之候者、其趣頭迄内々を以相達、頭より達御内聽候得者宜旨被仰出候、以上。

庚午七月十一日

右御紙面前田佐渡被申渡、頭々可申談候。急度相觸申儀に而は無之旨之事。

七月十四日。前田綱紀流刑執行に適する地を領内に求めしむ。

〔袖裏雜記補綴〕

御加筆之内、七月十四日家作之義に付申上候紙面に。

一、當國にて可然遠嶋無之故、流刑之一法事缺、何より以仕にくき事。能州・越中之内見立候而、其縮仕候はゞ、さやうの所出來可申候。遠嶋無之に付、大勢死刑不可然候。尤下々には無之事候。死刑・追放・疵付候に而事濟申候。徒之者以上に追放難成者は、皆死刑に落候故、所を見立可然と申事候、以上。

七月廿二日。御算用者小頭を増員せんことを稟請す。

〔袖裏雜記〕

先年御算用者小頭無御座に付而、先奉行代御算用者之内有瀧彦右衛門・湯淺彌兵衛爲致觸次

等申候處、兩人段々病死仕候付而、私役義も多御座候。大勢之御算用者小頭無御座、手づかへ申事多御座候付、小頭被仰付被下候様に願上申候處、尤被思召候旨被仰出、延寶六年生嶋與四兵衛・齋藤四郎左衛門・寺岡與兵衛・桐山吉兵衛被仰付被下候。與四兵衛病死仕、替牧又七郎被仰付、其後又七郎御細工小頭に被遣、其替生嶋五郎太夫被仰付、寺岡與兵衛眼病に付御赦免、其替大村半七郎被仰付候。近年一人宛替々江戸に相詰申候。齋藤四郎左衛門及七十歳に役義被成御赦免候。御算用者百四十八人、小頭今程二人仕、觸遣等相勤申候儀は、一人に七十四人充支配仕候。並御算用場附足輕九人諸事觸使、江戸・京・大阪詰人改、並右之人數御切米等請取渡、宗門改、其外品々御用茂多、小頭減候而は何共手づかへ可申義に御座候間、四郎左衛門替被仰付被下候様奉願候、以上。

午七月廿二日

津田 宇右衛門

安房等五人殿

七月廿七日。今春放火の罪を犯したる矢矧屋長右衛門を磔刑に處す。

〔被仰出之品等之抄〕

金澤泉町 矢はぎ屋 長右衛門

長右衛門義大罪至極之者に御座候間、金澤町中引廻、磔敷火罪に可被仰付候哉。火付之義前

々火罪に被仰付候例も御座候。

庚午七月六日

前田 佐渡

横山 筑後

奥村 因幡

奥村 伊豫

本多 安房

御書出之寫

付紙見申候。指而相違之義見届不申候間、付札之通可被申渡候。火付之義、近年江戸に而茂ケ様之御刑法有之候者、先例之通可然候。江戸表にて其御沙汰近年被差置候者、はりつけ・梟首等可然候。十年餘以前、板橋邊之者平尾村之近邊に而火罪有之候。此義者年久儀候故其例に難立候、以上。

七月十日

御書出奉得其意存候。江戸表にては近年も火罪被仰付候由及承候。去年於越前國火付候中嶋村又右衛門義、其所へ被遣火罪に被仰付旨に御座候。矢はぎ屋長右衛門義、火罪に可被仰付候哉。但於御國者近年火罪不被仰付候條、磔に可被仰付候哉。

七月十一日

前田佐渡

同日御加筆之寫

はり付にても火罪にても、しまりは同斷之様に存候。火罪故以後しまり可申存寄者無之候。其方中も以後之縮勝劣存寄無之候はゞ、はり付可然候、以上。

〔政隣記〕

七月廿七日、當春金澤大火事火附張本人、野町町人矢矧屋長右衛門、於泉野町端に磔に被仰付、爲檢使御先手里見治左衛門、渡邊源兵衛公事場附御横目小塚八郎左衛門出。尤廿五日、廿六日金澤中長右衛門被引渡。

七月。火災に罹りたる者の家屋建築に關する制限を令す。

〔袖裏雜記〕

七月。今年火災に付而家作之儀申渡候覺書左之通。

覺

- 一、今度火事に付而、類燒之者家作之儀隨分輕可仕事。
- 一、上材木一向無用、龜相成材木を用可申事。
- 一、有來候材木等頭わ及斷、受指圖用可申事。

一、屋ねこけら葺に仕候とも、あづま屋、切はふ兩品をかるく可用候。つけもや・からはふ等は無用に可仕事。

但、長屋はつけもやも不苦候。ぐはきやう作は無用たるべき事。

一、こけら葺之はぐち三寸五歩之厚さを限べし。とぢぶき・うは目じやばら等無用之事。

一、彫物・くみもの・きつねがうし等、並折入障子・しげまいら戸、其外きちやうめんの類無用之事。

一、切石疊無用に可仕事。

但、有來之分は各別之事。

一、長屋應分限輕腰板。上下之釘かくし指止、籠相成鉾打歟釘打に可仕事。

但、長屋等かるくいたし、其餘之家作丁寧に候ては猶以不可然候。

一、から紙之引手等、手こもりたる儀仕候間敷事。

一、白壁・赤土壁之外、色替之物ずきの壁無用之事。

一、塀之屋ね猿甲、二重は不及申、一重さるかうも無用之事。

一、神社・佛閣之儀、兼々被仰出之趣違背仕間敷事。

一、町屋前口之儀は相應に改作事、内證方之分は成程かるく可仕候。但、旅人之宿等仕ものは、

鉾は紙なるべし

其所之奉行承届之、其上を以可申付事。

以上

八月四日。寺社奉行等私に圓教寺の號を稱したるもの、始末を上申す。

〔袖裏雜記〕

妙成寺觸下泉野寺町立像寺五代目住持弟子圓教と申僧、金澤森下町・金屋町之後町田井屋甚兵衛屋敷借地仕、圓教寺と寺號を名乗、寺役等相勤候由に付、吟味仕候處、圓教書付に立像寺當住加與書、且又立像寺自分書付、妙成寺與書仕申出候付、上之候趣、八月四日岡嶋市郎兵衛・不破彦三書付。

請合證文之事

一、拙僧寺號之儀に付今度御吟味被成候處、委承届候。就夫十ヶ年以前に、僧録並御當寺先住より寺號名乗申儀難叶旨被申渡候處、如先年寺號名乗申候儀、不調法之仕合奉存候。向後寺號を名乗、寺役相勤申儀堅仕間敷候。爲其後日之證文如件。

午七月廿四日

圓教坊判

立像寺

右之通急度申渡、圓教書付上之申候、已上。

午七月廿六日

立像 寺 印判

妙 成 寺

一、圓教寺申僧、正保二年に致發心、當寺五代日本覺院日理弟子に罷成候處紛無御座候。其後寺社御奉行葛卷藏人殿・山森吉兵衛殿御斷申上候而、圓教寺与名乘來候へども、十ヶ年已前後住願申儀有之に付、其節僧録より寺號之儀御吟味被成候處、御公儀御定之年數にも不足仕、勿論帳外之寺號に而御座候故、向後寺號を名乗、寺役相勤申儀堅無用可仕旨、僧録並當寺先住より申渡候。尤帳外に付、寺中間つき合等不仕候。然處如先年寺號を名乗、寺役相勤申段、曾而存不申候。猶以先達而申渡置候通、寺號を名乗、寺役相勤不申候様急度申付候、以上。

午七月廿三日

金澤泉野寺町 立像 寺 印判

妙 成 寺

右之通相違無御座に付上之申候、已上。

瀧谷 妙 成 寺 印

岡嶋市郎兵衛殿

不破 彦 三 殿

右八月五日ヶ條に入御覽候處、新地之寺地如此之儀、急度吟味も不仕事、それぐ奉行共油

斷至極、皆々如此事のみと可被存候。一往申渡候上、又候哉寺號名乗申儀重々不届候。加様之法に背候者は、何とて其分に仕置候哉、寺地取放可申事と存候と御加筆。

八月七日。大聖寺の町人仁左衛門、加賀藩領内にて罪を犯したるを以て斬に處することに決す。

〔袖裏雜記〕

大正持山田町仁左衛門、商人に而刀を指、背御大法、且又百姓等に對銀子など貪取、不届者候間、斬罪可被仰付哉之旨、八月四日伺之處、付札之通候。右仁左衛門今以彼地住宅候哉。左様之者近年彼地の無斷罪科之例有之哉之趣被仰出に付、彼地にて住宅持不申に付、御當地に參有之候。前々か様之者、御刑法被仰付候段、御付届之先例無御座候。但彼御領之者と當御領之者出入に取結候義有之歟、又者何とぞ届け有之、其上に而彼御領之者御刑法被仰付候へば、落着之義公事場より申遣候義は御座候旨、富田治部左衛門・野村與三兵衛八月七日紙面入御覽候處、如此に候へば埒明申候と御加筆。

八月八日。前田綱紀の子吉徳江戸本郷邸に生る。

〔政隣記〕

八月八日卯時、江戸於御上邸若子様御誕生、御生母三田村氏定長女、定敬妹。一本山崎紋左衛門定長女と有、可考。御名勝次郎君与駒井與兵衛直寛上之。同人在江戸御篋上之、墓目奥村伊豫時成從金澤上之。翌年四月十日中將様御參府、即日初而御對顔、翌十一日御刀・御脇刺被進之。

〔御年表〕

八月八日卯刻江戸に於て勝次郎君御出生、御生母は三田村紋左衛門定長が女、喜六郎定敬妹也。諱は町、或曰萬知。定長は山崎氏を稱す。後如水と稱す。御幼名は八月十九日駒井與兵衛直寛・蜂谷孫右衛門友重献すと云。九月九日御産髮を剃せらる。御料理人山内平左衛門是を承る。是御料理といへ共、櫛髮の事に宜しきを以て仰付らると云々。十一日富士社へ御代拜、駒井與兵衛相勤る。御最花銀十枚、十二月十三日御色直御祝有。

八月九日。松樹を盜伐したる者を疵付追放に處す。

〔袖裏雜記〕

長國寺上地町ざるふり 五郎兵衛

五郎兵衛儀手ごわり候様子、言上之趣にては不分明候故、公事場奉行に相尋候處、於彼場松木賊に極、萬力さゝせ候時分、足輕等に向働申由に御座候。左候得者於場所手向申同事、不

届者に御座候。然共侍分とは違申儀に候間、耳鼻をそぎ追放可被仰付候哉、以上。

庚午八月四日

因幡等五人

右同月九日伺之通被仰出。

八月十三日。竹刀を帶し、藥を強賣したる浪人松本半兵衛を死刑に處すべきことを決す。

〔袖裏雜記〕

浪人松本半兵衛儀、是非藥賣可申とて、脇指に手をかけおごし申由。且又竹のへらをさし有之段、苗字も有之もの不届千萬に奉存候。追放可被仰付候哉と八月四日伺。追放にても不苦者候へども、是は品も有之様に存候。但外に存寄も無之候哉と、御ヶ條御親翰中に被仰出。外に替存寄も無御座候。尤竹之へらをさし有之段、御扶持をも被下ものに候はゞ、死刑にも可被仰付義に存候へども、浪人之事故追放と奉窺候。但藥を賣可申仕形押領之牒、其上竹之へらを指有之段不届千萬に候。一等品重も可被仰付哉と八月七日申上、此被仰出無之。准例公事場奉行の尋候處、先例無之旨書付出之。御扶持をも被下ものに候へ者、勿論死刑に決可申候へども、御扶持人にても無御座候間、先日以附札奉窺候通、追放可被仰付候哉、但重而如言上仕候重も可被仰付候哉、左候はゞ死罪と奉存候旨、ヶ條中に八月十一日重而申上候處、

被仰出無之故、重而伺之處、承届候、僉議次第可被致候。何方にても其筋無之に而は無之候と御加筆。遂僉議候處、各死刑被仰付可然奉存候。重而御誕次第可申渡と申上處、令承知候可被申渡候と、八月十三日御加筆。

八月廿一日。馬廻組高崎半九郎等遊女を集め不法の事ありたるを以て處刑せらる。

〔政隣記〕

七月九日。定番御馬廻組百六十石餘高崎半九郎、百石池田傳七郎、百五十石青木治太夫、百石安見與八郎四人申合、遊女を集置、不法之事多く有之。各四家に御預御糺斷之後、越中五ヶ山の流刑、遊女は都合十九人共禁牢。十月十八日能州奥郡之嶋の流刑被仰付。

〔政隣記〕

八月廿一日。人持組深美右京秀直・同斷伊藤平右衛門重微兩宅に、人持組寺社奉行富田治部左衛門重持、定番御馬廻御番頭小幡七郎兵衛信義・林重左衛門重政、御横目河北八郎兵衛秀安・小倉惣助實政、御歩横目兩人罷越、人持組永原主税孝定・同斷奥野兵庫初小隼人と云。氏之兩宅に、富田重持・小幡信義・林重政、御横目大橋長兵衛直成・三輪六佐宗共、御歩横目兩人罷越、高崎半九郎百五十石・安見與八郎百石・青木治太夫百石・池田傳七郎百石に被仰出申渡趣、左之通。

之島二字は
衍なり

連々不義之行狀殊更遊女抱置、重々失于侍之作法候上は、死罪に可被仰付候得共、一命御助被成被處流刑。

小幡信義宅に林重政・河地秀安、御歩横目兩人、林重政宅に小幡信義、御横目前田庄左衛門政右、御歩横目二人、定番御馬廻番頭丹羽七郎左衛門長可宅に林重政・小幡信義、御横目小泉勘十郎重長、御歩横目二人罷越、則信義預り之池田傳七郎子治部七、重政預り之高崎半九郎子市之助・鍋太郎・長太郎、長可預り之青木治太夫子宅之佐・友之進・龜之助に被仰出之趣を申渡趣、左之通。

親誰儀、連々不義之行狀、殊更遊女抱置、重々失于侍之作法候上者、死罪に可被仰付候得共、一命御助被成、被處流刑候。其方も親配所に被遣候。

奥村因幡惠輝宅に、永原丹七郎親類永原久兵衛孝之・永原主税孝定・永原治兵衛政長・赤尾助左衛門頼孝被召寄。横山筑後一宗列座、御横目恒川七兵衛・中村爲兵衛出座に而、丹七郎並にせがれ惣次郎共に御預之旨被仰渡。丹七郎父、御馬廻吉久御詰米奉行永原五郎左衛門孝計、越中吉久に引越し有之。依之午刻過、因幡宅に參出之處、丹七郎御預之旨被仰渡、則恒川・中村出座。

一、今月廿五日右御預者之親類、遠慮御免被仰付。

一、十月十八日右高崎半九郎等抱置遊女十九人遠嶋。

〔前田御家録〕 杉本義隣覺書

一、元祿三年七月九日金澤侍之内遊女抱置候者共、屋敷之内に借置、出合宿又は方々の遣候に付、御仕置被仰付人々。

御馬廻組 百六十石餘 高崎半九郎 歳六十一

九日深美右京の御預け、子共多所持仕に付、旁一命を御赦免、八月廿五日越中五ヶ山の流刑被仰付、但於配所病死。

同 組 百二十石 青木治太夫 歳三十七

同日永原主税の御預け、子共多所持仕に付、旁一命を御赦免、八月廿五日五ヶ山祖山村の流刑、寶永六年八月東叡山に於ての御法事爲赦御赦免、金澤の罷歸る。

同 組 百石 池田傳七郎 歳四十

同日奥野兵庫の御預け、流刑並配所後御免之様子治太夫同斷。

同 組 百石 安見與八郎 歳三十八

同日伊藤平右衛門の御預け、流刑並配所御免之様子治太夫同斷。

右流刑之時分、郡御奉行・御徒・足輕等附、何茂傳馬に而罷越、一人に二間四方の小屋、一人

一日黒米五合宛。

八〇

半九郎嫡子	高崎市之助	歳十五
同人 二男	同 福太郎	歳十三
同人 三男	同 長太郎	歳四
治太夫嫡子	青木宅之佐	歳十五
同人 二男	同 友之進	歳十三
同人 三男	同 龜之助	歳五
傳七郎男	池田治部七	歳十五

高崎・池田・青木・共父同日五ヶ山流刑。於配所市之助・福太郎・宅之佐・友之進・治部七同居。
長太郎は父半九郎と同居。龜之助は父治太夫と同居。

右父一所に配所被遣時分、並小屋之間數、御扶持方等右同斷。

出合宿くつわ並取持の町人

たばこや	利右衛門	いづみや	長右衛門	片田屋	傳右衛門
竹松屋	與三右衛門	から物や	太右衛門	三國屋	平兵衛
杉山	理兵衛	鶴來村	九兵衛	髮	結文右衛門

日用取 勘右衛門 上下之者 市郎右衛門 十一人

右之者共籠舍御吟味、落着以後御成敗、或は耳鼻缺御追放也。

八月廿一日。組外組の士永原丹七郎及び橋爪三十郎刑せらる。

〔參議公年表〕

七月九日。御預け人有之。於公事場渡之。

仙石權之助方へ 組外 三百石 永原丹七郎

岡島内膳方へ 組外 二百五十石 橋爪三十郎

〔政隣記〕

一、永原丹七郎は本書に殺狼因罪与迄有之候得共、右橋爪三十郎妄判拂米之事も連る乎云々。追而知行被召放一類の御預也。

右人々御預等之儀、於公事場被仰渡、或公事場奉行等御預人之宅に罷越御吟味候云々。

附、永原丹七郎者今年八月廿一日御知行被召放、一門永原主税・永原久兵衛・永原五郎左衛門・赤尾助左衛門の御預也。橋爪三十郎は八月廿一日切腹被仰付。

〔政隣記〕

八月廿一日前記七月九日に有之御預人人持組岡島内膳一定宅に、今日寺社奉行岡嶋市郎兵衛

元爲、組外御番頭木梨助三郎政直・前田瀨兵衛正重、御横目井上久太郎長定・齋藤吉左衛門好堅、御歩横目四人罷越、橋爪三十郎に被仰出を申渡趣、左之通。

最前御近邊被召仕候間、別而内外行狀急度可相嗜處、連々不覺悟之儀有之、殊更頃年作法之上謀書仕、段々重々不届之仕合に付而切腹被仰付候。

人持組仙石權之助政淳方ね、人持寺社奉行不破彦三爲貞、組外御番頭近藤四郎左衛門直恒、吉田逸角守紹、御横目恒川七兵衛長恒・中村爲兵衛庸信、御歩横目二人罷越、永原丹七郎勝重に被仰出を申渡趣、左之通。

最前御近習被召仕候間、別而内外行狀急度可相嗜候處、連々不所存之儀有之、其上不覺悟之仕合、重々不届に付而、知行被召放、せがれ惣次郎共に親類共ね御預候。

八月廿八日。諸士の藩より借銀したるものに米價下直なるを以てその辨濟延期を許す。

〔政隣記〕

八月廿八日御家中拜借人、米下直に付御年寄衆御伺之處、畢竟者頭々之油斷に候、米下直を申計に而は一向無之事に候。然共是非返上被仰付候者、其詮無之儀に候條、御指延可被遊候間、來年收納米を以皆濟候様被仰出候段、年寄中被仰渡。

八月廿九日。私に寺號を稱したる圓教寺の檀那を他の寺院に轉屬せしむ。

〔參議公年表〕

覺

法華宗、所者森下町地子地 圓 教 寺

右圓教寺儀、於公事場御吟味之品有之候。依之圓教寺旦那之者候者、早速何れ成共寺替仕、其段書付宗門奉行中へ可被出候事。

右之通被得其意、御支配並御自分家來末々迄、急度御申渡可有候。御披見之印、御名之下御判形候而可被指越候、已上。

八月廿九日

山崎治郎右衛門

齋藤 中務

岡嶋市郎兵衛

野村五郎兵衛

不破 彦三

九月二日。大小將組の士中村次郎右衛門に閉門を命ず。

〔政隣記〕

九月二日左之通。

御大小將組御膳奉行中村次郎右衛門正住義、勤方不宜、役儀被召放候得共、閉門逼塞等被成御免、舊臘從江戸金澤に被遣候。然處御歸城以後、頭より勤番申渡候に付相勤有之候處、今日被仰出候者、役儀被指除候品、頭共存間敷候。其身に者覺も可有之處に、あやまりも不存辨、組頭任申に、無遠慮罷出候事不届之至に被思召候に付而、閉門被仰付候旨被仰出、頭野村五郎兵衛永重御小宅將に而、御小將頭半田五郎左衛門正直列座申渡。

九月六日。捨子の罪を犯したるもの精神錯亂の狀あるを以て死刑を宥し禁錮に處す。

〔袖裏雜記〕

石川郡宮津村次郎右衛門從弟いぬ義、捨子仕候段不届至極に候。死刑にも可被仰付者に候得共、最前も狂氣之躰、今度於籠屋も亂心仕様子に候。左候得者各別之品に奉存候間、其趣一門共の申聞指預、於在所急度しまり仕置候様に可被仰付哉と、九月四日伺。亂氣にも極り不申候。折々亂心かと申程の事に候へ者、付紙之趣いかゞに候。其ま、籠舎申付置尤候。大赦などにて、右之通免除は各別に候と、九月六日御親翰。

九月廿四日。前田綱紀組外組番頭たるもの、銚衡を命ず。

〔御親翰之寫〕

組外番頭之儀、諸番頭之内にて、近習番々頭其次組外番頭、小將番頭より重き筈にて候。近習・組外兩番頭共に組頭無之候。組外は時により歴々支配仕候へども、組頭と申ものにては無之候故、諸番頭之内にて座高く候へども、最前は大抵計申出、いさいは不申渡候き。第一最前申付候番頭、小身にて品かろく、其上いまだ組外も纔成事候間組も分不申、しかと格も定り不申候。今程大かた人數も揃申候間、此度可相定之候。今程申付置候番頭、老人も有之、江戸交替も難成者候條、定番番頭に申付之候間、此度座列可相改かと申事候。然共只今迄も、髓に定番々頭より下輩と申出儀者無之候間、定番々頭に相加、手成あしく候はんか。左候はゞ老人等は幸定番之物頭兼々僉議申事候間、此内にて可罷成分被申付候。年盛にて江戸詰等可成、身躰も相應成ものは殘置、小將番頭又は小將横目等之内よりも、組外番頭申付之、不足は平侍之内より可指之候。追而は身躰かろくにても不苦候へども、此度右之様子に候故、小身者座上當分不都合候條、右之通に本人數のごとく、十人歟先八人計にても可申付候。一組番頭二人充にても、役科百五十石にて候。此趣を以えらび出可被申候、以上。

九月廿四日

九月。能登七尾往還筋にて諸士の名を假り荷物を宿方馬借に運搬せしむ

る町人あるを禁止す。

〔參議公年表〕

口上之覺

據はつかえ
と訓む
裁料は宰領

能州七尾往還筋宿方・馬借及斷候者、近年十一月・十二月に至毎日鹽肴或牛蒡・大根等、侍荷物大分に參、指札一組之駄數、小身之衆之名にて十駄・二十駄・三十駄參有之、駄數二百・三百駄有之、宿方人馬手攪迷惑仕候付而、十村肝煎等相考申候處、侍中用事之荷物之分は、右駄數は無之筈に候得共、町方之者共侍之假名、又はにせ裁料人を拵申躰に相見え申候。乍然宿方爲心得ことがめ申事不罷成、私共わ相斷申付、右之品相改申度旨御年寄衆わも相達置、當年より急度遂吟味、荷物指札並荷裁料人等改之、難心得者於有之者搦、又は荷物等宿方に指置申筈に御座候間、左様御心得被成、御組之御面々、自然町方之者わ荷札等相借被申義無之様に、兼而被仰傳置可被下候。當暮は宿方にて、誰々荷物何之何駄と申品、帳面に記置申候間、爲御心得如斯御座候、以上。

九 月

伴 七兵衛

大石彌三郎

十月十日。本日以降寶圓寺に前田利常の三十三回忌を執行す。

〔參議公年表〕

十月十日。今日より至十二日、微妙院殿卅三回御忌、於寶圓寺御法事御執行。御法會の儀本多安房奉行之。

十二日。御法事依結願、寶圓寺御參詣、御供中御徒小頭已上熨斗目布上下、新番より已下服紗小袖布上下。

同日。御家中諸士拜禮。

同日。於玉泉寺野町御施行米有之、奉行人御小將頭與村市右衛門・同笹原頼母・御步行頭赤尾助左衛門・同脇田七兵衛。

十五日。寶圓寺並今般御法會の役僧等三百人御饗應、御能有之。所謂、老松 權兵衛、箆陸丞、江口 權兵衛、紅葉狩 左平次・萬右衛門、三輪 喜太夫、芦刈 庄五郎、亂 喜太夫・甚助。

十月十八日。先に高崎半九郎等の惡事に加はりたる遊女十九人能登與郡に遣さる。

〔能登古文書〕

覺

- 一、遊女共十九人能州奥兩郡へ遣、百姓下人被仰付候條、口郡へ出し申間敷候。
- 一、下人一兩人程召仕候百姓へ可遣事。
- 一、妻仕度と申者候はゞ、下人持不申百姓へさづけ可申事。
- 一、十村其外勝手宜百姓には、召仕なご、有之義一圖有之間敷事。
- 一、御當地より罷越候者に出合せ、猥之仕合無之様に、十村等へ急度可被申渡候事。
- 一、彼十九人之人數相違無之哉、折々相改候之様、是又十村へ可被申渡事。
- 一、右之内死去人候はゞ書付可及斷事。

右之通御年寄衆より被仰渡候條、可被得其意候、以上。

元祿三年十月十六日

富田治部左衛門

野村與三兵衛

伴 七兵衛殿

大石彌三郎殿

〔聞書之抄〕

十月十八日禁牢之遊女共十九人能州奥郡に流罪。

し か さ よ き ん す ま あかし 七

し き 此七人外浦

三 彌 市 彌 ね ん く め つ ね や つ

き よ り く た も さ ん け ん 此十一人内浦

〔前田御家録〕 杉本義隣覺書

右一卷之女共、能州奥郡所々に被遣之、百姓に被下、下女に召仕候様被仰渡者共。

能州鳳至郡劍地村彌二兵衛組小石村に いづみや長右衛門方罷在 し か

同 道下村清助組定庵村に 同人方罷在 さ よ

同 小伊勢村八左衛門組宅田村に 同人方罷在 す ま

同 道下村清助組宮古場村に から物や吉左衛門方罷在 く め

能州鳳至郡大澤村權兵衛組空熊村に 竹松屋與三右衛門方罷在 き ん

同 栗藏村彦三郎組吉ヶ池村に 同人方罷在 し ち

同 小伊勢村八左衛門組與呂見村に ゑびや又四郎方罷在 あ かし

同 栗藏村彦三郎組徳成谷内村に たばこや利右衛門方罷在 し き

右八人能州奥郡外浦に遣之

同 中居村三右衛門組洲衛村に 杉山理兵衛方罷在 三 彌

同 同組 柏木村に 日用取勘右衛門方罷在 市彌

同 飯田村次郎兵衛組法住寺村に 同人妻 たも

同 鶺鴒川村六藏組曾又村に たばこや利右衛門方罷在 れん

同 宇出津村源五組神和住村に 上下之者市郎齋門方罷在 くめ

同 同組 五十里村に 古手買吉兵衛方罷在 つね

同 松波村太郎右衛門組國重村に いづみや長右衛門方罷在 やつ

同 同組 泥木村に 最前三國や平兵衛妻 きよ

同 飯田村次郎兵衛組熊谷村に 福光屋喜右衛門妻 りく

同 高屋村長次郎組山中村に から物や吉齋門方罷在 三笠さん

同 同組 中村に 忍びや又四郎方罷在 きん

右十一人能州奥郡内浦に被遣方。

右遊女一人に足輕二人宛附罷越也。諸事猥に無之様に、小頭兩人縮りに被遣、提灯は公事場より六張遣す由。遊女晝休は一軒同居、泊りは先一軒に同居、宿おもはしき無之は二軒に爲泊可申旨、賄は輕きはたご、雨降候者ごぞを買きせ可申由。宿は夜明候而出、不暮以前に宿に着候様。尤何茂馬にて罷越候由也。同年十一月十九日に被遣之也。

十一月十九日
は誤なるべし

十月廿四日。宗門改帳の取扱を簡便ならしむ。

〔參議公年表〕

十月廿四日。御領國宗門改帳、御横目中より大年寄中の差出、宗門奉行中の御渡候へども、宗門奉行中より御領國中宗門替義無之旨請取候上、向後は御横目中より直に宗門奉行の帳面可相渡旨、佐渡申渡。

十一月朔日。前田綱紀江戸の聖堂に手水鉢を献納す。

〔政隣記〕

十一月朔日江戸聖堂の御手水鉢御獻納。昨晦日就出來、柳原の原九郎左衛門元昭・伴源兵衛長安、御横目津田造酒喬長罷越致見分、從柳原しゆらにて引之、御横目・足輕等爲縮罷出。

十一月六日。捨子を嚴禁する幕府の令を領内に布く。

〔岡部舊記〕

覺

捨子いたし候事彌御制禁候。養育なりがたき譯有之候はゞ、奉公人は其主人、御領は御代官手代、私領者其村々名主・五人組、町方は其所々名主・五人組に其品申出べし。はごくみなり

がたきにおゐては、其所に而養育可仕候。此上捨子仕候はゞ急度曲事たるべき者也。

午十月 日

捨子いたし候事彌御制禁の旨、今度從公義被仰渡候。御覺書通可相觸由被仰出候條、急度守之候様に、支配末々に至迄嚴重に被申付、御受可被上之候、已上。

庚午十一月六日

本多 安房

奥村 伊豫

前田 佐渡

十一月十三日。金澤に於いて今明兩日幕府より拜領の屏風を披露し能を演ぜしむ。

〔政隣記〕

一、十一月十三日於金澤右屏風御披御能被仰付、頭分以上百五人拜見、御料理被下之。御霽應奉行不破平左衛門・奥村市右衛門、御給事御大小將・御射手等六十五人に而勤之。右御屏風者御黒書院上段に有之、兩度御出御意。御能五番被仰付。今日雪降寒天に付、御前に者獵々亂計御舞被遊。翌十四日にも右同斷、隱居・御役御免之面々・諸番頭・御横目・御使番・御細工奉行・聞番、且又本多木工・前田主税・中川采女・小塚八右衛門・五十川剛伯・山科理安・端玄川亭

徳院・山科了安・南保玄達・堀部養叔登城、御能七番有之。内空蟬並祝言之鶴龜は御前被遊候。
十一月十六日。盜賊を捕へながら釋放することを禁ず。

〔參議公年表〕

先頃より方々に小盜之族有之、捕申者候得共、贓物取返し候得者追拂申由にて、先日も投火
など仕躰之所も有之候。彼徒者徘徊仕候而、付火等氣遣敷義候條、如何様之小盜に候共、召
捕出候歟、又は訴人有之、品により御褒美可被下候。此上若又追拂候者有之、至後日相知候
者可爲不念候。此旨御組中並各家來、急度可有御申觸候、恐々謹言。

庚午十一月十六日

野村與三兵衛

富田治部左衛門

十一月廿二日。諸國宿驛の駄賃を増したるを以て領内に於いても亦之に
倣はしむ。

〔改作所舊記〕

一、他國路駄馬賃、依所只今迄取來外に、増錢取候様相聞候に付、越前・越後之様子承合候
處、増駄賃取不申旨に候。就夫小杉郡御奉行・新川郡御奉行より、重而他國路之様子尋に相

越、若取申首尾慥に候へ者、其段書付上申、其上に而此場より、取可申由相觸申筈に候間、
縦上宿・下宿より申送有之共、此場より不相觸内は増錢取申間敷旨、御支配所馬借共へ急度可
有御申渡候、以上。

九月廿二日

御算用場

右御算用場より申來候條、急度可申渡候、以上。

服部宇右衛門

渡邊喜右衛門

三 郡

今度一割増駄賃之儀、山村市十郎・今井源五兵衛方より、越後路様子承候處、一割増取候旨右
兩人より申越候間、御領分に而右之増駄賃請取候様可被申觸候、以上。

庚午十一月廿二日

奥村因幡

津田宇右衛門殿

右之通被仰渡候條被得其意、御支配所中驛馬駄賃只今迄取來候外、一割増取候様可有御申渡
候、以上。

十一月廿四日

御算用場

十一月廿八日。改作奉行等その勤務に關する慣例を上申す。

〔改作方勤作帳〕

私共相勤申御用品々書記申帳

一、御郡中改作方之儀、先年村々改作に被仰付候刻より、品々古格を以相勤、勿論其時之様子にしたがひ僉義仕、夫々申付候。然者寛文元年に御印を以御書立被下置候趣を請、諸百姓手前收納方並免相指引、且又改作之格に違申百姓は、籠舍或追出或は入替等、私共に御任せ置被成候間、無遠慮支配可仕候。殺害之義は言上可仕旨依被仰渡、今以右之通裁許仕申候事。

一、毎年正二月御郡中御扶持人並十村共御算用場へ呼出、百姓持高に應、人馬農道具致所持、耕作仕入、十村組々吟味仕、何とぞ尤之品有之手搦申者、御座候得者、御算用場御奉行相談仕、御米貸渡、作用意爲仕申候。且又田地出入等承届、夫々落着申付候事。

一、耕作やしない仕入之爲、御銀百貫目役銀御奉行に御預置に付、仕入不足之村々吟味仕、右銀子貸渡、至暮取立爲致返上申候事。

一、相役之内替々御郡中相廻、耕作方無滞様申付候。且又御郡々に、御扶持人並十村共毎月日を極相集り、組々相滞儀相談仕、輕儀は埒明申候。依之十村共相集所、御算用者高能少兵衛・増出半助毎月遣之、十村共申付儀承届、私共並御算用場に申聞候事。

一、百姓死者跡、せがれ幼少に而開作難仕御座候得者、死申百姓女に入聲申付候歟、或成人之娘御座候へば聲を取申候歟、或は不遁百姓後見人相立、何とぞ死去人之妻子養育仕、其子及廿歳候はゞ、高相渡候様申付候。自然親類之者無御座候へば、脇より入百姓申付候事。

一、御郡中水損・旱損・風損等有之、立毛定免に不應、村々見立斷申出候刻、其御郡之御扶持人に申付吟味爲致、其上於御算用場私共僉義仕、見立に可罷成村々撰出、村數を極、他郡之御扶持人三人宛召連、手分仕罷越致見分、夫々御用捨免申渡候事。

一、每歳收納方皆濟吟味仕、御代官並御家中侍分皆濟切手見届、村々高物成引合、十村一組切吟味仕申候事。

一、御郡中田畠新開之儀、每歳開所吟味仕、本田に障無之分新田に申付候事。

一、毎月隔日御算用場罷出、諸事御用方相しらべ、津田宇右衛門に相談仕、夫々甚許仕候。御用多時分者毎日相詰申候事。

一、御收納方諸代官、御鹽方・小物成請拂、並諸方に而金銀諸色請拂仕人々、遂御勘定申刻、御算用者夫々吟味仕、算用仕立濟、證文相調、其上私共承届、津田宇右衛門に相達、場印を取渡之申候事。

一、御下行渡り方、御知行所附割符、大阪・江戸御廻米指引、御代官割並御郡中檢地等之儀僉

義仕、津田宇右衛門に相談仕、夫々相極申候事。

一、江戸御上下之刻、新川郡之内御旅屋拵、越後山之下波除、青海川・姫川川越人足召連、相役人之内替々罷越申候事。

一、金澤廻御鷹野に御出被遊候刻、御せこ人足並御供船申付、賃銀被下に付、請取相渡申候事。

一、往還筋損申刻、少之儀は十村共の申付、百姓修理仕候。及大損申候得者、御郡奉行申談、年寄中の相達、御納戸銀を以修理有之候。且又往還道筋並宿方、川に而崩申刻者、御郡奉行・私共より御普請會所の申達、役銀を以修理有之候事。

一、大阪御屋敷の私共代々罷越、御米拂其外品々御用相勤申候事。
右私共相勤申御用品々如此御座候、以上。

元祿三年十一月廿八日

脇田 知右衛門

中村 四兵衛

堀 孫左衛門

鶴 見三丞

中村 助左衛門

大阪に罷在申候 中村彌兵衛

左之兩人帳面同事。但末に外ヶ條有之、如左。

一、每歲御勝手方惣圖り、御隱密方御用相勤申候事。

一、御土藏金銀御算用相遂申候刻、平岡五左衛門相談仕、御算用相極、入立御奉行・私共連判を以、濟證文調上之、御印被成下、則大銀御奉行・諸方御銀奉行へ相渡り申候事。

一、御在府之年は、寄合所の相詰申候事。

一、御勝手方御簡略之儀、津田宇右衛門・小寺平左衛門・井上勘左衛門被仰付御用品々、私共しらべ仕、夫々三人に致相談相勤申候事。

元祿三年十一月廿八日

園田左十郎

毛利又太夫

是歲。初めて新田裁許を置く。

〔東西手引〕

新田裁許。元祿三年黑崎村安兵衛初而被仰付。

〔河合録〕

新田裁許子細並申付方之事

勢子は監督
又は幹施の
義

一、新田裁許は元祿三年黒崎村安兵衛に始而被仰付候旨、舊記に有之。其始明曆・萬治・寛文之頃新田開發、一村建等多有之。右新田之村々迄、別に裁許之者を下たに而新開十村共云し由。元祿之度より此名目始り、其後連綿。

一、右勤方は新開所但高帳入になれば、新田裁許手
を放れ、其十村之裁許になる。不殘を致指引、繁々廻村、追々開發爲致、或は地味宜敷なる様致勢子、夏之末より免相を見圖りとして廻村、終而其年之圖免帳冊を以、兩人宛出府伺出す。其外新開之事に付而は種々勤向有之。

一、兼役に蔭聞役申付有之、御郡中之横目也。何事に不寄、無依怙承り候而及内達、立毛不熟之年御扶持人内見分有之候得者、其跡廻りをいたし、様子内達、其外内檢地にも罷出、惣じて其餘にも臨時御用品有之也。

一、新田裁許缺人等有之刻申付るもの、御算用場内談治定之上、呼出し紙面相渡す。十村之呼出之如く也。尤扱は違也。題紙は

何 村 誰

誰義、今般何郡新田裁許申付、蔭聞役兼帶申渡候事。

月 日

右之通申渡候上、場達、御郡奉行案内、其御郡申渡、代官之入押帳等之義、都而十村等同斷。

但場之御禮並誓詞も同様之事。

一、新田裁許に申付蔭聞役は、必兼帶之義に候得ども、此兼帶不申付義も有之。是は畢竟十村にも可願哉之者、爲試先新田裁許に申付、但當分裁許申付候義有之。此者わは兼役不申付候。尤此者新開方御用も、右組當分裁許中は指省候に付、別段に新開方御用指省旨、以紙面申渡す也。

一、定式御代官之外、改作所雜用米之内を以、一ヶ年七石五斗宛指遣す也。役儀申付る時節により、日割にて相渡す。

一、新田裁許並は先年有之哉不見當。文政二年高木村藤右衛門、此役に申付、其後此役に申付る事無之。射水郡なり。

一、新田裁許列は新田裁許久々相勤、及老年候得者役儀免許、此列に申付る也。御代官も又新田裁許列へ其次役之内或は百姓よりも申付候而、色々勤向別段に申付候義も有之。列にて新

開方御用相勤候者も有之。新開方御用申付候へば、代官並七石五斗も。本役同様遣す義も有之。當臨時之論議也。惣じて勤向に寄而、毎歳暮役所

銀を以、一作々々遣し方有之事。列に御用相勤候義、先年は無之歟不見當。天保八年大熊村道三に始る歟。新田裁許に而新開方御用申付候者へ、本役同様必代官申付る譯にて何之、七石

五斗は必可遣。代官は勤功にも寄候義之旨、弘化四年十二月申渡す。依而忤分之者採は、右様之節先七石五斗迄遣す。永勤功勞有者は格別之事。

是歳。領内に於ける町方宿方の戸數を調査せしむ。

〔御算用場覺書〕

御領國町方・宿方家數

加 州

一、千六百五十軒 内 三十二軒寺社、五軒山伏 小 松

一、百三十三軒 内 二軒寺 寺 井 村

一、七十五軒 粟 生 村

一、四十八軒 水 島 村

一、四十二軒 源 兵 衛 嶋 村

一、八十七軒 内 一軒山伏 下 柏 野 村

一、五十六軒 荒 屋 柏 野 村

一、五百二十八軒 内 四軒寺、三軒穢多 松 任

一、三百九軒 内 一軒寺、十四軒穢多 野 々 市 村

一、一萬三千六百十軒 内 二百四十三軒寺社、六十五軒山伏 四軒非人、四軒穢多、

一萬三千二百九軒町其外遊民、外四千軒武家奉公人分家。

金 澤 町

一、千二百六十軒 内 五軒寺、一軒山伏、四軒穢多 宮 腰

一、三百四十七軒 内 一軒寺社 鶴 來 村

金澤町の調査は武家を加算せず

- 一、百三十二軒 内 一軒寺、三軒穢多 南森下村
- 一、二百七十一軒 内 四軒寺、二軒穢多 津幡村
- 一、九十三軒 内 一軒寺 竹橋村
- 一、百九十九軒 内 三軒寺社 高松
- 一、百三十八軒 内 一軒寺 湊村
- 一、二百十九軒 内 三軒寺、三軒穢多 安宅
- 一、五百二十三軒 内 三軒寺社、一軒穢多 木吉

越中

- 一、七十八軒 内 一軒社人 埴生村
- 一、千百六十二軒 内 十五軒寺社、六軒山伏 今石動町
- 一、百六十一軒 内 三軒寺社、一軒穢多 立野村
- 一、二千七百四十軒 内 四十六軒寺社、十三軒山伏、六軒非人、二軒穢多 高岡町
- 一、二百六十軒 内 三軒寺、一軒山伏 小杉新町
- 一、百七軒 内 三軒寺 下村

一、三百六十六軒	內 三軒寺	東岩瀨村
一、二百二軒	內 二軒寺	西水橋村
一、百六十七軒	內 一軒寺	東水橋村
一、四百三十四軒	內 九軒寺社、七軒山伏、四軒穢多	滑川町
一、八百三十一軒	內 二十一軒寺社、九軒山伏、三軒非人、六軒穢多	魚津町
一、百十八軒	內 二軒寺	三日市村
一、九十二軒	內 四軒寺社	浦山村
一、九十八軒	內 四軒寺社	舟見村
一、百九十六軒	內 三軒寺、二軒山伏、一軒穢多	泊町
一、九十六軒	內 一軒寺	境町
一、二百四十八軒	內 一軒寺、一軒山伏、三軒穢多	福光村
一、七百二十六軒	內 六軒寺、四軒穢多	城端村
一、三百十軒	內 二軒寺、四軒山伏	井波村
一、百二十三軒	內 三軒寺、九軒藤內、二軒穢多	戸出村

一、百三十軒 内 一軒寺、四軒藤内 中田村

一、九十七軒 内 一軒寺、二軒藤内 佐賀野村

一、六十二軒 内 三軒寺 守山村

一、千二百四十三軒 内 十二軒寺、二軒山伏、十軒藤内、二軒穢多 氷見町

一、百九十五軒 内 一軒寺 伏木町

一、九百四十五軒 内 九軒寺社、一軒山伏、三軒藤内 放生津村

一、六十八軒 内 二軒寺、二軒藤内 三戸田村

一、百三十一軒 内 六軒寺、四軒藤内、四軒穢多 町新庄村

一、七十二軒 内 四軒寺 入膳村

一、二百四十七軒 内 二軒寺社 生地村

能州

一、百十六軒 内 二軒寺 今濱村

一、二百十四軒 内 三軒寺、一軒山伏 子浦村

一、百二十七軒 内 三軒寺社、四軒藤内 飯山村

一、八十一軒 内 一軒寺 高島村

一、六十軒	內 三軒寺、一軒山伏	二、宮村
一、千七百六十九軒	內 四十七軒寺社、九軒山伏、十四軒藤內	所口
一、百三十三軒	內 六軒寺社	田鶴濱村
一、三百十六軒	內 十六軒寺社、三軒藤內	中居村南村
一、三百九軒	內 四軒寺	中島村
一、百六十一軒	內 五軒寺	鵜川村
一、三百七十軒	內 十軒寺社	宇出津村
一、九十四軒	內 三軒寺	波並村
一、百四十一軒	內 一軒寺	小木村
一、百八十五軒	內 五軒寺社	飯田村
一、二百十三軒	內 三軒寺社、二軒藤內	正院村
一、二百十三軒	內 二軒寺	蛸島村
一、六十七軒	內 二十七軒寺社	一、宮村
一、三十六軒	內 三軒寺社	堀松村
一、二十六軒		神代川尻村

- 一、九十三軒 内 二軒寺 福浦村
- 一、八十軒 内 二軒寺 赤住村
- 一、二百五十八軒 内 九軒寺、四軒藤内 富木地頭町村 領家町村
- 一、五十八軒 内 一軒寺、三軒藤内 風戸村
- 一、二百一十一軒 内 一軒寺 風無村
- 一、百十五軒 内 一軒寺 劔地村
- 一、百六軒 内 三軒寺、三軒藤内 道下村
- 一、二百六十七軒 内 四軒寺社 皆月村
- 一、四百八十七軒 内 十三軒寺社 輪島村

右元祿三年調上る

江州御知行所

- 一、三百六十軒 人數千六百五十七人 今津村
- 一、百三十二軒 人數四百六十五人 弘川村
- 一、七十九軒 人數三百二十八人 海津中村町

以上

元祿四年

正月元日。初めて老臣に藩侯の食膳に供したる鶴の羹を頒つ。

〔政隣記〕

元日、鶴之御膳下、年寄中に被下之。今年より始。

正月七日。近江海津の旅屋守松屋孫兵衛、藩より恩遇を得て感謝の意を致したることを上申す。

〔國事雜抄〕

松屋孫兵衛
の旅屋守と
なれること
は貞享二年
にあり

江州海津松屋孫兵衛義、唯今迄彼地有之御旅屋敷、並御家共に被下之、其上金小判三十兩被下、向後御出入之義心次第、御國に茂爲伺御機嫌罷越可申旨、被仰出之旨則申渡候處、重々結構成被仰付、難有仕合に奉存候旨申候、以上。

正月七日

和田小右衛門
江守平左衛門

本多安房守殿

前田佐渡殿

奥村伊豫殿

奥村因幡殿

村井出雲殿

横山筑後殿

正月。田地の新開に關する取扱の心得を諭す。

〔廳事通載〕

一、御郡中新開島直し、百姓中奉願候而開申候内へ、十村・御扶持人等内證に而相加り、開人名は小百姓に仕族有之旨相聞候。且又少分之處開人にもらひ候而、作取申族有之由に候事。

一、小百姓開之内に、十村・扶持人等不遁者共相加り、下に而爲作申義と有之由に候事。

一、小百姓開所可願場所、十村・御扶持人等奉願義有之、小百姓迷惑仕由候事。

一、新開所兼も無之候得共、普請入用銀多懸り、小百姓方便に難成場所所有之刻、各詮議之上を以十村・御扶持人等に申付候へば、右書立之族は有之間敷候得ども、右之風聞有之候間以後急度可相嗜事。

未正月 日

改作奉行

〔廳事通載〕

新開之義、去年も六月迄願書附出候者も有之候。向後三月中に、十村・御扶持人相しらべ可出候。四月に至り候而貪着有之間敷候。

右之通何も百姓中に可申聞者也。

未正月 日

改作奉行

二月十四日。藤内頭配下の非人乞食に關する取締方法を上申す。

〔國事雜抄〕

紛者はまぎ
らほしき者
なり

一、近年非人頭乞食之内、紛者有之由、吟味仕可申旨奉畏候。

一、常々乞食に罷出候時分、向後札をもたせ、紛者無御座候様に可仕旨被仰渡奉畏候。

一、非人乞食之内、紛者有之候はゞ、早速御斷可申上候。右わきより相知れ候者、私共曲事に可被仰付候。末々非人頭共へも常々急度可申付候。

一、乞食之内手くせ惡敷者御座候はゞ、隨分吟味仕御斷可申上候。

爲其御請申上候、以上。

未二月十四日

藤内頭 三右衛門

同 仁 藏

公事場御奉行所

二月十七日。幕府加賀藩に籍を有する行路病者を江戸邸に引渡す。

〔參議公年表〕

二月十八日江戸。昨夜に入、高木伊勢守殿より聞番呼に參り、由比孫兵衛正及罷越の處、御家中不破五郎左衛門御馬廻二百石せがれ久右衛門と申者、御國へ罷歸度候得共路銀無之、其上病氣にて有之候。右の者御屋敷へ可被指遣候。彌御國者候哉可相尋由被仰渡。正及罷越歸處に、無程日本橋近邊平松町名主、彼者駕籠に乗せ、召連罷越に付、正及並鹽川傳兵衛貞親・辻長右衛門勝定罷出請取、即剋菊池武康・原元昭・伴長安・津田喬長割場へ罷出、久右衛門手前の様子相尋るの處、不破五郎左衛門せがれ紛無之躰、唯今迄奥州に商人仕有之由。明小屋に入縮少々申付置、以飛脚御國へ言上之。

二月廿一日。初めて盜賊改方の職を設く。

〔參議公年表〕

二月廿一日。御領國盜賊改奉行初而被仰付。

〔政隣記〕

二月廿一日新命左之通被仰付。

盜賊改方御用 加州 御鎗奉行 加藤 十左衛門

同 斷 能州 御持筒頭 村上助右衛門
 同 斷 越中 同斷 御横目兼之 井上久太郎

〔藩國官職通考〕

三人共與力二人、足輕二十人宛被附。

三州盜賊改役 大組頭・御持方頭等より兼之。當時能州・越中改方別に無之、加州は御先手物頭より當分役にて勤之。

元祿四年二月廿二日始て被仰付、三州に一人充任之る事如左。

加州 當分當國盜賊改方御用兼帶と被仰渡。 加藤十左衛門重久 御槍奉行也 餘所之助祖 被命。此後よりは御持方頭より勤之來り、

享保九年八月朔日茨木源五左衛門長基 御持筒頭 被命の後、能州口郡兼役被仰付。此後よりは御先手

物頭より相勤、當分役と成來る。年月未考、追考すべし。

越中は村上助右衛門敬忠 御持筒頭小傳見上 始て被命、其後享保元年五月 日欠 岡田助右衛門之種 御持筒頭、死後當

役仰付られず。按るに、是より三郡共魚津在住より兼帶し、今日に至るなるべし。

能州は井上久太郎長定 大組頭也 藤太夫祖 被命、是始て置る也。享保六年十二月由比孫兵衛昌清死後、此

役命せられず。是已後口郡は當國改方の兼職と成、奥郡は所口町奉行の勤方と成來る成べし。

右初め各與力三人・足輕二十人を隸す。按るに舊條記云、井上越中の奉行とし、村上を能州の奉行とし、前錄に足輕別に屬せらる、事なく、加州改方與力は惣並の内より定役と成、足輕は割場より定役と成勤め來る。其改りの年月詳ならず。按るに其初組附の如く屬せられ、其後罷られたるべし。越中も魚津附與力足輕にて勤之、別に無之。能州も小代

當國は加賀

廿二日は廿一日なるべし

森田良見按
は藩國官職
通考の書入
なり。

官等より勤之。又元祿三年奉行置る、時、御歩長谷川何五郎能州盜賊改役御用被仰付、享保十一年まで勤む。是興力より勤る代りにもありたる歟。今は其儀なし。其罷られし年月知れず。其他事紛擾詳解し難し、他日追考せんと暫閑筆す。

森田良見按、由比氏系譜勘兵衛昌清寶永三年兼能州盜賊改役、正徳三年兼加州盜賊改役とのり。是兩國兼勤る歟。若加州を被命時、能州の分被免許ならば、能州は正徳三年までなるべし。

二月廿四日。新開田の定免とならざる間は郡打銀を徴する勿らしむ。

〔廳事通載〕

新開に掛申御郡打銀、先規は新開申付、幾年に而も定免に不成成内は、御郡打銀懸不申、勿論用水・江筋修理等自身に仕筈に御座候處、寛文九年より新開申付、六年目より郡打銀も懸り、用水入用も御郡打銀に而被仰付候得共、詮議有之、如先規定免に不成成内は、郡打銀懸け中間敷候。用水・江筋自分普請可仕候。當春より此通格に候間、御支配十村中へ御申付可有之候、以上。

二月廿四日

御 算 用 場

右之通御算用場紙面寫遣候條、向後可得其意候、以上。

渡 邊 喜 左 衛 門

服 部 宇 右 衛 門

二月廿六日。石川郡宮腰に火災あり。

〔甲申雜書〕

一、元祿四年二月廿六日に當國宮腰町燒亡、風強くして餘程家數燒失す、其覺書。

一、二百七十三軒 内 七十一軒裏屋 燒失家

一、卅七軒 内 一軒こぼち 牧木小屋

一、三軒 木場小屋

一、三千俵計 炭

一、九千束計 竹

一、七百俵 蕨

々

一、三萬九千百卅丁 寸方問屋中

一、二萬千三百五十七丁 樺同斷

一、二千五百六十五枚 草槇板同斷

一、三百六十七本、五間より八尺まで 角類同斷

一、二十九枚、五間より二間まで 平物類同斷

播はばんと
訓む丸太
材を堅に割
りたるもの

一、千八百八十六丁

杉寸方同斷

一、八千八百廿七丁

寸方木場據木
場共に

一、三千廿八丁

樺 同 斷

一、九百九十四枚

草槓板同斷

一、四千二百十本、五間より八尺まで

角類同斷

一、百卅枚、三間より二間まで

平物同斷

一、三百七十八丁

杉寸方同斷

一、千六百六十六丁

敷居同斷

一、三千五百九十三丁

寸方金澤宿

一、千百九十六本、三間より一丈まで

角類同斷

一、六百卅枚

板 同 斷

一、廿八枚、四間より二間まで

平物同斷

一、百五十丁

杉寸方同斷

合五萬千五百五十丁

總 寸 方

合二萬四千三百八十丁

樺

合四千八十九枚

板

合五千七百七十三本

角 類

合二千四百十四丁

杉 寸 方

合百八十七枚

平 物

合千六百七十六丁

敷 居

都合九萬千七百八十六

此火未の下剋頃に出で、御藏の米・鹽・大豆など焼けるは戌の頃ならん。材木の御藏の焼けるは、其前より夜半に至り、外に積並ける太甚多き御材木大形不殘焼ぬ。少々残りしは愚が力なり。藏にありける御材木には唐木多、八間か有し唐船の楫を初、小松公より御傳りの名材共多失、惜哉々々。火滅の爲品川・山崎を暮合につかはさる。四つ前頃に前田頼母をつかはされ、最末に愚被仰渡けれ共、前田に先達到、材木半焼頃着。彼所に各を日暮前にやられるれば、御材木も米藏も少しは可殘を、遲出て太甚御費となる。先二人は能働て功を立、先達て歸、

前田は愚に先立て歸る。愚は諸方を巡見して最末に歸。醫師町にて刁トラの鐘聞、往演奧村惠輝宅而、歸宅の道にて卯の鐘を聞ける也。當府の大火の翌年也。

〔葛卷昌興日記〕

二月廿七日。昨晚宮腰出火、至夜半比火鎮。御材木藏・御鹽藏・米大豆之御藏等數ヶ軒燒失、民家二・三百軒、並賣買候木竹夥敷燒失之由也。但御舟藏無別儀之旨也。

右火事大火に付、西後刻月番因幡登城、伺御旨火消役人持之内山崎庄兵衛・品川藏人被差越之、重而今枝民部・前田孫丞被遣之。依之今夜跡役として、津田玄蕃・深美右京・奥野兵庫・前田左京被仰付置之。

火事之儀に付、御使番村田彌三郎・不破覺丞、兩度に彼地へ被遣之。此外御横目差遣也。

二月廿七日。自今火災の際横目・使番の勤務方を定む。

〔參議公年表〕

二月廿七日年寄中列座、因幡被申渡、河地八郎兵衛御横目・前田兵右衛門長次御使番奉之趣。向後遠所にて、大火之時分は御横目之内、三・四人御城に罷出候。事により火元は被遣事可有候。金澤町内火事之時分は、何茂火本の罷出儀に候得者、不及其儀候。乍然御城近き火事にて、各登城之儀は各別に候。御使番中之儀は、遠所大火之時分並金澤町内出火にも、何

も登城可然候。假令一・二軒にて火鎮候ても、金澤町内之火事は、様子爲見に被遣儀可有之候間可罷出候。右之趣被仰出にては無之由被申渡。

二月廿八日。頭火消役を定む。

〔參議公年表〕

二月廿八日今般初て頭火消役當分火消被仰付。但足輕三十人小者日傭三十宛被添之。此後毎年二・三月より梅雨の時分まで、御先手足輕頭の内勤之。茨木傳右衛門・渡邊源兵衛・小堀孫兵衛・大原五郎左衛門・富田四郎兵衛・津田半太夫被仰付の趣。

夏之内六月時分迄相勤候様に可相心得候。六人之内四人宛當番相守可申候。人持中之儀は、人數をも揃罷出候得者、何と仕候得ても及遲參候間、何も儀は足輕五・三人にても、早速駈付被申可然候。組之足輕當地に有合候分は受取、足人は割場足輕可被加候。數多は御人有間敷候間、足輕・小者員數之儀、其心得にて相しらべ、追而火消道具等之最も可被申聞由、因幡被申渡。

〔政隣記〕

二月廿九日。新命左之通被仰付。

茨木傳左衛門・富田四郎兵衛・小堀孫兵衛・大原五郎左衛門・渡邊源兵衛・津田半太夫

此六人宛足輕三十人宛御預、人持火消より以前に近付候様被仰付、小者日雇三十人宛被添之。

廿九日とす
るは前文と
異なり

附、名目物頭火消或當分火消共云、自正月至五月、四人は當番、二人は非番。

二月。藩費を以て用水の普請を乞はんとするものに出願せしむ。

〔廳事通載〕

新開用水普請之義、本高に相懸候得ば、如先規御郡打銀を以修理可被仰付候。當年は檢地御奉行被遂吟味、御普請被申付様に申談候間、用水普請願候村々、十村・御扶持人致詮議可申上候。自然檢地御奉行手前に而吟味之上、龜抹成義申上候はゞ、十村・御扶持人可爲越度候。若難心得義有之候はゞ、其時々此方へ斷可申候。詮議之上、檢地御奉行に此方より可令相談候者也。

未 二月

改作奉行

三月七日。新たに准盜賊改の職を設く。

〔政隣記〕

三月七日新命左の通被仰付。

千五百石 湯原源七郎 千五百石 江守源左衛門

二千石内 二百石與力 那古屋右門 右 同中里六左衛門

千五百石 岡嶋傳藏 葛卷圖書

此御馬廻組六人火事之節盜賊改役。名目准盜賊改とも云。足輕三人宛御渡、四人當番、二人非番。

右者金澤火事之節、縦ば才川筋出火に候へ者淺野川筋、淺野川筋出火に候得者小立野邊と、火事場より遠所の方を相廻り、怪敷者有之候者捕へ可申旨被仰出。

三月十六日。前田綱紀の子利章金澤に生る。

〔葛卷昌興日記〕

三月十六日。今曉寅後刻、於金谷御屋敷御殿若子様御降誕、益御安康之旨也。未御披露之儀無之。

〔政隣記〕

三月十六日朝、於金澤御男子御出生、御生母津田市兵衛康政女。被稱富五郎君与、御名不破八郎兵衛上之、定番御馬廻組也。

三月十七日。定番御馬廻番頭に對しその職務に關する心得を示す。

〔御定書〕

定番御馬廻番頭に可申渡覺

一、定番頭中ね、此度以御條目被仰渡候間、右之御紙面御番頭共茂致拜見、一々可奉得其御

旨事。

一、御番頭並組中共に、御留守居役中の支配被仰付候間、萬端受指圖、無油斷可相勤事。
 一、組中裁許之義、前々より嚴重被仰出候處、放埒不義之者見捨置申段、不覺悟至極候條、急度越度可被仰付候得共、其義被加御宥免候。向後不行義之者共見捨置、言上不仕候者、別而御番頭共越度候間、曲事可被仰付事。

一、定番頭之義、御馬廻之組頭与申に而者無之候。御留守居役に而候故、惣様定番之義支配被仰付事に候。然者御馬廻之指引者、御番頭共之役儀候條、組中之不覺悟者可爲御番頭之越度候。尤御大法之義、其外事重儀者、御留守居役中の相達受指圖、萬端丁寧相勤可申事。

一、定番御徒之義は、御留守居役之面々直々指引被仰付候間、御番頭共不及裁許候。但其品により、御留守居役之輩指圖有之候ば、無違背指引可仕事。

一、御奥方之御用別而品多、組中之指引乍存疎略可有之与被思召候に付而、被遊御赦免、別に其役人の仰付候間、彌以組中之裁許日夜油斷仕間敷候。但御廣式勤番之義者、御定之通急度可相勤事。

右之通可申渡旨被仰出候、以上。

未三月十七日

三月廿四日。定番馬廻の缺員を補充せしむ。

〔袖裏雜記〕

御書出之寫

定番馬廻今程令不足候間、組外之内より可相加候間、組外番頭に被申渡、相應之者書付可被入披見候。不足者九人程かと覺申候。此段者定番頭に聞合可被申候、以上。

三月廿四日

右被仰出候に付書出有之、段々伺之上左之九人の仰付。

水上三丞 河地三丞 毛利儀兵衛 吉見彌左衛門

武藤又四郎 高島吉右衛門 小倉勘七 齋藤五郎左衛門

齋田少助

三月廿六日。前田綱紀徳川綱吉染筆の繪を得、老臣に之を拜觀せしむ。

〔袖裏雜記〕

御親翰之寫

壽老人之御繪、難有仰に而自御内々致拜領、重疊忝仕合冥加至極候。當春表具申付候間、今日爲致拜見候。無遠慮ほごちかく能々拜見之尤候、以上。

三月廿六日

猶以委細以別紙覺書遣之申候、可有披見候、以上。

口上之覺

御親翰之寫

公方様御繪、兼々桂昌院様御約束被遊候付而、兩幅被染御筆被進之候。拙者抔終拜見仕間敷候條、壽老人之御繪被下之旨仰に而拜戴候。當分は一向沙汰不仕、於國許者心易者共に拜見いたさせ候而も不苦候由被仰進付而、當春表具申付候。今日爲致拜見候。かやう之御繪何方より出候哉と不審に可被存与、右之趣申聞候。九郎左衛門・左衛門其外若年寄共わも、荒増をば卒度可被申聞候。外ねは一向沙汰無之様に与存候、以上。

三月廿六日

三月廿七日。放火の罪を犯したる幼年者を斬刑に處することを決す。

〔袖裏雜記〕

三月廿七日伺紙面之内

足輕内田市左衛門せがれ 十三歳 三三四郎

三四郎儀若輩ものに而、巧有之火を付申鉢に而は無御座候へ共、火付之儀者大罪に御座候間、

礫可被仰付候哉。但幼少者に候間、金澤町中引廻候歟、又者三ヶ日さらし候其上、斬罪可被仰付候哉。

足輕松田權兵衛せがれ 十四歳 又 三 郎

又三郎儀も、右三四郎同事与奉存候間、是又礫可被仰付候哉。但此者も幼少に候間、金澤町中引廻候歟、又は三ヶ日さらし、其上斬罪可被仰付候哉。

御加筆。三ヶ日晒死罪可然候。はり付並引廻し候程之者にては無之候。

三月廿八日。諸士に令して、遊樂の伎藝を行ひ又は無用の物品を賣る者を宿泊せしむること勿らしむ。

〔參議公年表〕

近年所々火事繁、殊更去春當地大火事前後、火付之者有之、其上末々惡黨有之付、今般盜賊改候義被仰付、且又遊樂之伎藝、無用品賣買之族、却而所之害に罷成者堅可致禁止旨、町奉行に茂被仰出候。然者各組中之家來等、件之盜賊・惡黨類、又は遊樂伎藝、無用品賣買之者に宿かし候義堅御停止旨、嚴重可有沙汰候。若此上隱置候者、其主人は勿論、組頭に至迄可爲越度候條、急度可申渡旨御諚候。可得其意候、以上。

三月廿八日

三月廿八日。家中長谷川内匠家産を紊したるを以て在郷の刑に處す。

〔三國事蹟集覺〕

一、在郷被仰付候事、元祿四年三月廿八日長谷川内匠千石不覺悟に付、勝手取失候に付、立山麓の村に在郷被仰付、三十人扶持被下置、嫡子主計後改三右衛門・二男逸角に三十五俵七人扶持被下、新番組御歩に被召出、内匠死去仕、借銀等相濟上に、主計に御知行八百石、次男逸角に二百石被下、兩人共に御馬廻組に被加之と云。

三月廿八日。御抱能役者竹田權兵衛京都に勸進能を行ふを以て金品を附與す。

〔政隣記〕

三月廿八日於京都、御扶持人御役者三百石竹田權兵衛安信、勸進能願之通被仰出候由申越。依之銀五貫目・金小判三十兩・能裝束等被下之。

三月廿九日。前田綱紀參觀の爲に金澤を發す。

〔參議公年表〕

三月廿九日卯上剋金澤御發駕、奥村伊豫時成・前田備前貞親・玉井勘解由貞信候于御供。午剋
横山筑後一宗・多賀信濃直方發足。

三月廿九日	御晝	今石動	御泊	高岡
同月晦日	御晝	東岩瀬	御泊	魚津
四月朔日	御晝	舟見	御泊	糸魚川
同月二日	御晝	名立	御泊	中屋敷
同月三日	御晝	關山	御泊	柏原
同月四日	御晝	善光寺	御泊	矢代
同月六日	御晝	田中	御泊	追分
同月七日	御晝	坂本	御泊	板端
同月八日	御晝	本庄	御泊	熊谷
同月九日	御晝	桶川	御泊	巖

三月。足輕の罪あるもの數人を刑に處す。

〔袖裏雜記〕

一、公事場言上付札伺之内、割場附足輕小頭田中傳右衛門儀、加藤彦丞切懸候刻無刀に而罷

在、其上うらたへたる仕形共、小頭には別而不届に御座候條、追放可被仰付候哉。同組足輕森宅右衛門・安福五左衛門・村松小左衛門・平井平左衛門、此四人、彼彦丞傳右衛門に手を負せ候刻、傳右衛門妻呼申候付而懸合候處、手ぬるき仕形共に御座候間、四人共に可被放御扶持候哉と三月九日伺。其添紙面に公事場奉行共へも尋被申、此者共も替存寄無之候はゞ、付紙之通可被申渡候。足輕共宥免過候様に存候へども、本人傳右衛門殺害迄には及間敷かと存候間、付札之通可然候と御加筆。公事場奉行にも相尋候處、附紙之通替存寄無御座旨申候旨等御請。

年内京都の御荷物被遣に付、割場付小者一人爲持、裁領足輕尾内豊左衛門と申者遣候處、越前今庄・江州中河内に而永々逗留仕に付、割場奉行より其趣言上之處、被仰出之趣有之、豊左衛門手前遂吟味、不届之申分に候。其段二月十四日書付を以前田備前・前田對馬・玉井勘解由迄指出之。右書付御親翰を以三月十一日被渡下、於公事場遂吟味、彌不届於有之者、籠舎可申付旨等被仰出。御請替品無之、右書付こゝに略す。

四月四日。金澤に雹を降らす。

〔參議公年表〕

四月四日大風雨、已下剋雹降。

四月七日。家中不島甚丞を刎首に處することを決す。

〔袖裏雜記〕

本文は親翰
なり

一、甚丞切腹可然候。檢使者窺之通一段尤候。助三郎事追放、但追放に者輕重可有之事候。此者儀者父兄へ預け可申はごに各僉議候へごも、是等之並に例無候故、追放の事候。然者追放之内にてはかろく候間、江戸・領國之外はかまひあるまじく候と、未四月六日御親翰。

甚丞事、窺候通に落着書付候へごも、彌今日とくと令料簡候に、刎首・切腹兩端いづれに而も其故有之候。最前於金澤各言上候とくと、刎首之義左様に有之間敷事とは不存候へごも、兩端いづれに而も、其例有之候へば、難も無之と存、例を相尋候得ごも其例無之由此度相違候。然上者兩端只今令料簡候はでは難決候。尤昨夜書付之如く、いづれも僉議に任せ候而も、強而其難者被申間敷候へごも、切腹之義者彼者盜等不仕、又おくれを取申所無之に付如此に候。又刎首之義者彼者始終之仕形、仕度まゝの仕合、其上奉行人・小頭手前堅く申定候所を、無故相背、殊に穿鑿之時分申掠候故、助三郎誓詞取繕、謀書同前之義仕候段、一旦吟味之節申隠候とは違ひ、巧たる偽にて候。此所侍之覺悟にそむき候間如此候。

右兩様をどくと考見候へば、切腹可申付所者うすく、刎首之方つよく候。誓詞を取繕候義、穿鑿之席にて悉く偽を構候段、此首尾に罷成加様之未練、用捨候而切腹は如何と存候。筑後

なご僉議可被致候と、四月七日重而御親翰。

御尤至極御儀奉存候。備前・信濃へも示談僉議仕候處、刎首に被仰付候方、一向難無御座、可然義各奉存候。即金澤年寄共之紙面差上之候旨等、同日奥村伊豫・横山筑後御請に、下書之通可然存候、細工奉行共惡敷心得候はゞ、細工之者共は輕き者に候故如此と存候はゞ、向後嗜も彌うす可罷成候間、細工者共之義者、徒者・算用者共並に候得ば、喧嘩者中に不及、たとひ不届に付死刑候共、侍之覺悟に背き申儀に而無之候はゞ、切腹可申付候へども、甚承儀者段々武士道之本意に違候故、刎首申付候間此旨を可存旨、備前・信濃より、關屋市左衛門・大河原八郎左衛門申遣尤候と御加筆。

〔一卷帳大概〕

元祿四年不嶋甚承・金子助三郎儀言上一卷。右落着被仰出は左之通也。男色之事に茂候哉其様子不見當。

覺

刎首 不嶋 甚承

右甚承儀始終仕度儘之仕形、其上奉行人・小頭手前堅申定候處迄無故相背、穿鑿之時分申掠候上、金子助三郎誓詞取繕、謀書同前之儀仕候段、一旦吟味之砌申隱候とは違、巧たる偽に而

候。此所侍之覺悟に背候間、刎首可申付旨被仰出候。

追放 金子助三郎

右助三郎儀、今度之首尾に付追放被仰付候。江戸御領國之外は御構無之旨被仰出候。

〔參議公年表〕

四月十四日不島甚佐義刎首。關屋市右衛門・恒川七兵衛・鹽川安左衛門見届。

四月十日。前田綱紀江戸邸に着す。

〔參議公年表〕

四月十日江戸。戌下剋江戸御着府、表御門白洲に菊地彌八郎・伴源兵衛、同御門外へ御右の方生駒傳吉・神尾伊兵衛・奥村湍兵衛・吉田左門・津田權之助・三好助左衛門・由比孫兵衛・杉江松左衛門・中川安左衛門、同御門の内御右の方津田造酒・鹽川傳兵衛列居。御玄關へ伊豫・信濃・勘解由・野村與三兵衛罷出。御色代御小將中其外御役人^{各布}御步行小頭・御算用者小頭板の間列居御目見。本阿彌家・後藤・狩野家之者、竹之間田中一閑・津田壽軒・林玄育・磯野道順・田中友松・佐々木宗甫・山家宗朴・松山檢校列居御目見。御着府御機嫌伺、跡々何も雖罷出、去々年御參勤の砌御機嫌伺無之、僉議の上今年相止。

〔參議公年表〕

本阿彌家の
前脱文か

四月十一日江戸。御參府の上使戸田山城守忠昌朝臣御出午廻。如例追付爲御禮御老中方御勤。
四月十一日。前田綱紀初めて吉徳を見る。

〔御年表〕

四月十一日公初て勝次郎君に御對顔、御刀延壽國資作・御脇刺三池を進せらる。十三日勝次郎君初て御廣式へ御出。御内證を以て御目見仰付らるゝ輩、奥村伊豫時成・横山筑後正房・前田備前貞親・多賀信濃直方・菊池彌八郎武康御用人・原九左衛門元昭御用人・伴源兵衛長安御用人也。十六日奥村伊豫時成より墓目御弓矢を獻上す。

四月十二日。組外組の土星野覺右衛門江戸邸より出奔す。

〔參議公年表〕

四月十二日江戸。星野覺右衛門組外、今朝御中屋敷居小屋罷出逐電。

十三日江戸。星野依添電、小屋爲見届岡島市郎兵衛・御横目中村爲兵衛同道罷越改之處、諸道具一品も無之、宛所御横目衆中星野覺右衛門と有之封付箱一有之、爲兵衛則封の儘上之。其已後被仰出、覺右衛門義連々諸道具除之事に候處、御門添番足輕等心付も可有之處に、何も申付様不宜被思召の由被仰出の旨、伊豫・筑後申渡、伊兵衛御請上之。

四月十五日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔參議公年表〕

四月十五日江戸。御參府爲御禮辰剋御出、戸田山城守殿へ御立寄、夫より御登城、御歸館の御老中方御勤、伊豫・筑後候于御供。御日見御歸館の後、被仰出御普爲聽の趣。

今日御前より御先御參勤之御衆中も有之處、今日御前御一人御參勤之御禮被仰上候。御三卿様・甲府様等御禮相濟不申先に、於御座之間御日見被遊候。殊更御手白御熨斗御頂戴、其上御息災左右に御座候旨、且又御國より段々御使者被指上候儀など上意有之。其以後牧野備後守殿御挨拶、御能御拜見御願之旨被申上候處、近日御能被遊、御前之御能上覽可被遊と被思召旨上意、段々御懇之御儀忝被思召候由。

息災左右は
息災さうな
り

四月十八日。前田綱紀江戸に於いて家中諸奉行の風紀を正しくすべきことを諭す。

〔政隣記〕

一、今月十八日於江戸左之通被仰出。依之金澤も年寄中爲御心得、伊豫殿より寫被越候間、諸頭中心得に被仰聞候由に而、五月十六日に佐渡殿御渡、組中も江戸に罷越候節爲申聞候様

にご被仰聞候。

諸奉行人手前何与仕候ても不宜風有之候。常御在府中者別而何茂相愼、町人共之近付金銀を借り、賄賂等を不請様に、時々頭・支配中夫々可申聞候。若相違之者有之候者、嚴密之御沙汰可有之候間、兼而可致承知旨、葛卷權佐を以被仰出也。

四月十八日

四月廿五日。前田綱紀柳營に於いて能を演ず。

〔參議公年表〕

四月廿五日江戸。於殿中御能被遊に付、辰下剋御出、戸田山城守殿・肥後守正容朝臣へ御立寄、夫より御登城、酉下剋御歸館。

源氏供養	尾張宰相	權右衛門	長右衛門	又	六
江口	尾張大納言	源七郎	九郎次郎	忠次郎	
東北	紀伊大納言	權右衛門	市郎兵衛	長右衛門	
兼平	甲府宰相	新丞	清六郎	又	六
加茂	水戸宰相	源七郎	新九郎	忠次郎	吉

葛城 加賀中將 新丞

市郎兵衛 三郎左衛門
清六郎 庄兵衛

老松 紀伊宰相 源七郎

九郎次郎 左吉
新九郎 忠次郎

御供辻市右衛門重賢。御櫛役に付相詰於殿中、御料理被下之。御大小將組七百石。御歸御普爲聽。

今日於殿中御三卿様御同事に御能被遊候處、度々御目見被成、御懇之上意共、殊御手自御料紙箱・御硯箱御拜領。且又御能之時分、御装束等迄相滯申義も無御座、御首尾迄能相調、御待合被遊候。御座敷にも臺子等迄飾有之、重々御儀、御參勤之程も無之候處、忝被思召候由、何も頭並之面々迄御普爲聽有之。

四月廿八日。前田綱紀、吉徳・利章二子の生れしことを閣老に報ず。

〔政隣記〕

四月廿八日。勝次郎殿・富五郎殿御出生之儀、御老中並牧野備後守殿迄被仰達、同夜頭分之輩わ左之通伊豫・筑後演述。

今般勝次郎殿御出生之儀、於御國富五郎殿御出生之儀、御老中方並牧野備後守殿にも被仰入候間、寄々何れも可申聞旨被仰出候。依之御祝詞等申上に不及候。御前わ申上候時分も、勝次郎殿・富五郎殿与可申上候。御一門様方・御出入之御方且又御一門様方御家來方被申候時分

者、殿付にも申間鋪候由。

一、於金澤者五月九日、御用番前田佐渡宅に番頭以上を布上下に而被招呼、年寄中列座、御横目鹽川安左衛門・恒川七兵衛出座、左之通佐渡演述。

今般於江戸、戸田山城守殿に戸田喜右衛門殿を以被仰達候者、江戸・金澤兩所に於て出生之男子、表向より可被得御内意候得共、未幼稚之者之儀故、器量見届次第嫡子に可仕候。其御表向より可被達御聽候。先御案内可被仰入与如此与被仰遣候條、御兩方共に殿付に可申之旨。尤不及御祝詞に之旨演述之。但末々之者は又左様にも申間鋪候由。

五月四日。前田綱紀徳川綱吉より賜はりたる料紙箱等を披露せんが爲能の囃子を行ふ。

〔參議公年表〕

五月四日江戸。正容朝臣・綱長朝臣・長澄主御招請。今般御拜領の御料紙箱・硯箱御飾、右の御披の御祝也。御拍子三番有之。觀世・寶生・金剛大夫勤之。御茶出、其已後葛野市郎兵衛・觀世新九郎・幸清六・今春三郎右衛門・同三助・觀世左吉・同三郎左衛門・小笛庄兵衛・一又又六御座敷へ參上、一調一管被仰付、御退出の後内記君初御出入の衆少々御殘、御前大御書院へ御出、拍子七番被仰付、大夫共何も仕舞被仰付、及昏退去。

小笛は森田
氏の別稱、
一又は一噌
の誤

五月八日。淺野川橋梁の普請奉行を命ず。

〔參議公年表〕

五月八日淺野川橋御普請奉行三浦左京・高島彥丞。

〔參議公年表〕

八月廿五日淺野川橋出來。

五月廿四日。日蓮宗不受不施派の金澤本覺寺等を一致派に歸せしむ。

〔政隣記〕

五月廿四日日蓮宗之内不受不施之儀に付、四月晦日從公儀御渡之御書付に、今月十六日御大老衆以御添書御觸有之。其趣を本書にも如有之、本覺寺等七ヶ寺共一致に被仰付、瀧谷妙成寺之末寺に被仰渡、各御請上之。是は前月於江戸、不受不施之儀御改、以後悲田宗谷中感應寺・碑文谷往生寺・法花寺等、天台宗に改宗被仰付候に付而也。

六月四日。金澤に大雷雨あり。

〔政隣記〕

六月四日金澤大雨雷、奥村伊豫時成上屋敷石垣十七間崩る。

六月四日。前に幕府大奥の女中たりしふり再び桂昌院に召されて金澤を出發す。

〔政隣記〕

六月十九日、前記貞享三年十二月十八日に有之原三郎左衛門の御預之御城女中ふり、去年二月廿二日三郎左衛門の御預之儀御赦免被仰出候に付、其段安房・佐渡・伊豫より、以折紙三郎左衛門の申渡有之候に付、從桂昌院様被仰可被召返旨、當春牧野備後守殿被仰渡、今月四日兄三郎左衛門同道、原十郎兵衛・御醫師堀部養順指添、金澤發出、今十九日江戸參着、谷中永光院迄罷越候處、ふり參着前より、御廣式番頭其外御城女中衆永光院の罷越被居、三郎左衛門等にも段々饗應共有之、委曲三郎左衛門より達御聽。

同月廿五日、三郎左衛門儀長途同道、骨折候旨御意を以、御羽織並晒布五匹、十郎兵衛三郎左衛門養子の晒布三匹、拜領被仰付。

〔葛卷昌興日記〕

六月廿五日。原三郎左衛門事、今度おふり殿へ被指添付、段々骨折候旨被仰出、晒布五疋・御羽織一被下之。其上せがれ十郎兵衛儀も、御指圖にて當地へ相越候間、御目見被仰付由にて、於表御居間御目見、其以後晒布三疋被下之。

六月十一日。馬廻組の士脇田勘兵衛同勤山本又九郎を傷つく。

〔政隣記〕

六月十一日書於七十間御長屋御番所に、御番人御馬廻組二百五十石脇田勘兵衛、剃刀を以て相番御馬廻組二百石山本又九郎守周が右之頬を切候に付、有合所之相番高田善右衛門種重五百石也・二百石加古右門祐順押分、則組頭山崎源五左衛門由禮・津田宇右衛門正重及案内、即刻

高田源左衛門前に善右衛門とあるを良しとす

源五左衛門御番所に來、其外御馬廻頭・御横目中不殘參出、勘兵衛・又九郎並善右衛門・右門・五百石津田庄太夫成信・二百五十石淺野源助宣義・進藤傳左衛門口上之趣承届。于時金谷御廣式に外之御用に而前田佐渡並月番奥村因幡被出候故、參出之頭中・御横目中より御廣式に迄申達、源五左衛門・宇右衛門・藤田平兵衛安勝・高田源左衛門種重、御横目井上久太郎・恒川七兵衛・鹽川安左衛門御廣式に罷越、右之趣佐渡・因幡に相達、又九郎は宅に歸し、養生之儀山本治太夫定番御馬廻組三百石、又九郎大伯父也。に申談、勘兵衛は組頭宇右衛門宅に引取、十一・二日指置、十三日に至り一門中に可預旨月番に申渡、宇右衛門宅より一門一色宇右衛門方に引取、十二日勘兵衛手前口上殘候分爲承届、宇右衛門宅に源五左衛門・七兵衛・安左衛門罷越承届、因幡に達之。十三日源五左衛門並七兵衛・安左衛門儀、宇右衛門宅に赴き、勘兵衛並同人息久兵衛一門中に御預之由夫々申渡。其人々は勘兵衛兄脇田小左衛門・同弟脇田知右衛門・同妹婿脇田彦兵衛・

同姪聳平松友丞・同いご一色宇右衛門せがれ數馬・同斷中村彌三右衛門・同斷一色瀬兵衛せがれ覺右衛門。但宇右衛門・瀬兵衛病氣故せがれ共わ申渡、則勘兵衛と前記之通一色宇右衛門方わ引取之、久兵衛を脇田小左衛門方わ引取之。

一、七月廿八日脇田勘兵衛知行沒收、一類中遠慮被仰付。向後亂心鉢と及見聞に者、類中其通に仕置、自然事令出來候ば、類中を急度可被仰付候。兼而令相談疵抹無之様に可仕旨被仰渡。但十二月廿八日一類中遠慮御免許。

六月十二日。前田綱紀柳營に上りて能を觀る。

〔徳川實紀〕

六月十二日、奥能あり。松平加賀守綱紀・松平左京大夫頼純中略賜觀す。

六月廿五日。大銀奉行大場源太夫等知行を召放され、後その罪にあらざるを以て復仕す。

〔一卷帳大概〕

元祿四辛未年大場源太夫・富田彌兵衛一門共わ御預一卷。

此一巻御預之様子大要左之通。

大がね奉行手前之儀、僉議次第之旨被仰出候。公事場奉行色々吟味仕候へども、不審成儀茂無之候故、急に穿鑿可仕様無之候間、勿論兩人知行被召放、先一門共の急度御指預被成、連々を以、何ヶ年に而も無油斷公事場奉行共遂吟味候様にも可有御座哉と被僉議候旨、御紙面入御覽候處、此趣可然旨被仰出候。右伊豫紙面也。

以上

御手前へ御預候大場源太夫儀、知行被召放一門共へ御預候付、組頭・御番頭・御横目等申渡指越候之條、源太夫儀不破平左衛門の可被相渡候、恐々謹言。

辛未六月廿五日

因 幡 等

前 田 數 馬 殿

御手前へ御預候富田彌兵衛右同趣。

小 幡 又 三 郎 殿

右初發者、大がね御土藏御かね紛失に付而也。元祿三年十一月之處、御親翰帳に被仰出候御親翰左之通。

土藏之儀急度吟味尤候。土藏之戸口、錠・封印無相違候而金銀無之候は、奉行之不念に候。但戸前之外破り損候處は無之候哉、以上。

この盜賊に
關しては本
年九月廿四
日の條にあ
り

又三郎のこ
とは本年三
月廿七日の
條にあり

十一月廿三日

右御請に、御土藏外より破申躰は無之旨也。

右大場源太夫由緒帳に而見候へば、重而如最前御知行被下候躰に候得共、其段御親翰帳等にも不見候。富田彌兵衛由緒帳に左之通有之。

元祿元年大銀奉行被仰付、同三年御かね之儀に付御吟味之筋有之、同四年御知行被召放候處、賊相知申候付、同六年二月十九日被仰付、先知無相違三百石拜領被仰付、最前之通御大小將組被仰付。

六月廿六日。足輕松田權兵衛等その子の罪を犯したるに座して扶持を放たる。

〔袖裏雜記〕

六月廿六日伺紙面之内。

一、岡田隼人組足輕松田權兵衛せがれ又三郎、定番足輕内田市右衛門せがれ三四郎儀、火を付候付而、死刑被仰付候。就夫右權兵衛・市右衛門放御扶持可申哉之旨、隼人並山本治太夫・川勝久右衛門書付。

御附札寫

一旦之過に而無之候へば、親共手前其分に難差置候。扶持を放尤候。

七月十七日。寶生大夫江戸の駒込邸に來り能舞臺の設計を定む。

〔葛巻昌興日記〕

七月十七日御中屋敷御舞臺大柱・橋懸之柱・水引・櫓、内法等之事故實可有之旨、先頃被仰出、御大工共手前令吟味之處、其說不委。且又河原豊前守、御城御舞臺事相尋。是又御表御舞臺は平内・大隅建之、豊前家傳とは相違候由也。其旨達御聽候處、寶生大夫指圖にまかすべき旨被仰出、則先日御上屋敷へ參上之刻、以御用人被仰聞也。寶生は柱寸法等家に定法無之、隨其所見分宜仕候旨也。依之御中屋敷に罷越、所にて可相計旨申也。依之今日御中屋敷へ伺公可仕旨にて、今晝參候。御舞臺之恰合木形を拜見する之處、水引・櫓内法は、御上屋敷御舞臺も、寶生指圖にて九尺六寸に相定候處、御中屋敷は正面より八間有之故、其内法にては却而高く相見え候付、四寸詰九尺二寸に相定也。大柱は八寸五分御上屋敷は九寸也、橋懸柱は五寸一分御上屋敷は四寸六分、橋懸之長九間有之候付、五間可然旨治定仕也。幅は七尺三寸計可然由也。今日以右之御序、御仕舞御稽古有之。且又野宮、御裝束にて被遊、御見せ被爲成也。存寄候所可申上旨被仰出也。

七月廿八日。脇田勘兵衛狂氣を以て知行を召放さる。

〔舊條記〕

一、脇田勘兵儀狂氣無紛に付知行被召放、右一門共わ御預被成候事。

一、勘兵衛一門共之儀、兼而何茂無心許儀可有之事に候。左様之者出仕爲仕候事は不念に被思召、又前方一圓不知も有之事に候得共、其御吟味も難被成事に候間、いここ迄之面々は常分遠慮可仕事。

一、勘兵衛せがれ久兵衛手前之儀、不及貪着事。

一、山本又九郎は無構、如前々可相勤事。

辛未七月廿八日

御用番 山崎源五左衛門

津田宇右衛門組脇田勘兵衛、狂氣に付御知行被召放、一門共わ御預被成候故、從徒弟迄之一門共當分遠慮仕候處、母方いここ御醫加藤玄好、勘兵衛より去春上申候一類附之帳に書洩申候付、追而玄好いここ之續相知、半左衛門組脇田小左衛門、山崎源五左衛門組脇田知右衛門、津田求馬組今枝伊兵衛、右何茂玄好儀從弟に而御座候。勘兵衛同事相心得、去暮上申候一類附之帳書洩申候。玄好儀加藤故正悦養子に御座候故、心附不申人々不念之仕合迷惑奉存候。御尋之儀も御座候ば、此段被仰上可被下候。右人々之儀は遠慮罷在候付、書付私共手前扣置申候、恐惶謹言。

八月四日

山崎源五左衛門 外略

八月朔日。去年八丈島の宇喜多太郎に贈與したる物品の領收書到來す。

〔葛巻昌興日記〕

八月一日去年八丈嶋渡海之船に御傳附之品々、於彼嶋浮田太郎殿其外に相達、各拜受之由奥村因幡方へ返報、並右目錄裏書之物、御代官五味小左衛門殿より到來、今日入御覽也。此序浮田中納言秀家知行高、百萬石之上に候哉と御尋也。伊豫・筑後も百萬石と承及、其餘之儀しかと不奉存旨言上候。依之堀部養叔へ可相尋旨被仰出、小瀬又四郎に申合即相尋候處、備前・播磨・美作三ヶ國に候へ共、美作は他領多有之、七十萬石には詰不申候。但世間にては百萬石と申候。然共不入棹之地に而、收納は凡二三萬石も可有之由、中村刑部申聞候由也。養叔父久庵は浮田殿御家來也。

八月四日。江戸駒込邸の能舞臺を建築す。

〔葛巻昌興日記〕

八月五日。御中屋敷御舞臺昨日建之。此御作事之儀に付御不審之儀有之、爲僉議今日筑後・信濃罷越見分可仕旨被仰出。兩人參進巡見之上、料簡之趣以予言上之。

閏八月二日。古著買及び古金買を營業とするものに鑑札を受けしむ。

〔改作所舊記〕

當所古着買・古金買之内不埒成者有之に付而、爲縮石坂町荒木屋武兵衛・鍛冶片原町玉鉾屋七郎左衛門・石引町鏝屋權兵衛三人之者共肝煎に申付、右商賣人相改、札を渡縮仕儀に御座候。若札所持不仕者は、盜賊御奉行より被致吟味筈に御座候。就夫町中ね茂申觸候。左候へば町へ入込有之候御裁許之者共へ被仰渡、若商賣之者有之候はゞ、右三人之者共へ相斷、札請取、諸事受指圖相勤候様に可被仰渡候、以上。

閏八月二日

和田 小右衛門
江守 平左衛門

閏八月三日。江戸駒込邸に於いて御馬大豆焼小者人を傷つけて自殺す。

〔參議公年表〕

閏八月三日江戸。御中屋敷在住御步行御馬飼料裁許毛利勘太夫御貸小屋に於て、御馬大豆焼小者長兵衛、勘太夫下人丹内に六ヶ所疵を負せ、其身自害相果。然るに丹内聲を立申に付、勘太夫未だ朝卯剋故臥雖有之其儘罷出、隣小屋御徒横目山下十郎左衛門も、右之聲を承り掛合、兩人同事に見届るの處、右の首尾に依て即刻御横目中村爲兵衛方へ及案内、則爲兵衛見届、丹内口上聞之の處に、長兵衛意趣且而覺無之旨申之。其以後篠原刑部長忠御頭、神戸内右衛門割場

奉行二 罷越見分仕、年寄中へ相達。檢使の義何の被仰出も無之、死骸難納、刑部伊豫時成へ相百石 尋の處、今朝内右衛門見届紙面、先達而入御覽の處、丹内手疵相改、籠舍申付吟味可仕旨被仰出の間、野村與三兵衛へ申渡事濟候。其上中村爲兵衛並御歩行横目中也見届の上、重而檢使可申渡了簡無之、穿鑿の義被仰渡の間、與三兵衛方より死骸引候様に可申渡旨、時成指圖にて共通也。跡々は、右の首尾にても追付檢使被仰渡云々。

閏八月五日。前田綱紀狩野伯圓に駒込邸能舞臺の鏡板に松を畫くべきことを命ず。

〔葛卷昌興日記〕

閏八月五日。今般御中屋敷御舞臺松之繪狩野伯圓に被仰付候。前々相調候松之様子不宜旨被仰出、御城並肥後守様御舞臺松之繪等承合之也。且又安藝守様櫻田御屋敷御舞臺松之繪、永眞筆之由達御聽、則爲見に可遣旨被仰出。依之昨日御聞番松江左衛門、あなた御聞番明石吉太夫に申談、今日伯圓同道罷越寫之也。又御舞臺懸魚・鬼板・水引・貫之木鼻等之事、頃日御吟味に付、御大工大西平右衛門召連爲模之罷歸也。御留守居近藤左衛門罷出及挨拶之由。於御書院次之間、左衛門・伯圓へ二汁七菜之御料理出之、御大工等へも於別席同出之由也。

閏八月十八日。前田綱紀江戸昌平阪の聖堂に參詣す。

〔可觀小説〕

一、閏月十八日昌平坂聖堂御參拜、御太刀馬御献上。

雄 劍

一 握

治工青江守次
莊飾後藤悅乘

右匣中裏面

武州昌平坂大成殿新成。爲國爲道喜而有餘。瞻仰不已。拜趨盡禮。謹納青江守次所製雄劍一握莊飾全具於廟内。以表寸忱。

元祿四年辛未閏八月令辰

賀越能三國主正四位下菅原朝臣 松平綱紀

御參詣之次第、仰高門外にして御下乗、此門内迄役人菊池新三郎・中村清兵衛罷出、兩人御先に立て堂に罷越す。御供御番頭以下、此門内坂下にして相殘る。御徒以下は門外にして殘る。

坂より上わは御先立土方勘解由也。御供三吉助左衛門・葛卷權佐・村宗次郎也。入徳門の内右の方に手水鉢あり。即御手水被遊候。雨天にして御手傘村宗次郎奉之、御手水は權佐奉之。

杏壇門の外に土方三吉相殘る。此内階下也、葛卷・村御供たり。杏壇門の外にして御刀被撤、葛卷持之。階下にして御結を被解、階上板縁にして御扇子を被爲置、猶内陣御拜也。但御焼

香は無之候。階を被爲上候節、烏帽子狩衣の人開御帳也。杏壇門の外にして御結被遊、御刀

被帶、入徳門外迄菊池・中村奉送なり。翌十九日大學頭殿の時服十領・御着一箱被遣、菊池・中村に奥村伊豫書付を以、絹五疋充被下之候。

〔可觀小説〕

一、元祿四年東都聖堂落成之後、諸侯獻納如左。

太平廣記・太平御覽・手水石一座・燈籠二つ

本 藩

九月廿四日。去年獅子土藏を破りたる盜賊を禁牢に處す。

〔參議公年表〕

九月廿四日獅々御藏獅々御藏は金澤城内に在り扉に獅子の彫刻あるを以て名づく金銀盜人大工平佐禁牢。是去年十一月三日の夜、高石垣の下に隠れ居盜取の由

白狀云々。依之其夜東之丸御土藏當番人津田采右衛門政遙百七十五石定番御馬廻・永原左六郎孝古百五十石定番御馬廻・

永井藤右衛門尙有百石定番御馬廻・秋元平八就久百石同上御吟味の處に、其夜の泊番津田・永原兩人の處、其

節永原息女病氣大切に依て、永井を頼て晝御番に出るの紙面、永原方より番頭伴七兵衛資政

方へ出し、永井に代て可及迷惑の由達之。然共泊番津田・永井たるの故奥村惠輝差圖を加て兩人遠慮。

人遠慮。

〔一卷帳大概〕

去月加藤金左衛門手前に而召捕候小間屋平丞儀、於公事場遂吟味候處、去年十一月三日並元

平佐後に平丞とあり

獅々御藏は金澤城内に在り扉に獅子の彫刻あるを以て名づく

去月は九月なるべし

大銀土藏は
獅子土藏に
同じ

純子は緞子

祿元年大がね土藏に忍入、金銀盜取申候旨白狀仕候。依之十一月三日東御丸泊番定番御馬廻津田采右衛門・永井藤右衛門兩人に付、御番人之儀に候へば不念之仕合奉存候、先遠慮申付置候、此段以御序可被達御聽候。元祿元年御土藏へ忍入候月日は覺不申旨平丞申候付、其刻に御兩人は不致貪着候。勿論平丞手前明白に遂穿鑿、追而言上可仕旨公事場奉行共申上候。

十一月七日

奥村 因 幡

村井 出 雲

前田 佐 渡

本多 安 房

奥村 伊 豫 様

横山 筑 後 様

十月九日。前田綱紀口切の茶を徳川綱吉に獻ず。

〔政隣記〕

十月九日御茶口切以横山筑後被獻之。今年初而新壺被入、純子之袋に上箱白桐也。去々年迄は御壺之儘に而被獻之、御老中封印を以壺御返之處、向後は新壺掛流しに被認可有獻上山、

去々年從戸田山城守殿申來候に付、今年より右之通也。

十一月十四日。本年不作なるを以て收納の米質を嚴査すること勿らしむ。

〔參議公年表〕

當年惡作に付稻枯朽、米不出來に付、年貢米例年之通吟味候而者、百姓迷惑仕、第一納所相滯申義も可有御座候間、當年者致其遠慮、米請取申様に御代官並給人中、且又藏宿共ねも申觸候様に仕度之旨奉伺候條、御組中ね茂可有御申觸候、以上。

十一月十四日

御算用場

十一月廿日。人を扼殺して逃亡せる犯罪者の人相書を廻附す。

〔參議公年表〕

今般尋申十兵衛男振之覺

一、年來三十計に相見候事。

一、せい高さ五尺二・三寸計に相見候事。

一、面躰赤く、しかくかほ、おとがひほそく相見候事。

一、かみあかく、びん高く、ひたい大ていより少大きに相見候事。

一、足ふとく、八もんじにありき候事。

一、手ふとく、ゆびふとく相見候事。

一、しゝ恰好より少多く候事。

一、まゆげ目に立候程くろく候事。

一、物いひなまり、したばやに候事。

右之通に候以上。

辛未十一月 日

能登郡武部村領に當十月上旬くゝり殺候もの_{在之}、令吟味候處、先年西岩瀬浦船頭傳助と申者方に罷在、其後去々年より去年迄能州七尾東地子町又右衛門与申船頭方に、水子奉公仕候十兵衛と申者可爲所爲躰に候。十兵衛在所知不申候。因茲十兵衛年來、恰合等別紙覺書進候。十兵衛在所存知候者在之候者、捕出し候敷、或公事場へ即刻可及注進候。若隱置候者可爲曲言候條、此旨下々迄急度可被申付旨、御組中並各家來可有御申觸候、恐惶謹言。

未十一月廿日

山崎源五左衛門

菊池 十六郎

不破 彦 三

富田治部左衛門

水子は水主
年來は年頃
恰合は恰好

十二月十四日。加賀藩切支丹類族にして窃盜したる者を刑に行はんとす

るを以てその手續を議す。

〔袖裏雜記〕

新堅町に借宅住有之古金買

切支丹類族 三川 勘七

勘七儀所々に而盗いたし、其上穿鑿之刻申掠、妻子等吟味之上、互之申分相違に付而白狀、重々不届者に奉存候。斬罪可被仰付候哉。

右勘七せがれ、林助太夫若黨

安原 源七

同斷、但寺方門前町に罷在

安原屋善七

勘七儀斬罪被仰付候はゞ、源七・善七も斬罪可被仰付候哉。

勘七妻女 て う

同人娘 ま つ

てう・まつ義は及御貪着申間敷候哉。

一、切支丹類族之儀、帳面には記被上候ものにて、其者御仕置被仰付義、御家中之家來に

至迄、其主人より死罪等申付義、少も遠慮有之儀に而無御座旨、戌辰三月稻生伊賀守殿伴源兵衛に御申聞候。其已後伊賀守殿へ源兵衛罷越候時分、類族之者爲御仕置死罪被仰付候者之儀、前廉御斷御指圖之上に而死罪に可被仰付事に候哉、御家中又者なご手討に仕様成儀、其外にも急々申付候様成儀も可有御座候。ケ様之節者前廉御斷可申上間茂有間敷旨、源兵衛相達候處、前廉不及御斷、被仰付候跡に、いか様之科に而死罪に被仰付候この儀可被及御斷候。本人同前、又者類族は右之通に候。轉候而も本人は、死罪之儀前廉御斷可有之事に候間、御申觸候。

一、小幡三郎左衛門殿、去年八月由比孫兵衛の役人を以被申聞候は、類族にても病死之外、暗嘩・自害・溺死等、又はあやまち仕相果候もの、惣而異死之分は、當座に以書付御斷之格之由に付而、右異死之者不取置以前御案内仕筈に候哉と、孫兵衛相尋候處、取置候儀は病死人同事に被仰付、其時々御案内書付出申迄に候由、役人申聞候。

一、右之通に御座候へば、勘七並せがれ兩人死罪被仰付候得ども、前廉御奉行衆の御案内に及申間敷儀与奉存候。乍然類族之もの御仕置に被仰付候儀、初而之事に御座候間、安房・佐渡方へ相達、前後考、重而言上仕候様に可有御座候哉。

取置は葬儀
執行の義

辛未十二月十四日

奥村伊豫

横山筑後

勘七等の斬罪は元禄五年十月に行はる

付札、右之趣尤に候。

十二月廿六日。幕府前田綱紀を召して家中二人の老臣を叙爵せしむべき意を傳ふ。

〔政隣記〕

十二月廿六日。前日依御奉書御登城、御歸館之上追付伊豫・筑後御意有之。退去、於蔦之間諸頭中の御意之趣左之通演述。

今日御登城被遊候處、於波之間御老中方御出被仰入候者、御家老之内兩人諸大夫に可被仰付候。何れに而も加賀守様思召次第可被仰付由上意之旨被仰渡候。明晩御書付阿部豊後守殿迄御持參可被遊旨に御座候。御自身御昇進之儀は御並も多事に御座候。御家來之内諸大夫に被仰付候段、御三卿様之外御先代に無御座、結構成御仕合可被仰聞様も無之、忝被思召候由御意に候事。

右相濟、御吸物・御酒被下之。

〔前田御家雜錄〕

本多氏は前
 名安房政長
 前田氏は佐
 渡孝貞
 本文十二月
 廿六日とあ
 るは幕府が
 内旨を傳へ
 し日に湖り
 て後に記せ
 しなるべし
 元祿五年正
 月七日條參
 照、前田駿
 河守も初は
 佐渡守たる
 べき筈なり
 元祿五年正
 月廿五日條
 參照

松平加賀守陪臣本多安房守・前田駿河守事、從五位諸大夫被仰付候。口宣等之儀相調候之様傳
 奏衆迄可被申入候、恐々謹言。

十二月廿六日

土屋相模守正直

戸田山城守忠昌

阿部豊後守正武

大久保加賀守忠朝

小笠原佐渡守殿

是歲。大阪・江戸に廻漕の米穀二十萬石を算す。

〔改作方定書〕

元祿四年大阪江戸御廻米高

一、二十萬四千八百七十三石

内

十三萬六千五百八十二石

木や・升や裁許上方船

六萬八千二百九十一石

地 舟

一、二萬五千石

江戸廻

内

一萬六千七百石

木や・升や裁許上方船

八千三百石

地 舟

廻米大阪・江戸着候石に付、十夕充諸事入用掛り物。

元 祿 五 年

正月二日。寶生吉之助初めて江戸邸の謠初に與る。

〔參議公年表〕

二日江戸。御夜詰御謠初如例。寶生吉之助今年初而御規式勤之。

正月四日。鳶・鳥の巢を除かしむること等を命じたる幕府の令を領國に傳ふ。

〔改作所舊記〕

覺

- 一、鳶・鳥巢懸不申様取拂可申事。
- 一、車引申候節宰領附候様可仕事。

右二箇條、御目付衆より被仰渡候間、急度可相守旨御領國中は被相觸候様、各々可申達山被仰出候條、被得其意、例之通可被相觸候、以上。

壬申正月四日

奥村伊豫

横山筑後

本多安房守殿

前田佐渡守殿

正月七日。前田綱紀柳營に登りて舊臘家臣の叙爵せられたることを謝す。

〔參議公年表〕

正月七日。此日江戸七種爲御祝儀卯下剋御登城、且舊臘御家來諸大夫被仰付御禮も被仰上、御時服廿御献上。

正月七日。前田綱紀の使者金澤に於いて本多政長・前田孝貞の叙爵せられたることを傳ふ。

〔政隣記〕

正月六日從江戸之御使平田清左衛門參着、同九日月番奥村因幡物頭以上は被申渡趣、廿五日御老中方より御奉書到來、廿六日御登城被遊候處、御家老之内兩人、中將様思召次第何れに

九日參議公
年表に七日
に作る

ても諸大夫被仰付候旨、御老中方御演述に候。陪臣之叙爵、御三家様・甲府様之外近來御沙汰無之儀、當御家中本多故安房守・横山故山城守以後は、六・七十年諸大夫致中絶候處、此度兩人叙爵被仰付候儀、偏に御當家御再興、重疊忝被思召候。依之本多安房・前田佐渡兩人交名御注之御達之處、御願之通与被仰出、依之御使平田清左衛門被下候。人持物頭にも可申聞旨御意に候。

一、正月十四日御請。

被成下御書御袖書被加御親翰、畏拜戴仕候。極月廿五日從御老中以御奉書御用之儀有之候間、翌廿六日四時以前御登城可被成候之由被仰越候に付、其時刻御出被遊候處、御老中何茂浪之御間迄御出、阿部豊後守殿御演述候者、御家老之内兩人諸大夫被仰付候旨上意候。就者御家老之内思召寄之者御書記之、御月番豊後守殿迄御差出可被成候由被仰渡候。一向御存懸茂無御座御仕合、有難被思召候段被及御筆紙候。惣而陪臣之叙爵、御三家様・甲府様之外は、近年御沙汰無之儀候。其上當御代者、一萬石以上に而も城主並御役人之外は叙爵不被仰付候。殊更於御家中本多故安房守・横山故山城守以後、六・七十年諸大夫致中絶候處、今度兩人叙爵被仰付候義、偏御當家御再興と重疊忝被思召候。兎角可被仰下様も無御座候。就中連々御懇之上、ケ様之所迄被添上意段、重々御厚恩却而御恐入被遊御事に御座候。依之本多安房・前田佐

渡兩人之交名御紙面御記之、廿七日願豐後守殿に御持參被成候處、如御願之右兩人可被仰渡之由、至極晚被仰越候。萬端御懇之御事、誠忝被思召候。安房・佐渡相叶冥加申仕合御座候。於私共恐悅可奉存与思召候。委細平田清左衛門被仰下候之旨、逐一謹而奉承知候。日出度御儀恐悅至極奉存候。私式段々之御紙上、忝仕合奉存候。右之趣宜預御執成候、恐惶謹言。

正月十四日

奥村因幡惠輝判

村井出雲親長判

横山左衛門英盛判

長九郎左衛門時連判

前田主税惠賢判

奥村 伊豫殿

横山 筑後殿

〔參議公年表〕

正月六日。平田清左衛門盛恭御使番爲御使參着、是御家來の内叙爵の儀に依て也。

七日。年寄中及九郎左衛門・主税・左衛門・主殿登城。平田盛恭登城、於越後屋敷御意の赴演說、安房・佐渡諸大夫に被仰付候。伊豫追付御返被成之間、兩人爲御禮參勤可仕之由被仰下云

々。

正月十日。金澤城の番所に於ける番人の作法を令す。

〔參議公年表〕

一、御番所食替人數之内半分宛泊番、三之御丸は三人、其外御番所は二人宛、歸番七つ半之事。

一、引入在之節、三之御丸は五人、其外御番所三人替之儀可申談候。御用懸煩差合之節、御番引並出番之刻、跡々通書付可有御出事。

一、自分用事在之とて、歸番にて無之に、相番御頼被指替儀有之間敷事。

一、泊番並請取番之義、跡御番に無構、當御番より鬪取を以可有御極事。

一、於御番所作法能御勤、且又供之下々猥無之様堅く御申付勿論之事。

一、火事之節、當組堂形請取口之條、御用懸之外不殘堂形可被罷出候事。

一、火事之砌、御城之外所々請取口へ者、早鐘無構可有御出候。遠所之火事は御見合候而、火も近寄躰有之候者御出尤候事。

一、當番日火事之節、御番所被相詰人々之外、被致食替宅に居被申面々者、不殘堂形可被罷出候。火も鎮候而可被致食替候事。

一、大火事出来、食替茂難罷成節は、御番人に御賄可被下候。則御番所の御賄爲持可遣旨、御寄合より御賄奉行に被仰渡候條、可被得其意候事。

一、於御番所前々御定之通、泊番之時分菓子・酒等御持參之事、彌堅御無用候。但夜長時分者焼飯、面々御自分御食事候儀各別候事不及申、焼飯にて榮耀ケ間敷義は御無用之事。

一、御番所火之廻猥無之様御油斷有之間敷候。茶湯面々之前御仕懸、次之間たばこ火之外御無用之事。

右之外諸事跡々之通可有御心得候、以上。

壬申正月十日

半田宗兵衛

正月十三日。前田吉徳髮置の儀を行ふ。

〔御年表〕

正月十三日勝次郎君御髮置、定番頭野村與三兵衛重能御白髮を奉る。公より相州正廣御脇刺代金一枚五兩一腰、御直に是を賜る。與三兵衛妻佐藤氏白銀十枚下さる。奥村伊豫時成・横山筑後正房・

前田備前貞親・多賀信濃直方・玉井勘解由貞信、定番頭野村與三兵衛重能・有賀甚六郎政寛、御用人伴源兵衛長安・高田十郎兵衛種信・西尾忠三郎長道、右御廣鋪に於て赤飯・御吸物・御酒頂

戴。足輕小者等まで、御廣式へ相勤候者は皆下さる、也。十五日右御祝儀として、桂昌院殿本庄氏なり。將軍綱吉公の御生母三の丸に御居住也。より、初て

黄金一枚・紗綾二十端御拜領。

正月十三日。前田綱紀大學頭林信篤を江戸邸に招きて大學を講ぜしむ。

〔參議公年表〕

正月十三日、晝已後林大學頭殿御招請。於御小書院大學の講釋有之、御聽被遊。御奥は舟の間よりあなた、御年寄中初平士迄、望の者は罷出可承候。御表は頭分望次第、御小將・横目已上可承候。御目通に罷出候輩は布上下着用、後通に罷有候者は裏付上下にて苦ケ間敷と御意に依て、御年寄中詮議、物頭已上は布上下、其外は御通御小將まで裏付上下着用に相極る。御小書院御勝手の間、敷居際四五尺退き、御年寄中列座、段々並居、人々書物前に控、前通の面々は書物机に置聽聞、無程相濟、於奥御書院御前御相伴にて御饗應、及暮退去。

正月廿五日。前田孝貞佐渡守を駿河守に改む。

〔參議公年表〕

正月廿五日。前田佐渡守孝貞改駿河守。是京都所司代小笠原佐渡守長好朝臣依同名也。

正月廿五日。石川郡本吉浦に暴風あり。

〔參議公年表〕

正月廿五日。加州本吉浦急風にて獵船百七十艘沈失、溺死の者三百四十人云々。

二月朔日。家中寺西孫九郎狼を殺す、尋いで追放に處せらる。

〔一卷帳大概〕

寺西孫九郎一卷、狼を殺候付而也、其段同人書付左之通。

當二月朔日七時分、近所大勢人聲仕候故、無心許奉存鎧を持罷出見申候處、私居屋敷之後町家際迄、狼懸參有之候。私屋敷之圍等爾と不仕候故、狼屋敷之内へ懸込可申仕形に相見え申候付、無是非鎗に而突中候得者逃參申候。其後新堀川町へ懸出死申候由、疵茂有之旨承申候。早速御案内可申上處、心付不申延引之仕合迷惑奉存候、以上。

右に付被仰出候迄は、孫九郎宅におゐて急度縮仕置候様、一類之者へ申渡候旨、以早飛脚言上有之候處、孫九郎狼突候事は其通候。斷之様子彼是不調法候條、追而被仰出候迄は、急度逼塞可申付。只今も逼塞と申より者、結句品重被申付躰に候間、彌其通急度縮可仕置旨被仰出、落着は左之通。

寺西孫九郎事、今度無十方狼手付、其上申上様彼是以不覺悟之仕合候條、早速御仕置可被仰付處、狼之儀は從公儀御觸之儀候故、難被任思召、御老中迄被達御内談候。依之今般追放可被仰付候由、御老中御指圖候。重々不届千萬之處、御宥免被成下、被仰渡難有儀に候。件之趣

急度申渡、追放可申付旨被仰出。

右御領國中者勿論、江戸・京・大阪御構之段も申渡有之、公事場附與力・御徒横目・公事場附足輕・同小頭相添、大正持御關所迄送遣す。孫九郎せがれ十郎左衛門發心剃髮仕候付、落著後也不及御貪著旨被仰出。

二月九日。本多政長・前田孝貞その叙爵を謝せんが爲江戸に著し、次いで口宣を受く。

〔政隣記〕

正月廿八日。本多安房守政長・前田駿河守孝貞金澤發足、二月九日江戸參着。安房守に者御使番平田清左衛門、駿河守に者同井上三太夫御使被下之。依之兩人衆御貸小屋に御使被下候御禮旁、御館に被出。奏者番中初各裏御式臺迄出、暫有之於御座之間御禮被申上。但御痛有之、御表に者御出無之。叙爵之御禮に而者無之、先御前に被召出候也。同日御老中並牧野殿並柳澤殿に御禮先勤之。

同十一日口宣頂戴之。御老中・若御年寄・御側衆に廻勤。但御老中に太刀馬代綿五十把、若御年寄に太刀馬代綿三十把、御側衆に太刀馬代・綿二十把宛持參、中川安左衛門指副。

于時延寶八年安房政長出府之節迄者、參府毎に御太刀金馬代・綿百把獻上之、必殿中に出御目

見有之候處、此度不及其儀に候。安房家代々此趣に而、微妙公御代等にも急度仕候御祝儀之節者、金馬代獻上之處、今年以後者於御家にも此度被相止。

二月八日戸田山城守殿に御使者、駿河守・安房守明日參着可仕候。日之内致着候者御老中方に御禮に伺可爲仕候哉、若又御城にも罷出事に候者、献上物如何可有之哉と被仰遣候處、其日不及參出候、翌日使者を被添可有參出候。御城に者不罷出に而可有之旨中來候。且又御使者迄爲心得被仰聞候者、持參物可有之由に付、御使者中川安左衛門取次迄、御太刀馬代持參仕に而可有之哉、御近習衆迄御伺可被由申述候處、其段者御指圖難被成旨被仰聞候。依之前日向守殿・本多彌兵衛殿御招申候はゞ相談可致由、筑後迄被仰出、則御兩人申遣、筑後及御示談候處、明朝城州に彌兵衛殿被參、今般安房守叙爵之御禮御申述之序に可被相伺由也。

一、二月十一日廻勤之節、御老中大久保加賀守殿者、兩大夫に御逢也。

一、同日口宣爲受取京都に罷越候御大小將五百石井口甚三郎永貞、前夜歸候に付、十一日口宣案二枚・宣言一枚・位記一卷、御目錄を以兩大夫に被渡下、御禮も被申上、夫より廻勤前條之通也。

一、同廿一日右兩大夫之儀、今般者御目見被仰付間鋪由被仰出候條、兩人にも可被仰渡旨、

戸田山城守殿より申來。

一、三月四日於御小書院、兩大夫官位之御禮被爲受、御太刀馬代・御時服五宛獻上、畢而前田備前貞親を以御祝被成、御料理被下候由被仰出。御奥書院御勝手に而二汁七菜、野村與三兵衛・土方勘解由御馳走方主付勤之。御使横山筑後勤之。御吸物出候上、御奥書院に御出、安房守に御盃被下之、御肴も被下之、復座之時御腰物重則、代金十枚備前持出被下之、頂戴退帶之、罷出御禮、加一獻退去。筑後御盃を受取、御酌に渡之奉之。駿河守右同斷、被下候御腰物高木貞宗、代金十枚多賀信濃持出渡之。

〔政隣記〕

一、三月七日安房守より小刀十五本・御肴一種、駿河守より色烏子紙千張・御肴一種獻上。
一、同十日御能被仰付、兩大夫御饗應、爲御祝諸頭にも見物被仰付、御料理被下之。兩大夫並筑後御肴獻之。御料理皆二汁五菜、土方勘解由・奥村市右衛門奉行之。十三日又御能、平士に御料理被下之、見物被仰付、堀勘左衛門・進藤六左衛門奉行之。
一、同十五日御使永井傳七郎を以御暇被仰出、各御羽織二つ・白銀五十枚被下之。爲御禮罷出候處、於表御居間、御手自ごろ縺子二端宛被下之。

〔政隣記〕

一、四月十三日安房守・駿河守より、以使札御肴一種宛獻上之。今度之爲御禮也。

〔政隣記〕

二月十日舊臘廿六日之頭書並右條にも如記之、井口甚三郎京都御使御用相仕廻、今夕江戸に歸着、兩大夫之口宣等請取來上之。於京都御所司代小笠原佐渡守殿、御直に甚三郎に御渡之由也。

一、從安房守・駿河守、於京都獻上左之通宛也。但目錄舊臘之日附也。

禁裏に金一枚。本院御所に白銀三枚。仙洞御所に同斷。女院御所に同斷。准后御方白銀二枚。内侍所に白銀四拾目。

禁裏上臈御局・同所長橋御局・本院御附上臈御局・仙洞御所上臈御局・同所新大納言御局・女院御所上臈御局・同所田村御局、白銀一枚宛、臺二重くり。

上卿職事・位記・宣旨・兩傳奏、白銀六十目宛、臺二重くり。

御請印中務大輔・中務少輔・白銀一枚宛、臺同。

主鈴雜掌五人、白銀二十目宛、臺同。

宣使副使、白銀十五匁宛、臺同。

惣銀高二貫百六十九匁四分。

三月廿七日。前田綱紀柳營に上りて能を陪觀し、他日講書すべきを命ぜらる。

〔政隣記〕

三月廿七日。昨日依御奉書、辰刻御登城、申下刻御歸館、追付筑後並若年寄中御前に被召出、今日之御様子被仰聞。依之御大小將・横目以上夜に入御招、筑後御意之趣演述。左之通。

今日御登城被遊候處、御能御拜見、於御座之間御三卿様御同事度々御目見被遊候。殿様御儀者御控被成御座候處、水戸中將様御次に御着座被成候様に、御直に上意有之。其上御手自御目錄を以、にほひ御釜御拜領被遊、忝思召候。且又何茂御願候間、御講釋被遊候程之儀に而者無之候得共、近日御講釋をも可被遊由上意に候。か様之儀、前々者先御三卿様に可被仰入、其以後中將様にも被仰聞候處、御一所に上意有之、跡々無御座儀是又忝思召候。御料理等も如每御三卿様御同席に而被進候。御能御拜見之席、跡々者御三卿様初御座之間之次に御列座候處、今日者御座之間之内に御入、御正面にて御拜見候様に被仰出、殿様御儀其刻御縁頼に御控被遊候處、牧野備後守殿を以中將様方も右御同席有之、御拜見之様に被仰出、水戸中將様御次に御着座御拜見被遊候。御菓子等も何れも御一所に被進候。於御座之間に御拜領之義者、御三卿様方も今日御初に候處、別而忝被思召候。只今迄殿様など御拜見被遊候御間にて

者、左京大夫殿並之衆中今日初而御列座候様に被仰出御拜見之由、各可申聞旨御意に候。

〔松雲公御夜話〕

一、元祿五年壬申三月廿七日御能御拜見の後御目見の節、御三人様方、公方様御講釋之儀御願被仰上候所、如何様御講釋可被遊と上意御座候而、御次々御三人様方御退出御列座被成候處、御老中並備後守殿御出、御講釋之儀御願相叶珍重存候。各様々茂御一人成とも御講談被成候様にと被仰入候處、何茂御不調法の由御挨拶之上、備後守殿達而御強被成候得共固御辭退に付、左候はゞ惣御名代に中將様被遊候様に被仰候而、即中將様々御向、連々御學文之事に候間、是非々々惣御名代に御讀被成候様にと被仰候に付、終に御講釋と申を被成候御儀無御座候、御前に而は猶以難被遊思召候旨被仰達候處、如何様にて不苦候とて惣御名代に御讀可被成候、御三人様方も御頼被成候得と、又御三人様々御向被仰候ゆる、御三人様方茂御會釋に而御座候。其節中將様御三人様方々、何とぞ御一人に而も被遊候者可然候、中將様御一人は何とも難被爲成之旨被仰入候處、御三人様方、備後守殿是非に中將様御讀被成候様にと、達而被仰候に付、左候はゞ何分に茂と先御挨拶被成、追付御退出候時分、備後守殿とかく御讀被成候者可然由卒度被仰候。畢竟御内意と被思召候に付、何分に茂御務可被成候。少前方御内證も御座候はゞ、四書の内何れにても御讀可被成候由被仰達。其後右御能御拜見之

御禮爲可被仰上、備後守殿へ御越御逢被成候へば、又右之趣備後守殿被仰、とかく御讀被成候様にと被仰候故、彌御心得被成候、少前方御内證被仰聞候様にと被仰入候得ば、窺候而御左右可被成よし被仰。其以後御家來御呼被成候に付、三好助左衛門罷越候處、中庸之初を御講述被成候様にと被仰越候。其以後御忌明二代目の飛驒守様此の五月十三日御卒去也候而、備後守殿に御越被成候時分も、彌御講釋御勤被成筈に候旨、備後守殿に被仰候故、被得其意候旨被仰達候。

四月廿三日。前田綱紀宇治黃檗山高泉和尚を江戸邸に招請す。

〔政隣記〕

四月廿三日於江戸黃檗高泉和尚御招請。於御小書院三汁十菜御饗應、腰高塗膳焼物に入被出之。附後段同斷。未刻御出、申下刻御退去、伴僧者御大書院於御勝手御料理被下之。

四月晦日。金澤に雹を降らす。

〔改作所舊記〕

元祿五年四月晦日夕七時半より雷雨あられ降、大き大豆粒のごとし。

〔政隣記〕

四月晦日。雹降、一粒重十錢目許。

錢目は多なり

是月は大盡なり

五月朔日。前田綱紀、吉徳に菖蒲冑等を贈る。

〔御年表〕

五月朔日公より勝次郎君へ菖蒲御冑二頭筋星の冑、梨子打の冑、前立物御家紋。・大旗一本白地御紋付、出し餅花。・小旗二本白地御紋付、・旒と吹貫一本赤地スツガンギ白旒とも。・作物一本月に兎、右何れも御細工所にて出来。進ぜらる。節姫君より菖蒲冑二頭を進ぜらる。奥村伊豫時成より飛脚を以て、菖蒲冑一頭・鯉一籠獻上す。

五月朔日。流星越中に隕つ。

〔改作所舊記〕

五月朔日暮六時分、光物西方より東南へ飛。其跡に音あり、ほうろくのごとし。

〔政隣記〕

五月朔日卯刻、西方より東之方わ光物飛、越中沖村わ落、在家二軒焼失。

五月十一日。四辻公詔後陽成天皇の宸筆天滿天神號を前田綱紀に讓渡せんとの意を傳ふ。

〔宸筆之事〕

一、十一日四辻殿公詔より土師清太夫迄被仰越候。後陽成院七歳の御時、聖廟の名號被爲遊、

四辻家に傳來被成候。藤原氏に候故指而御用に無之候。於御家者御氏神之事に候條、進上被成度候旨、則達御聽候所、被掛御心被仰越段御大慶被成候。左候はゞ被仰請度候。追而は御領内之聖廟へ可被納候旨可申入旨被仰出。則今夕四辻殿旅館へ罷越申達候處、御對面に而右之趣御怡悅之旨、則被進候。且又御代々御高恩之事に付、此度御來臨御禮御申述有度、高家衆に御相談候へ共、難相調御殘置之由被仰越候。

五月十三日。大聖寺侯前田利明卒す。

〔政隣記〕

五月十三日夜飛驒守利明公御卒去。翌十四日林大學頭殿の飛驒守卒去に付、忌之儀戸田山城守殿の伺候處、其御許の相尋候様被申越候。續者實父方叔父に候得共、先飛驒守養子に付、いどこ之續に相成候由被仰遣候處、兩様御續之内に而者重きを御受被成筈に候、叔父半減之可爲服忌被仰越候。依之十日之御忌被爲請。

十九日御卒去之儀金澤の申來、依之御作事所三日相止、御鷹廿二日迄野の不出之、鐵炮稽古も廿二日迄相止。六月七日依御法事に、爲御使御馬廻頭野村五郎兵衛永重大聖寺に被遣、翌八日歸着。

〔參議公年表〕

五月十六日、江戸。利明朝臣依御逝去、御屋敷中鳴物遠慮今日切にて不苦旨被仰出。但拍子等は先遠慮可仕旨、筑後心得を以て被申渡。

〔徳川實紀〕

この利明は故中納言利常卿の第五の子なり。兄飛驒守利治が嗣子となり、萬治二年五月廿六日初見し、十二月廿七日叙爵して大藏少輔と稱し、後に飛驒守と改め、三年七月三日家をつぎ、寛文三年十二月廿八日從四位下にのぼり、この五月十三日五十六歳にて卒したるなり。

六月二日。大聖寺侯前田利明の遺骸金澤を通過す。

〔參議公年表〕

此月は六月なり

此月二日利明朝臣御遺骸金澤御通過、御行列御先足輕十四人、御弓二張、御鐵炮二挺、御具足櫃、御馬二匹、沓籠、挾笥、御持柄二本、御輿上輿、小姓衆七人。野々市御止宿。

六月三日。前田綱紀柳營に於いて中庸の首章を講ず。

〔徳川實紀〕

六月三日、大納言光友卿辭見せられ、鷹・馬並に奇楠香を給ふ。家司同じく拜し奉る。また兼日より請はるゝをもて、光友卿並に紀伊大納言光貞卿・甲府中納言綱豊卿・尾張宰相綱誠卿・紀伊宰相綱教卿・水戸中將綱條朝臣・松平加賀守綱紀を御座所にあされ、大學を御講説を

りて聞しめし給ふ。加賀守綱紀は文學に心いるよし、兼て聞召されしをもて、こと更仰ご
とあり中庸を進講せしめらる。事はてゝ饗膳をたまひ、又御みづから仕舞をなして拜覽せし
めらる。

四日、三家・甲府中納言綱豊卿並に松平加賀守綱紀より、昨日御講書拜聽せしを謝し奉り、二
種一荷を献じ、尾・紀兩世子より一種一荷をさゝげらる。

〔松雲公御夜話〕

扱去三日^{六月三日也}御講釋以前、備後守殿被仰候者、今日彌中庸之御講談可被成候。御前と被思召

御詞を被改候に茂及不申候。御宿にて被成候様に、無御遠慮御讀被成候様にと被仰候に付、

最前も如被仰入候、終に御宿にても御講談被遊たる御事無御座候。乍然何分に茂御讀可被成

候。若半にて御講談つかへ申候者、末御素讀候而御通し可被成由被仰候へ者、成程御尤に候、

少茂無御遠慮被遊候様にと御挨拶候而、追付御講釋^{大學經一章}御拜聞、御熨斗匏御頂戴。其次に御

見臺出、備後守殿御會釋、有増御繪圖之通御中座被成、御講述被遊候處、御仕合にて御素讀

御講述共に御一言茂無御滯御勤被成候。然者此度之儀、宜敷御講述可被遊思召に而被成御請

候に而者無之候。御三人様方へは御遠慮にて不被仰付候處、中將様わ者御心易被思召、無御

遠慮被仰出候段難有被思召迄にて御勤被成候。各茂左様可被相心得候。且又御講釋之次第、

委曲に承度可被存と思召、御繪圖被遣候。御座之間に而之御事に候間、御繪圖等外に被爲見事可被致遠慮候。此旨可申達旨就被仰出如斯御座候、以上。

〔政隣記〕

一、六月三日御登城、本書にも如有粗記、殿様於營中今日中庸之首章御講釋被遊候。御首尾者三月廿七日前條之通近日御講釋可被遊と上意有之、後御三卿様・殿様にも御次は御退之處に、御老中並牧野備後守殿御越御講釋御願相叶珍重仕候、何とぞ各様にも御講釋被成候様に被仰入候處、何も御不調法之由御挨拶有之候處、備後守殿達而御強被成候得共、堅く御辭退被成候得者、左候者惣御名代に殿様御講釋被成候様に与之御事に候。依之連年御學問之儀、其上御内意之御様子に付、左候者何分にも御勤可被遊旨被仰達、四書之内に候者、何に而も御講可被遊旨被仰入置候處、中庸之初御講被成候様に聞番御招被仰聞候。則今三日御登城之處、備後守殿は仰候者、御前と思召御詞を御改にも不及候、御宿に而御讀被成候様に、無御遠慮御講可被成由御申に付、兼而如被仰入ついに御宿に而御講釋被成候事無御座候、乍然何分にも御讀被成、若半にて御講釋聞候者、末者御素讀にて御通し可被成由被仰候處、成程御尤之旨御挨拶有之候。扱上様大學一章御講談、畢而御見臺出、備後守殿御會釋有之、御中座に而御講述無御滯御勤被遊候。御講釋前御手自御熨斗被進之、御三人様方は御遠慮に而

強而不被仰付候得共、殿様の者御心安被思召候而、無御遠慮強而被仰出候御様子之旨云々。
此日尾張光友卿の者御暇に付、御手自奇南香被進之。今日者肥後守様・讃岐守殿・掃部頭殿も御登城無之候。攝津守殿者歸國御暇に而登城候得共、是も御目見迄に而御退去、翌四日二種一荷御使者三好助左衛門を以御献上有之。

一、昨三日御講讀之御時、甲府様・御三家様・殿様御聽聞。御座之右尾張光友卿・紀伊光貞卿・甲府綱豊公・尾張宰相綱誠公・紀伊宰相綱教公・水戸綱條公・殿様御一列。御左御老中並備後守殿・出羽守殿・若年寄衆・御側衆・本庄因幡守殿着座。大學御講釋畢、光友卿以下御七人の御手自熨斗鮑被下之。扱殿様の御講之有之様にと上意有之候。則中庸唐本爲御持被遊候處、其御本を見臺に載之、從御勝手中奥御小將衆持出、右御座之間之中央に被指置之候時、備後守殿御挨拶有之。殿様御出席御書物御頂戴之、性道教之一節を御講述之處、未終内より頻に御感有之、光友卿を初御座中各御挨拶有之。畢而御書物又御戴被成、則御持御退被遊候。光友卿の者昨二日御暇被進候に付、於西湖之間御饗應、其外於竹之間御料理被進之。其後又御座之間に被爲召、何も御講釋御聞之爲、御祝儀御囃子被仰付、御指舞數多被遊、甲府公・御三卿殿様にも一番宛御舞、上覽相濟、各御座出御退出候様にと上意有之候。殿様御講談之御様子、御老中を初殊之外感稱有之、備後守殿御老中之前に被出被感思召候旨被申述候。

御座出御は
御茶被下の
誤か

一、三日夜筑後・若年寄迄被仰出。

今日御登城、兼々御願之通御講釋御拜聽、次而殿樣御儀も上意に而御講釋被遊候處、日出度被思召旨に而、御手自御熨斗被進之。其以後於竹之間御料理出、程近出御、御祝被遊旨に而御囃子被仰付、公方樣御仕舞十番餘御舞被遊、御拜見被成候。其以後何も御仕舞をも御所望、殿樣御儀も御仕舞被遊候。被爲入候時分、何茂緩々と御茶まいり候樣にと御懇之上意に而、乍每忝思召候由、何茂に可申聞旨被仰出候段、右之御衆中被出、頭並以上之面々に御申聞之事。

一、右御仕合之趣、安房等に左之通御直書被仰遣。

猶以仕合之趣前田對馬にも別紙有増申聞候。猶又委細可被傳達候、以上。

内々被仰出候御講釋御事、當朔日御日限相究、昨日御三人方御登城、手前も罷出候處、何茂於御座間拜聞被仰付、殊御手自御熨斗鮑被下之。次手前中庸讀候様に被仰出、性道教之一節致講述候處、御感之御誼誠に以難有仕合候。各御前退出、於竹間御料理頂戴之、重而御座之間に召之、御一門方始に御講釋御拜聞之御祝儀与有之、御囃子被仰付、御仕舞數多被遊之、且又甲府殿・御三人方始一番宛仕舞上覽、御茶被下可罷歸旨御懇之上意、於西湖之間御茶頂戴之、重疊忝次第難盡紙面、右之趣爲可申聞如此候、謹言。

六月四日

御名

本多安房守より村井出雲迄八人殿

右御請並對馬に御書略之。

〔前田貞醇藏文書〕

中庸章句跋 加賀中將講本

元祿五年壬申六月初三日。今大君臨正殿。躬講大學三綱領。尾張大納言光友・紀伊大納言光貞・甲府中納言綱豐・尾張參議綱誠・紀伊參議綱教・水戸中將綱條・加賀中將綱紀列座聽之。老臣大久保加賀守忠朝・阿部豐後守正武・戸田山城守忠昌・土屋相模守政直及牧野備後守成貞侍候其傍。近臣柳澤出羽守保明及余陪其席。御講畢。特降台命。使加賀中將講中庸首章。講義穩當。雄辨不啻。其旨趣曰。中庸之書者。子思子憂道學之失其傳而作也。故以道爲主。首章併說性道教。然性者道之所在也。教者性之所成也。此道字體統一大極故也。次章曰。道也不可須臾離也。下章所謂君子之道。皆是自此而發揮者也云々。大君感其注意于此着眼于彼、嗚呼釋氏之所謂空者非所以爲性。老氏之所謂無者非所以爲道。楊墨之爲我兼愛。管商權謀。俗儒記誦。百家衆技。皆非所以爲教。所謂道之大原出於天者。包括要切。學者所宜深體而默識也。經日之後。余赴加賀中將之邸。慶之賀之。中將示所謂之中庸章句曰。請跋一語以爲後證。

余對之曰。君平生尊聖信道。好學愛儒楚元之風。東平之學。殆其庶幾乎。可謂宗室儀表。武林雋望也。方今儒風隆美。學道熾昌。官政所施者乃君之所志也。上下同志而此道有達也。爲國爲道。本支百世也可以期焉。不亦大乎。經筵講官大學頭整宇林巖謹記。

六月十二日。金澤に於いて疱瘡送を行ふことを禁ず。

〔改作所舊記〕

長候は長じ候なり

頃日御當地疱瘡等之おくり者就在之、跡々よりか様之儀無之筈に候。然所次第長候段年寄衆御聞被成、相止可申旨町御奉行・寺社御奉行等へ被仰渡候。各御支配方右物不仕様可申談旨、奥村伊豫殿被仰渡候に付如此御座候、以上。

六月十二日

井上久太郎

鹽川安左衛門

恒川七兵衛

右御横目衆紙面寫遣候條、得其意、末々迄急度可申渡候、以上。

六月十六日

永原權丞

渡邊喜左衛門

〔政隣記〕

六月十四日、當夏中疱瘡神送とて、金澤町中所々祭之處、次第／＼に結構美麗を盡し、貴賤となく一向此事に及び、見物人街に充滿如堵。依之今日より制禁之。此間祭る所之町左之如し。野町・河原町・片町一組。石浦町・南町一組。堤町・袋町一組。安江木町一組。筋違橋一組。法船寺町一組。

六月十七日。金澤に大雨あり。

〔政隣記〕

六月十七日大雨、犀川・淺野川洪水。犀川橋之上水乗事三寸計、川除水溢れ越て、傳馬町・河原町・覺源寺町・安房守下屋敷邊に及ぶ。橋柱一本流失、櫻島六・七間崩る。下中村・御供田村・大豆田村田島流失、男女六人溺死。淺野川筋、馬場近所武士町に水溢れ、淺野田畑流失す。

七月九日。大聖寺侯前田利直前侯の遺領を襲ぎ、弟利昌封を分たる。

〔政隣記〕

七月九日、内記利重君四時前田日向守殿御同道御登城被成候様、前日之御奉書今日御出之處、利明公御遺領七萬石、内記様御拜領、御舍弟采女利昌殿に新田一萬石御相續被仰出。依之御前にも御老中方並牧野備後守殿・柳澤出羽守殿に御勤。

十二日内記様御家督御禮被仰上、被致飛驒守に。

利重は利直
の誤

七月九日、加賀國大聖寺城主松平飛騨守利明が遺領七萬石を、長子内記利直につがしめられ、新田一萬石を二子前田采女利昌に分ちあたへらる。

七月廿九日。前田吉徳富士社に宮參を行ふ。

〔御年表〕

七月廿九日勝次郎君富士の社へ御宮參。有賀甚六郎政寛・由比新五郎勝生御先に相詰、諸事を差圖す。且六・七町御先へ横山筑後正房祇候。御神納之品々、御最花銀十枚・行器二荷・熨斗鯨一折・酒罇一荷・御湯立料銀五枚。別當眞光寺へ御時服五被下之。右畢て駒込の御中屋鋪へ入せらる。此時御廣式裏御門内、山崎紋左衛門定長・三田村喜六郎定敬父子祇候、駒井與兵衛直寛會釋す。御廣式に於て横山筑後・多賀信濃に御熨斗鯨被下、及御傅・御醫師等以下亦飯・御吸物・御酒等を被下。本郷御屋敷へ御歸の上、奥村因幡惠輝・横山筑後正房・前田備前貞親・多賀信濃直方・玉井勘解由貞信・菊池十六郎武康、定番頭野村與三兵衛重能、御用人伴源兵衛長安、高田十郎兵衛種信・西尾忠二郎長道、御近習頭有賀甚六郎政寛・永井傳七郎正良・稻垣三郎兵衛安根、御廣式御祝儀を下さる。山崎紋左衛門に御時服三、三田村喜六郎に御時服二被下、駒井與兵衛・蜂谷孫右衛門より奉文にて相達す。

女中御抱守并御廣式の小人等に至るまで御祝儀被下之。御供の御小將、横目以下御徒等は御表に於て賜之。三十八人小頭

以下は御臺所にて被下之。

八月朔日。金澤に馬市場を開くを以て制札を立つ。

〔國事雜抄〕

覺

一、當年八月朔日より九月廿日を限、無懈怠馬市可立之。他國之博勞不來といふ共、御領國之博勞中として馬商賣いたすべき事。

附り、不可押買狼藉事。

一、當市場之外、他國馬・御領國共に、在々所々におゐて私として驛馬之外商賣一圓停止事。

一、縱如何様之疵馬たりといふとも、直段極之手を打におゐては、相返すべからざる事。

一、馬直段差引不相究内、一日は待之、翌日は馬主次第に何方にも可賣遣。然上は先約之輩不可及斷論事。

附、馬乗節若不慮に馬損儀在之といふ共、聊申分在之間敷事。

一、市中他國博勞に飼料可被下之。諸事令馳走、何事によらず非分之儀申懸べからざる事。右條々可相守之所被仰出也、依如件。

元祿五年八月朔日

奉

行

八月十一日。前田綱紀大聖寺侯前田利直を招きてその襲封を賀す。

〔參議公年表〕

利重は誤

八月十一日江戸。飛驒守利重主御家督爲御祝儀、采女殿御一所御招請。於小書院御饗應、寶生政丞等罷越、御拍子有之。御相客前田日向守殿・同又五郎殿・同右京殿參上。御勝手木下順庵參上。御盃の上利重主に御腰物、青江恒次代金拾五枚。采女殿に小鏢御脇指信國代金七枚五兩。被進之。御供中は御料理被下之。

八月廿二日。幕府加賀藩に飛驒高山の在番を命ず。

〔徳川實紀〕

八月廿二日、松平加賀守綱紀に飛驒國高山城の在番命ぜらる。

〔政隣記〕

一、八月廿二日御老中戸田山城守正昌殿より聞番三好助左衛門御招、直に被仰渡候者、飛州高山城主金森出雲守頼崑儀、出羽國上之山に所替被仰付、則引拂被申候。依之飛驒高山城明候條、隣國之儀に候條在番人可被遣候。大勢不及被指遣候。一萬石積り人數・弓・鎗・鐵炮等可被遣候。爲引渡御使番淺野伊左衛門彼地に被遣候。未何時可被遣も難知候。其内には伊左衛門にも可被仰談候由御申渡也。依之初度之在番御馬廻組頭永井織部正良・御横目中村爲兵衛。

御年表に廿三日に作るは非

御使番平田清左衛門は在江戸に付、於江戸被仰渡、織部の時服三・御羽織二、御内々白銀・奥嶋被下之、爲兵衛・清左衛門の時服二並御内々白銀被下之。金澤の御暇被仰出、九月十一日に江戸發歸。

八月廿七日。前田綱紀江戸に於いて使を飛驒高山の前領主金森頼岩に遣はす。

〔葛卷昌興日記〕

八月廿六日。金森出雲守殿御家來迄、御聞番杉江左衛門被遣之、彼表之事聞合候様被仰付。左左衛門則罷越、有増承之言上之。高山表之様子爲見聞、御徒橋爪治兵衛・片岡豊内被差遣之。

廿七日時々雨降。

今日金森出雲守殿の御使者被遣之、御口上之趣は、爾來乍思召御無沙汰御打過被成候。冷氣之節彌御堅固候哉。今度者御得替被仰出、御大儀被思召候。御用意等御滯も無御座候哉、被聞召度候。然ば彼地御家來衆被引拂候へば跡明申候。御隣國之事候條、御家來被差遣之、在番可被仰付旨被仰渡候。依之淺野伊右衛門殿御指圖次第、追而御家來可被差遣候。出雲守殿儀御代々御心安被仰通、御由緒有之事候間、御内衆へ無如在申談候様に、御家來中の被仰付

置候間、御内衆も無御心置被申談候様に思召候。右御見廻旁御使者被遣之由也。御使は御使番村惣次郎罷越候處、出雲守殿御逢、直に御返答被仰聞由、先日伊左衛門殿より、此度高山に被遣之御家來交名等御書付被遣候様にと被申越、則御書付被遣也。其大概。

飛州高山御城在番人數之覺

馬廻頭	永井織部
鐵炮頭	中村惣右衛門
弓頭	橋爪縫殿
目付	中村爲兵衛
使番	平田清左衛門
織部組番頭	湯原源七郎
同組使役	中村藤左衛門
組之侍二十人	葛卷圖書
	横山午之助
	大橋九郎兵衛
	中川長吉

笹原左兵衛

交名略之

外役儀申付候者四人

麻生次郎左衛門

丹羽佐右衛門

中村四兵衛

高田作右衛門

織部組

與力五人

惣右衛門組

與力三人

縫殿組

與力三人

徒之者四人

此外足輕小者等人數未相極不申候、以上。

覺

弓 二十張

鐵炮 三十挺

長柄 三十本

此外弓五張・鐵炮八挺・馬幟織部指申候、以上。

昨日御勘定頭稻生伊賀守殿儀、石丸三左衛門に此度被遣候は誰にて候哉と御尋に付、其段違御聽候處、右頭分七人計交名書付被遣之也。金森出雲守殿御家來も此度被遣之、而々役付・知行高、御弓・御鐵炮上候數も承度由申に付、知行高記之、今日杉江左衛門方より遣之也。其書樣

覺

馬廻頭二千二百石	永井織部
鐵炮頭千三百五十石	中村惣右衛門
弓頭五百五十石	橋爪縫殿
横目四百五十石	中村爲兵衛
使番五百石	平田清左衛門
織部組番頭千六百石	湯原源七郎
同組使役三百八十石	中村藤左衛門
同組侍千五百石	葛卷圖書
同千石	横山午之助

今夜於船之間、永井織部正良・中村爲兵衛庸信・平田清左衛門盛恭・中村藤左衛門子順、各誓辭一通宛被仰付。判本因幡・筑後被見届之。御横目河地八郎兵衛在其席。

九月四日。前田綱紀就國の暇を受け、即日登營辭見す。

〔參議公年表〕

九月四日江戸。卯下剋上使戸田山城守忠昌朝臣下總佐倉城主六萬五千石を以、御國許への御暇被進。如例押

付爲御禮御登城、於御座間御禮被仰上。御手自御熨斗御頂戴、御馬二匹・御鷹二居御拜領。御

歸、御老中方・若御年寄中御勤。因幡・筑後各御家老御登城御目見、御時服二・御羽織一宛拜領。此年より

因幡は奥村
惠輝、筑後
は横山正房

秋御交替。御登城被遊の
處に御筆の御繪拜領。

〔政隣記〕

九月四日御暇之上使戸田山城守殿。同日御登城之處、御筆之御繪、御手自御拜領。其外都而御例之通。同廿七日御發駕、十月九日御歸城、隨臣奥村因幡・横山筑後。

〔政隣記〕

九月六日御夜話に、頭並以上之面々不殘罷出候様、若年寄衆より御申渡、各竹之間列居之處、因幡・筑後並若年寄中御列座、左之通御意之趣因幡被演述。

當御詰段々結構成御仕合、當夏御講釋御拜聞、其上中將様御儀も御首尾能御興行、今般御能

御拜見之時分も種々御饗應、且又御暇被仰出、殊更御繪御拜領被遊、彼は無双御仕合に被思召。依之爲御心祝、來る十四日御自身之御能被遊、何茂拜見被仰付、御料理も可被下候。十五日も御能被仰付候。組付之面々可罷出旨被仰出。

九月十日。飛驒高山在番の諸士に定書を與ふ。

〔參議公年表〕

九月十日、江戸。高山に被遣面々、御國迄先明日被遣に付、表御居間に御出、永井織部御前に被召出、御定書御手自御渡。次に中村爲兵衛・平田清左衛門・中村藤左衛門三人一所に被召出被仰渡有之、退出。於御次織部に白銀三十枚・御小袖三・御羽織一、爲兵衛・清左衛門・藤左衛門に白銀廿枚・御羽織一宛被下之、御目錄因幡渡之。其已後若年寄の席に於て、麻生次郎左衛門御馬廻二百石
外作事奉行に金子十兩被下之、御目錄因幡渡之。其已後織部御前に罷出御禮申上、次爲兵衛・清左衛門・藤左衛門一所に罷出御禮申上、次に麻生次郎左衛門御目見被仰付。

飛州高山在番諸法度

- 一、今度爲在番差遣面々、萬端慎をむねとし、怠慢なく可致恪勤事。
- 一、御昵近衆者不及申、すべて對他國輩猶更不可有無禮緩怠事。
- 一、組頭者彼地におゐて爲城代兼役間、萬事可隨其下知、其外頭並役人等所申渡不可違背之。

若存する旨あらば一往及相談可任差圖事。

一、城中勤番之義、守別紙定書之趣嚴重可勤之。其外諸頭・諸役人日々令出仕、用事なき時者、或組頭或横目・使番に相届令退出、惣じて此等之輩相談儀あらば於城中可遂參會事。

附、番所におゐて高聲、並圍碁・象戯等之戲一向可停止。且又食物之類不可結構事。

一、城門者以卯辰・申酉之半可啓閉。夜中之往來に至ては一切停止之。若無據子細あらば、組頭・番頭・横目・使番・使役之内泊番之面々へ達之、其理聞届之上可及許用事。

附、門戸之鑰は組頭・番頭・使役可預候事。

一、於他家輩は、不論四民城内に不可入之。但職人・日傭等不相通して不叶節は、頭札可致往通事。

一、晝夜城内時廻を出すべし。其外面々請取之曲輪、不時に可令致巡見事。

一、城中火用心專要たるべし。所々於本番所之外は、焼火可堅禁之事。

一、於城内俄相煩行步難調者、組頭聞届之宥乘輿、以證文城外に出すべし。組頭不在合節は、番頭・使役・横目・使番之内可致沙汰之。死人も又可爲此格事。

一、彼地在留之内、遊樂をなすべからず。遊山翫水たり共可致遠慮事。

附、殺生堅可禁止候事。

一、城下をはなれ不可遠遊。若無據子細あらば其頭並横目之輩に相斷之、可得差圖。且又無子細して不可夜行事。

附、物頭・横目・使番等就役儀罷越といふ共、毎度永井織部へ可相届事。

一、音信贈答及振舞等之儀、途中より在留中に至るまで一向停止すべし。殊彼所之僧俗男女を呼、他境輩と不可致交會事。

一、在番中別して服食致輕、更以美麗を用べからず。但入城之當日、其外上使巡見等之時分は各別之事。

附、可禁大酒事。

一、何事によらず巷説を信じ言廣べからず。兼又城内之取沙汰一圓不可他言事。

一、私用として使者飛脚往來可爲無用。難得止之故あらば、或其頭或は支配方迄相斷可受指圖事。

一、於彼地無用器物を求べからず。若故あらば其頭又は支配方へ可相達事。

一、從者之員數は、隨兼日定不可及過分、於無益之下人者可有之。大身たり共、頭分並長柄奉行・火消役之外は乘馬可爲無用事。

一、武具合じるし等は所定置可守之。不時之合じるし・合言葉以下は、諸頭・横目中談可令沙

汰候事。

一、小荷駄じるし是又定置通不可有相違、不慮に令失却之者、紙又は板に書付之、當分可用之事。

一、旅行之儀物頭・物奉行之外は主人々々勝手次第可相通。尤上下によらず、或は脇道或は抜群立はなれ不可相越事。

附、弓・鐵炮・長柄等一組之内へ、他組之輩相雜る儀停止之事。

一、城下其外可准之。所々罷通節は一番使番・二番鐵炮頭同與力・三番弓頭同與力・四番長柄奉行・五番番頭・六番組馬廻・七番使役・八番組馬廻・九番組頭・十番會所方奉行・十一番普請奉行・十二番横目可爲此次第。但頭々主人々々行列のごとく不及押續。物様之次第は守之、人々は心々に可參事。

附、横目・使番は跡先可爲隔番事。

一、川越之儀、一向無停滯候所者、横目・使番内一人宛諸勢に先立罷越、其手頭申談可渡之。於大河者横目・使番並會所奉行之内一人令豫參、其頭々示談之、一手越たるべし。一騎打之切所可爲此格事。

一、大河並一騎打切所可罷通日は、惣勢守十二番次第、且又主人々々其外小荷駄至る迄、平

生座列の如く押通之、任荷印可相越事。

附、其次第横目・使番記置之、一切不致混雜様に堅可申付。萬一不用下知族於有之者、其頭
に相届可言上。若又不聞其理強て及異儀ば可爲討捨事。

一、小荷駄は途中交ると云共、晝休泊の宿に入ざる前、如荷封つらなり不可混雜。並荷物・夫
馬等を宿中へ出し置、往來之障をなすべからざる事。

一、驛馬之儀無難澁可請取之、尤對其奉行人猥不可及異論事。

附、荷物之輕重公儀御定通不可有相違事。

一、旅宿者可任宿札、若有子細者達頭並支配方可受其旨。私として不可宿替事。

附、宿賃以下無相違可相渡候事。

一、所々旅亭におゐて、組頭・物頭之外は幕打べからざる事。

一、於彼地並途中押買堅可制禁。其外民屋を破壊し、竹木を剪取べからざる事。

附、自他國によらず、所之者並對旅人不可有理不盡儀事。

一、旅宿出火有と云共、頭々・横目 使番等無指圖して、慢に馳集べからず、堅守其下知不可
亂雜事。

一、彼地におゐて城内若及出火者、火消役面々懸合せ可鎮之。門々當番之輩は、堅固其所出

入改べし。其餘は可隨組頭並横目・使番下知事。

一、於城外火事者早速令登城、頭々・横目・使番下知を待べし。火消役たりと云共火本へ不可馳參、若難捨置所は受組頭下知可防其火、尤遠所之火と云共不及罷出事。

一、火事等之時分は、門々所々急度令警衛、提灯數多とぼし置、其作法可爲嚴重事。

一、喧嘩口論堅停止之。萬一不守此旨及鬪諍ば、小分之理ありと云共可爲越度。若左様之節は其座之輩可抑留。双方任其組頭々、且又横目・使番・使役之内兩人罷出令裁判、急速可爲言上。其餘は可隨組頭之差圖。番所たりとも他番之面々不可相集。於荷擔者其罪可重於本人事。

附、何所によらず他所之者と申分有之者、頭並役人等遂相談相捌之、其由可言上之。且又無下知して不可馳集事。

一、於家中犯科人有之時は、即刻令禁銅之、可爲注進事。

一、家中之下人等罪を得て奔走する者、於彼地見出と云ども、猥に不可搦捕、頭並支配方へ斷之可及沙汰事。

一、不慮に一揆等相躁と云共、其所に構なく、上下不殘城中に馳集、口々堅固に可守之。尤不移時刻可注進事。

一、城外何等之異變有之と云共、一切取懸べからず。但於上使之左右者各別之事。

右條々堅守此旨不可違失者也。

元祿五年九月十日

城中勤番一卷

- 一、本丸大手門、持弓頭與力・同心可相守事。
 - 一、二之丸大手門、持筒頭與力・同心可相守事。
 - 一、本丸より搦手之分、組頭附與力・同心可相勤事。
 - 一、二之丸玄關前門通、三之丸門其外兩所之木戸口、會所方奉行可支配事。
 - 一、屋形之外侍番所本幕可打事。
 - 一、玄關並門々及侍番所本提灯可燈事。
 - 一、組頭・番頭・横目・使番・使役、晝夜一人宛可在城事。
 - 一、組頭・番頭一人宛可致泊番事。
 - 一、物頭一人宛泊り番勤之、晝之内者折々番所可相廻事。
- 附、組之與力晝夜勤番可申付事。
- 一、馬廻中代々晝夜可致勤番事。
 - 一、火消役晝夜一人宛可詰事。

一、平生は限戎之刻番所可相仕廻事。

一、勤番之諸侍已下不可參入他之番所、組頭・横目・使番・使役は格別之事。
右堅可相守者也。

元祿五年九月

同日、江戸。御夜詰御中屋敷に永井・中村・平田・中村布上下著用參上。於桐の御間織部御側は被召出、御懇の御意の上、奥島三端・八丈島一端・判金三枚被下之。次に殘る三人一所に御前に被召出、御懇の御意の上奥島二端・判金二枚宛被下之、各退出。今晚御拜領の御肴、御吸物に被仰付の間、祝可申の旨御直に御意有之。則御小書院御勝手の間にて御料理頂戴之。有賀甚六郎・永原治兵衛・齋藤吉左衛門・笠間又六郎、御座敷取持被仰付。御茶被下時分、御前に御試被遊下旨被仰出、各頂戴之。

九月十一日。飛驒高山在番の諸士江戸を發す。

〔葛卷昌興日記〕

九月九日。高山に上使淺野伊左衛門殿發足之事、兼而は延々沙汰候處、來廿二日發足、朔日彼地可爲到着候旨、今日俄申來。酉刻頃從御中屋敷御歸館、永井織部等發足候事明後十一日に相極也。但十九日金澤到着、中三日逗留、廿三日發足可仕之旨也。

九月十四日。今明兩日江戸邸に於いて能を興行し諸士をして之を觀覽せしむ。

〔參議公年表〕

利重は利直の誤

九月十四日。此日江戸兼日被仰出の通御能拜見、御小將・横目已上參上、大御料理の間上二汁に於て御料理五菜被下。兼ては今明日と相代り拜見被仰付筈の處、明日正甫朝臣・利重主・主膳君・采女殿御出被遊筈に付、御中入の時分に御料理頂戴。

初座左一番。前田權佐・岡島市郎兵衛・菊池十六郎・竹田五郎左衛門・生駒傳吉・三好助左衛門・杉江左衛門。

右 一 番。有賀勘六郎・高田十郎兵衛・永原治兵衛・原三郎左衛門・堀勘左衛門・富田四郎兵衛・渡邊源兵衛・大原五郎左衛門・高田久兵衛・九里甚左衛門・井上三太夫・前田兵右衛門・奥村勘左衛門・村惣次郎・齋藤吉左衛門。

後座左一番。土方勘解由・伴源兵衛・西尾忠三郎・稻垣三郎兵衛・生駒右近・葛卷權之佐。

右 一 番。野村與三兵衛・奥村市右衛門・篠原刑部・河地八郎兵衛・丹羽七郎左衛門・中村市郎左衛門・北川八郎左衛門・武藤判右衛門・津田造酒・笠間又六郎。

但今般御料理被下次第、菅春安房守殿・駿河守諸大夫に被仰付御祝之。兩座共に御吸物被下候。已後塗三方上通、舊端可相心得旨被仰渡、御料理頂戴、服紗小袖・布上下着用之。

器・御肴一飾宛兩上座に、出、前田備前・多賀信濃・玉井勘解由出席、何も祝候而御酒給可申旨御意の由被申述、巡盃に御銚子納。御茶菓子・御茶被下、御給仕・御小將・御射手・御異風・御馬廻新番等也。但今日御能不遊。御能相濟、一統頭並已上、大御料理の間上に列居御目見被仰付。今日狩

野家の者伯圓・即譽・春悦三人參上、御縁頼通にて一所に御目見被仰付、畢而退去。各爲御禮於竹の間

御帳に付、明十五日平士の分拜見被仰付筈の處、餘り大勢に付、今日も分け候て拜見可被仰付旨、若年寄中被申渡。御小將組六十人、御馬廻組四十二人、組外・御射手・御異風・御醫師・

御茶堂坊主頭合三十七人、御馬役五人、頭並已上四十人、都合百八十四人也。但平士の分御料理一汁三菜於御臺所被下之、御能終日拜見被仰付。

十五日、江戸。辰下剋御能初。御能前御拜領の御繪、御小書院御床前に御机の上に被指置、年寄中初御小將・横目已上拜見被仰付。昨日は御自身御能不被遊處に、今日御自身御能被遊、頭並の面々一統罷出拜見被仰付。今日御能拜見の人々。

二十五人 十四日御用懸隙入之御小將。

二十九人 諸組之小頭三十人頭、並牧又七郎・和角兵助、新番々五十四人。右之分御料理被下、御能終日拜見。

二十五人 諸組之せがれ共、御臺所に於て食事仕、終日拜見。

百八十七人 與力並御歩・御算用者・御料理人・御小人頭但此分朝晝と代り二切拜見。

右之通詮議の上相極。但新番已上の面々、御小將・御馬廻一統に御臺所上の間に於て御料理

一汁被下。諸組のせがれ右同事、三菜被下。一統服紗小袖布上下。

九月廿一日。前田綱紀吉川惟足を江戸邸に召して神代卷を講ぜしむ。

〔前田貞親手記〕

九月廿一日

一、吉川惟足朝五時前參上、於御小書院御對面、御料理以後、神代之講談御所望に付、年寄

中・若年寄中及有合候頭分以上聽聞被仰付、各布上下着之。但當春大學頭令參上講談承候頭分以上何れも罷出る。

一、講談以前惟足書物並見臺、御勝手より二段に田中平丞指出。其已後御前之書物御机にの

り、御小硯御机之下段に載、葛卷權佐指出。相濟候而御書物御手自破爲持之、被爲入御机、

御硯等權佐持退。

但、年寄中・若年寄中不及書物、覺書机の上に指置、御小書院御勝手御敷居際に、右列居聽

聞之。

一、今日惟足に翁御傳受被遊由之事。

九月廿四日。飛驒高山在番の諸士金澤を發す。

〔改作所舊記〕

元祿五年九月廿四日飛州高山城請取御用永井織部等罷越に付、宿々人馬數覺。

九月廿四日 金澤發出

一、七十疋 乘下馬。 一、百疋 駄荷馬。 一、五十人 人 足。

同 廿五日

一、百五十疋 駄荷馬。 一、三十人 人 足。 一、十人 から尻馬。

金澤 津幡 竹橋

右當廿四日永井織部其外何茂當地罷立候。廿五日に御荷物も被遣候條、御支配所駄馬之外不足分寄馬可有御申付候。

九月廿一日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

右申來に付、近在より寄馬、廿四日之馬は廿三日晝より廿四日迄、廿五日之馬は廿四日之晝より廿五日迄、明後廿四日飛州に發足之面々に相渡候馬、當町並御郡より寄馬共に一所によせ置、馬請取に參候方々へ渡可遣儀与存候。其裁許人小右衛門殿御手合、並御郡方には十村

に而も罷出致裁許候様御申渡可有之候、以上。

九月廿二日

御算用場

和田小右衛門殿

渡邊喜左衛門殿

永原 權丞殿

九月廿七日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔參議公年表〕

廿七日は九月

廿七日江戸寅下剋御機嫌克御發駕如例年御泊付。

廿七日 御晝 浦輪 御泊 桶川

廿八日 御晝 熊谷 御泊 本庄

廿九日 御晝 板端 御泊 坂本

十月朔日 御晝 追分 御泊 田中

二日 中休
皇宿御晝 矢代 御泊 善光寺

三日 御晝 野尻 御泊 荒井

四日 御晝 名立 中休
中屋敷御泊 能生

五	日	御晝	青海	御泊	境
六	日	御晝	舟見	御泊	魚津
七	日	御晝	東岩瀬	御泊	高岡
八	日	御晝	石動	御泊	津幡
九	日	御晝	金澤		

十月三日。飛驒高山の在番永井織部等幕吏よりその城の引繼を受く。

〔葛巻昌興日記〕

永井織部以下高山に被差遣面々者、廿四日金澤發足、同廿七日飛州古川參着。淺野伊左衛門殿朔日御到着に付、前夕織部高山迄罷越、朔日伊左衛門殿御旅宿へ罷越、三日に御引渡可有之由にて、則出雲守殿家來にも御引合、三日朝首尾能御引渡相濟之旨、飛札を以注進之。委細之儀未能承知、追而可記之。

〔葛巻昌興日記〕

高山城引渡相濟在番之事、御使札を以御老中方に被仰達也。其趣。

一筆致啓上候。飛州高山之城者、三日淺野伊左衛門殿被引渡之、家來者共勤番仕候之由、從彼地申越候。右之段爲可申上捧使札候、恐惶謹言。

廿四日は九月

十月六日

松平加賀守

大久保加賀守様

阿部豊後守様

戸田山城守様

土屋相模守様 人々御中

牧野備後守殿へも別に被遣之也。柳澤出羽守殿は於彼地御伺之上爲可相認、御判紙被差遣之。

十月九日。前田綱紀金澤に着す。

〔政隣記〕

九月廿七日江戸御發駕、十月九日寅刻御着城、巳刻御宮・御佛殿・寶圓寺・天徳院・如來寺御參

詣、且江戸之御禮使今枝民部直方人持組領一萬四千石也。如御例に而同日發足。廿一日江戸參着。廿八日

登城、御太刀献上。次に自分之御太刀も献之、御目見如例、御時服三拜戴之。十一月五日江

戸發、相願東海道より十九日金澤歸着。

十月十七日。家中中川采女の改名願を許可せざることを決す。

〔袖裏雜記〕

中川采女儀、前田采女様御名に指合申候條改申度由私迄申聞候。其通に可申談候哉奉得御内

前田采女は
大聖寺候利

意候、以上。

十月十六日

本多安房守

右之通若年寄中ね可申聞候。

何茂存寄一圓無之由、左候はゞ年寄中へ可有演述候。手前中勘之趣承之、其上にて可相定候。

但前田大和守殿事、同右近殿事、美濃殿と申時事、御三人方庶流事、松平越中殿、土佐殿事。

右之品々可有僉議候。可改名は、

手前嫡庶共の名、大藏殿・飛驒殿御三人方御嫡子の名、肥後殿・安藝殿嫡子名。

但岩松殿男子有之候時は孫也。是は嫡庶共に可憚也。

件之外可憚名不存付候、以上。

中川采女名改可申哉之旨、安房守窺候紙面に御加筆拜戴仕、被仰出之趣御尤奉存候。前田采女殿与申儀に奉存候。左候へば中川采女改申に不及儀に御座候。御加筆指上申候、以上。

十月十七日

本多安房守

村井出雲

奥村因幡

前田駿河守

十二月十五日。諸士をして前田綱紀の將軍より得たる諸物を拜觀せしむ。

〔政隣記〕

十二月十五日、一昨十三日依召登城、御廣間竹之間に懸、人持並組頭・物頭・番頭・御小將・横目以上列居、年寄中御列座駿河守左之通演述。

於江戸段々御結構成御仕合、品々御拜領被遊、御姫様御縁組被仰出、諸大夫も被仰付。依之明後十五日御拜領物拜見被仰付、御能被仰付、御料理可被下候由御意に候事。

右に付同日御大老衆・御年寄衆迄を爲御禮可參由に而、各廻勤。依之今十五日御小將・横目以上登城、御廣間・竹之間・櫻之間に而御料理被下之、御能見物被仰付。御上段下之間御襖障子明け、四五人程宛罷出、御道具御繪・御匂釜・御料紙箱・御硯箱・御香爐也。上段御床之上に有之。拜見。御能暮頃相濟、御小將・横目以上熨斗目、其外御かよひ服紗小袖・布上下。

今日不及御禮候、明十六日五時より出、御禮申上、直に御老中方に可相廻旨、御横目を以御用番被仰聞。

十二月十七日。本年收穫の米穀乾燥不十分なるを以て納租に對して便法を講ぜしむ。

〔司農典〕

當秋立毛早速刈取、野付廻後れ手間不申様兼而申觸置候得共、十月末より天氣惡敷候故歟、十村組に寄、依村に稻干後れ、粃和らかに而米に難仕、又者米にいたし候得者和か米に而、御代官並所々藏宿・御給人内藏納之分、はか取不申旨聞及候。皆濟日限も漸近寄、大事之儀に候得者、何も十村並御扶持人、勿論油斷有之間敷儀与は察候得共、右之仕合に而埒明兼候哉、例年時節應候得者、皆濟案内仕組々人数少相見候。

一、右粃和かに有之を米に仕候而は、百姓之大分費に罷成、其上御代官並藏宿共請取候而も、春に至り米損可申哉与存候。第一皆濟手搦申儀不能成事に候。左候得ば所に寄于今干兼申粃有之、米に不能成候はゞ、粃高何程百姓人之手前急度致吟味、應粃高其村之内手寄宜敷所に粃寄置、盜人火之用心等堅縮仕置、扱御代官並所々藏宿共、十村預り證文に廻り口御扶持人加判仕遣之、御代官より皆濟狀を取可申候。藏宿より者給人に之預狀を取、如毎々皆濟狀夫々百姓共受取出候様可申付候。

一、來春三月中に、右濡粃干立米に仕、請合申面々に急度爲斗可申候。當暮濡粃有之に付、春迄預證文を以相延し申儀不宜事に候得共、右之仕合に候得ば指當り手間申儀に付如此に候。不及申に候得共、可成程者年内納に可仕候。一ヶ村粃高多納置候而者、來春米に仕儀百姓共耕作之障に罷成、其方共手間入可申候間、粃縮之儀來春米に仕儀、成程勘辨いたし候儀肝

要に候。第一百姓共心得惡敷罷成、其方共改作之筋を取失不申様に与了簡可仕候。

右之通糶納仕儀、拙者共不宜儀与は相考候得共、自然瀉廻り村々、又者山入村々濡糶指當り于申儀不罷成、手問申儀可有之与存、此節手問申所少々糶而縮仕置、來三月急度米に爲致藏入可仕旨致言上候。依之所々町御奉行・御郡奉行の者、御算用場より右之族被得其意候様に御申觸候。尤給人中の御觸可有之候得共、皆濟餘日無之候故、所々町御奉行・御郡奉行より、給人米納之儀下代共にも紙面之通可被申達旨申參候。糶預可仕村々、其方共證文持參仕、御代官並藏宿手前御觸之趣可申述候。皆濟日限之儀彌以最前申觸候通に候間、無相違注進書付可指越候、以上。

十二月十七日

園田左十郎

毛利又太夫

脇田知右衛門

堀孫左衛門

鶴見三之丞

中村助左衛門

中村四兵衛

追而やわらか成米も有之由、此分者印を仕積置、來春干候而斗り置候様可仕候。此段も、御代官・藏宿並給人・米納候人々にも可被申達旨、町御奉行・御郡奉行の御算用場より申參候。但やわらか成米藏入仕、來春大損いたし候而は如何与存候間、無心許分は粃日毎に其方共縮仕置候而、證文出候様にも可仕候哉、可然勘辨可仕候、以上。

十二月二十日。老臣奥村時成歿す。

〔參議公年表〕

十二月廿日、伊豫氣分爲御尋、村宗次郎愛清御使番 四百石被遣。

同日亥剋奥村伊豫時成人持組頭兼大卒。四十老一萬四千石。九歲葬于八坂永福寺禪宗納于野田山。法號淨光院 含空冥照

廿一日井上三太夫一貞御使番 三百石を以て、奥村平次郎有輝並類中ね、時成病死御悔被仰遣。

元 祿 六 年

正月朔日。前田綱紀金澤に於いて老臣等の祝賀を受く。

〔御年表〕

元祿六年元旦公御直衣・風折御烏帽子を御着、兩大夫の御禮を請させらる。本多安房守政長・

前田駿河守孝貞布直垂を着し御禮。横山筑後正房布衣を着し伺候。前田權佐素襖を着し披露。御小將兩人素襖を着す。

正月七日。捕鳥の爲に長き藜撥を用ふるを禁ず。

〔參議公年表〕

御鷹場之外にはごさし申事、惣而小鳥はご八寸より長きは御停止候處、頃日長さはごをもさし、小屋など懸居中儀も有之候。向後右之族無之様にと、御横目衆被申渡候條、被得其意、各御家來迄急度御申渡可有之候。御披見之印、御名之下御判形に而可被指越候、以上。

癸酉正月七日

正月十五日。十村の城中に於いて高足を許され及び祝儀に料理を給はる起源の下問に答ふ。

〔十村勤方類聚〕

御扶持人十村御城中高足仕候儀、並御料理頂戴被仰付候年號御尋に御座候。高足之義者留も無御座候得共、私共先祖慶長年中より十村役被仰付、正保之頃より御改作之儀被仰出候御様子に而、右御用相勤御城中被罷登、小松御城御夜詰等にも罷上候。御次も罷出、承應元年戸出村又兵衛・田中村角兵衛十村頭被仰付、同二年右兩人御扶持頂戴、同年御馬・御籠等、并

領被仰付候儀、先祖之者共留書の中に御座候。右之趣に而御次等にも度々罷出申儀に候得者、高足仕候義与奉存候。

一、御料理之儀者、右御城中に罷登り候節御賄被下候由傳候得共、御祝御料理被下候留、寛文以前見當不申候。寛文三年より正保四年迄御扶持人・十村御目見被仰付留書之内。

一、當十三日私共中間之者共御祝被爲下候に付、私儀氣分惡敷罷登り不申處、御肴被爲下難在忝奉存頂戴仕申候、以上。

元祿六正月十五日

戸出村 又 八

御改作御奉行所

正月廿八日。御算用場より舟改人の起請文案を示す。

〔岡部舊記十種〕

天罰起證文前書之事

一、大阪登江戸廻御米積申地舟・上方舟着岸之刻、私共舟改人に被仰付候。地舟・上方船共依怙最負不仕、有躰に見分仕、聊御後闇儀仕申間鋪候事。

一、地舟・上方舟共、年數七ヶ年より古船着候者撰出可申候。假令雖爲新造、舟板・釘鉸等能相有之船、又は痛船杯を繕ひ、よわみに相見え申船有之候はゞ可申上候事。

水子は水手

一、地船に米高千石より多爲御積被成間鋪候。自然千石積より大船、且又上方船六・七百石積より大船有之候はゞ、御案内可申上事。

一、上方船・地舟共に、船頭並ちく船乗廻、其外諸事不案内さう成仕形候はゞ可申上候。水子等も年寄歟若輩成者共、人數之内仕候得者不宜候間、此儀も可申上候。綱・碇・帆柱崩其外船に應申道具持參不仕候はゞ、是又可申上候事。

一、本舟並其外積入申候諸道具直段付帳、出船奉行より請取、夫々見合、直段相違之品候はゞ可申上候事。

一、右品々見分仕、相違之儀候はゞ、出船御奉行へ其通秘御案内申上置、追付各様の御案内可申上候事。

右之條々少も於相背者忝茂——。

別紙三通御見届御寫置、御判形候而先々へ御廻、落着より可有御返候。

正月廿八日

御算用場

各々中

正月晦日。新村を建つる場合の手續を示す。

是月は大盡
なり

〔改作所舊記〕

向後御郡中新開所、新村を願候而村名御改候はゞ、組切其村名書記、奥書御郡奉行に被相達可被下旨相調、宛所改作御奉行にて書付可出之候、以上。

正月晦日

改作奉行

加州・越中・能州十村・御扶持人中

二月八日。石川郡の十村等組下の打銀に關する慣例を上申す。

〔改作所舊記〕

日用は日備

一、御門松並野老・橘・根引松、毎年金澤近在山方より持參仕上申候。日用銀跡々より出し申儀無御座候。

一、御門松杭木は、劍組・吉野組より出し申候。山方より出し候へば入用懸り申に付、金澤に而調、組中一統に銀子に而出し申候へ共、十村手前の銀子取立不申候。

一、作食米積藏地子米之儀、所により百姓共より出し申候へ共、御藏番人方へ遣し、番人方に而集、地方に相渡申候。十村方へ集相渡不申候。

一、堂形米出し申候、飛脚賃百姓方より出し申儀無御座候。

一、紙代銀組下より爲出、名代方に取立申儀無御座候。

右之通に御座候。惣而私共組下の打銀、十村並手代方へ自分に打懸取申儀無御座候、以上。

元祿六年二月八日

田井村 次郎吉 福留村 間兵衛

野々市村 庄左衛門 劍村 又 七

熱野村 久兵衛 村井村 與三兵衛

御郡奉行宛所

二月十四日。十二月より翌年三月中は作食藏に番人を置くべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

一、作食毎年十二月相納、翌年三月迄段々貸渡申候。然者十二月より翌年三月迄四ヶ月之間、作食藏一ヶ所番人一人宛相立、堅固に相守可申候。四月より十一月迄八ヶ月、一ヶ月之内一兩度程相廻り、ゆきがき又は惣廻り垣等も盗申か、藏のげんくわんに乞食も臥不申様可仕候。尤其村中へは申付、不縮無之様に可申付事。

右之通に候間、右四ヶ月之間日用銀、御藏一つに付何程宛と書記、入札相調候様可有御申觸候、以上。

二月十四日

名判なしに出候

二月十九日。四ヶ年前獅子土藏の盜賊に懼りたる際泊番たりし士を罰す。

〔參議公年表〕

四年以前十
二月十六日
は元祿三年
十一月三日
の誤なり同
四年九月廿
四日條參照

二月十九日閉門被仰付。定番御馬廻百七十石津田采右衛門・同百石永井藤右衛門。

四年以前十二月十六日、東の御丸御土藏番人として泊番の處、賊大工平佐金銀盜取の處、其砌不相知、大銀奉行大場源太夫・富田彌兵衛及御預、其後閉門被仰付置の處、今般賊露顯の上、其夜泊番故兩人今日及此沙汰云々。

三月四日。金澤に於ける豆腐請賣營業を禁ず。

〔國事雜抄〕

町中豆腐うけ賣之者共手前、うけ賣事寄不埒之族有之、紛敷躰候間、向後請賣不仕候様急度可被申渡候、以上。

癸酉三月四日

和田 小右衛門

水越 八右衛門殿

長井源 兵衛殿

今村次郎左衛門殿

松宮吉之 佐殿

三月四日。鳶鳥等の巢を拂はしむ。

〔政隣記〕

今月四日爲・鳥巢彌懸不申様取拂可申旨被仰出候條、隨分見分取拂候様可申付候。若又巢懸置
卯等見付候歟、又は最早子に成有之候はゞ、其儘に差置、巢立候様可仕旨觸有。

三月九日。半田惣兵衛飛驒高山在番の命を取消さる。

〔參議公年表〕

三月九日白書院杉戸の内年寄中列座、月番因幡、半田惣兵衛景舒被申渡趣。恒川七兵衛・大
橋長兵衛罷出る。

高山在番へ被遣候人數等申上候趣、不宜被思召候間、惣兵衛儀高山へ被遣間敷候旨。依之
先自分に御番等遠慮可仕候。但組中觸遣等、御番指引之儀も、惣兵衛同役御用番より相違
可然候由。

三月十八日。本日より白山比咩神社の十一面觀音像を金澤の大圓寺にて
開帳す。

〔政隣記〕

三月十八日より泉野寺町於大圓寺、白山之御宮十一面觀音開帳。但前記之如く加越寺爭論之

今月は三月
なり
元祿五年正
月四日條參
照

山なる處に、去年於江戸又僉議有之に、泰澄大師自筆之縁起に加賀國白山与有ゆゑ、加賀之白山に相極る。扱從桂昌院様御建立被仰付に付、加賀口より登山之道損じを作り直し爲可申、奉加に持參開帳有之由也。

三月廿三日。大坂への登米を量る爲升取人を置かしむ。

〔司農典〕

一、升廻俵升取人、大阪に而は船頭方より出之候。然者於出船所に升廻之刻者、御代官より升取人取極可申儀に候條、當酉年より右之通御代官中の御申渡、人迄究、各ね及案内に候者、各御横目相見を以、誓詞御申付、升取可被申付候。

右之通今般相改、出船奉行の覺書記之相渡候間、升廻之刻一浦切代官中、升廻人相談候而、一兩人其方共より相究置、爲致誓詞、一人充爲相勤可申候。日用銀出船奉行より相渡筈に候。且亦古米升廻にも、右之者共相勤申筈に申遣候間、其通升取人の可申聞者也。

西三月廿三日

御算用場

羽咋・能登・珠洲・鳳至四郡

御扶持人・十村・山廻り・鹽懸代官中

三月廿四日。收納藏は小破の際之を修繕すべきを諭す。

〔改作所舊記〕

毎年御藏等破損所々修理、御大工見立之、延引難成所々、段々修理被仰付候。然所に近年は次第に修理數多罷成候故、今年は屋根大破之所、又は外圍縮無之候而不叶所迄修理有之、其外は先其分に仕置候様被仰渡候。就夫御藏屋根等、風に而少々吹まくり申様成刻は、其古板を以繕ひ候へば暫續申族有之候。且又御藏雪垣おさへ等はなれ破損仕刻も、繕ひ候へば右同前に候。依之向後は御藏奉行、並御代官十村・御藏番人常に心を付候而、切々見廻、少々之破損手入を以相叶候程之儀は繕ひ、大風大雪之節も無油斷早速相廻、不致破損様可申渡旨、御年寄衆被仰渡候間、右之趣御代官並十村・御藏番人に可有御申渡候。乍然修理を御頼と申儀に而は無之候、以上。

三月廿四日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

四月二日。村々に五人組を立て幼兒を登録して捨子の弊を除かしむ。

〔改作所舊記〕

捨子無之様縮之儀、先頃其方共へ爲申聞之通、於村々五人組立置、出生退轉相改、帳面に記

置候は、縮可申旨相伺候所に、彌其通可申渡旨、御年寄衆被仰渡候條、得其意、村々急度申渡、向後奉得其意候旨御請、組切に可出之候、以上。

四月二日

永原 權 丞

渡邊 喜左衛門

四月七日。半田惣兵衛の高山在番を免じたるを以てその士卒を藤田平兵衛に屬せしむ。

〔參議公年表〕

四月七日、半田組の面々、今般藤田召連高山在番に依て、右組の面々自分組同事に可存旨、藤田に被仰渡、組の者も無異心藤田下知に可隨の旨、於竹の間被仰渡、各登城。各布上下

四月九日。先に皇子の降誕を賀する爲京都に赴きたる使者歸來す。

〔政隣記〕

四月九日、皇子降誕に付京都御使、御先手奥村湍兵衛被遣候處、今日歸着。但三月發出。

四月廿四日。大聖寺侯前田利直婚儀を擧ぐ。

〔參議公年表〕

利重は利直の誤

四月廿二日江戸。利重主の酒井左衛門尉忠真朝臣羽州庄内十四萬石より、御婚禮の御道具被遣、御屋敷御長屋際通警固出之。

〔參議公年表〕

四月廿四日江戸未剋利重主の御輿入、酒井左衛門尉忠義朝臣女御屋敷御長屋際通爲警固、上木七郎右衛門。

辻長右衛門各割場奉行罷出、菊池十六郎儀は利重主の相詰。

四月廿六日。飛驒高山在番の土藤田平兵衛等金澤を發す。

〔政隣記〕

一、二月高山在番永井織部爲代、半田惣兵衛可被遣旨被仰渡候處、子細之事共有之候而、惣兵衛被遣間鋪旨三月八日に被仰渡、惣兵衛代藤田平兵衛可被遣候。組は惣兵衛組可召連旨被仰渡。四月廿二日在番之人々御歩以上御饗膳被下、御能拜見被仰付、御前にも二番御舞。廿四日御條目等御渡、拜領物被仰付。翌廿五日發足之處、一日逗留有之、廿九日高山着。晦日交代相濟。

三月八日とあるは九日なるべし

五月二日。金澤町奉行、藤内頭の來歴を上申す。

〔金澤古蹟志〕

仁藏三右衛門來歴

舊藩中は仁藏・三右衛門とて藤内頭を勤、代々藤内共を裁許し、此外非人穢多の類も裁許せり。元祿六年五月舊藩五世參議中將綱紀卿穿鑿し給ふに依て、金澤町奉行和田小右衛門より言上書如左。

覺

緣與は緣組

一、藤内穢多同類に而者無御座、筋違申候。穢多は藤内より下輩之者に而、藤内も緣與等不申合由申候。藤内頭は犀川下に罷在、仁藏・三右衛門与申者、御分國中之藤内支配仕候。附り、先祖より藤内与申名之子細は不奉存候由申候。

一、穢多之義は御當國・能州御兩國分、淺野川下淺野領罷在候。甚太郎・九兵衛与申者支配仕候。越中は、彼地戸出領に罷在候孫右衛門与申者支配仕候。

一、穢多は牛馬之皮を剝、滑革など仕候。藤内は牛馬之皮剝、滑皮など仕儀は無御座候。先年御鷹之餌犬打申時分は、右犬之革剝置、穢多方に賣拂申候。

一、穢多共之儀、毎日諸方欠廻、牛馬共に死申を革を剝申候。自然先々より、牛馬等死申儀爲知申儀も御座候。左様之者には少々宛物をも遣由に御座候。

一、藤内は公事場の相詰、拷問・殺害人等之裁許並掃除など仕、且又磔・獄門・さらし者・町中

欠廻は駈廻

渡者・御追放者等之刻も、罷出相勤申候。火事之時分は仁藏・三右衛門御當地之藤内共召連、公事場の罷出申候。穢多は右之役儀相勤不申候。

一、乞食之義は藤内・穢多之筋に而者無御座候。然ども藤内頭仁藏・三右衛門支配仕、札を相渡、爲致乞食申に付、小頭を抱置爲致裁許申候。

一、物よしは乞食与違申候。則物よし之内七兵衛与申者、先祖より代々支配仕申候。五節句並御家中町方共に、祝儀ケ間敷儀に祝儀を申請る迄にて、常々乞食不仕候。付、人多に罷成候へば渡世仕兼申候故、子孫等無病成者共は、物よし方に罷在ながら、朝夕乞食仕に付、左様之者は仁藏・三右衛門方より札を渡し支配仕候。

右藤内頭・穢多頭に相尋申趣如此に御座候、以上。

五月 二日

和田 小右衛門

〔金澤古蹟志〕

物吉之來歴

金澤町會所留記に載たる元祿六年五月異種徒取調書に、物吉は乞食と違ひ、則物吉の内七兵衛といふ先祖より代々支配せり。佳節吉事の節は武士町方より祝儀を申請るまでにて、平常乞食は致さずといへども、次第に人多に成渡世致し兼る者は、朝夕乞食をなすに依て、此分

は藤内頭仁藏・三右衛門より乞食札を渡し支配仕とあり。又文政七年五月藤内頭へ尋問答書には、瘡癩といふは身分の本名にて、武士家町方等吉事の節は、物吉の名目を以て手の内勸進仕り、或は無宿者にて癩病など煩ひ乞食する者あれば藤内頭より乞食札を渡し、かつたひ共へ引渡し、彼等の垣内に指置せ、又門下・橋下などに癩者果たる時は死體引渡したる、是前々よりの格合なりとあり。按に瘡癩はかつたるにて乞兒なり。(中略)今吾金澤にて古來物吉と呼び來れる者共は、則彼癩人の胤孫なるによりかつたるともいひ、また穢多・非人どもと異なりといへるなるべし。龜尾記に云、かつたるを俗に物吉と云、其初め何者の子孫たる事を知らずといへども、二族ありて九位之介と相模との兩族に支別せり。今は相模・七兵衛といふ者名主たり。いにしへかつたる筋の者をば爰に放ちたるならむ。毎年十一月朔日より十日の間めんば祭とて宴會をなす。其所業癩病に伏したる眞似をなして、さて此上は吉左右のあるべきやうにと祝言にするを古來のならばしとす。是らにても知られけりといへり。平次按に物よしと名に呼べるも、吉左右を祝したるもの也。春駒といへるものゝ祝言にも物よし侍ふといへり。物吉の嘉名を負へるも由縁あることなるべし。

五月四日。舟改人に船具の善惡を調査せしむべきことを命ず。

〔岡部舊記十種〕

上方舟之船具等直段、木屋五兵衛・升屋市郎兵衛方より出置候帳面の内、直段附を見届善惡相辨候様に、最前舟見分之者共誓紙前書にも爲御調候。地舟之分は、船帳の内直段付も有之由申候。上方舟之分は、前々より於大阪爲船分算に船具直段付、追而彼地御奉行迄出格に候。依之來年よりは、此方にも右直段付取寄可申候間、今年者舟具其船相應不相應迄見届候様に、船見分之者共に御申渡可有之候。御判形候而先々早々御廻落着より可被相返候、以上。

五月四日

御算用場

高島彦太夫殿

大石彌三郎殿

今井源六郎殿

石川三承殿

長瀬善左衛門殿

右御算用場紙面之通得其意、船持共舟見分之者共わも可申渡候。此書狀判形候而可相返候、已上。

大石彌三郎

今井源六郎

五月四日。飛驒高山在番の士永井織部金澤に歸る。

〔政隣記〕

一、五月四日永井織部等金澤に歸、同六日御目見、同廿六日御能拜見、御料理被下之。

〔參議公年表〕

五月六日高山在番の面々御目見、布上午剋表御居間下御出、長圍爐裏の間御縁通にて永井、

其次中村正政・橋爪忠景、其次湯原應信・中村庸信・平田成恭・中村子順三切に御目見。七人共に賜指取之

右御禮の内御奥書院二の間各脇指に、御馬廻・組外並居、上取之の間右に御出一統御目見、右畢而永井

初七人の頭分、孔雀杉戸の内列居、年寄中列座、因幡御意の趣演説。

何も高山在番之内全相勤、御満足被思召候趣段々被仰出有之、於彼地御扶持方之儀、御大

法之通被仰付候得共、高山之義は邊土にても在之候故、指問申儀も可有と被思召候に付、

江戸御扶持方之通、末々之者迄被仰付候。今般不足分可被下旨被仰出候由御申渡、各御請

上之候。御扶持人之外、町醫師・馬醫等も可爲同意候。相果申者は、又者之外は其子・其妻

に可被下候。亂心又は不屈之儀在之相返候者は、不及御沙汰候。御扶持方有人之通被下候

はゞ、今般不足分も可爲其通旨被仰出候由。

五月十日。前田綱紀謠曲にある中將の語に就いて心得を諭す。

〔續漸得雜記〕

一、御能半部、源氏の中將与申事直し申間敷候。惣而何々の中將と申類は、其儘謠可申候。清經に是は中將殿の黒髪と申類は、必謠替可申候。權兵衛・喜太夫等勤申時分は、人々流に候條各別に候。尤難心得儀は相窺可申旨被仰出候。元祿六年五月十日

五月十三日。能登に於ける藤内・穢多・乞食・物吉の事情を調査報告せしむ。

〔元祿享保聞留記〕

藤内・穢多・乞食・物よし等之儀御尋に付、當地藤内頭・穢多頭召寄様子相尋、當所之儀者有増埒明申候。金澤邊非人共儀は、當地藤内頭三右衛門・仁藏支配仕、札を相渡爲致乞食候。御支配に罷在候乞食共は、支配人も無御座候哉。組頭立たる者有之支配仕候哉。左候は、何方誰与申者如何に支配仕候哉。委細御聞届様子可被仰聞候。

付札。能州に者、家持候非人乞食無之由に而、非人頭与申儀は無之由、而々跡々より申候。彌其通りに候哉。

なり
四郡に前登

有之間鋪様に存候。去共盜賊御奉行衆非人頭与御申付候哉、其段委細承知可申越候。札を渡申外乞食共致裁許者候哉、此段も委細に可申越候。左候へ者其者の各住所委細に書記可指越候。

一、穢多之儀者、越中戸出に罷在候孫右衛門与申者支配仕由に候。當國・能州兩國は、當地に罷在候甚太郎・九兵衛与申者支配仕由に候。彌左様に御座候哉。道筋等に革細工仕置、賣申者も有之候。此等も穢多之内に候哉。但穢多に而者無之候得共、常之者は出合等も不仕下輩之者に而、縁組等にも忌申候哉承度候。

付紙。穢多之儀此紙面之通に候哉。但能州者替り候哉。當御地甚太郎・九兵衛外に別人支配仕候哉。左候へば其者之名住所委細書記指越可申候。

一、物よし支配人之儀も、右同事に而者無之儀可被仰聞候。各々申談、奥に書付可上候旨御座候故如斯御座候。委細御聞届早速御書付可被遣候、以上。

付紙。物よし支配人御紙面之通に候哉。但能州は別人支配申候哉。此支配人之様子委細に承届候者之名住所具に書記可指越候。

五月十三日

和田 小右衛門

三輪七左衛門

大石彌三郎様

今井源六郎様

右町奉行より紙面、此方付紙いたし遣候間、委細之様子早速可申越、此書狀判形候而可相返候以上。

五月十四日

大石彌三郎

今井源六郎

令 助	七郎右衛門	市 樂	兵 衛
太左衛門	太 間	平兵衛	勘 七
與 市	彌五郎	彌 六	

五月廿二日。諸士の長屋又は請地に住する者をして捨子を行はざらしむべく取締ることを命ず。

〔參議公年表〕

先月廿二日御年寄衆被仰聞候者、捨子向後無之様縮之儀、町方・郡方被仰渡候處、五人組を立、其町其村之出來退轉を改申候。侍中長屋或は請地などに妻子持候家來可有候間爲心得被

仰聞候由。各家來請地・長屋等に被指置候者候はゞ、生死並養子等遣候儀、其主人々々より聞届可被置候、以上。

六月六日

半田惣兵衛

五月。捨子を防ぐ爲にする縮り帳の形式を定む。

〔加藤氏日記〕

表紙なり

捨子之義に付縮り帳

元祿六年 何郡何村

一、御觸之分不殘前に書。

一、百姓・頭振・醫師・浪人・座頭・ごせ・舞々・藤内・かわた、不殘縮可仕事。

七歳以上は
以下の意な
り

一、村々肝煎・組合頭並五人組より成仁之子供者指除、自今以後七歳以上之子供帳面に記可申候。勿論懐胎之者は又帳面に記置、出生仕候はゞ其段書載可申候。半産之者委細書記可申事。

一、養子に遣し申者は、其村肝煎より送狀を添可申候。勿論貫申者送狀請取、其村帳面に書載可申事。

一、奉公仕罷在懐胎仕候はゞ、主人方より縮仕、則主人裁許之肝煎組合頭に相斷、帳面に書載可申候。懐胎之内隙をもらひ候はゞ、主人方より其者村肝煎・組合頭に、懐胎仕旨相斷可申

事。

一、主人方に而子を生申者隙を出候はゞ、送狀主人方より之帳面に書載置申に付、其品勿論申斷書加可申事。

一、奉公仕者七歳以上之子供持候はゞ、其村肝煎より送狀を添可致奉公事。

一、他所へ行越申者は、懐胎之女、七歳以上之子供、送狀に書載遣可申事。

右捨子不仕候様に先年被仰渡奉畏候。自今以後彌捨子不仕候様五人組を相立、急度頭書之通相守可申候。自然不沙汰之仕合御座候はゞ、其者之儀者不及申、五人組共曲言に可被仰付候。則七歳以上之子供並懐胎之者書記置申候。出來人・退轉之儀は、其時々に書記可申候。帳面肝煎・組合頭方に取置申に付、此者共手前之儀は、是以五人組之内より心を付、帳面に書落し無之様に吟味可仕候。爲後日人々證文連判帳如件。

元祿六年五月

何 村 誰

一、家 持

何 村 伊右衛門

歳 七 っ

同 人 娘 よ し

歳 五 っ

同 人 せ が れ 長 太

歳三つ

同人娘 よき

當年より懐胎之者

同人妻女 まつ

同 断

同人嫁 まき

同 断

同人下女 とら

レ

一、家持

何 兵 衛

書様右之心得

一、家持

何 右 衛 門

但只今書記可申者無之に而も、以後出來人有之候得者可書ため、帳面に書置申筈。

一、後家やもめに而も、家持之儀はたとへ書記可申者無之に而茂、右同事。

右一ヶ村切之帳面、一人宛之手前紙半枚程宛來紙置申筈、是者出來人段々に書たし可申ため。

六月六日。行路病者の保護を怠らざるべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

往還筋に病人等有之砌は、介抱仕候様に度々申渡置候得共、猶更油断仕間敷候。病氣も軽く、暫之内に罷通候者は各別、病氣故其所に一宿に而も滞留仕もの候はゞ、手寄之醫者早速呼寄

來紙は禮紙
なるもこ
にては餘白
の義なり

爲見可申候。醫者呼可申哉と病人に相尋申候而は、結句馳走を請申事難儀に存、斟酌仕もの多可有之と存候。左候へば兎角之内病氣重く成、却而何角六ヶ敷品可有之候條、致其心得、常々往還宿々並村々可申渡置候。尤右之族有之時分、支配之十村早速罷出見届可申候。別而他國之者念を入可申候。醫者呼見せ申儀、病人貪着有之間敷事と存候。此紙面見届合判形、落着より可相返候、以上。

六月六日

永原 權 丞

渡邊 喜左衛門

六月十一日。葛卷權佐を寺西石見の邸に拘置す。

〔政隣記〕

三月十四日御奥小將八百五十石葛卷權佐昌信一本昌興とあり捧諫狀塾居す。

六月九日權佐に被仰渡儀有之、横山筑後宅に御横目恒川七兵衛・武藤判右衛門出座、雖被招之依病氣不罷越、依之各空敷退去。

同月十一日權佐宅に、有賀甚六郎・稻垣三郎兵衛・齋藤吉左衛門罷越、申渡趣有之候而、人持組七千石寺西石見秀賢に御預之。依之筑後宅に而、齋藤吉左衛門出座、左之通被仰付候旨被申渡。

葛卷權佐の諫狀は半田惣兵衛に關するものなり昌信とあるは昌興なるべし

閉 門 權佐叔父 津田四兵衛 同人兄 葛卷圖書

遠 慮 同人兄 葛卷新藏 同人叔父 津田市兵衛

六月廿四日。石川・加賀二郡の十村等山林の松枝拂下を藩に乞ひ、後許さる。

〔改作所舊記〕

今度松枝爲御下可被成に付、先年格は松茂り候はゞ枝其山持在々可被下旨に而、是跡松茂り爲御下之刻は、束數之内半分、松枝下し申人足日用代共に、山持村々被下候。

一、松枝右山持村々へ三ヶ一被下、殘る三ヶ二御定直に而其時々被仰付候はゞ、松枝賣拂當暮被召上可被下候。

一、松枝下し申時分は、百姓野方手搦不申時分、百姓勝手々々に其山持村々被仰付候へば、年寄子供に至迄罷出可申候。松枝下し申刻、村肝煎・組合頭之内替々罷出、御用承申様可被仰付候。

一、田島影伐被仰付候儀は、末木枝共に山主人足日用代共に被下、長木は御定直段に賣拂、代銀當暮指上可申候。

右之通私共存寄申上候、如何様共御相談被爲成可被下候、以上。

元祿六年六月廿四日

田井 野々市

おしの 御所村

忠繩 ごくでん

永原 權承殿

渡邊喜左衛門殿

付札、松枝直段付等十村存寄書八月之部に有之候事。

〔改作所舊記〕

御直段付之覺

松木枝百束代

一、四 勿 但金澤より山迄道程十丁の所

同 斷

一、 同山迄道程半里の所

此通に准じ都而十一ヶ條略して不寫。

右は松枝爲御下可被成旨に付、町人望直段付仕上申候。町人に被爲仰付候へば、御郡方より

山方之縮難成御座候間、町人望申右直段、並に百束に一分宛増入用等、百姓方より相勤可申候。松枝賣拂、其年之暮銀子被召上可被下候。

一、松枝下し申時節、百姓野方手搦不申時分、すきくに松山持申村々へ被仰付候へば、年寄子供至迄罷出可申候。松枝下し申刻、村肝煎・組合頭之内替々罷出、御用承可申候。

一、田島影伐被仰付儀、跡々より枝・末木人足日用銀に被下候へ共、此儀枝計山主に人足日用銀に被下、長木は定直段に賣拂、代銀其年之暮に被召上可被下候。

右之通私共存寄書上申候間、御相談被爲成可被下候、以上。

元祿六年八月十六日

長次郎

彌右衛門

二郎吉

少左衛門

太郎右衛門

又三郎

右之後此趣に相極り、御算用場より書立相渡る。

六月廿九日。横山筑後頼かに歿す。

〔政隣記〕

六月廿九日横山筑後一宗初志摩、實名一宗、又正完、或正房、當時嘉治と云。 戌刻頓死、六十一歳。御家老役一萬石内三千石與力知。

七月三日。養母及び養子の關係に就いて實情を調査す。

〔參議公年表〕

養母分之者縁付候儀有之候哉、可書上旨御用番被仰渡候。

一、養子に被越候面々、養母分之方達御聞被嫁候面々、且又養父之妾にて不及達御聽被縁付候面々。

一、御息女、或御姉妹、或近き御親類之女子他わ被嫁置、養子と一所に被指置がたく、以後手前へ御引取再縁之方有之候哉。

右之品有之候はゞ可被仰聞候。先御名之下に有無之儀御書記候而可被指越候、以上。

酉七月三日

木梨助三郎

七月九日。前田綱紀金澤を發して參觀の途に就く。

〔御年表〕

七月九日金澤御發駕、今年初て秋御參勤。

七月十四日。大聖寺に災あり。藩侯の居館類焼す。

〔參議公年表〕

七月十四日午剋大聖寺燒亡、戌剋鎮火、御館燒失の由申來。但御小將頭内田八右衛門宅より出火、生駒監物宅に火移り、夫より御館不殘、此外侍。

在家
少々。

七月十七日。天徳院造營奉行を命ず。

〔政隣記〕

七月十七日天徳院御造營奉行定番頭平岡五左衛門・御小將頭不破平左衛門に被仰付。

七月十八日。葛卷權佐金澤を發して鹿島郡津向に配流せらる、後十人扶持を賜ふ。

〔政隣記〕

昌信は昌興の誤

七月十八日權佐昌信字有禎、葛卷内藏助久俊三男、圖書秀行弟、御奥小將御取次役也。能州津向村に謫居被仰付、七尾町奉行淺香左京

之同道而七尾に赴く。道中御歩横目一人指副、且晝休所迄御歩一人差添、於津向村に足輕十人・割場付小者一人被附置之。附、何故と云品不知。

〔袖裏雜記〕

葛卷權佐義、去十八日之夜淺加左京召連此地發足、翌十九日之夜能州津向村へ參着仕、勤番等申付候趣、左京書付上之候。權佐へ被下候御扶持員數如何可被仰付哉、其内は先左京見計食事等申付候様に申渡置候旨、七月廿二日出雲等より因幡へ之紙而入御覽候處、ケ様之者共之扶持方之例可有考出候と御加筆に付、左之例書上之候處、此三人は鹽噌薪代遣不申候哉、此者共外に鹽噌薪代等遣候旨、三郎兵衛など覺候。其通に候はゞ代何程遣來候哉と御加筆。栗田父子三人、五人扶持之外被下物無御座候。安見與八郎初一人扶持之外、一日に薪代二分充鹽代二厘充被下候趣申上候處、權佐者亂心之者にて無之候はゞ死罪に候。若其一等免除候はゞ一人扶持並に候へども、亂心之上は各別候間十人扶持可然候。左なく候はゞ召使候者有まじく候。亂心之者召使候者なくては可仕様無之筈候。いかゞ對馬などせんぎ候而見可被申候と御加筆に付、對馬も拜見仕、委曲被仰出候通遂僉義候。於金澤年寄共申談候處、權佐御扶持之儀、とかく多可被下仔細にては有之間敷候旨申候。乍然員數とくとは不申談候へども、大概何も五・七人扶持計之了簡にて御座候。十人扶持候へば、下人召仕、有餘を以鹽噌薪、且又衣類をも相調候故、結構成被仰付と奉存候。尤外存寄無御座候旨等、八月六日御請に、左候はゞ十人扶持と彌申遣可被申候。亂心故如此候と御加筆。御請等之留あり、替品無之故略す。

二十人扶持充

多賀隼人・關屋雲八郎。

五人扶持父子三人へ被下候

栗田久右衛門・栗田萬吉・栗田八十郎。

一人扶持充

安見與八郎等初五ヶ山の流刑人々。

七月廿一日。前田綱紀江戸に着す。

〔政隣記〕

七月九日御發駕、廿一日江戸御着、翌廿二日上使土屋相模守殿御出。

〔參議公年表〕

廿一日江戸。昨夜大宮御泊未下剋御參府、御中屋敷に被爲入追付、追分口御門より御上屋敷に被爲入、如例。

〔參議公年表〕

廿二日江戸。午下剋御參府、上使土屋相模守景植朝臣常州土浦城主
七萬五千石御越之旨、御城表御目付衆

被仰付由にて、御小人御色代迄御案内申上るに付、上使の御用意有之、見番の足輕の儀奏者番中より指遣すべき旨割場奉行に申渡。即剋遣すの處、無程相模守殿御出、見番足輕金助町にて承るの處、最早御屋敷に御案内申上る間無之。依之御用意雖有之、相模守殿御出の時分は、御色代に有合候頭分少々白洲に罷出、年寄中も表御門に不被出、前々御前にも御出向被

遊處御出向も不被遊、於大書院上意の赴相模守殿御申述、畢而於御小書院如例御響應有之、畢而退去。此時先格之通夫々罷出。上使退去已後若年寄中を以、奏者番中並割場奉行手前今日の御首尾御吟味被仰付、奏者番不破彦三・永原久兵衛・篠原監物三人遠慮被仰付、割場奉行の儀は御吐にて不及遠慮。

七月廿七日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿七日、臨時朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ、參觀する者三人。

〔政隣記〕

同廿七日御登城、隨臣奧村壹岐因幡事・前田對馬、都而先例之通。

〔政隣記〕

九日御發駕等如本書、今年より秋御參勤等に相成。

去廿一日到着候之處、早速達高聽、翌日以上使土屋相模守殿御懇之御誕、其上今日於御座間參府之御禮首尾好申上、種々難有上意、殊御手自御熨斗鮑被下之、兼又御講釋之儀奉願之處、近く拜聞可被仰付之旨御直被仰聞、次奧村壹岐・前田對馬御前被召出、重疊忝仕合不得盡筆紙候。先右之趣爲可申聞如此候、謹言。

壹岐は奥村
惠輝、對馬
は前田孝行

七月廿七日

御名

本多安房守殿等六人連名

七月廿七日。淺野長澄を様と稱するを止めしめ、様と殿との用例を明かにす。

〔政隣記〕

七月廿七日淺野土佐守様

長澄朝臣。安藝守綱晟朝臣之實御弟、備後五萬石式部少輔長照朝臣之御養子也。

向後土佐守殿与唱可申候。惣而御末

葉者、様とは唱不申候。大藏大輔様・飛驒守様者、天徳院様之御子孫故様と申候。於殿中も甲府殿など、唱候由段々被仰出之趣有之。向後御帳にも淺野土佐守殿与付、御使之御返答書にも殿と調候事に相成。

七月。十村及び御扶持人に職務を怠らざるべきを諭し、その誓書を改めしむ。

〔改作所舊記〕

口上之覺

一、御郡中御扶持人・十村共只今迄相勤様並仕形惡敷段、御年寄衆御聞及被成候に付而、今般

誓紙等相改候様被仰渡候間、前書之文言常々慥に心服仕、相違無之様相嗜可申事。

一、向後諸事御用之儀油斷仕歟、又は不縮吟味之族有之候はゞ、急度可被遂御吟味事。

一、不作之年見立乞申刻村々撰立様、且又見立仕様、今般御僉議之筋有之候間、其格不行届儀有之候はゞ、其組之十村並御扶持人越度に可罷成候間、兼而其趣致了簡相勤可申事。

一、近年見立有之刻、御郡之斷延引に付而、見立之時節遅罷成、彌稻損じ候而ついへ多相聞候。向後見立有之年は、其組之十村・御扶持人兼而村廻仕、必見立に可罷成と考申者有之候はゞ心當仕置、見立村々相極申刻早速埒明候様可仕候。ケ様に申渡上延引仕候はゞ、十村・御扶持人共不届に可罷成事。

一、手代共之内私曲有之様に相聞え、向後急度吟味可仕候。手代不縮に仕置候はゞ主人不届事可罷成。

以上

七月 日

〔改作所舊記〕

敬白天罰靈社上卷起證文前書

一、奉對御公儀毛頭御後闈儀仕間敷候。御爲大事に奉存、諸事精を出し裁許仕、百姓手前費

成儀無之、成立候様常々心懸可申事。

一、毎歲開作之仕立、村々百姓一人々々手前承届、夫々致勘辨、其年之作方龜抹に不罷成様、無油斷裁許可仕御事。

附、應其所にかせぎ等隨分精に入候様可申付候。

一、至夏中田畠草修理念を入可申付候。或は水廻惡敷、あるひはやしなひ行届不申、立毛いたみ不出來に相見申所有之時分は、其所に付居候而、水を通しやしなひ、其外手入いたさせ、作り劣無之様裁許可仕事。

一、不作之刻見立乞候在々、且又檢地斷之村々之儀誠精吟味仕、其郡中に而輕重段々引くらべ、又は其村之躰相考、至極之所を以御斷可申上候御事。

一、見立有之刻、立毛躰見圖引免入札仕候時分、十村・御扶持人中間互のためを考、或は内證に而賴合、引免圖多仕覺悟聊仕間敷候。勿論親子・兄弟・自分之持高有之在所に而も、私欲之心得不仕、有様入札可仕事。

一、立毛善惡之員數見分仕、野に而覺帳記置申儀、且又旅宿罷歸算用仕立引免圖入札調申刻共に、互之心得申談儀勿論、入札之表一切見合申間敷候御事。

一、檢地有之刻畠折等仕様、右見立仕同意相心得可申御事。

一、見立檢地に付、百姓何とぞ方便がましき仕躰心付候はゞ、聊見隠不申、早速其段御奉行に内證可申斷御事。

一、被仰渡候儀物毎油斷不仕、何事によらず御尋被成儀有様申上、十村中間之儀は不及申上、小百姓中迄あしき事申合御公儀を掠申儀御座候者、即時に有躰可申上御事。

一、百姓中御斷申上儀、自身遂吟味、依怙負なく少も偽申上間敷御事。

附、御用之儀手代まかせに仕間敷候。

一、諸事御用之儀かぎない申覺悟仕間敷候御事。

附、おごりたる儀、其外自分手廻として貸借物聊仕間敷候。勿論歛米之外によらず打物仕申間敷候。

一、人々組下並廻り口百姓共之内、合力貸物は各別之儀御座候。勿論少も利足取申間敷候。介抱之ため貸申物之儀に御座候へば、取立候刻も無理成取立仕間敷御事。

一、村々草高・小物成・人高等惣而員數都合、並御隱密がましき儀、雖爲親子兄弟沙汰仕間敷御事。

一、百姓中より何によらず禮物酒肴に而も、自分に取申儀は不及申上、妻子に至迄請申間敷御事。

かぎなふは
他の助力を
受くる義

一、村廻並御用に付所々へ罷越刻、裁許下より人馬等出させ、百姓ついへ申儀仕間敷候。但御定駄賃を出やとひ申儀は各別に候。惣而末々に而、何によらず馳走がましき儀聊請申間敷候御事。

一、此連判之内、對百姓利錢之手廻し其外惡敷事御座候はゞ、見聞次第即刻有様可申上候御事。

一、右百姓迄之儀に而は無御座候。組下に罷在候獵師・頭振等に至迄同前之御事。

右之條々於相背、忝茂左に申降神罰冥罰可被蒙者也。

元祿六年七月廿五日

右七月廿五日より八月四日迄に、三ヶ國十村誓詞於御算用場、丁日半日・連日に相濟由、田井之覺書に有之事。

八月四日。才川・淺野川・手取川の川除普請を行ふを以て村肝煎等に役務を助けしむ。

〔改作所舊記〕

覺

才川

高田 作右衛門

淺野川

兼松主馬

手取川

千秋傳左衛門

與々は組々

右今般御普請就被仰付御奉行罷出候。然者一手合に足輕二人宛召連候而、籠其外被召上候諸色爲致吟味爲請取、又拂方等もいたさせ候へ共、此節足輕無之に付而一人も指添不申候。其代りに水下肝煎共罷出候而、右足輕相勤候品々申付等御奉行の申渡候。肝煎共之儀は兼而誓紙等も被仰付、公儀御用之儀御後闇儀不仕筈に候。彌御爲大事に仕、少に而も賣上人籠抹成儀候はゞ、早速御奉行の可相斷候。委細御奉行より可被申付候。少も無油斷肝煎共跡々之通替々相勤申様、與々十村にも急度可申渡也。

八月四日

御算用場

能美・石川・加賀郡御扶持人共

八月十日。生菓子及び酒類を夜中立賣することを禁ず。

〔國事雜抄〕

覺

金澤中之儀は勿論、金澤續町端並河原の、夜中生菓子並酒賣に罷出申間敷候。こゝ類・地黃煎など之儀は町續にて賣申儀は苦間敷候。此等之物も町端・河原等の夜中賣に罷出候儀仕間敷

候。

右之通被仰渡候、以上。

酉八月十日

八月十日。十村手代をして改めて誓詞を上らしむ。

〔岡部舊記十種〕

敬白天罰靈社上卷起證文前書

一、奉對御公儀毛頭御後閣儀仕間敷候。乍憚御爲大事に奉存、主人より申渡儀諸事情を出し相勤、百姓中手前費成儀無御座候様に常々心懸可申候御事。

一、御見立御檢地所、主人之廻口並組之儀不及申、他組に而茂、若主人御用に罷出申敷、又は何とぞ指合申時分、自身衆へ相添私共罷出申儀も御座候はゞ、私共居在所、又は主人在所、或は掛作所、縁者一門在所、其外何に而も依怙最負不仕、有体に見請申通、主人並自身衆被相尋候刻有跡に可申候。並御檢地所願申村、内檢地仕時分罷出申刻、有様に仕可申候。又御檢地の刻、主人は御奉行御一人御手合へ御供仕候。せがれ兄弟指合申時分者、御一人は私共御供仕申様成儀御座候はゞ、百姓手立ケ間敷儀仕候を見聞いたし候はゞ、早速御手先の御奉行へ御斷可申上候。惣而惡敷儀御座候はゞ可申上候御事。

一、小百姓中惡敷儀申合、御公儀を掠申様成儀御座候はゞ、見聞次第早速主人に可申聞候事。
附、御尋の儀有様に可申上候。

一、公事出入其外百姓より訴訟事、親類縁者又は知音の筋目を以被頼、少も取持申聞敷候。
勿論最負之心を以主人に内談申入まじく候。且又自分の心得に而、諸事指圖批判ケ間鋪儀中間鋪候事。

一、御用に事寄、對百姓非分申懸、且又奢たる儀有御座間敷候。私之遺恨を以百姓氣詰申聞敷候事。

一、百姓より爲禮物、金銀米錢の儀は不及申に、雜穀等酒肴何によらず一切取申聞敷候。若何に而も百姓持參仕候はゞ、當座に相返し、則主人に可申聞、且又御代官對百姓納米骨折雜用杯之様に申成、密々百姓より何によらず聊取申聞敷候事。

附、百姓と相がり銀米、其外何に而も借用仕間鋪候。勿論百姓に貸物手廻仕間敷候。外より口入をも仕間敷候。並すゝめ・頼母子等仕間鋪候。

一、御扶持人・十村中諸事相談之儀、誰々に而も語申聞敷候。且又村々草高・小物成・人馬數惣而都合、並御隱密ケ間敷儀、存候共親子兄弟たり共沙汰仕間鋪事。

一、御收納御藏へ罷出御米納申時分、御米並繩俵念を入可申候。百姓により御米善惡依怙仕

間敷候。御米納申時分、はかり筵百姓勝手次第しかせ、御米こぼし不申様に仕、目拂米之儀有様毎日帳面に記置、主人方へ爲見可申候。勿論目拂米之内少に而も掠取申間鋪候。口米杯に紛れ賣申間敷候。惣而御藏並斗藏共に、自分として御米少しも取出し、私曲之所存御座有間鋪候事。

附、御收納米の内、百姓又は御代官中間に而も、切手の取遣仕間鋪候。且又百姓より銀子に而請取置、米買入申様成儀仕間鋪候。兎角私之了簡を以、下に而御米之指引自由に仕間鋪候。主人指圖を受可申候。御米拂方御切手請取、誰々に而も自分として貸不申、質物等に置申間鋪候。早速主人に御切手相渡し可申候。

一、御公儀に上銀米の内、自分として當座の用にも少も遣申間鋪候事。

附、脇へも取替申間鋪候。

一、在々に罷出候時分、湯・茶之外食物何に不寄給申間敷候。併末々日を懸り廻り申時分は、食代一飯五分宛急度相渡、切手を取主人に相渡可申候。且又馬に乗申間敷候。若煩出し申歟、馬に乗不申候はで不叶時者、御定の駄賃相渡、切手を取主人に可申事。

附、組下の者自分の用事に遣申間鋪候。

一、かけの諸勝負、かこひ女、榮耀の付合、人寄等仕間鋪候。惣而御法度之儀堅相守可申候

事。

一、御郡方に而、御公儀御用に懸り候町人・百姓・頭振杯と馴合、百姓の手前請取物杯仕、少も私曲手廻ケ間鋪儀仕間敷候。且又名代に罷出改候儀杯、其者に被頼候而依怙ケ間敷儀不仕、物毎見分可仕候事。

附、町人・百姓・頭振より少も馳走を請申間鋪候。

一、川除・用水堤・鹽除其外何に而も、御公儀御普請又者百姓自普請候刻、日用頭・札頭又者百姓中に而も申合、日用頭並入札人下中間に成申間鋪候。御納戸銀・御郡打銀・百姓自普請入用銀費不申様に相心得、倉抹の品私曲の儀仕間敷候事。

一、御上下の刻其外何に而も御用の傳馬、組下の儀は不及申、他組肝煎百姓中と申合、請取馬仕間敷候。雇馬仕申者御座候はゞ、見聞次第自他の組共に有様に可申上候事。

一、右ケ條百姓迄に而無御座、頭振何之者に而も同斷の事。

一、手代中間判形之内、右ケ條相背者見聞候はゞ、早速主人に可申聞事。

右條々於相背、忝茂左に申降神罰冥罰可罷蒙者也。

元祿六年八月十日

八月十六日。老臣前田了心歿す。

八月十六日如本書前田了心卒、享年八十二也。前田直成入道松壽軒涼心と云々。初は孫九郎孝成と云。前田美作直知之二男、父知行之内千五百石を拜領す。寛永八年町野長門守吉知の爲養子。然處町野氏に實子就出生、加州の歸住居之處、兄對馬長隆死去、甥長松孝貞依幼少、知行一萬七千石を被預孝成に。寛永廿年十二月從光高公右知行之内一萬石孝貞に被下、七千石を孝成に被下、正保二年光高公御逝去之砌、遁世而從加州高野山に行、號了心与。依之七千石者孝貞に被返下之。了心後年江戸牛込濟松寺に住居す。其後祖母依願に、半俗して號松壽軒涼心与。

先養父町野長門守吉知由緒者、實父美作直知前妻は、土山城主牧村兵部大輔利貞の女を利長卿之爲御養女与被下之。後年離別已後町野長門守に再嫁す。後尼与成號祖心と、江戸に趣將軍家綱公之御臺所に奉仕。祖心事文辭和漢通達し、名譽之尼也。延寶三年三月十一日死、年九十餘歲。于時涼心に子三人有之。一人者祖母祖心之爲養子幕下に奉仕、牧村兵四郎直良と云。二男大助は青木新兵衛尙成之爲養子と、後號新兵衛直之与。則御家に奉仕。三男藤右衛門も宇野市郎兵衛が爲養子与、號宇野武兵衛直故、御家に奉仕す。

八月廿五日。天徳院の上梁式を行ひ、十月に至りて山門亦成る。

〔前田家雜記〕

河崎式部英之書

古聖人所以教人濟世者。唯其孝乎。雖孝有多品。以繼志追遠爲大矣。吾太守將修故君半百之遠忌。先命工匠。改造靈堂。丹雘之美。林池之勝。無以加焉。推己之誠。欲民則之。於戲博哉。天德靈域。先君所榮。昇新堂宇。盡孝與誠。門墻岸々。勸我編氓。弘道之志。莫之與京。

元祿歲次癸酉八月廿五日

故羽林君天良大居士靈堂^上梁

近藤治兵衛勝知

平岡五左衛門親仍

平田半左衛門長恭

總御奉行

加々井六左衛門正房

不破平左衛門方好

副御奉行 今井兵右衛門直次

入唐大工横山權頭從吉春十八代

關 善左衛門重賢

山上伊左衛門吉永

中村忠左衛門長故

清水喜兵衛富久

工 師

坪内吉政五代
安田善次郎正納

副 匠

中山孫兵衛重次

八月廿七日。前田綱紀の女良姫江戸に歿す。

〔政隣記〕

八月廿七日江戸良姫様夜前より御滞、今朝御逝去、御年五歳。九月朔日・二日於廣徳寺御中陰御法事有之、奉號妙光院殿月峯宗心。右金澤に者九月四日相聞、村井出雲諸事七日遠慮被申渡候處、瑞陽院様御卒去之時分者鳴物等二七日遠慮候間、十日迄遠慮与重而被申渡。

九月二日。才川大橋修繕成る。

〔參議公年表〕

八月七日才川橋修覆に依て川下舟橋出來往來。

〔參議公年表〕

九月二日才川橋出來諸人往來。

九月六日。村々立毛見立を受くる際改作奉行に對する接待を簡易にすべきを諭す。

〔司農典〕

一、見立村々、見立無之村々領境印し立置、他村境目紛無之様可仕事。

一、右境目に見立無之村肝煎・組合頭罷出、見立村見分之刻、境目相尋候節、印し之通相違無之段答可申事。

一、見立村田地之内、拙者共可能通道筋、先達作橋杯見置候儀仕間敷候。其村之立毛出來善惡之所不殘見届申に付、何方成共此方存寄之所段々見廻り申儀に候間、道筋滯候所有之候はゞ、百姓二・三人充緻を爲持出置候得者、其節に至爲直可申事。

一、見立に罷越候在々、於泊所に宿拵仕候儀無用に候。但雪隠無之候はゞ蔣張に可仕候。土座之所置上仕儀無用に候處、物古縁取に而も有合候を用可申候。新縁取杯を用ひ候儀仕間敷候。家來借遣椀皿見苦敷に而も不苦候間、其所に有合候を用ひ可申候。手水桶・柄杓等新敷拵候儀仕間敷候。惣而不依何に、他村より借調爲持候儀無用に候事。

附り、水風呂泊りに無之候而も不苦候間、是又其心得可仕候。

一、賄方米・味噌之外、肴精進物等他所より取寄候而爲賣候儀仕間敷候。其所に有來候物爲賣可申候。勿論直段少も下直に仕間敷候事。

附り、家來湯・茶之外菓子・酒、不依何に出申間敷候事。

一、立毛見分候時分、湯・茶並敷物杯出候儀仕間敷候事。

一、手合召連候御扶持人共、見立請申百姓之儀者不及申に、其組之十村・御扶持人より音物遣

候儀勿論、菓子酒をも振廻申間敷候。

右之通前々も申渡置候得共、彌以紙面之通少も相違無之様、見立受申組下百姓に急度可申付候、以上。

癸酉九月六日

改作奉行

見立所十村中

九月十五日。改作奉行又立毛見立を受くる諸村の心得を諭す。

〔司農典〕

當十五日御算用場に而御改作御奉行御口上に而被仰渡候趣、私共方より十村中にて可申觸旨御意に付申進候。

一、本高御見立所立毛何痛高何十石、不納高何十石、最前御見立願帳面に書上申通、配符をさし置可申候。附り、新開御圖免所も、立毛一統に無之、善惡有之候はゞ十村見分仕、何十石高何痛、何十石高不納と覺書仕置、御奉行並御扶持人の御尋之節可申上候。勿論作人にも能爲申聞、御尋之節可申上候。尙以配符を刺置可申事。

一、領境紛敷無之様に、入念配符を刺置可申候。勿論領境肝煎・組合頭境目迄罷出、配符之通境目相違無之旨答可申事。

一、御泊所に而御宿之儀者、肝煎・組合頭又者脇百姓之内可申付候。十村方は御入被成間敷事。

一、御通道筋も、在々又は馬次之宿に而も、御越之節掃除等仕儀堅仕間敷候。自然左様之馳走ケ間敷仕形有之候はゞ、當座に肝煎道具附に被成御預置、御歸被成候而、御算用場の御相談次第可被仰付候事。

一、御奉行並御横目御宿三軒、御扶持人宿三軒、以上六軒可申付候事。

一、金澤御發出、明後十七日に相極申事。

右之通被得其意、御違背被成間敷候。御横目御出候得ば物每例々は違申候、以上。

酉九月十五日

中島村 與 一

相神村 藤右衛門

口郡十村十一人名充

九月廿六日。大聖寺侯前田利直襲封以後初めて前田綱紀を江戸邸に訪ふ。

〔參議公年表〕

利重は利直の誤

九月廿六日江戸。利重主御家督以後初而被爲入、已剋以前御饗應、御能御興行、戊剋御退去。

十月朔日。前田綱紀柳營に上りて大學知止之章を講ず。

御年表に九月廿八日に作るは非

〔政隣記〕

十月朔日、兼々御願之御講釋御拜聞、御仕舞御拜見今日之旨、前日依御奉書辰刻御登城、申下刻過御歸館、頭分以上に御普爲聽左之通、壹岐演述。

今日御登城被遊候處、於御座間御近く御目見之處、公方樣論語里仁之篇口二段御講釋被遊、其上に而中將様の俄に大學之御講釋被遊候様に上意にて、依之三綱領は長く候間、次之知止之章一篇御讀可被成旨被仰出、則御講釋被遊候處、御滯も無之、其上宜旨上意御座候。其以後御饗應、畢而又御前に御出被成、公方樣御仕舞六番被遊、御三卿樣方・中將樣にも御仕舞被仰付、中將様に者芭蕉の上より御仕舞被遊候。無異儀御勤之事に候。掃部頭殿・讚岐守殿にも御仕舞被仰付候。又重而御前に御出、御手自御目錄を以八丈織五十端御拜領被遊、其刻も御講釋殊之外御出來之旨上意に而、段々結構成御仕合難有被思召候。頭分之間々にも、今日懸げ可申聞旨被仰出。

十月六日。飛驒高山在番の土津田求馬等金澤を發す。

〔政隣記〕

十月六日高山在番御馬廻津田求馬儀辰等金澤發出、此度御在江戸故拜領物等無之。六日藤田平兵衛等金澤に歸着。

十月十日。天徳院の三門成る。

〔前田家雜記〕

故羽林君天良大居士靈堂成矣。繞以長廊。其門有三。第一與第二門。皆模倣唐樣。蓋出于黃檗山高泉和尚圖畫。與吾匠家之樣有以異矣。故招檗山匠質之。秋篁八右衛門來觀曰。無雙矣。其良材意匠。大勝檗山之門云。

門々有路 直向靈堂 鑿池貯水 魚躍蓮香

栽樹葱鬱 森列蕭牆 時祭無已 地久天長

元祿歲次酉十月五日

靈堂前二門上梁

是歲改作三門與總門。彩繪宗栴。葺以銅瓦。工匠傭民之與于此役者。日二三千人。使金澤一城之人。能免凍餒之患者。盡出于太守之孝與仁。惠政之德筆舌易既。略記歲月。列姓名於梁間云。

空與無相 無作爲門 或出或入 二王守關

法城之固 皆出國恩 國恩海濶 告我雲孫

元祿歲次酉十月十日

加州金龍山天徳禪院再造三門上梁

〔參議公年表〕

十日天徳院山門上棟。上梁の文月坡書之。

十月十九日。前田綱紀の女直姫金澤に生る。

〔政隣記〕

十月十九日於金澤御姫様御出生、御生母津田市兵衛康政女、被號直姫様与。

〔政隣記〕

十月廿一日於金澤御女子御出生被號直姫様与、後二條内府吉忠公之御簾中也。御生母津田市兵衛康政女。

十月廿三日。相模にある前田綱紀の鷹場を幕府に返還す。

〔參議公年表〕

十月廿三日江戸。相模國御鷹場就被指上、彼場の津田權佐正移大小將番頭・山村安兵衛長昌大小將横目可被遣旨、壹岐を以被仰渡、翌日罷立。

〔重輯雜談〕

一、世風の轉變今に不始思の外也。右の年冬に及、三卿方の鷹場武州・相州・上野等に有を被願て上る。定て老中よりの内意たるべしとの沙汰也。當國には暫御見合せ、井伊氏も被返上、甲府殿と當國計なりしに、戸田忠昌老中當國の御肝煎御相談にて、御願可然との事にて被仰上、御願の

廿一日は誤なるべし

通になる。是は關東筋殺生御停止の趣と云御風儀を被受ての事と云々。甲府殿には霜月迄も不被上と云。是も後年被上たる成べし、不聞。移替事可知。各願濟たるこて老中へ禮に被往も、使も有けるごぞ。

十月廿八日。金澤鍛冶八幡宮造營の工を起す。

〔參議公年表〕

十月廿八日鍛冶町八幡宮社造營槌打あり。

十月廿八日。百姓の死去したる跡高の處置法を定む。

〔改作方舊記〕

西十月廿八日於御寄合、御月番駿河守殿・園田左十郎・毛利又太夫・根來九兵衛出座。

一、百姓死去跡せがれ幼少、或娘等所持仕、跡高慥成作人無御座者、死去人之後家又は娘に入智など仕度与願書付出候類、一兩月分取集め遅々掛御目に、ケ様之類願にまかせ申付候得ば、次第百姓よわく罷成申候。又先百姓之妻子を捨候而、別百姓に申付候得ば、死去人之妻子はごくみ申者無御座候時者流宰仕に付、此段如何可有御座哉与相寛候所、願書付之内一兩通御年寄衆御覽被成、ケ様之類跡高他人に爲持候而は如何に候間、跡々通支配可仕之旨被仰渡候。

十月。當年豐作なるを以て前來の貸米を返還せしむべきを命ず。

〔改作方舊記〕

當年之儀近年に無之作毛に候間、先年御貸米之内急度取立候様に御年寄衆被仰渡候條、只今より百姓共へ宜敷爲申聞、隨分米高取立候様に可仕候。假令十村一組御貸米、殘而千石に而候者二百石當りに相心得、尤内輪は百姓により見計多少可有之候。右圖りより米高多取立申儀者、其十村働与存候。御貸米取立申員數・十村組、御年寄衆御聞届可被成候間油斷仕間敷候。

十 月

改 作 奉 行

一郡十村御扶持人中

十月。郡方に横目を置きその職務に關して誓紙を上らしむ。

〔改作方舊記〕

天罰靈社起證文前書之事

一、御郡方御扶持人並十村・肝煎・組合頭、且又山廻り・十村せがれ・同手代等御用相勤申品、對公儀御後闇儀仕間敷候。或者私曲、或小百姓に對非分成族有之歟、或は禮物取申か、其外□方に付惡敷儀、見分之通親子・兄弟・縁者たりといふとも、有躰に書付相認め、改作奉行に

早速可申達事。

一、私共見分人被仰渡候。隨分情を入見分之通、有躰に御注進可上候。然共私共身上之儀は猶更相愼、依怙最負不仕、奢たる仕形無之相勤可申候。勿論禮義禮物受中間敷事。

右之條々於相背者忝茂。

元祿六年十一月

右郡々に相立候横目誓紙、改作仲間小林三郎右衛門判本見届。

十一月朔日。改作事務の爲十村・御扶持人の會合すべき日を一ヶ月六回に定む。

〔岡部氏御用留〕

御算用場式日之外、一ヶ月に三日宛前より相究置、御郡方御用相達候得共、向後一ヶ月に六日宛に相究候間、御郡々詰番之御扶持人・十村、朝五つ時より罷出可申候。自身不相詰、番代爲相詰候者は、猶更右之通に罷出御用勤可申。

改作御用日 朔日 五日 十一日 十五日 廿一日 廿五日

右之通に出日を相極、御用相達儀候得共、急節成御用も可有之候、又は内意を以相達度御用之節も可有之儀候。然者宅々に而可承届候間、左様可相心得候。

右之通御年寄衆へ申達候間可得其意候、以上。

元祿六年十一月朔日

改作奉行

羽咋郡・能登郡十村・御扶持人中

十一月廿一日。前田綱紀女婿淺野吉長等を招きて徳川綱吉より給ふ所の繪を披露す。

〔參議公年表〕

十一月廿一日江戸。岩松君・土佐守殿・小笠原遠江守殿・織田伊豆守殿御招請、其外御出入衆五十一人、御城坊主參上、御拜領の御繪御掛物御表具出來御披也。於御舞臺御能有之。但御繪掛り申に依て、表御納戸奉行中熨斗目着用、當番切見物被仰付。前々御客の時分、御色代段の上双方に高燭臺二本雖燈、御立關板の間闇き故、此度僉議の上大ぼんぼり二燈也。

十一月廿六日。前田綱紀又大聖寺侯前田利直の弟利昌等を招きて徳川綱吉の繪を披露す。

〔參議公年表〕

十一月廿六日江戸。利重主・采女殿・主膳君御招請、御繪御披也。御能可被仰付之處、御客衆

利重は利直の誤

岩松は綱紀の女節姫の夫淺野吉長

段々御出之内、松平日向守殿の儀、御舍弟齋宮殿に御預御亂心の跡の山。日向守殿、利重君御相賀故、俄御出は被成間敷旨申來御能相止、御客衆に御料理迄出、追付不殘退出。

十一月廿七日。金澤に於いてこの日以後東南に赤氣顯る。

〔可觀小説〕

一、十一月廿七日の曉、金澤に而東南の方甚赤候事如朱に而、西北に茂相懸候。廿八・九日も日出之頃赤氣不常候。廿九日未時より南風甚烈敷、初夜頃に相止候。此風之兆に而候哉と申候所、風後も赤氣止不申次第候。和暖に成候而、廿五・六日前より雪五・六寸も積候所皆消失候。山々之雪も段々消候。閏十一月十五日寒に入候所、次第に和暖に成、天氣二・三月頃之様に成、蚊・蚋も粗出、蛙出聲候。遠山之内戸室・育王山等も雪消候。廿二日又南風烈敷、晝夜大雨に候所、夜四時前流星之光甚照地、其聲如雷候。廿三日・四日・五日天氣能、廿六日雨後に雪降夜中二寸計。

十二月朔日。前田綱紀參議に任ぜらる。左近衛權中將故の如し。

〔政隣記〕

十二月朔日御登城、參議御拜任、中將如元。於御座之間右之趣御直之上意。依之金澤年寄中御使、御大小將より西尾湍左衛門被遣候處、十四日金澤參着。但同月十六日於金澤二之御

育王山は醫
王山

昌披問答に
元祿五年十
二月に作る
は非

丸、右之御様子人持頭分の前田駿河守演述之。

右爲御禮京都の之御使永原久兵衛此時名左京守、改候様仰出。日光の之御使玉井勘解由被遣之。右兩人の拜領物末々記之。九日に被仰渡。

右に付從江戸口宣之儀を被奏。

松平加賀守事爲中將之所、今度宰相位階如元被仰出候。口宣等之儀相調候様に傳奏衆迄可被申入候、恐々謹言。

元祿六癸酉十二月朔日

土屋 相模守政生

阿部 豊後守正武

大久保加賀守忠朝

戸田 山城守忠昌

小笠原佐渡守殿

〔政隣記〕

十二月朔日如有本書に付、御下御老中方御勤、御歸館、追付表御居間の年寄中被召出、御普爲聽有之。御夜詰於竹之間御大小將・横目以上列居、壹岐左之通演述。

今日御登城被遊候處、中將様御三卿様御同事に御座間の被爲召、御懇之上意、其上宰相に御

拜任被仰付候。去年御家來叙爵被仰付候さへ結構成儀に候處、重々難有被思召候。先年中將様御昇進被遊候刻、前陸奥守殿も少將に被任候。此時分者御老中を以被仰渡候處、今般者御直に被仰付候段、別而難有被思召候。右之趣何もね可申聞旨御意に候。且又從御内々御拜領之御肴、御吸物に被仰付、御酒等御祝可被下旨被仰出候。

右畢而於奥御料理之間、御吸物・御酒等各頂戴之。

十二月十二日。百姓の高を一旦他人に譲りたるものは回收するを得ず、又跡高相續は嫡子以外に分たざること等を定む。

〔岡部氏御用留〕

覺

一、御郡中百姓之内、持高作損年貢相滞耕作難仕に付、相對を以下に而持高之内他之百姓に相渡置、以後に至り右之田地取返申度旨出入仕及斷候。此儀任願本百姓に高爲相返候而者、耕作麓抹に仕、田地作損年貢等相滞、百姓之こらしめにも不罷成候間、向後は請取候者之田地に爲仕、取返申度旨斷承届申間敷候條、此旨百姓共ね委細爲申聞、田地作損不申様に急度可申渡事。

一、右之趣申渡候而も、不覺悟にて年貢難澁仕、皆濟相滞、持高耕作難勤百姓有之候はゞ、

村肝煎・組合頭吟味仕、十村遂僉議、其身に應開作可仕候程之高見計爲持置、相殘る分切高に仕、餘高望人聞立候而、其品双方書付を以拙子共へ可申聞候。則切高望人可申付事。

一、右之品有之、切高に申付候者、先年此方に取置候百姓持高に付札可仕事。

一、百姓せがれ數多所持仕者、相果候而跡高相續之儀は、前々より親任遺書、二男・三男迄も夫々親持高配分申付來候得共、次第百姓持高減少仕勝手よはく罷成候。然ば向後相續は嫡子一人に申付、次男・三男は何方に成共奉公仕歟、又は夫々似合之かせぎ等兼而仕付置可申候。親相果候以後、尤嫡子介抱可仕旨、百姓共へ能可申聞事。

一、嫡子病氣歟又は耕作難仕躰之者に者、十村・御扶持人其品可申斷事。

以上

酉十二月十二日

毛利又太夫

脇田知右衛門

中村四兵衛

堀孫左衛門

中村助左衛門

坂井忠左衛門

根來九兵衛
飛州御用 鶴見三之丞

羽咋・能登郡十村御扶持人中

十二月十五日。前田綱紀登營して昇任を謝す。

〔政隣記〕

十二月十五日御登城御任官之御禮被仰上、御下御老中方御勤、公方様わ今日御献上。

眞御太刀

備前青江正恒、代金十五枚、金具
悦乘、袋今織、白糸にて銘縫

御小袖廿

内熨斗目二、縮緬四、
綸子四、練嶋一

干鯛一箱 黄金十枚 御目錄

桂昌院様わ 白銀三十枚 干鯛一箱

御臺様わ 同 五十枚 干鯛一箱

千代姫君様・鶴姫君様わ 紗綾廿卷 二種千疋宛

御臺様之御母公わ 白銀三十枚 干鯛一箱

右之通御進献、且又旁わ左之通。

御太刀馬代金一枚宛 大久保加賀守殿 阿部豊後守殿

綿二百把 干鯛一箱 土屋相模守殿 牧野備後守殿

但若年寄衆に者綿百把宛
其外者同斷 柳澤出羽守殿

御太刀馬代金一枚小袖三重 綿二百把干鯛一箱 戸田山城守殿

御太刀馬代金一枚綿五十把宛 御側衆並御老中方御息に

綿二十把宛 女中頭五人に

右之外御役人中等に夫々に被遣。

十二月十六日。金澤城に於いて前田綱紀の昇任を披露す。

〔參議公年表〕

十二月十六日、者頭已上髮斗目
布上下登城、年寄中列座、駿河守演説。

御意被成候者、去る朔日御登城被遊候處に、尾張様・水戸様於御座間近々御目見、御官位御昇進、其次加賀守様御目見被成、御前近被爲召、御懇之上意、殊更宰相に被仰付旨御諛に御座候。去々年御家臣諸大夫之儀被仰出、無比類御仕合与被思召候處に、又此度御昇進重疊難有被思召候段、兎角可被仰聞候様も無御座候。此段各に可相達旨被仰出候由。

依之爲御祝詞、安房守・駿河守・出雲・九郎左衛門・左衛門・備前、且又壹岐・信濃・對馬留守へも一統罷越。

十二月十七日。前田綱紀昇任の口宣を受領する爲に使者を江戸より發せしむ。

〔政隣記〕

同十七日永原左京孝之京都に趣く。人持組四千五百石内三百石與力、与御任官御官物之御使也。從者上下八十五人、乘馬三疋。于時前夜御小袖三・金子三枚・御羽織一被下之。

但御歩横目可差添旨十三日に被仰出、大場十郎左衛門に頭神尾孫九郎申渡之。附玉井勘解由にも同斷、池野彌市右衛門差添。

〔御年表〕

京都に御位記口宣請取の御使者、御奏者番永原左京孝之十六日江戸發足。廿六日京着、翌年正月十日京都發足、同十九日江戸着。

〔前田家雜錄〕

口宣案 上卷に如此

上卿松木大納言

元祿六年十二月一日 宣旨

左近衛權中將菅原綱紀朝臣

十六日恐くは非

宣任參議

藏人頭右大辨藤原尹隆奉

左近衛權中將菅原朝臣綱紀

權大納言正三位藤原朝臣宗顯

宣奉 勅件人宜令任

參議者

元祿六年十二月一日

大外記兼掃部頭造酒正中原師庸奉

口宣案

上卿松木大納言

元祿六年十二月一日

宣旨

參議正四位下菅原綱紀朝臣

宜爲左近衛權中將如元

藏人頭右大辨藤原尹隆奉

參議菅原朝臣綱紀

權大納言正三位藤原朝臣宗顯

加賀藩史料 第五編 元祿六年

宣奉 勅件人宜爲

正四位下左近衛權中將如舊者

元祿六年十二月一日 大外記兼掃部頭酒造正中原師庸奉

十二月十八日。前田綱紀その昇任を謝せしむる爲に使者を日光山に派す。

〔政隣記〕

十二月十日玉井勘解由貞信下野日光山に趣く。人持組五千石内五百石與力。是御任官之御禮使也。從者上下六十八人、乘馬三疋、于時御小袖三・御羽織一・金子三枚、御手白御頭巾二被下之。

同上野増上寺且傳通院・廣德寺に御參詣、白銀廿枚宛被捧。是御任官之爲御禮也。

十二月二十日。藩米廻漕の爲雇入る、船舶に關して規程を改め、千石以上の大船を用ひざらしむ。

〔岡部舊記〕

覺

一、舟之年數前々之通七ヶ年より古き舟雇申間鋪候。假令右年數之船たるに云共、舟板・釘鉸

等艫相に有之歟、或古船合直枚にて候歟、或者痛船等大分繕など有之舟、吟味仕雇申間鋪候。
一、西國舟船跡々は小舟に而候所に、近年大罷成候。來年より御雇舟米高六・七百石より大舟雇申間敷候。御國船も千石より大船雇不申候。

一、綱碇帆柱梶其外諸道具、船應積入候義隨分念を入可申候。來年より御國浦々出船所にお
るて、地船・上方船共船見分之者相立、一艘々々吟味仕、舟之儀は勿論諸道具等相改候。自然
船不宜歟、諸道具舟に不應艫相に候者、假令出船所迄乘廻候共、御米爲積申間敷候。勿論前
銀等爲致返上、運賃少も相渡申間敷候。右之通兼而申渡上者、廻船之法を申立、船頭迷惑仕
候段申候共、此方より不及貪着候。此儀舟裁許船雇之刻可入念儀專要候事。

一、船頭・ちくの儀、終北國浦に乘覺不申もの雇申間敷候。兩人共北國浦乘覺申者無之候者、
一人に而も乘覺候者雇可申候。兩人共不案内之者是不罷成候。勿論水子人にも乘覺候者召抱
候様可申付候事。

一、本船並綱・碇・帆柱・梶等直段付之儀、成程有様に可仕候。自然不相應之族有之候者、御國
浦方船改之者見顯候はゞ、木屋・升屋可爲不念事。

右近年地舟西國船共破損並痛船多、大分御損銀有之に付、今般吟味仕、地舟年數七ヶ年相極、
米高も千石より多船者雇不申候。來年より右之通申付候條、此格相違無之様に船雇可申旨、

急度木屋五兵衛・升屋六郎兵衛に被申渡、此書面に奉畏旨御請を取可被指越候、以上。

十二月廿日

御算用場

齋藤市之丞殿

脇田彦兵衛殿

右御紙面之通奉畏候。御雇舟之儀年々吟味仕候得共、猶以重々念を入相改可申候。船不宜におゐては御米爲御積被成間敷候。舟道具不宜候者、於出船處に如何様共宜道具爲相調可申候、以上。

正月九日

木屋五兵衛

升屋市郎兵衛

齋藤市丞殿

脇田彦兵衛殿

十二月廿八日。江戸より前田綱紀を家中にて相公様と稱すべきことを傳ふ。

〔政隣記〕

十二月廿八日江戸壹岐・對馬より金澤年寄中最所に而來狀之趣。

正月は元祿
七年なり

向後私共御用、其外御家來中の書通之紙而御名之事。

相公様と相調可申候。尤他所の様と調候書狀は、町人等にては宰相様と相調可然と、土師清太夫と遂僉議候云々。

右翌年正月八日御家中に觸有之。

是歲。鹿島郡中島村與一、涌浦温泉の狀況を上申す。

〔温故集録〕

能登國鹿嶋郡涌浦村湯役銀之儀御尋

一、七十目 湯役銀 涌浦村

右役銀七尾より取立申候。くみ湯多少に不依五分宛。湯在所に參入候者も一廻り五分宛之由。七尾東新町市兵衛涌浦村に付居申、湯番頭仕候。市兵衛儀最前御小人に而御座候處、湯所見立申上候御褒美に、元祿六年より四十年計以前湯出來仕、夫より湯番頭に被仰付候との儀承及候由、中嶋村與一申候。

右は元祿六年也。

按は森田平次

按に元祿六年より四十年前は承應年中なれど、四十年許以前と載たるは誤りなるべし。郡方

記録に、和倉村温泉寛永十八年より正保之頃迄は、十村並村肝煎取捌之と見え、寶曆十四年調書にも左の如く載たり。

一、和倉村温泉

村より一町程相隔海中に涌出、十間四方程之嶋也。温泉役銀七十目所口町庄五郎と云者湯番頭致し右役銀も指上來り、則所口町奉行取立上納有之由。尤湯賃之儀も右庄五郎取來り候由。湯出來之儀は寛永年中に而も候哉、寛永十八年より正保四年迄之湯役銀、其頃之十村又は和倉村肝煎等之宛所に而請取手形、和倉村に所持仕候。

是歲。前田綱紀、八丈島凶作なるを以て宇喜多氏の請を入れ合力米を贈與す。

〔重輯雜談〕

一、元祿六年八丈嶋飢饉、雜穀等迄不熟にて餓死に及に付、及御歎米千石を被下、是にても事足にこそ。當國も浮田氏の末流在て毎々御付届あり。今度何とぞ御合力四十石被遣度との事なれども、公儀の御米小舟三艘に積て行故成兼、色々御才覺にて二十石御送也。

米千石を與へたるは幕府の事なり

元祿七年

正月朔日。前田綱紀登營拜賀す。

〔御年表〕

元祿七年正月朔日御登城、年頭之御禮仰上らる。御太刀・馬代御老中披露。御時服初て白綾を御拜領也。

正月朔日。前田吉德着袴の儀を舉ぐ。

〔御年表〕

是日は正月元旦

是日勝次郎君御着袴、公へ御禮有。御太刀・御馬代白銀一枚御獻上、前田對馬孝行披露。公より多

賀信濃直方を以て、御刀三池一腰・御脇刺一腰延壽國資作を進ぜらるゝ處、御頂戴有て御退座、御脇刺

帶せられ、重て御出御禮有。按に、元祿四年延壽御刀、三池御脇刺を進ぜらる。今年又三池御刀、延壽御脇刺を進ぜらる。是公の御好にて極る。御先祖以來重器とせらるゝ三池傳太の御什器には非ず。

是日勝次郎君御連枝方始て年賀の御贈答あり。富五郎君より御太刀・御馬代白銀一枚、恭姫君・節姫

君・豊姫君より御樽代金五百疋宛、敬姫君・直姫君より御樽代金三百疋御進上也。勝次郎君よ

り富五郎君へ御太刀・御馬代白銀一枚、御姉妹御方へ各御樽代金三百疋進ぜらる。同日自昌院殿

利常公御息女滿姫君、淺野綱晟公御内室。綱晟公卒後自昌院殿と稱す。より、勝次郎君へ御小袖三・裏付御袴二具・御樽代五百疋・御着二

種進せらる。御生母三田村氏へも紗綾五端・干鯛一箱御贈、年寄女中並女中へも各御賜物あ

り。

正月五日。前田綱紀先に昇官したるを謝し禁裏に官物を上つる。

〔政隣記〕

五日、舊臘御官位就御昇進、今日於京都、御使永原左京を以御献上之御官物左之通。

禁裏に御太刀・白銀百枚。白銀五枚宛、上薦御局・長橋御局・大御乳人に。

本院御所に御太刀・白銀五十枚。白銀五枚宛、上薦御局・新大納言御局に。

女院御所に白銀五十枚。白銀五枚宛、上薦御局・田村御局に。

准后御方に白銀三十枚。

内侍所に御太刀白銀二枚。

白銀六十目宛、上卿並職事に。白銀五枚宣旨に。同二十目副使に。

中將
如元同六十目宛上卿並職事に。白銀五枚宣旨に。同二十目副使に。

同十枚宛兩傳奏に。同一枚宛雜掌に。

七日御官物之外に御献上有之。

〔政隣記〕

禁裏に、御太刀一腰・御馬代金一枚・綿百把。但是御官物之外之御献上也。

本院御所に、綿百把。

仙洞御所に、御太刀一腰・御馬代金一枚・綿百把。

女院御所に、綿百把。

准后御方に、綿五十把。

兩傳奏・本院御所並仙洞御所傳奏に。御小袖三宛。

正月九日。前田綱紀昇官したるを以て京都所司代等に物を贈る。

〔政隣記〕

正月九日於京都左之通被遣之。是も舊臘依御昇進に也。

御太刀・金馬代、京都御所司代。

綿百把、小笠原佐渡守殿。

御太刀・金馬代、町御奉行小出淡路守殿、禁裡附須田大隅守殿、本所御所附小栗備中守殿・久留嶋出雲守殿、仙洞御所附柴田日向守殿。

正月十七日。加賀郡御所村の十村長次郎、畠方の村が納租する慣例に關して上申す。

〔廳事通載〕

ぬまかけ本のまゝ

一、先年御公領分御納所は、在々に御藏御座候刻、其御藏へ御年貢米相計申村々より材木持寄、入用等村々より出、ぬまかけに仕置申候。御納所仕時分は、御代官下代衆右所々廻り御納被成候。

一、山方島所、米に而年切に皆濟仕兼申に付、大豆・小豆其外ごくを夫々に應申程積物仕、御皆濟合置、翌年春夏に至ざこく物賣替、又かせぎに而米に仕相計申候。

一、小松町御代御改作之時分、右之趣被爲聞召上、村高之内田方・島方並上来・下米之所御尋に付、書わけ上申候處、島方に應翌年納所可被仰付旨に御座候に付、望申村には皆御藏入知に罷成、翌年御納所被仰付候。御給人知に成居申度と申村には、島方かせぎ所に而も其分に御座候。則御知行割之刻も、上中下米・島方かせぎ所見合被仰付候、以上。

元祿七年正月十七日

御所村 長次郎

御改作御奉行

正月廿五日。今明年を限り藩米廻漕の爲に尙千石以上の大船を用ふるを得しむ。

元祿六年十
二月二十日
の條參看

覺

一、西國船定之儀、木屋・升屋請合申奥書寫別紙遣之申候。

一、御國船積米高千石迄候。先頃定書遣之候。就其千石より米高多積申舟所持仕候者共迷惑仕候段、高島彦太夫方より御年寄衆へ御斷申入候處、今年は彦太夫願之通、千石以上之舟相加爲積申様にと被仰渡候。此並之船相改申儀、先達而申觸候通、七ヶ年を限諸道具等取分吟味可仕儀に候間、今般相究申船改人誓紙前書別紙案文調遣之候。

一、今般相極候船改人之儀、一日に八分充日用銀可被下候條、功才成者一ヶ所に二人充可有御申付候。出船御奉行中へも申渡候間、右日用銀請取候様には又可被申付候付、遠所へ罷越一宿仕候はゞ、宿賃二分宛相渡首尾に候。

一、於出船所舟足見届申儀、如前々出船御奉行より可被申付候間、左様に可有御意得候、以上。

右之通可被得其意候、已上。

正月廿五日

御算用場

長瀬善右衛門殿

石川三丞殿

高島彦太夫殿

大石彌三郎殿

今井源六郎殿

笹島豊前殿

眞田治兵衛殿

馬淵嘉右衛門殿

山田市十郎殿

今井源五兵衛殿

二月十一日。十村等川除その他土工施行の方法に關する意見を上申す。

〔岡部舊記〕

覺

あしめは豫
定の義

一、川除用水並御旅屋・御藏・道橋等、惣而萬御普請人足、當年より先年之通御郡人足を以破仰付候はゞ、組々より遠方より百姓罷出候而者、往來道日つぶれ、其上作あしめ違、行當可申候間、其御普請所近所之寄日用を招、御奉行御指圖請、其所被召仕候様に仕度奉存候。是非々々寄日用無御座節、又は入川急成御普請者、猶以其近在組々より御郡人足を出し、十村・せがれ・手代・肝煎代々に召出、情を出し可申候。寄人足日用錢請拂之儀者、其日用之内より頭取人立させ、取遣爲致可申候。

一、根芋・籠藤・そだ・土俵・藁蔭並雜木材木諸色、所により直段高下御座候而、御郡中平均算用相、何共可取様無御座候間、右品御定直段を以賣上人相極、裁許爲致可申候。

一、籠詰之義は、所により詰申日用直段高下御座候。是以裁許人相極爲相勤可申候。

一、土俵蔭之儀、上巻俵並に爲致可申候。此直段を以可被召上候俵ふとく御座候へ者、俵數

算用相は算
用合

も入不申候。せぎ仕候而も流堅宜可御座与奉存候。

一、鍬・蔀籠之儀は、日用人より持參爲致可申候。

一、石廻のみ・つち・げんのふ・たう鍬・かなてこ・鶴はし、百姓手前に所持不仕候間、さき懸焼直し、共に前々之通御公儀様より被仰付可被下候。不然者鐵道具入申御普請所者、入札に被仰付候者、金山様罷出入札可仕候。其上岩くり・石切普請、御郡人足者不得仕候。

一、古米計立濱出し・川下御調米上俵卷人足之儀、日宜次第に被仰付候に付、御郡人足爲相詰置申儀迷惑仕候。就夫一人に何石と跡々より御定御座候間、其御定之通に仕、其所々に而日用人足を雇出候様仕度候。然者杖・食番無し相勤可申候。

一、遠所御普請方夫石・栗石、御定直段之通に仕候而者、所により直段大分過不足御座候。日用頭勤候時者、諸色請取之内に損徳埋合申候得ども、只今百姓へ被仰付候へ者、何共損徳惣而百姓へ平均可申様無御座候間、其所々に而私共見計、裁許人相立可申候。

一、川除並外破損御普請御奉行、幾手合御出被成候と、御一手合手代一人充差廻裁許爲致可申候。左候はゞ人數多入申候間、今般増手代相抱、無滯様に裁許可仕候。

一、御普請入用銀之儀、御奉行御越之刻、銀子請取私共御渡可被成候間持參可仕候。重而御請取之銀子は、其御普請所より手寄之十村並せがれ慥か成手代受取に金澤へ爲登、御奉行へ

金山様は金山堀か

相渡可申候。

一、人足等御郡切に相勤可申候、以上。

元祿七年二月十一日

新川・礪波・射水・能州四郡・能美郡御扶持人・十村連判

御算用場

二月十五日。石川郡上野新村等の農民辰巳用水の浚渫を出願す。

〔改作所舊記〕

中納言は前
田利常

一、上野新村・三口新村・涌波新村・栗林跡御田地、六十ヶ年計以前より御水道上水に而やしなひ來申候。右四ヶ所は新村に而御座候。中納言様御代には野毛に而御座候處に、御城中御水道之水多參候間、此水を以新開被爲仰付候に付、石川・加賀郡より望に罷出、村を相立申候。只今千石餘之御田地に罷成申候。此用水之儀は、脇より水取申方便無御座候。先年より去々年迄用水江ざらへ之儀、御普請御會所より毎年被仰付候處に、去年之儀は落土迄御取上被爲成候故、夏中手兼申候。左様御座候へば、御城中之儀は落土迄御取被成候ひ而も、水不足も御座有間敷候得共、田地へ宛申水は餘慶を仕懸取申儀に御座候に付、江ざらへ無御座候へば、少分之水かうばいに而御座候に付、川口への上へ、江ぶちにもり上仕候へ共、水口に

のまへは汎
濫の義

而は水多様に相見え申候ひ而も手撮、日照之時分難儀仕申候間、先年より之通、毎年江ざらへ被仰付被爲下候様に、御申上被下候はゞ難有忝可奉存候、以上。

元祿七年二月廿五日

上野新開村 肝煎 誰

三口新 誰

涌波新 誰

田井村 次郎 吉殿

右之趣十村より改作所へ達し、御算用場に而僉議、改作御奉行之内中村四兵衛御普請會所へ參り、懸合之上、是より毎年江ざらへ、御普請會所より申付候事に相成候由、留帳にあり。

三月八日。先に刑罰を受けたる諸士の姓名及び罪狀を録上せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、往年依罪御追放・居所御構之者共可書出事。

但御徒並以上のもの。

一、流罪之者等可書出事。

一、いまだ言上無之禁籠之者共可書出事。

一、追放立歸之者落着ごとく品相極、其居所へ可遣置者、誰に被預置候との儀書出べき事。
 一、閉門・逼塞・蟄居・遠慮等之者可書出事。

右五ヶ條之趣、誰は如何様之品に而ケ様く被仰付置候趣、罪之品相知候分は具に御書付、早々可有御出候。勿論右之品御支配之内に無之候はゞ、其段御書付可被指越候。御急用之旨御年寄衆被仰渡候條、書付早々可有御指越候、以上。

戌三月八日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

今般御尋之御書立之内、御追放・居所御構之者、但御徒以上可書上旨に御座候處に、今日被仰渡候は、町人之分は追放被仰付人々、往年より不殘可書出旨重而被仰渡候に付、早飛脚を以申達候間、御支配中被相觸、早々書付可被上之候。無之候はゞ尤其段をも以書付可被申越候。居所御構無之候而も、御追放と有之町人は御書出可有之候、以上。

三月十八日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

三月廿四日。東本願寺門主江戸本郷邸に前田綱紀を訪ふ。

〔政隣記〕

三月廿四日御上邸に、東御門跡・新御門跡御出。大御色代縁取之際に而御下乗。御前御式代御杉戸之外迄御出迎。御歸之節は階之上御杉戸際迄御送り也。麴類・御菓子等出、御盃事も被遊候。且御庭にも御出有之。

三月廿四日。來月法會を天徳院に營むを以て、附近の警衛を嚴にすべきを命ず。

〔改作所舊記〕

覺書

一、來月之三日より五日迄、於天徳院御法事有之に付、朔日より五日迄、石引町筋伊豫殿下之坂、並安房殿坂、此兩道筋御郡方之牛馬、惣而百姓男女共往來仕間敷候。爲見物罷出候儀勿論之事。

一、御法事之内、天徳院近き村々火用心並爲縮、拙子共より足輕廻し候條可得其意候。田井村次郎吉・上野村十右衛門儀、上野村へ相談、火の用心之儀は勿論、御寺近き村に候條、諸事

縮可申付候。牛坂村・牛首村之内、次郎吉手代等切々爲廻、右之通可申付事。

一、御法事之内、野々市村小左衛門儀、野田村・大桑村・法嶋村之内切々廻、火用心等可申付事。

一、御法事之内、御所村長次郎儀、若松村・兩田上村・鈴見村之内切々廻、火用心等可申付事。

一、御法事之内、鈴見村半右衛門・泉野村市右衛門・新兵衛・善右衛門・權兵衛・高尾村太右衛門儀、替々二人宛、兩笠舞村・土清水村・涌波新村・三口新村之内切々廻り、火用心等肝煎・與合頭可申渡事。

一、御法事之内、石川・加賀郡十村手代共之内五・六人程宛出し、石引町筋所々、伊豫殿取・安房殿坂、此兩道筋一人・二人宛差置、御郡方牛馬牽通申ものは勿論、百姓共相通り不申様に縮可仕事。

以上

三月廿四日

三月廿六日。十村等百姓持高の預入返還に關する取扱を改作奉行に議る。

〔改作方舊記〕

一、耕作兪抹故御年貢米難澁仕百姓持高、切高可仕旨畏奉存候。

一、跡々御年貢米難澁、身代たふれ、代物を取持高相渡置申分は、たとへ證文に預け高と有之候ひ而も、高爲返申間敷候哉。

御付札。去暮相觸申通、前々下に而持高斷聞届申間敷候。

一、代物取不申、一作預けと有之分は勿論、代物取候ひ而も一作預けと證文有之候はゞ、代物爲出、高本百姓に爲相返可申候哉。

御付札。此ケ條も前々之事に候へば貪著仕間敷候儀に候。毎歲本百姓相對を以、其年切に預け置申様成品有之候はゞ、何時に而も又相對を以勝手次第本百姓手作可仕儀と存候。一作預け之證文に調候而も、數年打捨置候へば永く預申も同意に被存候。

一、手前不能成、代物取持高預け置申候處に、御貸米本百姓に爲相計申候はゞ、代物出し返し預り申高之儀に候へば、たとへ如何様之證文有之共、代物高本百姓に爲返可申哉。

御付札。此ケ條も縦御貸米は本百姓より計候而も、去暮相觸申通斷聞届申間敷儀と存候。

一、幼少に而親死去仕刻、一門又は同名之内に高預置申分は、親相果候刻、手前不能成代物を取申候共、其代物出し候はゞ高爲返可申候哉。

御付札。此ケ條も親死去仕候後、せがれ耕作難仕候へば、退轉百姓同事に候。左候へば斷聞届申間敷儀と存候。

一、親死去之刻、諸式無心元者、一門共後見仕居申候處に、其後手前おとろへ奉公など仕に付、高後見仕者に預け置、只今高取可申と申候へば、證文無之候間高返中間敷と申候へ共、爲相返可申候哉。

御付札。此ケ條も本百姓之せがれ毎歳年貢方之過不足算用等承届、不足候時はつぐなひ申様に仕來分は、田地をはなし不申儀に候間、何時に而も勝手次第請取耕作可仕儀に候。左様も不仕打捨置事に候はゞ、斷聞届中間敷と存候。

一、次男より末子に高をわけ、別家爲致中間敷旨。然共宿町へ出し、町人は他國へ參安く候へば、若百姓筋之者御法度を背、他國へ罷越儀も可有之候間、左様之者奉公爲致、又者嫡子より介抱仕、他國へ罷越候様に可仕候哉。

御付札。此ケ條去暮申觸通候。

右之通御窺申上候、以上。

元祿七年三月廿六日

御所村 長次郎

忠繩村 彌右衛門

南中條村 十郎左衛門

中橋村 久兵衛

田井村次郎吉

福留村間兵衛

野々市村少左衛門

押野村太郎右衛門

村井村與三兵衛

淵上村源六

劍村又七

御改作御奉行

四月三日。本日より五日まで前田光高の五十回忌を天徳院に營む。

〔重輯雜談〕

一、元祿七年四月五日は陽廣院殿五十年の御正忌故、前年癸酉七月御參觀前に仰有て、今迄の御靈堂をば疊み、高德公・天徳公御靈堂の並に、同様に改造せらるべしとて、馬廻定番頭平岡五左衛門・小姓頭不破平左衛門奉行として、手末の役人數多究り、上梁文之所に具在秋末より造營に取掛り、御法事前に出來す。靈堂内天井は、金のがう天井に色繪の一房花、黒漆の縁、金滅金の金具、張付は各金地に紅白彩色の蓮花、鳴居より上は桐鳳凰の繪也。内の丸柱共、各黒漆

金滅金の金具也。内外の墓股を初、所々の彫物種々の花鳥を彩る。各結構を被盡、材木は檜也。靈堂の三並の門靈堂一に門一宛。一の門と云、此同門三あり。其次の門を二の門、靈堂の郭也惣構の門を

三の門と云。城州大和田より、黄檗派の寺を造る工人秋笹と云者を召下され、又は國工を大和田へ被登、其派の門を被模也。其門は瓦屋三聳、真中に圓形とて、丸く内外見通す明間、或二尺計或三尺計にして、壁は各白土也。石壇は越前青石を以龜甲に切合たり。三靈堂の隔の玉垣は、彫物などありて互に見通す。此三庭宇櫻欄を植ゑ、三門より續て回廊あり。道は扣土を以ぬる。一の門外と二の門内諸木を植、戸室山の石にて手水鉢二器居之、櫻柱、こけら葺の葢あり。武州上野の御佛殿の手水鉢を被似と云々。自江府比良只右衛門を被越、一の門内外上野を被移。其外庭上を造る。比良は此事に甚長じたればなり。諸臣樹木を献じて植ゑ。比良依召又往江戸。

三の門の外堀あり。兩方戸室石にて疊之。唐蓮を植、盛の時は甚美也。尤橋を掛、此邊に御廂への門あり。此外に右の堀横に折て又橋あり。其外にやらる門あり。其外は寺の惣門也。

やらる門の外には松櫻楓等數百千本を植、又山門も此般式の尺丈に合せ、丹には非る糝塗に建改め、寺の立關迄青石の壇を通す。惣門も新建也。山門に今迄鎮座の二王、由緒ある故彩色を不改、古佛の儘にて被居。此兩門も一二三の門も各瓦葺也。是迄は御法事前に功訖。右の外に若火災の時御牌を被除入倉二庫裏の邊、佛殿の後に書院を數間被建、倉二の内一は御

寶物藏也と云々。此等御法事前段々に被立、奉行は不破・平岡。不破は其内江戸へ召て、西尾相司になり御留守居役を務む。 其後

に又高泉和尚へ被仰遣、額聯等出來して被掛也。御法事已前出來分の入用千貫日内外と也。 倅七年御法事惣奉行は前田駿

河守孝貞、御名代焼香は本多安房守政長、御法事の奉行は寺社奉行の岡島市郎兵衛並平岡・不

破也。御導師は寶圓寺隆玄和尚。天徳院因無住如此云々。 四月三日に初り五日に終る。隨分丁寧なる様にと

の事にて、先々の御法事より僧數も多、三百五十人の衆來となり、老中初詰人各長上下、參

詣も常に肩衣著する輩は長上下にて、山門よりかゝげを下し、如例縁頬にて拜禮す。山門よ

り玄關迄物を敷、其外所々の番所等如例忌回。但惣門の外修覆、兩方に簾垣をあて、其中道

を造、惣下馬等修覆は例に違ひ、奇麗に被改。當寺受取火消成瀬氏・本多氏、近隣に出て守護

する事、微妙公三十三回忌に青山・山崎勤たるに同。尤勝次郎殿・富五郎殿並姫君方の名代

焼香あり。仙溪院殿よりも長田を名代焼香に被遣。富山より近藤主計家老、自大正持生駒監物

來て焼香を務む。三月末より快晴、失火いかゞと各令氣遣處、四月一日より大雨、二日の夜

より霽に屬し、首尾無殘所、出家中の作法以の外見事に、役人方へ掛けて少の障なく、領内靜

謐大事之作善追福相濟畢。江戸には於廣徳寺二日四日御茶湯あり、御參詣を被成けると也。

委は不知、略して記留處也。

〔政隣記〕

忌回は建廻か

仙溪院は前田利常の女熊姫

五日、如本書三日より今日迄於天徳院御法會有之、御施行米玉泉寺・東末寺共、白石宛也。御施行奉行東末寺に而は御歩頭赤尾助左衛門・篠原刑部、御歩小頭一人・御歩二人罷出、女並子供に御施行也。

一、右に付朔日より御鷹野に出不申、御家中殺生遠慮也。且御法會下奉行平岡五左衛門・不破平左衛門勤之。御代香本多安房守。

四月廿六日。前田綱紀柳營に上り徳川綱吉の講書を聽く。

〔徳川實紀〕

四月廿六日、家門庶流の輩及び松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該めされ、御座所にて論語の御講説各拜聽せしめらる。水戸中納言光圀卿にも大學を講せらる。はては猿樂の御遊あり。おのゝ拜覽す。江口・安宅・亂を御所作あり。氷室は松平飛驒守利直、忠度は本多下總守康命役す。

〔重輯雜談〕

一、元祿七年四月廿六日邦君御登城、三卿御同席にて御講談御拜聞。是は御願か、先年御願なさるゝ易の御講か、其委を不知。御能も公方三番、大正持の利重主を初奥詰の面々立替て被舞云々。此時文臺・硯箱を三家衆御拜領也。御手白也同五月六日老中方被招請時、先年の御書同

じく御披、乃前に具也。

〔政隣記〕

猶以今般御菓子御料理、三方薄盤被仰付、御茶も臺に而被下之、重々結構成仕合候。隨而廿九日岩松殿結納之祝儀首尾好相濟、當月六日御老中招請、萬端無殘所彼是令大慶候。此等之儀打續候故、右仕合之趣早速不申聞候、以上。

去廿六日御講釋御能被遊候條可致出仕之旨、其以前被成御奉書候付而登城之處、於御座間御三家・甲府殿御對顔、自分も御目見仕、追付論語雍也篇之内御講釋拜聞被仰付。御講以後各御表迄退出、無程又御座間に召之、御能拜見、且又御三家方御同席に而御菓子御茶御料理頂戴之。御能相濟、重而御前に被召出、御文臺・御硯箱拜領之御目錄御手自被下候。誠以重疊忝仕合冥加至極御事候。將又去十八日歲暮之御内書初而被成下御判、難有次第候。此儀乍序申達候、謹言。

五月十四日

宰

相

本多安房守殿

前田駿河守殿

前田主税殿

長九郎左衛門殿

横山左衛門殿

村井出雲殿

五月六日。前田綱紀昇官祝賀の爲閣老等を江戸邸に招請す。

〔政隣記〕

五月六日、舊臘御任官御祝儀、並去々年御拜領之御繪御披旁、今日御老中方御招請、於御小書院御筆之御繪・御文臺・御硯箱御拜見、其後御大書院に御出、御能初る。

高砂 觀世 東北 寶生 養老 金剛 末廣 鸞仁右衛門

福の神 大藏彌太郎

但御小書院に御通は、御老中大久保加賀守殿・阿部豊後守殿・戸田山城守殿・若御年寄秋元但馬守殿迄也。其外御奏者三浦壹岐守殿・御留守居年寄岡部丹後守殿・大御目付前田安藝守殿・御作事奉行小幡三郎左衛門殿・御普請奉行中坊長兵衛殿也。右御老中等、於御大書院三汁十菜御料理、木具に而御饗應、御先立中川安左衛門・戸田清太夫、御通役御大小將野村勘兵衛等十五人、手長新番三輪七郎兵衛等四人。御小書院於二之間御一門様方、三汁十菜木具、御通御大小將並新番交。奥御書院二之間御一門様方、三汁十菜木具、御通ひ如前。同御間於御勝手

御出入衆、三汁十菜木具、御通ひ同前。表御料理之間に而御城坊主、三汁十菜木具、御通ひ御歩。御老中御退出後御能五番。

羽衣 田村 通小町 花月 猩々

〔重輯雜談〕

同七年五月六日老中方を被饗應。役人衆四・五十人も被仰入、可參之旨雖令諾答、例の事にて前日・當日に至り及難澁の輩是多。土屋は月番也。今日初終近年勝たる宜首尾、老中方も事の外の賞歎と云々。年頭披露人土屋にて加賀宰相中將と被唱。今迄は自身に御太刀御持參御禮。端午の御内書も御判初て御書判也。年首の吳服尤綾を被加、三位已上の御あしらひさもあるべし。別録に其品各書之、仍此に略して小書にす。來客大久保加州・阿部豊州・戸田城州・若老秋元但州・奏者番三浦壹州・御留守居岡部丹波守・大目付切支丹奉行前田藝州・作事奉行切支丹奉行小幡三郎左衛門・普請奉行奥田八郎右衛門。

右は大書院にて三汁十菜木具仕立の饗應也。此陪膳十四人野村勘兵衛・稻垣内之進・田尻宅之丞・古屋長次郎・村上傳右衛門・平岡長五郎・伊藤

藤帶刀・津田久之丞・芝山八郎兵衛・中村吉郎兵衛・手長四人三輪七郎兵衛・水野平八郎・宮崎平太夫・黒坂左平・原十郎兵衛・青地源次郎。

安藝侍從・嫡岩松主後備後守・淺野土州・織田豆州信武・橋隆菴の五輩御勝手衆は、小書院二の間にて塗木

具三汁十菜。此陪膳七人氏家喜六郎・藤田八郎兵衛・吉野善八郎・青木新八郎・石野權平・不破辨六郎・坂野才之助。

飛州主・主膳主・前田右京・前田帶刀の四輩は、奥書院二の間にて塗木具。此膳通者五人青木孫

笹皆右衛門・長谷川逸角・坂野權之助・津田藤藏。

本多彌兵衛・横山左門・木下平之丞、右三人勝手方にて右同斷。此通ひ五人。今村吉平・今村治兵衛・富田助之進・奥村友之

助・田尻喜太夫。

永原珍阿彌・星野玄阿彌・石川金阿彌・井上玄徹・中川立甫・鈴木林領・坂入半平は、大書院の勝手にて木具之膳部。此通八人。津田惣五郎・松田六郎兵衛・橋本岡佐・宮井彦太夫・鴨野七郎兵衛・和田又八郎・毛利覺太夫・大窪吟左衛門。

福田五左衛門御料理人也・益田了意・益池休夢・板倉喜菴・同喜春、右は表料理の間に内にて料理被

下、木具也。老中方自營中直に來臨、午下刻許於小書院御繪並今度御拜領の御硯・文臺御拜見訖、

大書院着座、熨斗出又引之、能初る。高砂觀世・脇源七・小五郎左衛門・大三介・笛忠次郎・太鼓

三郎左衛門。東北寶生・脇新丞・小長右衛門・大市郎兵衛・笛又六。吳服祝言十太夫・脇清三郎・

小清六・大三郎右衛門・笛少兵衛・太こ左吉。狂言は末廣にて仁右衛門也。響應出、盃酒濟之

後、奥村壹岐家老を初、小姓頭以上十三人、老中の盃を玉ふ。一度に三人宛出て拜忝す。膳畢、露

地へ被出、奥書院にてもすゝり團子出、庭宇の亭兩所にても菓子出、大書院へ歸入の時菓子・

吸物出、能初る。露地歩行之内能を止。畢未下刻頃各退出也。其後に能五番有之。不殘退出は申下剋頃と

云々。右五番の能組。羽衣十太夫、脇源七・小長右衛門・大一郎兵衛・笛忠次郎・太こ三郎左衛

門。田村政之丞、脇甚左衛門・小七左衛門・大傳藏・笛牛之助。通小町寶生、脇新之丞・小五郎

左衛門・大三助・笛又六。花月吉之助、脇清三郎・小六之進・大勘左衛門・笛平八。亂觀世、脇甚

左衛門・小清六・大三郎右衛門・笛少兵衛・太こ左吉云々。今日之飾は、

大書院

床 中壽老人、左右上り龍下り龍、雪舟筆。立花二瓶からかれ耳付
花臺桑木地

附書院

硯 結隣 硯屏青貝 筆架からかれ
琴高 軸木地
彫物 墨いびつ 軸止金紫銅牛

棚上 香爐白高麗
蓮 盆堆紅菱

棚下 盆山鴛鴦石 木地盆

同二之間

床 鶴二幅對、王若水筆。香爐獅子からかれ。青貝卓

小書院

御拜領御繪・御文臺・御硯箱。

奥書院

床 雪舟筆茶 讚南堂。

棚 朗詠二卷 亞相公任筆。

廣間

床 子昂の山水。鴨香爐からかれ。四尺くりの卓。

五月十六日。飛驒高山在番の野村五郎兵衛等金澤を發す。

〔政隣記〕

五月十六日高山在番御馬廻組頭野村五郎兵衛等金澤發出。同廿一日交代。但正月廿四日從江戸飛脚

被仰出。同廿五日御馬廻組頭津田求馬等金澤に歸る。附、野村等爲御尋、從金澤御使番平田清左

衛門を以、御茶・御菓子等被下之。

五月廿九日。前田綱紀又淺野光晟等を招きて昇官を祝す。

〔政隣記〕

安藝守は淺野光晟
岩松は淺野吉長
采女は前田利昌

五月廿九日、今度御任官之爲御祝儀、安藝守様・岩松様・主膳様・采女様御招請、其外御出入衆、並狩野家・本阿彌家・後藤家等百人餘、御料理三汁九菜、於御舞臺御能九番有之。

五月。十村等物成の算法に關して上申す。

〔温故集録〕

一反歩物成之儀御尋年貢圖覺

一、三百六十歩

一反上田

内六十歩

あぜ引

殘而 三百歩

此出來米二石四升

但、百姓手作に仕上田に而、取上げ申圖り一步に付八合宛。

八 升

六十歩あせ歩數の内三十歩無地、殘而三十歩大豆小豆作取申候。三十歩畠並三ツ折にして一步に付米八合充。

一斗二升

ゆりこ二斗四升、但二つ折にして。

八 升

めうし二斗四升、但三つ折にして。

二斗五升二合

わら九十束代六匁三分。但米直段石二十五匁にして。

米 β 二石九斗三升二合 但一步に付八合一勺四才四毛に當る。

右上田之所に而、百姓手作仕、出來物品々正味米に仕、如斯御座候。在々之内免相高下御座候。然共高免之所下免之所、上田尤多少御座候。則下々地之所地子米にも一ヶ村之内に高下御座候、以上。

元祿七年戊五月

御所村 長次郎

田井村 次郎吉

閏五月三日。東本願寺金澤別院の造營に着手す。

〔聞書之抄〕

同年閏五月三日より東末寺造營之事、石引貴賤男女群集して大石を引、次第に大石になり五間・七間の石をも引也。子供は百計も又百餘りも寄合、其分限に應じたる石を引也。木やり音頭種々の装束を着る也。大石之童損じ過ち人有之。同月十七日より童にて引石法度になる。其後又訴訟仕、廿二日より童にて大石を引也。

閏五月廿二日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聽く。

〔政隣記〕

閏五月廿一日、明日御講釋御仕廻被遊候間、御登城被成候様御老中方御連名之御奉書來。則翌廿二日御登城、御歸館後御普爲聽、御小將横目以上の壹岐演述。

今日九時紀州様・甲府様・相公様御座之間に被爲召、追付出御、其御座に而御講釋御拜聽、論語之内被遊。其後甲府様の御講釋被仰付、是も論語之内被成候。紀州様・甲府様兼而御願置被成候御筆之物御拜領被成候。是は當朔日歟御願被成候様に御覺被成候。御次の御退御拜見之處に、御名乗無御座候に付、御加被下候様にと重而御願被成候得ば、早速御名乗被遊、西湖

之間に被成御座候内、秋元但馬守殿御持參御頂戴被成候。其前相公様御次に被成御座候内、柳澤出羽守殿御申候は、相公様も御願不被遊候哉と御申に付、去々年御三卿様方も御拜領不被遊候御繪御願、御拜領に候得ば、又候哉御筆之物御願候儀憚に思召候間御願被成間敷旨被仰入候處、不苦儀に候間御願可然旨御申、山城守殿も御願被成候様に御申に付、左様に候得ば別而御願被遊度由被仰入候處、左候ば御前の御出被成御願可被成旨に而、山城守殿御誘引御前の御出、御願之趣山城守殿被申上候。其刻去々年御繪御拜領御間も無御座故、御筆之物御願之儀憚に思召御控被成候旨御直に被仰上候處、近日可被遊候、其砌相公様御講釋も可被仰付旨上意に候。其後於西湖之間、御薄盤に而御饗應。畢而於御座之間御仕舞御拜見、此内御茶被進候。前々御能之時分は、御茶被進候得共、御仕舞之内は御茶被進事無之儀に候。其後御次の御出被成、御仕舞御拜見御禮、重而御前の御三人様共御出被遊候處、於御次緩りと御茶給可被申旨上意に候。且又今日紀州様・甲府様・相公様御三人之外は、水戸中納言様・肥後守様・井伊掃部頭殿も不被成御出候。右段々結構成御様子共有難被思召候。此段何も可申聞旨御直に被仰渡。

六月六日。十村等川除普請施行の方法に關する意見を上申す。

〔岡部舊記十種〕

一、川除用水御普請、是跡之通御郡人足に被仰付候者、其組十村・せがれ・名代、並村肝煎代々に罷出可申候。

一、御普請丁場、御奉行様御圖り之上丁場人足に相渡、御普請爲致候者、請取普請に十村並村肝煎申付、其情を出可申候。入札に被仰付候而も、人足多人中間敷候。

一、出船人足之儀、日宜次第御用に付、遠方人足難勤御座候間、其所々に而裁許人様御定之日用銀之内を以、杖・食番なしに裁許人働次第人足雇出申様可仕候。

一、古米計立之儀、右出船人足裁許之者支配爲致可申候。

一、根苧藤の儀、在々頭振・百姓之内籠組之者に裁許爲致可申候。山方村々かせぎに御座候間、十村よりも申付調可申候。

一、土俵蔭之儀は、米俵程に被仰付候者、只今迄土俵五百之處に百程に而も可然奉存候。則右俵蔭賣上申者之内頭取人極裁許爲致申候者、惣代銀之内半分程ならでは入中間敷様奉存候。

一、持籠之義、罷出申人足持參可仕候間、被召上持籠入中間敷候。

一、鍬・石込人足持參可仕候。石廻之儀は、御普請丁場より入申に付、少分に御座候間追々用意爲致可申候。

下掲は年紀
明ならずと
いへども前
文に關係あ
るを以てこ
ゝに録す

一、岩くりのみ・げんのう・鶴のはし等之儀は、用水破損御普請所に多入不申候間、是跡之通御公儀より御貸被成、損じ候はゞ焼直し返上仕候様に被仰付候得者、手支申儀無御座候。

一、御普請入用銀、御奉行様より十村受取、普請所手寄之十村方へ預け置、御用次第相渡申様に可仕候。又御普請所により入用銀取に被遣候刻も、十村並名代に而も相越請取、御普請所へ持參可仕候。

一、御普請人足跡々之通、御郡切被仰付可然奉存候、以上。

元祿七年六月六日

御所村 長次郎

田井村 次郎吉

一、川除並用水御普請仕候儀、其以前は御郡切百姓中罷出普請仕候處、改作百姓普請に罷出申候得者、耕作兼に罷成候由に而、三十ヶ年計以前より日用頭相極申候。

一、日用頭裁許仕候に付、人足日用銀之内一人に五厘充日用頭取申候。其外杖・飯番として川除御普請人足百人六人充、用水御普請に三人充、日用頭に御公儀より被下候。

一、同御普請入用物品々被召上分、不殘百姓賣出申候。然共其裁許人買上利を取申候。

一、右御普請人足、日用頭裁許に而も大形百姓罷出申候に付、日用頭裁許人に被下分御公儀様より多出申候。

一、同御普請札頭御奉行前より請取、段々下へ落し申候。百姓普請に罷成申候而も、札頭下に付に御座候に付、日用銀取申儀專に存候、御普請も龜相に成申候。

一、先年御普請人足裁許は、村肝煎並十村・同せがれ・手代罷出申候。

一、右之通に御座候に付、御普請急に無御座候處は、百姓耕作すきに被仰付候得者、擁にも成不申、右之入用無御座様奉存候。其上御郡切に人足出相勤申儀御座候へども、川除無御座村々より人足出申儀御座候故、十村中互に詮議仕難所者不申上候。只今之通に御座候得者、日用人足百姓罷出候而も、日用銀取申を專に奉存候故、御普請も龜相に成申候。入川等御座候而、立毛の上水押申時分、五日・十日違にて、押申候得而も手入仕候得者作出來直り申候。入川堤所普請日數延候得者、其間作之手入も不仕捨置申内、水押重り申候に付、御普請も大分罷成、立毛も大分損申に付御損多成申様に奉存候、已上。

十月廿七日

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔御年表〕

六月晦日、上使戸田山城守殿を以て御暇、翌日御登城、奥村壹岐惠輝・前田對馬孝行御供にて御目見。

是月は大盡
なり

〔重輯雜談〕

元祿七年の御暇も秋たるべしと各思惟する處に、六月晦日戸田忠昌を以、例の通御暇也。六月中の御暇なれば、時服の替有て公儀の御爲に宜故如此と悪口を吐。併三卿方にも秋の御暇とてはなし、仍如此乎。前日俄に被仰出、用意なるべきか否の御尋にて、可調との事に究り、右の通を後に聞ゆ。公は駒込に御入也。前廉に御聞ありしは不知。城州上使に被出と申來、俄の事にて初の程は上下行當り騒動し、公も急御歸ありて上使を被待受と云々。何とぞ子細有間布にては無か。

朔日に御禮に御登城の時も例の通也。但御鷹は不被進。尾州の御暇には御茶入御馬、此方へは御馬計を被進。此違目のみ尾州侯に替る。

七月三日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聽き又親筆の額面を受く。

〔徳川實紀〕

七月三日、松平加賀守綱紀・保科肥後守正容かねて願ひ奉るにより易の御講義あり。御筆の大字を給ふ。はてゝ饗せられ、御舞を見せしめらる。綱紀・正容も論語を進講す。

〔政隣記〕

七月三日御登城、御歸館後御普爲聽、御小將横目以上の壹岐演述。但昨日奉書到來、今日巳刻御出、未中刻濟、直に御老中の御勤也。

今日御登城被遊候處、公方様御座之間に出、御懇之上意、易乾卦御講釋、其御席に而相公様の御所望、論語之爲政第一章御讀、其次肥後守様是又右之篇御讀被成候。御左之方常に紀伊大納言様御座所に、相公様御一人被成御座候。御右之方肥後守様・御老中方御列座。御退本庄因幡守殿・若年寄衆御居並に候。右御講釋畢而、御筆之物御拜領被遊候。御實名無御座に付、御直に被仰上、即刻被遊被進候。其後雁之御間に而、相公様御一人御料理被進、重而御前にお出被遊、御仕舞御拜見、相公様にも御仕舞被遊候。右之御禮被仰上候處、御茶可被下旨上意、西湖之間にお御老中も御出、御茶出申候。易は内々御願之由被聞召候に付、今日御講釋被遊候由上意、御仕舞之儀も何成共御望可被成旨上意に候處、暑氣之時分に御座候間、早き儀は御控被成、樂・鞞之内御願之旨被仰上候得ば、來年迄は遠き儀に候間、無遠慮可被仰上候、熊坂・舟舩慶之内可被遊旨上意に付、熊坂御願被成候處、則御仕舞被遊候。柳澤出羽守殿御使に而、易御講釋何と思召候哉と御尋に付、易は人々讀申にも耳遠き物に御座候。御講釋は一々御合点被成よく、誰讀候共ヶ様には難及儀と被仰上候。御拜聽之時分にも、御講釋御勤被成候刻も、御手つかれず候様に上意、御懇之儀共有難被爲思召旨、御小將横目以上の可申聞

旨御普爲聽也。

但今日御拜領之御筆之物は、徳不孤の三字大字、外細字御諱有之額也。附、去々年御拜領之御筆之物は、深山畫眉鳥之御繪也。九月廿二日於金城御昇進御祝御兼、御能・御筆之物も物頭以上拜見被仰付。

〔政隣記〕

七月三日、如有本書御登城、御筆之物御拜領等被遊、未刻いまだ御歸館無之内、右御筆之物御徒目付田澤吉左衛門・御小人目付川口左平次・御使役山田勘四郎指添、新組之者持參、聞番戸田清太夫も指添、大御門より御立關に持參、敷附之上に壹岐・對馬・與二兵衛罷出取次、御大小將西尾次左衛門・柘植平左衛門受取之。御書院通御次に持參、永原治兵衛・齋藤吉左衛門二人共御近習頭出向、御近習番水原儀兵衛・佐久間市右衛門請取之。御居間書院御床上置之。但御次迄野村與三兵衛・笠間又六郎持添參、御徒目付は御廣間二之間に而、戸田清太夫相伴に而二汁七菜御料理被下之。給仕御歩勤之。御小人目付御使役は、於御使者之間二汁六菜御料理、坊主給仕に而被下之。新組之者共持參人は、於上使腰懸に一汁五菜之御料理、坊主給仕に而被下之。

附記御暇後御登城、如今日之御首尾是迄初而也。

一、左之通被成下御書。

去晦日以戸田山城守殿國許の御暇被仰出、時服・白銀拜受之。翌朔日登城、於御座間御目見、御懇之上意、御馬拜領之、御熨斗鮑被下之。且又來三日御講釋可被遊旨之由御意之趣、御老中被申渡之。次奥村壹岐・前田對馬御前に被召出、其上時服・羽織頂戴之、重疊忝仕合候。然ば昨三日四時過罷出候處、此節も御座間に而御目見、忝御誕之上易乾卦御講談被遊候。拙講をも被聞召、御筆之大御文字拜戴之。特御實名之儀御直申上候得者、即刻被添御筆、別而難有御事に候。其後於雁間御料理御茶被下之。追付御仕舞拜見、特更來年迄之儀候間、何に而も可奉願之旨仰付而、無憚願之通申上數多拜見、其上御餞別之思召候哉、程々亂被遊、御茶をも被下可被歸之旨上意、重々忝冥加之至不過之候。此等之趣爲可申聞如此候、謹言。

七月廿六日。前田綱紀保科正容等を招請して徳川綱吉賜ふ所の筆蹟を披露す。

〔政隣記〕

七月廿六日、今般御拜領之御筆之物徳不孤之三字
權物大字也表具師宗惠被召寄被仰付。紀伊光貞卿は尊

徳性の三字、甲府綱豊卿は敬直内の三字、各横物被進之。

右今日御披、肥後守様・安藝守様・岩松様御招請、御勝手は主膳様・采女殿其外御通路之御面々

御出、右御三人之御客御揃被成、御奥書院の御通、御筆之物御拜見、追付御大書院の御出、御能九番被仰付、巳刻初申下刻相濟。

七月廿七日。前田綱紀牧野大藏を招きて徳川綱吉の親筆を覽しむ。

〔政隣記〕

七月廿七日牧野大藏殿備後守成貞朝臣御孫備前守成春朝臣御三男也。御招請、本庄因幡守定資朝臣桂昌院様御舎兄常州笠間五萬石。御押掛、

右於御奥書院御筆之物御拜見。於御小書院御饗應、御盃之内寶生大夫に謠被仰付。于時大藏殿の御能御所望有之、俄に於御舞臺御興行。御能組左之通。

鶴 龜 大藏殿 鐵 輪 寶生大夫 橋辨慶 大藏殿

善 界 大藏殿 猩 々 吉之助

右畢而於御書院後段出、大藏殿・興津兵左衛門殿・寶生父子仕舞、御前にも御仕舞被遊、畢而戌刻御退出。

八月四日。能登に於ける幕府領の代官、加賀藩の領内を通過すべきを以て郡奉行に心得を諭す。

〔改作所舊記〕

一、能州御公領御代官五味小左衛門殿、近日江戸より下通御代官所へ御越、越前へ御通候由に付、如先格御馳走之儀可申觸旨被仰渡候間、可被得其意候事。

一、於松任・津幡・高松、小左衛門殿御宿一軒並下宿一軒致掃除、賄方可入器物等用意仕置候様可有御申付候。勿論旅宿之前砂など敷申間敷事。

一、御通道筋並町之中御通前廉、一通り掃除仕置、御通之砌は掃除人不能出候様可有御申付候。勿論砂など敷候儀無用に候。且又町之内見世に而商賣常之通に仕、不作法成躰無之様可被申付候。家之亭主町口或は場之内へ罷出畏有之儀無用之事。

一、宿繼之人馬數、先達而送狀可參候間、其趣を以於宿々用意仕置、無滯様に可被申付候。尤馬繼之宿々、肝煎二人上下着、町端へ罷出案内仕候様御申渡可有之候。且又御賄方木賃旅籠之様子申送有之か、無左候はゞ下宿に尋に遣、其通致用意、賄方可入物御用次第相場を以賣上、手間不申様可有御申付候事。

一、御通道筋並町之中、往來人立留見物がまじき躰無之様御申付、若行懸り候者道脇へ退、笠をりと畏有之、不作法成儀無之様、急度御支配中可有御申付候事。

一、粟生舟渡所手寄之一村十人、羽織迄着仕、肝煎一兩人召連、裁許仕候様可有御申渡候。

定渡舟二艘水子八人之外、増人足十五人出之、舟場に而荷物等無滯様可有御申付候事。

一、御通之刻水出候はゞ、步渡之川有之候はゞ十村見計、川越之者少々出之、肝煎一兩人極付置候様に御申付尤に候。勿論淺き川には無用之事。

一、松任・津幡・高松之内御止宿之所へ、各之内一人被罷出、宿主を以、私儀當郡支配仕者に御座候。自然御用等も候はゞ可被仰聞候。御宿へは控候而伺公不仕由、小左衛門殿家來中迄可被申入候、以上。

八月四日

御算用場

渡邊喜左衛門殿

永原權丞殿

八月十三日。前田綱紀江戸を發して金澤に向ふ。

〔政隣記〕

八月十三日御發駕、同廿五日御歸城也。但御廣式番長田作右衛門、御道中川渡奉行相勤候處、信州關川之於御旅館、十九日曉天家來兩人刺殺、其身も自害。亂心之沙汰也。

〔政隣記〕

八月廿五日御着城、江戸に之御禮使、人持組成瀨内藏助當隆御前に召候後、於年寄中席御時

服三・御羽織一被下之。追付發足、九月日江戸着、十五日登城御目見。十九日殿中於檜之間御奉書、御用番土井山城守殿御渡、如例時服三拜領。

九月十三日。本日以降前田綱紀屢金澤城に於いて徳川綱吉の親筆を拜觀せしむ。

〔政隣記〕

九月十五日御拜領之品々竹之間御上段に御飾、御姫様方御拜見。右相濟、本多木工・前田市之助・奥村兵部並大野智石・石野休甫・中川意半拜見被仰付、御能見物も被仰付。

但當十三日も右御披御能有之、番頭以上拜見、見物等被仰付、前洩に付爰に附記す。

〔政隣記〕

十八日御能被仰付、今度御拜領之品々御飾、寶圓寺・瑞龍寺・如來寺御招請拜見被仰付。其次天徳院看坊並會下長老中、二之間御敷居際に出拜見被仰付。三寺和尚並長老中三汁十菜御料理、御廣間上之間より二之間に懸列居被下之。給仕御大小將、平僧は櫻之間に而二汁七菜御料理被下之。

一、諸役懸りも御能見物被仰付、於柳之間・躑躅之間、一汁三菜御料理被下之。
十九日勝興寺御招請、昨日之通。

九月十五日。石川郡劍村の十村、村名の由來に關して上申す。

〔十村舊記〕

劍村与申由來、中頃鶴來村と云、其後劍村と改り候、委細可相尋旨生駒右近殿承候而被仰渡候間、右之様子存者可有之候條、相尋可申候。年寄候者之内、慥成儀に而無之候而も聞傳居可申候間、左様之者は幾人に而も召連、早々可罷出候。則御尋之様子、右近殿口上之趣、其方爲心得有増別紙覺書遣候間、可得其意候、以上。

九月十四日

永原權丞

劍村 又七

覺

一、劍村之劍与申字、古より由來有之候哉、中頃鶴來と書替候儀可相尋事。

一、劍村と改り候は何之時分、如何様之子細に而書替候哉、但古は鶴來と書候哉可相尋事。

一、劍村に古大さ成社有之、此由來に而劍と書候哉。一説に右社之内に石佛有之、此佛之むねに劍と申字ほりつけ有之由、此等之儀は實正に候哉。何に而も劍・鶴來此二品之子細可相尋事。

九月十四日

就御尋申上候

一、劍村之劍与申字出來候儀は、劍村氏不動之社御座候。昔より金劍宮と申傳候。同宮續村とつるぎと申社跡御座候。ケ様之儀に而劍村と出來候儀と申傳候。

一、七十ヶ年許以前、五・六年之間度々火事に逢不吉之由に付、其時分劍村御支配中村刑部殿より、鶴來村与被書替候由。延寶二年迄用申候。延寶二年に劍村与御改被成候、以上。

元祿七年九月十五日

十村 劍村 又 七

永原 權丞殿

九月廿六日。飛驒高山に在番する爲山崎源五左衛門等金澤を發す。

〔政隣記〕

九月廿六日高山在番御馬廻頭山崎源五左衛門等金澤發出。

但、六月晦日飛州に可被遣旨被仰渡、九月十九日御能見物、御料理被下、同廿五日於御前源五左衛門に御時服三・御羽織二、里見治左衛門・富田四郎兵衛に御時服二・御羽織一宛、小堀左兵衛・津田酒造・不破覺丞・渡邊喜左衛門に御時服二宛被下之。十月七日野村五郎兵衛等金澤に歸着。

〔改作所舊記〕

二十日とあるは誤なるべし

一、飛州高山御城番代り山崎源五左衛門九月廿日金澤發出、宿々馬數等如去年。十月。加賀郡高松浦に漂着せる着船を金澤に運搬せしむ。

〔改作所舊記〕

一、加賀郡高松浦に流寄候唐船を、御郡方手合に而西蚊爪村の川迄引寄、夫より三十人頭手合に而御城迄着届被仰渡候、以上。

留あり十月。

十二月十四日。江戸及び大阪に藩米を廻漕する船舶は六月晦日前各浦に集合すべきことを命ず。

〔御條目等書上帳〕

江戸並大阪御廻米積可申船、前々より六月晦日を限浦々に着船仕格之處に、近年猥に罷成、七月に入候而着岸仕舟も有之、出船延引に罷成候。依之今般令詮議、來年より者七月朔日以来之着船には、御米不相渡首尾に相極候間、其御心得地舟船頭共々、改急度可有御申渡候、以上。

甲戌十二月十四日

御算用場

高島彦太夫殿

元祿八年

正月七日。高山在番の爲和田小右衛門を派遣すべきことを命ず。既にして罷む。

〔政隣記〕

正月七日六度目高山在番、御馬廻頭和田小右衛門等可被遣旨被仰渡候。

附、左之趣に付小右衛門不被遣旨被仰渡。

飛州高山城可廢之旨被仰出候間、家來遣之爲致廢城、仕舞次第在番家來共引取可被申候、恐々謹言。

二月十三日

土屋相模守政直

戸田山城守忠昌

阿部豊後守正武

大久保加賀守忠朝

松平加賀守殿

右大久保加賀守殿御宅に聞番御呼に付、杉江左衛門罷越候處、右御奉書御渡に付、在江戸

之御歩岡本勝右衛門・狩谷源五郎持參之、同月十八日戌下刻金澤着。依之御大小將芝山彦三郎
の急御使被仰付、江戸本多彌兵衛殿の之御口上書、同廿二日夜御渡。其趣は、廢城之儀家老
或は人持組頭等之内可遣候哉、且廢却之仕様等老中に被相尋候様にこの事也。旅中六日・七日
程に可罷越旨被仰渡。子刻發足、同廿七日江戸參着。

正月。十村・御扶持人及び山廻等が他人の切高を獲得するを禁ず。

〔廳事通載〕

一、十村並改作支配仕候御扶持人、其身は不及申、別家に有之候而もせがれ・兄弟・聳之分は、
切高請取候儀遠慮可申事。

但、をい・いとこなどにも、家内に指置申候は遠慮可仕事。

一、山廻は改作支配所も無之、役儀輕候得共、役人に候間、其身は切高請取候儀遠慮可仕候。
せがれ・兄弟・聳等は不苦事。

附り、せがれに而も、十村並改作支配仕候御扶持人之せがれ養子に仕置候得ば、實父の懸り
候間、是は切高請取候儀遠慮可仕候。

乙亥正月 日

右元祿八年御觸也。

二月十二日。十村等御郡打銀の賦課法に關する沿革を上申す。

〔十村舊記〕

覺

一、御郡御用等、其以前御郡切家高に相勤申候。

一、二萬二千七百軒 三ヶ國役家高

内

一 萬 軒 越 中

八 千 軒 加 州

四 千 七 百 軒 能 州

右役家、元和六年御郡御奉行御極之由、親源兵衛覺帳に御座候。寫上申候。只今迄右家數に而御座候。

一、御郡打銀、正保三年迄右家高に被仰付上申候。同四年より草高に而御座候。

一、川除御普請入用銀、里子給銀、同飯米代、往還筋渡舟、同渡守給銀、此品々其以前御郡打銀之由。右之内寛文六年より御納戸銀可被遣御觸に御座候。

一、川除用水御普請人足之儀、其以前家高に人足出普請仕候。御郡切相勤中に付日用銀請取

不申候。

一、家高に相勤申刻、十村並村肝煎諸役御赦免、其外御郡之内に罷在候大鋸柚、御郡によりケ様之類諸役御赦免之者御座候。

延寶四年より諸役草高に被仰付、右役引人共一統に御郡役仕候、以上。

元祿八年二月十二日

御所村 長次郎

田井村 次郎吉

二月廿九日。金澤の銀座にその事務取扱方に關して令す。

〔御定書〕

定

一、金銀之位入念相改之、封を付可申事。

一、丁銀・大豆板銀等之をれ、丁銀は可指除之、古銀は無構包べき事。

一、丁銀之封以白紙糊付にいたし、銀百目を銀包申べき事。

一、封かけ込之儀、五拾目以上者二分、五十目以下者一分たるべき事。

一、封賃小判一兩者錢十二文、二兩より五十兩迄は二十四文、五十兩より百兩迄は四十八文、一步一切より三切迄は六文、四切より七切迄は十二文、八切より百切迄は二十四文、百切よ

り四百切迄は四十八文、丁銀五十目以上は十二文、五十目以下者六文たるべき事。

附、包直之封貨者六文たるべき事。

一、京都爲替銀百目について、歩間五分之内、四分は爲替人取之、一分は彌右衛門・喜兵衛・

吉兵衛可被下之事。

一、金子並金具之金銀等、兩替座之者共日利いたすべし。金銀金具掛目相改儀は、御扶助之手代兩替座之者共立合可相勤事。

一、御土藏に罷出候手代九人之内、替々一人充小拂所を參出御用可勤之事。

一、封之上に預り之印押之、其下に銀座之輩印判、並かね見之印判可押添事。

一、於御土藏封付申六人之手代、右之印判之外一人充替々印可押副事。

附、於諸役所金銀包封印仕べし。此外半銀等懸申儀差除之事。

一、封賃錢之儀、其時之相場次第に賣拂、以銀子御土藏に可上納事。

一、包直封之内、銅銀等之交銀有之而、指越所慥に知れ申におるては、當座に打つふし、銀主損失たるべし。若來所不慥におるては、卒爾ににせ銀打つふし不申、町奉行所を可及斷事。

一、御土藏に罷出手代六人、同かね見三人之御扶持銀、一人に付而銀六百目充、小拂所より請取之可相渡事。

一、かね見八人之御扶助銀、一人に付銀六百目充被下之間、封賃銀之内を以可相渡。封賃不足に於ては、先從小拂所請取、至翌年之春封賃之内を以可致返上事。

附、右八人之内小松・七尾・宇出津・今石動・魚津五ヶ所之銀座に、手代役を兼一人充可指遣事。

一、年中以封賃銀之内を以、爲御扶持一人に三貫目充被下候條、此内を以手代並小者給銀飯米等萬端入用に拂べし。爲替銀御用之入用、其外於銀座諸事入用引取、相殘銀子町奉行迄及斷、諸方御土藏に差上、至春可遂勘定事。

一、爲當分之御用、御領國之内に手代差遣におゐては、入用是又賃銀之内可引取事。

一、封賃銀歲之暮皆納於難成者、至春不苦事。

一、銀座勘定入拂證文就無之、如先規靈社之起請文を上置可遂結解、勿論手代並かね見に誓詞可申付事。

一、所々銀座入用之儀、於其座以賃銀之内可引取之。但手代給銀・入用銀共に、其座之賃銀於不足は、金澤銀座賃銀之内にて可引取之事。

右所載條目之外、滯品於有之者、受町奉行差圖可支配者也。

元祿八年二月廿九日

出 雲

壹 岐

左 衛 門

九 郎 左 衛 門

駿 河 守

安 房 守

本吉屋彌右衛門

香林坊 喜兵衛

越前屋 吉兵衛

二月。御扶持人十村に與へたる印物等の取扱に就いて規定す。

〔改作方雜留〕

御扶持人之内子細有之、御扶持御取放或者殺害等被仰付候刻、御印物取立可申候。

一、御扶持御印。是は御家中古所附御印御切抜之内に加上可申候。則御知行判手合わ相渡り候。

一、其身一人に當り申御印之物有之候者、勿論取上御切抜之内へ加可申事。

但、御宛所一人に而も、其郡々之儀は左之ヶ條に准じ可申候。

御扶持人は
御扶持人十
村の略

一、御扶持人共手前に、其郡小物成帳、或者跡々敷貸未進等取立物濟御證文、或改作方之儀に付被仰出、御宛所何郡何十村肝煎中なども有之御印之物は、當人斷絶候而も相殘る者共手前へ預置可申に付、夫々御文言見合相渡置可申候。

親御扶持せがれに被仰付候刻、先祖之御印物請取申度由願候はゞ、御年寄衆御封之箱より相渡り申事。

元祿八年二月

三月二日。川除奉行に令して用水普請の費用を節約し、又從來領内を通じて徴收したる御郡打銀を郡別にせしむ。

〔改作所舊記〕

御郡打銀次第に入増、令僉議候而も難分候故、向後十村共手前に而、普請所内輪令吟味、或根苧・籠そだ等類賣上げ裁許人より、極直段を以買取候而は銀高減不申候間、百姓山に而抄そだを伐出、籠自分にくみ申様に縮仕、諸事右之心得に而普請可仕候。且又御郡打銀只今迄は銀高一統に打候而、其内を以相渡候得共、自今は入用銀高に應、一郡切に打銀取立申様に仕候はゞ、互に其考可仕儀と委細御年寄衆迄書付上申所、御僉議有之、右之通可仕旨被仰渡候間、可有其心得候。先日爰許に而も申渡候通、御郡之用水普請等、十村御扶持人連判書付を

與は組と訓む

以可申斷候之間、其與之十村・山廻等御着け加、早速普請仕候様に可有御申付候。左候へば入札普請受取人も入不申候。兎角十村・御扶持人共、身に懸諸事相勤申宮に候。勿論御算用之儀は、跡々之通手合に而被遂筈に候、以上。

三月二日

御算用場

川除御奉行中

朱書。此ケ條は用水普請迄に之儀に候哉難分候。

三月二日。藥種を業とする者金澤に來る時は、稻生宣義を訪ひて用事の有無を質すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

若水は本草家稻生宣義
遠所に而以下脱文あるべし
藥種商賣仕者共、最前申觸候通、當地へ商賣並用事有之罷出候時分、稻若水方へ罷越、用事も無之候哉、彼方相尋品候はゞ可承候。若水宅は十間町に而候。但跡々より當地へ罷出商賣仕候者迄之事に候。遠所に而其近所宿町不殘罷越候。右之通若御年寄衆被仰渡候間、得其意可申渡候也。

三月二日

御算用場

村井村 與三兵衛

三月廿四日。藩侯の主要なる忌日に當り罪人を金澤に送致することなかるべきを令す。

〔改作所舊記〕

覺

一、三日 五日 八日 十二日 十七日 廿日 廿三日 廿四日

右者重き御忌日候條、囚人御當地へ參着不仕候様、御領國中所々御奉行中へ兼而可申談旨、公事場御奉行より申來候に付、如斯候條可被得其意候、以上。

三月廿四日

御算用場

永原權之丞殿

長瀬湍兵衛殿

四月廿三日。江戸駒込邸の中、百姓より借地せしものを返却す。

〔殘囊拾玉集〕

一、江戸にて賀の御中屋敷、元祿八年四月十日御上地四萬步餘有之事、是先年平尾之御下屋

敷御拜領の節、依之御望故、駒込の御屋敷之内三分の二爲替被上之、百姓地に御返置、百姓地より地子を以て御借置被遊、併家作等の事無之。先年天和二千戌年本郷の上郎回祿の後、未御家作無之、駒込に御居住故、其年々下小屋不足に付、御上地の内千歩計り天澤寺拜領有之、其節天澤寺より御借、其屋敷御屋敷に引寄、細く御小屋一通り御懸置、猶下小屋不足に付、阿部豊後守殿に御斷、不用の地に下々指置被成度旨にて、百五十間の所幅三十間計に小屋三通被懸置の處に、貞享三丙卯年本郷邸御家作出來、御徙移の後は、下小屋不足の事御居住の節には不同の處に、今月五日六半比右御上地、當春火事に付町屋多所替有之、爲其替地可相渡の旨地子主告來候處に、十日の日御代官細井九左衛門殿手代出水半助と云者、竹町三左衛門・西ヶ原忠兵衛と云百姓二人召連來て、御上地廣狹等遂見分立歸、近日何方わざ可相渡御沙汰有之旨不定に語置候所に、十四・五日の比右地主の百姓並御代官衆の手代二三人來て、檢地を改種々相談有之て、御借地の内下小屋等迄爲見分、此地四方の圍近年數茂て、大小竹幾共無限、地主尤此竹を切取事を望む。此方より不可切取の旨制止之置處、地主等御上屋敷へ參り斷を述る。且聞番を以て御代官中或は高木伊勢守殿等に相尋る所に、此御上地必餘仁に相渡候御沙汰無之、地奉行衆相替候間、諸方の請地共歩數改の事有之旨風聞の由挨拶有之。廿日比の沙汰には上る間敷旨相聞の處に、廿二日の晚景本郷の御留守衆迄、此年御在國
ゆゑ也。明日廿三日
なり。

御請地拜領衆に相渡事可有之旨案内有之。自夜半駒込にも其事共告來り、合壁天澤寺地にも、境の尺寸に依て有來小屋可疊之と有之に付、在住の人々各小屋替極り、朝の内御用人西尾忠三郎・御横目笠間又六郎等本郷邸より來り途見分、早々引越、御借地小屋々々自分庇等破却し引取候處に、巳の刻に及で西尾・笠間等は歸り、割場奉行神戸内右衛門・作事奉行駒井瀨兵衛兩人相殘の所に、柳澤出羽守後松平美濃守吉保入道保山也家老曾根權太夫並用人二人、地奉行衆同道にて來て、出羽守拜領仕請取候の間、今日中に右古下小屋等御引取可有之旨云傳ふ。初に來る所の出水半助、柳澤殿家來衆斷有之由に而、神戸・駒井に逢候而、有來る下小屋等今日中引拂成がたく候はゞ、其儘可被捨置候哉、柳澤殿にも所用の由内意も有之と申談候而、御自身御了簡難被成候はゞ、已後本多彌兵衛殿へ迄此方より相達可申と云により、内右衛門返答には、今朝迄もケ様の儀仰不承候故、兼而屋敷中をも平均、掃除等をも申付候而相改御渡可申筈の所、其儀も無御座候而迷惑千萬に存候。此地の下小屋の儀は、假に立置申物故、見苦敷儀無限候へば、捨置申儀自分の心得には不罷成候。但しは出羽守様御用に立申様の儀に御座候旨、左候はゞ又如何様共に御座候。又今日御拜領被成、其地に此方の者御入被成間敷と有之儀に候へば如何様共に御座候。此方より態と捨置進之申儀は不罷成候由、兩度迄申切遣候處、三度目は未の刻に及びて、出羽守事に候へば、請取候地に有之、生類等の改兩方立交候而は、何

永貞は有澤
氏

共六ヶ敷吟味仕難く候。今日請取しまり不仕候はでは、又地奉行衆に斷り、屋敷を返し不申候はねば成不申間、古下小屋の事被捨置と有之、埒明申由斷申候故、内右衛門無是非如何様共と埒明申候由。七つ時過迄懸り漸引越人共の諸道具、御厩に有之し大釜・床風呂等を引取、小き小屋一筋廿間計り所こぼち取候外は、其儘殘置候事。此爲躰奉行人・地主・柳澤殿家來悉く云合せ、不時に仕懸押付乞に如此仕たる事と見え申、雜説にも其通に云たる也。綱紀公も御在國の御留守の儀、此方様奉行役人共の首尾善惡も不相心得、有増其年永貞御中屋敷詰人にて有之、見聞の躰直に覺書仕置處如此也。右の後此方様の聞番、柳澤殿に御使に參候序に、曾根權太夫罷出逢候而、先日は駒込御屋敷出羽守拜領に付、有來候古下小屋等其儘被殘置、過分に被存候。別而爲此御禮は以使者は申上間敷候に付、私御挨拶申上候山中間候との事也。四ッ谷に有之柳澤殿の屋敷御用地に上り、其代に本多飛驒守殿屋敷此時分身代異候也拜領可有之由に候へ共、酒井鞞負殿辰の口の屋敷上り、櫻田にて古作事有之屋敷渡り、漸破損修葺等被仕候處に、亦此地は被渡間敷由にて、本多飛驒守屋敷は鞞負殿に渡り、右明地の代りに柳澤出羽守殿に相渡り候共沙汰有之。屋敷廻りの帳には、間敷計り有之、作事有屋敷等の書付は無之事の由。扨駒込柳澤殿に請取候屋敷、五月初迄番人も無之躰にて、百姓の様成者一兩人居候て、作場に農人共は貸可被申躰の由、其意趣不知也。

四月。加賀藩幕府の命を奉じて飛驒高山城破壊の事に従ふ。

〔政隣記〕

二月十九日廢城御用御横目矢部權丞・御作事奉行近藤三郎左衛門。御普請奉行近藤三郎左衛門・御普請奉行前田清八、三月十日惣奉行御小將頭奥村市右衛門に被仰付、外與力十四人並數百之役人を被屬。

三月晦日高山に御使、御使番芝山八郎兵衛金澤發。四月三日高山に參着、四日登城、山崎源五左衛門等在番之人々に御意之趣演述、御茶一箱二袋・御菓子一箱 枝柿五百入 拜領被仰付。同六日高山發足歸府。

四月七日奥村市右衛門・矢部權丞、於御前御時服二・御羽織一、三郎左衛門・清八に御時服二宛被下之、同九日右四人並與力等金澤發出、同十日御普請道具並足輕御大工等發出。何茂十五日高山參着。

附、市右衛門には御時服三也。三郎左衛門・清八者御目見後、年寄中前に而御目六に而被下之。

同廿八日高山に爲御使、御使番前田兵右衛門發出。五月朔日高山に參着。即日登城山崎源五左衛門に御意之趣。永々在番苦勞可仕候、廢城普請も初り申由珍重可存候。就夫奥村半右衛

門一人に而者、煩等も有之物に候間、從金澤頭分に而も可被遣候得共、幸其方在合中事に候條、暫相殘市右衛門申談、廢城御用可相勤候。在番之諸士源五左衛門見計、勤番難成候節引之、道中は番頭・横目・使役引まごひ、去秋交替之通致行列相越可申由、被仰下旨演述之。不破覺丞も相殘、廢城御用も相勤申様に、兵右衛門に被仰下候得共、御意之趣外に不相知。右畢而御普請方御番所等致見分、翌二日發出歸。

五月十九日廢城爲見分、和田小右衛門正辰・御先筒頭御横目兼役鹽川安左衛門久貞高山に發出、廿四日參着、同廿六日高山發出歸。逗留中御城巡見等也。六月朔日金澤に歸着。

〔政隣記〕

高山廢城始候旨之飛脚四月廿三日暮頃到來、翌廿四日前田駿河守殿に右廢城相濟候御左右有之候者、爲御名代可被遣旨於御前被仰渡置有之。則六月十日右御左右申來發足。

右同日在番之人々歸着に付、江戸表に御案内之爲御使、御馬廻組千石生駒萬兵衛被遣則發足、同月廿二日江戸着御使相勤、同廿五日江戸發出。

〔殘囊拾玉集〕

一、飛州高山の廢城の材木、相印など致し、賀州よりの役人世話を致し積置て、公儀御役人へ相渡候處、公儀より只十三貫目に御拂に成申候由。金澤よりの御入用は此十倍など申事は

無之候。天下の法も少致様可有之儀歟と也。高山在番御人數參候は、元祿五千申年秋より段々半年代り、御馬廻五番組迄在番仕候。廢城被仰渡候は元祿八乙亥年の春にて、其夏中金澤より人夫を奉行連行て勤之也。

五月十一日。十村等百姓の持高移動に關する取扱方に就き指揮を請ふ。

〔埴生氏覺書〕

覺

御觸とは元
祿六年十二
月十二日の
ものをいふ

一、在々之内手前不罷成百姓持高之内、御觸以前に下に而相渡置申處に、高取返申度与申候得共、相返不申由斷申百姓も御座候に付、御觸之趣重而申聞せ候得者、至極仕居申候。下に而取遣高之儀に御座候得ども、高附帳は如何可仕哉。

一、同持高御觸以前に而相對を以相渡、其身高少も所持不仕者御座候に付、相尋候處、手前成立不申、又者年寄忰も持不申者、高取返候而も支配成不申に付、以來迄も高に望無御座由申百姓御座候。ケ様之者如何可被仰付哉。

一、只今迄下百姓又は頭振、下に而高受取居申者、百姓並に書上げ可申哉。
右之通御伺申上候、以上。

元祿八年五月十一日

御所村 長次郎

田井村 次郎 吉
福富村 間兵衛

御改作御奉行所

右之通御伺申上候得者、御改作御奉行毛利又太夫殿・中村助左衛門殿・堀孫右衛門殿・脇田知右衛門殿・中村四兵衛殿・佐藤仲右衛門殿・福嶋淺右衛門殿・根來九兵衛殿御相談に而、毛利又太夫殿被仰渡候は、元祿六年改作方より高一卷觸より前々之分は、惣付札仕候得共大分之儀に候故、付札仕間敷候。若又持高不殘相渡、又は預け高仕分もかまひ中間敷候。帳面あつ紙帳之通仕置、以來其者之手前公儀に知申事候はゞ、其時高不殘渡置申分も、不殘預置申分も頭振に仕、又は頭振に而も人々高持居申候者持高に仕、付札致し可申旨被仰渡候。且又又太夫殿被仰候者、初條者、觸以前に預渡置高を付札に仕候得者、多可有之に付、取置候帳面反古之様に可相成候間、觸以前相對に而渡置高之分は、十村ども申付合点仕候得者一段之事、若十村ども申付候儀承引不仕、此場の參り聞届候はゞ、彌觸之通預渡置者方は返可申候。預り人之高に可申渡候間、左様に可相心得旨被仰渡候に付、十村共申上候者、左様に御座候得ば、私共申付合点仕分其儘御座候而、私共申付候故承引不仕、御前は罷出百姓之分埒明、帳面にも付札被仰付候得者、同事に取遣高に罷成申上候得者、此方は申聞候分も高帳に付

札爲致不申候間、左様可相心得旨被仰渡候。

一、二ヶ條目之儀、尤不殘高餘人相渡候得共、夫は其身より相對に而相渡候儀者此方に不存候得ども、彌其身之持高に而者無之旨被仰渡候に付、十村ども申上候は、左様に御座候得者、重而何之儀に付右百姓御吟味之刻罷出、高不殘はなし申儀被爲聞召候者、百姓同事之者何卒御斷不申上哉与御しかり可被成哉与奉存申上候。御觸以前は高遣取之儀者、渡百姓も請取百姓も十村隱居申様に仕、又十村たとへ承候而も、不殘餘人に相渡高不持者に成申儀、其身仕成に候得者、御奉行前に可成様も無之候得者、以後何歟に付其者用所有之尋事に候者、其者高不殘はなし、私取居申候と申候ば、高請取候者をたれに而も其者に仕可申渡候得者、構無御座旨被仰渡候。

元祿八年五月十一日

五月十九日。藩の鷹匠及び餌指の携行すべき鑑札の見本を製して村肝煎に頒つ。

〔改作所舊記〕

今般御鷹匠小頭松宮吉兵衛・清水長兵衛就被仰付候、當地御鷹場へ向後御鷹匠並御餌指共持參之燒印札、右兩人より出候様申渡候。依之見合之燒印札三百三十七枚、各迄指越候條、村

々へ申渡、何村肝煎誰へ一枚宛預置候段、一紙書付人々判形被取之、追而可被差越候。勿論右之札所持無之殺生人、急度改候様入念可被申付候、以上。

五月十九日

前田 對馬

前田 備前

奥村 壹岐

永原權之丞殿

長瀬湍兵衛殿

朱書 御鷹場札貞享二年始り、紙札に候處、今年木札に相改り、五月廿二日十村の御郡所より渡す。

七月六日。前田綱紀金澤を發して十八日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月六日金澤御發駕、同十八日江戸御着、十九日爲上使土屋相模守殿御出。

七月廿五日。前田綱紀柳營に上りて參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿五日、不時朝會あり。松平加賀守綱紀・本多下野介忠平參觀す。

壹岐は奥村
憲輝、備前
は前田貞親

〔政隣記〕

同廿五日御登城、隨臣奥村壹岐・前田備前其外都而如御先例。且翌廿六日御夜詰に被仰出候、御普爲聽之趣、備前・信濃・勘解由列座、壹岐被申述之。

昨廿五日御參勤之爲御禮御登城被遊候處、例之通於御座之間御目見、御手自御熨斗鮑御拜領、御懇之上意、其上御講釋・御仕舞御願被遊候處、冷敷相成、御講釋・御仕舞も可被遊旨上意。且又壹岐・備前御目見被仰付、段々忝思召候。此段頭分之面々は可申聞旨被仰出。

十月十六日。金澤の風呂屋營業を株立とす。

〔國事雜抄〕

一、風呂屋向後被仰付間敷候間、望書付出し候共取次申間敷由被仰渡候。但風呂屋仕廻申者候はゞ、其町之内に而は替人可被仰付候。他町之ものは替り人も成不申旨被仰渡候、以上。

元祿八年十月十六日

十月廿九日。當年米作豐饒ならざるを以て納租の検査を緩にせしむ。

〔司農典〕

當年御郡中依惡作に米不出來、年貢米例年之通致吟味受取候而者、百姓共納所相滯儀可有御座哉与、御年寄衆は及御相談に、今年之儀者致其心得米受取候様に、御代官並所々藏宿共は

申觸候間、其方共御代官米右之心得を以可受取者也。

十月廿九日

御算用場

羽咋・能登・珠洲・鳳至百姓御代官中

十一月廿八日。前令を改めて十村等他人の切高を獲得し得べきことを定む。

〔司農典〕

去月廿八日御場に而、御改作御奉行方被仰渡候者、此以前切高之儀十村並子供・兄弟・縁者・親類等に至迄、右切高買受申儀罷成不申旨申渡置候得共、當年より右之人々勿論、御扶持人・山廻等に至迄、切高買請可申旨私方より可申觸旨御意に御座候間、向後左様に御心得可被成候。

一、町人・寺社方之者切高買申者候はゞ、其所に引越、面出高支配仕候儀者不苦候。懸作高に仕候儀者罷成不申旨御意に御座候、以上。

亥十二月三日

詰番 萩谷村 長右衛門

口郡十村中様

十一月晦日。前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聴き且つ自から仕舞を演ず。

〔徳川實紀〕

十一月三十日、中庸の御講筵あり。甲府中納言綱豊卿・尾張中納言綱誠卿・紀伊宰相綱教卿・水戸宰相綱條卿並に松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該・松平讃岐守頼常拜聴せしめらる。はてゝ饗せられ、又御舞を見せしめらるべきに、四卿ならびに綱紀に八丈縞紬五十端づゝ給ひ、又尾紀水三卿には願ひによつて、御筆の大字を下さる。

〔政隣記〕

十一月晦日御登城御歸之上御普爲聴、壹岐如例頭分以上に申渡。

今日御登城被遊候處、御目見被仰付、於御座之間中庸之内御講釋御拜聞、畢而於西湖之間御料理、其上數度御仕舞御拜見、御前にも御仕舞被成候。其以後御手自御目錄を以、八丈嶋五十端御拜領、重疊忝被思召候。此段何茂可申聞旨被出。附、今日は御登城御三家様・御前計也。
十二月六日。加賀藩の江戸邸内に於ける犬を調査せしむ。

〔政隣記〕

利重は利直
の誤

十二月六日御夜詰に、從年寄中御横目中被申渡候者、明七日より八日迄之内、御上邸・御中邸・御下邸に居候惣犬數毛附相改、瘦候犬は飼立候様被仰出之旨。依之犬裁許御歩倉知辰右衛門、御下邸之儀者與力岡本安左衛門に申渡。但三御邸に而犬數二百四十一疋有之。此年公儀犬を被寵愛事特に甚く、傷犬者は必死刑也。依之死罪夥く難枚擧。今年四月朔日大正持候飛驒守利重公に被仰渡、犬舎を西中野に被構、凡犬數八萬二千餘疋迄被蓄、日に一犬之食料米二合銀二分日に費之、惣高銀十六貫目餘、一歳之費金九萬八千餘兩也。悉く商家に課して令出之。

十二月十八日。加賀藩の老臣にして叙爵するものを三人とす。

〔御年表〕

十二月十八日或は云特に上意有て、御家人諸大夫三人に仰付られ、長九郎左衛門尙連今日從五位下大隅守に任叙す。

是歲。大聖寺侯前田利直、江戸四谷犬小屋の地均を命ぜられ又中野の犬舎を構ふ。

〔殘囊拾玉集〕

一、元祿八年松平飛驒守利重朝臣に、四谷大木戸邊にて二・三萬歩の明地屋敷、地形引平均候御普請御手傳被仰付候。人足五・六千人毎日懸候由。公儀より其地形に二萬歩の所に小屋、二間梁・九尺梁・六尺梁等にて、長さ四十間宛に幾筋も小屋掛り、其小屋の町々に木戸を立、しまり所に番人有之、江戸町中の牝犬不殘此小屋に被入置候の由。初の程は此儀堅く御隱密有之。御普請に懸り候程の者共は犬小屋と申事隱密候様、誓紙を以被仰含と也。出來後牝犬を捕へ、此小屋に入らるゝ。犬多くなるを御厭の由也。

〔御年表〕

頃年將軍家犬を寵愛し給ふ事殊に甚し。誤て犬に傷つくる者あれば、必死刑に處せらる。依て罪を侵して死する者數ふるにいとまあらず。此年大正持の主飛驒守殿利重、上意を蒙て犬舎を江戸之西中野と云所に構らる。方數町、凡犬を蓄事八萬二千餘疋也。一疋毎に食米二合・銀二分宛也。一日の費用通計銀十六貫四百疋、一年の費用黄金九萬八千餘兩、悉商賈に課して是を出さしむ。依之國用耗費す。

元 祿 九 年

正月廿一日。公事場奉行の言上したる犯罪人の刑を定む。

〔前田貞親手記〕

正月廿一日

一、去年十月十六日金澤老中より上之候公事場奉行言上書附六通。

服部縁左衛門下人六助事

御耳切重而追放。

道心坊主善應・座頭さや市事

善應兩耳切追放、さや市二・三月過御免。

町醫師山脇玄叔小者徳兵衛事

兩耳切追放。

松盜曾谷村頭振甚太郎事

二年里子。

三日市村出生權兵衛事

兩耳剗切追放。

加藤圖書下人賊覺内事

斬罪。

右何も窺之通に被仰出、其内善應事御心得難被成旨御加筆。

二月十日。金澤町會所附近火災の際に於ける牢舎人の取扱方を定む。

〔改作所舊記〕

町會所近邊火事之節、手前共支配より入置候籠舎人連除申筈に候間、十村手代並番代早々町會所門前迄罷出居可申候。其節足輕に印札爲持可遣候。尤足輕共指圖次第連除可申候、以上。

二月十日

永原權丞

三郡は加賀
なり

三 郡・松 任

長瀬湍兵衛

二月十二日。米穀の販賣を制限することを禁ず。

〔改作所舊記〕

諸色ノ賣仕儀、從前々堅御停止之處、去年當春爲商賣買出候米ノ賣仕族も有之哉、舊冬より段々米高直に相成候間、彌右御停止之旨を急度相守、買置候米此紙面見届候日限り、三十日を限賣拂之、買請候者又三十日を限拂候様、御支配中ニ可有御申渡候。右賣買日限各被聞届、方便不仕候様可有御吟味候、以上。

丙子二月十二日

御算用場

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

二月十五日。前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聽く。

〔徳川實紀〕

二月十五日、この日光友卿・甲府中納言綱豊卿・尾張中納言綱誠卿・紀伊宰相綱教卿・水戸宰相綱條卿、並に松平加賀守綱紀・松平讃岐守頼常が願により、御講筵をひらかれ、はて御舞を

見せ給ひ、亞相・兩黃門・兩參議並に綱紀には銀花瓶を下され、また亞相には御染筆物を賜はる。

二月十八日。藩外に米穀を輸出するときは許可を受けしめ、又他領の商人に米穀を賣るを禁ず。

〔改作所舊記〕

去年凶年に付、御領國中米令不足、段々高直に罷成、末々及難儀候間、他國他領より出申米之分は、此場へ可被及斷候。其上可致指圖候。尤津留と申に而は無之候條、可被得其意候。且又他國他領者、先達而買置候米之分は格別、此觸以後は他國他領者に米賣不申様に急度可被申渡候、以上。

丙子二月十八日

御算用場

長瀬湍兵衛殿

永原 權 丞殿

三月。前に金澤城二ノ丸殿閣建造の際要したる費用を調査す。

〔二の丸築造入費〕

二丸は藩侯
の居館

元祿九年三月二丸御新宅出來に付御費用御尋之處、御作事奉行書上候紙面之寫覺。

一、九十八貫八百十六匁

右者貞享三年二丸御家御住居替、御新宅共御入用銀高、御建家坪數五百六十七坪餘、但一坪御入用百七十四匁三分。但同所御修補御入用茂右銀之内を以仕候。

一、四百八十六貫百四十三匁三分

右者元祿七年六月より同八年六月迄、二御丸御作事御入用銀高、御建家坪數二百六十一坪、但一坪御入用一貫八百六十五匁。

一、九百二十一貫四百六十三匁七分七厘

右者元祿九年六月より同十年閏二月迄、二御丸御作事御入用。御建家坪數六百二十七坪餘。但一坪御入用一貫四百六十九匁六分。但御奥向御修補並成の年御建屋殘御造作御入用茂、右銀高之内を以仕候。

四月四日。前田綱紀柳營に上りて德川綱吉の講書を聽き演能を觀る。

〔德川實紀〕

四月四日、中庸御講筵あり。家門並松平加賀守綱紀・井伊掃部頭直該・松平左京大夫頼純・松平攝津守義行・松平播磨守頼隆・松平大學頭頼貞・松平讃岐守頼常拜聽せしめられ、又御能を

この行以下
は前記作事
奉行の書上
にはあらず

拜覽せしめらる。御みづから難波・東北・小鍛冶をばまはせたまひ、田村は池田丹守輝録・西行櫻は加藤佐渡守明英つかふまつる。はてゝ家門並加賀守綱紀の綸子十卷づゝ給ふ。

〔政隣記〕

四月四日御講釋依御拜聞、辰刻過御登城、申下刻御歸館、御普爲聽被仰出、壹岐演述之。

今日於御座之間、中庸舜其大知也與一章御講釋被遊、其後於竹之間御料理御頂戴被成候處、御能にても御仕舞に而も可被遊旨被仰出。御三卿様方初何も御能御拜見有度旨御願。難波・東北を被遊候筈に御座候處、又被仰上小鍛冶都合三番拜見被成候。其外加藤佐渡守殿・池田丹波守殿に仰上、以上御能五番有之候。御能已後重而何も御前に御出、種々御懇之上意、其上縞子十卷御拜領被遊候。先頃御講釋御拜聞、御仕舞御拜見、其上御花入御拜領間も無之處、右之仕合別而忝被思召旨被仰聞。右之趣頭分は可申聞旨。

五月四日。加賀國の宿驛困窮するを以て營業の資銀を貸與す。

〔改作所舊記〕

覺

一、二十貫目者 丁銀

右私共支配能美・石川・加賀郡之内宿方十二ヶ所致困窮候に付、商賣續銀五十貫目之内請取貸

渡、當十一月切に無利足取立致返上、此切手与取替可申所如件。

元祿九年五月四日

永原權丞

長瀬湍兵衛

福田市左衛門殿

原九郎三郎殿

〔改作所舊記〕

覺

一、二十貫目 丁銀

右私共組下宿方馬借持共困窮仕に付、爲續銀五十貫目之内を以、當十一月切無利足御貸渡被爲成、難有忝奉存候。慥に請取馬持人を見計相渡申候。此御銀之儀、馬借共手前難續に付、各様御了簡を以御貸被下儀に御座候へば、勿論御定之月切に、如何様之儀御座候共、無相違急度取立指上可申候。則此旨馬借共人々々急度申渡縮仕置申候、以上。

元祿九年五月十六日

福留・野々市等宿方裁許不殘・松任共

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

六月十五日。金澤二ノ丸に於ける殿閣の造營に着手す。

〔政隣記〕

一、二之御丸金澤
なり御普請就被仰付候、奉行御馬廻頭奥村市右衛門・御小將頭原九左衛門と六月九日被仰渡、同十五日より御普請初る。

六月十五日。この日以後米小賣所を藩内所々に設く。

〔改作所舊記〕

右之年六月十五日より、金澤に三ヶ所、劍に一ヶ所、小松一ヶ所、但一ヶ所に米五石宛、一人に三升宛。同廿八日より一ヶ所に十石宛、宮腰に一ヶ所。松任一ヶ所、金澤は四ヶ所に成。七月十一日より津幡に一ヶ所、右小賣米場相立候札賣之仕法也。

〔十村舊記〕

一、元祿八年御分國大不作に付、三ヶ國に七百ヶ村程御見立有之候。七十ヶ村程御檢地村有之候得共、暮に至百姓共難澁仕、御皆濟成不申、粃預り被成可被下旨申上候得者、是以叶不申候故、家諸道具賣立、がんじやう成者共奉公に出し、其上大組は千五百石程才覺之外に預り有之皆濟仕旨、十二月廿日以前に御注進書付者上申候得共、皆濟明る三月時分迄仕候。御藏所之分預り可仕与申候得共、餘郡之者合点不仕候。石川・加賀郡申合、御代官分互に預り仕

不明のヶ所
多し

差は差紙
へぎは米小
賣商

大郡に而云
々本のまゝ

候。春に至百姓共種をたべ、野道具質に置申候。作に取付申手立無御座に付、御米御貸可被下旨申上候得者、元祿九年正月三ヶ國の二萬石御貸被成、郡之者高に半分、村數に半分御貸被成候。組々は十村了簡次第と被仰渡借り申候。大分明米有之、其方の引候得者、高に取付兼申に付、同三月荒起も仕兼申旨申上候得者、三ヶ國へ三萬石御貸被成候。又右割に被成候。其後御改作御奉行五月末に村廻り御出被成に付、百姓たべもの無御座、草修理仕兼申旨申上候得者、郡々より少宛高下被成、石川郡千百石御貸被成候。其後又御斷申上候得共叶不申候。御公儀様より金澤町四ヶ所、劍・松任・津幡に一在所宛米賣場御立被成候。益過より廿日計程金澤に米無之、所々より米問屋の差參候得ば、御侍とへぎと毎日〳〵割符仕賣出申候。金澤町人も介抱惡敷者は、雜穀並素麵など給申候。越前敦賀などへ町御奉行より米買に被遣候。殿様同八月十一日金澤御城の御參着被遊、御吟味被成、御算用場御奉行小寺平左衛門・和田小右衛門様閉門被仰付候。同十七日御分國一統に御救御奉行一郡の二人宛、能美郡・新川郡には御改作御奉行一人宛御加御出被成候。堀孫左衛門様・中村四兵衛様新川郡の御越、福嶋淺右衛門様能美郡の御越被成候。其跡廻り爲御横目御與力一郡の四人宛御出被成候。村々御廻り被成候。越中三郡は大郡に而寄候而被仰渡由承申候。石川郡は元祿九年之秋不作仕見立願申候。百九十二ヶ村被仰付候。新川郡三百四十四ヶ村、能州四十五ヶ村、能美郡九十八ヶ村御見立

被仰付候。其外之御郡は御見立村一ヶ所も無之。元祿八年之秋迄四・五ヶ年者、被召連候御扶持人と其組之十村と入札仕、平均に被仰付、新川郡・能美郡は平均札一人に候へば、其内三步御引被成候。其跡引免に被仰付候。其外之郡は平均札一つと有之、四步宛御引被成候。一組に一ヶ村充一步刈被成候。元祿九年には十村入札なしに御扶持人計入札仕、平均に而引免被仰付候。一步刈一郡に二ヶ村充被仰付、五步々々に被仰付候。

六月晦日。幕府前田綱紀に就國の暇を賜ふ。

〔政隣記〕

六月晦日上使大久保加賀殿を以、御國許に之御暇被仰出、御拜領物如前々。且俄に御奥書院に御拜領之御筆之物・御花入御飾、加賀守殿御拜見、申刻頃御退出。追付爲御禮御老中方御勤。翌七月朔日御登城御禮等、並奥村壹岐・前田備前御目見等、都而如御前例。同日從御臺様御使、御拜受物も如御例。且同十八日三の丸從桂昌院様、初而御使堀八郎左衛門殿を以、時服三・鯛三尾被進之御内證上使。

〔御年表〕

今年初而大妃より御使者堀八郎左衛門を以て、御時服三重・御肴種々を進せらる。御臺所より如常例、御時服三重・鮮鯛一器を御拜領也。

是月は大盡
なり

六月。庶民宗旨及び檀那寺を變更する場合の手續を令す。

〔上田舊記〕

覺

一、他國他領に旦那寺有之者、御領之内に宗旨寺替仕度与申者は、願之通可申付事。

一、在々養子或者養子聳に罷越候者は、其家爲相續之間、養父之宗旨寺可能成候。且又嫁婚仕女之儀は、夫相對を以勝手次第宗旨達、夫之宗旨に罷成度与申者は、何宗旨に而も願之通可申付事。

一、御郡之者、旦那寺居在所より道程十里外之遠所に而、諸事勝手惡敷、近き所に寺替仕度旨願申者は、替させ可申事。

一、向後無故儀申立、宗旨寺替願申者有之候而茂、替させ申間敷事。

右ヶ條之趣に而宗旨寺替仕候共、其時々此場の十村方より及斷受指圖可申候、以上。

六 月

岡田助七郎

古屋六丞

礪波・射水御扶持人十村中

七月二日。加賀郡津幡に米小賣所を設くること等を命ず。

〔改作所舊記〕

當春より段々米高直段に罷成、末々之者及難儀候由、依之爲御助成、先年之通御領國於所々小賣米可申付候旨被仰渡候間、津幡に而賣場並賣中者御極、如前々誓紙御申付尤に候。

一、買人之儀は、其日過仕躰之貧人共々賣渡申首尾、勿論奉公人には賣不申筈に候。

一、御米一人三升以下、賣出場帳に何升買人何方誰与書記置、代錢之儀は相場に無情、銀一分に七文宛之圖りを以受取申筈に候。但他國他領之者には賣渡申間敷候。

一、御米倭成を以請取、小升に而斗渡儀に候得ば、減米可有之と存如此に候條、御支配所可被得其意候。御極直段より高直に賣申もの於有之者、急度曲事に被仰付旨被仰渡候間、右之品々御支配中の早々御申觸、勿論米商賣仕者共々嚴重可有御申渡候、以上。

七月 二日

御 算 用 場

永 原 權 丞 殿

長 瀬 湍 兵 衛 殿

七月十日。米小賣の公定相場を定む。

〔改作所舊記〕

覺

批賣はへぎ
賣と訓み米
ふの小賣をい

一、五十八匁一分 能美郡斗立米一石之賣直段

一、五十七匁四分 石川郡・加賀郡斗立一石之直段、金澤町直段

一、白米之儀は搗減を極、直段わ加可賣之候。

一、俵成米は相對を以下直に可賣之候。

右御領國米相場段々高直に罷成、末之者迷惑仕に付、御年寄衆御僉議に而、下直に相極可申

旨被仰渡候に付、所々去月批賣相場平均を以、御極可被成哉之旨相伺、其通被仰渡候に付、

右兩所極直段候。就夫手寄之山廻並其所々肝煎之内、御用指合不申者相見御申付、俵成を斗

立、其日々々賣出米過不足記、相見之者之印取置候様可有御申付候。

一、一切之賣米高並直段目錄別紙に遣候。

一、御藏所より賣場迄御米持運之儀は、日用人足を以爲持、賃錢相場を以銀詰に而小拂銀受

取、可被相渡候。

一、段々御米可相渡候條、拂切次第度々可有御案内候。

一、賣申者名付、且又相勤日數御記置、賣米指止候節可有御差出候。

一、明俵之儀は賣申者に被下候間、可被得其意候。

以上

子七月十日

御算用場

永原 權 丞殿

長瀬湍兵衛殿

七月廿二日。封内の米商人に令し米穀を隠匿することなく努めて之を金澤に輸送せしむ。

〔改作所舊記〕

一、町人共米切手所持仕罷在候もの可有之處に、相知不申候。此間米拂底に罷成候に付而、直段只今より高直に相極り申旨沙汰致、依之米所持人共見合米隠置申躰不届に付、左様之儀無之様可申付旨、當町奉行の申渡候條被得其意、各支配所之儀も右趣急度可被申渡候、以上。

七月廿二日

横山左衛門

長瀬湍兵衛殿

永原 權 丞殿

〔改作所舊記〕

一、當地町中米拂底に付、御領國中商賣米之儀、所飯米相考買取置、餘分當地へ相廻候様可申付旨、先頃各より所之町奉行等へ被相達候へ共、爾々廻不申に付、彌町中飯米手づかへ令

當町は金澤

難儀候由、當町奉行覺書を以及斷候間、其所飯米圖之内、或半分或三ヶ一買取置、殘米之分無滯當地へ相廻候様重而急度可被申渡候、以上。

七月廿二日

横山左衛門

小寺平左衛門殿

和田小右衛門殿

右之通御年寄衆御相談を以、御月番左衛門殿被仰渡候條、被得其意、御支配所急度可有御申渡候。今年之儀に候へば、人々飯米當り之通用申筈に而は無之候間、飯米圖之内少分に考、早々買取、殘米早速相廻候様可有御裁許候。爾々買取不申候者、其所々米爲滯津出遅々仕候而は、金澤飯米ひしと手づかへ罷成候間、此段急度可有御申付候。何方も同事と申ながら、御城下侍中も飯米買調申儀に候へば、旁大切成事に候。

一、御歸國之節御供中飯米圖り、例年入申格可有之候。尤其段はつかへ不申様可有之候、以上。

七月廿三日

御算用場

〔續漸得雜記〕

一、金澤米切候事。

十年は九年
なるべく又
兩年共七月
は閏に非ず
十年を辛丑
とすも誤
なり

元祿十辛丑年六月より御定直段、金澤米五斗に付二十八匁七分五厘、同七月より彌不足に付、閏七月十九日より御家中渡り米、初一萬石以上に毎日五斗宛、五千石以上二日に五斗充、千石以上に五日に五斗、五百石以上に十日に五斗、町中米屋共は毎日五斗充御賣米、同八月四日迄如斯。町中麥を喰事廿日計餘、御算用場奉行小寺平左衛門・和田小右衛門閉門被仰付。七月廿五日。諸士に命じてその所藏する米穀を賣拂はしめ、及び越中より輸入する米穀を途中にて強買するを得ざらしむ。

〔政隣記〕

六月金澤御城下及餓死、依而金澤町奉行より訴之、從越中筋毎日米五・六十石宛金澤問屋に雖附越、諸士より家來を出し置、森下或は津幡等にて理不盡に依買取、御月番横山左衛門英盛より左之通御觸有之。

町中之者共飯米必至与無之、餓死仕躰に罷成候。就夫御家中侍方拂米殘飯米杯可有之存候間、其分賣拂候様仕度旨、町奉行及斷候條被得其意、各儀者勿論組中家來等迄餘慶米有之候ば、早速賣拂候様に可被申渡候。

一、頃日問屋共に申付、越中筋より毎日五十石・七十石取寄候處、森下邊迄侍方より人を出し置、理不盡押取候に付、町方末々迄彌難儀仕候。於問屋致支配候様仕度由、是又右奉行及斷

候故、可爲願之通旨申渡候間、猥に無之様に可被申付候、以上。

七月廿五日

横山左衛門

七月廿七日。來月中地黃煎及び飴等の販賣を禁じ、既にして又前令を解除す。

〔國事雜鈔〕

覺

一、ぢわうせん並あめ。

一、うんごん。

一、そば切。

一、切むき。

一、惣て干くわし。

一、惣て生菜子。

一、料理みそ。

右今般米拂底に付、此品々公儀被召上物之外、商賣當八月中指止候様可申渡候、以上。

七月廿七日

町會所

本町地子町肝煎中

覺

一、うんざん。

一、切麥。

一、ぢわうせん並あめ。

右商賣今月中相止候様に、先頃申渡置候處、頃日麥大分出來之由に付相宥候條、致商賣候様に可申渡候、以上。

八月二日

町會所

本町・地子町肝煎中

七月廿八日。諸士に諭して一日中の一飯は粥を食せしむ。

〔政隣記〕

七月廿八日御月番左衛門殿、左之通被仰渡、口上に申達候趣、組・支配中一統可被申聞候。且又組等之内裁許有之人々は、夫々申達候様可被相達候事。

御月番御口上

此節町中飯米拂底に付、何も難儀致し候。殊御歸城被遊候得者、只今より人多罷成、彌飯米

等手支候へ者如何候。主人被致了簡、一飯は粥をも可被給候得共、家來之儀は左様にも難致、飯をも可被爲給候。乍併此節之儀御座候間、一飯は粥給候様可被申付候而宜有之旨、御年寄衆御列座、横山左衛門殿被仰聞候。

是月は大盡
なり

七月晦日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔御年表〕

七月廿九日江戸御發駕。

八月九日。藩侯將に蓮池邸に歸住するを以てその附近を通行するもの
に下馬下乗せしむ。

〔政隣記〕

八月九日蓮池御屋敷に被成御座に付、右外廻往來仕人々下馬下乗仕、鍵をふせ謹罷通り可然旨、今日御覺書を以御年寄衆被仰渡候事。

八月十一日。前田綱紀金澤に歸り蓮池邸に入る。

〔政隣記〕

同月晦日御發駕、八月十一日金澤御歸城。但二之御丸就御普請、蓮池之御殿に被爲入御居住

七月なり

也。

〔政隣記〕

十一日卯刻御着御、道筋尾坂前通、公事場前、紺屋坂より蓮池に被爲入、年寄中等蓮池御門前に蹲踞。

但右之通に付、例之三の御丸に候面々、此度不及登城旨、先達而御觸有之。

〔御年表〕

此年御領國大饑に依て、公御歸國の日より蓮池御殿に居らせられ、民を救ふの政を勵し給ふ。八月十三日。饑饉に迫れるものある時は藩の非人小屋に收容すべきを告ぐ。

〔改作所舊記〕

御郡中於在々村々、向後道路に臥居申者有之候者、様子御尋、病氣に候はゞ跡々之通爲致養生介抱可仕候。非人袖乞に而及渴命申者は吟味仕、非人御小屋へ入申筈に候間、遠方に候はゞあをだ或は馬に爲乗、金澤に其方共町宿へ引越、此方へ可及案内候。假令家に付罷在候共、不依百姓頭振給物無之、介抱仕者も無之、及渴命者は遂吟味、早々金澤へ召連罷越、此方へ案内可仕候。承届、非人御小屋に入可申候。右之趣今日御老中被仰渡候。委細之儀先達而其

方共呼に遣申候間、參着次第可申渡候得共、先紙面之通相心得、肝煎・與合頭其外村中へ急度申渡、自然此上に餓死なご有之候者、支配之者共急度曲言可仕旨被仰渡候間、早々支配村々中へ可申渡候。爲其先達而申遣候、以上。

八月十三日

長瀬湍兵衛

永原權丞

八月十四日。御算用場奉行小寺平左衛門・和田小右衛門閉門を命ぜらる。

〔政隣記〕

八月十四日左之通被仰付。

郡方飢饉之處支配不宜候。且於御前御尋之處不致迷惑、不届千萬被思召候。依之知行並役儀共被召放閉門。

御馬廻頭兼御算用場奉行

小寺平左衛門

和田小右衛門

右前田對馬孝行於宅、御横目兩人出座申渡。

〔聞書〕

一、御歸城被遊、諸人飢渴に及事大に御難儀に被思召、國中貧人に飯米をあたへ、寒苦之者

には衣服をあたへ、風雨凌兼候者には軒の修葺までも被成下御仕置也。農業の監使たるもの
 不宜時は、耕作も相續不收なり。是罪の重き所とて、八月十四日勘定奉行和田小右衛門・小寺
 平左衛門兩人閉門被仰付。

〔松雲公御夜話追加〕

一、元祿九年歟御領國大飢饉にて、夏中百姓等飢人多く有之候。其年九月初か御歸國の節、
 越中境より段々御吟味被成御救ひ、並所により衣類迄も被下候御様子に御座候。其時分二、
 御丸御作事最中にて候故、蓮池の上御殿へ被爲入、未御道中御装束の儘にて、前田駿河守御
 月番に候由、奥村丹波御供にて罷歸、即駿河守を誘引にて御前へ被爲召、飢饉に付御救ひ延
 引仕候儀如何の事に候哉、御預の御領分飢死仕候儀沙汰の限に候由、御直に以之外御しかり
 被遊。さすがの駿河守御請之品一言も無之、良久敷成候に付、丹波申上候は、駿河守御請は
 無御座と相見え申候。先退き候様に申、御次へ罷立申よし。其時の御様子金森内匠御奥小將
 にて、御腰物をもち罷在拜聽仕候。駿河守言之外致迷惑候躰に候旨咄候旨、伊藤先々彦兵衛
 物語承り申候。此時御算用場奉行和田小右衛門・小寺平左衛門閉門被仰付候。然其是は差て越
 度無之趣被聞召届候哉、毎歲收納拂代程の圖りを以、御内々にて金銀等被下候由。駿河守不
 調法ながら、それ程にも難被仰付、右兩人閉門被仰付候哉と、其節專取沙汰仕候。

和田・小寺よ
りば御救米

之儀、度々御月番まで催促も御座候へども、如何之事候哉延引之由。且又米拂底に付、金澤中も増水を給候様に、年寄中より觸茂御座候。此儀別而越度に成候由沙汰仕候。其以後安房守・駿河守老年に付隠居被仰付候。其跡者大隅守・山城守・美作・丹波杯相勤申候。何茂若手に成候由被仰出、塩川安左衛門・中村久左衛門御横目に而、年寄中席に毎日出座仰付られ候。

八月十五日。十村等山林の制度に關して上申す。

〔十村舊記〕

一、石川郡・加賀郡の山御奉行、先年者由比勘兵衛・山森傳兵衛殿・大塚少太夫殿、此三人に山御奉行被仰付候。其後由比勘兵衛殿御一人に被仰付候。十一ヶ年程御裁許被成、寛文三年より御改作御奉行園田左七殿・河北彌左衛門殿・松原八郎右衛門殿・水上喜八郎殿、此四人に被仰付候。

一、先年松枝下刈被仰付刻、横山左衛門様・奥村因幡様・今枝彌兵次様・奥村玄蕃様・青山豊後様・神尾主殿様・成瀬内藏様御出被爲成、御下裁許は御與力衆被成候。其後成瀬市正様・奥村又十郎様・横山主膳様・森川勘解由様御奉行被成候儀も御座候。其時分人足日用銀一人に五分充被下候。若松枝御拂殘御座候へば、右五分充圖りを以松枝を被下候。又御家中役人に而下刈被仰付候儀も御座候。

一、先年者山御奉行御三人之刻、山廻は御足輕五人・十人宛御廻被成候。時により雪折風折杯

玄蕃は津田氏なるべし

御座候得者、十人・二十人充御割場より御取被遣候。

一、寛文三年御改作奉行被成候時分より、在々百姓之内石川郡上野村十右衛門・泉野村次郎右衛門・同村太右衛門・野々市村吉兵衛・同村太兵衛、加賀郡小坂村七郎右衛門・津幡村三右衛門、此七人に山廻被仰付、御代官も同年に被仰付候。

一、寛文六年より右山御奉行被仰付候以後、松山村々持山切に、其村肝煎組合頭に御預け被成候。松山能守、松の木茂候者、下蒨枝其村に可被下旨被仰出に而御座候得共、拜領仕村無御座候。

一、松山茂田畠日陰に罷成、作毛不出來に付、陰伐被仰付候へば、其村より人足出、日陰に罷成松の木爲御伐被成、木之儀者人足日用代に被下候。

一、右御奉行以來、松枝下蒨被仰付候へば、松枝束數之内半分、下蒨仕候人足日用代に被下候。

一、去年松下刈被仰付、人足日用代に下刈束數之内被下候。並去年陰伐被仰付刻、伐中人足日用代に枝之分被下候、以上。

元祿九年八月十五日

長次郎

次郎吉

八月十七日。飢民救濟の手續を令す。

〔廳事通載〕

覺

一、高持不申候飢人、男一人に四合宛、女二合宛、五十日之飯米可被下候事。家持不申者は、其所大百姓家内に入置養置、達者に罷成、在々に而奉公仕歟、又は相應之すぎはい仕迄、十村肝煎の介抱可申付候。右之内幼少・極老、或はかたわもの等、末々渡世難成者は、其品見分仕、勿論十村に爲致奥書、員數書付可被指越候事。

一、高持に而も當分給物無之者は、是又男女四合と二合、三十日飯米可被下事。

一、右兩様品々もの共、着類無之はだかに而罷在もの共は、其近在宿々に有之質物の古木綿わた入一つ宛可被下候。代銀追而相渡可申事。

一、家有之候而も及大破、柱迄之躰に而居住難仕躰之家は、風雨しのぎ迄見計、品々十村肝煎に可申付候。入用追而可被下候間書出可申事。

一、先達而十村共にも申遣候條、支配所之者共宜様申なし度存、飢人多無之様に申。若非人洩申者有之候はゞ可爲不届由、十村共は爲申聞、能々吟味仕可申事。

一、其所々に米無之候はゞ、他國米に而も早速調可申候。米一度に相渡、其所之飯米つかへにも成可申候間、度々相渡可申候。米相渡候時分は、御扶持人百姓又は山廻に而も相見仕、少も相違無之様人々に相渡可申事。

一、去年凶年に付、今年之儀は飢人も多有之に付、當御收納米前迄に、改作方之儀とは格別之品に有之由被仰出候。依之飢人御救之儀に候間、以來曾而此格を用申儀一切無之儀に候條、此旨堅十村共々御申付、末々之者共心得惡敷不能成様に可有之事。

一、御詰米或は中買共方より買上置候米切手、手合により別紙相渡候間、米御請取前々に印之通可被相渡候。依所御詰米並中買切手米無之所は、其所支配に御郡奉行へ申達置候間、各よりも被相達、他國米に而も其所申付、御扶持人被申渡買求可被相渡候。尤代銀は追而相渡可申事。

以上

子八月十七日

御算用場 印

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

〔聞書〕

一、御歸城被遊、諸人飢渴に及事大に御難儀に被思召、國中貧人に飯米をあたへ、寒苦之者には衣服をあたへ、風雨凌兼候者には軒の修覆までも被成下御仕置也。農業之監使たるものは不宜時は、耕作も相續不收なり。是罪之重き所とて、八月十四日勘定奉行和田小右衛門・小寺平左衛門兩人閉門被仰付。

一、加越能三ヶ國之飢人共々御助米被下に付、所々奉行人相添被遣之、則名書左に記。

本文に加賀郡を脱す
留水本のま

加州石川郡へ竹田源介・澤田市進、同能美郡へ鶴見小右衛門・渡邊權兵衛・福島淺右衛門、越中礪波郡へ大屋武右衛門・入江與之介、同射水郡へ伊藤權六・留水豊左衛門、同新川郡へ谷七兵衛・堀左京・中村四兵衛・栗田權丞・鹽川又助・堀孫左衛門、能州能登郡へ千秋孫助・寺西庄兵衛、同羽咋郡へ加藤彌一右衛門・原源左衛門、同鳳至郡へ山田覺左衛門、珠洲郡へ田邊助太夫・村井義左衛門。

一手合くへ足輕二人宛、又三ヶ國へ與力四人宛被遣之、重而新川郡二手合へ御馬廻組外より四人、矢野小源太・岩田彌助・多羅尾半八・稻垣八平也。

一、御救米高八千九百十二石四斗九升六合
人數七萬八千九百六十一人内一萬八千六百廿一人男

三萬二千百十人女、二萬八千百三十二人幼少者

着類を下贈人數三萬四千八十五人、此外追々に賜分有之也。修葺被仰付下家數千百七十三軒也。

八月廿二日。猥りに伊勢參宮することなかるべきを命ず。

〔政隣記〕

八月廿二日、參宮仕者、眞實之參宮に而も無之、近年猥敷參宮仕者も有之様に被聞召候。參宮之儀に候得者、御指留被遊候儀に而者無之候。向後猥敷參宮仕者候者、頭を掛り御不審可被遊候。其節御請之品も有之間鋪候。此旨急度可申渡旨被仰出候間、諸頭中可申談旨、年寄中列座に而、伴源兵衛長安に出雲殿被申渡。

八月廿四日。本年豐作なるを以て貢納を懈る勿らしむ。

〔司農典〕

今年作毛出來能候、稻實入濟候はゞ段々稻刈立、早速米に仕、收納油斷不仕候様に、組々百姓共手前急度可申付候。野仕廻遲、向荒損失仕村々有之候はゞ、百姓者不及申に、肝煎組合頭並十村可爲越度候。月々年貢入米之儀、前々之通一ヶ月兩度充書付を以注進可仕候。勿論當納所皆濟縮仕候書付、早速可出之候、以上。

八月廿四日

毛利又太夫

坂井忠左衛門

根來九兵衛

佐藤忠左衛門

福嶋淺右衛門

中村四兵衛

堀孫左衛門

脇田知右衛門 煩

能登郡十村御扶持人中

八月廿八日。金澤城二ノ丸殿閣の柱立を行ふ。

〔政隣記〕

八月廿八日二之御丸御柱立多賀信濃殿申渡。二之御丸假番所繪圖御横目中仕立、月番出雲殿へ相達。其段被仰付、茶・たばこ・手水杯之儀も不自由に無之様に可仕候。御番入替之儀は出雲可申達旨信濃殿被申渡、九月朔日二之御丸御番所今日より入替可申旨、村井出雲殿被仰渡。九月八日。百姓等に救濟の意義を示し勤勞を怠ること勿らしむ。

今般其方共組下百姓・頭振飢人御救之儀、難有奉存、人々以來取續申様了簡可仕候。御米被下候日數之内うかと心得罷在候はゞ、末々行當り可申候條、其村々肝煎・與合頭御救米被下候家々毎毎日罷越、隨分耕作並かせぎ等油斷不仕、取續申様急度可申付候。

一、今度御救之儀は、當分給物無之及飢候者御救に候。手前不罷成者之儀に而者無之候。日用・ざるふりかせぎ等仕、渡世致來者は、飢人と迄は難申候。此趣先達而爲申聞、右之心得に而此度其方共並肝煎・與合頭吟味仕、飢人撰申事に候。然處に不勝手之者存違、下に而差除候様申成、かせぎ等をやめ飢申躰に似せ、肝煎・與合頭押置候様申懸、わだかまり申者有之候者、支配之十村委細吟味仕、其上に茂僞る躰に候はゞ、拙子共へ可相斷候。非儀に相極候はば、急度可申付候。此趣能々百姓・頭振へ可申聞候。

一、只今迄かせぎ等に而一日過仕來者、病氣に罷成及渴命候者は、其躰見届、跡々通村中より介抱仕置尤に候。品により此方へ可申聞候。

一、御救被下内、萬一袖乞などに罷出る者有之候者、支配之十村・肝煎・與合頭越度可能成候條、急度可申渡候。

右之通得其意、末々成立候様可仕候。勿論跡々御條數書之趣、少も相背不申、且又急ようが

品一圓仕間敷旨、人々書付爲致、其方共手前へ取置可申候、以上。

九月八日

長瀬湍兵衛

三郡・松任

煩 永原權丞

九月廿六日。金澤城二ノ丸殿閣の上棟を行ふ。

〔政隣記〕

九月廿六日二之御丸御作事御上棟。

十月六日。十村に命じて百姓を非人乞食とならざらしむ。

〔改作所舊記〕

子十月六日長瀬湍兵衛口達を以、十村一統に申渡候は、今度御救にあひ申者は勿論、其外之者に不依、非人乞食等に出不申様堅可申渡候。自然乞食等に出申者有之、御横目衆などにも見候様成品有之候者は、其村肝煎・與合頭並十村共に急度越度に可罷成候。御手はじめに候得ば、如何様に可被仰付も知不申候間、村々肝煎・與合頭中へも、其日々々其村々人数等も相改申程に心得候様可申渡、此旨大事に候間爲心得申渡候。自然町方其外所々、はだかに而乞食等なご有之候はゞ、其様子相尋、其村々相渡申様、手代其外之者も相心得候様申渡候事。

十月。羽咋郡寶達金山の沿革を上申す。

〔岡部舊記〕

就御尋申上候

一、寶達村金山天正十一年に被仰付金掘申に付、段々御運上書上げ申所に、寛文七年より金子二枚一兩に相極り、一ヶ年之内三度に指上申候。無高之在所に而御座候に付、只今以爲高賣少し充流し山仕、其間々に方々日用稼、又商内も仕申候。右運上金之外諸役与申儀無御座候、以上。

元祿九年十月

寶達村肝煎 庄左衛門

十一月十四日。明正上皇崩御し給ひしを以て本日より五日間作事鳴物を停止す。

〔政隣記〕

十一月十日本院御所崩御、御壽七十四、諡明正院与。

右に付今日より五日作事鳴物指止、諸殺生も可致其心得由、同十四日御月番奥村壹岐殿被仰渡、於江戸十三日より五日之間御屋鋪中鳴物遠慮。

同廿一日右に付江戸表に爲御使、御馬廻千三百石土方與八發足。

同廿六日右に村京都に爲御使、御先筒頭小堀孫兵衛重長發足、十二月廿一日歸。

十二月十五日。藩侯に提出する伺書の取扱に關して令す。

〔袖裏雜記〕

向後伺之紙面に御加筆被成間敷候。以後御格成候様成儀は可被遊候。人々手前に心覺仕候はゞ、早速返上可仕候。指つごひ上候へば事之外御邪魔に成申候。且又御点又は御丸など被遊候御紙面は不及返上仕、奉人手前にて破却可仕候旨、昨日被仰出候由信濃演述。

丙子十二月十五日

奉人は承人
なり

十二月十六日。十村等年貢を皆濟すること能はずして持高を捨てたる百姓ある場合の處分法を示されんことを乞ふ。

〔廳事通載〕

一、去年御年貢米過分不足仕、百姓諸道具・其身共に賣立御皆濟仕申、跡高之儀は其村中、又は所により其村支配成兼、近村或は入百姓仕支配爲致申候。

一、同御年貢米不足仕、子共爲致奉公、其上御給人より御指延御皆濟狀被下候に付、持高支配分に仕居申百姓之内、御延米相斗不申、持高支配も成兼捨置、又は植付候而も、村中隠

御小屋の參申者も御座候に付、其村中より、或は近在宜者へ割符仕爲致支配申候。
右之通御年貢過分明け申百姓、持高皆支配不仕、其時々御斷申上儀に御座候得共、先御高荒
し不申様にと奉存、相談仕高主附申候。是以後若左様之者御座候得者、如何様可被仰付候哉
御窺申上候、以上。

元祿九年十二月十六日

寺井村 武兵衛

二曲村 與右衛門

田井村 次郎吉

福留村 間兵衛

野々市村 少左衛門

御所村 長次郎

津幡村 少左衛門

一、右ケ條之儀、去年之事に候得者大分之儀、時々申上る事不罷成筈に候、此儀と聞届候。
一、二ケ條目覺、自去年當夏中迄之事に候得者、此方わ不及案内儀、是又尤に候。
一、三ケ條目之儀、是以後受指圖入に立申覺悟候へば、是以後紙面通り可仕旨不申渡候。爲
心得申儀候へば、隨分絶百姓無之様に仕、是非年貢大分に明、百姓に仕すへ申儀不罷成者な、

其儘置申事も不罷成筈に候間、以來も夫々高主附年茂埒明、追而此方に相斷付紙可仕候。
右品々書付を以御伺申候得者、御改作御奉行毛利又太夫殿・坂井忠左衛門殿・根來九兵衛殿・
福嶋淺右衛門殿・中村四兵衛殿御相伴に而、毛利又太夫殿・坂井忠左衛門殿・堀孫右衛門殿御
三人御口上に而、右ヶ條之通り被仰渡候。

元祿九年十二月十六日

十二月十九日。前田綱紀、石黒源右衛門が多額の借銀を作りたるを以て
知行の一部を組頭に預け返濟の法を講ぜしむ。

〔袖裏雜記〕

覺 十二月七日被仰出之内也

七百五十石

石黒源右衛門

高之内兩人之子供へ三十人扶持遣之、殘知組頭に當分差預、借銀買懸早速返濟可申付候。具
在別紙。

源右衛門儀何茂了簡之通、強而御知行被下間敷ものにて茂無之候故、高之内減少可被仰付儀
与被思召候へども、分限不相應之高借銀に候得者、假令御知行減少被仰付候而茂、中々借銀
返濟仕候事、年數懸可申候。左候はゞ何を以御奉公申上力有之間敷と被思召候。左候へば御

人すたり候と申ものにて候。依之御知行被召放、せがれ兩人は源右衛門高之内に而三十人扶持に而茂被下、其餘は組頭の御預置候而、借銀之方は毎歲取立候様申渡、其以後或高之内半分にも三ヶ一に而茂、せがれに被仰付候へば、以後迄茂御奉公仕と申ものにて候。然者拜借等被仰付に同事之儀に候へば、右源右衛門儀内證之行狀等不宜、其上高借銀之者に候へば、却而結構過候様に相見え可申哉。然其當時御知行被召放候事、嚴敷様にも可有之と被思召候。此格只今迄無之に付、何茂僉議之趣被聞召度被思召候。借銀仕候而も、以後ヶ様之被仰付に候へば、苦ヶ間敷哉と存者も可有之哉。乍然其儀は慥に有之間敷と被思召候。惣而借銀有之候へば、風俗も悪敷罷成候。此所何茂如何存候哉と就被仰出。先以御誼之趣奉承知、結構成被仰出、御人すたり候段之被爲仰立候處、末々之者迄難有仕合奉存候。貸銀賣懸等有之ものも、すたり不申事に御座候へば、重疊結構成御儀と奉存候。畢竟拜借被仰付候同事奉存候。たごへ右之不都合之仕形に而、跡目斷絶被仰付間敷儀に而も無御座候處、左様に被仰出候へば、別而結構成御事に奉存候段、何茂御請申上候處、左候はゞ明日大年寄共わも右之趣爲申聞、若了簡も候はゞ勿論言上可仕候旨被仰出候故、段々御誼通、明日大年寄共わ可申聞旨申上候。

石黒源右衛門事、先年役儀被仰付置候時分勤方不宜、其上行跡みだりにて、殊不應分際借銀買懸等仕、重々不覺悟被思召候。依之知行被召上、其内を以三十人扶持兩人のせがれ共へ被下之候。相殘知行分は組頭へ當分御預被成候間、右借銀買懸早速令返濟、其段可致言上候。追而遺知之内少々可被仰付候。若其間行狀不相愼、益々借銀等出來候者、御扶持方可被召放候。此旨急度可申渡候由被仰出候、以上。

子十二月十九日

〔袖裏雜記〕

己卯は元祿十二年

己卯十一月十六日出雲・備前より江戸へ紙面之内。

一、石黒故源右衛門知行七百五十石之内、せがれ兩人に被下三十人扶持方米之外、年々拂立、源右衛門借銀去暮まで皆濟、殘銀夫銀共會所に預置候。依之右三十人扶持之外當暮より御藏入可申付哉之旨、御算用場奉行之紙面、當五月入御覽申候處、追而伺可申旨以御加筆被仰出、右奉行書付被返下候付、今般重而上之申候。

御加筆之寫

三十人扶持之外者藏入に可申付候。拂立候殘銀者、書記可被差越候、以上。

元祿十年

正月廿一日。田地割を行ふには秋收の後に於いてすべきを命ず。

〔廳事通載〕

一、尿代銀之儀、當年より其組々役人を立、右之銀子を以尿調申筈に候間、其心得可仕候。
一、當春御田地ごばん割仕儀、深雪に候得者、雪消候而者野仕事につかえ可申候條、當秋刈跡之上に而可申付候。其心得仕、ごばん割書付取次間敷者也。

正月廿一日

改作奉行

諸郡御扶持人中

右元祿十年之御觸也。田地割秋仕候儀は、此年より初る事と相見候。是より以前秋割之儀見當不申候。

正月廿八日。十村等耕作の次第を上申す。

〔温故集録〕

覺

一、六升程

粃種、里方田三百歩一反に付早稻・晚稻平均。

一、七升程 粃種、片山方田三百歩一反に付同斷。

一、一斗五升程 粃種、奥山方田三百歩一反に付右同斷。

但湯廻り者一斗程も入申候。

右種粃、里方は春彼岸之内に種池漬、日數廿日計池に置申候。山方者彼岸過時分に漬、十五・六日池に置取上、二・三日干候ひ而湯を懸、風當り不申様に藁並筵等に而包置候へば、いきり候ひ而二・三日之内に粃目立申候を、苗代に蒔申候ひ而、三十三日目を苗役と申候。苗はえのび候へば、三十日目程に而も植申候へ共、大形は苗役三十三日過植申候。

一、苗代拵様は、田打申時稻かぶげづり取、其後荒おこし仕、こまかに小割仕、地相應之こえ入打返し、土かたまりなき程に二・三度も馬鍬に而かき候ひ而、鍬に而ならし、其上板に而地高下無御座様にしめ申候。二・三日置水すみ候得者、右目立申粃蒔申候。

一、雪消次第、稻蒔跡古かぶ鎌に而割候ひ而、荒起仕候。かぶわり不仕候ひ而荒起仕所も御座候。

一、里方沼田は照降に無構、春彼岸時分より荒起仕候。其後小割仕、春土用時分畦を塗、くろをそぎ、其後こえ散し、改田打仕、四・五日立馬鍬に而十文字にかき候而、鍬又扒に而平均植申候。

一、里方干田は春彼岸時分より、地かはき申田より、天氣能日荒起仕、其後小割仕、能天氣に干候而鋤返し干、又其後十文字に鋤返しこえを仕、水を懸、馬鋤に而十文字にかき候而、鋤に而平均植申候。

一、山方は田方少分に御座候に付、春之内ほえ蒔交仕、土用時分荒起仕、小割等追付仕、馬屋こえ・草こえ入植申候。

一、菜種・麥之儀はあからみ次第蒔、跡田植申儀、おも田よりおそく御座候に付、追付小割仕植申候。但、劍道山下通並里方おそき畠所田、麥・菜種多作申所は、少し遅く荒起仕申候。

右田植候ひ而は十日計又は十六・七日立、植田一番中打申候。又十日計立二番打仕申候。又五六日より段々一番草取、其後里方は三番草・四番草迄取申候。山方は二番草・三番草迄取申候。

一、里方之内にも、野々市より手取川端筋濱手迄之内に、中打一度仕所も御座候。草修理二度・三度仕候。

一、早稻は植候而九十日・百日餘りに而蒔取申候。

一、中稻は植候而、百二・三十日程に而蒔申候。

一、晚稻は秋之土用少前より蒔申候。土用之内大形蒔仕廻申候。

以上

元祿十年正月廿八日

田井村 次郎吉

福留村 間兵衛

野々市村 小左衛門

右は松雲公の命に依てか、此由を懇諭の爲、耕作の委曲を十村共より書出さしめられたるならん。按に耕作の心得方等の巨細は、耕稼春秋に年中業事とて、正月より十二月までの百姓心得方及び農業の顛末を載たり。又農業時節とて種蒔等の心得を擧たる條に、田を植る時分の事、種を蒔て三十三日を苗役と云。近年は苗役を待す、廿七・八日にて植る也。村々に而早稻植初る事、表田共に二三日・六七日の遅速は有べし。惣て田畠共に少しはやきをよしとす。稻に限らず草の類は、節氣に先達て生ずるもの故、時におくるゝに損あり。時におくるゝ稻は、後手入を盡しても十分の實なし。時におくるゝ稻は、莖よはくぬかあつく萬の災多し。必天の時を失ふべからずなどと、念頃に記載せり。又私家農業談にも、御改作御定は中打一遍、一番草・二番草合して三遍にて取上げ申御定なれども、當時は中打もあらまし二遍し、其上に草は一番・二番より段々三番・四番・五番迄も念頃にとる也とありて、改作法を定められたる頃、かゝる事迄も夫々定められたりと聞ゆ。耕作春秋に、土の性年々に衰るか、三州においても五十年以前改作の初めの物語を聞に、今は其時分の五・六分の出来也。是を新田に考る

に、開きはじめの時分は糞不入所も、十年程過れば糞不入しては出来せず。それゆゑ年々糞ままして、昔と違ひ大分入なり。百姓は只多く米を取工夫の外他事なく、其上近年石川郡などは麥・菜種・煙草・蕎麥種々の物を作る。是土の性ぬけて米不出來のもこと云へり。

二月朔日。改作奉行等、各郡に出張して耕作の状を視察すべきを豫告す。

〔司農典〕

覺

一、當年者雪消次第、拙子共御郡々々令手分罷越、田地荒起より植付並草修理仕舞申迄、御郡々に付居候而、毎日全村廻、拵様委細見届、自然不沙汰成儀有之候はゞ、急度可令吟味候。
一、其村々田地一枚々々に、百姓之名板札に書付、竹に挟み立置候様に可仕候。
右之通先達而組下り可申遣候、以上。

丁丑二月朔日

毛利又太夫等十人

御郡十村・御扶持人中

二月四日。風呂屋の開業を許可せられたる者等請書を上つる。

〔温故集録〕

風呂商賣方に付言上書

密布は嚴敷
なり

乍恐申上候

一、私共儀今日被召出、湯風呂・から風呂共御赦免被成、難有仕合奉存候。第一火之用心密布仕可申、自今暮切に仕、罷歸候者共提灯ともし不申様に仕廻可申、高聲等不仕作法に無御座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂に出入人等座敷に呼入、茶・たばこに而も出申間敷候。且亦から風呂同日に一ヶ月六齋焼、其外留風呂仕まじく候旨。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可申候。御請上之申候、以上。

元祿十年二月四日

新町 近江屋 六郎兵衛

材木町 風呂や 吉兵衛

森下町 米屋 忠兵衛

此外地子町 連名

町御奉行所

乍恐申上候。

一、私共今日被召出、から風呂之儀は御指除、湯風呂迄御赦免被成、難有仕合奉存候。第一火之用心密布仕可申、自今暮切に仕、罷歸候者共提灯ともし不申様に仕廻可申候。高聲等不仕、不作法に無御座様仕、縮急度可仕候。勿論風呂に出入人等座敷に呼入、ちや・たばこに而も

座布は座敷

出し申間敷候。右之趣被仰渡奉畏候。急度相心得可申候。御請上之中候、以上。

元祿十年二月四日

河原町 風呂屋 清兵衛

此外地子町 連 名

町御奉行所

二月十六日。十村等忠孝の者あらば上申すべきを命ぜられたるを以て請書を呈す。

〔改作所舊記〕

忠孝之者有之候者、是以後猶以様子承届、早速御案内可申上旨被仰渡、奉得其意候。向後組下心懸、左様之者御座候はゞ早速可申上候、以上。

元祿十年二月十六日

十村連名判

長瀬湍兵衛殿

永原權承殿

閏二月四日。鳶・鳥の巢を除くべしとの幕命を領内に傳ふ。

〔改作所舊記〕

鳶・鳥巢之儀に付、重而大御目付衆御申渡候。御書出寫差越之候條被得其意、無油斷巢を取拂

候様、組・支配中與力並家來末々迄急度可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々は、夫々相觸候様可被申渡候、以上。

丁丑閏二月四日

前田駿河守

長 大隅守

本多安房守

永原 權丞殿

長瀬湍兵衛殿

三月二日。永原丹七郎父子犬を殺すを以て人持組に御預となり、次いで越中五ヶ山に流さる。

〔政隣記〕

本件は犬を
愛育すべき
幕令を犯し
たるに因る

三月朔日、永原丹七郎基次は領三百石組外之處、元祿三年七月殺狼等之因罪知行被召放、仙石權之助に御預、同年重而一門中の御預に付、同姓左京宅に居住。然處先月廿七日息惣次郎に他所之犬來て喰懸る故、丹七郎手鎗を持出、右之犬を突、惣次郎も脇刺を以て伐殺之。依之右之趣を一門中より及御斷に付、今日矢部權佐・山村安兵衛に被仰渡、丹七郎手前承届言上。翌二日丹七郎儀、人持組千七百石奥村助六郎忠尙に御預、惣次郎は人持組四千石松平主

馬康滿の御預之旨、大橋長兵衛・寺西三郎平右宅の罷越申渡之。依之永原主税等いこ以上之一類指扣候様、前出壹岐殿被申渡。且同月四日丹七郎父子手前就御吟味、公事場不行伊藤平右衛門重徴・山崎源五左衛門由禮、公事場附御横目矢部權佐、御歩横目兩人、御預人々宅の罷越。

但、いこ以上指扣に候得共、他家の養子に參り候いこは指扣に不及。附、永原藤七郎はいこ違に候得共、御目通は指扣。

同月九日永原丹七郎父子共五ヶ山の流刑被仰出、同廿一日丹七郎は大崩嶋村、惣次郎は嶋村に被遣。

同廿八日一類之人々指扣御免。

〔袖裏雜記〕

永原丹七郎犬を殺候付流刑被仰付。被仰出等其大要者、矢部權丞・山村安兵衛覺書差越候。丹七父子爲躰不及是非に、此上者父子共に指預、猶又一往承届可爲流刑候哉。舊悪彼是重疊之者候條、雖死罪不可有異論候。寺西孫九郎と者各別之首尾候歟と、三月二日御親翰。

〔袖裏雜記〕

又三月廿日之伺之、越中五ヶ山の内大崩嶋村永原丹七郎、日嶋村永原宗次郎、右兩所へ被遣

置可然と何も僉議仕候。其内大崩嶋村に者、大塚次郎八若黨之父母・河村六兵衛夫婦罷在候へども、此者共は池田傳七被遣置候祖山村へ指遣可申与奉存旨、壹岐・備前紙面以新藏入御覽候處、此通宜被思召候。次郎八若黨父母之儀者、同村に罷在候而も無構事に被思召候旨、即日被仰出。

三月十六日。豚を金澤の市中に放飼することを告ぐ。

〔國事雜鈔〕

御飼ぶた、向後被放置筈に候條、左様に可相心得候。人々屋布廻なごあらし申候者、追拂申儀少も不苦候。併手あら等は仕間敷由、若御年寄衆被仰渡候間、御自分被得其意、町中可被申渡候、以上。

丑三月十六日

前田 清 八

三輪 七左衛門

町 同 心 中

口上覺

一、町中ね被放置豚、若死候ば其町より案内可仕由、肝煎中ね可被申付候。萬端犬同事と相心得尤に候、以上。

廿六日は前
文と同じく
十六日なる
べし

丑三月廿六日

三月廿六日。先に大阪の御藏屋敷變更の爲出張したる會所奉行等歸國す。

〔政隣記〕

三月廿六日會所奉行平野岡右衛門豊時・改作奉行佐藤忠左衛門成禮、大阪御藏宿改爲御用、去年十一月三日發出之處、右御用相仕廻今日歸着。但御藏宿木屋五兵衛御米代銀四千貫目引負、備前屋了牧も引負に付御藏屋敷被召上、代り升屋市郎兵衛御藏宿木屋、備前屋代り辻次郎右衛門・井川善六に被仰付、御舟雇裁許只今迄升屋市郎兵衛・木屋五兵衛之處、木屋は被指除、升屋並具足屋七左衛門・鴻池新七に被仰付。

春。金澤町の戸數・人口を調査す。

〔雜錄〕

本町家數人數付

一、二千二百八十五軒

家數

内千四十三ヶ所

裏屋借屋

一、一萬八千九百四十九人

人數

内

本文は一切
の武家を除
きたるもの
なり

一萬五百二十四人

男

八千四百二十五人

女

一、三百五十四軒家數

御門前町・西御坊町・東末寺町、惣構橋番人、大工肝煎三

人手合、大鋸肝煎一人手合

内百九十二ヶ所

裏屋借屋

一、二千六百三十人

人 數

内

千四百四人

男

千二百二十六人

女

地子町家數人數付

一、九千四百四十六軒

家 數

内二千三百五十九ヶ所

裏屋貸屋

一、四萬七千五十七人

人 數

内

二萬三千八百八十六人

男

二萬三千百七十一人

女

惣家數

〆一萬二千八十五軒

惣裏屋借屋數

〆三千五百九十四軒

惣人數

〆六萬八千六百三十六人

内

三萬五千八百十四人

男

三萬二千八百二十二

女

右元祿十年の春改。

四月朔日。金澤城附近火災の際に於ける心得を示す。

〔御定書〕

御城近き火事之時分者早鐘つかせ可申候。然者前々より相定候、御城中請取之所々被罷出衆者、尤參出可有之候。其外之衆中は不被罷出筈に候間、此旨何茂被承知候様可申談旨、前

田駿河守被申渡。

四月朔日

四月十六日。郡中にある松・杉・桐・槻・檜の巨大なるものを録進せしむ。

〔改作所舊記〕

覺

一、御支配所々に、五木之内大木、山方・里方共に何方へと申所に何本有之儀、夫々大概は相知可在之候得共、前々より慥に爲御記置候事は有之間敷哉。向後之儀委曲相知候様に爲御記、帳面御仕立、此場御出可有之候。勿論各手前にも、帳面御仕立置可有之候。乍然此儀迄之御用に、急に改人御遣候には及間敷候間、夫々役人共透々、又者序有之時分爲御記、畢竟來年夏中迄之内、帳面御出可有之候。

一、五木之内にも大木有かね候茂可有御座候。其故目通之尺付相記遣候間、此尺付より上之木を爲御記可有之候。長さ之儀は慥に相知申間敷候條、大概目通り之かつかうに應じ、御用可相立程見計、中勘相記候様可有之候。

一、山方・里方共、押立社等に有之分は被差除候而、在々宮林に有之大木も、此尺付より上之木は御記可有之候。

一、松 目通り八尺 一、杉 同斷 一、桐 同斷

一、槻 同斷 一、檜 同斷

右五木之儀、前々より御縮有之候條、其内大木之儀爾等改置候事は無之躰に候間、向後は儘に改置可然与存候。勿論不斗御尋之儀も可有御座候間、左様之時分右帳を以、委細早速尋明候様仕立可有之候、以上。

丁丑四月十六日

御算 川場

右御算用場紙面寫遣候條、委細得其意、五木之内大木に而右之日通り相應之木、御林之儀は勿論、百姓持高之内並居屋敷廻り・宮林等に不限、何方に有之候而も書記可申候。帳面之儀は郡切に、十村・山廻り連判に而、控帳共二冊仕立可出之候。尤大木有所より、其領分村へ道程、金澤へ何程と書記可申候。

一、能美郡御林之儀は、本保内藏方より被相改候間、其外百姓支配之分帳面可出之候。御算用場如紙面急御用に無之候間、何茂手透又者次手之刻相改可申候。帳面仕立候砌は、下帳を以可及相談候。加指圖本帳相究可申候、以上。

四月十八日

永原 權 丞

御郡廻り 長瀬湍兵衛

地方は町立
の地に屬す
るも人家な
き所をいふ

加賀・石川・能美郡十村山廻中

松任町方・地方肝煎中

四月 家作・服飾・贈答・酒宴等の凡て奢侈に陥るを警む。

〔政隣記〕

覺

一、勝手不如意之面々多候處、度々參會・振舞等被仕候儀不可然候。向後可被相止候。假令勝手被取續候面々も可被准之候。押立候祝儀、又は無據儀に而振廻候はで不叶儀候者、其時々組頭に申斷、可被受差圖候。且又衣服連々結構罷成候。他國御供御使之外者、成次第簡略可被仕候。隨分かるき衣服可然候。見苦分者不苦、宜は結句不可然候。第一無用之諸道具求被申儀可爲無用候。此外先年より度々各行跡之事申談候趣、無違失様に被相心得、彌以急度可被相愼候、以上。

丁丑 四月

一、家作之事、不叶儀に而被致家作候者、成程軽く、指圖等且又入用圖前廉に被出、其上にて可被申付事。

一、他國御供御使之事、從者裝束等いらざるきれい成儀、並無用之人數等被相止、畢竟身躰

不相應之躰に無之様可被相心得候。從者之員數等、頭迄相談可被受指圖事。

一、婚禮之事、成程軽く可被相心得候。入用之道具色々有之故、其品不書頭候間、其節に至り委曲頭迄被相談、可被受指圖事。

一、音信・贈答之事、假令押立たる祝儀たるといふ共、成程軽く其驗迄に可被仕候。其外者堅く可爲無用候。勝手不如意に無之面々にも、不入音信・贈答被相止尤に候事。

一、鷹之事、一向無益之品に候得共、勝手不如意に無之面々は、爲養生行歩、鶴以下所持は各別に候。然共頭迄被及斷可被受指圖候。勝手不如意之面々は堅無用に候。乍然病氣之様子により、無據品も有之候者被及斷、是又可被任指圖候事。

一、先祖等年忌作善之事、おもき執行無用に被仕、軽く茶湯可被仕候。是以頭迄可被及斷事。
一、諸勸進之事彌以可爲無用事。

已上

右御覺書之趣、並以御口上被仰渡候。品々委細得其意奉存候、以上。

元祿十年四月

誰

判

何之誰殿

四月。初めて越中魚津郡代を命ず。

〔諸事起本〕

一、魚津郡代は元祿十年四月始て永原治兵衛被命、列金澤町奉行の次、料知二百石、與力五人、足輕四十五人。但、内五人手替附小者五人也。

五月十四日。山廻及び十村に命じて松山の保護を怠らざらしむ。

〔改作所舊記〕

松山之儀、山廻縮仕候へ共、松山以外猥に候間、向後山廻り山を廻り候はゞ、山近在村々を罷越、肝煎印判を取可申候。肝煎有合不申候者、組合頭又は長百姓に而も印判取可申候。一、十村共其組々松山あれ不申様、隨分可申付候。山あれ候はゞ、十村共無念に可罷成候。山廻之者共へもせこを入可申候。

一、往還並松根本、田地之方掘取申に付而、木ころび候間、前々之通付け足し可申候。

一、同道上口はぜんく悪敷罷成候間、向後は年々道之直り申様、道請取村々より作り可申候。

右は元祿十年五月十四日御郡奉行より申渡候由留あり。

五月廿一日。百姓に作物の種子を選擇して保存すべきを命ず。

〔上田舊記〕

一、百姓萬種物惡敷を蒔候得ば、出來劣申候得共、勝手不如意之者共は其考も不得仕。急成時は給物に仕、種物用意不仕、其節に至り惡敷種籾を才覺仕漸蒔躰に候。向後者麥其外作物出來之時分、夫々相應之種物宜敷を爲取除候而、肝煎・與合頭見届、封を付置候様に組々可申候、以上。

元祿十年丑五月廿一日

改作奉行

五月。鐵炮の使用に關する幕府の法令を領内に傳ふ。

〔上田源助舊記〕

一、猪・鹿・狼多出田畑を荒、人馬にも障り候者不及伺、玉込鐵炮に而爲打可申旨。
附、目付に家來付置候儀、並打留候類、寄々書付不及指出旨。

一、玉込鐵炮免許之儀に候間、常威打並日切威打、向後不及願旨。

一、獵師鐵炮相續並増減之儀、鐵炮改方に不及相窺、御代官・領主・地頭可爲勝手事。

一、用心鐵炮並寄進鐵炮之事。

一、商賣鐵炮並質物鐵炮之事。

右三ヶ條者前々之通り相心得、鐵炮改方に相伺可被任指圖候事。

一、獵師共荒候畜類打候外者、在々並町方鐵炮打申間敷候旨、御代官・領主・地頭方に而常々

遂吟味、每歲一度宛鐵炮改方の證文可被指出候事、以上。

丑 四 月

鐵炮之儀に付、大目付松平石見守殿より御渡候御書立之寫指遣候旨に而、御年寄様方より元祿十年丑五月御郡奉行に御觸付。

六月十日。刑を受けたる百姓の財産に關する處分法を定む。

〔改作所舊記〕

一、向後下百姓之儀、或者疵付御追放、又は斬罪被仰付者は、家財・農道具共に十歩一爲拂可申事。

一、下百姓疵付不申御國御追放、或所御追放被仰付者は、家財被下候事。

一、本百姓並下百姓、改作方より家追出に申付者、高・農道具取上、外之道具之儀は構不申候事。

一、右下百姓高之儀は、上百姓へ相渡支配申付候。上百姓支配仕兼候得者、餘百姓に可申付候事。

一、上百姓右之品に被仰付者之下百姓持高は、跡々之通其外百姓支配申付、上百姓持分は追而高・農道具餘百姓に可申付候事。

以上

元祿十年六月十日

六月十六日。町方の婦人にして老年ならざる者の上國に赴くものあるを禁ず。

〔國事雜抄〕

一、町方娘・嫁或妻・後家等、歳若き者上方に參詣仕候共、向後は御手判被下間敷旨。去共歳罷寄、信心にて參詣仕様成者は、御手判可被下旨、御口上にて被仰渡候、以上。

丑六月十六日

六月十八日。前田綱紀今次の參觀に隨從すべき老臣を定む。

〔前田備前家記〕

元祿十丁丑歳六月十八日、於二之御丸表御居間わ被召出、御直御誕。今年儀、去歳以來不作等之儀に付て、御留守中御仕置之儀別而無御心許被思召候。仍之年寄中少茂人多に被殘置度被思召に付て、前田對馬一人江戸御供被仰出候得共、於江府毎々御家老役之者兩人御城わ之御供相勤、御目見茂兩人被仰付候。先年間違之儀有之、奥村伊豫・津田玄蕃被召連候時分一人

自分ば前田
備前

當昏は當暮

御目見、以後何かと滯申儀も有之付て、今年之儀も一人被召連、重而之御格如何と被思召、旁々御内證をも聞召被合之候處、菟角如毎々兩人被召連可然御様子に候。自分儀は去年茂被召連、大儀に被思召候得共、右之御首尾に付て當分御供可被召連條、其意得にて萬端軽く、當分御使相勤候心得に用意可仕候。とても來年は御姫様・備後守様之御婚禮に付て、御輿・御貝桶等之役人、年寄中之内御國より可被召寄候。たとへ當昏亦是來春御歸し被遊候とても、菟角右之通當分之意得にて可罷越旨被仰渡事。

右畢て御前退出以後、葛卷新藏を以、黄金二十枚以御目錄被下之、俄に御供被仰出、爲用意被下之候。内々にて被下事に候條、右金子は稻垣三郎兵衛・鹽川安左衛門方より、自分家來を招爲相渡可申旨、新藏迄御内意。依之稻垣・鹽川に及示談候旨、新藏演述也。不存寄金子致拜戴、別て有難奉存旨新藏迄及御請。

右は六月十八日越後屋鋪出座、八時歸宿候處、追付御用候條可登城旨、新藏より奉書來り、即刻登城之處右之通也。

六月二十日。宗門を變更せんとする者の心得を令す。

〔十村勤方類集〕

覺

一、惣領せがれ並養子或は養子等之儀、其家繼申宗旨、寺々堅く可申付事。

一、兄弟懸り人等之儀は、其親方相對を以宗旨替可申付事。但兩親・祖父・祖母・伯母・兄弟、親方之者納得いたし不申、我儘に宗門替可申付、親方之申儀も承引不仕族は、急度可申付候。親方納得之上を以、證文ども取かはし、夫々此場の罷越、願聞届宗旨替可申付事。

一、一度替候而者、替申儀成不申候間、其段急度可申渡候事。

右宗旨替申儀、覺書を以而申渡紙面あらめに付、重而多人相談を以如斯に候條、今年より宗門替、寺替之通り相心得可申候、以上。

元祿十年六月廿日

岡田助七郎

古屋六丞

礪波・射水十村・御扶持人中

六月廿四日。町會所の式日に就いて上申す。

〔國事雜鈔〕

私共町會所に相詰申式日、四日・十日・十六日・廿日・廿四日・廿八日、右六日跡々五時過より九つ迄罷在候。去年十月より八時迄罷有申候。御用多刻は七時迄も罷在候。同心共之儀は長日毎に相詰申候。勿論私共罷出申節猶以相詰申候、以上。

長日は丁日
なるべし

六月廿四日

三輪七左衛門

前田清八

多賀信濃殿

玉井勘解由殿

六月廿六日。金澤城二ノ丸の殿閣成りたるを以て移徙の儀を行ふ。

〔聞書〕

一、同年六月六日二之御丸御造營相濟、就御移徙爲御祝儀、御子様方並年寄中より献上物有之。

一、同年六月廿六日御移徙爲御祝儀御能あり。

〔政隣記〕

同六日二之御丸御作事成就依御移徙、於櫻之間年寄中に御祝被下、給仕御表小將。

塩引切重
香物

御白粥 御吸物 鯛ひれ 御酒 御取肴 卷鯛

頭分は於檜垣之間御祝被下、給仕御大小將。

鹽引之代田作、其外右同斷。

表・奥共在合之頭分以上、且定番頭並御留守居物頭者、依召罷出頂戴之。恭姫様附水野次郎

右衛門重正三百石者、頭分末座に而頂戴之。

右爲御祝儀献上如左。

恭姫様より 御小屏風一双 鹽雁二双

節姫様より 鹽雁二双箱入

勝次郎様より 並鯛一箱

富五郎様より 鹽鴨三双箱入

毛氈三十枚 雁二双箱入 本多安房守

御盥二箱入 御湯次二箱入 鹽鴨二双箱入 前田源隨

御手燭廿箱入 鹽皂三双箱入 前田主稅

御手水鉢三圓一信樂 二唐金箱入 皂三双箱入 横山左衛門

御臺子三飾黑塗風呂水指、柄杓立、水盥、蓋置、釜環 鹽皂二双箱入 前田對馬

御手水鉢一信樂 一唐金箱入 鹽皂三双箱入 奥村壹岐

二枚折御屏風二双内一双 近江八景 狩野探信筆 奥村伊豫

皂三双箱入 狩野伯圓筆 多賀信濃

御祝御當日は就忌中同月十日献上之人々。

御屏風二双 内一双 七福神裏櫻幕 一双 八景 長 大隅守

鹽梘二双箱入 御湯次二箱入 鹽梘二双箱入 村井出雲

同斷 前田備前

七月十日。藏宿たるもの、妻子にして旅行する者あるときは之を届出でしむ。

〔國事雜鈔〕

當町藏宿仕者、親兄弟遠所の罷越候共、妻子之外御斷におよび不申旨被仰渡候、以上。

丑七月十日

七月十三日。前田綱紀參觀の途に就く。

〔政隣記〕

七月十三日卯刻金澤御發駕、當御留守中御月番毎日越後屋鋪に出席、式日には年寄中不殘可有出席旨被相定。従是以前は諸役人於月番宅勤之、御横目毎日出席。

當御留守より裏御色代番止之、組外に柳之間勤番被仰渡。

但、是迄は人持組・物頭中より御留守中勤番之處、今年より止之。

當御留守より毎月朔望之出仕、御在國之通二之御丸に可有登城旨被仰出。且金谷御門勤番是迄與力相勤候處、御發駕御當日より御馬廻御番可勤旨被仰出。

〔改作所舊記〕

今年御參勤、七月十三日御發駕、津幡寄馬五百疋。

七月廿五日。前田綱紀江戸に著す。

〔政隣記〕

七月廿五日江戸御上邸に御着。但從御道中被仰出、追分口より被爲入之間、御門内暗く無之様提灯爲燈、尤割場奉行一人、御歩横目二人、押足輕召連可罷出旨被仰出。則追分より被爲入、御先道具中御門前に相殘、御持弓番所之方、御色代前に御留守に相詰候頭分、何茂白洲に罷出御目見仕。今般相改、平士之分は御目見に不罷出。其外毎々之通。但本文之通に而裏御式臺より御入、且今日毎々之通、御老中方並井伊掃部頭殿・本庄因幡守殿御廻勤。翌廿六日上使土屋相模守殿御出。

七月廿八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月廿八日、月次なり。松平加賀守綱紀はじめ參觀の拜謁するもの五人。

〔政隣記〕

七月廿八日、御登城御下り、直に御老中方御勤、御歸館之上御普爲聽。

今日御登城被遊候處、於御座間御目見、其上御手自御熨斗御頂戴、且又御在國中度々御使者被上之儀、並御息災之趣上意有難思召候。先達而御老中迄御願置被成候御講釋・御仕舞之儀、今少冷敷罷成可被遊旨御懇之上意。其外對馬・備前御目見被仰付、忝仕合被思召候。此旨頭分之面々に可申聞旨被仰出。

右之趣御年寄衆に以御書被仰下由、八月十五日金城出仕之面々に被仰聞有之。

八月六日。十村等油種を藩外に輸出せざる件に付き意見を上申す。

〔改作所舊記〕

金澤町人は
柄巻屋利右
衛門・越中
屋治兵衛

油直段下直可仕旨、金澤町人より、惣而油種他國・他領に洩不申様、御國中縮可仕旨申上候に付、御郡方につかへ申儀有之間敷哉、就御尋申上候。

一、菜種等惣而油種他國洩不申様仕、御公儀に上げ油、其外御家中入用之油共に、下直罷成申様可仕旨、宜儀与奉存候。

一、菜種之儀作り申時分より御納所に當日、年内より手前宜町人等に約束仕賣申所に、向後右望人、菜種出來時分御郡方へ罷出、何角縮がましき儀仕候者、買手きづみ賣場つかへ可申

きづむは手
扣の義

候。左候へば向後作かね可申候。尤菜種之儀は、直段春より高直に御座候故、賣場むづかし
く下直に罷成候者、せんく菜種多作り申間敷与奉存候間、菜種賣申節、跡々之通百姓勝手
次第被仰付可被下候、以上。

元祿十年八月六日

石川・加賀郡惣十村連名

御改作御奉行

八月十二日。百姓をして藩の用銀調達の命に應ずべきことを諭さしむ。

〔改作所舊記〕

當年大阪御登米少々に付、御拂方差つかへ申候間、随分情を出し御借り銀上候様、御支配人
々々可有御申付候。百貫目に御米千石宛大阪に而御指除、右御拂代銀に而元利段々返辨申圖
りに候。證文等も御年寄衆より御差遣可有之候。今般御かり銀之品替り申候條、今月・來月迄
之内に急々御拂方有之候間、指上可申と申銀子御聞届、御申越可有之候。右之趣當場より可
申達旨、御年寄衆御指圖に付如此に候、以上。

八月十二日

御算用場

永原 權承殿

長瀬湍兵衛殿

八月十四日。船舶を賃貸することを禁ず。

〔廳事通載〕

所々浦方におゐて船貸候儀御法度、假令貸候共請人取置貸可申旨、先年より被仰出候。彌貸船不仕、國舟に而も番を付置、盜不申様舟持之者共急度申渡、請書付取置、其身共御請上之可申候。勿論浦方縮急度可申渡候、以上。

八月十四日

長瀬湍兵衛

加賀・石川・能美浦方十村中

永原權丞

眞鑑は親簡

右元祿十年御觸也。御文段之内國舟と有之處、眞鑑之書損と相見る。圍舟と申儀にも可有之歟。

八月二十日。加賀二郡の紺屋を調査し且つ黒染の註文を受くる時は之を記帳せしむ。

〔改作所舊記〕

松任並御郡中所々に居申紺屋、何村誰と、人々一郡切帳面に記可出之候。紺屋之外に黒染仕者、向後染物請取候砌、何色之物何方誰々、侍は誰内誰方より何月何日に請取染候由、帳面

に記置可申候。盜物等染直し色をかへ候に付、此等之趣吟味之ために候間、紺屋中改置可申旨、加藤十左衛門方より示談に付如此候條、右帳面今月廿五日切に可出之候。本帳は十左衛門方へ遣候、下帳は此方に留置候條、二冊宛可出之候、以上。

八月廿日

永原權丞

三郡・松任

長瀬湍兵衛

猶以紺屋數之帳面、松任は別に一冊調可出之候、以上。

八月廿六日。加賀二郡の質屋を調査せしむ。

〔改作所舊記〕

松任町並宿方其外御郡方におゐて、質物取申物者何方誰々乎、一郡切に帳面に記、早速可出之候。押立たる質屋にて無之共、輕品少々之質物取申者も書入可申候。右之趣加藤十左衛門方より示談に付如此に候、以上。

八月廿六日

長瀬湍兵衛

御郡廻 永原權丞

能美・石川・加賀郡・松任肝煎

〔改作所舊記〕

三郡質屋しらべ加藤十左衛門に申遣候儀、元祿十年八月より始る。

九月四日。今後寺庵の移轉することを禁ず。

〔國事雜鈔〕

寺庵方所替仕儀、向後罷成不申筈に候。〔 〕裁許〔 〕。寺庵方若所替候節者、即刻御案内可申上候旨被仰渡候。且又庵持道心者之類家賣所替仕候者、是又何方に罷越申旨御斷可申上旨被仰渡候也。

丑九月四日

九月十六日。酒造業者の運上に關する幕府の法令を傳達す。

〔岡部氏御用留〕

酒造連上之儀に付、公儀御奉行衆御書出指遣候間、可被得其意候。當暮酒造連上取立之品は追而可申入候、以上。

九月十六日

御算用場

生駒傳助殿

今井源六郎殿

覺

本文は幕府
の令なり

一、酒商賣人多、下々猥に酒を吞、不届儀共仕候に付、今般酒運上取立、運上に應酒直段高直に成、下々酒多給不申積、就夫酒屋減候分者其通に候事。

一、運上之儀、江戸並御料者公儀被相伺、私領方は地頭可取立事。

一、運上員數、唯今迄酒商賣直段五割程茂高直に成積、運上取立可申候。酒善惡に應直段高下就有之、少々過不足は無構、大概右之通取立可申事。

一、江戸は御用相達候御酒屋共之内四人、右之改並運上取立申筈候。在々は御代官より相改、手代相廻運上取立申筈に候。但酒屋家數多所は、御代官手代計りに而は改委細難成に付、其所酒屋共之内一兩人宛、三・四人程酒屋數に應、改並運上取立之儀を申渡、取立候筈之事。

一、運上取立候役儀申付候酒屋は、手代など差置、其儀に付入用茂懸候積を以、失却無之少之徳分在候様に、入用爲取申積候間、私領方に而も其心得可在之事。

一、右改運上取立役相勤候酒屋茂、自分造候酒之運上は人並に出可申事。

一、運上之儀造酒屋計取立、請賣之酒屋は不及運上候。たとへば他領之造酒屋より請賣仕候酒屋有之候はゞ、何方より請賣候哉買本を聞届、賣せ可申候。何れ之道に茂彌重に不成、運

上取落も無之様に可有吟味事。

右之通爲心得書付候、以上。

丑 九 月

九月十八日。酒造業者に運上を課するを以てその造石高を隨意にせしむ。

〔岡部氏御用留〕

一、新酒勝手次第に爲造可申事。

但何石何斗何升与酒之石高を改置、追而運上銀取立可申候間、酒石高承届次第書付を以可及案内候。金澤表直段一升到付代一匁宛之由に候得共、無構所相場に爲賣可申事。

右之通今日御算用場御奉行衆被申渡候條、面々得其意、組下可申渡候、以上。

九月十八日

生駒 傳助

今井源六郎

十 村 中

十月八日。明日徳川綱吉の上野に赴く際江戸邸内に火を焚くこと平常の如くなるべきを告ぐ。

〔前田貞親手記〕

十月八日。

一、上野御成之時分、御家中火不燒儀、御横目ども心得ちがひと被思召候。禁烟之御定も無之、何時分より急度御觸有之儀も御聽不被遊候。人馬之食物は、毎日拵不申しては不叶ものに而、其内平日とはちがひ候へば、常よりも切々足輕等ども廻し、烟など多く出、脇之火見前よりも目立候程に有之小屋候はゞ、早速其段申聞候得者宜候旨、若年寄衆並御横目方へも以新藏被仰出候旨、村田彌三郎演述。仍之明日上野御門主へ御成之事候故。例之通烟たて不申様に今晝何も相觸申候條、重而觸直之、右之趣に候得者、少々食物など相拵候ために火燒候事は、不苦旨可申と存候旨村田演述之事。

同 九日。

一、今日上野御門主に御成に付而御門留之事。

十月十一日。前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聽く。

〔徳川實紀〕

十月十一日、論語の講筵あり。家門並に松平加賀守綱紀・松平左京大夫頼純・松平出雲守義昌・松平讃岐守頼常・藤堂和泉守高久・松平播磨守頼隆・松平大學頭頼貞・酒井河内守忠舉拜聞す。

次に猿樂の御遊あり。同じ輩並に松平陸奥守綱村・松平薩摩守綱貴・佐竹修理大夫義苗・松平備後守吉長・池田内匠政倚拜覽せしめられ、おのゝ響應せらる。家門家司もおなじ。次に家門並に加賀守綱紀に金入五卷・錦二卷・純子三卷づゝ給ふ。

〔政隣記〕

十一月は十月の誤

十一月十一日、兼々御願之御講釋等に付、辰刻御登城、酉下刻御歸館御普爲聽之趣。

今日於御城御講釋御聽聞、御能御拜見、其上御懇之上意、御手自御目錄を以御卷物御拜領被成、重疊難有思召候。此旨可申聞旨被仰出。

右御卷物、新組之者八人長持に入持之、御歩横目・御小人目付一人宛、新組之者頭四人罷越、裏御色代わ持參。依之御歩目付は御廣間溜、御小人目付等於御使者之間、二汁五菜御料理等被下之。新組之者は於上使腰掛に御料理被下之。

十月廿八日。本年米作不良なるを以て收納米の検査を緩にせしむ。

〔參議公年表〕

當夏より天氣不宜候に付、作毛實入惡敷、其上打續雨繁候故、米出來やはらかに有之由。就夫米拵等之儀、隨分入念候様に者申付候得共、例年之通米撰候而者、納所手づかへ可申候條、右之通相心得、御藏入・給人知共に米納候様に仕度旨、改作御奉行及斷候處に、其通に可申觸

旨御年寄衆被仰渡候間、御自分並御組共に可被得其意候、以上。

十月廿八日

御算用場

十月廿八日。酒造業者の運上徴收に關する細則を定む。

〔岡部氏御用留〕

一、御郡方酒運上之儀、當暮より所々酒屋共、前々之通勝手次第爲造、酒之石高相改帳面に記置、運上取立可申事。

一、酒直段之儀、金澤之格に無構、御領國中其所々、唯今迄賣來候直段に、五割運上取立可申事。

一、酒之善惡により、直段高下三品程に定置可申事。

一、酒石高改、相極候以後損酒出來候はゞ、其趣吟味人に相斷、見分之上直段下直に相極、准其五割之運上取立可申事。

一、請賣酒之儀は、元酒屋承届爲賣可申候。元酒屋に而運上懸候得ば、請賣人より運上取立申間敷事。

附、他領酒造買元相知候分は、酒運上之様子相尋、爲致請賣可申事。

一、酒造高吟味仕、運上取上申役人之儀、所々小物成取立人に爲致裁許可申候。依之被下銀

之儀、或其所酒屋軒數、或酒造多少により見計、運上之内を以被下銀追而相極可申事。

一、運上銀每歲七月・十二月兩度に爲取立、畢竟御郡奉行並所々奉行人等縮仕、金澤へ指越、御土藏へ上納可仕事。

一、今般改運上指上候得者、前々より在來之酒役銀之儀は、向後取立申間鋪候事。

右酒造運上之儀、今般御年寄衆へ示談仕、如斯相極候條、各御支配中へ被申渡、運上取立可被申候。酒之石高帳面之儀、本帳は各手前に被指置、被致寫奥書を以當場へ一冊宛可被出候。且又運上銀、定之通兩度に上納仕、畢竟御土藏切手を以、諸事小物成之格に遂算用候様、御心得可在之候、以上。

十月廿八日

御算用場

生駒傳助殿

今井源六郎殿

十一月十二日。金澤に於ける油及び油種の賣捌人を指定す。

〔温故集録〕

乍恐申上候。

一、胡麻・木實類問屋仕、並木實油私共一軒賣仕度旨最前願上候處、問屋之儀者被仰付儀難成

候間、何とぞ勘辨仕申上候様被爲仰渡候。左候はゞ木の實之間屋指除、木の實油・ごまの油・
 ゑの油迄私共一軒賣に被爲仰付、勿論京都其外所々より持來候右品々之油之儀も、私共支配
 仕候様被爲仰付可被下候。然者最前御請仕候通、御城中御用之油無御手搦指上、代銀は三ヶ
 月切に請取、直段毎月平均相場に一升到付一分宛下直に可仕候。菜種並油他國・他領に洩不申
 様に、津々浦々に見廻り吟味可仕候間、被仰付被下候はゞ難有忝可奉存候、以上。

元祿十年九月廿八日

南町 柄卷屋 利右衛門

材木町 越中屋 治兵衛

町御奉行所

覺

南町 柄卷屋 利右衛門

材木町 越中屋 治兵衛

右兩人、向後油並油種他國・他領に洩不申様縮可仕旨、當町奉行衆迄願、則吟味人に相究候
 條、各支配所にも右人々罷越相改可申候間、被得其意、末々可被申渡候。尤右品他國・他領に
 出申儀、前々より御停止候へ共、密々に洩申由に付、今般吟味人相究申事に候、以上。

丑十一月十二日

御算用場

十二月十一日。前田綱紀所々に在番・在住する士の年頭參賀に關する規定を令す。

〔袖裏雜記〕

所々在番在住之面々年始金澤に參上之覺

一、小松在番之面々者、守定之趣、隨其日限可致參上事。

附、年頭之外に罷出儀有之時者、前方年寄中迄窺之、可受指圖事。

一、所々役人之儀、是又應其定可致參上、尤役所之用事不差支之様に可相心得事。

一、他國在留之面々者、親類又者其身病氣等之外、雖爲年始不及參上事。

右之趣昨日出雲に端々申合候へども、不詳候條如此候。畢竟小松在番之外者、只今迄之通替儀無之候。在番之輩も於年頭者、每時不及伺之、定之通可致參上候、以上。

十二月十一日

十二月十九日。前田綱紀、徳川綱吉より初めて寒氣見舞の使者を受く。

〔御年表〕

十二月十九日初寒氣御尋、上使御小將番頭阿部遠江守正房を以御檜重御拜領。

十二月廿六日。金澤町人の家財を關所に附する場合の手續を定む。

〔國事雜鈔〕

覺

一、金澤町人斬罪、或疵付追放等被仰付候者、家財關所仕候刻、所持之金銀並外に貸置候金銀・賣懸銀不殘取立、諸道具之内跡々より公事場の上り候品々之分、先格之通可被上之事。

一、斬罪或疵付追放被仰付候者之方は、外より金銀借り置並賣懸銀有之刻は、右所持之金銀・賣懸銀等指引仕、並諸道具拂立代銀を以貸主方は相濟し、餘銀之分可被上之候。若餘銀於無之は可爲其分事。

一、家並屋につき候品々、先格之通金澤町中へ被下候事。

右關所之儀、前々より如此候處、中頃より致混亂候に付、今般先格之通御年寄衆へ相違候條、金澤町中之儀向後彌可被得其意候、以上。

元祿十年十二月廿六日

公事場印

町會所

元祿十一年

正月五日。俳諧に賞を懸くることを禁ずる幕府の令を傳ふ。

〔改作所舊記〕

本文は幕府の令なり

俳諧者連衆之内、褒美と名付、器財をかけわざの様に取遣り仕、畢竟博奕之勝負に似寄不
宜相聞申候。左様之取遣りを定、博奕わざ仕成候儀向後無用に候。左様之仕形致密々、脇よ
りあらはるゝにおゐては可爲曲事候。勿論有來之通俳諧者致候儀は、其通に候事。

丑十二月晦日

丑は元祿十年なり

今般別紙之趣に付而、御家中嚴重に可申渡旨被仰出候故、於爰許夫々申觸候。依之右寫進候
條、早速急度被仰觸可然存候、以上。

正月五日

前田對馬

前田備前

横山左衛門様

奥村壹岐様

村井出雲様

右之通前田對馬・前田備前より申來候條、被得其意、支配所未々迄急度可被申渡候、以上。

戊寅正月廿三日

奥村壹岐

村井出雲

横山左衛門

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

元祿十年の公儀觸、翌春到來也。

〔前田貞親手記〕

正月九日。

正月九日は
前田貞親手
記の日附

誹諧禮物之儀御停止之趣廻狀に申來候。此儀御家中可相觸儀に候、申渡候哉之旨以新藏被仰出候付而、右廻狀之儀いまだ見不申旨申上候得者、如何之事に候哉、此儀は勿論事に候故被仰出にも不及事に候得共、若被仰出を見合申儀も可有之哉与被思召、爲念被仰出事候。早速嚴重に相觸可申旨被仰出。

御使新藏

右之被仰出付而、同五日に觸狀相調夫々申遣、且又金澤年寄中にも同日に書狀相認候事。

正月十九日。前田綱紀の子雅十郎金澤に生る。

〔御年表〕

元祿十一年正月十九日金澤にて御男子御出生、雅十郎君と稱せらる。御生母は得田頼母女、源藏妹也。○後別所孫太夫重詮に下し嫁せしめらる。

正月。石川郡下小立野新開の由來を上申す。

〔改作所舊記〕

一、石川郡下小立野と申所は、先年大桑村より罷越、爰かしこ少宛畠を開支配仕候處に、寛永六年に辰巳御水ごう御出來仕候に付、其翌年御水ごう上水餘り申に付、大桑村に被仰付候は、唯今御水ごう餘水を以、下小立野田地に開可申と被仰渡候へ共、大桑村之者共御請不仕候に付、其後下小立野と申所新開高に罷成候間、望可申と御郡中の御觸被爲成候に付、私共在所は加賀郡涌波村に而御座候處に、右之様子承、私共在所より與兵衛・久兵衛・善右衛門・九郎兵衛・加兵衛・次郎兵衛・宗兵衛の七人、此者共罷出望申候へば、其時之御奉行様は辻平丞様・村山彌五右衛門様・神野六左衛門様・森權太夫様、右四人之御奉行様方私共召連、下小立野に御出被成候が、善光坂より上は板橋切、西は川懸け指除候而、東は御栗林いちご指除、其跡不殘私共領地に被仰付候に付、私共請取御田地に開立、田に成不申所は草刈場に仕置申候。然所私共七人に居屋敷三百歩宛被下候。其外に諸役御捨免被爲成候。然共御改作以前より、居屋敷・諸役も御郡中なみに罷成申候御事。

一、明暦元年に御粟林跡新開御高二百十六石、上野新村・三口新村・涌波新村三ヶ村に被仰付候に付、右之内六十石八斗私共在所へ御請仕請取申候故、東は御水ごう切に、其時より只今に到、私共支配仕申候。

元祿十一年正月

涌波新村百姓 四郎兵衛

二月六日。用銀の調達を郡中に命ず。

〔改作所舊記〕

今般江戸御入用之銀ひしと指搦申旨申來候に付、御借銀才覺仕事に候間、各御支配中に被申渡、夫々應分限銀子指上候様可被申渡候。尤江戸御入用御てづかへ儀に候へば、大切御事に候間、隨分情に入相調候様了簡可仕旨申聞、ヶ様之節御用相立候へば、第一御奉公にも罷成申事に候條、何とぞ追々にも指上候様に可被申渡候。勿論各之儀も、隨分無油斷可有御申渡候。百貫目に御米千石宛大阪におるて除置、相返申筈に候。證文にも、去年之通御年寄衆奥書有之首尾に候條、其段委細御申聞御才覺尤に候、以上。

二月六日

御算用場

右紙面之通寫遣候條、委曲得其意、其方共與之内勝手宜敷者共へ人々申聞、少々に而も銀子指上候様に可仕候。江戸御入用御てづかへ之儀に候へ者、大切成事に候條、其方共致了簡、

何とぞ御用相立候様可仕候、以上。

永原權丞

長瀬湍兵衛

石川・加賀・能美郡十村中

二月十九日。前田利家百年忌法會執行に先だち罪囚赦免の方針を決す。

〔貞親手記〕

二月十九日。

高德院様百年御忌就御法事大赦可致仰付、然ば禁獄之者共之内、大科之外書出し可申出旨被仰出候付、其元より被差越置候公事場奉行言上書付之趣を以、輕重書出入御内見申候處、御宥免・追放大抵如此に候。乍然於爰許拙者共僉議之儀は、公事場奉行紙面之趣を以相分ち申儀に候。各々儀者於其許淵底存知之事に候間、大根は右之通に而、猶更其許に而僉議次第可被申渡候。追放被仰付候者之内に而も、江戸御構之者も可有之旨被仰出候間、可被得其意候。將又瓦盜取候足輕武藤與四兵衛、山下三之丞せがれ儀、是は親存生に候へば相殘申内に而も可有之候へ共、親自害等仕儀に候間可爲追放候。且又追放立歸左門儀、御宥免にては立歸おほせ候と申ものに候由被仰出候。又圍女に罷成候さん事、是以御宥免一通り之者に而無之旨

就被仰出、右之者ども追放之内へ入申候。ケ様之儀も爲御心得申達候。

一、此般此方より申達候者共之儀は、其元より到來之書付に有之者どもに候。いまだ言上無之禁籠之者共之内にも、吟味差詰り顯罪之者は、一統に右之趣を以可被及御沙汰候。最早餘日も無之儀に候間、不被及相伺早速被僉議候而、夫々可被申渡旨御意に御座候。若今度之儀少々相違有之候而も、仕損には罷成間敷候旨、無遠慮僉議次第に可被申渡旨被仰出候。則右様書立入御覽紙面、並公事場言上之書付共進之候、以上。

二月

横山左衛門様

奥村壹岐様

村井出雲様

右同夜以新藏入御覽相極る。但廿一日の日附に相調遣之。此紙面は不入御覽相極事。

三月三日。前田利家の百回忌を修す。

〔袂草〕

一、參議行正四位下左近衛權中郎將兼加賀州刺史菅原綱紀朝臣。恭遭高祖高德院殿之一百年遠忌。就于本山開大齋會。以資薦冥福三日勤修。元祿十一刁年龍躰著雁攝提格春三月、右御

法有之。

三月十四日。加賀郡淺野村等の百姓、用水の妨害を除くべきことを歎願す。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

一、私共在所七ヶ村に取申用水、淺野川小橋之上みより取上申候。然所右用水町之内を通り申候へば、御地子町家有之所、年々に屋敷を仕出し、河せば罷成、水つかへ迷惑仕候。先年は幅九尺餘之用水に而、跡先は今以其通御座候得共、右地子町之内は漸々に三・四尺程に罷成申候。折々斷申入候得共、せんくせば罷成候間、先年之通河幅ひろげ申様被仰付被下候はゞ、難有可奉存候、以上。

元祿十一年三月十四日

淺野村・高柳村・松寺村・沖村・

乙丸村・田中村・磯部村 肝煎連名

田井村 次郎吉殿

右御斷申上候に付、致奥書上之申候、以上。

田井村 次郎吉

御改作御奉行

三月廿二日。蔭樹伐採に關する手續を示す。

〔改作所舊記〕

一、石川郡・加賀郡之内田島に障申松伐申度旨、百姓願候に付、共通申付候條、各右兩郡へ被罷出、御支配可有之候。則十村共より出候木數帳面相渡申候。

一、松田島日陰に成申所々、十村並村肝煎罷出相斷可申候條、御見計候而、其村々百姓共に爲御伐可有之候。松枝之分は百姓に可被相渡候。枝之外末々之分、御拂に罷成候間被渡間敷候。

一、伐申松長さ並目廻等、山廻之者御申付、間尺改極印打候者村々集置、二三ヶ村宛之木數帳面記、各奥書に而當場迄追々可被指越候。右帳面此方より御作事奉行へ相達、御用木に可罷成分は除置、殘分前々定直段を以御拂罷成筈に候。代銀取立之儀は、加州御郡奉行へ申談候。

一、陰伐松、惣而田島畔端より二間之内木爲御伐可有之候。高畔之上に有之松、田島之上に懸り申分も、平地之圖りにして二間より内之木迄爲御伐可有之候。但二間之内に而も枝迄下し可然所は、御見計候而本木は立置候様可有御了簡候。

一、村肝煎・與合頭一人二人宛代々に罷出、松伐人足裁許仕候様可被申付候。山廻りも郡切に罷出、伐申松之木數相改、並末木等之數も相違無之様しらべ置、各も其様子御見届可有之候。山廻之儀、此節方々御用に懸り罷在候故、誰々与相極申儀難成候間、其郡々に而明手山廻一人宛罷出候様可被申談候。則當場より其段申渡候。

一、惣松木數帳面に被相記、支配之十村・山廻之者判形御取、各奥書を以、畢竟仕廻候時分當場へ御持參可有之候、以上。

三月廿二日

御算用場

氏家喜八郎殿

小塚伴七郎殿

右ヶ條之通、今般松陰伐御奉行に申渡候條、可得其意候、以上。

三月廿二日

御算用場

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

四月十八日。前田吉徳初めて能を學ぶ。

〔政隣記〕

四月十八日勝次郎様御能御稽古初有之、御年九歳也。

右に付左之通從御前は御用人、從勝次郎様は御近習頭を以拜領被仰付。

御前より白銀五枚 勝次郎様より裕二 寶生嘉内

同斷 三枚 同御國染二端 御歩 上原吟丞

同斷 同斷 諸橋陸丞

四月廿九日。金銀箔使用停止の幕府令を領内に傳へしむ。

〔岡部氏御用留〕

今般從公儀、御當地町方は御觸在之候金銀箔御停止之趣、廻狀之寫、各は可相達哉之旨奉得御内意候處、可申遣由被仰出候。則右寫進之候條、被得其意、所々町奉行は可被仰聞置候、以上。

四月廿九日

前田 對馬

前田 備前

横山左衛門様

奥村 壹岐様

村井出雲様

町方の御觸

一、當座遣捨候諸色、金銀箔用候儀停止之事。

附、金銀水引停止之事。但末廣扇・能扇・舞扇各別、献上之外常之扇・團並たばこ入・たふ紙之類遣捨等心得、本文之通可相守事。

一、菓子入・盃臺金銀箔停止之事。

一、童子持遊びもの遣捨之類、金銀箔停止之事。

但、ひいな・同道具・はりこ類、前々之通りに而不苦候。其内結構無之様可仕候。其外の持遊び物者、本文之通可相心得事。

一、諸道具金銀・梨子地・粉るゝ・蒔繪之類は、向後結構無之様可仕事。

一、諸道具金物之類に、金銀みだりに遣候儀可爲無用事。

右之趣相守之、惣而無益之儀金銀用申間敷候。但右品々之内、唯今迄仕置之ものは、當年中は御用捨に候間、新規に仕置候分右之通可相心得候事。

寅三月 日

右前田對馬・前田備前紙面、並御書立之寫指越候之條、可被得其意候、以上。

戊子五月十八日

村井出雲

奥村 壹岐

横山 左衛門

今井源六郎殿

生駒 傳助殿

五月十四日。米見役能登屋伊右衛門の職務執行を妨害せざるべきを諭す。

〔改作所舊記〕

先年より金澤町人之内米見役申付、御領國中浦方・宿方爲廻、他領米並紛敷收納米等之儀、都而相改させ候。先年は米見役數人申付置候に付、公事場奉行證印をも爲持置候得共、近年は能登屋伊右衛門一人に極置候に付、不及證印候。其段數ヶ年之儀に候故、御領國之者共何も存知罷在儀に候へ共、此間は伊右衛門自分に米を改候様に、其所々奉行へ所之者共申成、米改指つかへ申由相聞候條、向後右伊右衛門任申旨、無滯米爲改候様に被相心得、支配之宿方・浦方並諸給人米納候藏宿共ね、急度可被申渡候。頃日心得違之方も有之に付、御年寄衆へ相達、先年之通猶更申觸事に候、以上。

戊寅五月十四日

山崎源五左衛門

伊藤平右衛門

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

不破彦三

五月廿六日。前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の演能を見る。

〔政隣記〕

五月廿六日御能爲御拜見御登城、辰下刻御出、酉刻過御歸館。御普爲聽之趣諸頭中へ對馬演述。

今日御登城之處、久々に而御能御拜見、御料理等御三卿様御同席に而被進、度々御目見、其上御手自御目錄を以御重視箱御拜領被成、重疊結構成御仕合忝被思召候。兼而は高砂・自然居士被遊候筈之處に、御願に付翁被遊、重而一統御願に付亂も被遊候。其外田村豊後守殿、江口中根大隅守殿御勤候。翁之儀者兼々別而御願被思召候。此旨可申聞被仰出候。

右御重視箱、於御城杉江木工左衛門受取之、御歩長屋彌左衛門指添、持參人には新組之者五人罷越候に付、御歩小頭挨拶、御菓子等被下之。通ひ坊主。

一、前々御拜領物、中御色代より上候得共、今般藤田平兵衛・永井織部僉議之上、御拜領物を
中御色代より上る事に而は有間鋪、大御門より、御大色代より、御歩長持共に御立關に而受

取、竹之間迄持參、竹之間より坊主共受取、御次の持參之事に相極。

五月三十日。水野勝長能登の内一萬石に封ぜらる。

〔徳川實紀〕

五月三十日、備後國福山城主水野松之丞勝岑は、去年の秋父美作守勝種うせしかば、襤褸の中にて家つぎ、今年わづかに二歳なりしを、家の長等保護して參府すこと、この四月二十八日封地を出しが、旅中にて病にのぞみ、此月朔日うせたり。よて封地十萬石收公せられぬ。されど祖先の勤勞を思めし、一族備前守勝直が子數馬勝長に、別儀もて能登の國西谷にて一萬石給はり、その祭を奉せしめらる。

西谷とは誤なるべし

〔越登賀三州志來因概覽〕

同年十一月より四十六村分高一萬石を、水野數馬勝長

備後福山水野美作守勝度十萬石、元祿十年卒、嗣子松之丞勝岑同十一年五月早世家斷、仍之同苗

備前守忠明の子勝長、於能州下村一萬石賜之とあり。且武鑑には結城へ得替を元祿十六年とす。勝長後叙隱岐守今の日向守勝愛の祖也。今の在所は下總國結城なり。に賜ふ。此時猶殘る十六村は公領也。

同年は元祿十一年

六月二日。前田綱紀取次を勤務する者の心得を諭す。

〔凌新秘策〕

一、元祿十一年戊寅六月二日、相公様御近習取次之者共々御渡被遊候御口上御紙面之寫。

口上之覺

一、取次之面々心得可有之事々、奥・表小將共目通に相詰、取次相勤候儀者、其譯きこえ難事にても、其々役人申通を取次可申候。聞まちがひ候儀を問返し候事は各別に候。其譯を不審仕も有之間敷候。但委細承届可參候由申付候時者、是以各別に候。

一、用事も申付候者共、諸事取次候儀は、急度其譯を承分、可致言上候。是以目通などにて取次申品は、小將共可爲同意事に候。

一、取次候者共手ぬるく候由申儀者、右用事も承候者共取次候時、一切譯立がたき事をうかご取次候を申事に候。但其譯を承分候とて、其口上を取直し取次申儀不宜候。先其者の申通を取次、此方より不審有之時、聞届候趣急度可申候。此時其譯を不申儀、先達而たづね返し具に不承故に候。こゝを手ぬるきと申候。然共益なき儀をば相尋問敷候。不入儀をも不審打候を才覺之様に存、物くごきもの有之、是者手ぬるきよりは劣たる儀与可存候。

一、右之通其譯を承届候儀を脇にいたし、其々役人申處を是非共請付不申、亦是言を□□、亦慮外之爲躰、一向取次仕者共の作法に而無之候。如何にも諸役人物ごと申にくからぬ様に仕、もつとも急度慇懃に仕、馴々敷爲躰有之間敷候。さてまた申所共譯難立候はゞ、承届之可致言上候處、詮議のためを不存、用事滞無之、其々筋宜有之様に心がけ候儀、第一の可爲

奉公候。

一、取次候者共の噂を申候に、何事も申能と褒候にも、亦是ものごと申にくきと謗候にも、善惡之二つ有之候間、能と褒申候共、かならずそれにのり申間敷候。此口上書之趣を引合、何とぞ相違無之様にと、朝暮心がけ候上、諸人の取沙汰も宜敷候はゞ、此紙面に叶候与存、いよ／＼取失不申様に心がけ、聊油斷仕間敷候。若又噂惡敷承候はゞ、此趣にちがひたる所可有之与存、朝暮心がけ、別而精を出し可相務候。但諸人一統ならざる批判者、信用たる間敷候。

右小將共用事承候面々、執次之差別可存辨候。不依何事に家身を忘れ、其事を大切に存寄、萬端油斷不仕様肝要に候。或は利口だて、或はひかえ思案、皆己がためを存、奉公おろそかなるにて候間、此段々急度相心得、常々不可存忘候、以上。

寅六月二日

追而執次候儀に不限、此紙面之趣諸事にわたり申儀候間、能々可存此旨候。但し諸事に付候而は、諸頭・諸役人・小將共之差別致し、其譯を立候儀別而能心懸に候、以上。

六月廿五日。前田綱紀近侍の士の勤務方を諭す。

一、惣而小將新規に罷出候者は、最前より有之者の様子を見習候之間、作法相嗜尤に候。殊更其方共五・六人之儀者、惣様之手本に可致事に候得ば、猶以萬事相嗜油斷有間敷事。

一、如何様之役儀申付候共、聊不可驕事。附、諸藝仕得候共、向上之體有間敷事。

一、不依貴賤、其々に隨ひ慇懃可仕事。雖爲家禮、無禮をなさず加憐愍、尤之事。

一、聲高成者下劣に候之條、可致遠慮、猶更於屋敷可愼事。

一、不限近所、立居爲躰之ぐわいに無之様に可相愼候。應對無之は、緩怠に相見候條可致其心得事。

一、近所にて戸障子たて明、器物之取扱、立ながら仕儀無作法に相見候間、可相嗜候。假令次廻りにても、可致其心得候。尤可依時宜事。

一、不依何事、某申付候を其々の申渡時、輕々敷籠相に無之様に、實躰に可申渡。且又諸事入念を、某申付儀不聞請事は可窺返事。

一、某心計候て申談儀有間敷事。

一、近所廻之儀、他聞之儀も有之候。各共不申演候はゞ、可存品無之候。假令不苦儀与存、親類したしき者に令傳語候へば、其餘事も洩易き事に候間、不依何内談之儀不可致他言、若洩手筋候者可承届置事。

一、衣服等は、其方共之事に候得者各別に候。不入道具華麗一切無用に候。勿論武具之分、成程可致吟味事。附、衣類等も私之榮耀有間敷事。

一、威儀・口上等專可相嗜候。但此儀者一統に難爲申聞候。時々各々に可申付候。併其大躰以口上申述事。

一、金澤諸士之風躰、過半不宜候條、各共より可相改心懸尤之事。

一、兒小將中間の契約懇切をなし候儀不可有之候。此儀は以來申分立間敷候條、可致遠慮事。附、兒小將之外たりといふとも、契約懇切之輩有之間敷事。

一、於宿所等、學文武藝計に而暮候儀難成事に候間、笛・鼓・圍碁・將碁・鞠、此等之類何に而も不苦候事。文事武藝之外、他人に勸申儀いたすべからず事。

一、其方共對朋輩中加慇懃、馴合不申候はゞ、惣様之風俗可宜事に候。第一朋友を引ここなひ申様成儀者、不覺千萬に候。其心得肝要之事。附、朋輩むざと戲言不可致事。

一、朋輩中之儀、謗合申間敷候。若惡敷儀於致見聞者、可加異見。但異見令遠慮、無其儀候はゞ、其あしき儀不可誹他人之事。附、假初之事に而も、人々を出し抜申儀聊有間敷事。

一、不行儀之好色不可有、且又不可過酒事。

一、朋輩中座配作法宜成候様に可心懸儀專要に候。拔出無作法者、或は作法宜者見届置、某

相尋候様有躰可申聞候。無左とて、無作法者を守居候におゐては、不届可致事。

右條々難相勤存者は、兼日唯今之奉公可致斷。若不及其儀候はゞ、堅可相守其儀、違背之族は寄々可加制詞候。於其上無作法之者は、不覺悟至極に候條、隨其趣急度可申付候間、可存此旨者也。

六月廿五日

五人者

六月廿八日。徳川綱吉、前田綱紀の女直姫を二條吉忠に嫁せしむべきを命ず。

〔政隣記〕

六月廿八日、昨日依奉書御登城、御下御老中方御勤、御歸館之上御普爲聽之趣。

今日御登城被遊候處、於御黒書院溜、豊後守殿・相模守殿・佐渡守殿御列座に而、豊後守殿被仰渡候者、御姫方之内二條少將殿与御縁組被仰付候旨御演述候。其以後御前に御出被成、右御禮豊後守殿被仰述候處、目出度被思召候由上意、忝被思召候。從相公様は曾而御願不被遊候處、上より御見計被成被仰出、重疊難有被思召候。此旨可申聞旨被仰出候由、於菊之間諸頭中に御弘。

二條右大將綱平公御息男正五位下少將吉忠公也。公女直姬様御定婚。但七月廿九日從二條様爲御賀使隱岐周防守參向、御太刀馬代被進。爲御謝儀御使番前田兵右衛門長次、八月四日金澤發趣京師。同廿二日歸着。二條御父子様御目見、御料理被下、御盃被下、御直答、御服二被下之。九月廿二日從二條様御結納之御使者北小路丹波守來着。同廿六日花色大紋・大風折鳥帽子着用登城。御小袖三重・御帶一對・昆布十二把・鯛十二把・鹽鯛十二枚・御樽三荷御進物。此外相公様の御太刀馬代・御肴二種・御樽二荷御進贈。丹波守自分獻上、御太刀馬代。御結納受取人野村與三兵衛・今村傳兵衛・津田彌一右衛門、於竹之間に請取之。於御小書院御目見、於竹之間三汁九菜之御料理被下之。相伴前田駿河守、並御醫師南保玄澄。於御奥書院御吸物御盃被下、御刀青江作代金八枚被下之。御直答畢而退出。其上に而旅宿の御使者を以、白銀三十枚・箱肴一種、從直姬様御小袖五・箱肴一種被下之。同廿七日發歸京。

但、廿六日丹波守退出後、在合候頭分以上御目見被仰付、御酒等被下、御噺子三番有之。附、丹波守旅宿、河原町泉屋武兵衛。

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月晦日上使小笠原佐渡守殿を以、御國許の之御暇。

是月は小盡
なり

七月朔日。前田綱紀登營して就封の辭見す。

〔御年表〕

七月朔日御登城、前田對馬孝行・前田備前貞親御供に而御目見。

七月廿四日。石川郡の十村・山廻等郡内の繪圖に關して上申す。

〔改作所舊記〕

御領國御繪圖之内石川郡之儀に付御尋之品申上候覺

一、延寶六年之御繪圖に、石川郡与加賀郡之御境、同郡と能美郡之御境、同礪波郡御境、同飛州山境、何も私共見届吟味仕候處、相違無御座候。

一、正保之御繪圖に、石川郡水嶋村与源兵衛嶋村之間に一里塚御座候得共、只今一里塚崩申候哉無御座候。水嶋村より一町程西之方に、一里塚と相見え申跡一つ御座候。所之者共にも相尋申候所、様子存知申者無御座候。

一、正保之御繪圖に無御座一里塚、只今有之哉と御尋に御座候。正保之御繪圖に無御座一里塚、其後出來と申儀承および申儀無御座候。

一、往還道之外脇道に一里塚御座候所も有之候哉と御尋に御座候。往還道之外脇道、又は他國へ越申道筋にも、前々より一里塚無御座候。

一、一里塚之儀、三十六町或は五十町を一里に、國風に而用ひ來候所も御座候由。御領國之内町間長短之所も無之、一統三十六町を用申候哉と御尋に御座候。加州三郡之分は、一統三十六町を一里と申候。此外長短は無御座候。越中・能州之儀も三十六町を一里と申由、長短は無御座旨に御座候。

にごすみの
橋は濁清橋

一、石川郡より他國へ越申道之儀、正保之御繪圖に御記御座候通、木滑村よりにごすみの橋通り、御公領瀬戸村之之道、並木滑村より市の橋通御公領荒谷村之之道筋御座候。此外に中宮村より籠の橋通、御公領尾添村之之道一筋御座候。此三筋之外他國へ越申道無御座候。

一、正保之御繪に有之道に而も、只今他國へ不越道、又は退轉道有之候哉と御尋に御座候。正保之御繪圖に有之道筋、今程他國へ不越道退轉之道無御座候。

一、源兵衛嶋より本吉湊之之道、正保之御繪圖に一里塚も有之道に候得共、延寶之御繪圖には水嶋村より往還道つき有之候。此儀如何之様子に候哉と御尋に御座候。此道先年は、源兵衛嶋村より本吉湊之道付有之候得共、中頃より水嶋村より道つき往還仕候。此儀如何様子に候哉承及不申に付、所之者共にも相尋候處、様子存知之者、並道替り候年號覺申者無御座候。

一、正保之御繪圖に、劍村と白山村之間町間不宜相見え候故、延寶之御繪圖之通、劍村を白山村之方へ寄候へば、劍村南之町端に有之候一里塚共寄申候。左候へば此間一里塚、正保之

御繪圖には相違之由御尋に御座候。此所先規より一里塚無御座候。所之者共も相尋候處、此所に一里塚有之儀不及承旨申候。惣而往還道之外、脇道には一里塚無御座候。右之通之内、金澤より劍村迄の間、圓光寺村・曾谷村・日御子村・知氣寺村、此村之上に當り候一里塚、正保之御繪圖・延寶之御繪圖とは、村之前後或は川を隔て相違有之由御尋に御座候。惣而往還道之外、脇道に一里塚は無御座候に付、此道筋にも一里塚無御座候。

一、吉岡村・吉野村・佐良村、此村々脇或村中へ通申小川共、正保之御繪圖には四ヶ所有之、延寶御繪圖に者無之候。右小川共今程無之候哉と御尋に御座候。正保之御繪圖之通、今以四ヶ所共小川御座候。

一、中宮村之山入、正保之御繪圖に、尾添村・荒谷村二ヶ所共に石川郡之内に有之、御郡境川道等延寶之御繪圖とは違有之由、御尋に御座候。此所之儀先年御領替有之、尾添村・荒谷村御公領に罷成候故、御領境違申と奉存候。

一、正保之御繪圖に西大崎村、延寶之御繪圖に橋栗崎村と有之儀御尋に御座候。此段如何様之違に而御座候哉承及不申候。惣而西大崎村と申は無御座候。

右御繪圖之面、今般御尋之儀共申上候通相違無御座候、以上。

元祿十一年七月廿四日 田 井 福 富 野々市 押 野

劍 吉野 村井 中林

山廻 佐良九兵衛 吉野平三郎

野村五郎兵衛殿

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

八月四日。町人の能登に於ける幕府領の百姓と婚嫁を通ずるを禁ず。

〔國事雜鈔〕

能州幕領之者と縁組養子停止之事

向後町方より、能州一萬石領に縁組・養子等取遣仕間敷旨被仰渡候事。

寅の八月四日

八月十九日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。

〔御年表〕

八月十九日江戸御發駕、同晦日御歸國。御禮の御使者として、成瀬内藏助を江戸へ遣さる。

九月廿五日。百姓にして切高を成し、者は再び之を回復することを得ざ

らしむ。

〔岡部氏御用留〕

今年百姓共耕作不情仕に付、往々開作茂仕兼、年貢難澁仕者共之儀、不届千萬之仕合に候。依之こらしめのため、近年切高申付、十村御扶持人吟味之上、夫々切高いたさせ、此方へ及斷候得者、則村高帳相記置申事に候。一度切高仕候上は、以來如何様之儀有之候而も、本人へ相返申儀有之間敷旨急度申渡置、其通に成來候處に、取返申等之由取沙汰仕候に付、切高請取置候者どもあやぶみ、何角と下に而申合候由に候。此儀且而無之事候。ケ様に不筋儀沙汰仕段、不届千萬に候。最前より申渡候通、向後共に切高仕者有之候はゞ、請取候者之永代之高に候間、其旨可相心得候。若切高取返申度なご、相斷もの有之候而も、且而承届不申、品により急度可申付候間、此旨百姓中へ可申聞候、已上。

寅九月廿五日

毛利又太夫

高田彌右衛門

堀孫左衛門

坂井忠左衛門

根來九兵衛

佐藤 忠左衛門
 今村 源太夫
 福島 淺右衛門 煩
 印牧 少兵衛 煩
 中村 四兵衛 忌

諸 郡

十二月十四日。五十川剛伯その子の贗銀の罪に座して御預となる。

〔榮辱雜記〕

十二月十四日

儒者 五十川剛伯

子元市郎丁銀似銀の罪露顯に依て禁牢。依之父剛伯生駒右近直政人持組三千石内五百石與力方へ、次男藤三

郎與村長三郎脩運人持組二千七百石内二百石與力方へ被預の旨、於伊藤平右衛門重微人持組寺社奉行二千石宅、大河原八郎

左衛門・佐垣多門各御横目列座にて申渡、御歩横目兩人出る。

〔袖裏雜記〕

五十川剛伯せがれ源市郎似せ銀仕候一件御加筆之御請に、剛伯儀生駒右近へ御預可被成候

間、可申渡之旨奉得其意候。即可申渡候。剛伯せがれ致吟味候處、源市郎外に次男當三郎十歳に罷成申候。父御預之事に候間、此者之儀も御預可被成事与僉議仕候。然者奥村長三郎へ御預之儀可申渡候与、十二月十四日出雲御請。剛伯せがれ源一郎儀早々せんさく申付尤候、其由可被申渡候と、十五日御親翰奉畏存候。然者伊藤平右衛門儀當病に被在、山崎源五左衛門一人に而御座候。何れ成とも御差加、彼者手前穿鑿可被仰付哉。但先源五左衛門一人に而致穿鑿候様可申渡哉と、十二月十五日出雲伺。明日僉議に而いづれにても指加尤候、一人にては如何と御加筆。山崎源五左衛門へ御加人之儀、兩町奉行歟、但野村與三兵衛・菊池十六郎内可被仰付哉与何も僉議仕候。且又源市郎手前御吟味之刻、公事場附御横目共迄罷出申に而可有御座候哉、但外に一兩人可被差添候哉、是亦奉伺旨翌十六日出雲紙面。町奉行可然候、横目者兩人迄罷在候間、可爲其分候と御加筆。御請替品無之。

〔前田家雜錄〕

一、五十川剛伯むすこ源一郎、銀子似せ封いたし被拘籠舍あがりや、剛伯は生駒右近、罪人弟は奥村長三郎に御あづけ、源一郎隠し子原九左衛門家來のむすめ腹也。男子に而九左衛門に御預け、家來並むすめも同事也。

十二月廿四日 石川郡木滑村及び下折村に頼雪ありて民屋及び人畜を害

ふ。

〔政隣記〕

十二月廿四日本滑之奥海原与云所、雪頰に而百姓家十六軒潰、怪我人七十二人、内廿二人半死。同廿五日越前境上下折村山雪頰、一村皆潰、壓死八十餘人、蘇生三十三人。白井宗日・黒川周鐵を被遣、依被令醫療也。其上衣糧をも被下之。

〔袖裏雜記〕

御親翰之寫

猶々其後の様子承度候。

石川郡之内雪なだれにてうたれ候在所へ、郡奉行等參り指引仕候哉、但かまひ不申候哉。雪なだれにてうたせ申ながら、此方はじめ治民に志うすきゆると令赤面事に候、以上。

廿七日

御親翰拜戴仕候。石川郡之内雪なだれにてうたれ候在所へ、郡奉行等罷越候段不承申候。先刻御算用場奉行方より、右雪なだれにてうたれ候もの共之内、少々掘出存命仕者も御座候由申越候。御郡奉行相越指引等之儀、私式も心附不申、指圖不仕、不調法之仕合奉存候。猶又明日様子承届可致言上候、以上。

後文によれば廿五日なるべし

十二月廿七日

村井出雲

石川郡下折村雪なだれにて雪下に罷成候もの共之内、重而掘出候人数、劍村又七せがれ彦次書付入御覽申候。昨晚被仰出之趣、今日大年寄共初申聞候。其砌御請に如申上候、御郡奉行相越指引等爲仕候段、何れも心付不申、不念之仕合迷惑仕候。此上ながら御郡奉行共早速罷越、致支配候様申渡候、以上。

十二月廿八日

村井出雲

覺

一、七十八人 十二月廿四日雪なだれにて雪下に罷成候人数

内

二 人 同廿四日に掘出し候。存命に罷在申候。最前御注進申上候人々。

五十六人 同廿五日より廿六日までに掘出し申候人数、男女共。

内

二十八人 存命に罷在申候。

二十八人 相果申者共死骸。

残る

二十人 未掘出不申、死骸相見え不申候。

一、六疋 牛

内

二 疋 廿五日より廿六日迄掘出し申候。但一疋者死居中候。

右石川郡下折村雪なだれにて、家數十五軒雪下に罷成申由相斷申候付、私儀早速罷越、又七組下之内近在十一ヶ村より、人足家並に爲出、當廿五日より廿六日迄右之通爲掘出申候付、先爲御注進申上候。掘出申次第段々御斷可申上候、以上。

寅十二月廿七日

十村劍村又七せがれ 彦 次 判

永原 權 丞殿

長瀬湍兵衛殿

御加筆寫

猶以合点不參候。郡奉行と有之上者、支配所之儀者其方中不及指圖罷越候哉と存有之候。但心得にては不參筈に候哉。先年荒井清太夫と申浪人、下人にきられ候時分も、急速郡奉行參候者儘に覺申候。其方中より指圖候間は無之様子に存候。但其時分も指圖にて參候哉。ほり出し候百姓之指引も、いかやうにか仕候哉、増も明不申事に候。

御加筆大年寄共初拜戴仕候。奉承知候。御郡奉行御那方の罷越候儀、年寄共及指圖候儀無御座候。今般之儀者仍被仰出、御郡奉行參候而可然儀と何も心付、其段申渡指遣申候。御加筆奉返上候、以上。

十二月晦日

村井出雲

是歲。能登鹿島郡酒井村に押込檢地を行ふ。

〔郡方舊記〕

一、芹川組酒井村草高千二百石餘之所、地不足に而貞享元年惣高廻檢地被仰付、二百石餘引高に相成候處、其後隱田有之旨、元祿十年頃に同村與四郎与申者訴人仕、村方並十村廻口共、公事場におゐて數十度御吟味之上、地所相隱候儀無御座段、村方申譯相立、十村廻口之儀も、隱田有之儀不奉存趣申上、役筋相立、御咎之筋無御座候。しかし御檢地後年數も相立候間、踏出等有之哉之旨に而、同十一年押込御檢地被仰付、訴人與四郎竿先御案内仕候由。御高六十五石餘御座候而、其通唯今御收納相勤來候。且又村役人之内、御吟味之中暫禁牢被仰付置候得ども御免。御檢地之上、出高に而隱田無之に付、訴人與四郎禁牢被仰付置候處、爲赦御免之由承傳候段、芹川村兵助申聞候。

右承傳候趣書上申候、以上。

十月

萩谷村 平右衛門

御改作御奉行所

元祿十一年

正月廿二日。領主の相交錯せる村の稱呼に就いて質問す。

〔改作所舊記〕

村之内領主相交申村をひきあいと申由に候。何方に而も之事に候哉。惣而ケ様之村、江戸・京都に而何と申候哉之旨御尋被遊候條、可申上由葛卷新藏殿より申來候。各之内御存之方々者、書付可被差越候。右之趣十村山廻共之内にも覺申者は有之間敷候哉。此紙面先々へ御廻、落着より可被差越候、以上。

正月廿二日

不破平左衛門

御郡奉行・改作御奉行連名宛所

二月二日。加賀郡向粟ヶ崎・本根布諸村に植うべき松苗の下附を乞ふ。

〔前田貞親手記〕

一、二千本 苗松 但長四尺より六尺迄

右加賀郡向粟ヶ崎村より本根布村之方濱砂吹込、瀉廻り水流之川幅せばく罷成申候。先年は川幅百五十間程も御座候所、近年川幅五・六十間計にて底も淺く罷成、洪水之時分は早速水引不申に付、瀉廻り御田地水込に罷成申候。右苗松被下候はゞ水下人足を以爲植申度奉存候。ぜんく松茂り申候はゞ砂吹出不申、水引も宜可有御座と奉存候間、被仰付可被下候、以上。

元祿十二年二月二日

田井村 次郎吉

津幡村 庄右衛門

南森下村 太郎兵衛

南中條村 六兵衛

中橋村 久兵衛

忠繩村 彌右衛門

高松村 平兵衛

右七人 連名

御改作御奉行

右瀉廻り砂込之所、去年私共之内致見分候所、十村共了簡仕通、松植付候はゞ、畢竟砂除に罷成可然存候。其分に仕置候はゞ、次第に水淺罷成、大分之田地水押に可罷成候間、願之通

松植候様に可被仰付候哉、粟ヶ崎御亭近邊之儀に御座候付而御相談申上候。

卯二月七日

改作奉行中 連判

野村五郎兵衛殿

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

二月十三日。前田綱紀の子雅十郎歿す。

〔政隣記〕

二月十三日雅十郎殿御驚風に而御死去、御歳二。急度被仰出与無之候得共、鳴物、作事等人々遠慮仕候。十五日出仕常々之通。御法號花心院春窓元夢童子。同十九日於寶圓寺御法事、頭分以上拜禮被仰付、熨斗目・半上下着用。

但去年二月十八日夜金澤二御丸に而御出生、御生母は長大隅守殿家臣得田源藏妹也。

四月十五日。前田綱紀速かに五十川剛伯の罪狀を質すべきを督促す。

〔前田貞親手記〕

四月十五日以新藏被渡下御親翰之寫。

五十川剛伯父子手前如何罷成候哉、早速落着可然存候。先此吟味之書付可被指越候也。

御親翰各頂戴仕候。五十川剛伯父子手前如何罷成候哉、早速落着可然被思召候、先此吟味之書付可指上旨奉畏候。詮議仕候趣、附紙仕置候條、品々四通上之申候。

御親翰・御印御封共返上仕候、以上。

四月十五日

前田 對馬

右御請之裏に、翌十六日被成下御加筆。

剛伯儀似せ銀は不存事も可有之候。無之米をうり申候儀は多分可存候。急度吟味申付尤候、以上。

五月廿六日。組外の士上木齋宮、藩侯の印書を商人に質入したるを以て刎首の刑に處せらる。

〔政隣記〕

三月晦日組外二百石上木齋宮、人持前田大膳に御預之段、則頭於關屋市右衛門政知宅、御小將横目大久保傳太夫直秀・寺西三郎平直定列座申渡、五月廿六日於大膳寄孝宅刎首被仰付。其節出座左之通。

竹田五郎左衛門忠張・組外御番頭關屋市右衛門・水野十郎右衛門寔成、御横目は大河原八郎左衛門・寺西三郎兵衛、並御歩横目出座。

右齋宮行狀不法、且御印書を商人に質にする故也。

五月廿六日。五十川剛伯等を能登郡曲村に流すべきことを宣告せらる。

〔榮辱雜記〕

五月廿六日

五十川元市郎・同子岩之助四歳原九左衛門方に預置の處公事場へ引寄於公事場刎首。父剛伯並次男當三郎父子一所能州

曲村へ流刑依被仰付、則預人生駒右近直政・奥村長三郎脩運方わ、竹田五郎左衛門忠張・菊池

十六郎武康・伊藤平右衛門重微各寺社奉行・半田惣兵衛景苛公事場奉行・大河原八郎左衛門長博御横目・寺西三

郎平直定大小將横目及御步行横目二人罷越申渡す。配所には六月十日赴く。剛伯妻は京都視類方わ被送遣。

〔金澤古蹟志〕

五十川剛伯傳

富田景周の燕臺風雅に其傳を載すといへども、剛伯が父祖の履歷詳ならず。按に寛文十一年剛伯より進達せし由緒帳に、祖父五十川了庵といふ。松平上總介殿に奉仕し、越後に居住、後京都へ出。父五十川梅庵と云、京都に居住す。剛伯は寛文八年七月綱紀卿召抱られ、三十人扶持・白銀三十枚賜之、于時二十歳とあり。寛文十一年の士帳にも、三十人扶持外白銀三十枚、組外儒者二十三歳五十川剛伯と見ゆ、元祿六年の士帳に大阪着米三百石五十川剛伯とあり。

源太郎前文
源一郎又
元市郎とあり

りて、後には三百石賜りたり。然るに長男源太郎と云もの贋銀偽造の事露顯し、夫が爲めに剛伯能登國へ配流せられ、遂に配所にて歿せりといへり。松雲公年譜に云、元祿十一年十二月十四日御儒者五十川剛伯が嫡子源太郎禁牢被仰付、剛伯儀は生駒右近へ被預、次男當三郎儀奥村長三郎へ被預。右は源太郎贋銀偽造之罪に依る也。翌年五月廿六日源太郎刎首、剛伯暨當三郎は能州流刑被仰付とあり。按に剛伯は綱紀卿政務初め頃よりの儒士にて、木下順庵・平岩仙桂・澤田宗堅・山科長安など、同時の學者にて、殊に博識なりといへども、長男の爲めに配流せられ、天命を終へず配所に歿せしは實に遺憾といふべし。生駒氏家譜にも、元祿十一年十二月五十川剛伯有故被預之、翌十二年五月遠嶋被命とあれば、能登嶋の地へ配せられしと聞ゆ。淺香山井の十要拔書に、元祿十二年五月御儒者五十川剛伯せがれ源市郎、贋銀偽造の事露顯禁牢刎首、三歳之男子同罪に被命。依之父剛伯及次男某流罪被仰付、博識といへども子供教授不行届、遂に配所にて終れりとあり。おもふに剛伯は特に博識なるゆゑにや、參議綱紀卿の命に依て、學聚問辨といふものを十八冊撰述せり。此書は詩文等の事を委しく辨解せり。貞享年間の著述なるよし自序に載たり。葛卷昌興自記に、元祿元年十一月一日内々五十川剛伯依仰、編輯學聚文辨之内助語集要一部十三冊、頃日成功、依之今朝副上書、附奥村因幡進猷之、但最初因幡因傳御旨也。二日五十川剛伯事編撰之書、昨日進呈之付、今日

白銀二十枚被下之、奥村因幡渡之といふ事も見わたり。また剛伯が詩集は鶴皋集と號し、世に残れるよし燕臺風雅の傳中に記載し、詩文には殊に長ぜりといへり。實に元祿頃學事に勉勵す。其爲人は室鳩巢が梧月軒記に、濟之洛之産也。長學於武。不事章句。其爲人也寬簡自養。常不欲與俗齒。以故不遇於世。而濟之亦不求遇。於是退而疏猷納之言。次學聚之編。上之不負其君。下之不負其師。而濟之之志亦足矣云々。余與濟之交一十餘年。其知濟之不讓於人。而濟之亦莫余厭也。方俟月夕載酒。過梧樹之下。從濟之遊將必有日矣と記載せり。その氣性はらにて知られける。

〔金澤古蹟志〕

五十川剛伯舊邸

元祿六年の士帳に、五十川剛伯長町左近橋近所と見わたれば、圖書橋の下にて宗叔町の入口ならんか。按に鳩巢文集に、五十川氏梧月軒記を載たり。其記に云、賀城之西林薄環焉。清水激流而若玉。絲竹叢生而如簫。有一衡宇。隆然而臨其上焉者。余友濟之之宅也。入其門環堵蕭然。入室寂々如無人。軒楹虛而敞。牖戶疏以達。朝于斯夕于斯。可以絃可以誦。乃所謂梧月軒者也。自濟之始宅于茲。嘗手植梧桐一株於庭。曰唯植此足矣。未幾根大幹長。樹陰滿庭。濟之乃日掃除其下。以爲杖履徜徉之所。遂以名燕居之室。而使余記之云々。とありて、

濟之は即ち剛伯が字なり。右梧月軒記を考るに、其邸室は圖書橋の下、惣構堀の流水に添て、土居の竹叢を近く見なしける地なる事知られける。

〔由緒帳〕

五十川剛伯由緒書

一、三十人扶持、銀子三十枚

歲廿三 五十川剛伯

私儀寛文八年申七月十四日被召出、御合力拜領仕候。

一、祖父

五十川了庵

松平上總介殿に奉公仕、越後に罷在申候。其後京都に居住仕、十一年前に相果申候。

一、父

五十川梅庵

京都に居住仕候。

一、伯父

五十川道專

松平出羽守殿に奉公仕罷在申候。唯今御暇申候而京都に居住仕候。

一、外祖父

和田元春

京都に居住仕、廿八年已前に相果申候。

一、母舅

宇野仁兵衛

京都に居住仕申候。養子に來申候故、和田氏を宇野氏に改申候。

一、母 舅

和田 太郎兵衛

江戸に居住仕申候。仁兵衛弟に而御座候。

一、從 弟

五十川 三庵

本多下野守殿に奉公仕申候。唯今御暇申候而江戸に罷在申候。

右親類之外本國・他國に諸親類無御座候、以上。

寛文十一年亥六月廿日

五十川 剛伯 判

不 破 彦 三殿

富田治部左衛門殿

六月十日。五十川剛伯等を配所に出發せしむ。

〔前田貞親手記〕

覺

奥村長三郎へ御預人

能州曲村の遠島

五十川 當三郎

右今日晩、私並佐垣多門・奥村長三郎宅に相越、當三郎罷出、配所を被遣候旨申聞、御徒荒

尾十兵衛・藤井源右衛門へ道中縮之儀急度申渡、足輕四人相添指遣申候、以上。

己卯六月十日

伊藤平右衛門 判

五人宛 所殿

覺

生駒右近の御預人

能州曲村の遠島

五十川 剛伯

右今十日晩、私並佐垣多門・生駒右近宅の相越、剛伯罷出、配所の被遣旨申聞、御徒水野源藏・渡邊新八の道中縮之儀急度申渡、足輕四人相副差遣申候、以上。

己卯六月十日

竹田五郎左衛門

五人宛 所殿

〔前田貞親手記〕

五十川剛伯・同當三郎、昨十一日に小代官渡邊十郎兵衛・徳山文兵衛指添、即刻七尾浦出船、同日亥之刻時分に能登郡嶋之内曲り村の無異儀參着仕候。任御紙面に、刀・脇指・衣類等彼地に而爲相渡申候。縮之儀十村鰻目村太間並嶋中之者共嚴重に申付候。爲御案内如此御座候、已上。

六月十二日

淺香左京判

横山左衛門様

前田對馬様

奥村壹岐様

村井出雲様

前田備前様

七月十六日。前田綱紀金澤を發し、二十六日江戸に著す。

〔御年表〕

七月公御不例に依て、御使番御少將組池田伴右衛門を江戸表へ遣され、御參勤の時節遅滞の儀を告らる。

〔政隣記〕

七月十六日金澤御發駕、同廿六日江戸御着。翌廿七日上使戸田山城殿御出。翌廿八日御登城等之筈に候處、御不快に付御斷。

八月九日。曩に幕府の發したる人賣買禁止の令を領内に傳ふ。

〔加藤氏日記〕

三月付のも
のは幕府の
令なり

定

人賣買堅令禁止之。召仕之下人男女共に年季十ヶ年をかぎるといへども、向後年季みかぎり無之、譜代に召抱候とも可爲相對次第之間、可存其旨者也。仍而如件。

元祿十二年三月 日

奉 行

人賣買彌堅令禁止之、且又召仕之下人年季之儀に付、先頃安藤筑後守殿於御宅、杉江奎左衛門被仰渡御書出之寫、指越之候條、被得其意、支配所未々迄急度被申渡、御請可被出之候、以上。

己卯八月九日

長 大隅守

本多安房守

今井源六郎殿

生駒傳助殿

右御大老衆より之紙面、別紙共に寫遣之候條、面々得其意、組下へ委細申渡、御請早速可指越候、以上。

八月十二日

今井源六郎

生駒傳助

八月十日。石川・加賀二郡の山林保護に就いて十村・山廻等に令を發す。

〔改作所舊記〕

石川郡・加賀郡松山連々荒申に付、每度山廻共に申付、百姓共手前も無油斷令吟味候様に申渡置候得共、近年は別而金澤近き山々盜伐申段、今般御算用場御奉行衆見聞有之、第一山廻共油斷故に候。惣松盜人之儀百姓共不限、金澤より入込、末々奉公人等に迄盜伐申沙汰有之候。山廻共此等之慥成盜人は終捕申儀無之、盜人により山廻共も乍見付も氣遣捕不申様に存候。向後は村々肝煎・與合頭共に急度申付置、松盜人有之躰見聞候者、百姓共大勢罷出、いか様に成ともいたし捕可申候。疵付候而も、縦當座に相殺候而も、百姓共不念に罷成間敷候條、少もなづみ不申捕可申候。勿論手寄之山廻方へも、其刻可申聞候。百姓共方より松盜人有之旨申斷候はゞ、山廻共無油斷罷出爲捕可申候。

一、山々之儀、先年より致割符村々に預置、尤松山縮之儀申渡置儀に候得ば、此度改申渡不及、松盜人有之躰見聞候はゞ捕、其持分之百姓共不調法に不能成様に相心得所に、第一百姓共盜伐申故、諸方より盜候而も見のがし申様に存候。今般申渡筋致油斷、松盜人有之山荒候はゞ、其持分村々肝煎・與合頭可爲越度候。

一、山廻共之儀、第一切々山廻可申候。山近き村々切々罷越、松山之様子相尋、少に而も無心元躰有之候はゞ、百姓共ひそかに爲見遣、盗人有之躰に候はゞ、百姓共催捕可申候。

一、百姓共之儀は、不絶山々に居申事に候へば、諸方より入込松木盗伐申品、具に存居申儀に候間、右之通油断仕間敷候。此上は向後松山荒候はゞ、百姓ども盗伐申外無之候間、此段可申渡候。且又里方之持山之分は、其山續村々より相守候様に可仕候。

右之趣向後得其意、村々肝煎・與合頭御請に、其方共加奥書可上之候。山廻どもは別紙に連判に而御請可出之候、以上。

己卯八月十日

永原權丞

長瀬湍兵衛

石川・加賀郡十村・山廻中

八月十三日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

八月十三日、不時朝會あり。云々。松平加賀守綱紀はじめ、參觀の拜賀するもの五人。

〔政隣記〕

八月十三日御登城、御禮等如例。隨從横山左衛門・奥村壹岐。

横山左衛門
英定・奥村
壹岐憲輝

九月二日。石川・加賀二郡に再び山林の保護に關して通牒す。

〔改作所舊記〕

今般は八月十日の令をいふ
六才日は六齋日にて六回の意

こすはば落葉枯枝などないふ

今般申渡候松山縮之儀、彌油斷仕間敷候。就夫六才日に枯松葉かきに諸方より入込之者共、山刀・鎌致持參伐取候由、六才日之外にもこすはかき密々有之、猥之由沙汰有之候。此儀は百姓共相對を以、柴山・こすは山賣買仕故、此等に准、おのづから六才日之外にも入込候様存候。先年六才日相改候時分、右之趣急度申渡置候。右之族沙汰之限に候。山廻共油斷と存候。右之通に候へば、松山難縮候間、先年通可相守候、以上。

九月二日

永原權丞

石川・加賀十村中・山廻中

長瀬湍兵衛

九月廿七日。家中小塚伴七、山本三郎兵衛と金澤紺屋坂に鬭諍して共に死す。

〔政隣記〕

九月廿七日金城於紺屋坂下、定番御馬廻小塚伴七と、組外山本次太夫養子實は中川平右衛門子山本三郎兵衛及鬭諍、伴七いこ御射手石黒平八不斗此處へ行懸り助太刀、三郎兵衛を切

殺、伴七は宅に退其夜死す。或人云三郎兵衛娘を伴七に嫁す。然に伴七が繼母惡心を以て、伴七妻父三郎兵衛与人倫非道之趣ありと伴七に告るに依て、則其妻を離別す。因之不得已及鬭諍与云々。三郎兵衛疵十一ヶ所、伴七疵二ヶ所也。御横目村田彌三郎・大久保傳太夫、御大小將横目笠間又六郎・別所善左衛門、段々彼場の罷越候處、三郎兵衛死骸同人伯父定番御歩中川義左衛門方へ引取度旨に付、有賀甚六郎御月番備前殿に伺候之處、可爲其通由に付引取之。則各伴七宅に罷越、喧嘩之首尾を承届。

附、伴七は領百石、同人即夜就相果、翌廿四日村田彌三郎・關屋八平罷越見届之。

閏九月六日。前田綱紀その分限に關する書出を幕吏に提出す。

〔御年表〕

此年大目附溝口修理分限牒改役と成るゝに依て、閏九月六日御書出の寫。

加賀能登 本國尾張 筑前守子

百二萬五千石餘 宰相 松平加賀守

越中近江 生國武藏 居城加賀金澤、卯に五十七歳

閏九月廿九日。徳川綱吉使を遣して前田綱紀の病を訪はしむ。

〔徳川實紀〕

閏九月二十九日、松平加賀守綱紀病のよし聞し召、小姓組番頭酒井伊勢守忠英をしてこはせ給ふ。

十月六日。守隨秤下座等、領内の衡器を檢查するの許可を求む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、私共儀守隨秤下座候故、先年被仰出候御朱印之御定書を以、守隨彦太郎より申渡候趣、私共承届相勤申候所に、近年在々所々猥に罷成、千本秤・綿秤・皿秤・れいてんく、守隨無之似せ秤遣申者も御座候様に承申候。其上守隨極候秤に而も、自分に衡並おもり取替、又はかぎ糸など自分に而付替遣申者も有之躰に御座候。右族之者は急度可被仰付御定に御座候に付、先年守隨彦太郎御當地に罷越、右御定之趣申上候へば被爲聞召上、御領國中御觸御座候様に承申候。然共其後猥に罷成候故、四ヶ年以前も御斷申上候へば、當町中迄御觸御座候に付、御郡方所々今以猥に御座候故、今般私共方より所々に遣申諸秤相改申度存候間、乍憚被爲聞召上、御領國中右之趣御觸御座候様に被爲成下候者、難有忝可奉存候。則於江戸守隨彦太郎方より相渡候御定書之寫六通、並彦太郎より申渡候紙面共に指上申候、以上。

元祿十二年十月六日

上堤町 秤屋 七右衛門 印

町御奉行所

右秤屋七右衛門・菓子屋孫兵衛書付出し申に付上之申候、以上。

元祿十二年十月六日

肝煎 新右衛門 印

同 佐兵衛 印

町御奉行所

十一月廿一日。前田綱紀の女節姫淺野吉長に入輿す。

〔政隣記〕

十一月廿一日節姫様、安藝守様御嫡備後守吉長公に御婚禮。午上刻御出輿、左衛門・壹岐子持筋褐熨斗目・長上下、頭分同斷半上下、侍分無地褐のしめ半上下、御歩服紗小袖花色上下に而御供。双方御取持西丸御留守居中根平十郎殿・上田周防守殿。御迎淺野佐渡守殿・小笠原遠江守殿。御送飛驒守様・長門守様。御輿副横山左衛門、御具桶副奥村壹岐、此兩人御料理御盃、且代金五枚之御刀一腰宛被下之。

御出輿御見立、御一門様初五十餘人、御大書院に而御饗應、御盃之内御拍子三番。飛驒守様・長門守様御披來之上、於御小書院御饗應、御盃之内重而御拍子三番有之。

披來は歸來の意

廿二日皆子餅御取遣、此方様御使者御小將頭原將監、あなたより之御使者中村十郎左衛門。同爲御祝儀、以上使榊原左太夫殿、御樽三荷御肴三種御拜領、御臺様よりも以御使右同斷、桂昌院様等よりも同斷。

御新造様にも上使土屋勘助殿を以品々御拜領。上使御口上に御前様与被稱候に付、御取次中村兵左衛門御尋申候處、上意之旨被申。因而此後安藝御前様与稱す。

〔徳川實紀〕

十一月二十二日、松平加賀守綱紀が女松平備後守吉長に婚儀とのひしを賀せられ、綱紀にも女子にも三種二荷づゝたまふ。

十一月廿六日。前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聴き演能を觀る。

〔前田家雜録〕

一、元祿十二年十一月廿六日於殿中御能有之。相公様御登城御拜見、御響應之上、色羅紗五十間御拜領被遊候。

白髭 御。 忠度 黒田豊前守。 松風 御。 猩々 松平飛驒守利重。

〔徳川實紀〕

十一月二十六日、家門並に松平加賀守綱紀・松平讃岐守頼常・酒井雅樂頭忠舉の願により御講

本文徳川綱吉のことに係る

利重は利直の誤

筵を開かれ、はて、猿樂御遊あり。白髭・松風・自然居士をなされ、忠度は黒田豊前守直邦、猩々は松平飛騨守利直つかふまつる。畢て家門並に綱紀に色羅紗一匣づゝ給ふ。この輩より檜重・肴を献じ、頼重よりも檜重を献す。

十一月。耕作に關する心得を改作所より百姓に諭す。

〔温故集録〕

覺

一、每春田地新起之儀、端々雪有之内より鋤初いたし、霜に逢候へば土之くだけ宜、植田に虫等病付無之宜候へ共、二十五・六年以前より次第に新起おそく罷成、村により、早くあらおこし仕候へば虫指申候旨申傳候へ共、虫指申年は早き遅くも一度は虫指申候。然者早く植候へば又早く指留り申候。左候へば二番稻も早きゆゑ、天氣宜内にふどり、寒さ請不申候故、勿論實入能候事。

一、田地植付之儀、おも田は大概半夏生四十日前に植懸り、三十日迄に植仕廻候へば、早き田植にて宜候。麥田は、半夏生十五日前迄にうゑ仕廻候へば宜候事。

一、遅く植候へば稻若く、虫指年當分さし不申様に候へ共、苗すね不申に付にち入、其上こえも多不仕候へば出來不宜候故、追々打こえに而作立候へば、葉和に而末々虫つゝみ候。尤

早く植申にしく事なく候。

一、種漬申儀、往古より春之彼岸中日に漬、池に二十日置候而揚申候へ共、三十年以前より少宛遅く罷成候。早く種つけ候へば、苗はえ立あしき由にて如此に罷成候。いかにも早くつけ申種は、はえ立不宜候得共、植付候而宜候。少時節より遅く漬候へば、苗はえ立能候。此儀は中日につけ候へば水つめたく、少に而も日數渡りつけ申種、苗のはえ立能きは、春の日は二・三日之違にて、漸く長閑に罷成候故に候。少之違にて水も和に成候に付、當分生立能候へ共、苗之姓和に出来いたし候故か、植候而虫指し、にちなご付安き事に候。且又中日に漬候へば、水もつめたく土之情もつよく候故、苗之生出はかじけ病申様に候へ共、末々うゑ候而之様子苗かたく出来、虫指にち入等もすくなく見え候。先規より極て彼岸中日に種漬來候儀、陽氣之考を以有故儀と被存候。種米之風味、中日に漬申粃と、其以後之種米とは、風味各別中日漬之米勝れ申儀速知申事に候。

一、當春石川郡松村之百姓苗不足いたし、宮腰より苗才覺仕、自分之苗と同田地に植申候處に、松村之苗は彼岸中日より遅漬申苗に候、宮腰之苗は中日に漬候處に、同日に植候へども、至秋宮腰より來候稻三日先に穂出申候。左候へば彌中日漬宜敷存候。然ば一日も早く穂出申候へば、寒等にも合不申、實入能有之事に候。

右之通に候へば、向後苗代蒔時之吟味可然存候。田地に札さし候而、苗代に而吟味いたし候へば、諸事相知可申候。苗早く蒔候へば、野仕事も自ら日數極り有之に付、油斷不能成事に候。不働成百姓野仕事段々之内一つ後れ候へば、稻蒔取秋入迄遅く罷成候儀、大事に可存事に候。

つまへ本の
ま、

一、度々被仰渡候に付申渡儀に候へ共、遠國とは違ひたべ物宜き故、百姓之勝手もつまり申様に被存候間、随分喰物つまへ、艱難に仕候様に百姓中人々々堅可申付事。

一、衣類等之儀も、右之通被仰渡に付、度々申付候へ共、漸々自ら宜罷成候様に被存候間、是又百姓人々々堅申渡、常々心を付可申付事。

元祿十二年十一月

十二月朔日。前田綱紀節姫の成婚を將軍に謝し、後屢々祝宴を張る。

〔政隣記〕

十二月朔日右御婚禮相濟候御禮被仰上、御獻上左之通。

公方様々御小袖三十。御臺様々縮緬三十卷。

三御丸々縮緬三十卷。五御丸々同二十卷。

兩姫君々同二十卷宛。其外御老中等々御進物有之。

同四日御里披、備後守様も御招請。

同六日御舅入、相公様安藝守様に被爲入。

但十一月九日御道具六十六荷、外兩道具臺八被遣。御使者前田兵右衛門・齋藤吉左衛門、並御歩横目も子持筋榻のしめ・上下着用。御歩はふくさ小袖・花色上下。尤御客有之仕舞等被仰付。十日・十三日・十四日・十五日御道具被遣、十六日より十八日迄も輕御道具被遣之。右兵右衛門等に追而以御使者白銀十枚宛被下之、御歩横目の銀一枚宛、足輕は金百疋宛、小人は青銅三百五十貫被下之。

同十五日於金澤出仕之面々は、右御婚禮且上使御拜領物等之御弘有之。右に付御使役以上、爲御祝詞年寄中宅に參上。

同廿一日今度御婚禮御取極之中根殿・上田殿御招請。於御小書院御饗應三汁十菜、御嶋臺等出、御前御盃被召上、周防守殿に被遣。御刀備前元重代金十五枚被遣之。本多彌兵衛殿御取持に而御返盃、中根殿にも右同斷に而、御刀大和包利金十五枚被遣之。右御盃之内、實生大夫等小謠、且上田殿・中根殿御盃、左衛門・壹岐・十六郎・與三兵衛に被遣、御結盃仕。御通ひ御表小將暨頭分のしめ、其外平士ふくさ小袖・上下着用。

十二月八日。除雪に就いて村民互に協力すべきを諭さしむ。

〔改作所舊記〕

頃日段々雪降積、就夫村々之内年寄不行歩もの、或やもめ住等之手前は、人多有之者共心を添、雪除こらせ可致介抱旨、村々申觸候様に、支配十村共の有御申渡候、以上。

十二月八日

御算用場

十二月廿三日。金澤茶白山崩壞して淺野川を塞ぎ家屋を倒し人畜を害ふ。

〔政隣記〕

本文は茶白山とあるを以て元祿二年七月十六日崩壞の觀音山よりも上流の地なるべし

十二月廿三日申刻過、金城東茶白山崩、淺野川を塞ぎ、壓死三十一人、人家潰數數百、崩山高十間計・幅廿間・長百間計。組外二百石塚本左内・御大工中村九太夫・御細工人加藤仁兵衛壓死。其外御扶持人大工小右衛門等也。右に付川上より水溢れ、横山外記後侍屋敷、夫より材木町後通りを悉く水付。依之町奉行・御普請奉行、尤御横目中等罷出、彼是支配す。翌廿四日組外御番頭木梨助三郎・里見勘助罷出、右左内死骸を漸晝頃掘出す。同日御月番前田對馬殿山崩巡見、御横目中也罷出。同廿五日安房守殿・駿河守殿・大隅守殿・備前殿・對馬殿・主殿殿同道に而巡見。矢部權丞並御用人平田清左衛門、其外御横目中出。人持組岡島内膳一定居屋鋪にも水付、若火事之節受取火消當分難勤旨及御斷。且右中村九太夫死骸同日掘出す。同日江戸に注進、中飛脚酉刻發足、尤從御月番言上也。

同日右崩山新川筋附候奉行八人、御馬廻組茨木左太夫等高知之人々被仰渡。此外御普請奉行・定檢地奉行・御小將横目等出、丁場を定、數千之人夫を以て水を切落し、土下之死人を掘出す事明春に及ぶ。

同日見物人多入込に付、爲縮御歩十人・足輕十人出之。

同晦日崩山御普請場の、御横目・御小將横目相廻可申、御歩横目は不絶一人宛可罷出旨、御月番被仰渡。

〔聞書〕

一、同年十二月廿三日申の中刻茶臼山崩落て淺野川を埋、川除の上を越、人家之上迄打掛る。其土の高さ十丈計、長さ百間餘の山と成、人家多埋る。潰家多くして死人多し。川をせぎ留る故、水溢れて材木町之方へ流行、水に溺れ崩れ家多し。假令不崩家も、水筋に有之家は引崩して、川の早速水落る様にし、津田玄蕃下屋敷之邊に、船に而往來不致しては通路なし。山の高さ平均八間、崩口より崩れ止り迄八十間、川長さ百二十間、潰家十五軒。一説に長さ百三十間餘、幅九十間餘、高さ十三間、家四十四軒、内八軒は土の下、三十六間突毀し、外八軒半潰。死人八人、内五人男三人女。二百石組外塚本左内・御大工中村九太夫・御細工人加藤仁兵衛・御大工中村勘左衛門・御扶持方大工小右衛門・由比孫兵衛、新屋敷林彌平太・御鐵炮

張大橋久丞、名相知たる分如此。

右山崩れに付御奉行八人、廿五日於越後屋敷被仰渡也。二千五百石茨木左太夫・千石榎大學・千石生駒萬兵衛・千石山崎彦左衛門・千石富永權之助・千石大橋九郎兵衛・八百石荒木六兵衛・六百石大原十郎左衛門、此八人此所に丁場を立、數百人の役人を以て水を切落し、淺野川を通し、土下の死人を掘出す、明春に至る。

〔續漸得雜記〕

一、觀音山出崎崩申覺

十三年辛辰
は十二年己
卯の誤
のまへは汎
濫の義

元祿十三年辛辰十二月二十三日七過、山長さ三百四十間、深さ百五間計ぬけ出、淺野川はせ埋め、川除町七十七軒、侍家十一軒、岡島内膳馬場下は林彌平太・塚本左内屋敷つぶれ申也。水のまへ横山左衛門馬場先迄上り候を、本町・地子町より町夫出で水戸開申候。山に打れ死人十八人、山切流し候奉行富永權之助・生駒萬兵衛兩人也。

十二月廿六日。前田綱紀初めて世子吉徳と酒宴を行ふ。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十二年十二月廿六日從相公様勝次郎様ね、初而御料理被進也。此儀桂昌院様被聞召、御盃臺難波彩色御押物西王母同被進之。此御盃臺にて、相公様と勝次郎様御盃事有。役者中四海波謠之。

勝次郎様御作法何茂奉感也。其後横山左衛門・奥村壹岐・玉井勘解由・菊池十六郎召之、御盃被下之。御能三番有之。

弓八幡 嘉内 井筒 寶生大夫 猩々 勝次郎様

〔政隣記〕

十二月廿六日於江戸、今度節姫様御婚禮相濟候爲御祝儀、勝次郎様は於表御居間二汁七菜之御料理被進、御拜領之嶋臺出、御盃事被遊。年寄中・若年寄中於奥御料理之間に而二汁七菜御料理被下、御通ひ御大小將・新番、御前は被召出御盃被下。左衛門・壹岐は奉返盃、勘解由・十六郎・與三兵衛は御盃被下、御肴も被下。寶生嘉内小謠。且於御前御時服五つ宛、臺居左衛門・壹岐は被下之。其外御小袖・白銀夫々に被下之。年寄中於席も夫々に被下之。將又大御料理上之間に而、人持・諸頭一番座二番座に分れ、二汁五菜之御料理、通ひ御大小將・新番に而被下之。御酒二篇、畢而土器出。勘解由罷出、何も祝候而御酒給候様に被仰出之旨演述。土器巡候内役者中罷出小謠、畢而御拜領之御菓子爲持、鹽川安左衛門罷出、何茂は被下候間頂戴可仕旨被仰出之由申述。各頂戴、夫々御茶請・御濃茶被下、各退出。押付又各列居、御大書院之方御唐紙開之、御目見。御近習頭中は於奥御料理二汁五菜之御料理等被下之。右御禮於竹之間奏者番は申述、御帳に付。

同日暮前より左之通御能有之、於舟之間御敷舞臺也。年寄中並御近習之人々拜見。

弓八幡 羽衣 猩々 勝次郎様

十二月廿八日。前田吉徳初めて淺野吉長を訪ふ。

〔前田家雜録〕

備後守は淺野吉長

自證院は前田利常の女満姫法號自昌院なるべし

一、元祿十二年十二月廿八日勝次郎様初而備後守様へ被爲入、是御公界始也。兼而御老中秋元但馬殿へ御伺に而、御指圖有之故と也。從勝次郎様備後守様へ御太刀馬代金一枚、御前様の縮緬五卷・箱肴一種被進也。此外御手土産被進候様にとて、從相公様御香爐被進也。勝次郎様御心ひとつにて、御用意の御土産御用意之由。相公様御城より直に備後守様へ被爲入。御同道にて自證院様被爲入、從勝次郎様自證院様へ縮緬五卷・箱肴一種被進也。御雜煮御吸物に而御盃有。從自證院様勝次郎様へ被爲進物、奥嶋二端・箱肴、外に口張子の内に御鼻紙袋・金具銀御紋。備後守様へ御歸、以御使者被爲進。備後守様に而御盃事御奥に而有之故、御道具被進時分少の内御表へ御出。御熨斗出、信國小鍔かゝり代金三百五十貫。御小脇指横山左衛門殿持出被進。從自證院様御供菊池十六郎へ、爲御祝時服二被下。從青山御前様御供菊池十六郎へ縮緬三卷、中村市郎左衛門・駒井與兵衛さあや三卷宛、庄田權之助・富田甚五右衛門へ御國染二端充被下也。

元祿十三年

正月六日。茶臼山崩壞の爲に死者を出せるもの等救助を求む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、今般山ぬけ申に付、私共妻子等土下罷成果申候。並家・諸道具共に土下に罷成迷惑仕申候。就夫借家等も仕度奉存候へ共、鍋釜諸道具等無御座候に付、一夜宛近付一門の方に而明申候。然ども只今ひと仕可申様無御座、渴命におよび申候間、御慈悲を以御たす被爲遊被下候者、難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年正月六日

淺野川鍋屋地町

かぢや 安兵衛 小松屋 小兵衛

ひだや 市兵衛 北市屋 善右衛門

町御奉行所

右人々書付出し申に付上申候。土下之物家數八軒御座候處、二軒は斷絶仕、二軒は少々勝手取續可申者に御座候間指除申候。殘る四軒之者共、右御歎申上候通、何共可仕様無御座候に

相見申候、以上。

肝煎 傳 右衛門

〔前田貞親手記〕

今般崩山土下に成申家數並人數之覺

一、一軒 北市屋善右衛門四十八歲 同人妻女三十一歲 同人娘四歲

一、一軒 小松屋 八兵衛五十四歲 同人妻女四十四歲 同人娘五歲

一、一軒 ひだ屋 市兵衛四十二歲 同人妻女三十六歲 同人娘四歲

一、一軒 鍛冶 安兵衛三十二歲 同人母五十二歲

一、一軒 右十一人、右十一人は御救奉願申人數に御座候。

一、一軒 勝手少々取續可申躰之者に御座候。浪人 高野惣兵衛

一、一軒 右同斷 田井屋 九兵衛

一、一軒 斷絶仕申候。組合頭八右衛門

一、一軒 右同斷 越中屋九郎兵衛

一、右之通に御座候、以上。

正月八日。茶臼山崩壞の爲に家屋の移轉を命ぜられたるもの等救助を求

む。

〔前田貞親手記〕

乍恐申上候。

一、今般茶臼山崩申に付、私共居屋敷御用地に相成、家壞候様被爲仰渡、早速壞申候。私共儀身代輕き者共に御座候へば、宜敷縁者親類等も無御座、近付之方を頼一夜宛明し申候。私共身代不叶者に御座候處に、年罷寄申親共、並妻子等流浪仕、ひしと可仕様無御座、及渴命迷惑至極奉存候。乍恐御慈悲を以被爲聞召上、いか様共取續申様被爲遊被下候はゞ、難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年正月八日

淺野川岡嶋備中殿上ケ地町

日用取 小右衛門 のと屋 七兵衛 たげ屋 與三兵衛

北市屋三 助 辻番人 仁左衛門 こん屋 忠兵衛

鍋屋地町

大工富屋 八郎兵衛 古金屋 八齋門後家 新左衛門

越中屋 又兵衛 みの屋 太郎兵衛 大工 新兵衛

寸谷屋 四郎兵衛 きた屋 善助後家 八百屋 治右衛門

町御奉行所

右人々書付出申に付上之申候、以上。

肝煎 傳右衛門 印

二月二日。茶臼山再び崩壊す。

〔政隣記〕

二月二日未之刻茶臼山再崩、去年より少々雖大、死傷者無之。但都合之處は舊臘之三ヶ一程也。

〔聞書〕

一、同年二月二日茶臼山去年の崩れたる所跡又崩落、新川筋埋め、材木町邊へ又水溢れ行、諸人難儀に及。山の崩れ口は去年より幅廣し、去共崩口土故に重ねうすし。新川除之奉行中も土を打かけらるゝ。去共此度過ち人なし、勿論家損もなし。

〔前田貞親手記〕

一、茶磨崩山下御普請御用に仕候舟廿四艘、二月二日重而山崩土下に成損じ候に付、御買上に仕代銀相渡申渡旨、二月廿六日右川掘御奉行八人より出之書付。

二月八日。用水・土橋等營繕の爲に松木の下附を請ふもの、手續を示す。

〔改作所舊記〕

所々用水並土橋等に、前々より松木被下來候へ共、近年諸方より願多罷成候間、彌向後十村・御扶持人能々致吟味、帳面取次可申候。就夫是以後松木願帳面に、前書に而も奥書に而も、何れ之年木數何十本被下候旨書記上可申候。然者前後引合爲御吟味候間、可得其意候。此段御算用場御奉行毎度被仰渡候儀候間、別而向後致僉議、至極之儀に候者御斷可申上旨、毛利又太夫様被仰渡候間、其御心得可被成候。爲其如此御座候、以上。

二月 八日

御所村 源兵衛

南森下村 太郎兵衛様

二月九日。前田綱紀皇女の降誕を賀する爲使者を發遣す。

〔御年表〕

元祿十三年二月皇女御誕生の御祝儀として、九日御使者足輕頭不破覺承時喜を京都へ遣さる。

二月。能登奥郡の漁網使用の慣習に就いて上申す。

覺

一、珠洲・鳳至兩御郡浦方にて下し申網之儀、春網は惣而高かり網跡々より無御座候事。

一、鮪網之儀、春網よりへたに下し申に付、春網へたはへの用、沖はへのに仕候事。

一、鯰網之儀四十ヶ年計以前、高かり網仕來申候。就中網出入御郡に多出來仕候故、自今以後網出入無御座様に爲可仕、貞享二年私共相談所に而詮議仕、網間春網・鮪鯰網共に、上下臺並にして三百尋御座候はゞ、以前より下し來候網より構申旨出入御座候共、網下申様に仕、鯰網之儀は、高かり網百五十尋宛仕様に、定書上置申通。只今以相替儀無御座候。

一、新統之儀、本統臺並を立はなれ、沖には一切下不申筈之事。

一、鵜川村六藏組甲村・沖波村・古君村・鵜川村・七海村・矢波村・波並村・宇出津村、甚兵衛組藤波村・宇出津村・松波村、太郎右衛門組羽根村、此村々之儀仕切役場に而右之定無御座候。此外浦方は一切請役にて、右定書之通り相守申候事。

元祿十三年二月

八 人

生駒傳助殿

今井源六郎殿

三月六日。犯罪者及び破産者の財産を闕所に附する際前例によりて女子に屬するものを沒收せざることを定む。

〔國事雜鈔〕

覺

一、殺害人並分算人諸道具闕所之節、母・妻・女・娘之着類勿論、道具共に向後可被下旨被仰渡候事。

戊十月廿四日

右は今般森下町近江屋與右衛門分算に付、御詮議之上地子方に張紙御座候而、彌右之通被仰付候、以上。

辰三月六日

〔上田舊記〕

百姓頭振闕所仕分之覺

一、百姓分は家農道具は指除、其外闕所仕、拂立銀子闕所所為上可申事。

一、百姓せがれ之分は、其身道具之分は撰立致闕所、賣立是又上可申事。但近年此通相極候事。

戊年は元祿
七年なるべし

一、頭振家之儀は村々に相渡、其外之道具等拂立銀子指上可申候事。

右之様子公事場の罷出候役人衆に、元祿十三年相尋、如斯之格に付記置。

三月十一日。茶臼山崩壞の爲に閉塞せる淺野川の疏通工事成る。

〔政隣記〕

三月十二日崩山新川掘御普請出來之由、昨十一日奉行中より相達に付、今日晝御月番前田對馬殿爲巡見御出に付、御横目中也四人罷出。

三月十三日。前田吉徳弓初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

三月十三日於江戸、勝次郎様御弓初、御歳十一、御のしめにて、於長圍爐裏間卷藁被爲射、御弓塗込也。吉田左太夫茂清御指南勤之、御時服二被下之、並毛利半平に御國染二反被下之。右兩人並勝次郎様附頭分のしめ着用、相公様御弓初之節は、左太夫親左近御指南申上、其御例也。右御射初過、同所に而御のし出、御手自左太夫に被下之。夫より表御居間に御着座、御前にも御出座、左太夫御禮被爲請。追付御雜煮出、御吸物与引替、御盃事被遊、御通ひ且頭分も服紗小袖・上下着用、御年寄中並御近習頭分御祝御雜煮等頂戴被仰付。御表向に而は奏者番藤田平兵衛・永井織部迄御祝頂戴被仰付。

四月二十日。前田綱紀、徳川家光の五十回忌なるを以て日光に使者を發遣す。

〔御年表〕

四月二十日大猷公五十回忌に付、日光へ御使奥村壹岐・並副使使番林助太夫遣さる。

五月二日。石川郡大野川浚渫に要する土工材料の下附を求む。

〔改作所舊記〕

覺

- 一、四百本 杭木 一、一萬五千六百五十七枚 米明俵
- 一、千三百八十九枚 菜種明かます 一、九千六百四十六懸 米はづし繩
- 一、二百束 太繩 一、千三百八十八本 小唐竹
- 一、四百七十五枚 筵

と

右大野川元祿元年濁廻水つかへ、新川並川堰御普請被仰付候へ共、近年又右之通北の方へ大分に川まがり、去暮より當三月迄濁廻水引不申に付、此通に而は濁廻り植付につかへ可申、百姓共斷申に付、當三月水下自普請を以、跡々之通新川掘、並古川せき仕申候處、濁廻水下

高大分に而、人足多御座候に付、隨分水下人足を以爲相勤可申と奉存、御普請不奉願、自普請に而出來仕、水も引、百姓共勝手能御座候へ共、存之外大分に入用並人足入申候。乍併人足之儀は百姓之手に叶申儀に御座候。買物代銀右之通入申候間、御相談被遊被下候者、百姓共難有忝可奉存候、以上。

元祿十三年五月二日

九人連名

橋本久太郎殿

國府仙右衛門殿

願之通銀三貫目渡る。

五月十六日。前田吉徳乘馬初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

五月十六日勝次郎様、本郷御露地馬場に而御乗初有之、御馬南部黒、御纏絹川隼之助上之、三返被爲召候。御前にも御馬場の御出、申刻前御乗初相濟。御亭に而御熨斗出、於御次玉井勘解由を以、御目錄御馬奉行井口甚三郎に御帷子三内一單、御馬乗絹川隼之助に御帷子二被下之。畢而甚三郎・隼之助並御馬役中の御祝之雜煮・御酒被下之。其外奥向頭中及表向藤田平兵衛・永井織部にも同様被下之。其外御弓初御規式之節同斷。

但、御馬兩口附之者に金百疋宛被下之。

六月廿七日。十村の管轄する組毎に村々の繪圖を製して之を上らしむ。

〔改作所舊記〕

其方共支配之村々・新村共、不殘一組切に假繪圖相調、早々可指越候。

一、右繪圖に方角を附、山・海・瀉・川・橋等之有所、無相違様に書付、尤河は何方より流、何方へ落申段書記可申事。

一、寺社等有之候はゞ、是以繪圖に記可申候事。

一、村々續有所、能々無相違様に相改、書付可申候事。

一、往還道並村傳之道も相記可申候事。

一、他國の越道等、猶以委細書付可申候事。

一、支配續之十村共と申合、道方角・海川等之有所、無相違様可申談候。畢竟引合間違無之様に可相心得候事。

一、右御繪圖御用に候間、隨分念を入改書出可申候。諸事致隱密、洩不申様に可仕候。尤紙など吟味仕筋に而は無之候間、中折にて相調可指越候。此紙面人々封印に而末々相廻し、落着より此方へ可指越候、以上。

辰六月廿七日

不破平左衛門 判

小塚善左衛門 判

野村五郎兵衛 判

加州組持御扶持人・十村中

是月は大盡
なり

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月晦日御暇、爲上使小笠原佐渡守殿御出。

六月。加賀諸郡の十村等秋縮保證の期限を土用入の日に延べんことを請ふ。

〔改作所舊記〕

秋縮とは當
年の年貢上
納を完から
しむべきこ
とを保證す
るをいふ

作毛秋縮遅く罷成候間、時分相考早く罷成候様に可仕旨、最前被仰渡に付、僉議仕、秋之土用入より七日以前を限に而、秋縮十村並御扶持人不殘金澤に揃、御斷申上候様仕候はゞ可然旨申上、近年其通相勤申候へば、御見立有之節早く相濟、稻も早く蒔仕廻、百姓勝手にも宜御座候。乍然此儀相極、御見立願多無御座故滯申儀も無御座候へ共、近年様子相考見申候へば、稻善悪は秋之彼岸過ならで見え不申ものに御座候に付、只今迄之極り之日限土用七日以前と

有之候而は、僉議之日數無御座候に付、不作年などは別而十村共しらべ、御扶持人共見分僉議旁指つかへ、又は麁抹に罷成儀も可有御座与奉存候間、向後は土用に入候日を限に仕、秋縮上申様に被仰付被下候者可然奉存候。此外之儀は、最前此儀に付上置申紙面之通に御座候、以上。

元祿十三年六月

三

郡

御改作御奉行

七月朔日。前田綱紀登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

七月朔日御登城御禮、隨臣横山左衛門・奥村壹岐。

〔徳川實紀〕

七月朔日拜賀例のごとし。松平加賀守綱紀はじめ、就封の暇賜はるもの三人。

七月十八日。石川郡玉鉾村の佛堂災に罹る。

〔聞書〕

一、同年七月十八日夜亥の刻、犀川下玉鉾之堂常燈より出火、一字炎上、本堂は少々焼候得共、早速取除申事。此玉鉾村之木像五佛、上古泰澄大師御作と云來歴不慥成、所の古き者も

不知由。何れの頃よりか有けん、小さき草堂を立、五佛居置候處、或る寒夜乞食共堂に宿り、佛一躰打割焼火にし寒を凌けるとかや。其乞食忽目闇み、死申由申傳る也。四躰今に有之。此佛をめざら佛と號、立願之者めざらを持參奉懸由。一説には久敷犀川之水中に埋れ有之しを奉取、水にしやれ申により、水じやれ佛共申とかや。往昔加州玉鐙の神社とて大迦藍の地、延喜式神名帳にあり。何の代より如此破壊仕哉覽、今一度再興有度靈尊也。元祿十年の頃かとよ、野町滿谷屋何某と申者、不慮之難に逢ひ禁牢したり。彼者母此玉鐙の宮に來て願を懸、我突參る杖刺置、願相叶候はゞ此杖つき候へと念願歸申也。其杖芽を出し枝葉を榮え、彼者も出牢しけると也。此事金澤中隱なく、是より參詣多し。

七月二十日。加賀郡の太郎兵衛塚村を遠塚村と改めしむ。

〔改作所舊記〕

加賀郡太郎兵衛塚村、向後遠塚村と成申候間、遠塚村と書、勿論唱可申旨、七月廿日被仰渡候、以上。

七月廿七日。前田利常の女滿姫歿す。

〔前田家譜〕

滿姫、元和五年生金澤、寛永十二年九月二十日嫁安藝國主淺野安藝守光晟、元祿十三年七月

廿七日歿、享年八十二歳、號自昌院。

八月十四日。捨子を禁ずる幕府の前令を勵行すべきことを領内に傳へしむ。

〔岡部氏御用留〕

覺

一、捨子之儀御制禁に候。依之最前も申渡、養育成がたきにおゐては、奉公人は其主人、御料は御代官、私領は其村之名主・五人組、町方は其所之名主・五人組に其品申出之、於其所養育可仕旨相觸候處に、粗捨子いたし候段不届候。若捨子いたし候は可爲曲事候。彌捨子不仕候様に急度可被申付候、以上。

辰七月 日

安藤筑後守殿へ聞番御招、捨子之儀に付而御書出御渡候。右之趣達御聽、可相觸旨横山左衛門・奥村壹岐より申來候。則御書出之寫相越候條、被得其意、支配所之者共末々迄嚴重被申渡、御請可被上之候、已上。

庚辰八月十四日

本多安房守

長 大隅守

本文は幕府の令なり

今井源六郎殿
生駒傳助殿

八月十五日。能美郡河原山村の百姓等、幕府領二口村との爭議沿革に關して上申す。

〔加越能御繪圖覺書〕

御尋に付而申上候。

二口河原山の山論は慶長十三年の事なり

二口村与河原山さかひ、先年よりこみぞ・さるなべのかべ与申所に而、其より北まくら尾の間、先年河原山村に作り仕候處に、さるなべの近所、うとひらと申所なご島に仕候得者、其所を二口村分之由申、又候哉其外之作りもきりあらし、出入仕懸申候。然所に牛首村藤兵衛、佛師ヶ野村迄參り、右うとひらを中分にあつかひ申所、むかしより之さかひを違申事成間敷と、河原山村に申、相濟不申由。則うとひらあらしひ申は、只今是へ參候左礫村慶心十三の歳に而、只今七十六歳に罷成申候に付、六十四年先に御座候御事。

一、右あつかひ承引不仕候得ば、藤兵衛罷歸り、二口村之者並島村半右衛門杯談合いたし、惣山へ懸り候得とて、其明年三月朔日に、二口村之者共山に登り、河原山之うへまで參り、てつぼうを打、大きにこゑをあげ申に付而、河原山村に茂俄に人數をそろへ、山に登り、お

りのみねと申所に而たゝかひ、二口村之者之くび二つ取、其外三人死、レ五人二口村に死申候。河原山村にもくび一つとられ、在所へ歸り二人死、レ三人死申候。其外二・三人宛手をおひ申者御座候。此年六十三年に成申候御事。

一、此儀御公儀様の申上候所、たとへ如何様之儀有之ととも、案内も不申上他領之者之ケ様之儀仕候。御しつけのためとて、山に而手をおひ申者二人籠へ御入、七年御置被爲成候。其後山の手入間敷之被仰付、今以耕作をも不仕候。右山に而うご・わらび・くすねのやう成ものは、二口村・河原山村・左礫村よりも取申候御事。

一、二口村之在所、先年あしが谷と申所之近所に御座候之申上る由に御座候。其は河原山村この山境こみぞ・さるなべのかべよりはるか南に而、則其所を島又はほえ木伐り、二口村之持分に而裁許仕申候。あしが谷と申は、繪圖に仕上申川之名に而御座候御事。

一、大みぞ・こみぞと申間の山、佛師ケ野村に支配仕申候。此一村の山、おしこへ・まくらを迄二口村分と申は、申度まゝの事に而御座候御事。

一、大みぞ・小みぞ・南山・おり・長尾・横谷と申迄、嶺つゞきに御座候。扱は横谷に小山一つ御座候に付、此所を以まくら尾と申つたへ候御事。

一、上り立と申山は、左礫山に而、まくら尾とは谷をへだて、半道餘も間御座候御事。

兩用は兩様

右之山出入仕以後、十年計も二口村に支配仕る由申上る由御座候。其儀者偽に而御座候、二口村より請申とて、一年島村之者後山へ參り、南山と申所をなぎ島に仕候へ共、河原山よりおひはらひ、作りいたさせ不申、すみがまも二口村より、さるなべかべの下へ參りうち申候へ共、是もあけさせ申候。右兩用年數は失念仕候御事。

寛文十年八月十五日

川原山村 肝煎 藤右衛門

同 庄三郎

組合頭 甚兵衛

長百姓 五郎右衛門

惣百姓 五十一人

左礫村 慶心

〔加越能御繪圖覺書〕

覺

一、先年後山に作り仕、則木村主計様・大橋九郎兵衛様・石川茂兵衛様御檢地に而、後山之分百石餘之御高に成申候由。然所に二口村之山境之近所うとひらと申所を、川原村長兵衛・藤左

衛門・惣右衛門・三郎右衛門と申者、なぎ品に仕候得者、其所を二口村之山と申、川原山村の立毛二口村より伐あらし申所、牛首村藤兵衛佛師ケ野村迄參り、右うごひらを中分にいたし濟し可申とあつかひ被申候へば、先年より之境を違申事難成と、河原山村之者中に付而、相渡不申候へば、左候者惣山へ懸り、三つ屋野村之境まくら尾より二口村の山と申候へとて、島村半右衛門と申者おしへ申と沙汰御座候。其明る年三月朔日、二口村之者右山へ參り、河原山之うへにて鐵砲をならし、大きにこゑをあげ、扱は河原山にも山へ登り可申とて、俄に人數をそろへ、手分いたし山へ登り、たゝかひ、二口村新四郎・四郎五郎くび取、其外二人山に而死、又一人は在所へ歸死、又五人二口村に死申候。川原山村にも岩と申者のくび、二口村へとられ、又在所へ歸り兵衛・甚四郎と申者、又三人死申候。此外二口村にも、川原山村にも、二・三人手おひ申者御座候。二口村之鐵炮一挺・刀一腰・鍵、川原山村へ取參り候。川原山のはとられ不申候。

一、山に而手をおひ申三郎四郎・甚四郎二人、其砌籠へ御入被成。然處に横山山城様尾込村湯へ御入被成、川原山村之むかひに而、佐良村九兵衛・吉野村彌兵衛出入山之様子御尋被爲成候處に、委細申上候へば、一村間をおき、三つ屋野村之うへまで二口村分之山申は、大領之様に御意被成候由。扱御歸被成籠舍御免、七年目に御出し被成候与申候。

一、右後山たがひに手入仕間敷与被爲仰付候に付而、其後川原山百姓中申は、後山作場へり申に付而何共めいわく仕候間、御高をも御へらし被下候様御斷申上候由に候へ共、其かへとして高をへし候へば、以後あしき事候間、夫銀法政御免可被爲成とて、御老中様御判形に而御墨付被下、其後御成替御書頂戴仕申候。

寛文十年八月

川原山村 肝 煎 藤右衛門

同 庄三郎

同 組合頭 甚兵衛

八月廿一日。加賀郡を河北郡、能登郡を鹿島郡と改めしむ。

〔岡部氏御用留〕

唯今迄加賀郡 河北郡

唯今迄能登郡 鹿嶋郡

右今般被仰渡、向後加賀郡は河北郡、能登郡は鹿嶋郡と萬事書出申筈に候間、可得其意候、以上。

辰八月廿一日

改作奉行

御領國中十村・御扶持人御代官中

〔能州郡方舊記〕

元祿十三年八月廿一日より能登郡を鹿嶋郡と御改有之。但本名能登郡に而、永祿八年鹿嶋郡に改、寛文十一年能登郡に復候所、元祿十三年本文之通鹿嶋郡に相成候事。

九月四日。前田綱紀江戸を發し歸國の途に就く。

〔御年表〕

九月四日江戸御發駕、十五日御歸國。御禮の使者伴八矢を江戸に遣さる。

十月七日。馬廻組の士岡谷甚左衛門等拘置せられ、後死に處せらる。

〔政隣記〕

十月七日御馬廻頭篠原頼母宅に、同頭不破平左衛門・御横目兩人・御歩横目兩人相請、左之通申渡。甚左衛門八百石、御馬廻組、年七十二也。

篠原市正の御預

岡谷 甚左衛門

松平治部の御預

嫡 十郎左衛門

伴八矢の御預

次男 七左衛門

右は甚左衛門御大小將樋口久太夫就病氣、御國の之御暇願歸、於江戸病中に末期養子池田伴右衛門二男權三郎を願、遺書久太夫頭見届置之。然に十郎左衛門儀、爲久太夫石病發出之

處、久太夫於東岩瀬病死に付、久太夫家來阿形紋右衛門与密計、遺書調替之、弟以七左衛門を末期養子とす。此惡事露顯、右之通被仰付置、翌年二月十九日御預人宅に、公事場奉行並御横目兩人罷越遂吟味、同廿六日於公事場吟味、御横目兩人出座。同年八月六日十郎左衛門刎首、甚左衛門・七左衛門は切腹被仰付、紋右衛門斬罪也。

十月八日。此の頃乞食増加せしを以てその本居に送還せしめんことを議す。

〔前田貞親手記〕

十月八日

一、今日御算用場奉行三人並に加藤十左衛門罷出、先日十左衛門申聞、近年金澤廻り乞食多き儀僉議有之、畢竟末々迄慥に宜可有之と申所は不相知候へ共、先向後は加州・能州・越州之者ども十左衛門手合にて承分、一郡切に相返し候はゞ、一往は減申儀可有之候。先其通仕可然哉之旨に相極。其趣則十左衛門方より致言上筈に相究事。

十一月八日。石川郡松任町奉行の沿革に就いて上申す。

〔袖裏雜記〕

一、松任町御奉行、寛永十四年頃より日比五郎左衛門殿御勤、則松任に居住被成候。御勤之年數覺申者無御座候。

一、右爲御代、山口次郎左衛門殿・松崎左兵衛殿被仰付候。御勤之年數覺申者無御座候。

一、右次郎左衛門殿・左兵衛殿爲御代、同所御代官共に細井彌左衛門殿被仰付候。御勤年數覺申者無御座候。

一、右彌左衛門殿爲御代、岡本小左衛門殿被仰付候。町御奉行役迄御勤被成候。御代官者御供田村勘四郎に被仰付候。何茂御勤之年數覺申者無御座候。

一、右小左衛門御指除、同所町支配御代官共に、金澤町淺野屋次郎兵衛・菊屋八左衛門相勤申候。

一、右次郎兵衛・八左衛門御差除、同所町御奉行御代官〔 〕村岡左衛門殿被仰付候て御勤候處に閉門被仰付、當分松任御支配、其砌御郡御奉行林十左衛門殿・橋本治部左衛門殿寛文五年より被仰付、夫より御郡附に罷成申候。

右御尋に付書上申候。日比五郎左衛門殿より以前之御奉行、並其後段々御郡御奉行方年數之儀、古き者にも相尋候へども、委細覺申者無御座候、以上。

元祿十三年十一月八日

松任町肝煎 三郎右衛門

同所地方肝煎 藤 右 衛 門

同所町年寄 油屋 太郎兵衛

同 斷 笠間屋六郎兵衛

永原 權 丞殿

長瀬 湍 兵衛殿

十一月十日。能美郡木滑關所に關する沿革を上申す。

〔袖裏雜記〕

木滑御關所、先年者吉野村領に御座候處、何頃より吉野村領に御關所被仰付候哉、年號等覺申者無御座候。御奉行者前田平左衛門殿、正保元年より寛文元年迄御勤被成候。右御關所寛文元年に木滑村へ被遣候。平左衛門殿先者御奉行無之旨及承申候。

一、寛文八年より同九年迄、北村八兵衛殿御勤被成候。

一、寛文十年より延寶六年迄、富永傳左衛門殿御勤被成候。

一、延寶二年より以來一ケ年代り御勤被成候。

右之通書上申候、以上。

元祿十三年十一月十日

吉野村 甚 七

永原 權 丞殿

長瀬 湍 兵衛殿

十一月十二日。河北郡津幡町奉行等の沿革に就いて上申す。

〔國事雜抄〕

就御尋申上候。

一、先年津幡御支配之御奉行青木權右衛門殿、津幡居住被成、御代官共に御勤被成候由、其年號覺申者無御座候。寛永十八年之頃御勤被成候様承申候。津幡に御藏御座候而、御收納米御納被成候。權右衛門殿より前々も、津幡に御支配之御奉行御座候由候へども、覺申者無御座候。

一、寛永十八年之頃より、權右衛門殿御代り石野五兵衛殿、承應二年迄御勤被成候。權右衛門同事に御代官共に御勤之由に御座候。津幡に五兵衛殿旅屋有之、折々津幡に御越御勤被成候。

同事は同時

一、承應二年より御郡附に罷成申候。其時分御郡奉行覺申者無御座候。
一、津幡宿に成申年號覺申者無御座候。

一、瑞龍院様御代慶長四年に津幡村・庄村・清水村・加賀爪村此四町、市日御定之御印被成下候。其後慶長十六年に、右御印之通微妙院様御印被爲成下候。

右就御尋書上申候、以上。

元祿十三年十一月十二日

津幡肝煎 安兵衛

同 斷 三郎兵衛

同 斷 源右衛門

同 斷 三郎右衛門

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

右御尋之趣、古き者共委細相尋、肝煎共書上申候付、奥書仕上之申候、以上。

津幡村 庄右衛門

能勢村 彌右衛門

十一月十二日。能美郡河原山關所・阿手關所及び別宮奉行に關する沿革を上申す。

〔袖裏雜記〕

一、川原山御關所、先年者下吉谷村御座候。何頃より下吉谷村に御關所被仰付候哉、年號等覺申者無御座候。御奉行者原與三右衛門殿、則下吉谷村に御引越、正保四年より寛文三年迄御勤被成候。右御關所寛文二年に川原山に被遣候付、與三右衛門殿も河原山に御引越御勤被成候。與三右衛門殿より先には、御奉行無之旨及承申候。阿手村御關所も、正保四年より寛文六年迄原與三右衛門殿御支配被成候。與三右衛門殿より前、阿手御關所にも御奉行無之旨及承申候。寛文七年より阿手村御關所者、別宮御奉行長瀬孫之丞殿御支配被仰付候。

一、原與三右衛門殿御代り河原山御關所御奉行、寛文七年より同九年迄加藤六兵衛殿御勤被成候。

一、加藤六兵衛殿御代り、寛文十年より同十二年迄宇野五左衛門殿御勤被成候。

一、宇野五左衛門殿御代り、延寶四年より同六年迄中村次郎兵衛殿御勤被成候。

一、延寶七年より以來一ケ年代りに御勤被成候。

一、別宮御奉行前田故刑部殿、寛永十五年に御越、同二十年迄御勤、正保元年より寛文二年迄御子息刑部殿御勤被成候。故刑部殿先には別宮に御奉行無之旨及承申候。

一、同所御奉行、寛文三年より同五年まで千秋彦兵衛殿御勤被成候。

一、同所御奉行、寛文六年より長瀬孫之丞殿御勤、同七年より阿手御關所御支配も被仰付、延寶元年迄御勤被成候。夫より以來別宮之御奉行・阿手御關所御裁許共に御勤被成候。

一、長瀬孫之丞殿御代り、延寶二年より同八年迄多田次郎左衛門殿御勤被成候。

一、多田次郎左衛門殿御代り、天和元年より元祿十年迄本保内藏殿御勤被成候。

一、本保内藏殿御代り、元祿十一年より當年迄伊藤勘解由殿御勤被成候。

右河原山・阿手御關所奉行並別宮御奉行御附始りより唯今迄書上之申候、以上。

元祿十三年十一月十二日

能美郡釜清水村 小右衛門 印判

同郡 二曲村 與右衛門 判

永原 權丞殿

長瀬湍兵衛殿

〔袖裏雜記〕

一、阿手村御關所、萬治三年より寛文六年迄、下吉谷村御關所御奉行原與三右衛門支配仕、御關所御番人則原與三右衛門支配足輕之内、替り〱二人充阿手村御關所に通、一兩年相勤申旨及承申候。

一、寛文元年之頃、阿手村御關所御番所被仰付、其節より足輕五人引越、今以相勤罷在候。

本文は日附
を異にする
もここに附
載す

一、寛文七年より阿手村御關所、別宮御奉行長瀬孫丞支配被仰付、今以段々相勤來申候。右之外前々之儀奉覺者無御座候、以上。

辰十一月十七日

伊藤勘解由

十一月十五日。組外組の士由比滋右衛門窃盜を爲したるを以て殺害を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

一、野村勘兵衛・平野岡右衛門組、組外由比滋右衛門儀、團貞右衛門之脇指を盜候仕形、亂心之躰に付、御知行指上、一類方に致縮置候様仕度旨一類書付に、御番頭野村勘兵衛等添書付に、見分者亂心之躰に相見え不申旨調出候故、先一類に差預、急度縮仕指置候様對馬申渡、其段達御聽、右書付入御覽候處、亂心決着に候者一門共書付之通、不然者殺害子以御加筆被仰出候故、猶又承届候様御番頭に申渡、遂吟味候處、賊之趣申顯候付、彌殺害可被仰付哉。左候はゞ最前より由比安左衛門宅に縮仕置候間、兩御番頭・御横目並竹田五郎左衛門・伊藤平右衛門内相越、申付候様可有御座哉と伺有之候處、御聞届之旨以御加筆被仰出、其申渡左之通。

以上

由比滋右衛門儀、侍に不似合不届之仕形に付而、殺害被仰付候條、由比安左衛門宅に五郎左

衛門・平右衛門内一人、且又兩御番頭並御横目相越、殺害可被申付候、以上。

十一月十五日

村井出雲

前田備前

奥村壹岐

前田對馬

横山左衛門

竹田五郎左衛門殿

伊藤平右衛門殿

野村勘兵衛殿

平野岡右衛門殿

十一月十九日。能美郡釜清水村の百姓等、河原山・二口兩村の論所に關する下問に答ふ。

〔加越能繪圖覺書〕

覺

御公領十六ヶ村之内二口村と、御領川原山村先年論所之儀に付、二口村之者書記越申書物等

同時は同事

有之候哉、又者何とぞ慥成品有之候者可申上旨被仰渡、奉畏候。川原山村並右論所境日之村々相尋詮議仕候へ共、論所之儀に付二口村より之書物、其外證據に罷成可申物無御座候。一、右論所は、二口村・河原山村より道程遠近等、谷之様子、兩村共に同時に相見え申候。在々持山之儀者、他村領へ入組申所々多御座候に付、右論所何方領へ近寄申共難申上御座候。併谷之躰者、御領左礫村之方へ向、谷之水も同村へ流出申候に付、左礫村へ近寄申様にも不存候。

右之通に御座候、以上。

元祿十三年十一月十九日

能美郡釜清水村 小右衛門 判

野村五郎兵衛殿

同 二曲村 與右衛門 判

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

十一月廿二日。金澤附近の十村等先に諸士の百姓地を賃借するを禁ぜられたるも現に該當者なきことを上申す。

金澤廻り百姓地、御侍方下下に而相對を以島下し仕間敷旨、當七月被仰渡候に付、寛文六年八月御觸以來相對に而島地と仕下し申内、御下屋敷續御圍込被成候も御座候。ケ様之類は不及申上、一作島下し仕分も不殘取上、只今寛文六年被仰出以來之相對下し、一作島下し地等迄、御侍方に少も無御座候。彌向後御請込地不及申、一作島下し等茂不仕様に可申付候、以上。

元祿十三年十一月廿二日

上野村・淵上村・御所村等十村連名

御改作御奉行

十一月廿六日。河北郡山上村の頭振に豆腐製造を許し、金澤にて賣捌くことを禁ず。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

私儀頭ふりに而、可仕家職も無御座候間、少々たうふ仕商申度御座候。就夫御郡方者御役銀も上り不申由御座候共、金澤廻りに罷在候に付御斷申上候、以上。

元祿十三年十一月廿四日

山上村頭ふり 六兵衛

御所村 源兵衛殿

右之通御斷申上候に付、奥書仕上之申候、以上。

御所村 源兵衛

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

右之通書付出申に付、御郡所に而僉議之上承届、尤御郡方に付役銀之儀者赦免。然上者金澤へたうふふり賣仕間敷旨、十一月廿六日申渡候。但金澤より買に參申儀は格別、又御郡之内ふり賣も構なき旨申渡、則縮り御請取立置候事。

〔改作所舊記〕

一、私儀たうふ商賣仕度御座候間、金澤廻に罷在申に付御斷申上候所に、御郡方に付たうふ御役銀之儀者御赦免被爲成、難有忝奉存候。然上者たうふふり賣仕儀、御郡之内者格別、金澤町ふり賣仕間敷旨被仰渡、畏奉存候。若金澤へふり賣仕儀、後日被聞召上候はゞ、如何様とも越度可被仰付候。爲其御請上申候、以上。

元祿十三年十一月廿八日

河北郡山上村頭ふり 六兵衛

右之通御請上げ申に付、奥書仕上之申候、以上。

御所村 源兵衛

十二月二日。金澤妙慶寺坂崩壞せしを以て通行を禁ず。

〔改作所舊記〕

犀川妙慶寺坂崩込候に付、寺社御奉行中申談、窺候而垣申付、往來止申候。在々より往來之牛馬、玉泉寺前より野町へ令往來候様、御申付可有之候。勿論野町一丁目往來之道筋有之候へ共、殊之外狭く、牛馬難通に付如此に候、以上。

十二月二日

三輪七左衛門

湯原主膳

十二月三日。十村等從來藩より米銀物資を貸與せられたる場合を列舉して諮問に答ふ。

〔改作所舊記〕

御公儀より御借物並被下物

一、御貸米之事

- 一、定作食米之事。
- 一、御鹽延賣被爲成候事。
- 一、御鹽手米之事。
- 一、大豆を御貸被爲成候事。
- 一、家作銀之事。但宿方並金澤廻り火事に逢申者共へ御貸。
- 一、宿方馬借銀之事。附飼料代御貸被成候事。
- 一、先年在々百姓共持高仕替申度旨申上候へば、馬代銀御貸被成候事。
- 一、濱方獵仕入銀之事。
- 一、在々こえ代銀之事。
- 一、宿方頭振共へ商賣銀御貸被成候事。
- 一、十村共御收納皆濟仕御褒美銀之事、並組合頭拜領錢之事。
- 一、宿方並一ヶ村丸に火事に逢申躰之所御貸米、且又銀子御貸被成候事。
- 一、島方日損仕刻御貸銀之事。
- 一、菜種下直之時分御買上に被成候儀も御座候事。
- 一、かいこ系下直之時分、銀子御貸可被成旨被仰觸候事も御座候。

一、流稻有之時分御貸米之事。

一、雪なだれに逢家つぶれ申村御貸銀、並飯米・着類被下候事。

一、山崩にて家つぶれ申所へ家建料銀子御貸之事。

一、湯本破損仕刻年季に銀子御貸被成候事。

一、火事家有之候へば家材木松木被下候事。

一、在々百姓自分橋松木被下候事。

一、宿方家作仕度旨申上候へば、松材木被下候事。並十村山廻共同斷。

一、先年宿方家並宜仕刻、爲御褒美御米被下候事。

一、川除方自普請に仕刻、根苧籠其外材木並くひ木・俵等被下候事。

一、用水懸樋等自普請に仕刻、松材木被下候事。

十二月三日

田井村 次郎吉

御所村 源兵衛

野々市村 少左衛門

津幡村 庄右衛門

十二月八日。前田綱紀初て徳川綱吉より寒中見舞の爲に宿繼奉書を受く。

〔御年表〕

是月は十二
月

是月八日寒中御尋の宿繼奉書始て來る。御禮の御使者、御馬廻頭野村五郎兵衛永重を江戸表へ遣さる。此以後御在國寒中御尋常例となる。

是歲。河北郡の海濱に補植すべき松苗の下附を乞ふ。

〔改作所舊記〕

覺

一、千本 苗松、但四尺より五尺迄

右加賀郡粟ヶ崎より本根布村之間濱通爲砂除、去春御斷申上、苗松植申所に、枯松も出來仕、其上風當りつよき所松うすく御座候故、植たし申度所も御座候。右苗被爲懸御意被下候者、水下人足を以只今爲植申度奉存、御斷申上候、以上。

忠繩村彌右衛門・南森下村太郎兵衛・南中條・中橋・

上野・御所村・津幡村庄右衛門・田井村 八人連名

右之通願申に付、爲植申様に相談仕候間御渡可被成候、以上。

元祿十三年

改作御奉行九人連名

右書付木數之所に御算用場印押來る。

是歲。石川郡大野川の水戸口疏通の方法に關する覺書を作る。

〔改作所舊記〕

以後川除普請仕様覺書

一、大野川先年より北の方へまがり、十一・二ヶ年に一度宛直に川掘不被仰付候へば、瀉水引不申に付、先年御歴々御奉行御附被成、石川・加賀郡平夫に而御普請被仰付刻、堰所水戸合不罷成由承候。其後御普請被仰付、古川堰所堰幅程、川の上下に杭木をふり、一へん通りけたゆひ付、其上に中から竹を四分目にゆひあて、双方よりせき詰、真中より水戸合候へ共、荒之時分は難成と申、海のなぎ見つくるひ堰懸候へば、水戸合大形堰そこなひ不申候。大分人足並土俵入申候。

のたは波浪

一、大野川まがり申候ひ而水引不申に付、元祿十三年三月十五日水下人足に而川堰仕所に、前方に杭をふり、双方に土俵拵置、水戸合は片方へ寄、下に敷筵等拵せき懸り候得ば、不存寄天氣惡敷罷成、海ののた高く成候へば、川の水流不申候故、何之手間も不入せき留申候。向後も前方にふり、土俵等詰置、のた高く川の水ながれ不申時分せき候へば、堰そこなひは無之候。併せき留候とてすて置候へば、なぎに成水引申時水はやく成候故、せきすざり下掘れ申に付、堰しづみ申故、何時も新川は當分せばく候故、堰前之川水増申に付、堰の所水こ

つくい木本のま

し切申候。せき留候はゞ、何時も用意土俵二千程仕、双方にしづみ申にしたがひ置候へば、こたへ申候。杭木も双方共に、外の方よりつくい木、けたのつぎ日く一本宛仕候へば、能々せき置候ひ而も、下掘れ候へば堰くるひ候故、前後共に杭入申事に極申候。

一、右之通にせき立候ひ而も、五日も十日も毎日人足五十程宛指遣、新川當り所々見つくるひ直し不申候へば、新川早速大川に成不申候。

一、新川掘堰能留候ひ而も、新川廣く罷成不申間は、十日・十五日も瀉之内へ水増申候。又水増不申候へば、海と瀉之水のり無之故、新川に瀨付不申故、掘れ不申候。瀉に水はゞみ候へば、新川の水せいつよきゆるゑ、早速川に成申候。右川掘候事、水下高三萬石餘有之、御公儀百姓共に大分損徳有之事に御座候故、大事と存候。川堰は大かた春仕候故、堰仕新川出来いたし候日限相考、荒起等之閘に不罷成様相心得第一に候。日限之考無御座候へば、川掘堰所も出来候ひ而も、のまへ水引不申候へ而、不納出来いたし候事有之、能考可申事。

一、土俵用意は、米俵に十分砂詰申俵、一萬七千程入申候。何時も此圖程は入申事。

一、大普請之時分は、右之通相心得可申候。併向後は年々心を付、少宛かるゝ川除仕候へば、大かたは川まがり申間敷存候。

のまへは汎
濫の意

是歲。領内の聚落にして町と稱するものを調査す。

〔改作方雜留〕

御郡之内に而町与相調候所々

志雄町 羽咋郡 河合町 鳳至郡 中居兩町 鳳至郡

字出津町 鳳至郡 飯田町 珠洲郡 正院町 珠洲郡

滑川町 新川郡 魚津町 新川郡 泊町 新川郡

氷見町 射水郡 守山町 射水郡 杉木新町 礪波郡

津澤町 礪波郡 今石動町 礪波郡

外十四ヶ所

外に大聖寺町 江沼郡

右元祿十三年相調。

此調査に金澤と小松を
加へざるは
城下なれば
なるべし

追加、宮腰・本吉などは町とも村ともなく、宮腰・本吉と調也。本吉は他所よりの紙面には町と調る由也。井波などは百姓方にては村、商賣方にては町と調ると云。畢竟町と調るは改作方の手をのくやうなるにより、町と調る意味あり。こゝを心得べし。

元祿十四年

正月二十日。大聖寺侯前田利直の使者金澤に來りて銀札發行の意あるを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

生駒監物私宅へ罷越申聞候者、飛驒守様次第に御勝手御不如意に御座候。御借銀之儀は、於京都町人肝煎申もの有之、御登米を以指引仕候。然共御領分打續不作に付而、御登米高茂減候故、御肝煎申候儀及斷申候。就夫右肝煎申候もの申候は、御領分札遣に被仰付候者、御肝煎可申旨申候。此段飛驒守様の申上候處、脇々御聞合被成候得者、姫路・白川・村上並御仲間にては松平伊賀守殿御領分、且又肥後守様御領分も近き頃は札遣之由に御座候。仍之又御聞合被成候處札遣に罷成候時者、御用御頼之御方まで御斷、其上にて被仰付由に候。其趣當十五日過、御使者東野瀨兵衛を以、私共まで被仰越、相公様達御聽候様被成候而、御意次第可被及御沙汰由御座候。

正月朔日

奥村壹岐

東野瀨兵衛正月廿日御使者の御口上も留あり。右同趣故略之。其末に仰出之御書左之通。右之通御申付、以後迄勝手御取續候者一段之儀、早速御兩方へ御内談尤候。若又當年迄に而、

一兩年以後より又々手づかへも可有之候者、何とぞ外に御勘辨茂可有之事候間、能々僉議御申付可然存候。其共に一向御了簡無之候ば、御思案次第に先此通可言達由相含可被申候。

一、當年相滞に入用高何程計にて可有之哉。

一、諸事可成程被指詰候者、當年は何程計銀高出可申哉。

一、借銀方當年之利分何程之高に而有之候哉。

右三ヶ條之品承度事に候、以上。

巳正月廿六日

正月廿一日。越後・信濃より越中新川郡小川温泉に入湯するもの、通關手續を質す。

〔袖裏雜記〕

越後・信濃より新川郡小川に入湯仕男女通申節、或境町百姓、或境足輕等之請合を御關所に出し往來仕候。此儀書出にも無御座候。先規より右之通御座候へ共、他國者御番之足輕等請合申儀、難心得奉存に付奉窺候。此儀右之通仕置可申哉御事。勿論入湯之節御關所通り罷越申者之儀に御座候へば、指而無心許儀は無御座候得共、御番人之内より請合申儀難心得奉存候故奉窺候。向後は肴等商賣に參候者之格儀に順、上湯之節小川湯肝煎方より、幾廻り入湯仕

り、只今上湯仕候旨切手を取、往來爲仕候様に可仕哉。肴等調に罷越候者は、宿主の切手に而跡々より往來仕候。此段御書出に御座候、以上。

正月廿一日

津田太郎右衛門

付札。此儀向後は肴等商賣に相越候者之通、小川湯肝煎方より切手往來爲仕候様に可被致哉之儀、可爲紙面之通候。

正月廿三日。本年より御先手物頭をして喧嘩追掛者役を兼ねしむ。

〔政隣記〕

正月廿三日左之通森半左衛門に被仰渡。

喧嘩追掛者役、先年者松浦仁右衛門守成・坂井與右衛門直往勤之。然處今年より御先手物頭中兩人宛、一年代に可相勤旨被仰出。交替之節、其度々月番年寄中の案内可有之由被仰渡。

正月廿四日。本年徳川綱吉加賀藩の江戸邸に臨むべきを以てその費用に充つべき銀子調達を命ず。

〔改作所舊記〕

猶以指上可申銀高御聞届、早速御申渡可有之候、以上。

當年御成之被仰渡御座候に付、御入用銀多入可申候。就夫各御支配中、今般之儀に候間、隨分情を被出、御かり銀指上候様可被申渡旨、御年寄衆も御申候間、左様に御心得可有之候。御返濟之品は、銀子上申以上相極り可申候。大切成御用之事に候間、御油斷有之間敷候、以上。

正月廿四日

御算用場

右御算用場紙而寫遣候條、得其意、今般之御入用之儀に候得ば、大切成事に候條、得其意、與下之者共の委細爲申聞、御用に相立候様に可仕候。具に御扶持人十村共の口上に而可申渡候、以上。

永原權丞

長瀬湍兵衛

河北・石川・能美郡十村中

正月晦日。十村等作毛に關し臨檢を乞ふ場合には自今秋土用入の日に届出づること是月は大盡なりに定めんと請願す。

〔改作所舊記〕

近年惡作之時分御見立乞相延如何に候間、向後御見立願申候者、隨分日數指詰可申旨被仰渡に付、每歲秋土用七日以前を限、御見立願申組々十村並御扶持人、不殘金澤の揃申様に定置、

翌日一統御算用場の罷出、夫々可申上旨最前申上置候處に、御見立有之刻、十村共僉議仕日數より段々御斷申上候迄日限之儀、一兩年御郡により少々御見立村御座候而、様子相考見申候へば、最前申上候通に而は、何共日數つまり、御見立村多有之時は、十村共しらべ、御扶持人共吟味方に手搦、畢竟内見立庵抹に罷成可申与奉存候。去共日數多指延申候而は遅く罷成、百姓も勝手不宜候間、向後は秋土用入之日、秋縮御請並御見立願等申上候様仕度奉存候。此外委細之儀は、最前申上候通御座候。不及申上候へ共、作毛宜年は十村共働次第、早速秋縮御請取揃、右日限にかゝわり不申、前廉追々御請上申様に可仕候、以上。

元祿十四年正月晦日

十村・御扶持人

右紙面御奉行衆にも懸御目申候、考之通今年より可相心得候、以上。

巳二月四日

改作奉行

二月二日。十村等に諮問せられたる加賀四郡中央の地點に就いて意見を
上申す。

〔溫故集録〕

加賀國四郡之中央之地御尋

覺

一、加州四郡之眞中之村は、石川郡堂村と相考申候。

一、越前境より能州境海邊之眞中は、石川郡石立村与奉存候。堂村より石立村は西の方に當り申候。

一、堂村より海邊能州境河北郡高松村は北之方に當り申候。

一、堂村より海邊越前境江沼郡吉崎村は南寄西之方に當り申候。

右相考書上申候、以上。

巳二月二日

能美郡二曲村 與右衛門

同 波佐谷村 清右衛門

同 澤 村 源右衛門

石川郡田井村 次郎吉

同 野々市村 少左衛門

河北郡御所村 源兵衛

二月廿二日。河北郡濱海の諸村砂防の爲に苗松の下附を申請す。

〔改作所舊記〕

覺

一、千本 苗松、長二尺より一尺迄。

右河北郡能瀬村彌右衛門組並高松村平兵衛組、宇野氣新村領より森村・鉢伏新村・宇野氣村・鉢伏村・横山村・高松村領迄、近年濱砂吹寄、田地大分砂入罷成、百姓中迷惑仕候に付、田地爲砂除植申度奉存候間、右苗松被爲懸御意可被下候。植申儀は水下人足を以爲植可申候。爲其御斷申上候、以上。

元祿十四年二月廿二日

能瀬・高松・津幡・田井・御所村

御改作御奉行

右之願同廿四日聞届埒明候由留帳にあり。

三月四日。再び將軍臨邸の準備に要する銀子調達を命ず。

〔改作所舊記〕

江戸御成御入用御かり銀之儀先頃申入候處、御支配之分は情を出銀高も指上申候へ共、又一日昨日江戸より申來候。今般御入用手兼申候、就其重而御領國中に被仰渡候間、各御支配之儀茂、末々者共にも御申渡、何とぞ少々宛に而も重而指上候様可有之候。急御用に候間、早速指上候様に可有之候、以上。

三月四日

御算用場

右御算用場紙面寫遣候間、委曲可得其意候。先頃之御かり銀之儀、何も情を出爲上候得共、重而御入用御差つかへと有之候儀、大切成事に候間、末々之者共迄此段具に申聞、少々宛に而も何とぞ御用に相立候様に了簡可仕候、以上。

永原權丞

長瀬湍兵衛

能美・石川・河北郡・松任

三月十三日。先代の藩侯より與へられたる感狀の提出を命ず。

〔袖裏雜記〕

家中侍中に此方先祖より之感狀所持候歟、又は加増判物に働之儀被感候文言加り申候證文所持候はゞ見申度候。本紙斷絶候はゞ寫に而も一覽可申候。此段年寄中ハ茂可有示談候、以上。

三月十三日

御先祖様御感狀等夫々頭共ハ申聞、今般取集別紙目錄之通上之申候。此外追而指出候者御座候者重而上之申候、以上。

五月廿一日

三月十六日。前田綱紀先にその女節姫の出産せるを祝し能を演ぜしむ。

〔御年表〕

元祿十四年三月十六日去々年節姫君御婚禮、去年御安産等の御祝儀として、御城に於て御能仰付らる、御馬組使役以上見物、御料理被下之。

三月廿二日。能美郡阿手村の百姓等、幕府領小原村の民がその地を侵害したる次第を上申す。

〔袖裏雜記〕

覺

一、當二月中旬時分御公領小原村より申越候者、爰元より繪圖調差上候様にと被仰渡候に付、太閤様圖帳之通書上候旨申越候に付、太閤様圖帳と申儀如何様之わけに候哉不存儀に候へば、此方より何共可申様無之と返事仕申候。

一、當月十九日に阿手村之百姓人々持分御境目御田畠荒起仕に、女共四・五人罷越居申所々、御境目打越阿手村領々、小原村より大概男女百五・六十人計入込、右女共を追拂、同日阿手村之御田畠小原村之者共荒起仕、夫より阿手村之持山を登り、阿手村より御領分尾小屋村之者共へ下し申山に、同村之者六人すみやき罷在申所に、是も追拂、向後此山へ手入仕間敷候。

其上何方より御尋之儀有之候共、尾小屋村之者阿手村之山を請支配仕申段申間敷と、小原村

之百姓共申由尾小屋村之者申候。

一、右之通に御座候付、當月十九日之曉阿手村肝煎組合頭方より、同村おこな百姓久兵衛・傳右衛門与申者小原村に遣申候。今日其村之衆大勢被參、古來より阿手村領にて支配仕來る田畠荒起仕被申儀、何方よりか被仰渡を以ケ様に被仕候哉、如何難心得存候と小原村へ申遣候處に、返事に申越候は、何方よりも被仰渡之儀無之、先規太閤様圖帳之内に有之儀に付、今般之繪圖にも書上申候間、向後うすの目之尾より、はちがくぼ之みわを限、小原村より支配仕申候間、阿手村より手入仕間敷旨申候。はちがくぼと申山之名は、阿手村には不申候。阿手村にてはひなくぼと古來より申來候。

一、先規より御境筋、平地に者小石を寄埋み有之由承傳申候。然共御境目大事之品に御座候故、見届申儀は無御座候。

一、七十二・三ヶ年以前にも只今申懸候通、田畠山共に取可申与大りやう成申懸候付、色々詮議之上、御公領知十六ヶ村裁許人衆方へ御斷可申上とて、阿手村之者共罷出候處、小原村に而押留、色々詮言仕申に付、阿手村之者共かんにん仕、古來之通今以阿手村之者共支配仕來申候。

一、阿手村田地人々小わけ、七十五・六年以前仕申候。其節より今般小原村より荒起仕田畠、

阿手村之者共小わけ仕、今以支配仕來申候。

一、右場所繪圖上之申候、以上。

元祿十四年三月廿二日

能美郡阿手村肝煎 作兵衛

同村組合頭 長右衛門

次郎左衛門

次兵衛

右指上申候、以上。

二曲村 與右衛門

永原 權丞殿

長瀬 湍兵衛殿

四月廿三日。能美郡阿手村の民、幕府領小原村の民と和解す。

〔袖裏雜記〕

能美郡阿手村百姓共、先年より作來候田島へ、御公領小原村より鋤入仕に付、阿手村百姓共
手前吟味仕、鋤入之地見分、並小原村百姓口上も承届申候様被仰渡、今月十六日私共阿手村
に罷越吟味仕、今廿四日罷歸申候。

一、阿手村百姓共手前吟味仕候處、今般小原村より鍬入仕候田畠・山共に、古來より阿手村之領に紛無御座候。小原村之領与申儀傳承無御座候由申候。則書付一通上之申候。

一、當三月十九日阿手村畠所々、同村之女四・五人罷越候處、小原村より男女百五・六十人程罷越、右之者共追拂申候旨、三月廿二日於御算用場、肝煎・組合頭書付仕候。今般彌吟味仕候處、阿手村百姓甚右衛門と申者与、下女一人畠打罷在候所、小原村之者共二・三十人罷越、此所是以後小原村之地与と申に付、罷歸候旨申候。右女之外に阿手村百姓甚三郎・同所平兵衛下人さほと申者、畠打並抄伐に罷越候處、右女小原村之者共申候趣爲申聞候付、半途より甚三郎・さほ罷歸候由申候。右之通に御座候へば、其節追拂申にては無御座様に奉存候。則人々口上書三通上之申候。

一、右同日阿手村之者共山より罷歸、肝煎・組合頭方へ右之趣相斷申に付、同村角兵衛と申者見分に遣申候處、大概男女百五・六十人程罷越、阿手村之田畠荒起仕旨申に付、今般彌相尋申候處、右之趣相違無御座由申候。則口書一通上之申候。

一、阿手村領山之内、先年より尾小屋村百姓一作請山に仕、鍛冶炭燒申候。當三月十九日御公領小原村百姓之内七・八人罷越、向後此山小原村より支配仕由申に付、山より罷歸申、同月廿八日於御算用場書付仕通、相違無御座候。則口書一通上之申候。

一、當廿一日吉野甚七召寄、小原村庄屋甚右衛門・嶋村庄屋八左衛門方は、阿手村迄罷越候様申遣候所、相心得申由に而、翌廿二日嶋村庄屋八左衛門、並小原村甚右衛門老躰に付せがれ治太夫、右兩人阿手村に罷越候付、口上承届別紙に相調上之申候。

一、嶋村庄屋八左衛門私共は申候。小原村百姓中至極仕候所、四・五人不同心之者御座候。右田に召連不届之儀申立、急度迷惑被仰付候様に仕度候間、私共暫相待候様中に付、其儀は勝手次第、此方逗留難成由申候處、小原村に罷歸、翌廿三日早朝嶋村庄屋八左衛門、小原村庄屋甚右衛門せがれ治太夫、阿手村に罷越、十村共を以私共迄詔言仕候付、先達而各に窺置候通、右兩人旅宿に召寄、誤書付仕候様再三申候得共、其段は用捨仕候様違而及斷候故、兩方書付取替申様に召連候十村共に申付、則書付爲致候。小原村庄屋甚右衛門書付、並阿手村肝煎方より書付遣候寫共に上之申候。

以上

巳四月廿四日

長瀬湍兵衛判

堀孫左衛門同

横山左衛門殿

村井出雲殿

前田 對馬殿

前田 備前殿

奥村 壹岐殿

私共在所若き者共、當三月十九日に与風、阿手村領田島小原村領之由申候而荒起仕儀、年寄申者共は不奉存候。只今より先規之通田島共阿手村に相返し申候間、向後申分無御座候。爲其如斯に御座候、以上。

元祿十四年四月廿三日

小原村庄屋 甚右衛門 判

阿手村肝煎 作兵衛殿

百姓 中

小原村之者共、當三月十九日に阿手村田島の罷越、あらおこし仕に付、私共方より手先の相斷申候處に、今般先規之通田島山共に阿手村に相返被申候付、今日より請取支配仕申候。然上は向後互に申分無御座候。爲其如此御座候、以上。

元祿十四年四月廿三日

阿手村肝煎 作兵衛

小原村庄屋 甚右衛門殿

百姓 中

五月八日。河北郡御所村の狼を退治せしむる爲人を派遣す。

〔改作所舊記〕

覺

一、二夕四分

御兩人分宿賃銀但御一人に付一夜二分宛、但五月八日より同十三日夜迄。

右當所狼打爲御用御泊り被成候宿賃銀、慥に請取申候。此外御買懸り等も無御座候。勿論押買も不被罷成候。道具等も相違無御座候。爲其如此御座候、以上。

巳五月十四日

河北郡御所村肝煎宿 宗 兵 衛

岡本七郎左衛門殿

高 桑 甚 助殿

右宿賃銀、御宿宗兵衛請取申所相違無御座候、以上。

御所村 源 兵 衛

五月廿七日。白山權現遷宮の爲高野山南院將に下國せんとするを以て傳馬を發すべきことを命ず。

〔改作所舊記〕

本文は幕府より與へたるものなり

御朱印

人足六人・馬二疋、從京都加賀國白山寺迄上下可出之候。是は北國白山權現就遷宮、從高野山南院被下候節被下候者也。

元祿十四年巳五月廿七日

傳馬宿中

〔改作所舊記〕

休泊り之覺

五月廿八日 一、草津 休 一、武佐泊り

廿九日 一、鳥本 休 一、木の本泊り

晦日 一、中河内 休 一、今庄泊り

六月朔日 一、府中 休 一、福井泊り

六月二日 一、大聖寺 休 一、小松泊り

三日 一、柏野村 休 一、金澤泊り

白山御遷宮導師 高野山南院

巳五月廿八日

五月晦日。白山遷宮の爲下向する高野山南院に人馬の供給を誤まること
勿らしむ。

〔改作所舊記〕

白山就御遷宮、高野山より出家衆、近日加州より登山之由に候間、様子承合、人馬等手搦無
之様兼而可相心得候。先年御遷宮之砌被參候出家衆は、御朱印人馬有之旨に候間、左様之品
も先達而相知候はゞ即刻可申越候。尾添村に而も様子知申儀も可有之候間、上口宿方へ茂申
遣置、聞合可申候、以上。

五月晦日

永原權丞

又七 甚七

長瀬湍兵衛

六月二日。高野山南院能美郡小松に宿す。

〔改作所舊記〕

口上書を以申上候

一、高野山南院様御通に付、御乗物一挺並輕籠一挺・御長柄一指に而御座候。先達而送り之
表、御朱印馬二疋・同人足六人に而御座候得共、重く御座候由に而、上宿より増人足六人出し

來り申に付、御當地も増人足六人出し、賃銀は宿役に仕申候。御朱印人足並増人足共、
二人に而御座候。此外御雇人馬無御座候、以上。

巳六月二日

馬肝煎 吉右衛門

小松町御奉行所

六月二日晚御料理

なます

大こん、うり
きくらげ

みそ御汁

とうふ、しみこんにやく
しい竹

香物

煮

物

ふ、竹の子
干瓢

三日之朝

さしみ

こんにやく、かんひや
う、こゝろぶと、のり

みそ御汁

大根、午芩
あげとうふ

引而香物

煮

物

山のいも、ぜんまゐ
しい茸

右上下共口上書を以申上候。

高野山南院様上下御人數十一人。

内御寺僧二人

素田様
昌春様

御家來之内御侍分二人

平野清兵衛殿
吉田奥之助殿

右白山權現様御遷宮に付而御下被成、今晚私方に御一宿被遊、御料理は木賃に而宜仕候様に御家來被仰候に付、別紙之通に仕候。木賃代は未被下相知不申候。右南院様於金澤何方へ被爲入候哉と御尋申候へば、御宿は犀川橋爪雨寶院様の御着被成、御一宿之筈に御座候得共、何とぞ御隙入も御座候間、御逗留も可有御座候哉と、御寺僧様方被仰聞候。明朝六つ時に御立、御晝休柏野之由被仰候に付、御案内申上候、以上。

巳六月二日

京都 萬屋傳右衛門

小松町御奉行所

白山權現御遷宮に付、從高野山御出家方上方より御通に付、上宿大聖寺御馳走之様子、右御出家方上下御人數木賃旅籠之様子、大正持町肝煎方わ拙子方より委細尋に遣申候へ共、大正持之御馳走未相極、御宿之儀も旅籠屋之内一軒拵置申旨申來候。昨今も人馬數木賃旅籠之様子、上宿より申來候はゞ、早速宿送りを以可申遣候。此段當地御奉行所より、下宿に可申遣旨被仰渡、如斯に御座候。松任より金澤へ御達可被成候、以上。

六月二日

小松町肝煎 六郎右衛門

同 太兵衛

同 孫兵衛

湊 撫子屋半兵衛様

六月三日。高野山南院金澤に宿す。

〔改作所舊記〕

白山就御遷宮、高野山南院様明三日當地御泊り被爲成候に付、人高之送り狀並御泊り付、先達而參着仕候間遣申候。早速先に被遣、此方へ請取切手可給候、以上。

巳六月二日

金澤 馬肝煎 與三右衛門

劍 馬肝煎 忠兵衛殿

六月十六日。小人・小者の中前田利家の時より仕へたる者の由緒を上申す。

〔金澤古蹟志〕

吾舊藩にては仲間・小人・小者・小遣或は長柄小人などの名目にて、各其宛行高等差等ありて、勤方各異なりといへども、身分取扱方は凡同体裁なり。中にも小人と呼べる奴僕は、元祿十四年藩祖大納言利家卿越前府中以來奉仕致しける筋目の足輕小者子孫連綿の者、綱紀卿穿鑿し給ふにより、割場奉行等より言上由緒書如左。

横田甚左衛門由緒

一、祖父

三 右衛門

大納言様御代御小人に被召抱、中納言様大阪御出陣御供仕、御歸陣之後數年御奉公申上、承應二年病死仕候。

一、父

孫 助

中納言様御代本座御小人に被召抱、御奉公申上、其後筑前守様の御奉公申上、江戸より高野の御遺骨御供仕、御國の罷歸候所、江戸定番足輕に被成、假名相改横田孫助と申候。

岩崎彦助由緒

一、曾祖父

七 右衛門

大納言様御代、於越前府中御草履取に被召抱、御奉公申上候處、御當地に而病死仕候。

一、祖父

七 右衛門

故肥前守様御代御草履取に被召抱、中納言様御代迄御奉公申上候處、慶安四年病死仕候。

一、父

長 兵衛

中納言様御代寛永十六年御草履取に被召抱、御奉公申上候處、元祿五年病死仕候。

森久兵衛由緒

一、曾祖父

御小人小頭 喜右衛門

大納言樣御代御長刀持に被召抱、御奉公申上候處、小頭被仰付、元和九年病死仕候。

一、祖父

同 喜右衛門

故肥前守樣御代御小人被召抱御奉公申上、小頭被仰付、寛永十年病死仕候。

一、父

同 喜右衛門

中納言樣御代御小人に被召抱、其後小頭被仰付、御奉公申上候處、歲罷寄、萬治三年御斷申上、小頭役御指除、延寶二年病死仕候。

一、私儀承應三年御小人被召抱、其後萬治三年小頭被仰付。

山岡五郎兵衛由緒

一、祖父

御小人小頭 新兵衛

大納言樣御代御小人被召抱、其以後小頭に被仰付、慶長十年病死仕候。

一、父

御小人 作兵衛

肥前守樣御代、祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、正保四年病死仕候。

一、私儀萬治元年御小人被召抱、御奉公申上候處、延寶五年小頭被仰付候。

御小人半右衛門由緒

一、祖父

御小人作兵衛

肥前守様御代、親爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、正保四年病死仕候。

一、父

御小人半兵衛

中納言様御代祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上候處、歳罷寄難相勤御斷申上、代人相立申候。

一、私儀元祿十年親半兵衛爲代、御小人被召抱。

御小人彌右衛門由緒

一、高祖父

御小人次郎兵衛

大納言様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、寛永十二年病死仕候。

一、曾祖父

同 理兵衛

肥前守様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、慶安三年病死仕候。

一、祖父

同 甚兵衛

中納言様御代御小人被召抱、御奉公申上候處、元祿七年病死仕候。

一、父

同 彌兵衛

萬治元年御小人被召抱、御奉公申上候處、歳罷寄御斷申上、代人相立申候。

一、私儀元祿十年親彌兵衛爲代、御小人被召抱。

小者七左衛門由緒

一、曾祖父

矢田次郎左衛門

大納言様御代御知行百五十石被下置、能州七尾に而御代官被仰付、相勤罷有候由承及申候。
次郎左衛門病死仕候年限、承傳不申候。

一、祖父

次郎助

能州新保村百姓に而、寛永十年病死仕候由承及申候。且又御先代拜領仕候御一行等、燒失仕候由承及申候。

一、父

太郎左衛門

右同所同村百姓に而、元祿十二年病死仕候。

一、私儀天和二年金澤に罷越、御家中小者奉公仕候處、元祿七年御割場附小者被召抱候。
右大納言様御代被召出候筋目之御小人並割場附小者。

森五兵衛由緒

一、曾祖父

御小人 七左衛門

大納言様御代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱候時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 七左衛門

故肥前守樣御代、曾祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分、並病死年限承傳不申候。

一、父

同 七右衛門

中納言樣御代、祖父爲代御小人被召抱、御奉公申上、貞享元年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中若黨奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候、以上。

不破彥三内歲四十八

森 五兵衛

長兵衛由緒

一、曾祖父

御小人 豐右衛門

大納言樣御代、御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 豐右衛門

故肥前守樣御代、親豐右衛門爲代御小人被召抱、其後小頭被仰付。被召抱時分等並病死仕年限承傳不申候。

一、父

同 安兵衛

中納言様御代、親豐右衛門爲代御小人被召抱、御奉公申上、元祿六年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候、以上。

篠原頼母内歳三十四

長 兵 衛

與四右衛門由緒

一、曾祖父

御小人 忠 兵 衛

大納言様御代、御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死仕年限承傳不申候。

一、祖父

同 忠 兵 衛

故肥前守様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分並病死年限承傳不申候。

一、父

同 忠 右 衛 門

中納言様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱、御奉公相勤、貞享二年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候、被召抱被下候者難有忝可奉存候。

永原左京内歳二十八

與四右衛門

右大納言様御代被召出候筋目之者相果、子孫御奉公奉願候者共。

右割場より裁許仕候御小人、並割場附小者之内、從御先代御奉公中上候者共由緒書申付、私共方に扣置帳面記上之申候、以上。

元祿十四年六月十六日

神保次郎太夫 判

郡 彌三兵衛 判

柘植平左衛門 判

岸 勘太夫 判

按に慶長十年利長卿富山養老附士帳に、御小人三十六人、但一人八俵宛、御坊様衆御小人五人、但一人七俵宛、岩松様衆御小人五人と見ゆ、十二冊定書割場部に、御小人頭先年は六人有之所、近年四人有之、御歩並に而四十俵被下置、御小人之人高八十人、内六人小頭、平七十四人、此内十五人平生御提灯持、十二人御玄關番、此外小遣とあり。湯淺祇庸の藩國職員考に、御小人頭は古來は十列にて勤之といひ傳ふ。藩祖高德公の時、荒木八右衛門御小人頭を勤めたり。瑞龍公の時に至ては長谷川庄左衛門勤といへり。是等其起原なるべし。荒木八右衛門は越前府中にて召抱被連、采地二十石を賜へり。長谷川庄左衛門は則八右衛門の子に

て、寛永七年死去と長谷川系圖にあり。又慶長十年瑞龍公富山へ養老の時、御小人小頭喜左衛門と云あり。是等の記録に小人の名目は舊き號也と云とあり。又利常卿小松に居給ふ時、御小人目附といふものありたるよし夜話録に見ゆ。

六月二十日。前田利常の養女某歿す。

〔雜錄〕

神谷式部長治女、微妙公御養女になされ古國府勝興寺名常へ婚嫁せらる。元祿十四年六月廿一日御死去、法號廉正院殿。

〔雜錄〕

利常公爲御養女越中古國府勝興寺住持光昌院常圓西本願寺良如上人連枝被嫁、婚禮之諸道具且於勝興寺御普請等被仰付。婚禮之節は本多安房守政長室春姫君御妹分之儀に候條、政長宅より出立可然旨被仰出、彼の宅より御出興、元祿十四辛巳六月廿日御死去、御法名廉正院殿。

七月朔日。越中五ヶ山の流人安見與八郎曩に死に處せられんことを請ひたる趣旨を上申す。

〔政隣記〕

六月五箇山流人安見與八郎上訴狀、御小將横目別所善左衛門被遣御糺之上、重く禁錮獄中被

六月は七月の誤なり

仰付。

〔袖裏雜記〕

一、私儀舊冬一書を奉指上げ、殊に死刑之御掟を奉願上候付而、右一書之存念を御尋被爲成候。存念之儀は、舊冬奉指上一書之趣之外は、少も存念之儀無御座候。然ば死刑を奉願上儀、先祖與三右衛門ために死刑を奉願候哉と御不審に御座候へ共、いさゝか左様之存念にては無御座候。私之身の上を以て、餘之憚に奉存、無世に父之儀には御座候へ共、亡父與三左衛門願と被爲思召、御慈悲を以被爲聞召上被爲下候様奉願上申候。

一、一書に茂奉申上候通、御刑罰之身上を以一書を奉指上儀は、重罪之仕合に奉存付而、一書を殘置、於廢所自殺をも仕度奉存候得共、廢所之儀御郡奉行所より品々被申渡に付而、左様之節は所之者共は不及申上、十村等迄迷惑仕筋に御座候へば、是以自殺仕儀難仕、無是非憚多一書を奉指上候。

一、一書を奉指上付而願上候段々有之候。彌以奉憚上儀、如何之存念に候哉之旨御尋に御座候。此儀何之存寄も無御座、迎御慈悲を奉願上儀に御座候付而、段々申上候。只今御尋を以存辨候へば、是又憚多儀を奉申上、迷惑至極奉存候、以上。

七月朔日

安見與八郎判

別所善左衛門殿

此書付別所善左衛門相渡候付、何茂遂僉議申候。安見與八郎儀彌亂心仕に而も無御座候處、流刑之身分に而段々之首尾、不届至極に御座候間、死罪可被仰付候哉。左候はゞ青木治太夫例之通、御郡奉行に御徒横目兩人指添遣し、見届申に而可有御座候哉。

但此上遂僉議仕候へば、故も無御座儀に死を願申意趣、一切分立不申候。狂亂不仕候へ共、本心取亂申候より外は無御座と奉存候。然ば不及死刑、只今迄は居在所をも徘徊仕候へ共、向後はひしと彼所に禁錮仕指置候に可有御座候哉、以上。

七月七日

奥村 壹岐

村井 出雲

横山 左衛門

前田 備前

前田 對馬

(朱書) 末之通可然候、以上。

七月十日。前田綱紀金澤を發し、廿一日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月十日朝五時過金澤御發駕、同廿一日申下刻江戸御着府。

但、廿日夜桶川御泊に而、廿一日朝御立之處大風雨、浦輪迄御駕、同所より御馬籠車に被爲召、蕨迄被爲入候處、戸田川船渡奉行高田久兵衛・寺西三郎平より、以紙而風烈波高、渡舟以之外危見え候段申上。其後最初御舟出候事難成与舟頭共申上。依之蕨に御旅館指、岩淵之渡にも尋に可遣旨被仰出、御前には直に戸田川端迄被成御座、御先弓・御長柄等迄相渡不申、川端に扣有之候處、何も御前御指圖被遊、段々相渡候處無滯相越、御行列從者迄相渡候而、御前御渡被遊候。惣而馬は茶船、人は高瀬に而相渡申候。七時過御中屋敷に御着。

〔御年表〕

廿一日御着府、翌日上使稻葉丹後守殿。

七月廿六日。十村等晚稻の將に成熟せんとするを以て放鷹の停止を請願す。

〔改作所舊記〕

御家中御鷹野場、晚稻穂に出懸り申候間、只今より三十日計御鷹野御停止被成候者、百姓共忝可奉存候、以上。

元祿十四年七月廿六日

田井村 次郎吉

野々市村 少左衛門

福留村 間兵衛

御所村 源兵衛

御改作御奉行

八月十五日。風雨の爲に金澤の修理谷阪崩壊す。

〔政隣記〕

八月十五日金澤朝より大雨、未之刻奥村伊豫上ゲ屋鋪修理谷坂之方土居、幅七間長十九間計崩、脇田七兵衛・山田八郎兵衛居屋敷際より六尺程此方に而崩留る。右に付坂半を埋む。翌日より修理當分奉行御徒牧田源左衛門・黒川喜三右衛門。同月十八日も終日風雨、辰下刻石川御門之外柵御門足輕番所之後土居、幅九尺計長五・六間計崩出、出口彌市左衛門宅勝手之方並土藏打潰、怪我人は無之。同日馬坂も半ば土ぬけ出。

八月十八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

八月十八日臨時朝會あり。松平加賀守綱紀・龜井隱岐守茲親參觀し、松平大藏大輔正甫就封の

いとよ給ふ。

〔御年表〕

少々御不豫に依て御禮御延引、八月十八日御登城、前田美作孝行・前田備前貞親御供にて御日見。

九月朔日。前田綱紀登營し特に許されて足袋を穿つ。

〔政隣記〕

九月朔日御登城。但於殿中御前に御出之節、御足御痛所に御附藥被成事、且時節違御足袋難被召に付、去月廿八日御登城御斷、秋元但馬守殿に被仰遣候處、同日並來朔日茂不及御登城旨申來。翌廿九日達上聞之處、時節無構足袋被召候様上意之旨、但馬守殿より前田美作呼に被遣、參出之處右之趣依御演述、今日御登城也。

九月五日。前田綱紀領内の城郭に關して諮問す。

〔前田貞親手記〕

九月五日夜御使新藏

金澤御城之儀、大猷院様御時分一國一城之御定付而、小松御城之儀は、微妙院様御願に而、御故郷御同事与被思召候儀に御座候間、其儘被指置度候旨被仰上候處、御勝手次第之旨被仰

渡候。仍之魚津・高岡・七尾等之御城は御掃捨被遊候。大聖持之儀者御城構にても無之、御屋敷構にて御住宅と申物に候。石垣・櫓等も無御座候處、飛驒守様よりは御城と被仰上候由、如何之事に候哉。左候へば微妙院様思召とは相違いたし候。御續之儀はあなたも御同事に候得共、此方は御家本之御事候故、別而御違逆被遊御事候。右微妙院様より御願被遊候御首尾、源隨など承傳候儀可有之候。左様之儀物語仕候を承不申候哉之旨就被仰出候。先日此儀御尋に御座候へ共、其段承知不仕候。源隨・安房守など覺罷在候哉、又は御土藏之内留帳なども、左様之筋相知申儀可有御座候哉、尋遣申にて可有御座哉之旨申上候處、源隨・安房守ともに未生以前之儀にて可有之候。右之品少々其時之紙面共御前に有之候へ共、揃不申候間、若有之候はゞ御覽被遊度候。前田出雲儀は左様之物書集置候由にて候間、備前方に可有之哉と思召候旨被仰出候付、如何様左様之物も少々御座候得共、初終相揃入御覽申様成物は無御座候旨申上候處、とかく先源隨・安房守方へ可申遣候。且又故壹岐事ケ様之物すきにて書集置候間、壹岐方へも可申遣候。其外之年寄中手前にも可有之哉、是亦可申越旨被仰出。

〔前田貞親手記〕

御領國中御城之儀付而御尋之趣、別紙書付進之候間被得其意、書記之物有之候はゞ可有御上候。其外被承及候方有之におゐては、其趣書付御取御上可被成候。尤別紙有之御面々之外は、

先御尋被成に不及御様子に候間、其心得可被成候、以上。

九月六日

前田美作判

前田備前判

本多主殿様

横山左衛門様

奥村壹岐様

村井出雲様

〔前田貞親手記〕

一、去六日之御紙面致拜見候。御領國中御城之儀に付而御尋之趣、別紙書付御差越、書記之物有之候はゞ可差上、其外承及候方有之におゐては其趣書付を取可申上候。尤別紙有之面々之外は、先相尋に不及御様子に候旨承知いたし候。則件之面々へ相達候處、書記置物何れも所持不仕候。越後屋敷御土藏之内をも爲致吟味候へ共、左様之もの見當不申候。小松御城之儀安房守・源隨及承候は、右御城も一國一城之御定之時分、魚津・高岡等御城同事一統御はきはき被遊候之處、其以後微妙院様御隠居之御時分、小松之儀者御故郷御同事被思召儀に候間、被成御座候様被遊度旨御頼候處、御勝手次第と被仰渡候付、則御しつらひ、御作事も被仰付

御住居被遊候。只今之石垣等は、大概其時分出來仕候。右石垣等被仰付候儀は、兩人茂覺候由申聞候。大正持之儀者、被仰出候通御城に而は無御座候。石垣櫓等も無之、御屋敷構にて御座候。夫故御城とは不申、御館と申來候。尤慥成書面等は無之候へども、何茂覺申候通は如此御座候。此段被達御聽に而茂可有御座候哉、御様子次第可被仰上候、以上。

九月廿九日

奥村 壹岐判

村井 出雲判

横山 左衛門判

本多 主殿判

前田 美作様

前田 備前様

九月十五日。領内の繪圖を幕府に上つる。

〔政隣記〕

七月五日不破平左衛門・佐藤忠左衛門・有澤彌三郎を江戸に被遣、爲國圖也。御國繪圖出來、九月十五日に上之、一國一枚に付三枚出來。但御扣御入用六枚出來。繪師之工料方一尺に付銀子十八匁八分、白紙之所も此格を以料之、書工廿人丑年より起て、今年到巳の年に、五ヶ

年に而成就。右繪圖御用平左衛門・忠左衛門・彌三郎・鹽川安左衛門・戸田清太夫・高田作右衛門、御歩横目山本彌九郎・山下宅左衛門、御横目・足輕兩人添之。

十月朔日。先に八丈島の宇喜多氏に合力米を贈與したる返書到來す。

〔前田貞親手記〕

一、八丈島へ御合力米等被遣、返書到來候由に而、今日戸田清右衛門より相達則左に記之。八丈島打續不作就困窮、去秋並當春兩度御合力米之願奉申上候處、其段宰相様へ被爲仰上、早速相叶、當五月朔日之御日付に而、御目錄之表白米六十俵、但四斗入被下置、則御代官小長谷勘左衛門殿より御届被下、慥に請取難有頂戴仕候。私一類並村田助六兄弟共配分仕候。一、□子供之儀奉願上候處、是又相叶、御合力米被下置、誠以御慈悲、何茂助命仕難有仕合奉存候。御序之刻加賀守様御前、何分にも宜敷御座候様被仰上可被下奉願候、以上。

巳七月十二日

浮田孫九郎 印

浮田次郎 印

浮田藤松 印

浮田半兵 印

松平加賀守様御内

今日は十月朔日なり

村井出雲様

奥村壹岐様

前田對馬様

横山左衛門様

但此返書は、村瀬武助方より戸田清太夫迄手紙添相届。但武助は御代官衆手代なり。

十月十二日。金澤の修理谷阪再び崩壊す。

〔政隣記〕

十月十二日金澤雨霰降。八月崩候伊豫上ゲ地、今日申刻過又崩出、坂の向山田八郎兵衛宅土
塀突崩、土藏其外家も少々損。依之御横目宮井武兵衛爲見分罷出、御月番安房守も爲巡見被
出。但山田儀宅地指上、外に立退。

十一月二十日。前田綱紀祖先の居城及び臣屬をして守らしめたる堡壘に
付諮問す。

〔前田貞親手記〕

一、御先代様御居城、三ヶ國にてごれくに候哉、且又右之外、御家來三ヶ國之内端城に被

指置候面々誰々に候哉。

右之品御尋に候。美作・備前覺不申候哉。且又覺可申ものも可有之候哉、相尋候様にと今日新藏演述に付、有澤九八郎など覺可申哉、召寄承可申旨申達、九八郎呼寄申談候處、九八郎に御前よりも御尋有之、覺申候通書立上之候由にて、同御夜詰九八郎持參に付、左に記之置候事。

信長公より天正三年九月越前府中へ利家公御移被成。

同御代天正九年八月能州御拜領七尾之城に御移。右之節越前府中には利長公其儘御居城。

秀吉公より天正十一年四月加州石川・河北兩郡御拜領、利家公金澤之城へ御移。此時利長公越前府中より松任之城に御移り、御自領四萬石。

秀吉公より天正十三年九月越中三郡利長公御拜領、森山之城に御移り、此時松任四萬石者御代官地と成。

同十五年筑紫陣之時、丹羽五郎左衛門様子有之、若州を被召放、四萬石にて松任に居住、其以後慶長二年能美郡八萬石御加増にて合十二萬石に成、小松之城に移らる。同五年に牢々、其跡能美郡・江沼郡共に御領國と成。其次小松・大正持之城代不承傳候。

右天正十五年佐々成政九州肥後國拜領に付、新川郡利家公御領、此時富山・魚津・泊之山城に

城代被指置候哉、其城主承傳不申候。

慶長二年利家公森山より同國富山之城に御移り、同四年閏三月利家公御逝去に付、金澤之城に御移り、其節富山には前田源峯を御殘置候旨。

同十年利長公金澤御城微妙院様に御譲り、越中富山に御隱居。

同十四年同國關野を新城に御築被遊、高岡と名付御移り被成。其年三月十七日富山御城町共に焼失に付、夏中は同國魚津之城へ被爲入、三ヶ國之人夫を以御普請御作事御急被成、十月頃御入城、同十九年迄六ヶ年御在城之由。

魚津之城。右富山火事之節青山豊後居住之由。其前奥村伊豫も在城、其以後大音主馬も在城之由。

高岡之城。大阪御陣之時分小塚淡路町奉行に而居住之由。

木舟之城。前田右近殿居住、天正年中歟大地震に而破壊之由。

今石動之城。右近殿子息又十郎殿居住、高麗陣之節西國出陣之途中に而早世、其後古城に成候由。

能州七尾。慶長二年利政公へ御譲り、同五年御牢々之後段々城主被指置候哉、承傳不申候。右有増覺申候通書記申候。

十一月廿日

十二月朔日。郡中に諸勸進を入る、こと勿らしむ。

〔司農典〕

御郡中百姓共手前、先年御改作に被仰付候刻より、諸勸進入候儀御停止、其以後萬治元年にも、御郡方之儀に付御年寄衆御觸狀に、諸勸進停止、其外費成儀無之様可申付旨被仰渡、寛文二年にも拙者共より其段相觸置候。然處年久敷儀に付、右之品爾与相辨者も有之哉、近年末々に而諸勸進入候族有之様に相聞候。御改作方御縮之儀者、以前より之御格相違無之事に候間、彌右之趣百姓共々急度申渡、承知仕通御請判形取置、此方々十村共より書付出之可申候、以上。

有之は無之なるべし

辛巳十二月朔日

毛利又太夫 中村四兵衛

堀 孫左衛門 根來九兵衛

印牧少兵衛 今村源太夫

高田作右衛門 佐藤忠左衛門

福嶋淺右衛門

羽咋・鹿嶋十村御扶持人中

十二月廿二日。前田綱紀柳營に上り明年將軍の臨邸すべき豫告とその息女を鳥取侯松平吉泰に嫁せしむべき命を受く。

〔政隣記〕

十二月廿二日秋元但馬守殿より依奉書御登城、直に御老中御勤。最初秋元殿御勤之時分、御大小將横田吉太夫の年寄中への御書御直に御渡、馬に而可遣旨御表小將寺島貞右衛門に被仰渡。則御使馬に乘罷歸相達、年寄中御請取、本庄安藝守殿御勤之時上之。今日は當十八日上使御書院番頭板倉筑後守殿を以て、御拜領之御檜重御披に付、御一門様初御客有之。御拍子高砂・東北・猩々有之。御客御歸以後、右御檜重之御菓子頭分以上に被下之。其後奥御料理之間に頭以上列座、今日御城之御様子左之通備前演述。

今日御登城被遊候處、御黒書院松之間に而、美濃守殿其外御老中方不殘御出、來年當御屋鋪に可被爲成候由上意之旨、美濃守殿被仰渡候。御白書院御縁頼に而御老中列座、松平右衛門督殿御一所に御出被成候處、御國許に御息女御座候由被聞召候、右衛門督殿方に御縁組被仰付候旨、但馬守殿御申渡候。於御座之間御前の御出被成候處、來年可被爲成候旨御直之上意。且又右御縁組之御禮但馬守殿御申上之處、目出度被思召候旨上意にて、右一々不被寄思召御仕合、兎角可被仰様茂無之御儀、有難被思召候。此旨頭分之面々に可申聞旨被仰出候。

右松平右衛門督吉泰朝臣は、因幡鳥取領三十二萬石也。右之趣に付吉泰朝臣は、爲御使前田美作を被遣、種々御饗有之。從吉泰公も爲御使御家老荒尾志摩を被遣、御廣間上之間に而御口上申述、於御小書院御目見、其後御料理三汁十菜、相伴前田帶刀殿、御取持小堀下總守殿、本多彌兵衛殿也。

但志摩は領一萬石、是伯耆米子之城主四萬石荒尾伊勢が弟也。附、此御縁組之儀は、十一月初頃徳山五兵衛殿・中根壹岐守殿御越御對面之節、御國に被成御座御息女様之内、松平右衛門督殿御貴被成度与有之御相談被申出。綱紀公御答には、嫡女儀備後守方の遣候事は重縁之筋目故也。末々之娘左様之大名には存寄も無之旨被仰に付、左候者あなたより被達上聞者、如何思召候哉と被申ければ、其儀者兎角不被申と被仰。其後四・五日も有之又御越、右之儀被申ければ、被達上聞之儀は兎角御了簡難被遊旨被仰。左様なれば相濟申由に而被歸、十一月九日秋元但馬守殿より御家老呼に參、美作參上御内證有之哉、歸而被申上處、申の下刻但馬守殿に御禮に御出、十五日從御城御歸、追付稻葉丹後守殿に御出、酉刻過御歸館之處、本庄安藝守殿從三丸御使に御越、御料理出御物語有て亥刻御歸。十六日早朝安藝守殿に御禮に御出之由。右御縁女御名敬姫様与云々。

同日金澤に之御使、御近習番八百石青地彌四郎に被仰渡。翌正月十一日發足、同廿日金澤着、

廿一日越後屋敷に出、御成等之御旨を演述。

十二月廿五日。前田知頼に明春北野天滿天神八百年祭の代拜を命じ又萬句の連歌を興行す。

〔政隣記〕

十二月廿五日、來年二月天神宮八百年御忌に付、於洛陽北野神事修行。依之前田萬之助知頼御代參被仰渡、名改修理、且一萬燈可被上由被仰出。將又北野萬句會始、俗號加賀萬句。卷

頭

梅が香や世々の松風神の庭 御願主

仰ぎても猶瑞籬の春 能順

空高き月は霞に顯はれて 風早中納言

鐘の聲する峯靜なり 西洞院宰相

舟ぞめし江の浪しらむ曙に 風早中將

鹽干鹽滿折はしるしも 能東

誘はれて風の上に鳴衛 常久

夕景寒み霜や置らん 能斗

脱字あり

十二月廿六日。松平吉泰初めて前田綱紀を訪問す。

〔政隣記〕

十二月廿六日右衛門督様初而御見廻、兼而相知候に付、頭分熨斗目、平士服紗小袖・布上下、但返小紋は除之、淺黄下着は不苦。御取持衆も夫々御出之處、午刻過御出、於御廣間御持參之御太刀、前田備前披露之。褐のしめ・小紋上下着用。右畢而御熨斗木地三方出之。追付御小書院の御通、三汁十菜附後段之御料理出、且塗三方土器に而御盃事有之。御茶御菓子出之。未刻過御退出。其以後勝次郎様は、御使者長井太郎兵衛を以て御太刀被進之。於御廣間溜三汁九菜之御料理附後段被下之。相伴御歩頭井上三太夫、爲挨拶菊池十六郎出、同人を以御返答。附、右衛門督様御料理後、勝次郎様初而御對面有之。御濃茶以後美作・備前・勘解由御目見。御裝束は花色御熨斗目、蕪黄無地之御上下御着用也。

十二月廿九日。前田綱紀初めて松平吉泰を訪問す。

〔政隣記〕

十二月廿九日右衛門督様の初而御見廻。御太刀被進、杉江木工左衛門閣持參。御料理等大抵此方に被爲入候節之通成御作法。未刻過御歸館。追付從右衛門督様御使者辰巳安房參上、於御廣間三汁九菜之御料理被下之。相伴小堀土佐守殿、通御大小將布上下。畢而御大書院に被

召出、御目見御直答。

是歲。楊柳を河北郡の海濱に植う。

〔改作所舊記〕

覺

一、五千百八十九本 川柳但長三尺より四尺迄すわい。但木柳は能無御座候。

内

千六百七十二本 南森下与。 六百六十四本 中橋与。

千百二十五本 能瀬与。 千三百四十七本 南中條与。

三百四十本 上野与。 二十八本 粟崎村。

十 三 本 内日角村。

右川柳、向粟崎より本根布村迄の間、並向粟崎より橋粟ヶ崎迄松植申所、松より三間程濱の方へすさり、右柳さし申由。元祿十四年上野組留帳にあり。

元祿十五年

正月六日。本郷邸に於ける御成御殿の作事奉行を命ず。

すさりは離れの意

〔政隣記〕

正月五日御成御殿之儀、小普請奉行間宮諸左衛門に萬事可有御頼旨、秋元但馬守殿より申來。
 六日御馬廻頭不破平左衛門・御小將頭津田兵庫に御殿御用被命、惣御奉行前田美作孝行に被命。同廿三日但馬守殿に聞番被招呼、御成之御作事三月を限出來候様被仰渡。同廿六日より南御門往來相止、御作事御門より出入仕候様被仰出。

二月四日。御成御殿手斧初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

二月四日御成御殿手斧初、同廿九日御棟上。同十九日御柱立。廿二日御柱堅御祝儀。十九日間宮諸左衛門殿御越、於御大書院溜三汁九菜之御料理出、御通御表小將大谷甲斐・同平太夫。並御扶持被下諸職人、御料理之間於御縁頬、二汁七菜之御料理被下、通御歩・甲斐。下肝煎共於竹之間二汁五菜之御料理被下、通足輕。廿九日も同斷。且甲斐は束帶、小棟梁は□□、御自分御大工は熨斗日布上下着用。赤飯百俵・餅五百八十大樽、大八車に載之。煮物むしり肴、批に盛。

二月十五日。前田吉徳松平犬千代と稱す。

〔政隣記〕

二月十一日秋元但馬守殿より聞番戸田清太夫を被招呼、勝次郎殿御目見、御成之時分に而は

御序之様に候間、御目見御願可然旨被仰聞。二月十三日勝次郎様御名を勝丸様与御改之旨、玉井勘解由を以被仰達、十四日御表向御披露。御稱號之儀秋元殿に御相談之處、御同役不及御相談候、松平に御改可被成旨に付、御名も犬千代丸様与御改之旨、十五日前田備前・玉井勘解由兩御使を以被仰進、向後様付に可唱旨頭共迄被仰出。同十六日御上邸に而御改名之御禮被仰上、御太刀馬代被獻、從相公様御手自御熨斗蛇被進、來國光代金廿五枚御腰物被進、御頂戴。同日爲御祝儀、頭分以上出仕御帳に付。但勝次郎様本郷御上屋鋪に被成御座候處、二月四日より駒込御中屋敷に御移徙御居住、且御同君に被附御大小將等、夫々同月二日に被仰出。御大小將は頭高田久兵衛誘引、御醫師は高田十郎兵衛御馬頭誘引、御歩小頭は頭井上三太夫誘引、於菊之間美作被申渡、御歩は三太夫申渡。右御附被遊人々左之通。

御大小將 三嶋安左衛門・吉野善八郎・富田勝右衛門・中村吉郎兵衛・伊藤帶刀、以上五人は在江戸。

水越新次郎・野村貞四郎・氏家喜六郎・羽田傳左衛門・榎又吉、以上五人は在金澤、追付出府之筈。

御醫師 堀部養碩。御歩小頭 曾田左助。

御歩横目 木村助兵衛。御歩 半田兵左衛門・小杉安太夫・丹羽七左衛門・山岸義左衛門・森

汲右衛門・藤井源太夫・吉岡權六。

右之外御歩横目一人、御歩七人在金澤、追付出府之筈。

二月廿一日。前田吉徳名を又左衛門利興といひ綱紀と共に閣老を訪問す。

〔政隣記〕

二月廿日秋元殿に聞番杉江左衛門御使に而、明廿一日犬千代丸様御老中方に御同伴に付、御薙刀御道具數之儀御尋被仰遣候處、相公様御同事に爲御持可被成旨御指圖。同夜は犬千代丸様御上邸に被爲入御止宿。翌廿一日朝又左衛門様与御改、御名乘利興公与御稱之旨御視翰被遊被進之。御名乘兼而林大學頭殿被考之、反切陵字。向後御供數等都而相公様御同事与被仰出。辰刻前御父子様御同道に而、御老中方松平美濃守殿御勤。秋元但馬守殿・稻葉丹後守殿に而は御通、又左衛門様御介添本多彌兵衛殿也。右相濟、彌兵衛殿御歸。又左衛門様迄御熨斗目被爲召、夫より本庄安藝守殿に御同道に而御勤、午刻前御歸。追付又左衛門様は御中邸に御歸、於竹之間年寄中左之通頭分之人々に申渡。

犬千代丸様之儀、漸御成長被成、御童名御似合不被遊候得共、御代々御附被成來候御名に候故、當分犬千代丸様に被成置候得共、此度御老中に御同道被遊、御目見を以御願被遊候而は、御名御替被成儀も難被遊候故、但馬守殿御内談被成、今日より又左衛門様に御改被成候。

〔御年表〕

今日より御名利興公と稱せらるゝ處、是より先富山の御嫡長門守殿御名を利興と稱せらる。爰に至て御同名たれば即日改めらるべき所、聊其沙汰なし。間もなく吉治公に改めらるゝ故、彌其儀に及ばざる歟。當時有職の輩、御本家に對せられ失禮の甚しきと謂べしと、深く非具と云々。

二月廿五日。前田綱紀菅公八百年祭なるを以て北野天滿宮に寶劍を上つる。

〔前田家雜錄〕

一、元祿十五年壬午二月北野聖廟に從相公様御太刀被献、是年八百御年忌也。御使者前田修理知頼、箱の書付山本源右衛門基庸調之。

天滿宮 寶劍 青江恒次作 一鞘

右箱の裏に書付

元祿十五年歲次壬午春二月二十五日

參議正四位下行左近衛權中將兼加賀守 菅原朝臣綱紀

上箱の書付

天滿宮 寶劍

〔加藩諸事雜記〕

一、元祿十五年二月二十五日八百年祭、御代拜人前田修理、御太刀御奉納青江恒次代金十枚、神馬代白銀二千兩。

舊傳に言、元祿十五年御奉納太刀裁許仁岸惣右衛門、暨修竹庵能順等有合申候。承應二年七百五十年祭之時、御代拜人御太刀奉納之時雷鳴震動奇瑞有之、今度は如何有之哉与申處、間も無之雷鳴震動致し、何茂不堪不審与云々。

二月廿八日。前田吉徳、綱紀と共に登營し徳川綱吉に謁す。

〔政隣記〕

二月廿七日秋元殿より奉書到來、翌廿八日辰刻前御父子様御同道御登城、一統之御禮相濟、於御白書院初而御目見。其次重而相公様御同所に而御禮被仰上御退、御次に御扣被遊候處に、御父子様御一同に重而御前の御出御對顔、其後御老中の御禮被仰述御退出。

但、又左衛門様御のしめ・御長袴。附、御前近く被召御懇之上意与云々。相公様は御のしめ・御半袴。

肥後守様の被爲入、又左衛門様御裝束被召替、御老中方等御父子様御勤、未刻過御歸館。又

左衛門様御供菊池十六郎、御城御立關迄御先に參上、御供騎馬中村市郎左衛門上下御供、御抱守庄田權佐、御側小將新番並高島平次郎、聞番林助太夫勤之。今日御獻上左之通。

公方様に、眞御太刀備前政光代金七枚五兩、御小袖廿、白銀三百枚、御目錄。

御臺様・三丸様に、白銀百枚・綿百把宛、包熨斗御目錄。

五丸様に、白銀五十枚・綿同斷、同斷。

鶴姬様・八重姬様に、紗綾三十卷・御樽代千疋宛、同斷。

右從利與公御先に聞番戶田清太夫持參仕、鶴姬様等には御小將頭高田久兵衛御使に而被上之。

公方様に、御太刀金馬代・御小袖三十・干鯛一箱。

御臺様及三御丸様に、紗綾五十卷・御樽代千疋宛。

五御丸様に、同 三十卷・御樽代同斷。

鶴姬様・八重姬様に、縮緬廿卷・御樽代同斷宛。

右從相公様被上之、戶田清太夫一集に持參、高田久兵衛も一集に相勤。

御下り後、御老中方五人並松平美濃守殿・松平右京太夫殿・本庄安藝守殿に。

御太刀金馬代・時服十・昆布・干鯛一箱宛・御樽代千疋宛。

若年寄中四人に。

御太刀金馬代・時服五・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

御側衆五人、並土屋采女殿・小笠原伴八郎殿・秋元伊賀殿・稻葉長門守殿・松平伊勢守殿・本庄日向守殿に。

御太刀金馬代・時服三・御肴二種干鯛
昆布・御樽代千疋宛。

御奏者八人・寺社奉行四人・御留守居衆五人・御目附衆四人・支配衆五人に。

御太刀金馬代・時服三・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

御勘定奉行四人・町奉行二人・平御目附廿四人・御作事奉行三人・御屋敷奉行三人に。

時服三・御肴二種・御樽代千疋宛。

銀五枚宛　御徒組頭横目三人。

同三枚宛　御徒目付九十人・二之御丸坊主小頭六人・御廣間坊主廿四人。

同二枚宛　御數奇屋方五人・御出入坊主子供十七人。

金三百疋宛　御立關番三十人・中之口番人廿六人。

銀三枚宛　百人組與力廿人・町見與力五人。

銀五枚宛　二之御丸大番御徒頭三人。

京都町奉行・二條御在番・大阪町奉行・大阪御城番・伏見町奉行・長崎町奉行に。

御太刀金馬代・御小袖五・干鯛一箱宛。

白銀十枚宛　御城女中衆八人。

同　百枚宛　惣女中。

相公様より御老中方、並松平美濃守殿・松平右京太夫殿・本庄安藝守殿に。

御太刀金馬代・綿百把・昆布一箱・干鯛一箱・御樽代千疋宛。

同若年寄並御側衆に。

御太刀金馬代・綿五十把・干鯛一箱宛。

右之外は不被進之。

右御目見爲御祝儀、翌廿九日各鬘斗・目布上下に而出、御帳に付、恐悅申上也。

〔徳川實紀〕

二月二十八日、松平加賀守綱紀が子又左衛門初見の禮をとり、備前政光の刀・銀三百枚・時服二十獻す。

三月八日。前田吉徳、菊池十六郎を日光東照宮に派して代拜せしむ。

〔政隣記〕

三月六日上野、七日増上寺、八日廣德寺・傳通院、九日御三家等、夫々御父子様御同道に而御出。

菊池十六郎
武康

同月八日日光に、利興公御代參之御使者菊池十六郎に被仰付、於御次判金三枚・時服三・御羽織一拜領、於御中屋鋪從利興公、白銀十枚・八丈嶋二反被下之、且於御前日光に之御口上被仰聞發出。同道之間番近藤治右衛門恒興に、白銀五枚被下之。同九日日光に參着、十日十六郎長上下着用參堂、御宮板縁之左右に、日光御奉行井上周防守殿・稻葉河内守殿伺候會釋有之。敷居之内一疊過て膝付三尺四方之御座縁に有之、其上に而持參之太刀折紙を前に置候て、膝付より少退手を突居る、無拜禮。社人烏帽子狩衣着用右御太刀受取、社壇に持參し上之、御幣を持來て令戴之。此時謹而拜禮。御三家御代參は御敷居之内、其外は敷居之外、板縁之上に而拜禮。是此方樣御代參御三家之御格也。其後社人與に同道、一段卑く石階あり、下て又上る。其間に疊敷て有之。於其所に御酒頂戴、土器を取て請之。其土器懷中して退出。此間に兩御奉行御佛殿に而て被相待、其間十町計、社人同道に而階を上り、敷居之内に而拜禮如前。但太刀折紙無之、銀十枚、附臺退出之節兩御奉行會釋あり。於御門外長上下を着替、賴朝堂等順見して宿所に歸り、午上刻發足、初壬生通、歸路宇都宮通。

三月十五日。前田吉徳駒込邸に於いて綱紀を饗す。

〔政隣記〕

三月十五日於御中邸從利興公相公様の御料理被獻、御相伴御一門様、並御出入御旗本衆、都合御六人。御勝手ね御醫師衆等御四人。三汁十菜之御料理被上、御盃事被遊内御拍子始り、一調一管被仰付、寶生太夫仕舞數度、相公様御供御歩以上御料理被下之。

四月二日。前田吉徳、林大學頭を招きて學問初の儀を舉ぐ。

〔政隣記〕

元祿十五年四月二日又左衛門様御學文初。同廿二日林大學頭殿御出、四書正宗八冊物一箱。御肴一箱御持參。於御奥書院に而讀初被遊、御盃事等有之。

四月十八日。徳川綱吉前田綱紀の邸に臨む期を告ぐ。

〔徳川實紀〕

四月十八日、この二十六日松平加賀守綱紀がもとに臨駕の事仰下さる。

四月廿四日。徳川綱吉の本郷邸に臨む前後に互り領内の火防を嚴にせしむ。

〔改作所舊記〕

御成御日限、當月廿六日に相極り候條、今日より火之用心別而堅く相守、煙つよく立申薪等

燒申儀、可得其意候。

一、燒火隨分心懸用心可仕候。病人或は如何様之急切有之候共、火の用心第一に可仕候。其家之者は病人等に取込可申候間、右之品有之家には、其村々肝煎・與合頭之内切々罷越、火用心堅く可仕候。水など手遠有之在所は、此節は兼而汲寄置可申候。

一、御成之御當日前後二・三日、隨分諸事縮油斷仕間敷候。自然之儀有之候はゞ、其村々肝煎・與合頭別而迷惑可仕候。晝夜五・六度宛時を不定、番人之外肝煎・與合頭共村中廻り、火之用心可申付候。肝煎・與合頭指合候村は、慥成百姓共廻り可申候。

一、盜人其外罪人有之候はゞ、先其所に扣置、十村方を申談、指圖次第當地を爲引可申候。金澤より遠方之村々に而も、御城下同事に相心得、諸事油斷仕間敷候。尤裁許之十村せがれ手代等、組之内切々見廻可申候。佛事等も右當日は相扣可申候、以上。

四月廿四日

長瀬湍兵衛

永原權丞

石川・河北・能美郡十村・御扶持人、松任兩肝煎中

四月廿五日。加賀藩の諸大夫を四人とし、新に前田主税を近江守、横山左衛門を山城守と稱せしむ。

〔政隣記〕

四月廿五日、昨日依御奉書、已刻過御登城、直に御老中方御勤、御歸之上御普爲聽。

昨晚御奉書、今朝御登城被遊候處、御老中方御列座、兼々御願被成候通、諸大夫向後四人に被仰付候段御演述に付而、秋元但馬守殿迄、思召寄御書付御達可被成旨被仰入候處、其通与御指圖に付、前田主稅・横山左衛門兩人叙爵被仰付度旨被仰上候。則前田主稅近江守、横山左衛門山城守に被仰付候。右之趣可申聞旨御意に候。

四月廿六日。徳川綱吉、前田綱紀の本郷邸に臨む。

〔徳川實紀〕

四月二十六日、加賀守綱紀がもとに始てならせ給ふにより、綱紀つとめて御迎にまようのほり、奏者番に謁して退く。豫參は松平美濃守吉保・阿部豊後守正武・土屋相模守政直・秋元但馬守喬知・稻葉丹後守正往・松平左京大夫輝貞、少老加藤越中守明英、御側青山伊賀守秘成・大久保長門守教寛、大目付・目付・使番・納戸頭・腰物奉行・御膳奉行・進物番・賄頭・臺所頭・奥右筆等なり。大廣間より御乗物奉る。供奉は少老稻垣對馬守重富・本多伯耆守正永、御側島田丹後守利由・安藤出雲守信富、兩番頭・目付・徒頭・小十人頭・中奥近習の輩多くつきそひ奉る。大駕門外にわたり給へば、綱紀並に長子又左衛門長袴着しむかへ奉る。但馬守喬知とりあはせ奉り、

御詞をたまふ。綱紀父子立かへり、玄關にむかへ進らす。一族親縁の輩松平安藝守綱長・松平右衛門督吉泰・松平備後守吉長・松平飛驒守利直・淺野土佐守長澄・松平長門守利興・前田采女利昌・前田隼人利英、皆門外にて拜し奉る。見參ゆりし家人も同じ。一族には御詞をたまふ。かねて御供命ぜられし牧野備前守成春・松平遠江守忠喬・松浦壹岐守棟・久世出雲守重之・青山下野守忠重・蜂須賀飛驒守隆重・青山播磨守幸督・松平伊賀守忠周・阿部飛驒守正喬・三浦壹岐守明敬・松平彈正忠正久・秋元伊賀守喬房・稻葉長門守正知は、同じ門の内にて拜し奉り、御詞下さる。松平讃岐守頼常・酒井雅樂頭忠舉・井伊掃部頭直通は、塀重門内にて拜謁し、これも御詞をたまふ。御乗物を降たまへば、綱紀先導して、廊より表書院の側奥廊にてござまれば、御詞ありて奥書院にいらせられ、上段に着給ふ。時に綱紀長鮑もちいで、供す。ござめたまひ綱紀父子にたまふ。かくて綱紀父子に賜物あり。畢て美濃守吉保先導し、表書院にならせ給ひ、父子献物す。次に家人等拜し奉り、次に一族出て拜し奉る。ふた、び奥書院にならせ給ひ、松平備後守吉長・松平右衛門督吉泰が妻ごも、仙溪院尼・松平飛驒守利直・松平長門守利興・前田采女利昌もの奉り、綱紀父子よりも内々の献り物あり。次に雑煮吸物奉り、父子伴食す。御盃賜はるとき、綱紀に御刀・御さしそへ引出物し給ふ。綱紀よりも返盃のとき、刀・さしそへ奉る。次に又左衛門、御盃に御刀賜はり、是も其御盃かへし進らするとき刀を奉り、

また其御盃を綱紀にたまはる。次に七五三の御膳を供す。次に御講書あり。父子並に一族・溜詰・普代の衆・鴈間詰・奏者番及び家司等拜聴し奉る。綱紀も事さらの仰蒙りて進講す。次に猿樂あり。翁・高砂・東北・祝言・狂言末廣がり等はてゝ、御休息所にわたらせられ、常のおもの進り、御宴あり。父子召れ、綱紀に茶壺、又左衛門に掛幅賜はる。備後守吉長・右衛門督吉泰の妻・仙溪院尼・飛驒守利直・長門守利興・采女利昌並に家人等への賜物は、老臣仰を傳ふ。次に又表書院に出たまひ、御仕舞あり。御講書拜聴の人々みな見え奉る。次に綱紀父子・安藝守綱長・右衛門督吉泰・備後守吉長、舞を御覽に備ふ。次に又奥書院にてのし奉り、還御なる。父子はじめ御送りのさま、先に迎へ奉るときのごとし。門外より伯耆守正永もて、父子に御喜悅の御詞をたまふ。父子やがてまうのぼり、拜謁し、御手づからのし賜はりて退つ。けふの賜物、綱紀に備前國宗の御太刀・銀三十枚・時服百・縹珍百卷・天鷲絨五十卷、御盃のとき島津正宗の御刀・吉光の御さしそへ、内々より師匠坊肩衝の茶入、又左衛門に備前長光の御太刀・金五十枚・時服五十、御盃のとき貞宗の御刀、内々より卒翁筆痴絶讚布袋の掛幅、備後守吉長妻に綿百把・文臺・硯、右衛門督吉泰妻にも同じ。仙溪院尼に綿百把・十炷香箱、飛驒守利直に時服十、長門守利興に七、采女利昌に六、家司本多安房守に金十枚・御紋の時服五、其他一門・家司・家司並の輩に金・時服たまふ事差あり。又綱紀に一位尼公・御臺所より綿三百把。

二種一荷づゝ、五ノ丸・鶴姫・八重姫の御方々より綿二百把・二種一荷づゝ、又左衛門へ兩御方より綿二百把・二種一荷づつ、御三方より百把・二種一荷づゝなり。獻物は綱紀より備前長光の太刀・鞍馬一疋・金三百枚・時服百・緞子五十卷・いろ縷子五十卷・猩々緋三十間・綿五百把、御さかづきのとき郷の刀・新藤五國光のさしそへ、内々より茶壺(きつや肩衝)・徐熙の畫幅・箱肴、又左衛門より助長の太刀・銀三百枚・羽二重百疋、御さかづきのとき左文字のかたな、内々より書棚・箱肴、備後守吉長・右衛門督吉泰が妻、仙溪院尼より、おのゝ／＼紗綾五十卷・檜重一組・箱肴、また内々より備後守吉長妻は十炷香箱・箱肴、右衛門督吉泰妻は伽羅箱・箱肴、仙溪院尼は銀丁子釜・箱肴、飛驒守利直は金馬代・綿百把・銀釣花瓶・箱肴、長門守利興は金馬代・紗綾三十卷・檜重・箱肴、采女利昌は金馬代・さあや十卷・檜重・箱肴、安房守はじめ家司等みな銀馬代・時服奉る。また綱紀より一位尼公・御臺所に各銀百枚・紗綾百卷・二種一荷、五ノ丸・兩姫君におのゝ／＼銀百枚・二種一荷、三御方に銀五十枚・二種一荷づつ、奉る。この日邸内は兩番頭・新番頭・徒頭組ども警衛し、諸門は持筒・先手頭つかふまつれり。

〔松雲公夜話〕

一、元祿十五年四月廿五日綱吉公御成被遊候時分、勿論綱吉公御講釋・御仕廻など被遊候。相公様にも御講釋被遊候様に其頃沙汰有之候。其故に候哉、御表小將部屋留帳に、青地藤太夫

手跡にて、相公様にも御講釋被遊候様候旨記置申候。然所享保三年、右留帳御用にて入御覽、則御成之時分綱吉公御前に罷出候御家來の數など御尋にて事濟。扨相公様御講釋被遊候段調置候儀、如何之儀候哉、相公様には此口曾而御講釋不被遊候。加様なる不慥儀仕置候もの候哉と、千羽津太夫を以被仰出候に付、成田幸右衛門に伊藤平太夫申談候。富永金昌物がたり承申候。

〔政隣記〕

四月廿六日少曇、午刻過より小雨降、還御之時分晴微降、暮前より又雨天。今朝卯刻過御迎爲御案内、相公様御登城、被仰置御歸館。公方綱吉公巳刻過御成、申下刻還御。自途中本多伯耆守殿爲上使御出。追付御父子様御登城之處、於御奥書院御對顔、御手自御熨斗鮑御頂戴、御満足之段上意。御歸館之節、御老中・若年寄衆等不殘御勤、戌下刻御歸館。

但御成之節、御父子様御門外に御出迎、安房守・近江守・山城守・美作・伊豫・備前・勘解由拜伏。御門内には前田權佐・永原左京・西尾隼人・不破彦三・菊池十六郎・成瀬左京拜伏也。着御之上、先御父子様御拜謁、伊豫以上五人は一人宛拜謁、其次備前・勘解由二人、權佐以下三人宛拜謁被仰付。

御講釋・御仕廻、拜領・献上暨御獻膳等、詳に有別記に。御成前日之饗應千八百五十人、當日之饗膳七千三百三十人。大概以上之趣也。

同年四月廿六日綱吉公已刻、綱紀公の本郷の御成御殿に渡御、申後刻還御。朝より曇、時々細雨。

從將軍綱吉公被下物品々。

眞御太刀一腰國宗代金十七枚・白銀三千枚・御裕百領・繻珍百卷・天鵝絨五十卷、御盃の時御刀一腰正宗代金

三百五十枚・御脇指吉光代金二百枚・御茶入師匠坊屑衝、但替袋あり。

綱紀公に。

眞太刀一腰長光代金十枚・黄金五十枚・御裕五十領、御盃の時御刀一腰貞宗代金二百枚・御掛物一幅布袋繪卒翁筆謹痴絶又

左衛門様に。

綿百把・御文臺・御硯、松平備後守様御前様に。

同斷、松平右衛門督様御内室様に。

綿百把・十種香箱、仙溪院様に。

從相公様御献上之分。

御表向より眞御太刀長光代金三百貫・黄金三百枚・時服百・純子五十卷・色緒子五十卷・猩々皮三十間・綿

五百把・御馬一疋鞍置白鶴毛、白菊と云。

御盃の時、御腰物一腰郷義弘代三百枚・御脇指一腰會津新藤五國光代三百枚。

御内證より、御茶入木津屋・御掛物鷺の繪、徐瀝筆。

御奥より、御回香爐二金・御箔地十端・御舞扇子十本・金入五十卷・御彫物五十通三所物卅通二箱に入、二所物廿通。

御文臺・御硯箱 御印籠五十・御國象眼御鏝百枚二箱に入。・御肴一種。

右之外に御座敷御飾被遊候而御献上之分、御書物九部・御見臺・御香合百二箱に入。

一位様御臺様に

白銀百枚宛・紗綾五十卷宛・二種一荷宛。

從又左衛門様御献上之分。又左衛門様利興公と奉稱。

御表向より、眞御太刀一腰助長二、百貫・御馬代白銀三百枚・羽二重百疋。

御盃の時、御腰物一腰左文字代百五十枚

御内證より、御書棚一・御肴一種。

御奥向より、御香爐孔雀・御中屏風一表團扇・裏草花、狩野探信筆。双

茶宇嶋百・御巾着百・御肴一種。

御臺様・二位様・五ノ丸様・鶴姫君様・八重姫君様に。

白銀百枚・二種一荷宛。但五ノ丸様・鶴姫君様・八重姫君様は白銀五十枚宛。

御一家様方より御献上之分。

檜重一組・紗綾五十卷紅白・御肴一箱但御表より・十種香具一通、御肴一箱但御内より、松平備後守様御前様より。

表向御献上同斷・御伽羅箱一・御肴一箱但御内より、松平右衛門督様御奥様より。

紗綾五十卷・御檜重一組・御肴一箱但御表より・御丁子釜銀一・御肴一箱但御内より、仙溪院様より。

御太刀馬代金一枚・銀釣花入一・御肴一箱但御内より、飛驒守様より。

御太刀馬代金一枚・紗綾十卷・長門守様より。

御太刀馬代金一枚・御檜重一組・御肴一箱但御内より、前田采女殿より。

相公様より御作物御重五、右者相定之外御献上也。

御成御當日御饗應之次第。

朝之分

御譜代大名衆・御奏者番・大御目付、御饗應之席御大書院、御休息所御奥小書院、人數十五人程。御書院御番頭・御小將御番頭・中奥御小將・新御番頭・中奥御番、御饗應之席御大書院、御休息所御勝手、人數七人程。御持頭・御先手・御使番・御小將組頭・御書院番組頭・小十人御番頭・御徒頭・御小納戸頭・御腰物奉行頭・小普請御奉行組頭・新御番組頭・道御奉行、御饗應の席

奥御書院御勝手、御書院御勝手に掛け。御納戸組頭・小十人組頭・新御番・御小納戸御腰物奉行・小十人組・御厩方・御膳御奉行・御賄頭・御臺所頭・御同朋・御數寄屋頭・二の御丸坊主衆、御饗應之席大御料理之間、御休息所假御座敷、人數六十五六人程。

御進物御番・御小將組・御書院番・御饗應の席假御座敷、詰所御廣間・同二の間・御勝手共人數百人程。

是迄之分御料理二汁五菜、酒肴一種、面々菓子三種、木具不殘同事也。

奥坊主組頭・同坊主・御數寄屋組頭・同坊主・表坊主組頭・同坊主、御饗應所竹の間、人數二百廿人程。御徒目付組頭・火の御番組頭・御貝役人・太鼓役人・御徒目付・御臺所目付・御徒押・火の番、御饗應所假御座敷、人數六十人程。

御徒組頭・御徒・御持與力・御先手與力・御馬乘、御饗應所玉井勘解由跡小屋、人數百七十人程。御臺所組・御臺所人・御賄人・御小間遣頭・御六尺頭・新組頭・御小間遣組頭・御臺所六尺頭・御中間頭・小人頭・御駕籠頭、御饗應所御舞臺跡御座敷、人數百人程。

是迄不殘御料理二汁五菜・酒、干菓子足打紙敷積、木具。

小普請方手代・伊賀同心・御小納戸同心・御持同心・御先手同心、御饗應南馬場假小屋、人數百三十人程。御立關番人・中口番人・御小人目付・御役小人・押小人・御小人御中間諸役・御小納戸六

尺組頭・御風呂屋六尺・御小間遣・御膳所六尺・坊主六尺・御數寄屋御露地之者二一の丸御露地の者・御賄方六尺・御供廻り御駕籠者、御饗應所東御門續御長屋右の方、人數三百人程。御徒行、町方同心・町方與力、御饗應所稻垣三郎兵衛元小屋、人數百廿人程。

是迄何茂御料理一汁四菜酒菓子出る、各木具。

御料理人・御用達町人、御饗應所東御門續御長屋、人數六十人程。

御蒔繪師・御鍛冶・御壘刺・大工肝煎・同仕手・鍛冶肝煎・同仕手・石切肝煎・同仕手・飾方肝煎・同仕手・小普請方杖突人足・同仕手、御饗應所南の方中の口御門の向、人數六十人程。但朝々。

是迄不殘御料理一汁四菜・御洒出る、各木具。

御役者樂屋人數二百七十人程。朝夕御料理一汁四菜。

御勝手方御取持の方御饗應席、御居間書院。

御一門様方御饗應の席、御表御居間。

晩之分

御譜代大名十三人歟、大御番頭十人歟、中奥御小將十人歟、中奥御九人歟、御書院御小將・兩御番頭六人歟、御持頭一人、御先手頭三人、御使番四人、御徒頭十三人、小十人番頭八人歟、御納戸頭二人、御腰奉行一人、御普請奉行一人。

御老中方・御出家方・御小將衆。

此分御料理三汁八菜、後段肴一種・吸物・御酒・菓子、後菓子縁高に盛、八寸に居、各木具。桐の間衆御勝手方。

御進物番廿人、御小將組御書院番百六十人、新御番廿人、道御奉行二人、御納戸組頭四人、小十人組頭四人、小十人四十人、御廐方一人。

此分何茂御料理二汁七菜、後段肴一種・酒・菓子、後菓子縁高に盛、八寸に居、各木具。

御徒目付組頭一人、火番組頭一人、御貝・太鼓役二人、御徒組頭十人、火御番十六人、御徒行百四十人、御徒目付三十五人、御徒押九人、御中間頭一人、御持與力十人、御駕籠御小人頭三十人、御馬乘四・五人、御先手與力一人、御料理二汁五菜、後段肴一種・吸物・酒・餅菓子、片木盛、八寸居、各木具。

小普請手代三人、人足方・伊賀者同心十人、御納戸同心三十五人、御腰物同心五人、御持同心五十人、御先手同心百五十人、御立關番十人、中口御番十人、御小人・御小人目付四十一人、御使御小者八十人、押御小人廿人、御小納戸六尺十五人、御中間諸役・御馬方共に五十三人、坊主六尺八人、御風呂屋六尺十人、御數寄屋御露地者三十五人、二の丸御露地者十五人、御小道具者四十六人、御駕籠者廿人、御料理一汁四菜、酒・餅菓子、各木具。新組其外御道具持

參者、並御老中其外御供之中間二千人、御料理一汁三菜、酒・餅菓子、片木盛。

松平美濃守・御老中・松平右京太夫・若御年寄衆・御側衆・御奏者番・御留守居・大目付・御小將・桐間御廊下兩御番頭・御納戸衆、右之面々之家來侍分、二汁五菜、後段吸物・肴一種・餅菓子、片木盛。

御譜代大名衆之家來、御料理右同斷。

役者下々五百人、一汁三菜、本郷六丁目貽所。

御成二日前朝夕御料理高六百人前。

二汁五菜・酒肴一種・干菓子

二百人前

一汁四菜、酒不出

四百人前

同前日朝夕御料理高千二百五十人前。

二汁五菜・酒肴一種・干菓子

六百五十人前

一汁四菜、酒不出

五百人前

同御當日朝夕御料理高七千三百三十人前。

二汁五菜・酒肴一種・銘々菓子三種、木具

二百人前

二汁五菜・酒、干菓子足打紙敷盛、木具

六百五十人前

一汁四菜・酒、菓子出る、木具

八百人前

夕御料理高五千五百八十人前。

三汁八菜、後段酒肴一種・吸物・菓子、後菓子縁高盛、八寸居、木具

三百十人前

二汁七菜、後段酒肴一種・吸物・菓子、後菓子右同斷 五百五十人前

二汁五菜、後段酒肴一種・吸物・餅菓子、片木盛、八寸居、木具

千二百人前

一汁四菜・酒・餅菓子、片木盛、木具

千五百人前

一汁三菜・酒・餅菓子、右同斷

二千 人前

三口合九千百八十人

惣賄高三萬人程有之。

右朝御成方々より被進御音物之覺

御屏風一双兩面如川筆・御臺子五飾・干鯛一折 甲府中納言樣

障子紙三百束十箱・箱肴 水戸宰 相樣

御屏風二双・毛氈三百枚・箱肴 二度目 水戸宰 相樣

御褥二一箱・鉾銅三

錫水次廿

御茶碗五百

御臺子二飾・美濃紙百束・箱肴

鉾銅五・鯛三

蠟燭千挺

毛氈十枚

蠟燭二千挺

壘表千枚・箱肴

御料紙御硯箱・箱肴

鉾銅二・箱肴

毛氈百枚・箱肴

御臺子五飾・箱肴

鉾銅三・箱肴

御家具二百人前・箱肴

二度目

水戸少將様

松平播磨守殿

松平大學頭殿

尾張宰相様

松平讃岐守殿

松平讃岐守殿

松平筑後守殿

肥後守様

大藏大輔様

飛騨守様

前田隼人殿

備後守様

長門守様

前田采女殿

安藝守様

蠟燭二百挺・箱肴

蠟燭千挺・箱肴

御手拭二百筋・箱肴

錫湯次十箱百・鯛三

錫金色十・箱肴

蠟燭三百挺・箱肴二種

金色十・箱肴

御屏風片面金砂子泥引、周信筆・壘表千枚・箱肴

御臺子三飾・箱肴二種・御樽代五百足

毛氈廿枚・箱肴

御皿百・箱肴

花毛氈十間・箱肴

御服紗五十・箱肴

壘表千枚・箱肴二種

花毛氈百枚・荒木酒一陶泉母

淺野土佐守殿

伯耆守殿

御恭樣

仙溪院樣

本多能登守殿御內樣

慈眼院樣

池田河內守殿

右衛門督樣

備後守樣御前樣

淺野土佐守殿御內樣

松平紀伊守殿御內樣

水野中務少輔殿御內樣

壽法院殿

細川越中守殿

松平信濃守殿

胡銅盥水鉢十・鯛十

毛氈廿枚・箱肴

御文箱五・箱肴

御見臺・御料紙箱・御硯箱・鯛三

銅水鉢五・箱肴

御屏風一双 惣金泥引砂子繪
土佐光成筆・鯛三

毛氈百枚・箱肴

御臺子三飾

蠟燭千挺・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

蠟燭千挺・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

毛氈五十枚・箱肴

藤堂和泉守殿

飛驒守様御内様

慈芳院殿

細川越中守殿

井伊掃部頭殿

松平美濃守殿

松平美濃守殿

本多能登守殿

小笠原右近將監殿

土屋相模守殿

稻葉丹後守殿

榊原式部少輔殿

阿部豐後守殿

小笠原佐渡守殿

松平右京大夫殿

二度目

蠟燭五百挺・箱肴

毛氈廿枚・箱肴二種

毛氈十枚・箱肴

蠟燭三百挺・鯛三

蠟燭五百挺・箱肴

蠟燭三百挺・箱肴

羅紗十間・蠟燭五百挺・鯛十

蠟燭三百挺・箱肴

蠟燭三百挺・箱肴

蠟燭五百挺

奉書紙十束・箱肴

毛氈廿間・箱肴

疊表三百枚・箱肴

桐刀掛二・鯛一折

障子紙百帖・箱肴

酒井雅樂頭殿

安部丹波守殿

南部右近殿

松平遠江守殿

水野隼人正殿

同監物殿

酒井左衛門尉殿

戶田能登守殿

牧野周防守殿

松平駿河守殿

水野中務少輔殿

保科兵部少輔殿

溝口信濃守殿

金森出雲守殿

小堀大膳殿

紫ふくさ廿

二度目 小堀大膳殿

蠟燭三百挺・鯛一折

戸澤上總介殿

蠟燭二百挺・箱肴

仙石越前守殿

毛氈五十枚・箱肴

津輕越中守殿

手燭十五本・箱肴

織田山城守殿

二度目

御茶碗百・御肴

前田市左衛門殿

御手拭晒布卅尺・鯛一折

前田帶刀殿

錫挽溜十・蛟一折

本多彌兵衛殿

御手拭百筋・箱肴

横山左門殿

御手拭五十筋・箱肴二種

坂井八郎兵衛殿

御皿百

溝口左門殿

塵取二箱百入・蛟十

同 源兵衛殿

錫水茶碗卅

本多作十郎殿

櫃二百枚

同 忠左衛門殿

蛟本のまゝ

櫃本のまゝ

杉柄杓百本

御きせる五十本

御きせる五十本

茶碗百

猪口百

御ふくさ百・御肴一種

丸盆百枚

御茶柄杓二箱五本入・箱肴

御箸一箱・箱肴

御手燭十本・鯛一折

白箸一箱二千五百膳

伊萬利燒御皿二百・箱肴

御茶碗百

紫帛一箱・箱肴

紫ふくさ卅

本多市左衛門殿

横山主殿殿

坂井沖之助殿

溝口織部殿

同 十太夫殿

岡田將監殿

西尾八兵衛殿

同 七兵衛殿

酒井小平次殿

成瀬吉右衛門殿

西尾十右衛門殿

興津能登守殿

福嶋助六殿

小堀仁右衛門殿

同 伊兵衛殿

紫ふくさ十

御手拭卅筋

御茶碗百

大皿五十

御茶碗百

御きせる百本

御帛一箱

杉楊枝一箱・御箸一箱

御きせる百本・箱肴

御茶碗百

御盃百

手鹽皿百

御皿二百・干鯛一折

御手水柄杓百本

御皿二百

小堀土佐守殿

牧村右衛門殿

土屋忠兵衛殿

千本兵左衛門殿

河村源右衛門殿

丹羽小左衛門殿

村上次郎左衛門殿

堀 萬次郎殿

山中丹波守殿

小嶋 昌 怡老

猪子左太夫殿

高林彌市郎殿

徳山又兵衛殿

中川 市 承殿

堀 筑後守殿

御皿百

御茶碗百

御刀掛二脚・箱肴二種

高原焼二百・箱肴

毛織十間

飯銅二・箱肴

錫御湯次十・箱肴

毛氈十枚・箱肴

御きせる百本

猩々緋十間

御茶碗五十

御ふくさ十

御臺子二飾 箱肴

飯銅二・箱肴

錫水次十・箱肴

逸見八左衛門殿

上田兵庫殿

間宮諸左衛門殿

増田壽得老

東本願寺

長大隅守

前田主税

前田美作

栗嶋道有老

日光御門跡

廣徳寺

桂香院

本多主殿

横山左衛門

村井出雲

高原焼御茶碗百・箱肴

御手拭掛十・箱肴

御手拭百筋・御肴一種

御ふくさ卅

御茶碗五十

御手拭卅筋

御手拭卅筋

御手拭卅筋

御手拭卅筋

御水引二色一箱

毛氈十枚・箱肴・御釜敷三箱此分追而指上事

錫水次十・箱肴

高原焼御茶碗百・箱肴

御茶碗・箱肴

御茶洗一箱三本入・御柄杓一箱五本入

前田備前

本多安房守

吉治公御袋御方

菊野

永見

おしう

おつぼね

松田

伊澤

おりか殿

奥村壹岐

奥村伊豫

玉井勘解由

前田源隨

上林岸順

御柄杓一箱五本入

目貫小柄

御鎗掛

御褥一帖

御懸物押

紫帛紗一箱十入

御茶釜一箱五本入

白炭一箱二重

御柄杓一箱廿本入

御手拭卅筋

虫移箱八

御掛物押

御服紗十入一箱

紫帛一箱十入

御盃百

尾崎有庵

後藤理兵衛

大谷甲斐

伊阿彌新丞

跡阿彌源七

桔梗屋七十郎

上林春松

同又兵衛

星野宗以

後藤悅乘

大谷平太夫

松井彌七郎

大森三郎兵衛

菱屋次郎兵衛

寶生大夫

御茶釜廿本

金 春 三 助

御たばこ一箱

同 三 郎 右 衛 門

鞆革乾五組・御柄杓十本

竹 田 道 快

以 上

〔前田家雜錄〕

一、元祿十五年四月廿六日將軍家綱吉公、本郷御屋敷に御成之時。

御 能 組

高 砂

觀世大夫 進藤權右衛門

金森三郎右衛門 幸 清 六

吉 兵 衛 一 噌 又 六

東 北

竹田權兵衛 春藤源七

葛野市郎兵衛 寶生新九郎

森田庄兵衛

祝 言

諸橋權進 春藤萬右衛門

大藏彌三郎 七 右 衛 門

觀世三郎次郎 又 六

御 仕 舞

高 砂 御

自然居士 相公様

芦 苜 又 左 衛 門 様 羽 衣 御

田 村 安藝守様

舟辨慶 森門督様

國 栖 御 放 下 僧 備 前 守 様

祝言老松 相公様

御は綱吉
相公は綱紀
又左衛門は
吉徳

〔政隣記〕

御成御殿之様子、惣圍之内八千餘畝、下屋三千畝計、本御殿六間半四間、御次六間半・十七間、
 奥御書院七間・十七間半、御納戸構三間・六間、本御式臺三間・三間半、御廣間七間・十七間半、
 御勝手御廊下二間・四間半、御通御廊下二間・四間半、御縁通内法三尺二寸・五十七間、御老中
 御座敷七間・三十一間、大御臺所九間・十八間、御小納戸七間・廿一間、美濃守殿・右京大夫殿
 御詰之間三間・九間、引離相立品々間有之。此外御溜之間・鏡之間・東御饗應間・西饗應間・中御
 饗應間・御膳立之間、惣而御棟數四十八有之。

右御間之繪付。

御式臺折廻縁
頼共老松探雪筆、杉戸裏表竹に雀
瀧に櫻

休伯子 休碩筆

同所東之間右之方折廻三
方御縁頼共白桃

雪舟流 長谷川等麟筆

杉戸裏表大和松鳩
白鵜筆上に同。

同菊
たんてう 伯圓子 素仙筆

同所西之間右之方北
御縁頼共 松梅

探雪筆

杉戸裏表 なよ竹に菊

休碩筆

同御廊下入口之松 大學子 柳雪筆。同柏にかし鳥
雪の松山雀 休碩筆

杉戸裏表 花籠まこも青鷺

休碩筆

同斷 竹椿小鳥

同人筆

かうつ本の
まゝ

杉戸裏表 雪の柳鷺
かうつ

同人筆

御成御殿御上段 松竹梅

主馬子 養朴筆

御袋棚 絹地山水砂子泥引、ふち金欄

養朴筆

杉戸表裏 瀧に紅葉波に千鳥

養朴筆

同御下段 松櫻 杉戸裏表 桐に鳳凰
牡丹

同人筆

上段下段御天井金村砂子、金唐紙張付、惣金砂子泥引

同御次 御縁
頼共 若松 杉戸裏表 浪獅子
芦鴨

同人筆

御鋪舞臺 竹に鶴

養朴子 如川

同所溜之間 東御縁
頼共 雪松 杉戸裏表 百合草
薄に雉子

洞元筆

同大溜之間 芽張柳小鳥

同人筆

御拜見座敷 東之方二間 櫻小鳥

壽碩筆

同 次之間 櫻雉子

休碩弟 伯圓筆

御近習之間 牡丹 壽碩筆。 御近習之間
次之間

牡丹 伯圓弟即舉筆

圓峻筆

同溜二ヶ所 若松つゝじ、小竹雀

同 圓峻筆

御舞臺老松

探雪筆

峻本のまゝ

鏡之間より御式臺御廊下 竹長春小鳥

休圓養子休伯實子

休山筆

杉戸裏表 鐵せん岩かもめ

同人筆

御小座敷御縁
頼共 白櫻紅梅

洞雪子

洞春筆

御袋棚戸 絹地 雁 泥引砂子 ふち金欄

同人筆

同 戸 草花 泥引砂子 ふち金欄

同人筆

杉戸裏表 竹長春うそ 雪の南天

即譽筆

同 西王母 野菊庭鳥

同人筆

同 松孔雀 おもだかに鶴

春雪子

春笑筆

同 牡丹水鶏 芦雁

同人筆

御小座敷續御廊下 竹椿

休碩筆

御湯殿御揚場 牡丹水鳥

春笑筆

同 御廊下 芙蓉

良信筆

杉戸裏表 萩にひたき 紅葉にるり

同人筆

御休所 上段下段 御次 吉野龍田

右京子

永叔筆

御袋棚戸 遠山若松 砂子泥引 ふち金らん

同人筆

杉戸裏表 檜に啄木鳥 芍薬

同人筆

同 ひたき ぬるでに鴟

同人筆

同 桔梗に野ぎく 瀧つゝじ

如川筆

同 御溜之間 濱松に千鳥

同人筆

杉戸裏表 白梅 すゝき

良信筆

同 御廊下 雪中花鳥

春湖筆

奥御書院上段 眞之山水

探信筆

御帳臺四枚戸、絹地、山水砂子、上卷紫打緒、大へり紺地寶蓋し、金欄の小べり茶色。

御袋棚山水

杉戸裏表 紅葉に鹿 若松春の野

探信筆

同 椿浦山 山柳つばき

同人筆

同 東方朔 南天ひよ鳥

同人筆

奥御書院御床之後廊下 若松

伯圓子 春悦筆

杉戸裏表 雪竹 かいたく尾長

同人筆

同三之間三ヶ所御縁頼共 秋の野

探信筆

杉戸裏表 岩におし鳥 雪の芦によしこい

探信筆

同 山吹 白桃うそ

養朴子 隨川筆

同 御溜之間 柳に鶯

同人筆

杉戸裏表 秋の野 櫻に金鶏

同人筆

同 岩波 いんこ

同人筆

同 斷 刈田に流鶴

梅雪筆

杉戸裏表 糸櫻に連雀 青芦に鴨

同人筆

大溜 之間 刈田に雁

春山筆

續西之方御溜 桔梗

大學子 安仙筆

惣而御休息之間・奥書院・御小座敷上之天井、何も金村砂子。鏡之間砂子。其外御縁頗共に

金唐紙張付、惣金砂子泥引。

御庭木御休息之間御露地 赤松大一

榎二本 長さ一丈計

しばゞ三本 南天廿株 二三尺計 なゝかまゞ

三本三四尺計 熊笹七坪計 若松十四本

二・三尺迄之内 おもと二坪 さつきつゞじ一株 三尺四方計 十四株に二

三尺計 芝砂利半分宛

御用所 もみもつこく六・七本計宛。

御湯殿 しばゞ・なゝかまゞ二・四本計宛。

御殿御白洲 しばぶ・なゝかまご三・四本宛大き成を。

御階懸り松三本。奥御書院大松一本・若松一本。

御成御門迄御厩之方 松・熊笹四坪・しばぶ。

御駕籠置所 松なゝかまご・南天十本・きやら木五尺より二・三尺迄。

但四月五日石川順碩被參、福田彌平太夫同道に而、御殿之空地植木指圖有之。

御材木高

三千二百七十六本 檜 木。 四千六百九十七本 同 寸 法。

三千廿四丁 同しら料。 十八丁 杉しら料。

六百五十九本 日向 榎。 六十九本 榎。

二十二本 檜引割木。 三百九十枚 檜 長 押。

六百四十一丁 榎 引 木。 五千六百七十六本 榎 榎。

千百二十八本 杉 丸 太。 百三本 杉 寸 法。

二十本 檜 臺 木。 三百七十三丁 杉正割六尺に七寸。

八千三百四十六本 榎榎引木。 百廿九丁 榎榎六寸割。

四十九丁 土佐寸法。 六千四百九十六本 野 種。

四十六本 梅椽溝敷鳴居。 七萬五千二十二枚 檜 板。

五萬九千四百廿四枚 黒 部 板。 二百二十枚 杉 板。

七萬三千五百二十枚 椴 板。 二十一枚 槻 板。

三萬三千八百一本、七寸・八寸・九寸十六割。

六萬六千六百二十七丁貫。

〆廿七口代金十七萬兩、外に六萬兩不入御用木。

但二月末間宮諸左衛門殿より、今度御普請入用中勘金子廿九萬八千兩可受取旨、御家老中迄申來候得共、金子之儀は此方より末々ね可相渡候。其許ね可相渡事とは不存旨申達、其分に成。此度之御費用無際限。其内金箔代八千兩、袋障子紙代八千兩、天井並張付等之紙一枚に付金一步、檜之板十四萬枚、御門之冠門幅二尺に長八間、此代八千兩、大工料始終請負之分廿萬八千六百人、柱一本代白銀一貫九百目、長押一本代一貫二百目、大概如此と云。

四月廿七日。前田綱紀登營して昨日徳川綱吉の臨邸せしを謝す。

〔徳川實紀〕

四月二十七日綱紀父子一族等みなまうのぼり、昨日の臨駕を謝し奉る。

四月廿七日。昨日徳川綱吉の本郷邸に臨みしを祝し桂昌院等物を前田綱

紀に贈る。

〔政隣記〕

四月廿七日、昨日御成爲御祝儀、左之通御拜受物有之。

一位尼公より 綿三百把御箱肴 御使 堀 筑前守殿

御臺所より 同 斷 同 小笠原源六殿

五之御丸より 同二百把御箱肴 同 堀 又兵衛殿

鶴姫君より 同 斷 同 曲洲市兵衛殿

八重姫君より 同 斷 同 嶋 八右衛門殿

五月十八日。金澤に於いて諸士に將軍臨御の事終了せるを告ぐ。

〔政隣記〕

五月十八日於金澤、出仕之面々布上下着用登城之處、壹岐殿演述。

去月廿五日依御奉書御登城之處、兼而御願被成候通、御家來諸大夫被仰付候。向後四人可被仰付候由、小笠原佐渡守殿被仰渡候。依之前田主稅儀近江守、横山左衛門儀山城守に被仰付候。則廿六日御成之刻御目見被仰付候。口宣之御奉書も、去月廿九日松平紀伊守殿被遣之候。

素立軒代之儀迄被仰付、無比類御仕合忝被思召候。山城守儀御大老に被仰付候。此段各々可

申聞旨、御書を以被仰下候。且又以御別儀、御成之儀御首尾能相濟候間、何も心安可存之旨、私共迄被仰下候。寔以恐悅至極之御事共に候。

五月廿二日。將軍臨邸の事終れるを以てこの日より閣老以下を招きて饗す。

〔政隣記〕

五月廿二日今般御成御首尾克相濟候爲御祝儀、御老中方御招請御饗應、御作法御例之通。同廿五日布衣以上暨御譜代大名衆御招請。六月四日御一門様方御招請。同十三日御旗本衆御招請。同十六日同斷。同十九日仙溪院様御招請。七月十日護持院・護國寺・覺王院・金地院等御招請。八月二日増上寺・傳通院・春光院・廣德寺等、同十九日上野凌雲院大僧正・觀理院權僧正・喜多院權僧正・常照院等・樹下民部大輔等都合廿人御振廻。右度毎に御能有之。

同日御成に付、御普請方御役人等、且御繪圖御用相勤候人々ねも、拜領物夫々被仰付。

五月廿八日。田中左源太故一閑に養はれたる次第を述べて秩祿の加増を哀訴す。

〔國事雜抄〕

一、先年故肥後守様御内存を以、一閑儀御當家の可被召抱御沙汰有之時分、知行三百石可被下哉と御内意有之候へ者、吉川惟足申候者、御知行之品兎角申上候に而者無御座候へども、御家は無比類御大家之事、一閑儀は私門弟隨一之者に候。無比類御大家に、私門弟隨一之者御知行是程に而罷在候と申候へば、向後末々之門弟他之御家の遣候準據に被成候段、氣之毒に奉存候條、何とぞ其品付不申様に被成下候様に仕度旨申候に付、左候者於江戸十人扶持、御合力金五十兩可被下候。是に而濟せ可申哉と御内意之處、何分にも仰次第に可仕由惟足御請申、寛文六年五月御奉公罷出、同九年十月十人扶持御加増被下、都合二十人扶持、御合力金五十兩拜領仕候由、常々亡父爲申聞、惟足も其段物語仕承置候。

一、私儀幼年之時分者、松浦一郎と申候而備前岡山に罷在候。十一歳之時、學文器用に而講釋等も仕候由、松平新太郎殿御聞及、學校に而御講釋御申付、則新太郎殿も學校に御出御聽聞に而、其上に而御召抱有之度旨、私實父眞元東の御申聞候へ者、實父申候者、此者儀は江戸の遣、弘文院の預け學問取立可申内存に候。只今抔主取爲仕候へ者、却而學業之邪魔に罷成候間、御免可被下旨達而辭退仕候へども、是非く御所望被成度由にて御呼出、扶持方仕着料共惣計、備前知行二百石程之積下給り、翌十二年之春江戸供に御召連、其時分弘文院門弟に罷成、同年之暮御次男池田信濃守殿初而入國に付、道中伽に罷越候様に御申付、備前

へ罷越、翌年之暮少存寄有之に付、暇之儀相願候得者、首尾能暇給、父元東一所に備前立退、上方に罷越候。

一、私廿歳ばかり之時分、新太郎殿從弟御旗本松平求馬殿、私實兄松浦藤五郎に御申聞候は、其方弟同氏一郎儀、幼少之時分新太郎殿不淺御不便がり、淵底存知之事に候。只今は新太郎殿御隠居にて、淋敷御暮之事に候。舊好之儀に候條、歸京爲致申間敷哉、則手前取持可申候。二百石にて歸參爲仕候様にと御申候處、藤五郎申候者、思召之段近頃忝仕合に候。成程歸參爲仕可申候。乍去二百石に而は得進上仕間敷候。則彼家にて、京都之儒三宅可三三百石被下候。可三並に三百石被下候は、歸參可爲仕旨返答申、歸參之事止申候。此時分は拙者儀は上方に罷在候き。

一、廿一歳之春松浦平丞と名を改、御當地に被下、其時分より吉川惟足に出入仕、頓と稽古に通候に付、惟足方に而一閑も度々參會、其身世忤無之に付、養子仕度旨惟足と示談仕。其上私實父方へ申聞候者、平丞事養子にもらひ申度候。拙者儀當家の相濟候首尾、段々如此に候。上之事を計り申様に候へども、子細を不申候而者同心も有間敷候。當家之格、藝人之跡式、其子家業不熟に候へば減少之体に相見候。父に不相變勤候へば無相違被仰付體に見及候。平丞儀者家業拙者に劣申間敷器量を、惟足諸共に見立申請候事に候。然者拙者一生之後は、拙

者に被下之御扶持方・御合力金無相違被下置申歟、若又知行にも直り候は、拙者相濟候時分御内意之品も候條、三百石は可被仰付事候様に被存候。此段同心に候者申請度由申入候處、實父申候者、被申聞通委細致承知候。此者儀幼少より之首尾段々如此に候。於江戸見事一分之出身も可仕候へ共、達而所望之上、無比類御大家之儀、此方にも皆々存候條、左候はゞ差遣可申由内談相調、其上に而一閑方より相願、且惟足も御屋敷に罷越、前田駿河守殿迄内意申入、天和二年戌九月一閑願之通養子に被仰付、貞享元年子正月御目見申上、同二年丑極月被召出、於金澤二十人扶持被下置、當年迄十八年御奉公相勤候。

一、去々年一閑相果候以後、時節を以御慈悲を奉願、當年迄御奉公仕候内、母妻弟等も有之候へば、分に過候人數にて、何とも勝手難取續、最早於只今は勝手取續可申筋無之致迷惑候。私儀被召出以來、段々御懇に被召仕、且一閑儀永々病中も、御懇之御尋被遊、御厚恩之下にて天命を終、父子共に難有仕合。右冥加之爲、且は亡父私を養置候儀、子孫永く御家に相續仕、御恩之下にかくれ申度存念。第一は故肥後守様御口を被入候者之遺跡に候へば、靈社之冥慮にかけ候ても、いか様とも末永く御奉公相勤申度寸志に而罷在候。自然冥加に相叶、明日にも御慈悲を以遺跡被仰付、於江戸御扶持方・御合力金、一閑通に無相違被下置品にも候へ者、尤可申様無之難有仕合に候。乍去二十年に及び御家に罷在、御様子を見及候に、或者御

扶持方等被下置面々も、段々御知行に御直し被遊被下体に候。然ば若くは御知行に御直し被遊被下品にも候はゞ、一閑最初被召抱時分御内意之品も有之儀に候條、三三石被下置候へ者、於私過分之仕合難有儀に奉存罷在候。此段一閑最後迄も、か様之筋に相心得可能在旨申付相果候。私儀備前之手首尾有之段を申事に而は無御座候。子細は私一分之身を立候者、尤其筋をも立可申事に候得ども、只今は一閑爲名跡罷在事に候へば、其筋を立申筈にては無御座候。只一閑被召抱候以來之一筋を守申品に御座候。何分にも御慈悲を奉願罷在上は、被下物之品兎の角のと假初にも心頭にかけて可申儀は、冥加も空恐敷候へども、藝者之儀は親より減候へば藝に瑕つき申、取立之師家へ對し而迷惑に奉存品故、一身には過分之儀を心頭に含申儀に候。此段上邊之儀を、何と哉覽兼て奉計様にて、人臣たる身之冥加につき申事、無勿躰事に候へども、是ともは何とぞ不相變、御家に行末永く御奉公仕度所願にひかれ、よしなき事を申事に御座候。思召之程も千萬御恥ケ敷候。尤御披見之後御火中可被下候。

一、乍序御物語申上候。同氏貞之進儀、當年廿歳に罷成申候。幼少より私取立學問爲仕、近年學業も段々行渡り申候。此者儀者一閑實子之事に候へ者、大抵一通之奉公人に候はゞ、私養子之儀、此者を名跡に被仰付被下候様にと奉願事、世間並之事に候へども、藝者之儀は畢竟藝を以被召仕品に候。然ばいまだ若輩、藝未熟之者を、彼是と奉願筋は無調法之儀と奉

存候。私事世忤も取持不仕、たごひ此以後出生仕候而も、私儀最早四十歳に餘り候へば、私一生に藝丈夫に取立可申事無覺束事に候。然ば幸之儀、此者私世忤と相心得、藝人に取立、行々養子に相願候へば、いつからいつ迄も家業無退轉、相應之御用も辨候微忠之品に奉存、一閑存生之内父子相談仕、一閑別紙之遺書にも其趣認置候。此段も乍序御聞置被成可被下候、以上。

五月廿八日

田中左源太判

藤田内藏允様

五月。前田綱紀藩吏の勤務に關して諭す。

〔政隣記〕

今月諸役人中に御内意左之通。

萬端御役人共直々言上可仕事を、あなたこなた持廻り、透と間違申候。御役人共之身に仕候而は、人につかはれ可申よりは、御直之御奉公本望可奉存處、左様無之候は、所詮忠義之勵無之者に候間、向後急度可被及御沙汰候。此旨惣様は御内意之趣可申聞置候。油断候者、火急に曲言可被仰付者可有之旨、被仰出候事。

壬午五月 日

六月九日。前田吉德柳營に於いて首服を加へ諱を吉治と稱す。

〔政隣記〕

六月九日、又左衛門様御元服被仰付候間、今九日四時御登城被成候様、昨日御老中方御連名之依御奉書、今朝五半時御父子様同道御登城、九時過御下、直に御老中方御勤也。今日則御元服被仰出、正四位下左近衛權少將兼若狹守、御諱字御拜領、被號吉治公与、御熨斗・御吸物之上御盃御頂戴、御腰物二字國俊代七百貫御拜領。依之御献上物左之通。附御熨斗・御刀は御手自御拜領。

吉治公より 眞御太刀信房代金五百貫・黄金五十枚・御單惟子廿。

綱紀公より 御太刀一腰・綿二百把・白金百枚。

右爲御祝詞、翌十日諸頭出仕、位記口宣請取之御使、且御禮相兼御使御小將頭九里右近、同月廿八日發足京都に罷越。日光に之御禮不破彦三、副使林助太夫、御献納御太刀・金馬代、並彦三等に拜領物、其外諸式御目見之節同斷。

〔前田家雜錄〕

松平若狹守事正四位下少將被仰付候。口宣等之儀相調候様、兩傳奏衆迄可被申入候、恐々謹言。

六月九日

稻葉丹後守正通

秋元 但馬守喬朝

小笠原佐渡守長重

土屋 相模守正直

阿部 豊後守正武

松平紀伊守殿

〔徳川實紀〕

六月九日不時朝會あり。松平加賀守綱紀が長子又左衛門首服加へしめられ、正四位下左近衛權少將に叙任せられ、御名の一字給はり若狹守吉治と稱す。よて吉治より備前信房の太刀・金五十枚・時服二十さゝげ、御盃賜はり、二字國俊の御刀引出物し給ふ。

七月十日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

七月十日上使土屋相模守殿を以御國許に之御暇、翌十一日御禮。

〔徳川實紀〕

七月十一日臨時朝會あり。松平越中守定重はじめ參覲の拜謁するもの三人、松平加賀守綱紀就封の暇くださる。

七月十三日。町人の若狹屋と稱する屋號を改めしむ。

〔國事雜鈔〕

藩侯世子が若狹守となれるを以てなり

當町若狹屋と申町人之分は、家名をかへ可申候。就夫唯今迄はわかさや誰と申候得ども、今般家名を相改、何屋誰とかへ申候之間、可書上之由被仰渡候。尤かたに何町と書可申由に候、以上。

午七月十三日

八月三日。前伊豫西條城主一柳直興・金澤に歿す。

〔政隣記〕

七月三日金澤に而、御預人一柳監物殿死去、享年七十九。

七月三日は八月三日なり

〔政隣記〕

前記七月三日病死之一柳監物御宅に、翌四日本多安房守・奥村壹岐爲見分罷越、御横目二人も罷越。法號禪粹院殿脩空宗護大居士。同廿六日光岸寺に而葬式、野田山に葬納。町奉行二人・御横目一人・御歩横目・御歩・町同心與力寺中警固、足輕等相詰。御香奠白銀二百兩、御小將頭以西尾四郎左衛門御備也。

脩空は脩堂の誤

光岸寺は高巖寺

晦日法事、詰人如前日、御月番奥村壹岐參詣、于時九月廿二日右監物殿家來四人被召出、左

之通新知被下之。

二百石宛 高嶺十郎左衛門・崎田市三郎・齋藤八丞。

百石 崎田貞之進。

〔金澤古蹟志〕

元祿十五年八月三日曉七十九歳にて卒す。翌四日見届の上遺骸鹽詰となし、幕府伺の上埋葬の式ありたりとぞ。一柳家の菩提所は臨濟宗金池院なり。高巖寺は則臨濟宗、殊に折違町火災の節監物殿高巖寺へ立退れ、其頃住職普門和尚と契約の次第も有之に付、旁八月廿六日高巖寺に於て葬禮式營み、野田山へ埋葬し、同月廿九日、晦日の兩日法會執行、綱紀卿より使者を以て香典銀二百兩を備へられ、且葬送並法會諸入費共悉く賜りたり。

〔野田山墓表〕

元祿十五年八月三日、醜粹院殿脩堂宗護大居士。

閏八月廿二日。前田綱紀金澤に歸る。

〔政隣記〕

閏八月九日御發駕、同廿二日金澤御歸城。都而御例通に付略記。但信州才川洪水、丹波島に三ヶ日御逗留。

九月三日。中村久越の子久入遺書を認む。

〔國事雜抄〕

遺書

一、亡父久越儀、從中納言様、元和年中に自八幡被召寄、毎歲御在國中相詰於御前、御用等之御取次被仰付、度々御書等茂相調、先年西國に茂津田次郎左衛門同道に而、古筆御求に茂被遣、其上年來之御厚恩、殊當御代私被召出、不相替御合力之米銀被成下、難有仕合冥加至極奉存候。忝源六郎儀茂、如前々御在國之刻者、爲窺御機嫌被下候様奉願御事御座候。次圓鑑國師掛物、爲冥加此度指上申度奉存候。苦間敷儀御座候者、以御序御前可然様御披露被成可被下候、以上。

元祿十三年九月三日

中村久入 判印

三輪七左衛門殿

湯原源七殿

中村源六郎儀、於八幡社人に候哉、但侍町人之内に茂候哉、御尋に御座候間、委細可申上旨奉承知候。其段慥に不奉存候。地侍与申に而御座候哉与奉存候、以上。

十二月四日

湯原主膳

この源六郎
は久越の事
なるべし今
すこゝに附載

本多安房守様

十一月四日。重ねて生類憐みの幕府令を封内に傳ふ。

〔改作所舊記〕

覺

諸人仁愛之心有之様に、常々被思召候故、生類あはれみの儀度々被仰出候處、今度橋本權之助犬を損さし、不届に被思召、依之死罪被仰付候。彌人々仁愛之心に罷成候様、大身小身共に相守、末々迄急度可申合者也。

午十月 日

諸人彌仁愛之心に罷成候様、末々迄急度可申合旨、今度從公儀被仰出御覺書人御覽。依之寫指越之候條、被得其意、支配所之者共末々迄、嚴重被申渡御請可被上之候、以上。

壬午十一月四日

本多安房守

横山山城守

長 大隅守

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

十二月二日。鹿島郡七尾を所口と改む。

〔改作方雜留〕

一、七尾を所口と唱候事、元祿十五年十二月二日に改る。

十二月九日。金澤の手判問屋に自今手數料を與ふることを令す。

〔溫故集錄〕

當町手判問屋七人、先年は旅人御關所通切手乞申時分、旅人より請合賃を問屋共方に取候而、町奉行に及斷、通切手を請取、旅人の相渡候。然所寛文八年より、向後右之賃銀取申間敷由、年寄中より申渡指止申候。左候得者問屋共筆紙を費し、商賣にもつかへ申儀に御座候故、一人に五百目宛毎年被下之候。

十二月九日

湯原 主 膳

小塚 八右衛門

右は元祿十五年也。

按に寛文十一年六月越中境關所通行方定書に、金澤町・小松町・宮腰浦・今石動町・氷見町・城ヶ端町・高岡町・魚津町・七尾町之者共、右所々奉行人可爲過書事とある迄にて、他國旅人通行の過書を、金澤町奉行より出せる事は、右定書に記載なけれど、國初以來の流例なり

と聞ゆ。さて其過書をば俗に手判と呼べり。手判問屋は、他國旅人の過書を取次故に手判問屋と呼べり。

十二月。領内の村名を改む。

〔國事雜抄〕

覺

能美郡之内 只今迄は三ツ谷村 三谷村

石川郡之内 只今迄は西加賀爪村 西蚊爪村 只今迄は橋栗崎村 栗崎村

只今迄は大平寺村 太平寺村 只今迄は劔村 鶴來村

河北郡之内 只今迄は東加賀爪村 東蚊爪村 只今迄は表原村 俵原村

只今迄は平才村 平等村

礪波郡之内 只今迄は中の江村 中江村 只今迄は城ヶ端村 城端村

只今迄は鷺加嶋村 鷺嶋村

射水郡之内 只今迄は岩ヶ瀬村 岩瀬村

新川郡之内 只今迄は秋ヶ嶋村 秋嶋村

鹿嶋郡之内 只今迄は久ノ木村 久乃木村 只今迄は七尾町 所口村

鳳至郡之内 只今迄は西印内村 西院内村

珠洲郡之内 只今迄は南村 粟津村

右今度御領國御繪圖御上被成候砌、村名文字並捨假名等御改、向後文字唱共に相改候様に被仰渡候、以上。

十二月

御算用場

元祿十六年

正月二日。前田吉徳初めて年頭を賀する爲柳營に登る。

〔政隣記〕

若狹守様正月二日年頭初而御登城、於御大廣間年頭御禮被仰上、御着座御盃頂戴、御時服二御拜領、尤御引渡御相伴、御下四時過。且今日御老中方御勤之筈に候處、雪降候に付何も御勤可有御延引旨、御老中方被申由、大御目附中依御示談御勤無之。右御盃等之爲御禮、從相公様御馬廻番頭中黒六左衛門秀基に御使被仰付、正月十六日金澤發足、同廿六日江戸參着之處、同夜若狹守様御前に被召出、御口上御聞、公儀御使相濟。二月六日御請御直に被仰渡、翌七日發足、同十八日金澤歸着。

正月十七日。火災の際諸士の騷擾見物すべからざること諭す。

〔改作所舊記〕

今般當分火消役人々被仰渡候。火事に付當分火消之面々罷出候節、町中騷見物杯に罷出候に付、町奉行へ其段申渡候處に、子供等迄罷出見物不仕候様に可仕旨。品により愼之爲にも候間、急度申付者茂可有御座候。然共町之内に而は無之、侍町之内に而も罷出候儀も可有御座候。若從御前、騷申に付御尋も御座候はゞ、町方之儀はケ程に申付置候得ども、外之者共騷申儀も御座候旨申上に而可有御座旨、町奉行申聞候間、此段何茂申談候様に可仕候。尤も仰被出候筋に而も無之に付、急度は不申入候由御申之事。

右御月番山城守殿被仰聞候條、可有御承知候。御家來末々迄騷見物不仕候様に、御申付可有之候、以上。

正月十七日

二月八日。珠洲郡川尻村の皮多等、自今同郡以外の斃牛馬の皮を剥がざらるべきことを誓ふ。

〔改作所舊記〕

私共儀、鳳至郡之内甲村より珠洲郡迄之、斃死牛馬之かわはぎ取申所に、今般河北郡淺野村に罷在候かわた共より、鳳至郡へ入込申旨御斷申上候に付、段々御詮議之上、證據もなき儀申上、至極仕申候。然者向後珠洲郡一郡之分、斃死之牛馬之かわはぎ取支配可仕候。其外毛頭入込申間敷候。爲其御請上申候、以上。

元祿十六年二月八日

川尻村 かわた 久兵衛

同 七左衛門

同 孫兵衛

飯田村 次郎兵衛殿

右かわた共御請上申に付、奥書仕上之申候、以上。

珠洲郡十村 飯田村 次郎兵衛

生駒 傳助殿

今井源六郎殿

二月十四日。鳳至郡佐野村の皮多等、町野郷以外に於ける斃牛馬の皮を剥がざるべきを誓ふ。

〔改作所舊記〕

私共儀、鳳至郡輪嶋迄斃死之牛馬之皮はぎ取申所に、今般河北郡淺野村に罷在かわたより、御斷申上候に付、段々御詮議之上、證據も無儀申上、至極仕申候。然ば向後外筋は白米村より當目村を限、町野郷内不殘、斃死牛馬之かわはぎ取支配可仕候。其外毛頭入込申間敷候、以上。

元祿十六年二月十四日

佐野村 かわた 安兵衛

八兵衛

珠洲郡粟藏村彦三郎殿跡組裁許

鹿野村 恒 方殿

右かわた共書付上申に付奥書仕上申候、以上。

鹿野村 恒 方

生駒 傳助殿

今井源六郎殿

二月十四日。珠洲郡川尻村の皮多等河北郡淺野村の皮多以外に獸皮を賣渡さるることを誓ふ。

〔改作所舊記〕

乍恐御請申上候。

私共儀、御役皮指上殘皮之儀、先年より淺野村かわたへ賣渡申所に、近年脇賣仕申に付、淺野村かわた共より脇賣不仕様、跡々之通買可申旨、加州御郡御奉行様へ御斷申上候に付、各様御詮議之所、私共儀淺野村かわた共支配之者に御座候所に、左様に無御座候間脇賣可仕旨、申度まゝ申上候儀奉誤候。其上淺野村かわた共、私共皮をしめ賣仕候様に申上候所に、其時々相場を以賣申儀に御座候得ば、しめ賣と申儀に而は無御座候。私共勝手次第何方成共賣申様に無御座候故申上候。左候へば向後御役皮上申外殘皮、淺野村かわた頭へ其時々相場を以賣渡可申候。少も脇賣仕間敷候。爲其御請上申候、以上。

元祿十六年二月十四日

珠洲郡川尻村領 かわた 久兵衛

七左衛門

生駒 傳助殿

孫兵衛

今井源六郎殿

二月廿八日。河北郡より越中今石動に入る牽賣馬の米を現銀にて取引すべしことを命ず。

〔改作所舊記〕

御支配河北郡村々より、今石動に罷越候牽賣馬米賣買之儀、最前被仰越候通、彌向後現銀に買申様に百姓共の御申渡候旨、先頃被仰越候に付、一往及御報、則當町米商賣人共の右之通申渡候。此儀度々示談之上、現銀に相極候。此上に茂若下に而相對を以延賣に仕族有之、以後何廉申分等有之候而も如何に存、末々迄現銀之筋急度相立候様に可仕旨申付候。依之紛敷品等も可致出來与存候に付、吟味人相立、町場におゐて代銀夫々持參仕儀相改、若持參不仕分は町へ入不申、其外互方便之品等無之様爲致吟味、現銀に賣渡候様に申付候條、御支配村々牽賣仕者共へ、右之趣御申渡可被成候、以上。

二月廿八日

篠原主馬

長瀬湍兵衛様

永原權丞様

二月。白山々麓幕府領尾添村の寶代坊、白山神輿を奉じて江戸に上り開帳せんことを幕府の寺社奉行に届出づ。

〔改作所舊記〕

加賀國白檜神宮妙理大權現は、天神七代伊弉册尊御靈牀、日本男女之元神、天照大神御母

神也。人王四十四代元正天王養老元年越智大德泰澄大師開闢、凡今年に至て一千年におよべり。今度社頭再興之ため令開帳者也

一、金銅十一面觀世音菩薩

檜神宮妙理大權現之御本地

一、天池 不動明王

金劍宮白山第一皇子之御本地

一、地獄谷神躰地藏菩薩

加寶宮之御本地

一、神代卷養老元年白山大權現御神勅、泰澄大師之御筆

一、後奈良院繪旨 一通

一、錫杖並金剛杖泰澄大師御持物

此外靈物・靈寶有之。

右護國寺におゐて、來四月朔日より六月朔日迄開帳仕候、以上

未 二月

加州天嶺山白山寺 寶代坊

右芝増上寺に御入着被成、護國寺に而開帳。

江戸寺社奉行 永井伊賀守殿

阿部飛驒守殿

本田彈正殿

三月二日。白山の神輿將に江戸に赴かんとするを以て道途を警戒すべきことを石川・河北二郡の村吏に告ぐ。

〔改作所舊記〕

今般白山神輿江戸に御越に付所々に相詰候人々覺

鶴 來 鶴來村 又 七。 福留村 六郎兵衛。 野々市村 少左衛門。

地黃煎町 押野村 安兵衛。

大 樋 御所村 源兵衛。

森 下 南森下村 又 八。

津 幡 能瀬村 彌右衛門。 南中條村 六兵衛。 南森下村 太郎兵衛。

森 村 久兵衛。

竹 橋 中橋村 久兵衛手代一人。

俱利伽羅 中橋村 久兵衛。

但、津幡・俱利伽羅之内御泊・晝御休所未相知不申間、俱利伽羅に相極候はゞ、右津幡へ相詰候ものゝ内彌右衛門外は、何茂手代召連俱利伽羅へ相詰可申候。

右神輿當月五日に尾添村より金澤へ御出之由。若雨天に候へば六日・七日之内御出之由。別當

寶代坊被申候に付、吉野村甚七方より及注進候間、彌承合、日限並御泊り所・晝御休所等之儀、追而可申遣候。鶴來の者權丞、津幡・俱利伽羅之内に湍兵衛相越候間、可得其意候。先達而申渡候通、道橋危所有之、見届、早々爲直置可申候。

一、中宮村より俱利伽羅迄之内道筋有之村々には、手代並其村之儀は勿論、近在より肝煎等爲相詰置、諸事不作法無之様に、夫々急度可申渡候。

一、馬繼之宿々人馬無滯様に、其宿へ相詰候十村中可相心得候、以上。

三月二日

長瀬湍兵衛

永原權丞

右十村・山廻中

三月三日。白山の神輿奉迎に關する心得を郡奉行に告ぐ。

〔改作所舊記〕

今般白山神輿寶代坊供奉江戸御通に付御馳走之覺

當五日金澤雨寶院御止宿之筈に候。其外前後御晝休・御泊り所之儀者、先達而相知不申候間、當地町奉行に被示談、相知候はゞ先々奉行に早速早飛脚を以可被申遣候。右支配之内御晝休・御泊りに成候はゞ、寺社之内見計神輿被爲入候様可被申付候。自然相應之寺社無之候はゞ、

百姓家可被申付候。且又下宿一軒可被申付候。

一、御晝休・御泊り所々御宿主並肝煎一兩人、上下致着用、町端迄御迎・御見送りに可罷出候。
下宿之亭主は不及其儀事。

但、其所之肝煎一兩人程御宿へ相詰、御用承可申候。並御宿之縮等申付候様に可被仕候事。
一、人足三十人計、驛馬七疋程之由に候間、用意可被申付置候。但馬渡奉行として加州御代官罷出候間、十村・山廻之内一兩人差出可被申候。

一、御晝休・御泊りに罷成所々上下町端に、十村・山廻り之内被出、往來之者猥に無之様に可被申付候事。

但、神輿被爲入候御宿之前、往來之者笠を取罷通候様可被申付候。

一、御宿へ各之内被罷越、寶代坊迄挨拶可有之候。尤上下着用可有之事。

但、御用候はゞ可承旨被申付由可被相達事。

一、御宿之近所に、百姓・町人之内被見計、二・三人勤番可被申付候。若御逗留に候者、其間可爲如斯事。

一、御晝休・御泊り所、各之内打廻り諸事可被申付候事。

一、支配御郡方より見物人不能出様に可被申渡候事。

一、賄方入用之物無滯様に被申付置、尤に候事。

一、各支配所之内御通濟候はゞ、其段可被及案内事。

右之通得其意、夫々急度可被申渡候、勿論萬端被入情、無油斷可被申付候、以上。

未三月三日

前田美作

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

三月四日。白山の神輿尾添村を發し此の夜石川郡下白山に宿す。

〔改作所舊記〕

口上

今般白山神輿江戸に御越に付、天氣も宜御座候間、難所之内指急ぎ申度、依之明四日五つ時尾添村發出仕候。然者晝御休吉野村願成就宮入御、御泊下白山神前に而御座候。爲御案内如此御座候、以上。

三月三日

高野末寺 寶代坊

吉野村 甚七殿

佐良村 甚助殿

白山神輿尾添より三月四日御出、吉野へ晝九時御着宮にて、寶代坊も晝休八時過御立、下白山へ七つ時分御着、拜殿へ御入、白山神主之内式部・藏人、坂の下迄御迎に出られ候。寶代坊並御家來中も神主町に一宿、下宿三軒。拜殿に神輿之番は寶代坊之家來也。

一、寶代坊宿へ御着之上、家老分御郡奉行之宿へ案内之躰に而罷越、御郡奉行對面、其後御郡奉行布上下に而寶代坊之宿へ見舞候所、座敷之縁迄寶代坊迎送り有之候。委細之留帳は野々市福留に有之由、田井の留帳にあり。畧して寫也。

〔改作所舊記〕

元祿十六年三月四日夜しら山拜殿に御泊、開帳。

四月十六日。前田綱紀の子富五郎の諱を利章と稱す。

〔政隣記〕

四月十六日富五郎殿の御名乗字被進、利章と被稱。

右御拜領之儀、越後屋敷年寄中ね、伴七兵衛を以從富五郎殿被仰遣。依之爲御祝儀年寄中登城之處、御能見物被致候様被仰出、御料理等被下候。近江守源隨・素立軒奉書に而被召、右同事。

源隨は前田
直堅
素立軒は本
多政長

五月二十日。前田綱紀の子女將に石川郡粟ヶ崎に遊ばんとするを以て警

衛の法を定む。

〔改作所舊記〕

一、礮部村

御徒一人・足輕兩人可申付事。松波助左衛門。

一、二ツ屋村

礮部五十嵐新右衛門。

御休所四ヶ所

大河端島十郎兵衛。

一、三ッ口村

濱柴山藤七。

一、下大河端村

濱木村源五左衛門。

一、上大河端村

御歸之刻も、粟ヶ崎より大河端村迄人拂之儀、十村少左衛門・次郎吉・十

右衛門に可申渡事。

一、橋粟ヶ崎村

村田紋右衛門。遠見足輕事。

一、向粟ヶ崎村

栗田權丞。

一、本根布村

御徒一人・足輕一人。小野木惣右衛門。

一、大根布村

御徒一人・足輕一人。渡邊八郎右衛門。

一、五郎島村

人拂之事半右衛門へ可申談事。大野村森半右衛門。

一、御宮坂

黒津舟・遠塚之遠所に五人留仕、御徒一人・足輕兩人差置可申事。

一、荒屋村 長瀬湍兵衛朱星人拂。

一、大河端村兩村 人拂御出御歸共。

一、粟崎村 同 同斷。

一、磯邊村 同 前通。

一、三ッ屋村 一、三ッ口村 一、諸江村出村共 一、下安江村 四ヶ村、人拂御歸り刻、是

は御指圖次第御ひろひに而候へば可申遣事。

一、寺町村 一、松寺村 一、磯部村 一、沖村 四ヶ村、是も御歸之御ひろひ候へ者、

人拂之儀可申遣事。

右人拂仕刻は、火の用心能仕、兼而家々道具等縮可仕旨、其所請取人より可申渡候。人拂仕刻肝煎・與合頭に申渡迄に而は、若人残り候へば大事に候間、家々は裁許人廻り見届可申事。

一、御出道筋は、村々家々前日喰物燒置、御出之内火たき中間敷候。此儀は十村より可申付候。

一、瀉廻り小舟、瀉端へ出し置申間敷候。萬一舟引出、瀉へ乗出申者候へば大事に候。

一、引綱御用に候はゞ、白尾村久兵衛組下より出可申候。

一、とう網の事は粟崎へ可申付候。

一、當日死去送爲致申間敷候事。

御子様方廿一日・二日之内粟ヶ崎に御出之儀相延、廿五日・六・七日之内御出被遊候而可有之旨被仰出候間、御案内申入候、以上。

五月廿日

藤田内藏允

永井織部

笹原頼母

右定番頭衆より申來候。寫遣候條可得其意候、以上。

長瀬湍兵衛

永原權丞

石川・河北郡十村中

七月三日。犀川・淺野川暴溢す。

〔御聞書〕

一、同年七月三日淺野川・才川洪水、三・四日以來大雨也。淺野川小橋落る。新川除切る。田井口邊・材木町邊・關助馬場邊、板敷の上水溢引、觀音町邊も八幡川より溢來り、才川も大水成といへども、淺野川程には無之、兩川除島多流れ損ず。

〔政隣記〕

七月三日大雨淺野川洪水、小橋落る。十七ヶ年以前之洪水に一尺五寸高与云々。

七月六日。前田綱紀、徳川綱吉より初めて暑氣見舞の宿繼奉書を受く。

〔御年表〕

元祿十六年七月六日始て暑氣御尋の宿繼奉書來る。御禮の御使者、御馬廻頭高田十郎兵衛種

信を江戸へ遣さる。此以後御在國の節常例となる。

七月十一日。前田貞親小松城代を命ぜらる。

〔前田備前家記〕

小松御城代之儀御見合被遊候而、只今迄御延引被成候。先頃御儉約之儀に付、何れも僉議之趣尤被思召候。就其御城代早速被仰付度、備前など年齢・身代相應候へども、只今之御役儀候故、中間も不人故不被及御沙汰候。伊豫も月番等勤候はゞ、備前可被仰付哉と被思召候。其上病者、御用番勤も今春も成かね申候間、旁可然被思召候。病者とても、只今之御役儀御斷申上候も、人により申事に候へば、不都合被思召候。小松之儀はいかやうにもつとまり可申事と被思召候。尤御城代之外、人持兩人爲引越可被指置候。其外少々御役人之儀等、御城代御極に而可被仰渡候。備前内證不被聞召候而、不斗被仰付候も如何と被仰出候。

一、備前事、御前には相勤候事成可申事と被思召候へども、病氣之儀其身料簡如何候半哉、御内意之通何も示談、壹岐御用番之内、壹岐迄内意被仰聞事候間、備前へも壹岐迄御尊之通内意相傳、御請之趣可達御聽候。備前事只今其身より奉願候而御役儀御免除之儀も、病氣に候へば其通にも御座候へども、又絶而難勤程之躰にも無之候へば、御免除被成候而可被御快くは無之候。又御前より御心付候而御用捨之儀も、首尾如何に候。小松之儀は、最前左衛門、其後三左衛門相勤候。重き職に候へども、備前は御同姓、各別之者に候へば、右兩人之跡不相相應とは申者有之間敷候。左候へば只今之御役儀より、結句品も宜敷、於彼地御用も事多儀無之、乍臥も被相勤申御役儀に候へば、何様にも勤り可申候。病身之儀候間、追而は野外行歩之御用捨も御座候はゞ、養生にも成可申候。追而此御役儀も難成ほど病氣指重候而は、御免除被成候而も一段首尾能有御座候。此趣具承知仕、備前へもとくと可申聞候。

〔前田備前家記〕

大隅守殿 安房守殿 山城守殿 壹岐殿 伊豫殿 近江守殿 出雲守殿

口上之趣

私儀今日於御前小松城代被仰付、其外段々結構成被仰付、重疊難有仕合奉存候。早々以參上此儀可申上候へ共、明後十三日右之御禮可申上旨被仰付出候付而、夫迄は相扣可申由御用番

任御指圖、先爲御案内以使者申入候。

七月十一日

使者 長崎半兵衛

〔政隣記〕

七月十一日

前田備前貞親

小松御城代之儀先年被仰付候得共、中絶不被仰付、其方儀病氣に而毎日之勤仕難儀可有之候間、右御城代被仰付。依之御城附同心知三千石被仰付、都合一萬石に被仰付候。内二千石は與力知、千石は同心召抱可申候。此足輕之儀、自分用事にも可召仕候。早速引越申に而は無之候。今年は先罷越致巡見、御番頭等々申談罷歸、來年引越可申候。先達而被遣置候御城番之人持兩人之儀者、來春迄は被指置事に候。其外之儀は御書付御渡可被成旨御意。退去之處、於蔦之間、葛卷新藏を以美作迄被仰出。

備前儀只今被仰渡之通に候。依之越後屋敷に罷出候に及不申候。小松御城御用之筋に應、勤仕可致旨被仰出。

七月十四日。前田綱紀金澤を發し、廿五日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月十四日御發駕、富五郎殿津幡迄御送、同廿五日御着府。同朝若狹守様戸田邊迄爲御迎御出、七時前本郷御邸に御着。翌廿六日上使阿部豊後守殿。同廿八日御登城都而如御例。但御供奥村壹岐、松平壹岐守殿に依指合候に、御道中於丹波島に被相伺、丹波守与改名。

七月廿二日。能登の十村に命じ非人頭をして非人札を發行することなからしむ。

〔郡方古例集〕

未七月廿日傳助宅に堀勘左衛門被參被申聞候は、於能州定非人並所追出百姓に非人札出候儀、今般御發駕以前に奉窺候所 越中筋に茂右兩様類可有之儀与思召候間、由比孫兵衛致示談可申旨、御付紙を以被仰渡候に付、孫兵衛勝手相尋申候處、惣而越中筋に者非人札遣候儀前々より無之候間、左様に可相心得由、孫兵衛爲申聞候間、左候得者孫兵衛同事に可相勤旨被仰渡候故、向後非人頭に申渡、札渡候儀不罷成候間、此段御算用場奉行衆へ茂物語仕置申由、勘左衛門申され候事。

右之通に候條可得其意候。此書狀披見以後、早速先々相廻、落着より可相返候、以上。

元祿十六年未七月廿二日

生駒 傳 助

今井源六郎 不在合

七月廿八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月二十八日、月次なり。松平加賀守綱紀はじめ參觀の拜謁するもの五人。

〔御年表〕

廿八日御登城。奥村丹波惠輝・奥村伊豫有輝御供に而御目見。

十月。室鳩巢金澤に於いて義人録を著す。

〔義人録〕

奥子復は奥村脩運
谷勉善は小谷繼成
石愼微は石黒知幾

時秋積雨新霽。戶外履聲鏗然。出而迎之。則奥子復。谷勉善。及石愼微也。於是出義人録。相與讀之。讀罷繼之以泣。慨忠善之不祚。恨天道之無知。嗟理義之悅人心。嘆孟氏之不欺我。愼微曰。赤穂諸士。朝廷致之於法。而室子乃張皇其事。顯揚其行。並以義人稱之。其志則善矣。得非非立私議非公法乎。勉善曰。不然。昔孤竹二子。不聽武王之伐紂。而身距兵於馬前。今赤穂諸士。不聽朝廷之赦義典。而衆報仇於郡下。二子則求仁得仁。諸士則舍生取義。雖事之大小不同。然其所以重君臣之義則一也。是故師尙父。不諱以義人稱二子於當時。而其於武王之聖也。固無損焉。室子不諱以義人稱諸士於今日。而其於國家之盛也。亦何妨乎。夫義二

子者。不以爲非武王。義諸士者。獨以爲非朝廷耶。子復曰。雖然尙父一言于軍。而能使二子免左右之兵。室子空談于家。而不能使諸士免法吏之議。命也夫。三子者皆長吁而退。遂收其語于簡端。以告後之讀是錄者。

日東元祿癸未十月庚辰鳩巢室直清手書於靜儉齋

十一月朔日。御郡所に詰番の御扶持人十村に命じ毎月六次出勤せしむ。

〔廳事通載〕

算用場式日之外、一ヶ月三日宛前々より相極置、御郡方御用相達候得共、向後一ヶ月六日宛相極候間、御郡に詰番之御扶持人十村、朝五つより罷出可申候。自分不相詰、番代爲相詰候はゞ、猶更右之通に罷出御用相勤可申候、以上。

改作方御用出日

朔日 五日 十一日 十五日 廿一日 廿五日

右之通に出日相極、御用相達候儀に候得共、急節成御用も可有之、又は内意を以相達度御用之筋目も可有之儀に候。然者宅々に而可承届候間左様可相心得候。
右之通御年寄衆に申達候間可得其意候、以上。

元祿十六年十一月朔日

改作奉行 印

石川・加賀郡十村御扶持人中

但し此御觸、御郡々へ別々に相成、同文言に而相渡申候事。

十一月廿二日。金澤に地震あり。

〔金子氏覺書〕

十一月廿二日金澤大地震、同夜より翌朝迄度々也。

〔政隣記〕

同廿二日夜丑刻東都大地震、何も御館に罷出。御城廻等諸大名衆・町家・寺社等破損夥敷、死人怪我人多有之。右に付曉天七時過御出被仰出、廿三日朝六時過御出、御老中方並松平右京大夫殿・松平美濃守殿・本庄安藝守殿御勤。きめた之御馬に被爲召、御半上下御着用、御登城は無御座候。但廿三・四・五日迄、輕重地震一日に廿四・五度宛、廿七・八日廿度宛、依而廿八日御登城無御座様前日奉書到來。

〔政隣記〕

金澤も同刻に少々地震。

十一月晦日。江戸の本郷邸類焼に罹る。

〔徳川實紀〕

是月小盡
なり

十一月二十九日、けふ小石川水戸の邸より失火しけるに、風はげしく、八重姫御方の第宅より本郷の方にやけ行て、甲府の別業より東叡の山中にうつり、寮舎若干焼て、湯鳥天満宮・神田明神・昌平橋大成殿に及び、下谷池端・廣小路・筋違橋のうち・神田・淺草・鳥越にかゝり、兩國橋大橋も焼落、本所・深川・靈巖寺のほとりまでやけぬ。

十二月朔日、水邸に小笠原佐渡守長重御使し、宰相に金二萬兩。中將に屏風一雙、簾中に屏風一双・檜重一組つかはさる。また松平加賀守綱紀・若狹守吉徳・宗對馬守義方・藤堂大學頭高睦災にかゝりしをもて、おのゝ御使してとせ給ふ。

〔老翁雜記〕

一、同十六年十一月廿九日本郷御屋敷御類焼、御成御殿も同事御焼失。

〔御聞書〕

十一月廿九日申の後刻、水戸様御屋敷より出火、此方様御上屋敷並御中屋敷、不殘御類焼之事。

〔政隣記〕

十二月九日金澤に、去三日江戸之早飛脚到着、御上屋敷御類焼之儀申來。爲御機嫌伺、人持中は組頭宅迄、御使役以上は御月番宅迄參出。且此節押出候振廻・鳴物等可差扣儀に候旨、御

御中屋敷と
あるは衍な
り

月番安房守殿被仰聞候由御横目中演述。

十二月廿八日。前田吉徳袖留の儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月廿八日若狹守様御袖留、御額をも被爲直。依之爲御祝儀、相公様の御箱肴一種被上之。御熨斗目・御半上下に而御目見被遊。玉井勘解由御挨拶申上、御禮被仰上。右に付從相公様御饗應、御一門様等御出、於御大書院二汁七菜之御料理被進。御床之方若狹守様・前田隼人殿等御着座、御縁頬之方飛驒守様・長門守様御着座、御重引相公様御持參。御盃事之内本多彌兵衛殿を以、若狹守様の御刀被進、寶生大夫等小謠、終に養老將監仕舞仕候。右相濟、廿五日御拜領之御菓子御披、相公様も御出御頂戴被遊候。將又若狹守様附中に御料理可被下旨、俄に年寄中に被仰出、於御小書院御勝手被下之。其外在合候頭分以上に御吸物・御酒被下、御拜領之御菓子も被下之。

一、右御祝儀頭分以上御年寄中迄申上。

寶 永 元 年

正月二日。前田吉徳登營して初めて新年を賀す。

吉治は吉徳
の初名

公は綱紀

〔御年表〕

寶永元年正月二日吉治公御登城、始て御禮仰上られ、御盃御頂戴、御時服御拜領。依之御禮として、公御老中御勤。

正月廿一日。風水害によりて作毛を損する時は十村等の直に視察上申すべきを命ず。

〔改作所舊記〕

向後大風・洪水等之大變に而、立毛損毛仕所有之候はゞ、其時々損毛高御公儀に御斷被遊筋に付、是以後大變に而損毛地有之候はゞ、御高見圖早速御斷可申上旨被仰渡、畏奉存候。大變事有之刻、前々も其組々十村罷出見届置申事御座候。彌是以後者、早速罷出、大圖見分仕書上可申候。勿論百姓之心立惡敷不成様、相心得可申旨畏奉存候。惣而變事有之、損毛仕候而も、御見立等之儀は、秋に至損毛高之多少により僉議仕事に候へ者、右御斷之儀者乍憚別筋与奉存候。

一、洪水之砌、川除・用水堤損所崩等有之候はゞ、大分之儀は其刻間數見届、書記御注進可申上候。並潰家勿論、溺人等洩不申様書上可申候。

右之通御郡之十村共々、合點爲致置可申与奉存候、以上。

申正月廿一日

十村御扶持人共

右近年は川除・用水堤・山崩等くづれ口大公儀に御書上被成候旨、御同地方損毛は書上り不申候。元祿十六年之秋、俄に御書上可被成旨、江戸より被仰渡候得共、御見立相濟ざわにて候故、とてもものに極り高御書上可被成由にて、極り高御書上被成候。然ば向後は其時々書上可申旨、御改作御奉行又太夫様・仲左衛門様・孫左衛門様、其外不殘御揃被仰渡候に付、御口上承候へ而は存入違申候間、向後之心得之旨書出置、十村中も常々心得仕罷在、觸等出不申候共、其時々書上可申旨被仰渡。則如此書上候へば、此通尤に候、十村中可申談旨、次郎吉・少左衛門被仰渡。御分國十村中ね申談、判形取置申候。

正月廿八日。前田吉徳初めて柳營に月次出仕を許さる。

〔參議公年表〕

正月廿八日。江戸。此日吉治公御登城、向後月次之御出仕被遊宮の由云々。

〔梅花無盡藏〕

一、正月廿七日秋元但馬守殿より聞番被招呼、近藤治右衛門罷出候處、若狹守様月次御出仕之儀、兼而御願之通式日佳節朔望廿八日可有御登城旨。依之重而聞番芝山彦三郎を以、明廿八日より初而御出仕之儀被仰達候。

二月十一日。前田綱紀、安藝侯淺野吉長の女窈姫を養ひて子とすることを許さる。

〔政隣記〕

二月十一日、備後守様淺野御息女窈姫様御養子に御願之通被仰出候段、今日秋元但馬守殿より御奉書來。十三日頭以上被御弘有之。

二月廿三日。石川郡湯涌村の橋梁を架する材木を下賜せられんことを出願す。

〔改作所舊記〕

乍恐御斷申上候。

- 一、長三間半 幅六尺之橋一ヶ所 湯涌村中
- 一、長四間 幅六尺之橋一ヶ所 同斷
- 一、長三間 幅六尺之橋二ヶ所 同斷
- 一、四ヶ所

右私共在所之中四ヶ所之橋材木、元祿四年に御斷申上、御林之内に而栗之木拜領仕、橋懸直

窈姫は前田綱紀の外孫

し申所に、今程くさり損じ、湯治人等危御座候に付、今程も御林之内に而粟之本拜領仕度本
存候へども、御林に橋に懸申木無御座候。然者近在百姓居屋敷廻に御座候粟之本見立置申候
間、御慈悲を以御郡打銀を以御買上に被成、被懸御意候様に御申上被下候はゞ忝可奉存候。
橋懸申儀者百姓共自分に可仕候、以上。

元祿十七年二月廿三日

湯涌村 肝煎 小兵衛

上野村 十右衛門殿

與合頭 九兵衛

三月十七日。八丈島の宇喜多氏に米穀を贈與するの許可を幕府に求む。

〔内藤恥叟藏文書〕

覺

一、七拾俵

白米 但四斗入

右於八丈嶋浮田一類共々、去年米七拾俵指越候處、於豆州下田津波に而致流失候由、彼嶋御
代官小長谷勘左衛門殿より被仰聞候。依之今般重而如斯遣申度存候、以上。

申三月十七日

五月九日。加賀藩の老臣横山任風卒す。

小長谷勘左衛門の代官
元祿十三年よ
り寶永七寅
に至る故に
本文は寶永
元年のもの
なり

〔改作所舊記〕

横山山城守殿五月九日卒去、町方鳴物等三日遠慮觸あり。御家中は急度被仰渡には無之、頭々被仰談候由、御郡方には御郡奉行より觸出す。

五月十四日。町人の屋號又は商品の名目に加賀の語を用ふるを禁ず。

〔國事雜抄〕

前田綱紀の
加賀守たる
を以てなる
べし

町方に加賀屋と申家名有之間敷事に候。若右之家名有之候者、向後遠慮可致候。勿論町方のふれん又は看板等に茂、諸色名目に加賀と申字有之分、指止可申旨被仰渡候、以上。

申五月十四日

五月十五日。前田綱紀の養女窈姫江戸の加賀藩邸に移る。

〔政隣記〕

五月十五日窈姫様御引移爲御迎、藤田内藏允・黒坂左兵衛被遣、七時過御供仕罷越、足輕五人召連、途中より段々御案内申上。

同日頭以上爲御祝詞御帳に付。前日御道具等來。

五月廿一日。江戸本郷邸外の井に狐の溺死するものありしを以て、幕吏

その事情を調査す。

〔菅綱紀〕

不申候の次
脱文歟

寶永甲申元年五月廿一日夜、本郷邸外天澤寺前の街亭井へ狐落入候。御番人足輕見付、割場奉行岸勘太夫へ案内申候。勘太夫並駒込邸御横目堀平馬罷越、様子書記達御聽候。生植御憐之儀に付、公儀御徒目付檢斷之筈に付、聞番戸田清太夫より及案内候處、廿一日御徒目付本多又兵衛、淺野理左衛門罷越、狐は何れに居申候哉と相尋候に付、井中に有之段申候得者、夫に而者養育之專は無之候。不叶迄茂早速引揚遂看病候筈に候。其儘有之候而、拙者共參り揚可申この儀に而は、一圓譯立不申候。依之先狐を引揚、醫師を招き寄、此時分犬醫師とて鳥獸の御醫師あり。爲致見分、療治に不及之旨申候故に、狐は箱入にし邸内に埋申候。諸兩人申候は、此趣にては拙者共檢使に參候專無之候。最初何故引揚不申候哉、誰人之指圖に而其儘指置候哉と、足輕共を吟味仕候。小頭申候は、此邸に罷在候横目熊谷半助・聞番芝山彦三郎、ケ様之儀致裁許候處、半助は忘中、彦三郎は病氣に付不罷出候。依之足輕裁許岸勘太夫へ案内仕候。勘太夫は駒込の邸に罷在候故に及延引候。其上火事之後に付、井中より取揚候道具も近所に無之、旁遅々に及中段申入候處、兩人申候者、彦三郎病氣に付不被罷出この儀は聞え申候。半助忘中に付早速指圖不被致事は難心意候。且又宰相様御屋敷に、ケ様之道具無之この申分も難心得候。兎角半助は逢可申旨

に付、半助儀は親の忌中故に、公儀御用は猶更憚多候間、罷出間敷旨申候處、公方御前の罷出候は憚りも可有之候。此等之儀に遠慮は難心得候。拙者共請合候間可被罷出候旨申候付、半助罷出候處、種々六ヶ敷事共申懸、其上に足輕四人に口狀書爲調候。儲廿九日夜御老中秋元但馬守殿より、聞番呼に參、芝山彦三郎罷越候處、御申渡候は、廿一日夜井内へ狐入申候始末、被仰付様不宜候。御徒目付言上之趣埒明不申候に付、大御目付中僉議に而茂事濟不申候。若年寄衆相談に而茂事濟不申候而、御老中方へ御僉議に而、畢竟被達上聞候。番人共口問御書出可有之候。但不及縮候。廿一日以來、但馬守方に此儀之御届有之哉与申來候。依之晦日堀平馬・千秋孫兵衛・岸勘太夫を以御吟味に而、足輕共口問判形之書付指出候。六月朔彦三郎を以但馬守殿へ被遣候。但馬守殿より申來候は、口問書付之趣、御徒目付より出し申候書付符合仕、宜敷御座候。但奥書無之候而は如何に存候。御家老中奥書に而可然旨申來候。依之足輕四人、先割場奉行へ御預被成候。廿二日平馬・勘太夫遂吟味、入御覽候紙面と、御徒目付好之候間引直候文言とは、様子相違有之候。依之今般但馬守殿へ被遣候口問書付は、兩人好に而調候文言とは、ふれ不申様に念入申候。

右狐一卷に付候而は、畢竟足輕歟又は御役人之内、死刑に不被行候はねば、公儀表濟不申様子に候。毎々生類之儀にて、歴々衆も多重罪に及申候。同三日但馬守殿宅へ相公様被成御座、

御直談有之候。狐之儀に付急度思召被仰入候体に而、其後沙汰無之、足輕も御免被遊候。誠に御仁厚之一件に候故、首尾記于是。

五月廿八日。在獄中病死したる者の罪は之を問はざるべきことを定む。

〔袖裏雜記〕

公事場奉行言上書付上之。己後於籠屋病死仕候もの之儀者、重罪・輕罪共に不及貪着候。假令其御刑法、以附札申渡候而も、家財等其外にも何之差別茂無之、莞角右之通貪着無御座旨、公事場奉行申候。然者病死之者之儀者、御刑法伺申候に不及儀と致僉議、其趣に書載申候。爲御心得申進候、以上。

五月廿八日

安房守

出雲

美作守

丹波

伊豫

五月。改作奉行等十村の職務に關する心得を諭す。

〔司農典〕

申合儀共覺

一、十村組下不殘度々相廻候儀者、役用に相搦、存様に難廻候はゞ、度々相廻候儀者、子共並手代相廻し、弱き村に自身透々相考、度々相廻、村成立候様諸事に心を付、無油斷可申付儀に候。左様に相心得廻り申十村も有之由、尤成儀に候事。

一、河端之村々、常々心懸、崩申所に自普請を以川除仕、自分に籠抔調ふせ、常々に川作直り申様に、其組十村より村々肝煎・組合頭に毎度申付可然。口塞に、一通之觸之様に申付候而は、不罷成儀に候。近年御物入多有之、川除御普請並被下籠等も難被成候。加州之内にも左様之心入に而、小籠は物入候に付、竹に而大籠に仕候得者、入用纔に而きゝめ宜候由申候。

行當り以下
誤寫あるべし

竹有之村は、自分之竹に而籠を仕、伏申所有之候。惣而河端之儀は、行當り御田地崩口指除、度々より落込申、崩口に川除仕候得共、惣川落込申時は、何を仕候而も存候處、河作直申様に仕候得ば、自ら連々に川崩口も除申様に成候事。大河抔は左様に不罷成候得共、左様之所は又水下も多候間、常々心を懸、第一にも自普請に而は難成事も可有之候得共、水下も多筈に候所、心懸尤に候。惣而肝煎・組合頭能合點仕、心持第一に候事。

一、公儀ねよしかゝり候様に、少も百姓相心得候得者、皆々自分〳〵之様に罷成候。公儀御勝手之儀及承候間、跡々年々御介抱に而、凶年も取續居候間、向後は御無心不申上、御貸米

杯も段々に不殘指上申覺悟可仕候。且亦定作食も、積物連々に少く、畢竟米納に可仕候。自分く之身代成立候様、常々心懸可申事。兎角肝煎・組合頭・十村、常々無油斷心懸不申候得ば、不罷成儀に候事。

一、他國とは違、御國者御改作結構成儀、忝御法を御立被成候。唯今御勝手不相調時分、別而御恩を報じ、第一自分持高之かげに而渡世いたし候得ば、今生第一後生之爲にも、兎角御貸米等返辨いたし、借不申様に情を出し可申事。

一、先祖より之持高、他人に切高仕候儀は無念之事に候。田島作様者手入考次第、米・雜穀等出來無限候間、村肝煎・組合頭自分同名中迄教、結構成御改作御法之しるし、今年杯之順氣年心改、一村宛茂公儀御苦勞に不罷成様に可仕事。

一、御扶持人組下之儀は、平十村之組下よりは諸事願事等も念を入可申候。平十村組は御扶持人吟味仕、御扶持人十村之組は自分迄支配仕候得ば、能相心得可申事。

一、度々被仰渡有之事に候得共、人間は不覺慾にまがり申事多有之候。親類縁者目懸之者手前、榮耀無之様可仕候。其上右之者共、組下普請等請取にいたさせ申事不宜候事。

以上

申 五 月

改 作 奉 行

是月は大盡
なり

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月晦日御暇之上使稻葉丹後守殿七時過御出。御料理御斷によりて葛切・御吸物等出。

七月四日。前田綱紀、徳川綱吉より初めて暑氣見舞の使者を受く。

〔御年表〕

七月四日上使御使番赤井平右衛門を以て暑氣御尋、檜重御菓子御拜領後後御在府の常例となる。

七月八日。本郷邸を御假家と稱するものあるを止め、御殿と言はしむ。

〔政隣記〕

御假家といふは元禄十六年十一月廿九日の災後未だ本建築を爲さざりしが故なり

七月八日玉井勘解由御横目中の申渡、御上屋敷御作事を御假家与書上候。尤字は違候得共、御借宅之様に相聞え候。惣而御假屋与唱間敷事に候。段々御仕立被遊、當分は可被成御座与被思召由被仰出候間、何茂に寄々可申聞置旨被申渡に付、名目如何可申哉与相尋之處、御殿与申可然与被申聞、一統に申談有之。

七月十一日。前田綱紀登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

七月朔日御暇の御禮御供揃候得共、御不例に付御斷。十一日御登城御禮。

〔御年表〕

七月十一日御歸御暇の御禮として御登城、奥村丹波惠輝・奥村伊豫有輝御供にて御目見。

七月廿五日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

〔政隣記〕

七月廿五日御發駕、八月九日金澤御歸城。於御道中、名立驛名立寺へ初而御晝休。此度御長物奉行溝口七太夫・和田權五郎・寺嶋貞右衛門・玉井藤左衛門、三十里に而代々寺被仰出。

八月七日。白山神輿將に領内を通過せんとするを以てその待遇方を諭す。

〔改作所舊記〕

白山神輿、明八日小松より金澤雨寶院迄御入候旨、御用番美作守殿被仰渡候。加州御郡本行は、御歸城御用に津幡に罷在候。小松より當地迄之内御晝休所も知不申候に付、中村四兵衛明日罷立候間、御晝休所相知候はゞ中村四兵衛に可相達候。

一、人馬等無滯様に裁許可仕候。

一、川々之儀者、川越人足等見計、無滯様其組十村裁許可仕候。

この白山神輿は尾添寶代坊のものなり

去春は元祿
十六年三月

- 一、道中急度掃除と申儀は、俄之儀成間敷候。宿並村々、むさきもの取除、掃除可申付候。
- 一、途中に而神輿御通に行合候者、笠を取、脇に除申様可申付候。
- 一、神輿御通濟候者、組々十村より、中村四兵衛に宛所にて書付出可申者也。

八月七日

御算用場

石川郡御扶持人・十村中

朱書如此候處相延候哉左之留あり。

白山神輿今般就御歸座、明五日朝五時過當地伏見寺御發出、寶代坊奉供奉、同日下白山御止宿、明後六日吉野・佐良之内に而御晝休之由に候條、去春神輿御出之節、夫々支配御馳走之趣、美作守殿より御紙面御渡候に付、今般も爲心得寫遣候間、得其意、諸事手づかへ無之様可申付候。拙子儀も明朝鶴來村迄相越候間、可得其意候。

一、御泊所・晝御休所に、肝煎共見計爲相詰可申候。

一、見物人之儀、不罷出様猶更可申付候。

一、繼人馬之儀承合、是又無滯様可申付置候、以上。

九月四日

永原權丞

八月九日。前田綱紀金澤に着す。

〔御年表〕

八月九日御歸國。御禮の御使者今枝民部を江戸へ遣さる。

八月十六日。石川郡の十村等今年服務すべき傳馬に關する意見を上申す。

〔改作所舊記〕

轉馬は傳馬

御所替衆轉馬大分之儀に御座候へ共、只今迄跡々相勤申通、其手寄くわ御郡馬相詰申候。

當年之儀は上下より大分御通被成候に付、轉馬次所之近在迄に而は、相勤申儀難成御座候。

其上御收納時分に向中に付、ひしと御收納つかへ可申与奉存候に付、石川郡・河北郡之儀、惣

御郡わならし候而、百姓片落到迷惑不仕様に可仕与奉存候。

一、宮腰・本吉馬之儀者、惣而相勤不申候。御郡方御支配之儀は、在々共に不殘人馬出申候。

兩所石川郡之内に御座候得共、跡々少分之時勤不申格に仕、相勤不申候間、ケ様之大分之時は相勤申様に御相談被成可被下候。

植田は埴田
なるべし

一、御所替等之刻は、寄馬所わ近在より相勤可申旨、御算用場より被仰渡候處に、水嶋・柏野
わ、能美郡より土室組計罷出相勤申候。向後ケ様之節は、寺井組・植田組も相勤可申儀奉存
候。石川郡は寄馬仕所三ヶ所に而御座候。能美郡は一ヶ所に而御座候故、石川郡之三ヶ一な
らでは相勤不申候。常も石川郡は御參勤等相勤、御城下故人馬多出申候。能美郡はケ様之節

迄に御座候。常は人馬多御用に立不申候間、此度寺井組・植田組、水嶋に相詰申様被仰付可然奉存候、以上。

申八月十六日

田井村 次郎吉

福留村 間兵衛

野々市村 少左衛門

村井村 與三右衛門

御郡奉行宛所

覺

一、今般上下より御所替衆大分御通、御郡馬莫大に當り、中頃御所替衆御通之節、御極之宿々近在之馬迄爲寄申候得ば、第一水嶋村近在別而迷惑仕に付、畢竟宿馬不足は在馬出可申旨御書出に付、只今迄詰來候福留村土室組之外、水嶋村に能美郡寺井組・植田組も詰馬仕相勤申様に可被仰付哉之旨奉伺候所に、御僉議之上水嶋村に、寺井一組増候而爲詰相勤可申旨被仰渡、奉畏候。

一、先年は所々御藏より濱出し米多御座候に付、石川郡組之遠近を考、何之御藏より御米出申時は何之組何步役と、与々歩付相極、十村共紙面先年上之置、其上に而相勤來申候。御參

勤御用之馬も右之格を以相勤申候。今般御所替衆大分之儀に付、御郡馬先年濱出し米歩付之格を以、馬割符可仕与奉存候。尤馬無之所、又は遠方より馬出し不勝手之所は、百姓共夫々相對に而、馬雇出し來中候。是以今般御所替衆入用之馬も、同事に可仕与奉存候。尤右之通に仕置候而、過不足之儀は、御參勤馬に而指引仕事御座候、以上。

申八月十八日

田井村 次郎吉

野々市村 少左衛門

村井村 與三右衛門

福留村 間兵衛

御郡御奉行

御改作御奉行

八月廿七日。大聖寺侯前田利直金澤に來る。

〔御年表〕

是月廿七日大正持飛驒守殿利重金澤へ御出に依て、御迎の御使者大小將菊池源兵衛武包を小

松の御旅宿へ遣され、新番頭篠原刑部長忠を以て御肴一種を進ぜらる。是日御登城二丸橋爪御門内まで御

乘駕、御装束は半袴也。三の丸御馬廻番所筋の幕、石川門與力番所足輕頭一、御奥書院に於て御饗應、三

是月は八月
利重は利直
の誤

河北門與力番所には足輕頭岡田喜六郎、各長柄・持鎗等を飭り、自分紋の幕打せ置候す。

九
御刀備前長光代金二
十枚一腰を進せらる。御供の御家老生駒頼母・村井主殿、組頭深町平左衛門、

竹の間に於て御料理下さる。二汁七菜也。小將の輩は裏御式臺の脇にて御料理被下、二汁五菜也。
徒者以下は鐵炮稽古所に於て赤飯等被下。

九月朔日。先に幕府の發したる酒造に關する令を領内に傳達す。

〔改作所舊記〕

覺

一、當中寒造酒分量之儀、元祿十丑年酒造米五分一積可限之事。

一、當暮寒作之外、新酒一切可爲停止候。年内若新酒商賣仕者於有之は、僉議之上可爲曲事
事。

一、來酉年、右酒造米高之外造懸之儀、可爲停止事。

一、前々より人茂存、造酒計家業に仕來候所々は、書付を以御勘定所に相伺候而、丑年酒造
米高三分一積可造之事。

一、新規之造酒屋、彌可爲停止事。

右之通諸國共に堅可相守之、所々奉行・御代官、私領は地頭より入念相違無之様、幾度も改之
急度可被申付候。爲御救被仰出候間、能々可有吟味候、以上。

申八月 日

稻葉丹後守殿に聞番御招、酒造米之儀に付而御書付御渡被成候間、此趣彌堅可申渡旨被仰出候に付、右御書付寫指越候條、被得其意、支配所中急度被申渡、御請可被出之候、以上。

甲申九月朔日

本多安房守

前田美作守

長瀬湍兵衛殿

永原 權丞殿

九月廿八日。領内に命じ村名及び社寺・城址・名勝等の來歴を届出でしむ。

〔改作所舊記〕

御尋之品覺書

一、村名、並御郡付之宮寺、或古城跡、或山川・竹木・潟池・人家・田島・岩石によらず、いにしへよりゆらい有之儀、惣而諸色共にいさい洩不申様に書上可申候。入不申儀者、此方に而捨可申候間、不依何不殘書上可申事。

九月廿八日

右は御郡御奉行長瀬湍兵衛様御取次に而被仰渡候、田井留帳にあり。

十月十二日。白山々麓十三ヶ村加賀藩の製鹽を購入することを許された
るを以て、その買受けの方法を約す。

〔改作所舊記〕

白山麓十三ヶ村御鹽買請可申員數目録

鶴來御鹽百五十石割

一、十二石五斗	風嵐村
一、四十九石	牛首村
一、二十九石	嶋村
一、二石五斗	下田原村
一、五石五斗	鶴ヶ谷村
一、三石	深瀬村
一、四石五斗	釜谷村
一、一石五斗	五味嶋村
一、七石五斗	二口村
一、八石	女原村

一、十一石五斗 瀬戸村

一、三石 荒谷村

一、十二石五斗 尾添村

ノ百五十石

右御鹽十三ヶ村買請申候判鑑

風嵐村 源右衛門

牛首村 理右衛門

同 村 五郎兵衛

嶋 村 新右衛門

同 村 八左衛門

下田原村 孫兵衛

(下略)

右御國御鹽買請申度旨奉願候處、鶴來に而百五十石被爲仰付被下候。就夫御鹽買請申儀は、先規之通村々勝手に買請申様被爲仰付可被下候。則御鹽問屋は、村々御鹽高割目録共、私共判鑑遣置申候。私共方より買に遣申付分、切手之判形に御引合被成候而、若相違之儀御座候者、御鹽御渡被成間敷被仰上可被下候、以上。

寶永元年十月十二日

嶋村 新左衛門

鴫ヶ谷村 與三右衛門

釜谷村 太郎右衛門

鶴來村 又 七殿

十二月五日。前田吉徳柳營に上り徳川家宣が將軍の繼嗣に定まりたることを告げらる。

〔政隣記〕

吉治は吉徳の初名

十二月五日、前日依御奉書吉治公御登城之處、公方綱吉公御養君に、甲府中納言綱豊公を被爲成、家宣公与御改、西丸に御移之旨被仰出、急御使富田勝左衛門を以被仰上。六日發出、十一日金澤到着申上。且御老中方より之宿次御奉書、十日夜到來、同夜年寄中等登城、右御奉書表於御居間拜見被仰付、翌十一日御使役以上登城、御月番左之通演述。

昨曉御奉書到來、今月五日甲府中納言様御養君に被仰出候由申來、目出度御儀被思召候。此段何も可申聞旨被仰出。

右御奉書御請使、御馬廻頭神尾主殿被仰渡、十四日發足、御祝儀之御使人持組津田玄蕃に同月十五日被仰渡、同廿一日發出、同日御時服三・御羽織二拜領、且十五日御能見物も被仰付。

玄蕃儀、元祿年御家老被指除候處、江戸表には病氣之旨被仰遣候。此度病氣合本復、御使之由被仰出。但玄蕃翌正月五日江戸着、二月二日金澤歸着。

十二月廿一日。前田吉徳登營して徳川家宣が將軍の養嗣子となりたるを祝す。

〔政隣記〕

十二月廿一日吉治公御裝束に而、五時過御登城、御養君に御祝儀被仰上。御供年頭之通、布衣白張。

十二月廿九日。前田吉徳前髪を撤するの儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月廿九日、於江戸、若狹守様御前髪被爲執候儀、秋元但馬守殿に被仰遣候間、御取可然与之御指圖に候而、歳暮御登城、御歸館以後御前髪被爲取、來二日年始之御登城可被遊旨、從御國以御書被仰遣候處、今日御登城之内本多彌兵衛殿御越、但馬守殿・稻葉丹後守殿にも、可然思召候由御内意之由に付、御登城御下、御前髪被爲取候。御櫛役吉岡權兵衛勤之。頭以上熨斗口、平士服紗小袖・布上下着用。在合之人々に御祝之赤飯・御吸物・御酒被下之。

但御國に以御飛脚被仰上、翌正月十日到着。御祝儀御使、御馬廻使役眞田治兵衛被遣、翌正月廿二日金澤發足。

是歲。加賀藩の内外に於いて所領を給する寺社を調査す。

〔御國他國寺社領〕

元祿十七甲申曆改御國他國寺社領

二百二十三石二斗五升 曹洞宗 寶圓寺 金澤

内 九石六斗五升元和二年御檢地打減

五百石 同 天徳院 金澤

内 二百石大藏大輔様より被寄之

三百石 同 瑞龍寺 高岡

五十石 桃雲寺 金澤

内 十八石七斗七升屋敷高

五十石 同 繁久寺 高岡

五十石 永傳寺 高岡

外 二十三石五斗六升六合出分知御代官裁許

五十石 瑞龍寺塔頭 東漸院高岡

三十石 同 林洞庵高岡

三十石 龜占庵高岡

三十石 法性庵高岡

四百石 曹洞宗 總持寺能州

內 三十石 總持寺塔頭 芳春院能州

二百石 淨土宗 如來寺金澤

六十石 時宗 玉泉寺金澤

外 米十二石年中月次料

百石 濟下 傳燈寺河北郡

五十石 日蓮宗 經王寺金澤

百十一石五斗八升八合 眞言宗 長樂寺 俱利迦羅

五十石 同 永久寺金澤

二十俵地 同 慶高寺 越中一宮

四十俵地 同 菅原兩社僧 能州

外 五十俵修理料

百五十石 同 石動山 天平寺 能州

二十石 同 大岩山 日石寺 越中

百石 小松天神 松雲庵 能美郡

百石 下白山 總長吏 石川郡

三町 黑津舟神主 河北郡

但、高々四十五石

内 一町は修理料御代官納

六十俵地 埴生神主 礪波郡

二百石 一向宗 勝興寺 越中府

右之寺社方定免高下御座候。引免有之刻は御引足被下候。

二百十一石一斗一升 日蓮宗 妙成寺 能州瀧谷

但、瀧谷不殘地方にて被下候。

十二石三斗九升 濟下國 泰寺 越中西田

二十石 曹洞宗 永光寺 能州酒井

六石八斗地子米

同

光禪寺

越中氷見

三十俵地

同

海門寺

能州鹿島郡

十五石七斗五升

靈泉寺

同府中郡

外 七百八十二步、高 \times 三石二斗五升八合

右寺門前寺内島方

二口 \times 二十九石八合

十石

同

蓮江寺

能州輪島

外 四石五斗出分寺に收納仕候

二口 \times 十四石五斗

二十俵地

同

金峯寺

能州鶴岡

二十石

眞言宗

安居寺

越中安居

二十石

同

大福寺

能州宮木

十俵地

同

寶泉寺

能州道下

三十俵地

同

吠木山

法住寺

能州

十二石五斗

同

安養寺

能州徳田村

百俵地 同 法福寺越中

六石七斗九升二合 同 二上山 養老寺越中

百俵地 立山 蘆峯寺越中

百俵地 同 岩峯寺越中

二町 寺中兩神主 石川郡

但、高ノ卅六石五斗八升二合

三十石兩神主被下分

内 六石五斗八升二合先年出分御代官裁許

十二石五斗 稻荷神主 高岡

六十七石三斗三升三合三勺 下白山神主中 石川郡

三百五十石 一宮神社主僧能州

二十俵 所口兩神主 能州

五町 高勝寺 珠洲郡

神主大宮

但、高ノ七十五石

内 廿五石は修理料

右之寺社方村高の内を以て地方にて被下之。

米 百二十石

東照宮御入用 金 澤

一ヶ月に十石宛

内 二十石

神 護 寺 金 澤

兩御佛殿御入用

同 十一石五斗

波 着 寺 金 澤

正・五・九月御祈禱料

同 九石五斗

寶 幢 寺 金 澤

右同斷

同 五石

明 王 院 金 澤

右同斷

御切米 七石五斗

天徳院御墓番

道 清

同 七石二斗

同 斷

祐 玄

同 六石八斗

同 斷

珍 西

他國寺社方

米 大坂にて渡る

百 石

高野山 天徳院

内 八十二石四斗七升五合

内八十二石
餘とあるは
加賀藩より
の支出なり

大藏様より被遣

十石三斗一升

飛驒様より被遣

七石二斗一升五合

米 金澤にて渡る

三十石

京 愛宕 長床坊

同 大津にて渡る

五十石

城州 薪 酬 恩 庵

同 大坂にて渡る

八十二石四斗七升五合

紫 野 芳 春 院

同 今津にて渡る

三石

江州今津曹澤寺

三斗五升

同竹生嶋花王院

右何も現米

知行

百五十石

江戸上野常照院

外金百五十兩

知行

五十石

八幡法童坊

百二十石五斗七升五合

伊勢御師福井土佐

百二十俵所

伊勢堤大夫

右定免高下有之、引免は御引足被下。

知行

十石五斗

同二見大夫

但越中礪波郡淺地爲神明領被下、村免五つ二歩の二つ定免にて、二見大夫は被下、御引免等之指引無之由、則二見家來相越支配仕旨。

寶永二年

正月二日。前田吉徳登營して新正を賀す。

〔御年表〕

寶永二年正月二日吉治公御登城、西丸へも御登り、年始御禮あり。前田權佐等御先に相詰る儀、此度より止。

正月四日。前田綱紀、本多政長・前田孝貞二人の乘輿のまゝ、城内一部に入るを許さしむ。

〔袖裏雜記〕

素立軒、源隨乘輿之儀に付、兩度之紙面令披見候。橋爪迄之儀者先例無之由候間、甚右衛門坂通り三丸腰懸之口の外迄、乗物可致免除候。廣式に罷出候時分者、數寄屋敷之門橋際迄乘輿可仕候。但玉泉丸橋之儀に而者無之候。土橋門之内腰懸之前に有之、六尺計之橋之儀候。若又河北門・石川門登城候はゞ、一之門より内二之門之外迄可致免除候。右之趣今日可被申聞候。先日も申候通り、老躰之儀、殊々様之雪中、ふとけがも有之候得者、壯年と違即病根にも罷成物候故、兩人達者に者候へども無心元存、右之通乗物免除仕儀候間、宜敷被相心得可

得被申聞候、以上。

正月 四日

宰

相

猶以被申聞候趣者、兩人共每度登城候處、下乘より程遠、老躰如何敷被思召候に付、右之所迄乗物御免被成候由可被相傳候、以上。

正月廿一日。石川郡吉野村の民、同郡木滑關所の沿革を上申す。

〔改作所舊記〕

石川郡木滑村御關所、先年吉野村領に御座候。御關所始り申は、寛永十八年に而御座候。寛永十八年より正保元年迄御奉行無御座候。足輕衆迄に御座候。正保元年四月右御奉行として前田平左衛門殿御越被成候。然所に寛永元年御關所木滑村領に被遣候。同七年前田平左衛門殿御勤被成候。

一、寛文八年より同十年迄

北村 八兵衛殿

一、同 十一年より延寶六年迄

富永傳左衛門殿 但是より一年代りに成申候

一、同 七年

堀 助左衛門殿

一、同 八年

中村 源太郎殿

一、天和元年

古江彌左衛門殿

一、同 二年	古澤豐左衛門殿
一、同 三年	山本加助殿
一、貞享元年	本保孫八殿
一、同 二年	福嶋五郎八殿
一、同 三年	不破三平殿
一、同 四年	中 彌八郎殿
一、元祿元年	水野孫進殿
一、同 二年	橫山喜太夫殿
一、同 三年	山内權八殿
一、同 四年	福田市左衛門殿
一、同 五年	別所半六郎殿
一、同 六年	澤田市進殿
一、同 七年	笠間孫平次殿
一、同 八年	山岸七郎齋門殿
一、同 九年	山田新五殿

一、同 十年

山路九郎兵衛殿

一、同 十一年

津田 小源太殿

一、同 十二年

前波儀右衛門殿

一、同 十三年

多羅尾長太夫殿

一、同 十四年

寺内木曾齋門殿

一、同 十五年

板垣茂左衛門殿

一、同 十六年

横山 帶刀殿

一、寶永元年

櫛田 兵藏殿

右木滑村御關所始り、並御奉行御代り書上申候、以上。

寶永二年正月廿一日

吉野村 甚 七

正月廿四日。藩吏等江戸及び京中使の事に關する諮問に應ふ。

〔温故集録〕

江戸京中使等之儀御尋

覺

一、江戸中荷持

十間町

出日毎月 九日・十九日・廿九日

右五・六十年以前より立置申候。荷物集所十間町に相立申儀は、元祿十年より御座候。同十三年より、御荷物一貫目迄は賃銀不被下持參仕候。最前初之年號相知不申候。

一、江戸三度飛脚 尾張町

出日毎月 四日・十四日・廿四日

右元祿六年より相立申候。荷物集所尾張町に立申儀も、右之時分に御座候。元祿十三年より、御荷物一貫目迄は賃銀不被下持參仕候。

一、京都中使 御門前町

出日毎月 五日・十日・十五日・廿日・廿五日・晦日

右五・六十年以前より立置申候。荷物集處御門前町に相立申候儀は、元祿四年に御座候。御荷物三貫目迄は賃銀不被下持參仕候儀は、最初より之極に御座候。年號相知不申候。

右品々人々爲渡世願申に付、承届立置申候。外に役銀等之儀無御座候。京都中使は、先年より御荷物三貫目迄は賃銀不被下持參仕來候間、江戸中荷物三度飛脚も、京都中使之通に可有御座物と、會所奉行僉議之上に而申渡候處、左候はゞ一貫目迄は賃銀不被下御荷物持參可仕由申候に付、右之通に相極申候、以上。

正月廿四日

湯原 主膳
小塚 八右衛門

正月廿八日。小松町奉行の沿革に關する諮問に應ふ。

〔小松舊記〕

小松町奉行被仰付候人々

寛永十七年被仰付、同十九年九月迄留帳に相見ね申候。

内藤 清兵衛

寛永十七年被仰付、正保元年九月迄留帳に相見ね申候。

今枝 與右衛門

寛永二十年正月より萬治二年九月迄留帳に相見ね申候。

淺野 藤左衛門

正保元年十二月より萬治二年六月迄留帳に相見ね申候。

神戸 藏人

萬治三年六月被仰付、寛文二年十一月迄相勤申候。

原田 又右衛門

寛文二年十一月被仰付、同三年二月迄相勤申候。

鹽川 安左衛門

寛文三年二月被仰付、同十二年七月迄相勤申候。

久津見 忠兵衛

寛文十二年被仰付、延寶五年正月迄相勤申候。

西村 兵右衛門

延寶五年正月被仰付、貞享元年六月迄相勤申候。

山崎 作左衛門

貞享元年六月被仰付、元祿三年八月迄相勤申候。

村 小左衛門

元祿三年八月被仰付、同十二年三月迄相勤申候。

長瀬善右衛門

元祿十二年三月被仰付、同十六年八月迄相勤申候。

青木勘七郎

寶永元年十月被仰付候。

寺西十左衛門

右留帳を以相考書記致進上候、以上。

正月廿八日

寺西十左衛門

御算用場

二月七日。前田綱紀、前田直堅より利家の着用せる脚半を献納したるを謝す。

〔舊藩遺文〕

尙々御脚絆一品者令返納候。愈以可被致秘藏候、以上。

先日者高德院殿陣御脚絆二品被差越之、従前々所持之旨令承知候。殊更由來茂慥成儀申候條、右之内一足留置申候。高德院殿御鎧に副置可申与、別而本懐之至候。寔心入之段不淺存候、謹言。

二月七日

宰相 綱紀

前田近江守殿

〔舊藩遺文〕

高德院殿軍中令着給御脚絆二雙。芳春院殿授賜于予祖三左衛門直之。自以來當家相傳焉。今茲也寶永二年乙酉二月二日。備于相公羽林閣下英覽。玉井勘解由爲申次。傳來之由緒等預顧問。同七日一雙被留置于公所。一雙返賜之。剩御白筆之消息。加慰勸御詞。永可爲家珍之山蒙嚴命。古人藏先王之衣冠。爲陵寢之主。則是亦服飾之一物。可謂尊公威靈之存者歟。可仰可崇焉。子々孫々永藏。爲家門之鴻寶云。

寶永二年乙酉三月 日

從五位下守近江守菅原朝臣直堅 拜記

二月十一日。江戸及び京中使の沿革に關し當業者等再び諮問に應ふ。

〔温故集錄〕

就御尋申上候。

一、私共中荷持と申儀は、先年江戸大使与申候而、荷物多く持參仕者八人御座候處に、其後少々荷物持參仕、中荷持と申者六人出來仕候。然處に九年以前御斷申上、御當地と江戸に荷物集所相立、右兩手合一所に罷成、十四人仕相勤め、其時分より惣而中荷持と名目申來候、以上。

九年以前は
元祿十年

寶永二年二月十一日

平松屋 伊右衛門

町御奉行所

〔温故集録〕

就御尋申上候。

一、私共三度飛脚と申儀は、毎月三度宛飛脚を出し、御當地・江戸之間、御狀箱並少々之御進物等持參仕、御届可申上旨、最初願上申に付、江戸三度飛脚と申候。其後出日に三駄宛荷物持參仕度旨奉願、相勤申候へ共、今以三度飛脚と名目申來候、以上。

寶永二年二月十一日

山崎屋 三郎右衛門

水口屋 彌右衛門

〔温故集録〕

御尋に付申上候。

一、私共上方中使与申儀、先年は大使と申者、大分之荷物持參仕申候。其外に中使と申者御座候而、書狀並少々荷物等、京都・御當地之間中使仕申候處に、廿ヶ年計以前より、段々大使は退轉仕申候。然處に十五ヶ年以前御斷申上、中使荷物集所相立、八ヶ年以前より毎月六度宛出日相極置相勤、今以中使と名目申來候、以上。

十五年以前
は元祿四年

寶永二年二月十一日

安田屋 忠 三 郎

六八二

町御奉行所

〔温故集録〕

覺

一、江戸中荷持人數十四人 荷物集所 十間町

右五・六十年以前より、江戸大使と申名日に而、發足之日茂相定不申、荷物多集り次第持參仕候處、其以後少分之荷物に而も請取罷越候者御座候。是より中荷持与名日附中由に御座候。

今程大使と申儀は無御座候。元祿十年より以來發足之日限相極、一月三度宛罷越申候。

一、江戸三度飛脚人數十三人 荷物集所 尾張町

右元祿六年より相勤申候。最初は御家中より遣候書狀、並干肴等之輕き品迄請取、一月に三度充持參仕候に付、三度飛脚と申由に御座候。其以後御家中之荷物三駄迄は持參仕候様に申付候。

一、京都中使人數廿二人 荷物集所 御門前町

右五・六十年以前より、大使と申名日に而、發足之日も相極不申候。荷物多集り次第持參仕候處、其以後少分之荷物に而も請取持參仕候者有之、其より中使と申旨に御座候。元祿四年よ

り以來發足日限相定、一月に六度宛罷越申候。今程大使と申儀は無御座候。

二月十一日

小塚 八右衛門

湯 原 主 膳

右は寶永二年也。

三月四日。葛卷昌興能登の謫所に歿す。

〔政隣記〕

三月四日能州流人葛卷權佐昌興死、年五十。御歩横目二人罷越見届、塚上毎夜有火光之異怪云々。

三月十日。大聖寺侯前田利直將に加賀藩を通過せんとするを以て老臣よりその取扱方を諭す。

〔改作所舊記〕

飛驒守様江戸に御參勤に付、往還筋所々に而奉行人勤方覺。

一、往還筋舟渡・步渡川々、水出之様子相考、増舟川越之者出可申候。道筋押立たる掃除等は
不仕、むさき物取ちらし不申様、奉行人支配切に可申付事。

一、御泊・御晝休所共に、其所支配之奉行人、町端迄罷出可申候。御旅宿之亭主並肝煎、上下

着仕町端の罷出可申候。御止宿之内、諸事御用之品々手づかへ不申様、裁許人立置、爲賣上可申候。且又所々奉行人御旅宿の罷出、御供之年寄申迄、御用等御座候者可被仰付旨可申入事。

一、驛馬渡所極置、支配之足輕爲相詰、爲致裁許可申候。御郡方は十村・山廻一人宛出置、裁許いたさせ、手づかへ不申様可仕事。

一、所奉行之外、御郡奉行之儀者、支配之内御泊・御晝休所内、一人宛相詰可申候。町端の罷出可申事。

右之外御泊・御晝休所、並御道筋宿々に而、諸事不作法無之、火之用心等縮之儀、前々之通其所之奉行人申付候様可被申談候、以上。

乙酉三月十日

本多安房守

松平内匠殿

奥村市右衛門殿

〔改作所舊記〕

今般飛驒守様下通江戸の御通に付、御年寄衆より之御覺書別紙寫相越候條、御支配に相當る品可被得其意候。

一、人馬員數之儀、先達而送紙面可參候間、其趣を以可被申付候。

一、御止宿・御晝休所に而、搗米並馬大豆・錢等、所に依り手撫申所も可有之候哉御聞合、若手問申首尾に候はゞ、餘宿より才覺仕候様可有御申付候。

一、御年寄衆御覺書之外、萬端滯無之様可有御申付候。御通濟次第、御支配之趣如前々書付御調可被出之候。御判形候而先々御廻、落着より可被相返候、以上。

三月十二日

御算用場

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

飛驒守様御道筋御領國所々御奉行人に、被下物御座候はゞ御斷可申上候。人足等骨折候付而被下物之儀は、大藏大輔様御通之格之通相心得候様可申渡旨達御聽候條、被得其意、右之趣夫々奉行人に可被申渡候、以上。

酉三月十二日

本多安房守

松平内匠殿

奥村市右衛門殿

三月十五日。小松馬廻組脇田喜八郎の女金澤に逐電し搜索の士等騷擾す。

〔政隣記〕

三月十五日。小松御馬廻二百石脇田喜八郎政富女今夜逐電す。金澤波着寺門前横山求馬家來岩田庄助宅に有之。是小松足輕清水次郎右衛門子伴右衛門与云者、此女与密通盜出し、庄助宅に隠れ有之候處、此事相知れ候に付、喜八郎より段々申越候得共、女相返不申候。依之同月廿八日石黒知左衛門・其子左兵衛・中村治兵衛・中村市丞・森口伴七郎・石黒善左衛門・河合惣九郎等申合、庄助宅に推掛相尋候處、此所に不罷在旨強而斷候得共、家内致點檢候處、遂に見え不申、各空手に退候。此節何も鍵・薙刀等を携越候。此儀いまだ年寄中は不被承候處、翌廿九日被仰出候者、ケ様之事年寄中早速承届不申は、油斷千萬に候。御家中末々迄嚴重に相尋候様被仰出候處、右女九里右近長家之内へ隠し置候儀相知れ、小松喜八郎方は伊豫より申遣、喜八郎四月四日罷越に付、右近宅に而御横目熊谷半助・永原藤七郎出座、娘相渡す。伴右衛門禁牢、追而梟首。其弟殺害。且知左衛門儀役儀も被仰付置候處、若黨牀に對し不都合成首尾、未熟之仕形に付、御城下及騒動。依之同月十三日閉門被仰付。其外之者共逼寒被仰付候。庄助者無御構、其子は追放、喜八郎は閉門被仰付。

〔袖裏雜記〕

小松御馬廻脇田喜八郎娘、三月十五日夜より不相見、逐電之牀候處、浪人清水伴右衛門と申

者密通に而、右娘を金澤に連越、横山求馬家來岩木庄助と申者の預候得共、右之様子承り候付、同月廿二日に娘儀庄助宅を爲立退候處、同月廿八日右庄助方へ罷越候儀喜八郎承り、嫡子彌三右衛門・次男常右衛門其外一類之内數人、庄助宅へ罷越、娘を出候様理不盡に申候趣、夫々達御聽。右に付庄助宅へ罷越候人々名前伊豫より申渡、御小將頭を以石黒知左衛門へ尋候。夫々知左衛門申聞候付、御咎之趣左之通。

役儀被召放閉門

此三人父子共逼塞

石黒知左衛門

脇田喜八郎

同 彌三左衛門

岡田金右衛門養子 岡田常右衛門

森口伴七

中村治兵衛

同 市丞

石黒善左衛門

河合惣治郎

中村市右衛門せがれ 中村五郎左衛門

此五人逼塞。此被仰出御加筆に、遠慮はかく存候、逼塞可然候。逼塞者、知行は收納いたし、閉門同事之模様候。

三郎家來 高井藤八

菊池源兵衛家來 松江喜八郎

岡田常右衛門養父岡田金右衛門も逼塞仕罷有也。分而被仰出無之と相見。

三月十六日。大聖寺侯前田利直金澤城に登る。

〔御年表〕

是月十六日飛驒守殿利重、御參勤の路次金澤に御止宿、御登城御對顔あり。

三月。前田綱紀使を遣して徳川綱吉及び家宣の陞任せるを賀せしむ。

〔御年表〕

三月將軍家右大臣に御轉任、家宣公大納言に御轉任に依て、御祝儀の御使者御馬廻頭佐々木左兵衛定賢を江戸へ差上らる。

四月廿八日。加賀藩當年の收支豫算を計上して借銀辨債の方法を講ず。

〔袖裏雜記〕

御借銀多故年賦之御僉議有之に付、一ヶ年之御所務並上納銀高、且又御遣方共中勘圖り、西四月廿八日御算用場奉行紙面之内。

是月は三月
利重は利直
の誤

一、二十五萬千七十七石

御收納米並御貸米取立共、前五ヶ年平均に仕、一ヶ年御藏入米高。

一、六萬石

御詰米高六萬五千石之内五千石は古米に罷成、書立申時分欠米引。

〆三十一萬千七十石

前年御收納米之内所々御詰米。

内

五千十三石

御知行出御藏返米、但前五ヶ年平均に仕一ヶ年當り。

二萬七千七百三十石

引免引高不足米給人に迄被下分、五ヶ年平均に仕一ヶ年當り。

四萬四千三百十九石

御扶持方並御下行米一ヶ年分、但中勘圖り。

一萬五千四百五十二石

鹽手米一ヶ年分。

百四十九石

御下臺所並搗屋渡り米一ヶ年分。

二千五百四十四石

索麩並海苔取代米、御鷹巢被下米、御飼鳥餌米、且又非人飯米共一ヶ年分。

六萬五千石

御詰米、但翌年計立申時分欠米共。

一 萬石

御領國中御貸米願申時分爲入用餘米。

三萬三千七十五石

江戸御廻米、但運賃共。

十萬七千七百九十石

大阪御登米、但運賃共。

一、千九百三十五貫五十目

江戸御廻米高三萬三千七十五石之内、運賃並船破損海中捨り

米・濡米等前五ヶ年平均に仕三千二百石、且又彼地御寺方へ被遣米百五十石共引、殘而二萬九千七百七十石御拂代、石六十五匁宛中勘圖。

一、五千百十四貫七百二十五匁

大阪爲御登米高十七萬七千七百九十石之内、運賃並船破損海中捨り米・濡米等、前五ヶ年平均に仕一萬三千百六十石五斗、

且又彼地御扶持方御合力米千六百三十四石五斗共引殘而九萬二千九百九十五石御拂代、石五十五匁充中勘圖り。

一、二十八貫二百十五匁

江戸御廻米大阪爲御登米、藏入之時分米改申損米、並升廻極不足分、船頭より出申欠米、前五ヶ年平均に仕、右江戸御廻米大阪爲御登米に相當る米高六百三十二石之内、百四十二石

大阪藏入米持賃引、殘而四百九十石御拂代銀、但右兩所御拂米値段圖りに仕。

一、三千八百四十二貫二百十三匁 諸方御土藏上納銀一ケ年分。

一、四十六貫五百五十目 江戸御土藏上納銀一ケ年分。

一、七十六貫九百七十一匁 江州御知行米代並夫銀等、且又御貸銀返上共、京都御土藏上納銀一ケ年分。

一、一萬四千四十二貫七百二十三匁

内

八千六百六貫八百目 御國・江戸・京・大阪御遣方、前五ケ年平均に仕一ケ年分。

十九貫二百目 辻次郎左衛門爲替敷銀二百貫目、一ケ年分利足。

千二百八十四貫五十四匁 御國・江戸・京都御借銀高一萬九千二百六十貫八百十四匁元銀

〔 〕年々年賦に御返濟一ケ年分。

御拂方一、九千四百十貫五十四匁

入拂指引仕一ケ年分殘銀

千六百三十二貫六百零九匁 不時御入用並御成御入用御拂方に可能成銀。

閏四月三日。石川・河北郡の十村等才川・淺野川より分支する用水に付き
上申す。

〔改作所舊記〕

才川筋町川除之内より取申用水之覺

一、くらづき用水 覺源寺近邊より取込申候。

一、大野之庄用水 傳馬町之内より取込申候。

一、増泉用水 雨寶院之前より取込申候。

一、中村用水 前田頼母殿御下屋敷近邊より取込申候。

一、大豆田用水 地藏院近邊より取込申候。

淺野川筋町川除之内より取込申用水之覺

一、淺野用水 小橋之上より取込申候。

一、淺野中嶋用水 廣誓寺近邊より取込申候。

一、七ヶ用水 堀川町端より取込申候。

右所々用水口、川除並水門、先年より御普請御會所より被仰付候、以上。

壬四月三日

田井村 二郎吉
御所村 源兵衛

閏四月廿四日。郡奉行等諸寺に下附する心松伐採の監督を山廻に命ず。

〔改作所舊記〕

神護寺・寶圓寺・天徳院・如來寺並兩末寺に相渡り候眞松伐に罷出候節、山廻り差添可申候條、時々右寺院拙者共方に被及案内候様に、寺社御奉行に相達置候間、向後此方指圖次第爲剪可申候。兩末寺之儀も見合札は取上申候得共、札に無構山廻附爲伐可申候間、可得其意候、以上。

壬四月廿四日

長瀬湍兵衛
永原權丞

石川・河北郡山廻人々宛

閏四月。金澤城内に蚘蛇出づ。

〔政隣記〕

閏四月蚘蛇御城下に出顯、一は御本丸下堀上路邊に横はる。大概長四丈計、其色白。一は石川御門一・二之門石垣下、其色青有光、首似猫云々。

五月。越前勝山藩主小笠原信辰加賀藩の領内を通過して江戸に赴かんと

するを以てその取扱方を諭す。

〔改作所舊記〕

覺

大學諱は信
辰

被寄置本の
ま、

一、小笠原大學殿北國通江戸の御越に付、今月十七日越前勝山發足之旨に候。就夫御領國之内御泊・御晝休所、先達而大學殿御家來罷通可相極候條、可得其意候事。

一、宿々人馬之儀、先達而大學殿御家來より可申越候條、左候はゞ被寄置、手つかへ無之様に可被申付候。則馬渡奉行疋田半平・野村甚丞・小倉勘七、小松より新川郡迄、段々馬渡所支配仕罷越候様に可被申渡候。左候はゞ末々手寄之十村・山廻之内、又はサがれ等にて一・兩人宛罷出有之、右三人指圖を請致才許候様に、是又可被申付候事。

一、川々船渡所増舟並歩渡、川々河越増人足被出置、十村・山廻之内一兩人宛、羽織迄着仕罷出、無滯様に可仕旨可申付候事。

一、手取川水多出候はゞ、湊通御越之儀も可有之候。左候はゞ増舟等被申付、舟渡所の本吉・湊肝煎二・三人宛、羽織迄着仕罷出、無滯様に可仕申付候事。

一、大學殿愛本通御越に而有之候哉。然共御家來等若入膳通罷越候儀も可有之哉。此筋川々歩渡可危躰之所有之候はゞ、御郡奉行見計候而、川越人足少々指出置候様可被申渡候事。

一、御領國中往還道筋、大學殿御通前廉一通掃除仕置、御通之刻は掃除人不罷出様に可被申付候。但道通むさき物取ちらし有之分は、道番人目に立不申様に見廻り取候様、是又可被申付候事。

一、町々宿々等御通前廉、是以一通掃除仕置、御通之刻は掃除人は不罷出様に可被申付候。御旅宿之前通砂敷申儀者、御宿より之御馳走に候間可爲各別候。其外町通砂など敷申儀有之間敷候。みせに而商賣常通仕、不作法成躰無之様に、是又可被申渡候。家々亭主土之上に罷出蹲踞仕候儀無用之事。

一、御領國中御通之内、何方によらず男女家々に集、又者道路に立留り、見物不仕様に可被申付候。金澤其外町方御通之砌は、先々ね末支配足輕少々被出之、不作法に無之様に、是又可被申付候。但目に立候様に警固等を出申儀者無用之事。

一、大學殿御家來、馬形又は舟渡・川越等の對し、若非分など申懸候共堪忍仕、早速其所之宿主罷出裁許いたし、申分無之様に可仕旨可被申付候事。

一、大學殿御旅宿勿論之儀、下宿等も掃除仕、賄方可入品々者致用意置、手づかへ無之様に可仕候。御宿主は上下着仕、町端ね可罷出候。其外家老宿、又者町年寄・町肝煎、町端ね不罷出様に可被申付候事。

馬形は馬方

下宿は下々宿なるべし

一、米・大豆其外諸事賣物、高値に無之、有來る通之値段にて賣候様、木賃に而者手搦無之様可被申付候事。

一、御泊・晝御休於所々、錢並搗米・味噌・馬大豆、其外わらんち・馬之くつなぎ之類は、御泊之宿々之外に而も少々集置、不自由無之様可被申付候事。

一、炭・薪之類、是又其所々商賣不自由無之様に可被申付候事。

一、御泊・晝御休所々宿々、浦方より生魚持主、常之直段に賣候様に可被申付候事。

一、旅籠拵様之儀、大概心得にも可罷成候間、上宿之様子小松肝煎等より承合、下宿段々早速書付送り候様可被申付候事。

一、大學殿御通之刻、道筋等々各罷出候儀無用に候。御泊並晝御休所々御着之所、御宿主々申合置、其所々奉行人、郡奉行爲御馳走、當所相詰罷在候、結句御六ヶ敷可被思召こ、罷出候儀相扣申候。何に而も御用之儀可被仰聞旨申由、大學殿家老迄、御宿主申達候様に可申談候事。

一、諸町奉行並御郡奉行等不罷出筈に候條、假令大學殿より被下物有之共、斷申入、受用被仕間敷候事。

附、大學殿宿主、其外御家來之宿仕者、又者其所々罷出用事承候者は、被下候物等之品は可申請事。

この上宿下宿は街道の上下をさすなり

一、何方によらず御領國道筋御通之刻、行列之内入込、又者御國之者不作法乗打等不仕、御泊・晝御休御旅宿前に而、致下馬相通候様に可被申渡候事。

一、大學殿御通前、御泊・晝御休所御旅宿、諸町奉行・御郡奉行被見届、掃除等不宜敷候はゞ、可然様に可被申付候。若又御泊・晝御休所俄に替り、外之宿々に成申儀も有之候はゞ、早速御宿拵仕、手づかへ無之様に被申付、勿論其趣夫々宿々申遣候様可申渡候事。

一、御泊・晝御休所火之用心、急度申付候様可被申付候事。

被召出本の
ま、

一、金澤に而若御休候はゞ、御宿見計可然所可被申渡候。自然御休無之、以御使者御届有之候はゞ、急度使者宿被定置、町奉行被召出御口上承可申聞旨挨拶、尤其段可被及言上事。

一、津田太郎左衛門御關所へ罷出には及間敷候。前々御代官衆、又者江戸御勘定方御役人衆御通之格に相心得、與力羽織・袴、足輕羽織着仕、番所之下罷出、作法能伺公仕罷在候様可被申談候事。

右之通被得其意、末々示談可有之、此外相洩申儀も有之候はゞ、何茂能様に宜敷可被相計候、以上。

五 月

本多安房守

松平内匠殿

六月廿八日。徳川綱吉の生母桂昌院先に薨じたるを以て金澤城下の普請鳴物を停止せしむ。

〔政隣記〕

六月廿二日、桂昌院殿一位尼公薨去、御年七十九歳。本姓本庄宮内俊孝女。將軍綱吉公御生母也。右に付普請鳴物遠慮。金澤に同廿八日告來、普請・鳴物七月三日迄遠慮。翌廿九日御使役以上、爲伺御機嫌登城。但御不例に付御使、組外番頭笠間又六郎・原十郎兵衛廿一日發足。御悔使人持組前田大膳七月朔日發足。御機嫌御伺之御使御馬廻篠嶋平左衛門同二日。

七月四日。前田綱紀金澤を發し、十三日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月四日御發駕、十三日江戸御着。十六日上使土屋相模守殿御出。公方御服中に付引渡等も出不申候、御茶・たばこ迄出之。上使御供には茶・たばこも不出之。御退出後爲御禮御老中方御勤。八月七日御登城。同十三日公方様忌明。但此節公儀御忌中に付、御待請御客並御附使者等斷可申達旨、桶川驛より被仰下。但兩御隣様並本多彌兵衛殿並は御殘、其外御退出。御殘之

御面々にも御菓子迄出之。若御好候者精進御料理出し可申候様被仰出。暮頃各御菓子迄出之。當九日朝信州善光寺御發駕之時分、溝口七太夫組御歩渡邊八郎左衛門御茶辨當之鍵取落し、漸尋出、同夜田中御旅館迄持參指上候處、不沙汰千萬被思召候、御國に相返、急度閉門可申付旨被仰出。村半藏・吉木與右衛門方より以紙面申越。右紙面八郎左衛門十四日夜七太夫宅に持參に付、急度閉門被仰付候段申渡、翌十五日以書付申渡候段御月番に達。

八月十一日。當年豐作なるを以て百姓の米穀浪費を戒めしむ。

〔司農典〕

覺

一、當年作毛出來宜候。就夫に百姓共、後之無考むざ与給失、且又當米何角取散不申様縮可仕候。

一、納所秋縮之儀、日限無相違、十村組々書付出之候様可仕候。

一、稻色附次第無油斷刈取、早速米に仕、追々致藏納候様可仕候。刈跡を見合、米少く候哉是又吟味、兼而極置候通書附可出之候、以上。

酉八月十一日

改作奉行

鹿嶋郡御扶持人・十村中

八月廿二日。切支丹宗門の徒及び類族の監督方を郡奉行に令す。

〔改作所舊記〕

御書立之覺

一、切支丹宗門本人並本人並之者死去仕儀は、即刻案内之筈に候。檢使死骸見届、鹽詰に仕、旦那寺に預け置、取置之儀者公儀御窺相濟、追而申談事。

一、類族之者病死之儀、斷有之、指圖之上取置候事。

一、類族之者變死有之候へば、死骸其儘指置、即刻案内之筈候事。

一、類族之者養子・縁組並子出生候へば、斷有之、指圖之上縮帳出申事。

一、類族之者出家並剃髮、住所替・名替・宗旨並寺替・離別・欠落仕者、且又他國詰、並當分他國に罷越申者も、斷有之、受指圖可申事。

一、類族之者預り人他國に罷越候はゞ、相斷、其留守中當分預り人相立可申事。

一、類族之者預り人死去仕歟、何ぞぞ子細有之別人に替候儀、早速斷有之、預り替人縮帳に判形有之事。

一、宗門方之儀に付、不依何事難心得儀は、宗門奉行中相違、示談有之事。

右之通宗門方、從前々申談候へ共、末々に成存違候而、相違之儀も有之候へば、大切成御用

之儀に候。今般拙者共より彌申談候様、本多安房守殿・前田美作守殿御申談候。御自分被得其意、宗門預り入に急度御申渡可有之候、以上。

乙酉八月廿二日

脇田七兵衛

河地八郎兵衛

伊藤平右衛門

永原左京

在江戸 伴源兵衛

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

八月廿八日。前田綱紀登營して參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

八月廿八日御參府御禮。今日大納言様へ始て御目見被仰上。御手自御熨斗御頂戴。同夜御弘等如御先例。御供御家老前田美作守・奥村伊豫

前田美作守
孝行
奥村伊豫右
輝

九月廿一日。今日より清泰院夫人五十回忌を江戸傳通院及び金澤如來寺に執行す。

〔徳川實紀〕

九月二十三日、この日清泰院御方大猷院殿御養女加賀少將光高室五十回忌により、傳通院に稻葉丹後守正往をして、香銀百枚つかはさる。

〔丙戌隨筆〕

一、清泰院殿御法事、其般々數年あれば不珍といへども、當年寶永三の御忌は五十回なれば、御法事終と云者故に、あらく聞たる趣を書記置也。

其法事式

- 九月廿一日卯中刻 讀經法事
- 同 申上刻 初夜法事
- 同 廿二日寅上刻 晨朝法事
- 同 卯中刻 讀經法事
- 同 未上刻 頓寫法事
- 同 申上刻 初夜法事
- 同 廿三日丑上刻 施餓鬼
- 同 寅上刻 晨朝法事

己上

銀百枚・時服共 傳通院

銀五百枚 大衆

一步五百切 加布施

銀五枚 照蓮社

銀三枚宛 蘆舟・雪洞

銀二枚宛 月行司十二人

賄代十二貫六百目餘 大衆

御香奠百枚銀 上使稻葉丹州正通、如御例御名代之燒香被勤之。

右之外御一門方・御子方被上御香典銀百三枚云々。

東條勘右衛門・本間右近より銀三匁宛二包上之云々。御前様・若殿よりも別に御志あり。於國府如來寺

御茶湯、富五郎殿御詣、老中相詣。美作守初御香奠献上。首尾能御執行後、御看進上等如例云々。

總奉行前田美作守其外段々役者あり。仍被下物之覺

相州廣次御刀二枚五兩札 前田美作守

御小袖三宛

藤田内藏允

同 二

伴 源兵衛

銀三枚・絹二疋宛

稻垣八郎左衛門

津田惣五郎

絹 二 疋 宛

奥村造洒允

寺西新左衛門

池田十右衛門

齋藤八太夫

銀 三 枚

溝江惣二郎

小判一兩宛

奥田孫左衛門

向 又太夫

平田半左衛門

綿 三 把

原田市郎左衛門

銀 一 枚 宛

中西九郎左衛門

有山七郎左衛門

金 二百 疋

藤井喜平太

銀 一 枚

清水四郎右衛門

金 二百 疋

栗田太郎右衛門

同 百 疋

御扶持方
大工源 助

己上

十一月に及て、傳通院其外僧數口御招請も首尾能相濟ける也。御繁昌にて男女の御子様方指續て御成長、段々御威光ごもといひ、御領内御安全にての御追志なれば、神靈も不大方受慶せ給はん事思やらる。今度の委細重而相聞なば別紙に可記、唯大底までなり。追年大公儀並當地公儀の沙汰、己前にたがひて容易に聞事を不得。是近年の時風なれば力に不及處なり。

十月十三日。小松城代前田貞親歿す。

〔家譜〕

一、六世之祖父

前田故備前貞親

萬治二年出雲遺知之内三千石被下置、寛文元年與力知二百石被仰付、同十一年殘知四千石被下置、都合七千石内七百石與力知被仰付、貞享三年若年寄役被仰付、元祿八年六月廿八日御家老役被仰付、月次御月番相勤、同年七月六日御役御免被仰付、同十四年七月九日組附被指

除、同十六年小松御城代被仰付、御城附與力並同心知三千石被仰付。右三千石之儀者知行本高之内に御詰被下、一萬石高被成下、寶永二年十月十三日病死仕候。

〔政隣記〕

十月十八日於金澤前田備前貞親死去、年五十二。從江戸病氣御尋御大小將御使加藤貞右衛門被下。御暇御使御大小將山崎次郎兵衛、御香奠白銀廿枚被下之。

十八日とするものは非なり

但加藤を以夜具二・御肴被下之。家督はせがれ中務ね、翌年八月十八日七千石内七百石被下之。

但故備前小松就御城代、御城附知三千石は被指除。

十月十七日。賊金澤城内の會所を犯し、銀一箱を窃取す。

〔政隣記〕

十月十七日夜、金澤會所役銀御土藏に賊入、銀一箱十貫目を盜む。依之其夜番人定番御徒河副十郎右衛門・野垣權佑、翌十八日より遠慮。右に付御銀改申度旨、役銀奉行原九郎三郎御馬廻二百石及斷、御横目伊藤平太夫罷出、廿日に改濟。

十一月。金澤・小松間に十度飛脚の營業を開始す。

〔温故集録〕

私方支配十度、初發申付候儀者、寶永二年十一月初而十村申付候趣に御座候。右者赤井屋七

右衛門の小松宿申付候後に御座候。左様御承知可被成候。下略

未八月四日

有賀 清右衛門

伊藤平 太夫様

富永左近右衛門様

金澤町奉行より之付札

此十度初發御申付候は、寶永二年十一月与有之候に付、拔書に而相考候へば、則能登屋七兵衛等兩人之事に可有之与存候。左候へば中使与申者有之候へ共、十度之名目は相見得不申候。尤此方之舊記之中にも不見當候。先書にも中頃より十度之名目に相改候与、拙者共考を以相調申進候。

右は寛政十年也。

十二月廿一日。寺社及び家中に下附する門松伐採の數を減ぜしむ。

〔改作所舊記〕

寺社方に相渡り候門松、例年百七十八本に而候處、今年減じ、神護寺六本、寶圓寺・天徳院・如來寺・玉泉寺・經王寺の二本宛、又十六本に相極り候。此外之寺社方に渡り不申候。依之右寺社方に渡り候松伐可申与存候間、殘松御家中に相渡可申候條、其心得いたし、口々に而今

日より伐申門松致勘定、互に申合、伐松殘不申様に可仕候。爲其如此に候。不足は重而爲伐可申候間、先不足程に爲伐可申候、以上。

十二月廿一日

永原 權丞

長瀬 湍兵衛

田井村 二郎吉

鈴見村 半右衛門

堅田村 新左衛門

寶 永 三 年

正月十一日。前田吉德舊臘以來病む所の痘瘡癒えたるを以て酒湯に浴す。

〔政隣記〕

正月二日、吉治公舊臘廿六日より御熱有之候處、同廿九日夜より御抱瘡に相極、橘宗仙院御療治御祈禱之儀、伊勢・江戸山王・金澤・下白山觀音に而被仰付。依之今朝御登城無之、御太刀前田權佐を以御献上、同月六日御痘御尋上使御奏者番池田丹波守殿。同十一日御酒湯に爲召、御客有之。於御大書院御料理御盃之内、寶生大夫父子等小謠被仰付。頭分已上亦飯・御吸物・

下白山觀音
とあるは白
山比咩神社
なり

御酒被下之、御部屋附者平侍以上、右之通被下之。表向・御部屋附共右以下末々迄赤飯被下之、頭分以上者熨斗目・上下著用。同十三日御酒湯爲御祝儀、上使若御年寄久世大和守殿を以、御時服十箱・肴一種・御樽一荷、相公様にも御肴御拜領、御大書院に置之。吉治公御拜領物は表御居間置之。上使御對顔有之候時は、表御居間迄吉治公御出之筈に候處、御對顔無之。相公様上使爲御迎御玄關敷附外迄御出、御大書院に御誘引、上意御拜聽。畢而御熨斗三方出之、御料理は御斷。御請被仰上、追付御退出。無程從大納言様も、上使御奏者番池田丹波守殿を以、御箱肴一種・御樽一荷、相公様にも御箱肴一種御拜領。御作法御例之通。且如前條、同日從相公様、玉井勘解由御使にて綿百把・三種・千疋被進、從吉治公二種・千疋被上之。但御父子様御贈答也。

吉治公より橘宗仙院に白銀百枚・小袖五・干鯛一箱、相公様より御同人に黄金十枚・綿五十把・鹽鯛被遣之。

橘隆庵老御痘中被診に付縹紗十卷・鯛一箱、小嶋昌怡老・増田壽得老も同斷に付白銀廿枚宛・干鯛一箱宛、夫々以御使者被遣之。前田美作守・奥村伊豫に、御使中村吉郎兵衛を以、縹紗三卷・干鯛一箱宛、御使に而被下之。本多圖書・前田修理・玉井勘解由にも、縹紗三卷宛包熨斗に而、三人相詰候席に、中村市郎左衛門・岡田伊右衛門持參被下之。白銀五枚駒井與兵衛、三

枚小塚所左衛門、白銀十枚・御時服三前田權佐、白銀同斷・御時服二宛中村市郎左衛門・岡田伊左衛門、同五枚・染物二反宛御抱守四人、白銀同斷宮崎三左衛門、同十枚堀部養頌、同五枚宛御奥小將中、同三枚宛御大小將中、此外御歩以下、且女中にも夫々階級を以拜領被仰付。於御國も御時服三不破彦三、同二宛大橋長兵衛・矢部權承に、從相公様被下之。人見十兵衛も御國に罷在候得共、染物二反被下之。將又重而相公様御前に被召出、御懇之御意之上奥嶋二端・嶋三端、前田權佐に奥嶋一端・嶋二端・黄金一枚宛、中村市郎左衛門・岡田伊右衛門に被下之。絹二疋・絹綿入羽織一宛御抱守四人に、奥嶋二反宛御奥小將中に、黄金一枚・縞紗綿入羽織一堀部養頌に、銀子二枚宛御料理人四人に、從相公様被下之。二月十三日吉治公御痘後始而御出、御老中方・若年寄中不殘御勤。同十五日御登城、三月十日吉治公附之人々に、爲御祝御料理被下。前日御能、御歩並以上見物。

〔政隣記〕

吉治公就御痘、從相公様齋藤吉左衛門を以、御寢卷二・御蒲團同六日被進之。其後青木與右衛門を以、御巾着廿三・絨五掛・御肴被進之。

正月十六日。金澤の町人等能美郡辰口温泉を經營せんことを出願す。

〔國事雜抄〕

乍恐申上候。

一、能美郡辰の口村領之内に温泉御座候付、先年より私共見立置申候得共、其時分は指水大分入込、湯に難成相見の申候。今程は様子も替、水ぬき之普請仕候者、温泉に可成躰に御座候故、私共自分銀を以普請仕見申度奉存候。普請仕彌温泉にも罷成候者、追而御運上銀可奉願候。若湯に成不申候者、勿論入用銀損に可仕候。其上右之所、耕作等に少も間申所に而無御座候。用水仕懸申時分は、指水多出申に付普請難成奉存候。只今之節雪消次第普請仕度奉存候間、願之通被爲仰付被下候様に、御郡御奉行様被爲仰遣被下候はゞ、難有忝可奉存候、以上。

寶永三年正月十六日

油車町 鶴屋 武兵衛 印

同 町 橘屋 庄右衛門 印

法船寺町 吉田屋 七兵衛 印

町御奉行所

按に、辰口は寶永より以前にも温泉を開きたりけん、元祿十四年の郷村名義抄に、辰口村領の内昔年温泉有之處退轉仕候に付、湯本之者二三人此所に罷出村立申に付、則湯屋村と唱申由申傳候と見え、改作所舊記享保十六年十月河北郡淺野村十兵衛願書に、辰口村温泉先年金

澤町人相願被仰付候處、指水多出、水はき方便不得仕成就不仕由。今般水はき工夫いたし、温泉に仕立申度、運上銀三枚宛指上可申云々とあり。右金澤町人相願とは、寶永三年に出願せし三名の事なるか。或云此温泉は昔より人々種々工夫せしかご落成せざるを、天保の末に至り漸く今の如く成たりと云。

二月二日。家中の收納米を皆濟したる時に受くる印判に關して百姓の心得を示す。

〔司農典〕

覺

浪人は常人
なるべし

一、御家中收納米皆濟狀判形、其身病氣に而難成方、又は他國詰之方、浪人之息或は兄弟代判、前々之通可用候。乍併他人或者遠類之代判は、一切用不申筈に候。去共右兩品之様子、前廉改作奉行に相斷、代判有之分は格別之事。

一、惣而御罷近之代判、陪臣之面々は一切不用事。

一、皆濟狀判形之儀、人持衆者唯今迄之通、印或は判兩様之内、あなた次第に可仕候。其以下之分は都而書判取可申候。書判難成之斷有之面々は、病氣又は子細有之、頭ねも相違、印迄仕候由、名之所に肩書を取可申候。何角有之候はゞ、改作奉行より右之通申渡候由相答可申

旨、百姓共へ可申渡候事。

右之通向後相心得可申候、以上。

戊二月二日

改作奉行

加州・越中・能州十村共

二月五日。金澤に中町より出火す。

〔政隣記〕

二月五日申下刻、金澤中町紙屋庄三郎家より出火、十一軒、下今町廿八軒、尾張町・新町五十軒類焼。亥下刻鎮る。侍家類焼西尾隼人。都合九十七軒、外五軒損家、五軒潰れ家有之。

二月十三日。能登鳳至郡宇出津村の十村、組下に山崩ありたる際報告の法を誤りたるを戒告す。

〔筒井舊記〕

今般宇出津村甚兵衛組下に、山崩に而死人多在之、所々手代指出見届申、書付甚兵衛判形を以飛脚迄指越候。且又鹿野村孫三郎儀、相見之判形加へ、是又手代迄指遣申由。然者兩人共謀書・謀判に而指越申候。御用に付其方共在合不申候歟、又者煩・指合等に而、せがれ・手代

指遣見届候はゞ、其見届人之肩書に、ケ様之品に而在合不申旨相調可指越候。右之趣跡々より申渡置候所に、右仕合沙汰之限に候間、自今以後彌右之趣相守、惣而變成儀者直に罷越、必飛脚迄指越間敷候、以上。

寶永三年二月十三日

今井源六郎

生駒傳助

能州四郡十村中

三月廿六日。領國・江戸及び上方に於ける藩の借銀を計上し、その銀主の姓名を調査す。

〔袖裏見聞録〕

前月廿八日の御紙面致拜見候。京・大阪並御領國且又於其御地御借銀高、上方筋・其御地は銀主の名をも書付届候様に、御算用場に申渡、早速便に可進之、得其意存候。則右奉行の申渡候處、帳面に書立届付進之候、以上。

三月廿八日

安房守

出雲

美作守様

其御地は江戸

伊 豫 様

御之上書
御國・江戸・京都御借銀高並江戸・京都銀主人々々書記申帳

御領國中より御借銀元利高

一、一萬四百七十九貫八百七十九匁六分四厘

内

五百廿八貫三百五十五匁二分五厘

去年より年譜割符銀當り去暮被渡下

殘而

九千九百五十一貫五百二十四匁三分九厘

當正月に殘銀

能州御郡奉行支配御借銀之内相洩申候十六貫

百七十匁銀子此外に而御座候

京都御借銀元利高

一、一萬二千百六十六貫二百目

内

八百廿一貫二百十三匁七分二厘

去年より年譜割符銀當り去暮被渡下

殘而

一萬千三百四十四貫九百八十六匁二分八厘 當正月に殘銀

内二百貫目

辻次郎左衛門江戸爲替敷銀

右京都御借銀上主人々々之覺

鴻池屋 小右衛門 鴻池屋 治兵衛 鴻池屋 久米春 鴻池屋 太郎右衛門

戎屋 治兵衛 原田 市兵衛 桔梗屋 井兵衛 飯村 長右衛門

助松屋 三郎太郎 桔梗屋 了源 金屋 友雪 茨木屋 仁兵衛

京都銀主之内 永田 彌七郎 大坂銀主之内 永田 彌七郎 福嶋屋 正意 井筒屋 太郎右衛門

河形 虎之丞 内海 長左衛門 鴻池屋 善右衛門 同 鴻池屋 善次郎

食野本の儘

鴻池屋 松之助 食野 次郎右衛門 升屋 宗左衛門 麥屋 吉右衛門

河村 半兵衛 鹽屋 善五郎 鹽屋 彌七郎 豐嶋屋 利右衛門

青木 如柏 助松屋 利兵衛 松村 藤藏 菱屋 十右衛門

鑑屋 長左衛門 松屋 宗信 萬屋 又兵衛 京都銀主之内 萬屋 又兵衛

鹽屋 治兵衛 八文字屋 祐順 大津屋 妙圓 同 唐物屋 宗長 左衛門 保

平野屋 彌右衛門 菱屋 市右衛門 尾本 喜助 野々村 惣助

食野吉左衛門 河井 十右衛門 大和屋 仁兵衛 大和屋 五兵衛

錢屋利兵衛	長濱屋五郎吉	助松屋忠兵衛	桔梗屋太兵衛
桔梗屋五兵衛	助松屋宗兵衛	江文字屋小左衛門	唐金喜右衛門
菊屋又右衛門	佐野善次郎	佐野又兵衛	笹屋次郎右衛門
鴻池屋德兵衛	鴻池屋庄兵衛	青木庄右衛門	青木庄吉
駒井春伯	木津屋藤吉	菱屋藤左衛門	西村與三右衛門
菱屋小四郎	鎰屋九右衛門	桔梗屋淨理	松井道祐
鹽屋九兵衛	吉野屋庄左衛門	金屋勝右衛門	久田與七郎
高崎屋善次郎	六文字屋十右衛門	大塚作兵衛	立入恕仙
三文字屋嘉兵衛	菅屋市郎衛門	井筒屋庄次郎	堯圓坊
<small>松坂屋宗喜右衛門</small>	桔梗屋嘉兵衛	堀江彌四	近江屋伊右衛門
阿佐自休	佐々木猪兵衛	家原治兵衛	中村市兵衛
石野宗保	田中七郎兵衛	伊勢屋三郎右衛門	鎰屋宗富
麥屋吉右衛門	尾崎源兵衛	境屋次右衛門	具足屋庄右衛門
紀伊國屋文左衛門	辻次郎右衛門	鴻池新七	具足屋七右衛門

江戸御借銀之覺

金小判五百兩代

一、二十九貫目

此利

七貫四百二十四匁

江島屋 太郎次

元祿十六年正月より去年七月迄之利足銀、但江戸之分いまだ年譜相極不申候へども、京都・御國其去年七月迄之利足相立候付、先其通相圖申候。

金小判千百六十五兩代

一、六十七貫五百七十目

此利 十七貫二百九十七匁九分二厘

中島屋 五兵衛
右同 斷

金小判千兩代

一、五十八貫目

此利 十四貫八百四十八匁

升屋 治左衛門
右同 斷

金小判百五十兩代

一、八貫七百目

此利 二貫二百二十七匁二分

張付師仁右衛門
右同 斷

金小判四百兩代

一、二十三貫二百目

此利 五貫九百三十九匁二分

谷口屋善 通
右同斷

一、二百貫目

江嶋屋 太郎次
江戸爲替敷銀

此利 四十四貫四百目

元祿十六年正月より去年十二月迄利足銀月六充

右御國・江戸・京都御借銀高、並江戸・京都之分銀主人々々如此御座候、以上。

戊三月廿六日

御算用場

三月。善光寺建立勸化の爲に戒善院領内を巡るを以て心得を諭す。

〔改作所舊記〕

善光寺建立爲勸化、戒善院御領國被罷通刻御馳走之覺

一、戒善院何日に小松に被罷越儀、同所町奉行大聖持迄先達而尋に遣、其様子可被申越候。

尤諸事上宿にての趣相考、小松町に而之支配仕様、夫々無滞様可被申付候。同所一宿逗留之

儀參著次第小松發足日限、夫より何方泊何方逗留之儀、其外人馬員數、都而心得に可罷成品

々、先達而小松町奉行より、金澤町奉行・加州御郡奉行並寺社奉行等々可被申送候。手取川水

上宿は上街
道に於ける
宿舎

之様子次第、湊通被罷通儀も可有之哉。然ば本吉石川三丞方にも可被申達候。金澤に而如來開帳濟に罷成候者、當町奉行より右之趣承届、寺社奉行並所々奉行・御郡奉行等も可被申送事。

一、支配所切、晝休・泊所人馬之儀、上宿奉行より申送候趣を以、滯無之様可被申付候事。

一、川越之者有之候川々、並定渡舟ねも、其組十村又者手寄之山廻一兩人罷出有之、滯儀無之様に可被申付候。定川越之者無之川々之儀は、水之様子其組之十村見届、若常より水増、無心元躰に候者、川越之者申付、是又山廻罷出、無滯様可被申付事。

一、往還道筋掃除仕には及不申候。むさき物有之候者取除可申事。

一、途中に而行逢申者は笠を取、不作法無之様にいたし罷通候様、支配切可被申付事。

一、晝休・泊所之儀者、上宿奉行より申送候趣を以、支配切兼而被申付、御郡方・宿方によらず、其所奉行人居住、或は晝休或は泊に罷成候はゞ、其所之奉行一人旅宿迄見廻、當所支配仕者に御座候、御用之儀有之候はゞ可承旨、兼而年寄共申付置候由、役僧迄可被相違候。若奉行人居住之所致逗留、如來開帳有之候者、金澤之格を以諸事可被申付候。奉行人居住之外晝休・止宿被致候はゞ、尤其所々奉行罷越に者及不申候。加州・能州御郡奉行右之通可被相心得事。

居住の次之
所脱歟

一、金澤逗留中宿坊之儀は、寺社奉行より申渡候於所々、宿坊之儀其所奉行より可被申付候。

且又入用道具等之儀も、寺社奉行に被相達、調候様可仕事。

一、金澤其外不依何方如來開帳之節、參詣之者共不法無之様可被相心得候。若札・守等出申首尾に候者、尙以作法宜受用仕候様可被申付事。

一、金澤に戒善院著之節、且又發足之刻、宿坊に町奉行見舞候而、著候時分可被申入候。當町支配仕者に御座候、御逗留中御用有之候者可承旨、兼而年寄共申付置候旨可被相達事。

一、金澤町參著並發足之節、町年寄・町肝煎麻上下著いたし、町端迄迎送に可罷出候。開帳之内宿坊に、町肝煎代々麻上下に而相詰、諸事不法無之様可被申付候。町年寄之儀も見廻可申事。

一、逗留中宿坊近邊、火之用心彌堅可被申付事。

一、宿坊に而人足入用之刻は、不依晝夜相詰候肝煎より可申付事。

一、惣而用事手づかへ無之様夫々申付、買物之儀は肝煎取持方可仕候。高直に不仕、相對を以爲賣可申事。

一、戒善院下人等、町中其外見物仕度由申候者、案内等肝煎取持可仕事。

一、金澤宿坊寺門、晝夜共番人足輕三人宛、裏門二人宛爲相詰、寺中相廻可申事。且又參詣人、諸事作法宜様可申談事。

一、御郡方に而村肝煎・組合頭等可被申付事。

一、金澤之外は所附足輕可被申付候。此所々は表門・裏門共二人充可被差置候事。

一、若宿坊近寄火事之節者、町奉行一人被罷越、様子により戒善院退被申時分、宜方わ可被案内候。尤兼而人足之儀、其心得可有之事。

右之通可被得其意候。所々町奉行・御郡奉行等わ、御算用場奉行より可被申談候。寺社奉行の者直々申達候、以上。

戊 三 月

本多安房守

奥村 中務殿

奥村市右衛門殿

小塚八右衛門殿

前田兵右衛門殿

四月十九日。富山侯前田正甫その封地に卒す。

〔政隣記〕

四月十九日大藏大輔正甫公、御鳩尾に腫物出来、御在所於越中富山御卒去、御年五十七。長門守様利興公御在江戸に付御暇御願、四月十四日御發駕、十九日滑川に至給ふ處、正甫公御

卒去之段早打言上に付、富山に不被爲入、新庄に御逗留に而、四月廿八日御發駕江戸に被爲入。右御病に付從江戸御見廻、御大小將里見孫太夫、三月十六日被遣、四月十二日正甫公之御家老に左之通御書被下。

以飛札申入候。大藏大輔殿御腫物段々御快氣之旨、令安堵候。乍然御食進不申由、無心元存候。御保養之儀無油斷尤に候。尙更御様子承度如此候、恐惶謹言。

四月十二日

宰 相判

近藤 主計殿

小塚 將監殿

相公は前田
綱紀

右長門守様御暇御願之處、無息之面々入部御暇不被下以前、領分下向例無之由に而、御老中無同心。依之無別儀從相公様御願に付、四月十三日以御奉書御暇被仰出、翌晚丑刻御發駕有之。四月廿一日於金澤御使役以上爲伺御機嫌、常服に而御月番御宅に參出、普請・鳴物等三日遠慮。江戸に而も遠慮日數同斷、諸頭御帳に付。尤常服也。右爲御悔、御大小將寺西新左衛門を被遣。廿八日發足、利興公へ御道中に而御使相勤、直に富山にも罷越、御家老中に御意之趣申述、江戸に歸。五月四日爲御代香、人持組今枝民部被遣、御香奠白銀五十枚持參。從吉治公同御使御先手物頭津田吉右衛門、御香奠白銀廿枚。兩人共金澤より被遣。

〔富永數馬覺書〕

大藏大輔様長門様に被仰置御遺書之事

其方當地參著迄、我等存命難計候條申置候條々。

一、其方儀若家督相續於被仰付、故淡路守殿御仕置引付之通萬端被相守、其趣尙更宰相殿可被任御指圖候。我等仕置之様子、一向惡敷茂數多有之候條、一切用之被中間敷候。惣而家中之侍並領分のもの、設ケ間敷事無之様に、朝暮無油斷被掛心、末々之者共成立候様可被申付候事。

一、其方縁談之事、諸大名より雖申來、宰相殿御息女之内可申談この我等存念故、不能許容及猶豫候間、被致其覺悟相談尤候事。

一、掃部・又三郎・又五郎事、成家來尤候。右三人之内宰相殿迄頼み可申候事。

右之條々其覺悟有之、諸事宰相殿被相守御指圖事、肝要也。聊違背有之間敷候。

四 月

大 藏 正 甫

松平長門守殿

四月。前田綱紀平士中の序列を定む。

〔被仰出拔書〕

寶永三年四月御横目中より平侍列之儀奉伺候刻、御書出を以被仰出候拔書

組切罷出申儀有之時分者、御小將・御馬廻・定番御馬廻、扱其後組外与次第仕事候。組にかゝはり不申、人々の次第を立申時分は、御馬廻・定番御馬廻・組外何れに而も知行高次第に仕、同身代者今之知行高に被仰付候年月次第候。御小將は各別之品に候故、知行高に無構座上之筈に候。御小將之内に而も、奥御小將・表御小將・大御小將、此次第に候。

年頭御禮に限不申、組切に御目見、又は年寄中呼出、組切に申渡時分は、右之組の次第之通候。たとへば御作事・御普請會所・割場・改作等之御役人、御前被召出候歟、年寄中相招申時分は、何時も御小將は先、御馬廻・組外者身代次第罷出筈に候。組切に罷出候与、打交罷出候との兩様に而、右之譯有之事情。

五月二十日。初生の瓜茄子は藩用の終らざる中に之を商品とするを禁ず。

〔改作所舊記〕

毎歲御寺方御献上之初白瓜・茄子・熟瓜共、出來前廉より御改置、御用不相濟内脇賣留置候。依之町方之者共、百姓地請作之品に、早く出來之瓜・茄子有之候得者、其領之村肝煎方より指圖次第、御用上可申候。平賣之儀も、右肝煎共指圖次第賣出候様に、向後可申付置候。若心得違も可有之候哉と、右之趣被仰越候條、御紙面之通致承知則申渡候、以上。

五月廿日

小塚八右衛門

永原權承様

前田兵右衛門

長瀬湍兵衛様

五月廿六日。菅眞靜、江戸に來りて前田綱紀に謁し、次いで侯の爲に源氏物語を講ず。

〔政隣記〕

五月廿六日、今度京都より菅眞靜と云源氏讀罷越、於御大書院御目見、奏者前田左京、献上物御冠柳箱臺居包熨斗、披露御表小將玉井藤左衛門、御禮所御大書院御廊下通。六月十九日眞靜被召寄、七時過より於御見物所源氏素讀被仰付、暮頃相濟、御小書院於定間御菓子被下。相伴伴源兵衛。畢而御目錄を以、御帷二・御羽織被下之。

六月六日。前田利興、富山侯となる。

〔前田家雜錄〕

一、松平大藏大輔正甫公御遺知、御嫡松平長門守利興公寶永三年六月六日被仰付、未御忌中故、土屋相模守の於御宅、利興公へ被仰渡。同月廿八日右家督之御禮に付、利興公御家老

忌明は六月十日なり

近藤主計・富田頼母・瀬川玄蕃・村傳藏・小塚將監、此五人同日御目見。但桂昌院様御一周忌御法事に付、廿八日迄御延引と也。

六月廿九日。富山侯前田利興江戸に於いて使を前田綱紀に遣してその襲封を謝せしむ。

〔政隣記〕

六月廿九日從長門守様、御家督御相續爲御禮、相公様の御太刀馬代・御樽二荷・御箱肴四種、御使者御家老富田頼母を以、吉治公の御太刀馬代・御樽一荷・御箱肴兩種、御使者御家老瀧川圖書を以被指上、於御大書院、兩使の御兩殿様御目見被仰付、御直答。奏者小幡外記・大橋長兵衛。于時從相公様、兩使共自分之御禮は不相願哉と御尋に付、取次御大小將西村彦兵衛相尋候處、其心得不仕段申に付、自分之御禮は不被仰付。

但七月六日御家老右兩人・近藤主計・小塚將監四人共御目見被仰付、各御太刀献上、披露は無之。四人共御大書院二之間次に列座、一統御目見、奏者奥村伊豫。

六月晦日。前田綱紀就封の暇を受け、翌日登營辭見す。

〔御年表〕

是月は小盡なり

六月晦日上使井上河内守殿を以て御暇。翌日御登城、前田美作守孝行・奥村伊豫有輝御供にて御目見。

七月十一日。前田綱紀、前田利興を招きてその襲封を祝し饗宴す。

〔政隣記〕

七月十一日、長門守様御家督後爲御祝儀御招請、於御大書院御饗應。御盃事之内實生大夫父子長袴に而小謠。長門守様の御腰物備前雲次代金三百五十貫被進之。畢而御拍子・一調物・仕舞被仰付、御供中にも御料理被下之。

七月廿三日。石川・河北二郡の山廻等松樹伐採の慣習を答申す。

〔改作所舊記〕

就御尋申上候。

一、雪折・立枯松等伐申人足之儀、松山有之村より人足出し爲伐候而、其村肝煎の本木並枝共預置、預り證文取、御郡御奉行に上申候。枝之儀者追而人足伐手間被下候。

一、百姓自普請川除並用水、且又家材木に被下候松之枝・末木之儀は、木請取人方より爲集、枝束數等相改、預候儀者、其上支配之村肝煎に預け、山廻共方に預り證文取遣、御郡奉行に上申候。

一、町川除並御作事御用に相渡る松木伐人足は、其御奉行より役人並日用罷出伐申候。枝・末木之儀も右之者共収集、勿論私共相見仕、右御奉行より被遣候裁許人、末木・枝束等御改、肝煎に被預置、預り證文追而御郡御奉行に被遣、御拂に被仰付候。
右前々より松木枝・末木格如此に御座候、以上。

寶永三年七月廿三日

石川郡・河北郡山廻

御改作御奉行

八月四日。前田綱紀江戸を發し歸國の途に就く。

〔政隣記〕

六月廿九日上使井上河内守殿を以、御國許に之御暇。七月朔日御登城。二日從大納言様、上使本多伯耆守殿。八月四日御發駕、十五日御歸城、都而御例之通、但從大納言様上使御拜領物、此度始而也。

〔政隣記〕

八月四日江戸御發駕、前田美作守儀御前に被召、御懇之御意に而、豊姫様御儀前田大炊に御入興之儀被仰渡、諸頭中に伊豫を以御普爲聽有之。伊豫・勘解由は御歸國御供仕、美作守は御跡より發足也。但爲御禮、御道中迄源隨・大炊より使者指上候事。

大納言は徳川家宣

美作守は孝行

源隨は孝行の父孝貞
大炊は孝行の子孝資

八月十五日。前田綱紀金澤に歸る。

〔政隣記〕

八月十五日卯之刻前御歸城。同刻過寶圓寺・天徳院・如來寺に御參詣。例日出仕之面々は、伺御機嫌登城より、御禮日故直に相殘罷在候處、來朔日迄は日數も有之候、今日御日見可被付仰旨被仰出、於御大廣間一統御日見被仰付。

九月十六日。能登の十村等領境の塚改築に關する慣習を上申す。

〔筒井舊記〕

御公領・他領共御領分与境塚損申節、御指圖次第、あなた御領之者相見を以、塚築直申候。松直之儀、宇出津山奉行に御斷申上、近所山に而松苗申請植替、其段重而御斷申上候。塚松風折根返り痛木之儀者、宇出津山奉行御支配に而埒明申候。右之趣仲間中申談、間違不申様相心得可申候、以上。

寶永三年九月十六日

彦左衛門 權兵衛 恒 方

内 記 藤右衛門 與 一

今井源六郎殿

生駒傳助殿

十月二日。領内に於ける温泉の沿革を録上せしむ。

〔筒井舊記〕

三ヶ國之湯、何方に有之、其湯立初年號、又者最初湯入人等有之、半より入湯無之歟、又者近年繁昌仕候など、申様成分、委細書付に而上可申候。尤大聖持御領・富山御領に而茂、兎角三ヶ國に有之湯、一ヶ所も不殘書上、何之郡と申儀も可相記旨被仰出候間、被得其意可被書出候。大聖持・富山御領之分者、手寄に罷在候十村、其所之十村之方は罷越、右之趣いさい承届、書付相越候様に可被申付候。能州之儀者、御公領・他領之内にも、若湯有之候哉被相尋、有之候はゞ右早々可被書出候。早速上り申事に候間、御油斷有之間敷候、以上。

寶永三年十月二日

御 算 用 場

十月十日。石川郡吉野村の十村、白山々麓幕府領なる温泉の沿革を上申す。

〔温故集録〕

就御尋申上候。

一、石川郡中宮村湯之儀、初り不奉存候。先年尾添村より支配仕申候。然處に寛文八年尾添村・荒谷村御公領知に成申刻、中ノ川を境与相立申候而、湯之儀は中宮村に被仰付支配仕申候。

右湯ざや並湯小屋等損じ申候へば、御斷申上、中宮村御林之内に而御材木拜領仕、自普請に仕申候。湯之廻り石垣又は湯小屋之屋敷損じ申歟、中宮村より湯本迄三里之間道損じ申候へば、毎歲御斷申上、御普請小拂銀を以被仰付候。

一、同郡市原村領之内に、先年湯出申由申傳候へ共、何頃より退轉仕申候哉、所之者共に相尋申候へども覺申者無御座候。

一、白山麓御公領知風嵐村湯之儀、立始り相知不申候。由緒等も無御座候。先年越前黃門様御入湯被成候。其後但馬殿も御入湯被成候由申候。先年能美郡与唱候得共、越前大野但馬殿御支配に成申候而、只今迄大野郡与唱申候由申候。風嵐村より湯本迄道程五里程御座候。

一、同尾添村湯之儀、百三十年以前、能美郡別宮村居住吉竹次右衛門殿与申仁見立候而被致入湯候處に、右次右衛門殿越後に所替に付退轉仕申由申候。勿論由緒等も無御座候。尾添村より湯本迄道程三里程御座候。

右之湯之儀御尋に付、私御公領知に罷越、風嵐村庄屋七郎兵衛、尾添村庄屋彌四郎に相尋申候へども、湯立始り之儀相知不申、由緒等も無御座候。右庄屋共口上之通書上申候、以上。

寶永三年十月十日

吉野村 甚 七

永原 權 承殿

按に中宮の温泉は、寛文八年までは尾添の村地に屬す。故に尾添湯と呼べり。土屋義休の大路水經にも、俗に尾添の湯又は中宮の湯と云、本名は鳩谷の温泉と云と見え、三壺記に寛文八年白山麓尾添・荒谷兩村幕府領と成たる時、尾添湯を中宮村の屬地と成に付、自今中宮の湯と稱する由記載せり。されば村井長明の陳善錄に、能州所口城廻り繩張を、村井豊後と片山伊賀とに被仰付、其時豊後は尾添へ湯治仕に付、伊賀一人にて繩張仕云々と見え、古定書に載たる制札に、

高 札

尾 添 村

- 一、當所湯入候者は、湯奉行に相斷湯賃定令湯治候事。
- 一、御家中之者、自然對他國人並村人、猥之作法有之者、交名をしるし可申上候事。
- 一、御切手なくして人足不可召遣事。
- 一、作毛之者不可拔執候事。

右條々被定置所、若違亂之輩於有之者、可被處嚴科之旨被仰出者候也。仍如件。

元和二年九月廿七日

横山山城守

本多安房守

右は今云中宮温泉の事也と云へり。又風嵐の湯と云は今云一瀬の温泉にて、或は河内の湯とも云へり。明暦元年九月白山争論に付、上野村勘十郎書付に、越前守殿風嵐の湯へ御湯治被成由にて、御國さかひ瀬戸村迄道作り申事と見え、又同月陽壽院書付に、越前殿湯治之様に申候へ共、争論一儀に付留り被申由に候。今程は鷹野にも不罷出山、諸事さし置此談合迄の由に候とあり。但馬殿御入湯とは此時の事なるべし。越前誌に、白山の麓一瀬村に温泉あり鹽湯也。其室方一丈二尺、能百病を治す。一、瀬村に平泉寺より草廬を建置、客を留む。主人なし。客釜瓶を携へ、米鹽を齎して自炊す。暴雨あれば洪水温泉に流入て其室を流す事ありと。明治五年・六年予縣命を奉じ、此温泉に度々至りけるに、今は越前勝山より來て旅宿を建、入湯人を賄へり。故に自炊の憂なし。一、瀬は舊藩中越前平泉寺の所領なるに依て、湯錢を平泉寺へ收納したりと。此地元と風嵐村の屬地なるに依り、昔は風嵐の湯と稱したるなるべし。又尾添村の湯と云は、今も二・三ヶ所湯出ると雖、浴室もなく温泉の名なしと云。今按に寶永三年より百三十年以前、能美郡別宮村吉竹次右衛門と云人見立入湯すと載たる尾添村の湯は、則今尾添の村地より涌出る二・三ヶ所の内なるべし。寶永より百三十年以前は天正年中にて、其頃は浴室もありたりと聞え、又中宮の温泉の事は享元塵餘志等に左の如く載たり。

予は森田梯園

此文前に尾添の湯即ち今の中宮湯なりと説きたると矛盾す

一、温泉

石川郡中宮村領山之内に湯出申候、養老年中に湯出申處に、足痛申鳩入居申に而おしへ申由にて、鳩の湯と申傳候由に御座候。

加州産物書上記に、

一、中宮村領山之内に温泉御座候。養老年中湯出申處に、足痛候鳩入居申候て教へ申由にて鳩之湯と申傳候。切疵・頭痛・疝氣其外諸事痛に宜御座候由申候。

自餘略之。

右石川郡産物如斯に御座候、以上。

元文三年六月

田井村 吉兵衛

按に土屋義休の大路水經に、鳩谷の温泉と云とあるも、鳩の湯と云故事に依ての名なるか。江沼郡山中の温泉は足を痛みたる鷺、此地に來て足をひたし平癒しけるを見付、温泉なるを初て知り、湯坪を取立て温泉場とす。是其濫觴なりと云傳へり。中宮の温泉も傳説の如くならば同日の談と云ふべし。

十月十七日。石川郡の十村、湯涌温泉の沿革を上申す。

〔改作所舊記〕

石川郡湯涌村役銀上初、年號相知不申候。明曆二年三月定小物成取立帳面、御印に而成被爲

下、小松に而私親五兵衛に被仰付候帳面之内に、湯涌村湯役銀百七十二匁と御座候。只今以
其通に取立申候。何れも定小物成、其時分一統に被仰付候と奉存候。定而中宮村湯役銀も、
右之時分之御帳面に御書出可被遊と奉存候。其時分被爲下候御帳面は、御公儀より箱共に被
爲下候。其上書には承應三年と御座候へ共、明暦三年に御成替被爲下候様奉存候へ共、委細
は相知不申候、以上。

十月十七日

田井村 二郎吉

十二月廿八日。藩侯の精進日に放鷹を行ひし者を處罰す。

〔袖裏雜記〕

御親翰之寫

富五郎は前
田綱紀の子
利章

十二月廿八
日は徳川家
宣生母長昌
院の忌日

大鷹之儀、迎もつなぎ置申事候得者、其儘打込置候而は、若鷹之鴨入用之時分、又富五郎野
ね出候節、急には用に立申間敷候間、二・三日に一兩度充も野ね出候。鴨一・二、とかく鷹之爲
に宜様に翁置候はゞ、鷹も息災にて肉合も仕能、急用之時分用に立可申候間、其通に可相心
得旨、近習頭を以申渡置候。然處去十八日鷹之鴨差上之、今日翁申由に付而、今日は殊に終
日之精進日、毎月茂朝精進候處、如何之儀と以近習頭共及吟味候處、一切不分明に候付而、
若年寄共に能承候様にも申渡、別紙之通に候。前々終に無之儀、殊只今之時節に候へ者、一

入可入念候處、終日之精進日に殺生仕儀絶言語候。公儀に候はゞ、死罪歟遠嶋可被仰付と存候。此方に而は其迄に不及事に候間、小頭共閉門、罷出翁申候鷹匠者、小頭共申付事に候間、當分逼塞可申付候。但無如在譯も候はゞ可被申聞候、以上。

十二月廿八日

昨日鷹遣之鴨とらせ申儀、今月は月忌、終日精進に而候處、鷹つかはせ申儀不念至極に候。餘之儀与違候間、其分には難成候。とかく可被遂吟味候、以上。

十二月十九日

寶 永 四 年

正月十九日。前田孝貞八十歳に達したるを以て物を賜ふ。

〔前田家雜錄〕

一、寶永四年正月十九日前田源隨八十歳に付、以齋藤吉左衛門、黄金十枚・綿五十把・鶴一羽・御杖・鯛一箱・昆布一箱・御樽一荷、爲御祝儀被下之。

〔御年表〕

凡家臣に壽賀を賜ふの例無之候得共、源隨は格別の品を以て賜之と云々。

正月廿一日。前田孝資、前田綱紀の女豊姫に結納を贈る。

〔政隣記〕

正月廿一日豊姫様の従前田大炊御結納献上、左之通。

御帶二筋・御小袖二重紅綾・御樽三荷・雉子一懸・毘布一折十二把・鯛一折十二把。

相公様の御小袖二・御太刀馬代・御樽二荷・生鯛二・鴨二羽、皆折居。

御袋の方の縮緬三卷、惣中の銀十四枚。

相公様の従源隨献上、二種一荷・生鯛二・雁二羽。従美作守献上、御太刀馬代・綿十把・一種一荷・生鯛。

使者家老野嶋十左衛門子持筋半上下着用、且源隨孝貞・美作守孝行・大炊孝資登城。献上物御奥書院に飾置、御上段に御著座。大炊御禮、御太刀披露前田左京、其次源隨、披露前田近江守、其次美作守、御太刀披露小幡外記。畢而大炊罷出、御吸物被下、御盃、御腰物備前兼光

代金廿枚本多圖書持出頂戴之、御盃返上。畢而源隨、御脇指信國代三百五十貫。畢而美作守、御刀城州家

俊代金十枚御盃等之首尾大炊同斷。本多安房守度々罷出、御禮之御取合仕。使者野嶋十左衛門、

御同間於御廊下御目見、披露成瀬市正、御腰物備前兼光代金三十五兩被下之、成瀬内藏助渡之。畢

而大炊罷出、右御目見等之御禮申上、披露安房守。次に素立軒安房守以下、若年寄中迄罷

出、御祝儀申上。

附、源隨使者三宅市兵衛、美作守使者渡邊新右衛門、熨斗目上下著用、御時服二宛拜領。年寄中挨拶、御奏者番御目錄渡之。右兩使暨大炊使者一所登城、虎之間著座、御横目指引、階上に出向有之。御歩横目二人御玄關に出有之、使者若猶豫仕候節及指圖筈。献上物御大小將受取。大炊等には宜時節、村井出雲より御歩使を以て案内、則登城。其節御式臺の篠原頼母並御横目出向挨拶、御小書院御縁頬に着座。夫より如本文、豊姫様之御結納物御廣間上之間に並置、大炊罷出候以後年寄中罷出、奏者番披露挨拶有之候間、使者最前之間に退、献上物は定番頭受取、御廣式に上之、奏者永原左京勤之。御袋之方並御附女中に、大炊より祝儀送物目錄、定番頭受取渡之。右三使御廣間次之間に而、御吸物・御酒被下之、給仕新番。御馳走人表向組頭・御横目・定番頭、代々出及挨拶。夫々相濟、年寄中御小書院に罷出、大炊等に挨拶。則三人より御禮申上退出。重而追付爲御禮三人共登城。御用番前田近江守に御禮申上。夫より源隨・美作守は御廣式に參上御禮申上。但大炊御禮者美作守より申上。今日頭以上並御用懸之平士、熨斗目着用。橋爪・二之丸、石川・河北御門御番人、服紗小袖布上下。同廿五日、右爲御祝儀御使役以上熨斗目に而登城、年寄中に謁。年寄中等も熨斗目。御式臺向等ふくさ小袖・上下。各年寄中宅に廻勤。

二月六日美作守宅に篠原頼母・湯原主膳御使に而、大炊の豊姫様御入輿御日限、四月廿六日予被仰遣、爲御禮登城。

吉治公にも、左之通江戸表に、使者平尾安左衛門を以献上之。

御太刀馬代・白銀三枚・縮緬三卷・一種一荷。美作守より。

御太刀馬代・白銀一枚・一種一荷。源隨より。

干鯛一箱・鴨一箱・御樽一荷。大炊より。

右使者安左衛門、御小書院より御大書院御廊下通、御屏風之内に而御日見。披露不破彦三、献上之口上彦三申上。

四月十六日豊姫様は、御屏風一雙本多安房守献上。其外年寄中等より、夫々右に准献上。從吉治公も御屏風一雙、富五郎殿より御料紙箱・御硯箱、青山御前様より御小袖五・御帶五筋被進之。

二月八日。郡奉行等放鷹禁止の區域を犯す者ある場合に於ける百姓の心得方を諭す。

〔改作所舊記〕

當月四日石川郡泉野村より鷹匠二人附候處、金澤之内に而見失候。第一附人少き故に候。向

後は最初之村より五人、其次之村より五人、三ヶ村目に人數十五人に及候はゞ、前之五人者罷歸、畢竟金澤迄十五人不絶附候様に可申付候。村切に十人宛出候而者、境目に而間違有之候。札見合之節は勿論、惣而附人に對し及異論、大小に手を懸候族有之候はゞ、大勢打寄、棒すくめに仕からめ捕可申候。疵付候而も不苦候。此趣前田美作守殿・奥村伊豫殿被仰渡候條、此覺書村々にも寫置、無油斷爲相勤可申候。右之通奉得其意旨、村々肝煎・與合頭共御請可出之候、以上。

亥二月八日

長瀬湍兵衛

永原權丞

右御紙上之趣奉得其意、急度相守可申候。爲其肝煎・與合頭判形仕指上之候、以上。

寶永四年二月

村々肝煎・與合頭

長瀬湍兵衛殿

永原權丞殿

三月十八日。十村等、金澤附近の百姓地を藩用に供する際受くる地代の沿革を答申す。

〔改作所舊記〕

寶永四年三月御普請奉行津田政太夫・山崎主税・生駒萬兵衛・茨木左太夫より、御算用場不行奥村中務・奥村市右衛門の紙面を以、金澤廻り地子地、被下屋敷等之儀尋に來候紙面文段、其ヶ條を請て十村共答書附、左之通寫置也。

一、百姓地被下屋敷等に相渡、替步地代百姓共請取申時分、村其近邊百姓相對下し類地之並を以相渡可申旨、改作御奉行中より爲見合紙而被指越候。相對下し仕候に者、田畠善惡之外、高直下直之差別可有之候。此相對下之積り、如何之譯に而何年時分より相對下仕、又何年時分より相渡地代相對下之並に而請取、其以前は地代如何仕請取候哉。

此儀寛文四年迄は、御用地に相渡申分、其村高之内引地に被仰付候得共、寛文五年より御用地大分相渡、段々百姓持高減、無高にも可罷成と百姓共迷惑仕候に付、寛文六年に右之段御僉議之上、御用地之邊百姓々々相對下し類地之並に地代可被下旨に付、勿論其邊相對下し類地之年貢米、十村吟味仕書上申候所に、御吟味之上其通被下來候。相對下仕候には、田畠善惡之外、高直下直差別之儀、爲耕作下地仕候とは違、家有に下し申候へ者、百姓之勝手次第に地取揚申事不罷成、或は麥・菜種等冬作も成不申、何角に間多御座候故、爲耕作下し申より者尤高直に御座候。次に相對下之積は、其村御高定免之御年貢米、並諸役銀・人夫等之圖、互に納得を以、損料無御座候様に下申事に御座候。ヶ様に無御座候得ば、百姓

間に合不申候。村之内に而も家有之所は、悪地に而も田成に仕申候。但相對下始候儀、寛永年中より段々下來申候。其以前之儀者相知不申候。

一、此以前柿木杯植り候畑屋敷有之候。其以後御用に無之、百姓方は相返し申候。何方々々に何ヶ所有之、内何年に相返し、最初右畑屋敷に相渡候時分、地代如何之積に而請取候哉。

此儀石川郡上安江村領に而一ヶ所、寛文三年・同六年梨木畑屋敷に相渡申候。其内元祿七年御用に無御座、百姓方へ御返し被成候。此地代請取様之儀、右御用屋敷同事に、相對下類地之並に請取申候。此外同郡泉野村領に、先年より柿木畠二ヶ所御座候へ共、野毛に而、同村御高之内に而無御座候。右之内一ヶ所は、寛文五年に御用地之替地に、百姓方は御渡被成候。一ヶ所は、元祿七年新開所に被仰付候。

一、天徳院・如來寺其外御寺方、本は畠地に而、何年に相渡候。其時分之様子、並地代如何仕請取候哉。

此儀天徳院御屋敷之儀は、野毛地之様に承傳申候。如來寺御屋敷は、萬治三年に百姓地相渡申候。此地代之儀、村高之内引高に被仰付候。此外御寺方之儀相知不申候。

一、只今百姓地、侍並寺庵等は相渡有之候歩高、並百姓方より侍並寺庵方は、相對下に仕置候歩高、何程に候哉。

此儀御侍並寺庵方の御用地歩高、十七萬七千八百四十五歩八寸三分御座候。並御侍又は寺庵町方等の相對下し歩高、十萬千六百九十一歩五厘御座候。

一、先年被下屋敷並町家等に相渡、其時分は替歩地代と申儀無之、御高之内引申候哉、何程引高に罷成候哉。

此儀石川郡泉野村・牛坂村・田井村・上野村・山崎領・笠舞村領内に而、萬治三年より寛文三年迄、御侍方並寺庵方の被下屋敷、引高に被仰付候。高七十二石七斗九升九合御座候。

一、百姓地被下屋敷に先年相渡申内、地代百姓共銀子に而請取申分有之候。此儀如何様之積を以、銀子に而請取申候哉。

此儀御用屋敷之内、先年より一步に付銀何程宛と相極、請取來申候。其砌百姓共下し地、銀子に而何分と相對下仕來、類地之並被下候。積之儀者、年貢米相圖、銀子に直し下來候と奉存候。乍然其時分米直段以下知不申に付、算用詰難知御座候。

右御尋に付書記上之申候、以上。

寶永四年三月十八日

河北郡 御所村 源 兵 衛

石川郡 上野村 十右衛門

押野村 安 兵 衛

淵上村 左二右衛門

田井村 二郎 吉

野々市村 少左衛門

御算用場

三月廿九日。非人小屋の收容員數減少したるを以てその一部を破壊せんことを議す。

〔袖裏雜記〕

三月廿九日、齋藤善助に爲持遣、左兵衛へ渡上之候所、以同人被返候内。

一、非人小屋修理等、毎年此節裁許與力中より申斷候。就夫近年非人段々減申候。元祿九年非人多罷出、御斷申上新小屋被仰付候内、南之方七筋今般壞取、此古木を以小屋危所之修理も仕候者可然由、右裁許與力申聞候。七筋壞取、只今之人數より千人計増候而も、指つかへ候儀有之間敷旨申候。左候へば新小屋七筋壞取候様可被仰付候哉、則繪圖相添及相談候由。

御算用場奉行紙面一通、右繪圖一枚。

卷目之上押札如此
紙面之通申付候様可申渡と奉存候、以上。

本多安房守

私曰、先月廿六日人高書出候紙面留有之、其在高左之通。

殘而二千七十七人 二月廿五日在人高

四月十二日。河北郡の十村百姓持山の配分に關する慣例を答申す。

〔改作所舊記〕

其方共與之内、明曆二年村御印被成下候何十年前よりにも、新開高村御印帳は高一所に被詰込に而、新開と申わけも御印帳に相見え不申候村々、其新開百姓は者、持山わけ爲持申候哉。但古百姓迄持山相當り裁許仕候哉。尤在所百姓分に候へば、山わけ不申而も、かり取申儀者可仕与存候。持山と申事は無之候而も、入合にかり申儀候へば、山役銀は出可申候。右之品委細可申旨。追而若村御印之表に、免違に而別拂相立有之儀も候者、此段も可申上旨、奉畏申候。私組下持山御座候村々相尋申候處に、山割符村により少々違御座候に付、左に申上候。

一、百姓持山割符之儀、村御印高に割符、持高應支配仕候。但石村御印高之外、其以後新開高出來仕候而も、山割符は不仕候。

一、村中百姓之内、下人等迄、歳十五歳より六十歳迄之人數、毎春相改、其人數に持山割符仕村も御座候。

一、先年村家高に山割符置、今以其格に百姓人之山支配仕村も御座候。
一、山役銀高之内、半分村高に懸、半分村中歳十五より六十迄人數毎春相改、其人數高割懸候而、山は入合に支配仕村も御座候。

一、村御印高之内、七十ヶ年計以前之新開高由に而、則作人他村より懸作百姓に付、先年より此懸作高には山割符不仕、其村百姓中迄山支配仕村も御座候、以上。

寶永四年四月十二日

御所村 源兵衛

御改作御奉行

四月十五日。前田綱紀の子利章金澤小立野の邸に移る。

〔政隣記〕

富五郎は利章、後に大聖寺藩主

四月十六日富五郎殿小立野御新宅に四時御移徙、御近習頭黒坂左兵衛を以屏風二双・毛氈十・臺子二飾・綿百把・御樽肴被進之。從同日御登城之節鎗二本爲御持、年寄中は者御下乗候而御時宜、頭分以上には御乗物する、平士は者御通行之儘御會釋与相極。但同月十一日、右御部舍屋敷爲御見分相公様御廻見。同十四日富五郎殿御部屋御用左之通被仰付。御部屋御用御大將横目別所吉左衛門・同永原藤七郎・半田宗兵衛毎日晝、御横目は晝夜一人宛相詰。

同所當分御番人、定番御馬廻・組外より九人、同斷新番より七人、御歩十人月替、與力三

人御賄方、坊主一人、此外輕き者共。

覺

一、富五郎殿之儀、三之御丸御乘輿御免許被遊候。御幼少之時者格別之儀に候。今程又三郎方御廣式口迄乘輿同斷に候。最早御袖被留候上者、御免無之候而者御城内御乗物難被用候。三之御丸通橋之外に而御下乘、御廣式わ御越之時分は、御廣式口之外に而御下乘。三之御丸土橋通り松坂迄、何方より御越にても右之所迄御乘輿。若又御馬上之時は、河北・石川・二之御門之間に而御下馬。土橋通に而も同斷。但御宮之前は御下馬。金谷御廣式わ御越候者、松坂兩方共坂下に而御下馬。御供之者共之下々道具、牽馬等相通申儀准之可被致了簡。尤火事等之時分は、三之御丸御數奇屋廣式迄御乘可被成候。

一、富五郎殿御往來之節、人留仕問敷候。右御城内・御城外共に往來之時分は、脇わ難除時は、下乘・下馬、歩立之者つくばひ不申處、御供之面々立向つくばはせ申に及不申候、女童・百姓等末々之者共、程遠不存族、つくばひ申に不及候。昔年兩典厩様御通に相心得可申候。一、富五郎殿御城内御通之時分、御番所之面々下座可仕事。

右所々御門之足輕等は申に不及、侍中何も下座可仕候。御表通御出之時分、大御色代に相詰候御小將、其外御歩等之者、其儘御番所に可有之候。有合之頭分は罷出可致躰躰候。但當分

却而御六ヶ敷可有之候間、態与罷出候には不及候。若御出仕日等、從者入込申時分、爲其指引御横目等罷出候者、則蹲踞可有之候。

右之通被仰出候事。

同日御觸

一、富五郎殿御往來之節、御家中之面々御城内・御城外共に往來之時分、脇の難除時は下乗・下馬、歩立之者はつくばひ可申候。

一、富五郎殿御城内御通之時分、御番所之面々所々御門々々足輕等は不及申に、侍中何も下座可仕事。

右紙面之趣可被其意候、以上。

四月十六日

一、富五郎殿五月五月初而御宮・御佛殿・寶圓寺等三ヶ寺に御參詣。夫に付當朔日若年寄衆より、向後御家中之面々御道筋に參懸り候共、成次第脇道の除可申候。去共難除節は、いづれ之門内に成共入候而指扣可申候。急度觸候には不及候條、組・支配中可申談旨、夫々傳達候様當番湯原主膳に御申渡之事。

四月二十日。老年にあらざる女子は下婢といへども領外に旅行するを禁

ず。

〔國事雜抄〕

參宮・上京等に召連候下女も、五十歳より内之者には、御手判御出し被遊間敷之由、被仰渡候事。

四月廿日

四月廿六日。前田綱紀の女豊姫、前田孝資に嫁す。

〔政隣記〕

四月廿一日豊姫様御道具大炊方被遣、道筋土橋・御廣式口御門より三之御丸河北御門より出之。一番御道具大石彌三郎、二に山田仁右衛門、三に岩田平八郎指添。各定番御馬廻御番頭也。廿二日一番山田、二に岩田指添、御供女中道具三切に被遣。廿三日にも御道具被遣。御附女中は上臈之御方尾上、御年寄は長見・藤村、御局等惣女中數廿九人也。廿六日巳刻より御先女中兩度に被遣、申上刻御出輿。其節頭分以上當番切、三之御丸の出本見送。素立軒・横山求馬・奥村數馬、其次段々三御丸御堀際に平伏、各腰不明のしめ・袴布上下。御出輿以前、御使役以上爲御祝儀登城、於大御廣間年寄中被謁、各無地のしめ・無地上下着川。

二之御丸御縮

奥村伊豫

御 廣 式 縮

本多圖書 成瀬内藏助

御 輿 渡

村井出雲

同 請 取

前田美作守

御 貝 桶 渡

玉井勘解由

同 請 取

前田左門

御 送

前田近江守 前田修理

御 迎八時過登城

前田美作守

前田大炊方取持人

本多安房守

土橋御廣式口御門三、御丸腰掛脇並御門

平田清左衛門、組之者召連警固之。

河北御門外より越後屋敷柵之外迄

鹽川安左衛門・中村久左衛門、組之者召連警

固之。

三之御丸河北御門迄は

齋藤吉左衛門、組之者召連警固之。

右警固物頭子持筋上下・腰不明熨斗目着用。御行列御道筋・御道具參候道筋同斷。

御横目 栗田權丞 押足輕五人 御 小 將 御召替御輿

御輿建 足輕

御步 四人 御小將 御具桶 御步 四人

御輿建 足輕

御步 横目 押足輕 村井出雲

御輿 御具桶役人

御步 横目 押足輕 玉井勘解由

從者 並 足輕 御徒 足輕

此間五十間計 御先乗物 中居

牽馬 足輕 御徒 足輕 高瀬

同 足輕 御輿建 手替 御挾箱

御附人

同 永見 御徒

同 足輕 御輿建 手替 御挾箱

御横目 入江八郎右衛門

近藤傳兵衛 侍 御歩頭 村 半 藏 侍 御小人頭

林 十郎左衛門 侍 御小將頭 高田久兵衛 御歩横目

御馬廻頭 佐々木左兵衛

御輿舁 御擔 御長刀 手替 御茶辨當 手替

手替 御傘 御茶辨當 手替

八人 御擔 御長刀 手替

足輕 同 同 同

御供二人 御附人 乘物御局 乘物中臈頭 乘物堀尾

足輕 同 同 同

御徒横目 足輕 小者 足輕 足輕

小者 惣若黨

御徒横目 足輕 小者 足輕 足輕

足輕 足輕 足輕

惣草履取 惣挾箱 惣馬 御醫師

足輕 足輕 足輕

御歩横目 押

津田正流 此間十間計 御送 前田近江守

御歩横目 押

御送 前田修理

御出輿之後、於柳之間に素立軒・横山求馬・奥村敷馬・奥村伊豫を初、頭以上一統御目見。其後豊姫様御供之衆中、不殘御目見。於竹之間に、素立軒初右之人々御吸物等被下之。本多圖書・成瀬内藏助は代合出座、御吸物等頂戴。内藏助土器指出、今日之儀各御酒可被下旨仰を傳ふ。右土器巡之内、波吉宮門小謠諷之。御拍子は弓八幡・芭蕉・羽衣・芦荻・祝言、餅酒・雪山・三人夫。翌廿七日左之通被送之。

三人夫本の
まい

腰物 吉岡一文字代 金三十五兩 村井出雲わ

同

吉井物
代金同上

玉井勸解由に

同

嶋田代金二枚
兩腰同銘

飯田半左衛門
近藤傳兵衛

領四百石各御廣式御附人

〔政隣記〕

翌廿七日御使村井出雲を以、大炊に黄金廿枚・時服五重・一荷一種、豊姫様に白銀百枚・紗綾廿卷・三荷一種、美作守に白銀五十枚・縮五十把・一荷一種、源隨に白銀五十枚・一荷一種、待上臈に白銀廿枚被下之。是美作守娘也。

同廿七日從吉治公、白銀五十枚・御袷五・包のし大炊に、白銀五十枚・三種二荷豊姫様に、白銀五十枚・三種二荷源隨に、白銀五十枚・綿五十把・三種三荷美作守に。

同日敬姫様・直姫様・富五郎殿・圓淨院様より、以御使者御祝儀物被進。

同日頭分以上爲御祝詞登城、着服無地のしめ・無地上下。依御不例御目見無之。三千石以上御肴代百疋宛、以使者献上。平士者頭々宅に廿九日迄之内參出、恐悅を演。

〔政隣記〕

廿八日五百八十之餅・干鯛廿臺居・鯛廿枚・同昆布同斷・御樽一荷同。御使津田彌市右衛門を以被遣之。從大炊方も五百八十之餅・時服五領・御太刀馬代、美作守方より時服六領・御樽一荷。

御肴一種・御太刀馬代、源隨より御太刀馬代・御樽一荷・御肴一種、使寺岡宅右衛門を以献上之。豐姬様御登城、大炊・源隨・美作守登城、御居間書院御盃被下。前田修理を以、御腰物備前守光代金五十枚、御脇指左安吉代千貫被下之、大炊頂戴。次に源隨・美作守の御盃被下、源隨の御脇指備前兼光代五百貫、本多圖書を以、美作守の御脇指新藤五國光代五百貫、成瀬内藏助を以被下之。畢而於御奥書院御饗應、御拍子有之、相伴素立軒・左京・源隨・美作守、右方大炊・素立軒着座、御料理二汁七菜、御家老中等盃有之、小謠有之。今日之儀に候間、大炊初年寄中、隨分強而酒を盛候様に与被仰出故、何も及沈醉与云々。後段相濟、於御舞臺前鞍馬一疋被中之。

御馬鹿毛

吳竹と號す。

幾年も御階になる、吳竹の千代に八千代の影を添らん。

御鞍黒塗輪之内梅

作代金二枚

立聞紅

手綱紫縮緬

泥障熊

緒紺

三階紫尾挾紅

切付栗色

腹帶かなはせこん

馬絹紺

鍙作

右御馬、御馬奉行井口恒右衛門惠康牽出るとき、大炊竹之間御縁より下り、御馬之後を通り右の方を廻り、御手綱頂戴。于時源隨・美作守御縁より御白洲を下り蹲踞。但此日は御舞臺之懸

戸はづし、白洲石も引有之。且美作守家老五人、於御奥書院御目見、五人共百疋宛献上。左之通御刀等被下之。御料理も頂戴被仰付。

御脇指 清 則 代金三枚五兩 野崎 十左衛門

御 刀 末備中物 同 三枚五兩 寺岡 宅右衛門

同 景 長 同 三枚五兩 矢田 金右衛門

同 守 久 同 二枚五兩 大橋 所左衛門

同 平安城 同 二枚五兩 池田 源七郎

同日豊姫様より、於竹之御間、安房守以下藤田内藏允・永井織部迄御目錄被下之。飯田半左衛門持參、一通宛渡之、各頂戴。御廣式女中の白銀十枚被下之。從相公様飯田半左衛門・近藤傳兵衛に御給二つ宛、豊姫様惣女中の白銀五十枚被下之。

〔政隣記〕

廿九日大炊より献上仕候五百八十之餅、年寄中等並二御丸在合之頭分御奥共、且御婚禮御用相勤候御算用者以上の被下之。但年寄中等は檜垣之御間に而、取持者當番組頭、通ひ取拂大將番頭、給仕坊主。表向在合之人持頭分者、柳之御間・二之間に而、取持御横目、給仕坊主。五月十四日。豊姫の婚儀終るを以て今明兩日能を演じ使役以上に觀覽せ

しむ。

〔政隣記〕

五月十三日人持頭分、御月番前田近江守殿依御紙面各登城候所、今般之爲御祝儀、明後十五日御能各見物被仰出候由、於御大廣間演述。依之布上下着用、爲御禮年寄中々廻勤。

同十四日年寄中等御能見物、御料理被下、且御婚禮首尾能相濟候旨に而、左之通被下之。

御腰物

備前實光
代百五拾貫

村井出雲

白銀廿枚

單二つ宛

篠原頼母
湯原主膳

同十五日御使役以上御能見物、御料理被下。

五月廿三日。豊姫の婚禮終れるを以て閉門・蟄居・遠慮等の者を赦免す。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

來月御吉事、其上桂昌院様御三回忌、來月相當候條、當分赦免難成者は各別、不然族者閉門・蟄居・遠慮之者迄、其分に指置候如何候。又就其儀免除も令遠慮申候。此度婚禮も相濟日出席時節に候間、別紙之趣僉議可被有之候、以上。

來月の吉事は徳川家宣の側室出産のことなるべし

五月廿一日

右之後被仰渡之趣、御加筆を以被仰出、左之通。

今度婚禮相濟、目出度時節、彼是以早速免除之旨可被申渡候。

〔政隣記〕

五月廿三日今般御婚禮相濟、目出度時節に付、閉門・遠慮等御免。且左之通。

新川郡大浦村に蟄居被仰付置候所

本知千石被下御馬廻に被仰付。

元御大小將 長谷川内匠

是月は大盡
なり

五月晦日。郡奉行等金澤の町人が松山に入りて燃料を求むる日を六齋日
に限らんことを議す。

〔國事雜抄〕

松山縮之儀今般覺書ケ條之内

六齋日は一
ヶ月六次の
義

一、六齋日之外、町方等之者入込、枯松葉かき取不申、六齋日たりとも、鎌・山刀持參候者有
之候はゞ、前々通押取候様、山廻り並百姓共にも彌可申渡候。六齋日之外勿論、こすわかき
に不參候様に、町御奉行中にも可申談候へ共、末々奉公人等ね行渡り不中間、諸頭中ね茂被
仰渡候様仕度奉存候事。

丁亥五月晦日

永原權之丞

長瀬湍兵衛

六月十五日。黃檗の僧悅山書を前田綱紀に上り先に登城厚遇を得たるを謝す。

〔桑華字苑〕

四月二十八日登城。喜晤芝容。而五月二十三日應大居士齋供。見其胸度凝遠。言論不凡。大有超塵之氣。真格外之士也。曩者聞其芳名。如□□之出水。如丹桂之開花。如幽蘭之出谷。如栴檀之生烟。遠近仰慕宜矣。老僧幸得相晤。夙世緣熟非偶然耶。乃知大居士夙世從大乘菩薩位中來。乃有此禮法。懇懃謙恭過人耳。又承隆賜。又惠及隨侍徒子者。謝々不盡。茲月十一日老僧到山。特修片言奉聞奉謝。餘情未既。維時暑氣炎蒸。伏望大居士保養玉體。爲國爲民。不惟遠近人民幸甚。而老僧在天方之遙。亦喜慰無涯也。囑之々々。

右啓上加賀州宰相公台前。

六月十五日

黃檗悅山老僧和南

七月十日。前田利章名を富丸と改む。

〔政隣記〕

七月十日被改稱富五郎殿を富丸殿与。明十一日御前髪御執、其刻又可被爲改稱候得共、今秋迄富丸殿与可稱旨被仰出。

七月十一日。前田利章前髪を除き又通稱を造酒之丞と改む。

〔政隣記〕

七月十一日御前髪御執、改富五郎殿を被稱造酒之丞殿与、御實名利章与被進、御腰物も被進之、御表向御規式無之。

七月十三日。前田綱紀金澤を發し、途にして徳川家宣の男兒出生の報に接す。

〔政隣記〕

大納言は徳川家宣
早飛脚の次
脱文歟

七月十三日夜戌下刻御發駕如御例、造酒丞殿津幡迄爲御見送御越。于時今月十一日於江戸、大納言様御側室に御男子御出生、被稱家千代丸与候段、翌十四日高岡迄江戸より之早飛脚到來。依之高岡より金澤に以早飛脚。右御祝儀使今枝民部に被仰付、早打に而御先は可參旨被仰出、十五日亥之刻發出、廿二日江戸參着、廿三日江城に出。但兼而御使之儀被仰渡有之。吉治公よりも、右御誕生之儀御小將吉野善八郎に早打御使被仰渡、十一日未刻江戸發、十五

日於岩瀬御口上申上候處、魚津迄參出候様被仰出、御旅館に而御直に御懇之御意、其上に拜領物も被仰付、御返答被仰出、御先々罷歸。

七月廿五日。前田綱紀江戸に着す。

〔政隣記〕

一、相公様廿五日江戸御中邸に御着、御老中方並松平美濃守殿・松平右京大夫殿・松平伊賀守殿、御老中、並御側御用人間部越前守殿御勤。廿六日上使秋元但馬守殿御上邸に御出。從西丸も上使本多伯耆守殿。

七月廿五日。白山々麓尾添村の寶代坊領國內に勸進を許されたるを告げその心得を示す。

〔改作所舊記〕

白山寶代坊儀、御領國中托鉢仕度旨奉願候處、勝手次第可仕旨被仰出候。依之近日御領國中廻り申筈に候。勸化托鉢之儀者、尤相對之儀に候へば、貧申儀者有之間敷由申談候。末々馳走仕儀者無用候。人々心次第仕候様に、兼而御支配所可有申渡候。

右之趣所々奉行中の達置可申旨、達御聽候間、可有其御心得候、以上。

七月廿五日

伊藤兵右衛門

永原左京煩

永原權丞様

長瀬湍兵衛様

七月廿八日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔政隣記〕

七月廿八日御登城、西丸にも御登城。隨駕奥村伊豫・玉井勘解由、御目見等都而如先例。

八月十九日。前田孝貞卒す。

〔前田氏系譜〕

駿河守孝貞、初名孝憲、小字長松丸、對馬、佐渡、駿河守、源隨。

寛永五年四月生る。母は安見氏。八年父直正死し、孝貞幼なるにより遺領一萬七千石伯父志

摩孝知に預けさせられ、後見たらしむ。廿年十二月右知行の内一萬石内千三百石與力知孝貞へ賜り、殘

七千石内八百石與力知孝知へ賜り、正保二年孝知遁世により、八月其知行七千石内八百石與力知返し給ふ。慶

安三年十二月加益二千石内千石與力知、寛文九年三月加益二千石賜り、通計二萬千石拜領せり内三千石與力知。

十一年金澤御城代命ぜらる。天和三年三月小松御城代に轉ず。金澤御城代も兼帶。貞享三年

十一月御大老職命ぜられ、御城代等如故。元祿元年金澤御城代御免。四年十二月廿六日從五

奥村伊豫有輝
玉井勘解由
貞信

初め佐渡守
元祿五年正
月七日條參
照

義運一作機
運

位下に叙し、駿河守と稱す。五年再び金澤御城代命せらる。十年六月朔日隱居命せらる。致仕料三千石内五百石與力知賜り、家祿は長子孝行に賜る。十四年七月六日源隨と改名す。寶永四年八月十九日卒、年八十一。法號直指院義運源隨居士、葬玉龍寺。

〔政隣記〕

御一行とは
知行下賜の
辭令書なり

深美縫殿助家來中村孫左衛門を、子細有之鈴木團右衛門と云家來に申付、仕物に申付候處、孫左衛門妻目安を上候得共御構不被成候得者、妻儀江戸に罷越目安を上候。其趣は夫の敵を御取被下候様に与之事也。急ぎ御國に可返旨被仰出、則罷歸。深美承之、以之外憤り御一行を致懷中、前田對馬守後源隨方に早天に罷越、得御意度旨演述、取次對州に縫殿助様御出、御氣色之躰無心許存旨を達す。對州被承、替りたる事も有之間敷候得共、座敷に通し取繕ひ用心可仕与申渡。追付對州被出、何之御用に候哉与被申候得者、縫殿助答に、委曲申上候に不及候。私儀何之御奉公も不申上迷惑仕候。依之御一行差上御暇申上候。ケ様に申候上は兎角に不及候、立退由申演。對州者目安之一件不存故、何とも合點不參に付、それは御立退、何とか御立身之儀も有之故に候哉、如何之儀に候哉与被尋候得者、私家來中村孫左衛門儀不届之品有之、鈴木團右衛門与申者に申付仕物に仕候處、孫左衛門妻江戸に面目安上候得者、御國に被返御吟味被仰付候由承候。此儀於私者面目も無御座候。所詮腐り女に思召被替候而は、

御奉公も難成御暇乞申上候与云々。對州被聞、から／＼と笑ひ、さて／＼それは不合點之事を御申候。江戸に而目安を御取上無之候得者、殿中御目付所などへ所縁を以て上候か、又は落し文など仕候得者、評定所之御沙汰になり、其元与彼妻与及對決に事に候。其元を女之相手に被遊、萬一及越度に候者千悔之品を御了簡、御國に被返穩便に被仰出候事、第一御自分を大切に思召故に候。跡々より者猶又奉公も忝被存、一入出情候而御勤可有之儀に候處、扨々心得あしき御了簡与被申入候得者、縫殿助閉口指うつむき、暫く落涙之上、此儀私誤り至極仕迷惑仕候とて、御一行頂戴歸宅也。對州いまだ若き時に候處、當座之理窟演述、何も感心す。右妻女は非人小屋に被入置与云々。

九月六日。前田利章・敬姫二人江戸に赴かんとするを以て宿舍等の準備に關して郡奉行に告ぐ。

〔改作所舊記〕

覺

津幡御旅館、永原權丞・長瀬湍兵衛、御宿用意諸事手づかへ無之様申付、尤支配所道橋之儀、御通前見届、滯之儀無之様可申付候。

一、宿々寄馬儀、無滯馬渡奉行に可相渡候。驛馬員數之儀、尤可申達候。不入馬爲寄置申間

敷候。乍然在郷馬は如宿馬荷負申間敷候條、其心得を以増馬寄可申事。

一、御通筋道橋損、往來之さはり罷成所者、御郡奉行見届、早速修理可申付候。道筋掃除之儀、十村罷出可申付候。道之双方に芝を置、ぬり土いたし、砂敷之儀無用之事。

一、所々御止宿・御晝休所わ、御扶持人並十村・三人宛相詰、御用達候様可申付候事。

一、御止宿・御晝休所掃除人足、其所々町夫を以遣可申候。町夫無之所者、日用人足を以可申付事。

一、御調物代銀、相公様御通之格を以請取可相渡事。

右今般御敬様・造酒丞殿江戸わ御越に付、所々御着用意・掃除等夫々奉行中わ可被申渡候。且夕御止宿・御晝休二十一ヶ所に二軒宛御用候條、御旅屋有之所は町御宿一軒、御旅屋無之所者町御宿二軒宛可被相心得候、以上。

丁亥九月六日

成瀬内藏助

奥村 中務殿

奥村市右衛門殿

右之通被仰渡候に付、寫相越候條、被得其意、諸事相公様御通之格を以、滯儀無之様御支配可有之候。此紙面御判形候而先々御廻、落着より可被相返候、以上。

九月六日

御算用場

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

十月朔日。前田利章等金澤を發し、廿一日江戸邸に着す。

〔政隣記〕

十月朔日造酒丞殿・敬姫様金澤御發途之處、十八日江戸御着之筈に候得共、地震且越後山之下高波に而、境に四日御逗留、廿二日御參着之筈に候得共、公儀御日柄に付一日御急、廿一日御着、於御中邸御對顔之上、造酒丞殿は御上邸に御越、敬姫様は直に御中邸に御居住。御出府御供は、御家老成瀬内藏助・定番頭永井織部・御小將頭井上三太夫・足輕頭森半左衛門・駒井庄太夫・定番御番頭津田彌一右衛門・御横目粟田權丞・御小將横目永原藤七郎・御大小將七人。御馬廻十二人・組外十人・輿力六人・御醫師等五人、造酒丞殿附は半田惣兵衛・笠間又六郎・渡邊喜左衛門・加藤貞右衛門・永原小仲太・九里喜兵衛・齋藤貞右衛門・野口權太郎・瀬川半兵衛・御抱守田邊吉左衛門・神戸十右衛門・組外八人・御歩□人、馬渡御馬廻三人・組外三人、御宿割御大小將二人・御宿拵同二人。但爲御迎鹽川安左衛門、從吉治公野村貞四郎、廿日に發出□驛迄被遣。御對顔は御居間書院に而、御熨斗迄被進、成瀬内藏助は於御居間即刻御目見被

仰付、頭分は於長圍爐裏上之間、旅裝束之儘御目見、平士・御醫師・御歩小頭並御雇町醫師にも、於御同間御目見。披露前田左京。畢而頭分平士・與力・御醫師・御料理人等迄、敬姫様より御目錄夫々に被下之。頭分・平士御小書院二之間に而、與力・御歩は御式臺御廊下通に而被下之。近藤治右衛門御目錄夫々に渡之。廿五日御勤有之節、造酒丞殿御側御小將十五人、於長圍爐裏之間御通掛御目見被仰付、指引は御小將裁許九里喜兵衛、披露前田左京。表よりも指引可仕旨伊豫守殿御申渡に付、栗田權丞も相加る。廿六日敬姫様・造酒丞殿に御料理被進に付、御能被仰付、御前高砂被遊。十一月六日從吉治公御兩様の御料理被進、爲御馳走御慰物土佐掾被召寄、繰被仰付。年寄中等並御附人・御徒迄御料理被下、諸事指引宮崎金左衛門・宮井彦太夫勤之。且御家中一統御歩並以上見物被仰付。依之御大工等、御役者之内諸橋權進・波吉右内、且御歩並以上之せがれにも見物被仰付。御白洲に而見物は三十人頭支配。吉治公御手廻・造酒丞殿御供に而罷越御仲間等、御奥押足輕・同小者・御湯殿方・御膳方・御仲間・當番切・御表向之御横目足輕、但御横目中奉伺、兩御屋敷より不殘罷出。卯中刻始り、酉刻過相濟、前田權佐・中村市郎左衛門・岡田伊右衛門諸事承指引。

十月四日。上國に地震ありて金澤に及ぶ。

十月四日地震、京・大阪甚強、其外諸國共地震。金澤も近年之大地震也。

十月十三日。新たに造酒業を爲すべからずとの幕令を領内に傳ふ。

〔改作所舊記〕

一、新規造酒屋彌可爲停止事。

右之通諸國共堅可守之候。所々御奉行・御代官、私領は地頭より入念相違無之様、幾度も改之、急度可被申付候。御赦之ため被仰出候間、能々可有吟味候、以上。

亥九月十日

右之通安藤筑後守殿に聞番御招、酒造之儀御書付御渡被成候間、寫差越候條、被得其意、支配所急度被申渡、其趣御請可被上之候、以上。

十月十三日

前田近江守

前田美作守

本多安房守

永原權丞殿

長瀬湍兵衛殿

十月二十日。石川郡粟田新保村の民、熊と相搏ちて之を捕獲す。

〔改作所舊記〕

御尋に付而申上候。

今廿日晝九時分、私共主人喜右衛門せがれ次右衛門・與三右衛門、すゝき原と申所に菜種苗を植罷在候處、狼出申由よばはり申に付、見可申与存、十間計罷越候處、熊一疋出、私につかみかゝり申に付、熊之喉わ手を指込組合、川の中わころび申候へば、私を組伏申に付、與三右衛門・次右衛門早速欠付、棒にて熊を打殺申候。其節在所之者共大勢欠付申候。右組合申内、私頭並左右之手に熊疵付申候、以上。

右申上候通相違無御座候、以上。

亥十月廿日

粟田新保村喜右衛門下人 次郎兵衛

覺

一、一疋 熊

長さ三尺七寸計、兩足長さ二尺計、面長さ一尺二寸計、胴の丸さ三尺計。

右今廿日晝時分、私共在所百姓喜右衛門下人次郎兵衛与申者、すゝき原と申所に、喜右衛門・與三右衛門一所に菜種苗植罷在候處、次郎兵衛熊につかまれ疵付申に付、次右衛門・與三右衛門早速折合、棒に而熊を打殺申所わ、在所之者共も罷出申見届、肝煎安右衛門に爲申聞候に

付、其段御注進申上候處、爲御見分各被遣候。私共相見仕、熊死體見届申處、鼻の上打折申候。左の眼上に長二寸計の疵二ヶ所、右の眼の上に六・七分の疵一ヶ所、鼻の上に三寸計の疵一ヶ所御座候。此外疵無御座候。
右之通相違無御座候、以上。

亥十月廿日

栗田新保村 肝煎 安右衛門

與合頭 甚兵衛

喜右衛門

山本喜平次殿

松本豊右衛門殿

田井村次郎吉殿

押野村安兵衛殿

十一月十八日。今年米作の成績佳ならざるを以て收納の際検査を嚴にする勿らしむ。

〔改作所舊記〕

當夏より天氣不宜、其上洪水、兩度之大風に而作毛實入惡敷、うすみ青米入交申候。例年之

通米撰候而者、納所指つかへ可申候間、右之趣相心得、米納候様被仰渡可被下候。私共之内御郡中の罷出、右之様子見分仕候、以上。

十一月十一日

改作奉行

御算用場

右之趣改作奉行より書付申に付、則御年寄衆の相違候へば、御月番美作守殿より、紙面之通可申渡旨被仰渡候間、御藏入納方可得其意候、以上。

十一月十八日

御算用場

加州・越中・能州御扶持人十村・山廻・御代官中

〔政隣記〕

一、今歲天下凶饑。本藩之風損・水亡穀數五・六十萬石。

十一月廿八日。前田綱紀の女恭姫病を發す。

〔政隣記〕

十一月廿八日より圓淨院様御食滞に而御不例。御療治初は三井鴻庵、其後山脇明永・八十嶋壽三・南保玄隆、十二月朔日早飛脚を以江戸に言上、七日に江戸着、爲御見廻御大小將・茨木貞右衛門被遣候處、途中深雪、十九日金澤に着、尤早打也。

圓淨院は恭
姫、長尙連
の室

十一月晦日。魚類等の價格騰貴する理由に關して十村等より答申す。

〔改作所舊記〕

就御尋申上候。

一、鱒・鱈其外諸色共直段高直に罷成候儀、如何之仕合に候哉と御尋之趣奉畏候。浦方獵師共手前、其外賣出申物有之、品々様子吟味仕候處、御當國御郡付浦方に而、鱒・鱈は捕不申、其外諸魚之儀、外海並内潟共近年獵少く御座候故、段々直段上り申と奉存旨申候。其上御當國御郡付浦方並内潟諸魚之儀者、金澤魚問屋に不殘出申候處、相場に直段相立候而、代錢相渡申首尾に御座候故、其通請取申候旨申候。

一、蠟並紙其外疊之表等直段之儀吟味仕處、右品々之儀年により地・他國之出來不出來御座候に付、不宜年々漸々に直段上り申と奉存候。是等近年打續出來不宜候。其外品々も右之通に御座候。津留物之儀者、勿論彌吟味仕、魚抹成儀無御座様可申渡候。

一、加州三郡浦方之儀、前々より餘浦と違、取揚申諸魚不殘金澤問屋付に仕、勿論直段之儀問屋より時々相場に相極候而、代銀相渡申候。前々より浦方村々肝煎・與合頭共に誓紙爲致置、所に而小賣仕候分、且又大分取揚申時分鹽魚に仕、萬一他國出に仕候分は、右役人共改、如御定御郡方口錢取立人方に賣高帳面に記出し、口錢取立上申候。浦方村々肝煎・與合頭共に、

誓紙今般相改申付、急度縮仕、則間屋着分一ヶ月切に、賣高並直段帳面記爲上申候。

右惣而諸色、密々他國に招商賣仕に付、諸事高直に罷成候旨被仰渡承知仕候。此儀先年より津留御停止之品者、毎年申渡縮仕儀に御座候へ共、猶更浦方等嚴重縮申渡、不沙汰之仕合無御座候様可仕候。尤諸色直段之儀も、無故高直に賣出不申様、彌吟味可仕候。爲其御請上之申候、以上。

寶永四年十一月晦日

能美・石川・河北郡十村中連名

永原 權 承殿

長瀬湍兵衛殿

十二月三日。前田綱紀の女恭姫歿す。

〔政隣記〕

十二月三日亥刻圓淨院様御卒去之旨、早飛脚を以言上、十三日江戸に着。依之普請・鳴物等、十五日迄遠慮与御觸有之。爲伺御機嫌諸頭以上御帳に付、御悔使御大小將御番頭富田吉太夫に被仰渡、翌十四日發足。

於金澤は普請・鳴物等七日遠慮、爲伺御機嫌頭分以上御月番に參出。十二月七日寶圓寺に而御葬式、野田山に御移。安房守は又三郎方御廣式に相請、其外年寄中は御寺に相請、八日・九日寶

圓寺に而御法事有之。八日安房守御寺詣、廿九日稻垣三郎兵衛御使を以御香奠銀千兩御備。
十二月廿八日。前田綱紀從三位に叙せらる。

〔政隣記〕

十二月十八日今日御登城可被遊旨、昨夜御奉書到來に候得共、頃日御不快、御長髮に而被成御座、御登城は難被遊候。乍然御用之品により、秋元但馬守殿御宅迄御出可被成哉之旨被仰出候處、御宅に不及御出に旨申來候。今日紀伊宰相様にも御召に而、中納言御昇進被仰出。同廿七日御老中方御奉書、御用御座候間明廿八日御登城被成候様申來。則廿八日辰刻御登城之處、御懇之上意を以被叙從三位に付、爲御禮御下。西丸にも御登城西御老中方若年寄中方御勤。夫より御上邸に被爲入、年寄中にも、御普爲聽、暮前御中邸に御歸館。右に付御大小將・横目以上は、於年寄中席御弘、伊豫殿演述。

今日御登城被遊候處、於御座之間大納言様御同座に而、御近く被爲召、御懇之上意に而、從三位に御位階被仰付、難有仕合に被思召候。此旨頭分は可申聞旨、於御上屋敷拙者共は被仰出候。

寶 永 五 年

正月六日。前田綱紀登營して先に従三位に陞りたるを謝す。

〔徳川實紀〕

正月六日云々、松平加賀守綱紀も従三位を謝して、定利の太刀・金十枚・時服二十献じ、西に備前眞長の太刀・時服十奉り、御方々へもものさゝぐ。

〔御年表〕

寶永五年正月七日御拜叙の御禮御獻上左の如し。

將軍家へ御太刀定利代
金十枚一腰・黄金十枚・御時服二十。

御臺所へ白銀五十枚。

家宣公へ御太刀備前眞長代
金七枚五兩・黄金五枚・御時服十。

御簾中へ白銀三十五枚。

五ノ丸殿、八重姫君へ白銀三十枚宛。

正月九日。前田綱紀の位記口宣を受領する爲使者を京都に發せしむ。

〔御年表〕

正月九日御位記口宣受取御使者小幡外記、奉書持參御使者御大小將内藤十兵衛京都に赴く。日光山へ御獻納の御使者成瀬内藏助を遣はる。

本文七日とあるは誤なるべし

二月四日。家中に伎藝の者を置き及び博奕を試み、遊興の爲に參會する等の事を禁ず。

〔政隣記〕

覺

一、各如御存知、伎藝之者御國に指置候儀者、先年より御制禁に付て、役人中常々途吟味候。然處近年伎藝之者、侍中歴々之内にも長屋等に指置、別而頃日は於方々興行有之躰之旨、加藤十左衛門及斷候間、被得其意、家來末々迄宿仕儀者勿論、於他所も見物不仕様に嚴重可被申付候。此儀は假令不苦筋に候而も、儉約之砌にも候へば、少にても遊樂を懸り候品者、可有遠慮に候。増而御停止たるの上、旁以人々堅可相愼儀之所、沙汰之限之仕合与存候。惣而近年侍中歴々之内を始、伎藝之者居宅に指置候段、兼而取沙汰承候に付て、御聽にも相違候而、御吟味之筋も可有之儀と見合罷在內、今般十左衛門及斷候故、先此段申達候。此上にも不被相止輩令見聞候者、急度可及僉議候條、是又可被得其旨候。

一、博奕惣而賭諸勝負、是又近年方々發興之様子に候。依之勝手令失却、不似合仕方之族も有之段、時々承之候。此儀者第一公儀御定數之儀に候得者、歴々之面々を初、聊御用捨難被成事に候條、被得其意、各之儀は不及申に、家來末々に至迄、向後猶更愼候様に嚴密に可被

定數は條數なるべし

申付候。

一、侍中歴々之内を初、或下屋敷又は於居室に、召仕候女を指置、密々誰彼參會、毎度遊興之沙汰其隱無之候。代々過分之知行をも被下置面々などの儀は、別而御奉公之筋可被心懸事之所、右之様子に候て者、勝手も指つかへ、おのづから侍之風俗も取亂し可申儀に候間、彼是以急度可被相嗜尤に候。附、參會之時分料理等之儀、近年次第に結構に罷成候。假令押立候振廻に而も、此節に候得ば、彌以萬端かろく可被仕候。是等之儀、兼而可申談と見合候内、此度次而も有之に付而、件之品々申達候、以上。

二 月

右昨日越後屋敷に相詰候處、御月番本多安房守殿被仰渡候者、右覺書之趣御年寄中御組御支配中に被仰渡候間、諸組共に申談可然旨に而、右覺書御渡候條、寫差遣之候。委曲被得其意、家來末々迄嚴重に急度可有御申渡候。御披見已後御判形候而可被差越候、以上。

戊子二月五日

神尾 主殿

二月十日。傳馬肝煎、傳馬に積載する荷物の制限を超過するものあるを以て駄賃を増さんことを求む。

〔改作所舊記〕

乍憚申上候。

一、輕尻傳馬乗下五貫目。

一、荷輕尻は二十貫目。

一、乗懸之乗下五貫目より上は二十貫迄。

一、一駄荷物は四十貫目迄。

第間本の儘

如斯之貫目に限り申御定に御座候處、近年輕尻乗下重き荷物御座候故、馬持御斷申上候得共、御聞届不被成、迷惑仕候。尤僉議仕、相對之駄賃御拂被成候御方も御座候得共、畢竟迷惑之儀に御座候。第間之駄賃と申儀は御定無御座候間、向後輕尻乗下一駄請取申度奉存候。其外荷輕尻乗下五貫目より少に而も重き荷物は、如御定乗懸駄賃請取申度奉存候。其外荷物輕尻乗下一駄荷物等貫目、御定之外重き荷物多御座候而、馬持迷惑仕候事。

右御侍様方に御出入仕候町人、並遠所より罷越候町人、御當地發足仕候時分、其御屋敷又は御家來方より切手申請、傳馬取申候。ケ様之儀近年多御座候而、馬持共迷惑仕候御事。

右之通に御座候間、御慈悲を以被爲聞召上、前々御定之通重き荷物、並紛敷儀無御座様乍恐奉願候、以上。

寶永五年二月十日

傳馬肝煎 與右衛門

町御奉行所

〔改作所舊記〕

當町傳馬輕尻並乘懸荷物共に、貫目混亂仕、且又御家中侍方手寄を以、遠所町人傳馬取申者も御座候間、馬持共迷惑仕候間、向後紛敷儀無御座様仕度奉存候。此趣諸頭に被仰聞可被下候。傳馬肝煎與右衛門差出候書付も懸御目申候、以上。

子二月十一日

小塚 八右衛門

前田 兵右衛門

本多安房守様

前田近江守様

前田美作守様

村井出雲守様

奥村 伊豫様

右一統御觸あり。

三月九日。前田綱紀先に禁裏延焼せしを以て使を遣して物を献らしむ。

〔御年表〕

三月九日、京都大火内裏延焼に依て、御使者足輕頭村田縫殿右衛門景慶を以て、禁裏へ白布五十端、仙洞へ同三十端御獻上。

三月廿七日。尾張侯松平吉通の妹松姫、徳川綱吉の養女となる。

〔政隣記〕

三月廿七日。尾張吉通卿御妹松姫君、大樹爲御養女御登城、御迎松平美濃守殿。

〔松雲公御夜話〕

一、松姫君様御養子以前、尾張様より志賀性庵宗仙院の弟子、尾州の御扶持人也を以、宗仙院迄申來り、若狭守

様の御縁組被仰合度之旨に候處、御返答に何分に茂可被任其意候、乍然外様とは違申候間、

一往御老中方へ被仰入、其上に而可被及御返答旨。無程公儀の御養子に被遊、若狭守様の御

縁組被仰出候旨、庚子二月廿八日拜聽仕候。

三月廿八日。前田利章初めて柳營に上り徳川綱吉に謁す。

〔前田家雜録〕

一、造酒丞殿寶永五年三月廿五日松平之御稱號御改、同月廿七日始而御老中方御勤。同廿八日初而公方様へ御目見被仰上候に付、御献上物並方々被遣物覺。

公方様へ 御太刀馬代金一枚・御時服五・包のし。

宗仙院は橘氏、前田綱紀の侍醫

大納言様へ 御太刀馬代銀二十枚。

御臺様へ 縮緬紅白十卷・包のし。

御簾中様へ 縮緬紅白七卷・包のし。

以上

御太刀馬代金一枚宛 兩所御老中六人・松平右京太夫殿・松平伊賀守殿・間部越前守殿。

御太刀馬代銀五枚宛 兩所若年寄衆五人。

御太刀馬代銀三枚宛 同 御側衆十人。

五百疋 豊小路殿。

三百疋 おつう御方。

千疋 豊原殿。

五百疋充 常盤井殿・高瀬殿・富岡殿。

三百疋宛 駒井殿・須山殿・いさのどの。

御太刀馬代銀二枚充 御留守居年寄松平主計頭殿・町奉行坪内能登守殿・丹羽遠江守

殿・町奉行松野守殿・百人頭中根壹岐守殿・御目付村瀬伊左門。

殿中に而此御面々御取持之由也。

右之通造洒承殿より御献上並被遣物有之。

御太刀馬代金一枚充

水戸中納言様・水戸中將様。

右之通造洒承殿より被遣候。此外御一門様方々者、御太刀馬代銀一枚充・御樽代、爲御祝詞被進候由なり。

御太刀馬代銀五枚充

御宮・大猷院様御佛殿・嚴有院様御佛殿。

銀五枚

台徳院様御佛殿。

御太刀馬代銀五枚

日光准后御方々。

銀二枚充

御宮守護法院・大猷院様御佛殿東漸院・嚴有院様御佛殿津梁院。

御宿坊常照院。

銀三枚宛

清泰院様御佛殿・廣徳寺御佛殿・桂香院御佛殿。

綿十把充

増上寺方丈・傳通院方丈・廣徳寺方丈。

銀二枚

増上寺御宿坊壽光院。

右之通造洒承殿より、御佛殿へ御社參詣に付御献上。日光准后御方へも御越に付被進。其外以御使者被遣候。

公方様へ 綿二百把。

大納言様へ 同百把。

御樽代千疋充 御老中六人・右京太夫殿・伊賀守殿・間部殿。

同 五百疋充 若年寄衆五人。

紗綾 十卷 秋元但馬守殿。

色羽二重廿疋 松平美濃守殿。

是は御祝儀とは無之、常々御見廻分に而被遣候。

三百疋充・包のし 御城女中梅津殿・野殿。

金五切充 御同朋四人。

同三切充 御徒目付與頭二・火之番與頭三人・御廣間方與頭五人・御數寄屋

方與頭二人。

金二切宛 御廣間方・御數寄屋方坊主衆十五人。

同一切宛 御玄關番御小人四十人・中の口番御小人三十四人。

同三切宛 西の丸火之番與頭二人・同御廣間方與頭三人。

同二切宛 同御廣間方・御數寄屋方坊主衆四人。

同一切宛 同御門下番人十八人。

右造酒丞殿初而御日見爲御祝詞、從相公様御獻上、並方々の被遣物如此御座候。

一、同年三月廿八日より造酒丞様と可奉申旨被仰出候事。

〔政隣記〕

三月廿八日造酒丞様、今日始而相公様御同道御登城御目見、御太刀金馬代時服五。御臺様の縹紗十卷、大納言様の御太刀白銀廿枚、御簾中様の縹紗七卷。從相公様公方様の綿三百把、大納言様の綿百把御献上。且西丸にも御登城、造酒丞様は御下に飛驒守様御同道に而、御老中・若年寄中御勤。且今日より造酒丞様子可奉稱旨奥村伊豫殿被申渡。

三月廿九日。幕府先に富士山麓諸國の降灰を除くが爲に用金を課したるを以て此日加賀藩二萬五百兩を納る。

〔改作雜集錄〕

〔戊〕寶永五年閏正月七日、御老中井上河内守殿へ聞番御招、砂除銀の儀に付御書立相渡さる。

河内守殿御用番にては無之候へども、富士山焚出砂降積候國々御用被仰付に依て也。若年寄稻垣對馬守殿・御勘定頭荻原近江守殿主付なり。

近年御入用之品々有之所、去冬武州・相州・駿州三ヶ國之内、砂積候村々御救方之儀に付、今度諸國高役金御領・私領共、高白石に付金二兩宛之圖、在々所々より取立可有上納候。

且又領地遠近有之故、在々より取立候迄可爲遅々候間、一萬石以上之分者領主より取替候而、當三月を限江戸御金藏へ可有上納候。一萬石已下は六月を限り可被相納候。頭有之分者其組切に請取之、目錄を以頭々より可有上納候。頭無之面々者、上納之前廉可被相立候。五十石より内之端高者役金可有用捨候。寺社領者相除之候、以上。

閏正月

三月廿九日御領國分砂除金二萬五百兩を上納あり。諸國の高都て一千八百七十三萬二百石、出金高三十七萬四千六百四兩と云々。多くは四民に課て是を出す。此方よりは悉く公府より御出し、御領國へ課役仰付られず。

三月廿九日。前田綱紀本郷邸竣成せるを以て之に移る。

〔政隣記〕

三月廿九日御上邸に御移徙。依之御殿に相請候頭分、服紗小袖・布上下、爲御祝儀頭以上御帳に付。

四月朔日。杉本九十郎圍碁に助言したる者と争ひて之を斬り、後廿九日切腹を命ぜらる。

〔政隣記〕

四月朔日於金澤、御歩杉本三丞せがれ九十郎十六歳、火矢方御細工人小川七丞せがれ太郎三郎十三歳と鬪論し、太郎三郎を及殺す。圍碁之助言より起れり。三丞頭青地彌四郎宅に九十郎を被預、同九日人持組竹田宇右衛門宅に改而御預、同廿九日於竹田宅切腹被仰付。檢使御歩頭青地彌四郎・村半藏、御横目熊谷半助・伊藤兵太夫。

〔政隣記〕

四月朔日。本書にも如有粗記、今日杉本九十郎喧嘩等之首尾、父松本三丞就在江戸、在金澤青地彌四郎・室新助より三丞に告遣し候書面、要文寫左之通。

一、四月朔日杉本近所紺屋方に而、小川七丞せがれ太郎三郎一座に而、紺屋之者と碁を打。于時太郎三郎助言す。無用といへども不聞。終に九十郎三番負る。其上に而互に口論、座を立時跡より太郎三郎儀、やるまじと詞を懸るゆゑ、九十郎立歸、太郎三郎を切倒す。太郎三郎も抜むごせしが、肩の疵重くして不叶。然處九十郎舍弟與兵衛聞付候て、其場へ來りて九十郎の脇指に取付人を呼故、大勢寄集り、九十郎を宅に引取。其時黄昏也。九十郎母早速其場に來て、相手の様子を見届る。人々感稱之。扱倉知□□。大地彦右衛門方に及案内候處、兩人急ぎ來りて組頭青地彌四郎に案内す。青地一騎駈に而來り、九十郎に様子を問。九十郎靜に委細を告、其上に而弟與三兵衛取付候故、相手仕留不申と云。與三兵衛口上も同事也。其

九十郎の父
三丞は當時
在江戸なり
しをいふ

夜月番前田近江守に、青地罷越首尾達之。父三丞・一類も無之、其上相手も近所に有之、幼少者之儀無心許候間、九十郎儀明日私宅に引取置度旨も申達候處、被聞届候に付、翌二日晚迎之者指遣候處、大形とたんに太郎三郎死す。依之最早埒明候得共、頭宅に而生害と有之而者罪科人之躰に成候條、此上者御預被成候而も御斷可申上候と近江守に青地申達置候故、二三日九十郎宅に有之。其間は晝夜小頭並青地家人數多附之。然るに同月四日越後屋敷に而老中列座、杉本三丞せがれ九十郎儀、落着迄頭彌四郎に御預候間、縮仕差置可申旨、覺書に以被仰渡。于時青地曰、此儀先達而近江守殿に御斷申上置候。御歩組に是迄喧嘩無之候。不義之事故頭に御預之先例は御座候。若此例を以御預被成候哉。組外に筋有之御預被成候哉。此段承候而御請可仕と申演候處、各返答なし。良有て本多房州曰、先例を以御預に而は無之候。一類も無之者故、新格を以御手前を御預と被申に付、青地、左候得者本畏候、九十郎手前無御心許に付御預この事に候得者、組之者之儀願ても預度事に候。右仰渡に候得者、御紙面に者縮り仕候様にと有之候得共、左様之儀にも不及、了簡次第に仕差置可申旨申所、其通りとの事也。四日は終日雨天、徒然を慰め、青地より九十郎方の菓子を送る。小頭中共に賞籠之處に、右之趣申來。同日七時頃迎之者來り、大小を爲指、常之通に而同道可仕旨、小頭中の迄申來、人々感稱之。九十郎儀宅を出候時母に向、久々御介抱忝候由をいふ。母答に、今一

度之首尾でかし候様にといふ。扱九十郎青地宅に來り、大小を家來に渡す。其儘と雖被申候強て預之。聊か常に替躰なく笑談す。五日庭亭にて慰め候處、菓子・料理等快く食す。物而青地家來の九十郎物語之躰、潔き事共筆紙に盡し難し。但今少之命などといふ事は曾て不申、人は萬年生ても無替事物なごといふ。扱相手之事を譽め、日頃は雜言杯申者にては無之處、不計互に詞を荒したりと言、諸事大石主税に不劣様子共也。或日庭に出毛虫を殺す。青地家來見て、御手かぶれ可申といふ時、今二三日の手に候得ば不苦といふ。又生類を殺し候者報ひ可申と言へば、報ひも二三日之事也、來世は勝手次第にて、死は聊も心に不掛躰也。青地念頭に諸事心を付候儀、是又親切也。九日は必定切腹と各存之條、青地にも其用意有。其夜月も能く、餘波之月見を御亭にて仕度候間、何ぞ御振廻被下候様にこそ望す。青地よく被申しとて、品々酒肴を調へ月見有之。且同日晝、切腹之事小頭中の傳授被致候様にと、青地申談に付、則腹の切様杯申談候處に、青地出、お袋別れ之時、今一段之所宜様にとの事忘れられ間敷と申入候處、兩手を突委聞之、小頭に向ひ、其段は仰迄もなく、成程心得居候由申演。青地初め何茂涙を落せり。

一、九十郎儀竹田宇右衛門に御預之儀、同月十日被仰渡有之。青地いつ迄も預り置候へ共、輕き者人持組に御預は急度せし事、九十郎今度之仕形、歴々にしても不辱事故、如此急度被

仰付儀、一つ者若き者の進みにも可成と、竹田に引渡了簡に決斷、其夜五つ時に竹田に引取之。于時九十郎、昨九日青地家來をそと側へ招き、脇指鞘の納め様は如何と尋ね。是はつひに切腹之事聞見なき故也。ケ様之事迄前方に心付、感稱之。家來具に教候得共、最早よく合點したりとて、又高笑物語せり。

一、今度目出度時節ゆるゑ、相窺、御祝儀事之日に不指合との事。然れど頭は外御用も有之、扱と竹田に御預也。

一、九十郎母、始終九十郎に對し涙を不落、日は泣はらしたり。又弟與三兵衛其節之様子、且尋る人々之挨拶、理發成事共、今年十一歳也。何も非常人と感稱之。九十郎事國中一統に惜之。

一、竹田に御預之砌、精進日相尋候處、精進日無之候間、御貧着有問敷といふ。重而家來強而尋候得者、廿日頃迄之日をいふに付、一ヶ月之精進日可承と言へば、廿日以後者不入事也、若入候事あらば、其砌に至り可申と答候由。

一、同月廿八日御年寄衆連印を以て、相手小川太郎三郎相果候に付、九十郎切腹被仰付由被申渡。則竹田・青地共々に申渡候處、神妙之御請申述。青地香を持參、只今送り候物無之、明日最後之砌、衣裳にも留候様にきて渡候處、取て戴き、ごかく之儀不申涙を催す。今度此度

出來つひに落涙なし。此節青地深志を感ずる故也。

扱其香宵にも留、翌朝も自身焼之。

一、同夜竹田酒肴を調へ、酒をも進て慰候様に被申候處、仰なく共申入候て酒も被下、被附置候人々にも進め申度奉存候處に、忝とて其身も餘程給酔ひ、夜半過少休息可然と附居候者申候得者、今夜計の餘波成りて、七時迄笑談し、夫より快く熟睡也。

但右睡前、父母の之狀並弟の之狀も調候。右之香を割り、守と一集に封じ、惣包者宛處弟與三兵衛に調之。右守者竹田家來に渡し、是迄身を不離候へ共、最早不用之物也、川に流し候様に申候へ共、とかく母儀に被送可然と人々申に付、右之通認之。其夜青地に之禮、小頭中迄申述置、竹田家來には不申置。ケ様之事迄心を付、殊勝成儀共。其外小頭中並竹田・青地之家來にも、夫々に禮を述、ケ様之趣も抜たる處無之。

一、翌廿九日六半時起出、行水等用意す。四時爲檢使青地彌四郎・村半藏、御横目熊谷半助・伊藤平太夫、並に御歩横目豊原彌三兵衛・山森佐野右衛門、竹田宅に至る。上之間に青地・村・熊谷・伊藤、側に竹田宇右衛門、下座之方引退竹田源助、縁頬に御歩横目豊原・山森相詰。子時次之間に九十郎、白き袴・淺黄上下着用、竹田家來同道して出る。其躰健か成事、年齢よりは長も延たる様に見ゆ。青地年寄中之紙面を披き申渡候處、段々結構に被仰付難有奉存由御請也。熊谷は今般無殘所首尾与挨拶、則九十郎一禮す。青地本座に復す。同道之家來に九十郎何やら小音に申述、家來軽く諾し立申處、青地右家來を呼て、只今九十郎何と申候哉可

申聞と尋ぬ。家來の曰、輕き者に候處、しつらひ等段々結構忝旨且那わ之禮也といふ。夫より直に縁を下る。其構上面之庭上三間餘、向に六尺に九尺の假屋、白縁の疊・布の袷蒲團敷之、白幕引之。着座之所の置飾、三方に水茶碗に十分盛之、短刀を添へ置。縁類假屋之間兩方に給人三人宛、袴を着し伺候す。假屋兩方に中小將兩人宛、介錯並介副は布上下着用す。

廊下より假屋迄三・四間之所、薄縁敷之。九十郎其道筋を出、右三方に向ひ着座之時、青地彌四郎縁類わ出、九十郎心靜にと申。于時九十郎檢使わ向ひ急度一禮し、介錯わも時宜有之、三方之水兩手に而取て、三口少も不飜飲之候て、肩衣を外し後ろわ投げ、肌を脱ぎ、脇指を取て戴き、青地着座之方を見て打笑ひ、脇指を腹に突立、押付く切て右之脇まで切廻す。

夫迄莞爾くとして顔色少も不變。兼而者突立候者、其儘首を討べしと竹田も被申付置候處、九十郎其心を得るにや、急度仰のき居候ゆる、介錯も猶豫す。とくと引廻し終りて首を請る時打之。介錯小將組徳田理左衛門といふ者也も無殘所首尾、左之方後の角より打之。介副人則驗しを揚て、見

届之旨承り、其儘幕を下す。幼少にて神妙などいふはおろか、千萬之中にも有難き人傑、傳聞之者男もなく女もなく、涙を不落はなし。死骸は一類勝田助七引取之。青地書付を以て、熊谷同道、越後屋敷わ出演述。年寄中等各落涙。近江守殿感稱之餘り、今一篇可申述由所望に付、再び演述す。誠に古今未曾有と云々。

一、右切腹之事、廿八日竹田に申來り候節、則九十郎に被申聞。其朝に至り申聞候物に候得共、其方之事故先達而申聞候段演述之處、結構成被仰聞忝由相答ふ。其後此ヶ條前文之趣と相違ながら本書之儘に記之。青地も爲暇乞被參、竹田留守に付、家來を以九十郎を呼出し對面之處、其進退とも言語に不及、尤之事共なり。

一、前夜にも青地被參、九十郎を別席に招き、何にても申置儀、兩親に傳詞も無之候哉。拙者儀に候得者いさゝか無隔意申聞候様にと、色々申候得共、何之申置儀も、兩親に申度儀も無之由相答ふ。

一、九十郎生害之後、母之愁傷飲食を絶し、餘所目も難堪躰也。青地より粥を調味して相送り、其餘懇情至極を盡せり。

右青地、室兩氏直筆之紙面より要文を抜書す。

一、杉本九十郎等書附左之通。

私儀隣家紺屋伊兵衛宅に平生罷越候故、今七半時伊兵衛方に罷越、伊兵衛家來勘助と申者と共打罷在候處、小川七之佑せがれ太郎三郎有合、再三助言仕候に付、無用に仕候様に度々申聞候上、互に少々雜言申合、暮頃に共打仕廻、私罷歸候時分、太郎三郎逃し申聞敷旨言葉を懸中に付、脇指を抜切付申候處、私弟與三兵衛有合さへ申候内、伊兵衛杯取付きわ

け、私宅の同道仕罷越申候。右之首尾故切留不申候。隣家之儀故、常々之通脇指迄に而罷越申候。此外宿意聊無御座候、以上。

戊子四月朔日

杉本九十郎判

青地彌四郎殿

私支配杉本三之丞せがれ九十郎儀、町奉行支配小川七之佑せがれ太郎三郎与口論仕、太郎三郎の疵付候に付、同役共申談様子承届、九十郎紙面一通上之申候、以上。

戊子四月朔日

青地彌四郎判

御年寄衆等不殘殿

一、杉本九十郎今年十六歳、小川太郎三郎は十三歳也。

四月六日。前田綱紀の女敬姫因幡侯池田吉明に嫁す。

〔政隣記〕

四月六日敬姫様被嫁因幡侯池田右衛門督吉明公に、申刻御出輿。御迎松平造酒正殿・南部主馬殿。御送飛驒守様・淺野土佐守殿。御輿渡奥村伊豫、貝桶渡本多圖書勤之。御供人不殘子持筋鬘斗目・榻上下。御出輿後御囃子・御酒宴有之。

〔徳川實紀〕

七日松平加賀守綱紀が女子、松平右衛門吉泰に嫁しけるをほがせ給ひ、綱紀並に女子に三種二荷づゝ給ふ。西よりもおなじ。御臺所よりは綱紀に三種二荷、女子へ二種一荷。簾中御方より綱紀に二種一荷、女子へ一種一荷。五丸よりは綱紀にも女子にも二種一荷づゝ遣はさる。四月九日。前出吉徳柳營に上り、徳川綱吉の養女松姫と婚すべき命を受く。

〔徳川實紀〕

四月九日松姫君を松平若狹守吉徳に降嫁の事仰出さる。よて家門並に松平加賀守綱紀・若狹守吉徳まうのぼる。

〔政隣記〕

吉治は吉徳の
前名

四月九日、前日依御奉書、御兩殿様御同道御登城之處、御老中列座、松平美濃守殿を以、松姫君与吉治公御縁談被仰出。

追付於御座之間、御三家並御兩殿様御列座、御懇之上意有之。御手自御熨斗鮑被進、追付御退出。姫君様御年十。右に付西御丸にも御同道に而御登城、御下兩御老中並若年寄中不殘御勤。御歸館之上御囃子有之。物頭以上は御吸物・御酒被下。高砂將監・東北九郎・猩々鍋吉、右に付爲御祝詞諸頭已上御帳に付。於金澤は同月十五日頭分以上は御弘有之。爲御祝儀年寄中

相勤。

翌十日一萬石以上之諸大名、右御縁組之御祝儀に御出也。同十一日御入輿御用本多圖書・前田權佐。但五月御國之御暇後は、不破彦三代而勤之。藤田内藏允・永井織部・成瀬内匠・中村市郎左衛門・岡田伊右衛門之被仰渡、並下役平士・輿力・御算用者被仰渡。同月十五日御登城之處、御入輿當十一月与被仰出、御下、西御丸御登城、夫より御老中方御勤。於金澤は五月五日出仕之人々に御弘。

廿六日御定婚御祝儀物就被指上候、巳刻より御兩殿様御登城。但御結納物者不被指上候。是者清泰夫人之御舊例と云々。

四月十九日。松姫將に來嫁せんとするを以て御守殿建築の地鎮祭を行ひ、十月に至りて成る。

〔政隣記〕

四月十九日御柱建、地鎮安鎮之御執行有之、申刻終。圖式左之如し。(圖略)

右之如く列座、御大工小頭十一人、紺之帷子・裾上下にて三方持出、柱之左に五人、右に六人座す。其次御大工池上平左衛門素袍に而出。御大工兩人是も長上下に而指副出、此者長柄加へを持之。平左衛門土器取上、色々祈禱を仕。扱平左衛門瓶子を持、成瀬前へ持參、互に禮

有之。今一つ之瓶子を茨木前に持參、又禮有。終而則長持二つに瓶子二つを入、末座之御歩附て、御中邸に持參す。扱各退散也。御祝被下人數千六百人。但二人に大豆強飯五合・酒二合五勺宛、何も於御普請場被下之。頃日御領國大工に而不足故、江戸大工六百人御雇也。同月廿日より九月七日迄、連日御兩邸御家中家來前記之通御雇也。同廿日より十月廿日まで又御雇也。九月十三日からき立有之。

一、御座之間御寢間に、列女傳之内日出度繪、御儒者岡嶋忠四郎に被爲選候處、惠雲公之夫人を先として、只七人ならで日出度は無之、列女傳に有之は、大方難に逢て貞心の顯るゝ而已也と云々。

同十五日左之通。

御入輿後御玄關中御門御香被仰付 別所孫太夫 伴 無理兵衛

同十八日御守殿御普請御用所割等、左之通被仰付、表御居間に而御目見被仰付。

御寢殿方 青地源次郎 中村新兵衛

御局 奥野市兵衛 菅野彦兵衛

御臺所方 有澤彌三郎 山本源右衛門

局方者東屋作、其外入念式正之箱棟作、破風者狐格子也。

同十九日從公儀御附人、新御番組頭より川副新右衛門殿千石、御加増都合千四百五十石に破仰付、其外夫々被仰付。

同廿日御守殿大御門之虹梁曳之、但大牛八疋。

同廿八日御守殿御用に付江戸に可參旨、於金澤被仰渡候人々、御大小將不破忠太夫等廿四人、新番遠藤伴太夫等三人、以上御給事御用。十月七日・八日・九日之内發足可致旨。御馬廻組杉野源太夫等五人、定番御馬廻組吉田伊右衛門等五人、組外蜂屋孫之進等八人、御守殿御番爲御用、十月十日・十一日之内可致發足旨。

十月九日御守殿御上棟御規式有之。

同十日左之通被仰付。

御守殿御用人

足輕頭

戸田清太夫

同

杉江奎左衛門

同十五日御守殿出來、御寢殿之次第左之通。

一、御寢殿御上段・御下段共に松竹梅・鶴龜。御上段天井惣金に草花折枝合天井。同御縁類若松・桐鳳凰。同御杉戸二仕切、片面雪竹に孟宗。狩野探信筆。

一、御二之間、紅桃・白桃・小鳥、同御縁類遠山櫻、御寢殿御下段二之間天井砂子に菊唐草。

御縁類通之天井砂子唐花唐草、御休息之間御上段・御下段共南都之八景。同御縁類遠山之

森、天井村砂子、同御雪隠・二間共に小竹・長春、天井村砂子、杉戸七仕切、繪色々。狩野即譽筆。

一、御假粧之間、御上段・御下段共に列女傳之内五ヶ所。御棚戸小竹。御寢之間上段、春の野雉子、下段蘭一色。同御縁頬南天。御棚戸鉢草物四枚、外に二枚大和山水、天井不殘村砂子、笹唐草。

御納戸鶴・花籠、同御縁頬山水、天井やり水に砂子、御杉戸五仕切、繪色々。

一、御鈴之間若松、天井村砂子。狩野宗仙筆。

一、御帳臺竹に雀、天井村砂子。狩野友甫筆。

一、御寢殿三之間雪之松、御縁頬若松、天井村砂子。狩野圓俊筆。

一、御寢殿之御掛物、左右松竹、中壽老人。狩野養朴筆。

一、同二之間御懸物、二幅對鶴。狩野探信筆。

一、御棚之飾御卷物、百鶴百龜。狩野探雪筆。

一、御屏風五双、即譽筆。三双、春悅筆。一双、伯圓筆。

右之外御待請御道具品々有之。且又局々之相印あり。梅殿と申老女中之局は、張付唐紙惣道具とも不殘梅也。其外准之。

五月十八日。月番年寄より家中及び町人百姓に儉約を勧めその行狀を愼ましむ。

〔坂井直政藏文書〕

人持之面々、其外家中末々に至迄、近年別而無用之費繁多に候間、急度用儉約、且又不行儀之族無之様、時々可被申聞候。殊以百姓・町人等嚴密に可致其制止之旨、奉行役人可被申渡候。右之通今般以御書被仰出候間、急度被相守其旨、彌無益之費を省き、不行儀之族無之様可被相心得候。其内續銀借用之面々などは不及申、假令續銀等借用無之候而も、勝手不如意之面々之儀者人馬をも減少、其外内證向人數等之儀は、猶以誠精被差詰之、以其餘分、自他國之御用無滯被相勤様に可被仕儀、肝要之事に候。且又押立候振舞に而も、一切結構有べからず候。此等之品々當春令示談候得共、今以不被相改族も有之様子に相聞え候。近年上に茂御要脚段々御手づかへ、御家中も困窮之砌に候得者、歴々を初末々まで萬端被相愼候半而不叶儀に候。同事之品を度々申談にも不及儀与存候へども、此度以御書被仰出候に付而、猶又委曲申達候。

一、百姓・町人之儀、尤其々之所作無油斷相はげまし、且又本公人に對し無禮仕形無之様に、急度可被申付候、以上。

右子五月十八日於越後屋敷、月番安房守殿御渡之、支配之人々も可申聞候。此内町中へは
不相當之品も有之候得共、其段は了簡いたし、一統可申渡旨御申聞に付、支配中不殘以紙面
申觸候。御書古寫之品も有之候得者、押出し相觸候儀如何敷存候に付、諸頭中承合候所、何
れも相ふれ申由に付、同廿二日夫々申觸候。

五月十八日。郡奉行等百姓に儉約を命ず。

〔司農典〕

百姓男女衣類等之儀、前々より御定有之、木綿・布之外着用不仕筈に候。十村・御扶持人は紬
御免許に候。則御郡奉行並拙者共村廻之時分、毎度申渡事に候。然處近年末々猥に罷成、其
上十村並末々百姓中、婚儀等取遣候時分も、諸道具等迄分限不相應之躰有之様承候。殊更新
川郡別而右之筋猥に有之様相聞え、其方共常に申付様不縮故与存候。向後右之外絹に而も着
用仕族有之候はゞ、其方共可爲越度候間、急度末々可申渡候。自分之奢を極、畢竟指詰り申
時分は、公儀に御無心を申上候様相成候筋、沙汰之限成儀に候。今程改申渡候上は、猶以急
度相守可申候。爲其如此に候、以上。

子五月十八日

毛利又太夫等九人

能州奥・口十村中

奥口は奥郡
と口郡

五月廿八日。諸勸進及び他國者を民家に宿泊せしむるを禁ぜず。

〔改作所舊記〕

一、諸勸進並他國者、於在家一宿いたさせ候儀、前々より御停止に候間、彌相守候様可申付候。御郡により右之筋猥に有之様相聞候間、急度可申渡候、以上。

子五月廿八日

永原權丞

三郡・松任

三郡は加賀なり
是月は小盡なり

六月晦日。この日幕府前田綱紀に就封の暇を與ふるの前例を實行せず。

〔政隣記〕

六月晦日例年御歸國之御暇上使有之處、御入輿之儀に仍て其御沙汰無之与云々。

七月十七日。十村等この日以降村肝煎・組合頭に百姓をして儉約を守らしむべきことを諭しその請書を徴す。

〔岡部氏御用留〕

一、耕作かせぎ等、隨分情に入、諸事相愼、簡略第一に相心得、少茂費成儀無之様仕、勝手丈夫に成立候様可仕候。自然不届之者在之候はゞ、隨分異見仕、互に勢子を入可申候。其上

に而も油断仕者之儀は、肝煎・組合頭方より十村へ可申候事。

一、男女共衣服類之儀、木綿・布之外御停止に候得者、彌急度相守、向後妻子等、帶或笠紐又はたばこ入等にも、一切絹之類堅無用に候。且又たびはき申儀同事に候。自然違背仕候はゞ、

肝煎・組合頭見付次第はゞ取可申候。見逃置、十村見付候はゞ、肝煎・組合頭可爲不届事。

あぢぢは分
家の義

一、家居見苦候共、家仕直申間敷候。何とぞ尤之品有之、家作不仕而は不叶儀に候者、十村へ相斷可申候。見分之上可申渡。たとへ古家修葺等仕候共、成程軽く可仕候。且又あぢぢ等

候共、別家相立申儀堅く無用に候。唯今迄在來あぢぢに而茂、別家に候者早速賣拂可申候。當分買手無之候はゞ、こぼち置可申候。自然違背仕者有之、十村見聞仕候はゞ、肝煎・組合頭可爲不届事。

一、神事祭禮或は智取・嫁取又は葬禮・法事等仕節、成程軽く可仕候。此段肝煎・組合頭吟味可仕事。

一、男女共金澤見物或寺參に而も、兎角金澤に罷登申儀無用に候。此段肝煎・組合頭吟味可仕候。且亦男女共金澤菅笠着用仕間敷候。見分悪敷候共、下直成笠着用可仕事。

一、宿方之外在々に而、酒其外無用之賣物一切爲賣申間敷候。此段肝煎・組合頭吟味可仕候。且又宿方へ罷出、酒屋に而酒給候共、奢たる躰少も仕間敷候。勿論聲高に嘶等も仕間敷候。

金澤産の菅
笠は上品に
屬す

自然左様之者有之候はゞ、酒屋も急度可爲不届事。

一、何方より御坊方被罷越、法談等仕候共、妻子等に至迄參詣仕儀堅無用に候。宗旨寺へ參詣仕候共、耕作かせぎ之間に不罷成候様相心得、參詣等可仕事。

右御組下村々百姓・頭振、五ヶ村組切に不殘被召寄、御口上に而、今般御算用場様より被爲仰渡候は、前々より諸事結構に被爲仰付、不作仕候得者御見立被爲仰付、其上給物不足仕候得者、定作食米被下候外、御貸米御貸被爲成、段々被爲加御憐愍候得者、勝手丈夫に成立可申處、第一百姓に不應費等仕に付、勝手茂取續兼申旨被仰聞、人々承届御尤至極奉存候。然上は自今以後諸事相慎、簡略第一に相心得、費成儀少茂無之様仕、勝手丈夫に成立可申候。則御縮方御ヶ條之趣御讀聞せ被成、其上御口上に而被仰渡、人々慥に承届能覺申候間、毛頭違背仕間敷候。萬一相背申者候はゞ、急度越度に可被仰付候、爲其印形仕處如件。

寶永五年七月十七日より廿四日迄

何村 肝煎 誰

同村組合頭 誰

七月廿六日。金澤日蓮宗の僧徒連袂訴訟の爲京都に至らんとす。

〔前出家雜錄〕

一、加越能之日蓮宗色衣等之儀に付而、惣録能州瀧谷妙成寺の日體上人寺、一宗之住持職を

各論有之、重き事故双方共に是非之御裁判いまだ無之、其分に捨り在之處に、一宗の僧徒日體上人に對し憤り深き故、寶永五年七月廿六日金澤を立退、京都本寺に訴へんとする處、本多安房守政長聞之、大正持の早飛脚を以申遣故、御關所に而押留故、無力各僧徒歸寺すと云々。八月十一日。前田吉徳の病癒疾に決し、十四日癒ゆ。

〔前田家雜録〕

一、同年八月五・六日より若狹守様御不快、同十一日より御癒疾に決め、初堀部養碩御藥差上、同十四日より林伯立御藥上る。同日之夜御癒おつるなり。

八月十五日。馬に毛ぶりを行ふことを禁ずる幕令を受く。

〔國事雜抄〕

一、寶永五年八月十五日御大目付衆へ問番被召寄、御渡之紙面伊豫殿御渡、夫々申渡。則御紙面之寫左之通。

覺

馬之くび、毛ぶり候儀、古は無之事に候。其之上火之本惡敷、用方に茂不罷成事に候間、向後一切無用候、以上。

子 八 月

毛ぶりとほ
毛を剪り不
揃になりた
るを蠟燭の
火にて焼き
手にて擦り
之を整ふる
をいふ
本文のこと
は寶永六年
正月六日に
解禁せらる

九月七日。前田吉徳麻疹を患ひ十三日に至りて癒ゆ。

〔前田家雜錄〕

一、若狹守様同年九月七日より御麻疹、同十三日御酒湯。同十五日爲御尋、上使御奏者番松平兵庫頭殿御出也。

〔徳川實紀〕

九月十五日、松平若狹守吉徳麻疹煩ふによて、奏者番松平兵庫頭乘紀御使してとせらる。

十月二日。前田綱紀の病麻疹に決す。

〔前田家雜錄〕

一、寶永五年九月廿七日より御上屋敷に而、相公様御不快御不食。十月二日御麻疹。十日四日爲御尋、上使御小將御番頭戸田肥前守殿御出也。御藥は藥師寺宗仙院也。

〔徳川實紀〕

十月三日松平若狹守吉徳麻疹煩ふにより、西より御側戸田肥前守忠位もてとせらる。

〔富永數馬覺書〕

一、松雲公大かた不絶橋宗仙院今の鹽庵祖父御藥被召上候。御藥取には奥御納戸奉行罷越申候。寶永五子年松雲公御六十六之冬、御麻疹被遊、御年來之御儀餘程御滞、宗仙院御藥被召上候得共、

本文吉徳とするものは誤なり日附も前文と同じからず

御肥立かね、曲直瀬養安院今の養安院祖父御藥被召上、日々御快被成御座候。去共程なく養安院御藥

は御止、其後も又宗仙院御藥上り申候。御痰熱專之御症と申御儀に御座候。宗仙院被參御診之節は、暫宛世間咄も被申上候。大かたは夕方被參、御袴・御羽織に而御逢被遊候。扱宗仙院被申上候は、少宛御頭痛の御惡寒のと申様成御儀被仰下候而茂、御藥先は加減不仕候。御症を一つ見立罷在、其御藥を上申儀に御座候。枝葉之儀は追付御宜御座候。只不絶御服藥御養生被遊候が御宜候。自分にも毎日服藥仕候。かやうに而天然を以終可申候。不養生御座候得者、不時の死をいたし候道理御座候。松平美濃守殿も毎日御服藥被成候。毎日御用被成候而御飽不被遊様に仕候事は、醫師之心得有之事と、度々被申上候。

十一月朔日。幕府の老中等本郷邸の御守殿に於ける心得書を掲示す。

〔前田御家雜録〕

一、寶永五年子十一月六日御入與前、御守殿に御書出、局御鎖口之際廊下に御張紙之寫。

條々

- 一、姫君様御爲第一に奉存、松平若狹守儀是又おろそかに不存、御奉公油斷有まじき事。
- 一、表方の面々と申分なご仕べからず。並表方へむづかしき儀中間敷事。
- 一、奥方より若狹守へ、人のわびごと惣而そせうの儀申まじき事。

一、寺社の輩並諸職人・町人以下、奥方へ進物さぐべからず。又は子ども・女房御禮いたさすべからず。若御禮不申上して不叶ものは、さよ・むめはつばね相談のうへ差圖致すべき事。

一、女房衆上下共に、一年に二度の外宿へ出すべからず。其上さきもたしかならざる所いつかはすべからず。わかき衆の事は、さよ・むめはつばね念を入申付らるべし。若不叶儀有之時は、さよ・むめはつばねより相談之上さしづいたし、宿へ出すべき事。

附、男女不行儀有之におゐては、其身は勿論、親兄弟まで御かゝりなさるべき事。

一、臺所のかたへ、みだりに用事申まじき事。

一、火之用心の儀、所々に不寢の番を申付、念を入らるべし。並おく方るろりの事、ゆるしの外一切有べからざる事。

右此旨を相守らるべき者也。

寶永五年十一月朔日

河内守

加賀守

但馬守

相模守

十一月十五日。前田吉徳本郷邸に移徙す。

〔御年表〕

十一月十五日吉治公本郷御屋鋪に御移徙。公より御祝儀として御近習頭葛卷新藏克明を以て、御屏風二雙洞雲・御文臺・御硯箱並に御樽代青銅五・御肴二種進ぜらる。此日諸頭以上、御吸物・御酒等を賜ふ。年寄中等は御居間書院三の間、給事御大小將吉治公御出御挨拶有之。頭分は薦の間、給事御徒御横目栗田權承長忠・聞番宮井彦太夫直行、右御用相勤る。御酒の内御徒頭矢部權承宗重を以て御意在之。

十一月十八日。德川綱吉の養女松姫前田吉徳に來嫁す。

〔政隣記〕

一、御入興爲御用前田美作守・本多安房守、十月十八日參着。

十一月朔日御道具參り、布施長門守殿御目錄御持參、於御守殿御廣間本多安房守に御渡之。

一番・二番參濟候上、御本宅御本書院に而御料理出、御退出後御拍子三番有之。

〔德川實紀〕

十一月二日松姫君の御調度を、松平若狹守吉徳の邸に送らる。

〔政隣記〕

同十八日快天、御入興晝八半時。御待上臈窈姫様御勤。相公様昨晚より御上邸に被爲入御止

目附前文と
異なり恐く
は非

宿。御迎長門守様朝五半時過御登城。晝前御下り、御輿被爲入候時分、相公様・造酒丞様、中御門之外迄御迎。備後守様・長門守様・飛驒守様・采女殿・本多彌兵衛殿、中御門内迄御迎。年寄中並前田權佐・不破彦三、右御門外に蹲踞。御輿者御守殿御廣間に而御老中秋元但馬守殿御渡、白木御輿也。相公様御受取。御貝桶は御同間に而御老中大久保加賀守殿御渡、造酒丞様御受取。夫より但馬守殿・加賀守殿並御供之若御年寄加藤越中守殿者、御守殿御表座敷に而御のし・御扱物・御洒出、其外之御供中にも御のし等出。今日裝束、頭分以上褌子持筋熨斗目・同斷長袴、平士者褌のしめ・半上下、御歩は花色小袖・褌半上下着用。

〔政隣記〕

右御入輿御日限之儀、九月十九日御登城に而、十一月六日可有御入輿旨被仰出、於金澤も十月朔日諸頭以上は御弘有之。然處十月廿七日御一門之内一人御用候條可有登城候、若狹守様御登城に者不及旨御奉書に付、飛驒守様御登城處、相公様御麻疹後御滯に付、姫君様御入輿被差延候、追而御定期可被仰出候旨。于時十一月十五日飛驒守様御登城之處、今月十八日可有御入輿旨被仰渡与云々。

十一月晦日。德川綱吉、前田吉徳の成婚を祝して物を贈る。

〔德川實紀〕

是月は大盡なり

十一月晦日松姫君御方御祝とて、井上河内守正岑、松平若狭守吉徳のもとに御使し、吉徳に時服三十・銀三百枚、父加賀守綱紀に銀二百枚・綿三百把給ふ。姫君やがて大奥へのぼらる。若狭守吉徳ももうのぼり、黒木書院にて拜謁し、備前長則の太刀・銀千枚・時服百・絹二百疋、加賀守綱紀は一文字の太刀・金百枚・時服五十・綿五百把・備前長光の御刀、弟造酒承利章は太刀・金馬代・時服十献じ、吉徳に國光の御刀・伏見正宗の御さしぞへを給ひ、御合下さる。また加賀守綱紀に來國光の御脇差、造酒之承利章へ、粟田口國吉の御わきざしを給ひ、大納言殿よりも綱紀に綿三百把、吉徳に時服三十たまふ。父子の家司等も時服若干給ふ。姫君の御方にも、河内守正岑もて銀二百枚・綿二百把・三種二荷、西より小笠原佐渡守長重もて、綿二百把・三種二荷（かはさる）。執事川副新右衛門頼賢初め、用達醫員まで時服・銀とり（く）くだされ、女房にも賜物差あり。

十二月十八日。前田利章及び村井親長叙爵を命ぜらる。

〔政隣記〕

十二月十八日、前日依御奉書、若狭守様・造酒承様御登城之處、御家老之内一人諸大夫被仰付。但相公様御脱肛御病に付、吉治公御登城也。造酒承様御叙爵被仰出、從五位下備後守様与御改、並村井出雲親長叙爵被仰付、豊後守与御改。金澤（わ）之御使者外、都而御先規同斷に

付略之。

十二月廿六日。生類憐みに關する幕府の令を更に領内に傳ふ。

〔改作所舊記〕

覺

一、兼而被仰出候通、惣而生類あはれみの儀專一に心懸、煩之節は猶以入念養育可致事。
 一、乘馬・引馬途中に而煩出し、又はけがいたし候時、無遠慮其所之屋敷に引込可致養育候。
 町屋等に而引入がたき所に而は、其所之ものへ申達、入念養育可致事。
 一、道中に而次馬並やとひ馬煩出し、又はけがいたし候はゞ、其宿之ものへ口付之馬方申合、
 入念養育仕候様申、養育之仕方承届可罷通候。宿に而無之所に候はゞ、其近邊之者に右之通
 申渡可罷通候。左様之節は、其所之もの入念養育可致事。
 右之趣御領・私領家來・下々迄、兼而急度可申付候、以上。

子 十 月

横田備中守殿より聞番に御渡被成候御覺書之寫指越候條、被得其意、支配之所々裁許之儀、
 末々迄被申渡御請可被出之候、以上。

戊子十二月廿六日

前田近江守

江戸 前田美濃守

同 本多安房守

永原 權丞殿

本保才三郎殿

十二月。石川郡鶴來村に於ける豆腐役・蠟燭役の沿革を上申す。

〔温故集録〕

豆腐御役銀上る覺

一、寛永七年時分鶴來村彌右衛門与申者豆腐仕、御役銀四十六匁四分、御奉行寺西若狹守殿
に指上申候。承應元年時分迄、右彌右衛門せがれ仁右衛門、同人せがれ市兵衛と申者、御役
銀四十八匁、御奉行小寺甚右衛門殿に指上申由承申旨、只今居申候彌右衛門申候。仁右衛門・
市兵衛茂代々彌右衛門と申候。彌右衛門と申者、代々御役銀之儀に付御しかりにあひ申候。
則承應元年之時分に而御役銀上り、其節より平賣に成申候。前の彌右衛門は、只今之彌右衛
門たごには曾祖父に而御座候。役銀證文は、先年より肝煎宛所に而被下候。
右之通に御座候、以上。

寶永五年十二月

肝煎 市右衛門

同 次右衛門

〔改作所舊記〕

蠟燭御役銀上申覺

一、八十四・五年以前、御役銀十五匁指上、鶴來村彦右衛門蠟燭仕、其後御役銀上り、六十年計以前白銀二枚計迄指上、彦右衛門忰八兵衛と申者仕、其後御役銀高上り、同村に吉兵衛・太郎兵衛と申者蠟燭仕申由承申候旨、八兵衛忰八郎右衛門申候。則八郎右衛門は彦右衛門ために孫に而御座候。彌兵衛は八郎右衛門弟に而御座候。吉兵衛・太郎兵衛は、彦右衛門一家之者に而は無御座候。

一、六十年計以前鶴來村吉兵衛と申者蠟燭仕候得共、御役銀高何程に御座候哉承不申、一兩年仕候而、其後者金澤に請込申様覺申旨、吉兵衛がれ喜兵衛と申者申傳候。

寶永五年

寶永六年

正月朔日。前田綱紀、吉徳の夫人に祝儀を贈る。

〔御年表〕

寶永六年元旦日公御登城。御退出後御守殿に入せられ、松姫君へ黄金一枚・御箱肴等進せらる。吉治公よりは白銀十枚・御箱肴進ぜらる。

正月六日。馬の頸を毛ふる禁令を解除す。

〔國事雜鈔〕

一、同六年正月六日被仰出候紙面伊豫殿御渡、頭中等申談、左之通。

本文の件を
禁止したる
は去年八月
十五日に在
り
毎々は前々

馬之くび毛ぶり候儀、最前無用之由申觸候へども、馬之痛にも不罷成事に候間、如毎々くび毛ぶり可申候、以上。

正月

正月七日。前田利章柳營に上りて先に叙爵せられたることを謝す。

〔政隣記〕

正月七日備後守様御叙爵之御禮被仰上。御名代大納言様被爲請。

正月十日。前田吉徳柳營に上り徳川綱吉の薨去せしことを告げらる。

〔政隣記〕

正月十日、公方様、昨九日御酒湯被爲召候に付、諸大名一統登城之處、相公様は少御不快に

付御斷。尤吉治公御登城之處、今曉公方様御他界之旨御老中被仰演。享年六十四。吉治公申刻御下り、御乗用所より庄田五左衛門を早乘御使に而、相公様は御他界之旨被仰上、追付御上邸に被爲入。吉治公御歸之上御對顔、夫より御守殿且御老中方御勤、直に御中邸に被爲歸。右御他界に付、御邸中小屋々々諸事靜に仕、高聲等不仕様、御小屋觸有之。金澤は同月十六日に相知れ、普請・殺生等可遠慮、日數は追而可申觸由御觸有之。其後殺生等五十日遠慮之儀、重而御觸有之。

正月十一日。前田綱紀、吉徳と共に江戸城西丸に登る。

〔政隣記〕

正月十一日西御丸に御兩殿様並備後守様も御登城。御下、御老中方御勤。相公様は秋元但馬守殿迄御勤。

正月廿九日。本多政敏・前田孝行江戸を發し東海道より歸國の途に就く。

〔前田家雜録〕

一、本多安房守政敏・前田美作守孝行、御入輿に付舊冬江戸參勤、寶永六年正月廿六日御暇、各東海道通相願罷歸。廿九日朝本多、半日跡に前田江戸發足也。

正月。金澤に紅雪を降らす。

〔前田家雜錄〕

一、寶永五年十二月より翌年正月四日・五日に至、金澤深雪、其内紅雪交り降事二・三寸、御城下も如斯。又同正月廿八日、紅雪交り一・二寸降也。

二月七日。前田利章の痘瘡癒ゆ。

〔政隣記〕

二月朔日相公様、二日吉治公上野御參詣。備後守様頃日御抱瘡、同七日御順快御酒湯。

二月十六日。前田利昌江戸上野寛永寺の子坊惠恩院に於いて柳本侯織田秀親を刺殺す。

〔前田家雜錄〕

一、寶永六年二月十六日於上野常憲院殿御法事結願。依之將軍家宣公被爲成に付、參向の公家衆も早朝より參詣也。中宮使の御馳走人前田采女殿利昌、大准后使の御馳走人織田監物秀親也。其外の御馳走人も、夜の内より伺公、何茂尾張殿の宿坊惠恩院に被相詰處に、未明に采女殿監物側わ立寄、居眠被居處を起し候而、少刀にて喉吭を突貫殺し、其短刀を下著に而拭ひ鞘に納められ候。其間に居合たる人無之處に、此始終を見たるは中山三位殿也。次の間に

利昌は大聖
寺侯前田利
直の弟
惠應院は惠
恩院の誤

飛驒守は前
田利直

長門守は富
山侯前田利
興

若狭守は前
田吉徳

人音候故、障子腰にのぞき被申候得ば右之通之由。此儀を追而樂師寺宗仙院に咄さるゝに付て知るゝなり。采女殿御家老木村九左衛門は、前方采女殿監物と諸事被申談候處に、もなたは年老故何事も被尋候而被勤候處に、度々だしぬき被申候故、是を遺恨に采女殿思召、兼而覺悟被遊、御母堂慈眼院殿をも、武士は事により堪忍ならぬ事候得ば、不慮成事も有之もの候間、御驚有間敷旨前日も御申入、依之災難なき爲とて御守など被遣由に候。加様の有増を九左衛門は存候故、私に惠應院に罷居中由に候。近習岡田八郎右衛門は致供、宿坊に罷在候。角て大久保加賀守殿右宿坊に御有合故、ひそかに采女殿は屋敷に爲退可申候。家來申縮りの事は御自分可被申付候、監物家來の事は縮りを堅可申付と、溝口伯耆守殿勅使の御飛驒守馳走人也様御妹嫁故、加賀守殿指圖之由也。宿坊の双方の門には、加賀守殿差圖に而、御日付を被附置縮有之也。采女殿をば岡田八郎右衛門負候而、上は小袖を掛け、九左衛門附候而、采女儀俄に煩出し罷出候、則加賀守様の茂斷、罷出候由申出候處に、御番所にも頓死と察し、所々無異儀通し申候。其跡は門堅く出入を改め、往來を止申故、監物家來は存不申候。九左衛門は半途より采女殿を乗物にのせ、先達而飛驒守様・長門守様の案内申入、采女殿は直にかや町の居宅に乗物昇入申候。御兩方より早速御家來御出迎候而、途中致守護罷越申由也。其内飛驒守様・長門守様被爲入、相公様・若狭守様の御案内有之。若狭守様は御聞被成候与其儘、御

上屋敷より御供過半揃候を被召連、御馬に而采女殿宅に被爲入候。御供之頭は岡田伊右衛門也。中村市郎左衛門は、御屋形に罷在候故御供仕候。富田甚五右衛門も前夜より御番に而罷在候處、御馬の際歩供可仕被仰付候。殘る面々は様子不存候哉否、御跡からも彼御屋敷に見不申由。東之御門より御出故、御跡より懸付候前田權太夫・成瀬半藏兩人、東御門迄參候得共、御門打通し不申故、近所御横目栗田權丞方の斷候處、頭を斷、夫より案内次第に通し可申と答ふ。于時右兩人申候は、我々御供之内故、頭を斷中間無之候。存寄も候間是非通し候様と申候故、權丞通候由也。夫故於途中追付たてまつる由。藤田内藏允・永井織部は、羽織袴に而御跡に欠付申候。出さまに奥村伊豫・成瀬内藏助方は、若き殿様急に御出被遊候故罷越候旨、使を遣捨にして罷越す。其外頭分にも罷越者無之處に、青地彌四郎聞と等しく御跡より罷越、暫見合、相公様被爲入御徒供入申儀も候半間、組の徒之者御屋敷に集置可申旨、内藏允に相斷候而罷歸、御供御徒の分御屋敷に揃置申由。若狭守様・采女殿に被爲入候處に、門は立置候故、くゞりより被爲入候。門内も廣く、侍分三十人計固居申由。若狭守様奥より即刻御出、あなた御家來に、火見櫓に人を上げ置候哉と御尋故、今日は御成故上げ不申旨申上候得ば、不苦候間早速上げ、爲致遠見置候様に被仰付候。内藏允に、門内も廣く候間、皆々内の末々迄入置候様に御意之處、何茂不殘御屋敷の内に入申上候得ば、奥に被成御

座候。はるか程經て相公様、駒込御屋敷より先御上屋敷に被爲入候而、暫有之采女殿に御見廻被遊候。本多彌兵衛殿は待兼被申、御上屋敷に參上之刻、途中に而相公様の懸御日被申由に候。扨相公様被爲入、木村九左衛門被召、其場之首尾委細に御尋之上に而、采女殿に御逢被遊候處に、兎角之御挨拶無之と沙汰に而候。此方より御尋之事茂兩度迄有之處に、如何御存念に候哉返答無之由に候。其後御歸被成、堀平馬を監物殿子息左京殿に被遣候。御口上。

御同姓監物殿、不慮之儀に御出合御死去、笑止に存候。采女儀見届候處に、亂心紛無御座候。時節と申場所与申、旁於拙者致迷惑候。此段御家來中の茂御通達頼入候。爲其以使者申入候。

此御返答は織田能登守殿被罷出被申由也。

一、同日之晚爲上使大御目付松平石見守宗乘御目付伊勢平八郎殿・久留十左衛門殿、采女殿宅に御出、石川主殿頭義孝に御預け之旨被申渡。則主殿頭殿留守居役二人、其外侍分罷越候而請取罷越、同十八日に切腹被仰付。御檢使三人被罷越、首は御徒目付打申由。ケ様之衆切腹は、其座になをり脇指を取申といなや首を打申由に候。ケ様之事御聞及候哉、御出候而主殿頭殿に一禮有之、御檢使衆に茂御時宜有之候而、其座に御なをり候而小脇指を御取、はや腹に御突立候處を、御首を打申由に候。如形手ばやき事、御首尾殘所無之旨、檢使に御出候御目付

衆、徳山又兵衛に被咄候故、御屋敷にも聞は申候。御戒名眞源院殿雄峯大機居士と號す。監物跡目、和州柳本一萬石息左京に被仰付、同年任官、豊後守長秋と云。采女殿之一萬石は、飛驒守様本高之内故被返下也。監物は一萬石以上之強力の由也。

〔政隣記〕

利重は利直の誤

榮應院は惠恩院の誤

同十六日未明之頃、大聖寺候飛驒守利重公之御弟前田采女利昌殿、領一萬石、今般依御法會公家衆江戸下向、中宮御使中山宰相殿御馳走人則右采女殿也。大准后御使池尻三位殿御馳走人は、領一萬石、和州柳本織田監物秀親殿の兼而仰付。右宿坊上野車坂屏風坂之間榮應院に、采女殿・監物殿相談止宿之處、如何之子細に哉、采女殿帶刀を以監物殿を指殺す。折節采女殿家老木村九左衛門・同近習者岡田彌市郎助合、采女殿病氣と稱して、彌市郎肩に掛退き、乗物に昇乘、此節采女殿過つ彌市郎肩に被疵付。清水門を出ると其儘提灯を消し、茅町之采女殿屋敷に歸る。于時卯の時頃、巢鴨之御中郎に從飛驒守様御使者を以、今曉於上野同氏采女儀、織田監物殿を打果し相仕舞致歸宅候。病氣之牀に相見候旨御口上に付、辰刻頃御出先本郷御上郎に被爲入、飛驒守様御邸、夫より采女殿にも御見廻御對顔、首尾御尋之處、唯迷惑と計御答ふ云々。暫雖被成御座、織田家より之音信も無之、其内御目付御使番御越に付、御兩殿様共御上郎に御歸。還御以後慈眼院様采女殿御老母本多下野守殿御女也。に御見廻、未下刻御中郎に御歸館也。吉治公には、辰刻從飛驒守様

辰刻云々は前田綱紀の事に係る

御案内に付、即刻采女殿の御見廻、常之御供數之外、人々心得を以、永井織部・藤田内藏允・中村市郎左衛門・岡田伊右衛門・富田甚五右衛門・庄田五左衛門・人見十兵衛・脇田又八郎・青地彌四郎、雖無与命、采女殿門前迄追々罷越、俄之事故御供不揃、御早馬に而被爲入。前記之通相公様御一集に御歸館。且又右御出前、從御兩公大小將村田半右衛門・宮崎長太夫・金子平八郎・福嶋善太夫・千福久太夫を追々早乘御使に被遣。相公様本郷御上郎に被成御座候内、監物殿御息左京殿の、御大小將番頭堀平馬を以、今曉於上野監物殿之儀不慮之至に存候、拙者儀采女方の罷越致見分候處、亂心無紛躰に御座候、時節柄与申致迷惑事に候、御一類中にも宜預御心得候、爲其以使者申入候之由被仰遣。則罷越御口上申述候處、織田能登守殿御逢、以御使者被仰下候趣承知仕候、左京儀此節遠慮仕罷在候、追而可申聞候、拙者有合候故御答申上候旨御直答也。

今曉右之一件相知候より、其儘御法事御奉行大久保加賀守殿指圖を以、采女殿・監物殿双方之人數を、御馳走人方々之以人數令警固、一圓就不動に、及殺之事織田家は晝後漸相知れ、依之騒動無之。大久保殿下知を世に譽之。

今朝柳營大納言様、上野の御參詣之筈に候處、及諍之事に依而時刻御延引、午刻御參詣。

一、申下刻御日付松平石見守殿、御日付伊勢平八郎殿・久留十左衛門殿、采女殿邸の御越、采

女殿儀、領六萬石城州淀石川主殿頭義孝の御預之旨被申演。則石川殿家人呼寄被引渡。
〔利昌公織田監物御殺害之始終記〕

寶永六己丑正月十日綱吉公薨御、同廿二日植野の御入棺、同廿八日御廟の御遷座、同廿九日
より御法事初る。御贈位御贈官爲勅使公家衆參向。

勅使 今出川前内大臣 溝口伯耆守

仙洞使 醍醐大納言

春宮使 小川坊中納言 大村筑後守

女院使 綾小路宰相 佐竹壹岐守

中山宰相 前田采女

町尻三位 織田監物

宣命使 平松宰相

副使 少内記

右二月十四日傳奏屋舖に參着。同十六日朝八半時植野宿坊惠恩院に列座、御裝束束帶、七ツ
時宣命御規式、此節御馳走人何茂參向。

一、采女様御出被遊候朝、御短刀小川彌右衛門指上申處、備前則光御好みに而御指被遊る。

一、於同所前田采女様御意趣御座候而か、織田監物殿御對面被成、被及刃傷候。其節御目通へ御家老岡田彌市郎と申御近習者其儘駈寄候を、監物家來と御心付、肩先の御切付被成候。

然處采女様御家老木村九左衛門參り合候得者、采女様御意被遊候は、自殺可致哉と御意被遊候得者、九左衛門申上候は、是程迄に御本望御遂被遊候得者、御病氣に被仰立、先此場を御破き可被遊与、御乗物にて黒門より池の端中町通り御歸り被遊。扨御歸之節、無縁坂より給人壺人高橋彦丞と申者、御本家様・飛驒守様の注進に被遣候。即刻飛驒守様御一騎がけに而采女様御屋敷へ入せられ、扨植野にては神社奉行本多彈正少弼殿より大御目付松平石見守殿の訴有之候旨。岡田彌市郎廿二歳也。上下のうへに羽織を着、御乗物に打添御供仕候。肩之疵四・五寸、兩袖に血たまり候事夥し。彌市郎疵、外科關口道隆療治仕候。彌市郎申候は、決而療治に及不申候、此儘被置可被下様に申候得者、飛驒守様思召も有之事と被仰渡、無是非療治仕候事。

一、夜明け候而本多彈正少弼殿、采女様御宅の御見廻被成候。是は采女様と御伯父甥の御續に候故也。

一、其節采女様の御見廻之御方々様。

加賀宰相様、侍二十人、御供之鍵二十本。

同若狹守様、侍二十人、御供鍵二十本。

御いとこ、
本多信濃守様

御いとこ、
松平長門守様

御姉御
水野中務少輔様

御いとこ、
石川近江守様

御いとこ、
本多淡路守様

御をち
本多彈正少弼様

御いとこ、
本多兵庫守様

前田帶刀様

一、宰相様より監物殿子息左兵衛殿へ、御悔之御使者六百石村田縫殿右衛門被遣。右之御使者は至而心得茂有之事。

一、采女様・監物殿御馳走人爲代、増山對馬守殿・本多若狹守殿被仰付。

一、同十六日九ツ時揃、公方様御成、未刻還御。

一、采女様監物殿及及傷之意趣不相知、先は右之御役被仰付傳奏屋敷へ何茂被相詰候節、御座論又は御勤方御申合之儀相違成仕形過言に監物殿に有之に付、旁以采女様御立腹之由風聞也。又御馳走人被仰渡候節、采女様未御近付に而無之故、監物殿へ御見廻被遊、折節在宿にて初て書院へ御通り御對面之節、監物挨拶に其許は未二歳じやとも申しとぞ。しかるに采女様は上座にいつとても被成御座、織田監物殿は筋も時代につるゝ習に、第一此儀など共言わりなり。

筋以下本のまゝ

一、同日午の刻過大目付松平石見守殿、御目付久留重左衛門・伊勢平八郎、御徒目付太平彌五兵衛・都筑又左衛門・佐藤新五郎、御小人目付黒川理助・柳川五太夫・市川藤四郎・犬塚甚助・安原助八・佐西長兵衛・春日井治藏・杉原小兵衛、御使之者高津與九郎・石丸三左衛門、右之人々采女様御宅に被罷越御吟味有之。則今日采女様御家來過半飛驒守様より被付置候者、其外江戸御抱之者は不及申、勝手向寄々へ身退可仕と之儀にて、身寄々々に立退申候。采女様御屋敷は、追而御指圖可被遊との儀也。

一、監物殿子息左兵衛殿と申御方御座候故、采女様御屋敷万端心懸之事、飛驒守様より被仰渡。

一、同末の刻石川主殿頭殿御家老中御連名之御奉書、從西丸御小人目付山田九右衛門・風間喜助右兩人持參。

御奉書之寫

其方に前田采女儀御預々被成候間、別紙書付之通采女屋敷迄唯今家來指出し、大目付松平石見守、御目付久留十左衛門・伊勢平八郎指圖次第可被受取候、以上。

二月十六日

土屋 相模守政直

小笠原佐渡守長重

秋元 但馬守喬政
本多 伯耆守正永

石川 主殿頭殿

覺

一、騎馬 四・五騎 一、足輕 二十人 一、給人 十四・五人

一、乗物 一挺 一、徒侍 十二・三人

右之通可被指遣候。

同十六日暮合石川主殿頭殿より請取に參る御人數行列。

高挑灯 足輕五人

物頭騎馬磯部加左衛門

高挑灯

水嶋源兵衛

高挑灯 足輕五人

高挑灯

松井覺太夫
小林部兵衛

岡本三右衛門

小挑灯

酒井殘右衛門

猪本亦右衛門

地上平八 御乗物

西村孫十郎

半田又右衛門

佐藤加右衛門

小挑灯

岡田小太夫

宮地次郎八

石川庄右衛門

新文太夫
寺田五郎七

森 半平

高挑灯

鈴木藤八

大沼軍六

小挑灯

大羽五郎左衛門

伊藤只右門

小挑灯

青木清八

騎馬 佐藤加右衛門

高挑灯

阿部六右門

吉川甚六

騎馬松田源丞

騎馬小崎長右衛門

足輕五人
足輕五人

騎馬名川澤右衛門

一、大目付松平石見守殿・御目付兩人、采女様御屋舖へ御出向被成、石川殿御人數内に御入被成。石川殿御留守居御玄關に上り候へば、石見守殿・御目付兩人列座にて被仰渡、采女様請取候へ者一橋之詰は相止候由被仰渡。扱又御見送りとして、飛驒守様・長門守様・前田帶刀殿御出。皆々様へ御暇乞、御容体御心底之程目もあてられぬ御儀也。

一、采女様御衣服は下淺黄無地、上には花色梅鉢御紋、花色御上下、御帶はかた織。

一、戌の中刻石川様表御門より御入。御乗物は御玄關より御座敷溜り之御間まで昇入。

一、御番人、入口給人八人晝夜四人。一、御留守居代り晝夜一人、見廻諸事相伺。一、同御廣間六人晝夜三人。

一、御膳毒味役、淵田安左衛門。一、御徒目付四人晝夜二人。一、醫師・大目付代り々々見廻、年寄

一人宛。

一、同夜亥刻石川様より、松平石見守殿・久留十左衛門・伊勢平八郎殿に、無恙屋舗に引取候由御届御使者有之。

一、御用番御老中小笠原佐渡守へも右同斷、諸事伺書一通、使御留守居小崎長右衛門。

一、前田采女殿に拙者對面可致哉之事。 勝手次第可被成候。

一、何方より茂通路爲致間敷哉之事。 聞合可被申候。

一、朝夕料理之事並晝夜好次第食物出し可申哉之事。附、たばこ好候はゞ如何可仕哉之事。

食物は様々可有之候、見合可被成候。たばこ之事先無用候。

一、料理望候はゞ出し可申哉之事。 先無用候。

一、番の侍何程附置可申哉之事。 了簡次第可被成候。

一、やうじ狀爲遣苦かる間敷哉之事。 無用可被成候。

一、髮結候節はさみ用可申哉之事。 曾而無用可被成候。

一、病氣之節他醫之藥用可申哉之事。 勝手次第可被成候。

一、火事之節退場之事。 見合次第可被成候。

二月十六日

主殿頭様御登城之儀、長右衛門御用人迄内證承り候へば、則小笠原佐渡守様へ被伺候處、無用之由被仰、御登城なし。

〔利昌公織田監物御殺害之始終雜記〕

一、采女様之御母君は慈眼院様、千駄木御下屋敷に被遊御座、本多能登守様十一番日の御息女様にて、飛驒守様利明公之御内室也。然に常々琴三味線は御嫌ひ、弓馬の咄し、扱十種香杯の御會迄高香を御聞被遊候事妙也。諸方より香を御頼申上る事度々に而御座候。然に寶永六年二月采女様織田監物殿を於植野及傷、既に監物殿を思召儘に殺害被成、御居屋敷へ御退き、其時刻は明ヶ七半過なるに依而、其節御家老木村九左衛門働にて、下谷より二王門の脇黒門迄は梅ばちの御紋付の御挑灯を燈させ、黒門へ出ると御紋付の御挑灯段々けさせ、其身は采女様の御馬にのり、我挑灯を御駕籠の脇に燈させ、御屋敷に御引取也。扱侍一人飛驒守様へ御病氣にて御引取之段申上る。飛驒守様御一騎がけにて采女様御屋敷へ被爲入、千駄木御母公様へも、御案内使采女様御留主居安達新五右衛門被越、御局沖津を以右之段々申上る。被仰出には、采女が監物を切殺したるを無恙とは心得ず。即座に切腹すべき事成に、何とて心得なきと計り被仰しなり。流石本多家の御息女と後に聞きし者申せしなり。此御腹に御子七人有り。御男子御三人、御女子四人。

一、松平紀伊守様御室。二、水野中務少輔様御室。三、溝口伯耆守様御室。四、南部右近様御室。

一、松平左之助様早世。二、松平内記様。三、前田采女様。

二月十七日。金澤に於いて先に徳川綱吉夫人の歿したることを告示す。

〔政隣記〕

浄光院は徳川綱吉夫人

二月十七日江戸より之早飛脚金澤に到來に付、左之通御觸出。

浄光院様當月十日御逝去之旨申來候間、昨十六日より當月廿日迄、普請並鳴物等遠慮可有之事。且又公方様御法事、於上野今月朔日より初り、同日御結願之由に候。依之先日御觸候通、鐵炮稽古並鳴物、其外石・材木などを釣、虹梁上、地がち等之儀も、右廿日迄之遠慮相濟候者不及遠慮候條、被得其意、組・支配中可被申候。且又組・支配之内裁許有之面々、遠所役懸等にも夫々可申談候、以上。

二月十七日

前田近江守

追而鷹野並諸殺生之儀者、先達申入候通、跡五十日遠慮之筈に候條、是又可被得其意候、以上。

二月十八日。前田利昌切腹を命ぜらる。

〔政隣記〕

同月十八日夜に入、大御目付横田備中守殿、御目付伊勢平八郎殿、牧野傳藏殿、石川主殿頭殿宅に被參、被渡御書立。

前田采女儀、去十六日於東叡山令殺害織田監物候。雖亂心、監物相果候故令切腹者也。

二月十八日

右に付書院に蒲團を敷切腹、石川殿家臣介錯。于時年廿八、號眞源院殿。

同夜亥刻本多彌兵衛殿本郷御邸に御越、御中聞候者、今日暮方御月番小笠原佐渡守殿に被相招、則參出候處、飛驒守殿其外御一門衆に可申達旨に而、書付被相渡候由に而御持參、如左。

申渡候覺

去る十六日於東叡山織田監物令殺害、亂心といへ共監物相果候に付、切腹被仰付者也。

丑二月十八日

右に付相公様奉始御一門中、忌之外遠慮無之様被仰出候段、佐渡守殿被中聞候由、彌兵衛殿御演述有之。

一、監物殿遺領は御息左京殿に無相違被下之、采女殿遺知者飛驒守様の被込下候旨、四月十

一日於御城被仰渡。但一萬石也。

一、采女殿邸茅町・坂橋之二邸は、新規に拜領之屋敷に候間、可被指上候。併緩々仕廻可被上旨、同月廿日御月番被仰渡。

〔利昌公織田監物御殺害之始終雜記〕

一、同十八日未刻大目付横田備中殿・御目付牧野傳藏殿切紙來る。

前田采女儀に付御用之儀有之候間、追付其元は罷越候。爲御案内如此候、以上。

二月十八日

伊勢平三郎

牧野傳藏

横田備中守

石川主殿頭殿

一、同刻御徒目付神戸十太夫石川様へ被罷越、名川澤右衛門に逢内意之趣申聞、大形采女殿切腹可被仰付との儀に付、諸事承り合候。御徒目付野田甚五兵衛・神戸十太夫・伊藤全左衛門、御使衆岡田喜助・永井太兵衛・藤井儀左衛門・鈴木吉助、御小人目付金指又市・鴨卜久藏・日向彦市・三橋彌市・江林角太夫・川田新六・細淵左吉。

一、同日未刻横田備中守殿・伊崎平八郎殿・牧野傳藏殿御出、主殿頭様御出向、御書院に御同

道御對談、御菓子出る。御料理可被出この儀に候得共、何茂御斷之由。

一、申刻御切腹、御書院庭に疊敷補理に候へ共、大目付被仰候は、淺野内匠切腹之場、爲大名は龜抹に思召候由。右之通に候へば、書院の縁側不殘毛氈敷、御切腹疊六疊敷、其上紫のふごん・毛氈・白布段々敷、采女様へ上意之趣不濟内は、其場白張屏風にてみえずやうにかこひ置。

一、酉刻前小崎長右衛門、采女様御前へ出、只今大目付方御出、上意之趣可被仰渡この事に御座候、御召物等被召替、御支度被遊候様にと申上る。早速御裝束被召替、御肌に淺黄無垢、御上着花色こくもち、淺黄小もん御上下、右被召替、御手水濟候而、御書院溜りの間杉戸とわ迄、石川様御番人、

石川藤右衛門・半田又右衛門。

麻上下、無刀

岡田小太夫・浪口時右衛門。

右之者共左右に奉付罷出。杉戸の内より御徒目付請取申、御床の間にて采女様御平伏、上意之趣横田備中守殿被仰渡。傳藏殿・平八郎殿御書院床の間上之敷居際に列居、主殿頭様御床之下に御座候。何茂帶劔。

其方儀、於東叡山織田監物を殺害、雖以狂、監物相果候に付切腹被仰付候。

右被仰渡、御最期御急ぎ候得与御挨拶有之与、其儘御日付左右に退去、右番人四人わ相渡也。御右之方石川藤右衛門・岡田小太夫、御左之方半田又右衛門・浪口時右衛門、御左右之御袖に手を添、御切腹場迄御供申、御直り被遊候と御左右に退去。采女様御前に三方合口刀を据ゑ、長尾九太夫持參。則合口を御取上げ、少御頂、御左之脇に御突立、四・五寸程御切腹被遊候と其儘御介錯す。御歳二十五歳。御介錯人御徒日付二十歳野田宮五兵衛。御切腹被遊候而御屏風引廻す、淵田安左衛門・淺井定右衛門。松井益太夫・安田勝右衛門・本多部助・鈴木藤助、右四人羽絨袴、御死骸わ毛氈懸る。役人御顔之御血をぬぐひ、其儘御敷物につゝみ、御棺に入御首つぎ、右持筒之者仕る。

一、松平飛驒守様より御死骸請取に參る迄何茂相詰。

一、同夜亥刻過飛驒守様御留守居菅谷平太夫罷越、石川様御留守居名川澤右衛門罷出候處、平太夫申聞候者、使者に而は無御座候。采女儀切腹被仰付候段、御家來中より家來のものへ被仰知被下候條、御難題之儀奉存候。采女死骸家來之者へ御渡し可被申様頼存候と、平太夫・澤右衛門へ申聞。依之采女様家來少々召連參り候、不苦候はゞ御座敷へ入申度奉存候と申候に付、早々御通被成候様にと澤右衛門挨拶いたし、采女様御家老木村九左衛門、御用人志村平左衛門・中川七左衛門・渡邊善太夫、大目付深町惣左衛門、御留守居安達新五、右之人々石

川様年寄中へ一禮、畢而御書院へ通り、御切腹場にて何茂落涕、御棺御乗物に奉入、書院の庭南長屋の前通り、西の門より御出。道筋所々役人高挑灯建之。

一、御法名眞源院殿雄鋒紹機大居士、御寺下谷廣徳寺。廿四日御初七日に付、石川様より御代香山崎儀兵衛、御香奠白銀三枚御備。

一、采女様御器量御面躰、さながら采女とも申べきうつくしき御顔躰、御力は餘程御座候。一とせ芝泉岳寺に初而被爲入、四十六人の墓所など御覽被遊、御歸り之上、内匠殿はいらざる切だてをめされて、大勢の家來を損じたり。止事を不得事あらば、ほて腹を五寸程突と勝利にてあるとの御意。果して監物殿をほて腹を御ゑぐり、うんというて立ざまに前へたふれ、突口はさほどの事にもなく、口より夥敷血出、又上り前へうけて胴を切、前の乳の下迄少かつりしと也。爰に岡田彌市郎走り來るを、監物家來と思召、きつさきはづれに御切付被遊。

一、采女様奥様と申はなく、御部屋様一人御座候。是も去御方様之御息女様の由。廣徳寺御墓所へ御髪をおろし御參詣のよし、御墓所番の者共見候旨。流石の御方様とみえ、其後何の御さたも聞不申候。成程御歴々の御方と申事也。

一、采女様明き御屋敷、當分飛驒守様御預り。仍縮り御番人中御目付田中十左衛門、添役笠間助市・竹内源兵衛、足輕十三人、御小人十八人、右之者共御屋形之内御廣式長局源兵衛・助

市附添度々見廻、御屋敷之内御長屋々々足輕・小人見廻り、拍子木渡し置何角相圖を定度。
一、廿一日采女様御屋敷、内藤圖書殿拜領被仰付候に付、公儀表へ御屋敷御渡し。仍而縮役人替々引取、内藤殿は是迄小川町にいられ候由。

狂歌

おたごのはけんもちながら手もさゝで采女の君の盃にあふ。

あいたおた首をまへ田におごされてけんもつかひはなかりけるかな。

此問の文は
二月十六日
の條に出せ
り

一、元祿年中には御中屋敷に慈眼院様・采女様御兩方様御殿有。采女様は元祿十四・五年の比御屋敷御拜領、御普請出來御移被遊。其時より御中屋敷に有之人々左之通。△此印慈眼院様附。
飛驒守様衆には出淵十郎右衛門・出淵新五兵衛・出淵伴右衛門・小森惣次郎・瀧安之丞・大宮佐左衛門・左分喜六郎・小林半平・御徒丹羽甚五右衛門・同諷持田五右衛門・狂言關理三郎・大鼓清水新五郎・笛戸山長兵衛・△林平兵衛・△竹内彦右衛門・竹内清八・竹内源兵衛・△會田介三郎・△會田源太夫・△會田莊五郎・御年寄杉谷六郎兵衛・横田四郎太夫・横山三平・市橋猪左衛門・逢坂忠左衛門・吉山半六・△多鹿甚六・△多鹿左次兵衛。采女様衆には稻垣清左衛門・渡邊善太夫・岡田彌市郎・志村平左衛門・中村彦三・山崎清右衛門・關宇右衛門・岡田權六・永井彌左衛門・三宅彌五郎・水野傳七・山田勘太夫・吉田貞右衛門・吉野政右衛門・近藤平兵衛・小川彌五郎・△木

村藤四郎・小倉勘太夫・深町惣左衛門。後靈臺院様衆浦野五右衛門・中山儀右衛門・小澤十右衛門。

一、十五疋立之御厩有、井戸七ツ有。

一、七疋之御厩有、是は采女様御厩也。

一、采女様御拜領之御屋敷は、根元は二萬石那須遠江守殿屋敷也。

一、其時分は、今の御中屋敷辻番は向際の道具屋之所、辻番の脇に稻荷の宮有、後に御露地へ引るゝ也。

一、今根津惣門より甲府様御屋敷也。則御門有。只今も左右に残り公儀衆有之事、皆右御附なり。

二月十八日。前田綱紀江戸城西丸に上る。

〔政隣記〕

二月十八日御三卿並相公様西丸御登城。但西丸登城定書、去十四日到來之處、十六日一萬石以上登城有之内に、相公様も申來に付、以之外御立腹に而、即刻福嶋善太夫を爲御使、秋元但馬守殿に御書被遣候處、但馬守殿心得違に而迷惑被仕候、十八日御三卿と同じく御登城之筈と申來、則今日御登城也。吉治公・利章公者十六日御登城也。

二月廿三日。幕府赦を行ひたるを以て、放免すべき罪囚の調査を藩に命ず。

〔袖裏雜記〕

此御書付出候間、寫相達之候、以上。

二月廿一日

松平石見守

横田備中守

折井淡路守

仙石丹波守

松平加賀守殿 留守居中

今度御法事に付大赦被行之候。就夫諸家中並領分百姓等に至るまで、公儀の窺申付候は勿論、自分に而罪科に申付置候者共、差免候而も仕置に障り不申分者、其品により相應に赦免、又者歸參等之儀も、主人心次第宥免可有之尤に候。可被存其趣候、以上。

二月

今般御法事に付御大赦被行之候。就夫諸家中等罪科之者茂、御指免尤之段、御大目付衆より相渡候御書付被渡下、此趣に候間、逼塞・閉門・流罪等之者共、並公儀の御窺御改易等之者迄、

書記可入御覽候。此外公事場・御算用場・町奉行並盜賊改方之者は、早々金澤に可相違旨被仰出候付、逼塞等之者共之儀も、於御當地者ごとく相知不申、公儀に御窺御改易之儀者、猶以相知不申候間、右之族も於其許被吟味、被相窺候様に可申遣候。公事場奉行等言上之書付、其以來被差越置候分何茂相返、赦に伺之候様に可申遣候。尤其元より未言上無之者共も、兎角赦可被仰付者共者、相洩不申様被吟味、被奉窺候様可申遣旨、及御請候條、被得其意、右品々之族御吟味候而、可有御窺候。則御書付之寫進之候。去年以來被差越候公事場書付等之儀者、以別紙申進候。則達御聽、以早飛脚如此御座候、以上。

二月廿三日

奥村伊豫判

本多安房守様

前田近江守様

前田美作守様

村井豊後守様

本多圖書様

前田修理様

今般御大赦之儀被仰出等之趣以別紙申進候。就夫公儀へ御伺御改易之者之儀、年月久敷者は

於其許も知兼可申候哉。假令知申候而も、生死相知不申族も可有之様に存候。御先代より之者共迄、御吟味と有之候而者、猶以相知不申。其上左様に殊久敷者共、其末々迄御吟味と申に而は有之間敷事与存候。御當代其子細茂相知、尤當時存生之者は、御僉議之上御伺可被成儀と存候。其思召に而者可有之と存候へども、若其許に而御了簡難被成儀も可有之哉と、存寄之通申進候。且又公儀御書付之内に者、歸參等之儀も可被差免之段相見え候。別紙被仰出之内に者、歸參之儀は分而被仰出者無御座候得共、御改易之者御免除と有之候得者、則歸參被仰付儀に而も可有御座候哉。乍然御改易と申に而無之、御扶持等被召放候者之内、歸參被仰付者も可有之哉と存候。又者追放等之者も、居所御構御免被成苦間敷者も可有之候。ケ様之儀、何も御僉議候而御伺可然存候。爲御心得申進候、以上。

二月廿三日

奥村 伊 豫 判

本多安房守様

前田近江守様

前田美作守様

村井豊後守様

本多 圖書様

この月は
大盡なり

二月晦日。前田綱紀、徳川綱吉の遺物を受く。

〔政隣記〕

二月廿九日上使若御年寄稻葉對馬守殿を以、御遺物御脇指來國俊代金百五十枚、吉治公に御脇指行光代金七十五枚被進之、追付御退去。爲御禮御登城、御老中方等御勤。

廿九日は三
十日なるべ
し

〔徳川實紀〕

三十日、けふ前代の御遺物をわから下さる。中略。松平加賀守綱紀に來國治の御さしぞへ、松平若狹守吉徳に行光の御さしぞへ。

二月。組外組の士齋藤中務非行あるを以て脱走して捕へらる。

〔前田家雜録〕

一、同年二月組外御番頭齋藤中務、嫡子三左衛門・家來山本四兵衛を召連逐電。追日越前國より捕來る。四兵衛儀は於彼地自殺す。是日比中務知行米を賣拂、私用に取遣故事起と也。四兵衛と申合取遣と也。

三月四日。郡中に令して罪囚の赦に當る者を調査せしむ。

〔筒井舊記〕

覺

一、流刑 一、在郷 一、押籠置候者 一、閉門

一、蟄居 一、逼塞 一、遠慮等之者

一、三十ヶ年以來御改易、且又追放、並御切米・御扶持方等被召放候者、當時存命之者在之候はゞ、縁類又者しるべ之者より可及斷事。

右組・支配之内被致吟味、有無之儀早速書付を以可被申聞候事、以上。

三月

別紙之通被得其意、早速可被申聞候、以上。

三月四日

本多安房守

今井源六郎殿

生駒傳助殿

右安房守殿より申來候御紙面之寫指遣候條、組下々申渡、且又十村・山廻其外御扶持人被放候者、三十年以來右之通之もの相改、只今存命に居申候哉、其指別も書記出可申候、以上。

三月六日

生駒傳助

奥郡十村中

三月七日。江戸駒込邸に於いて足輕と長柄小者と相争鬪す。

〔前田家雜錄〕

一、同年三月七日駒込御屋敷御廣式足輕南部藤八と御長柄小者武右衛門喧嘩、御中屋敷馬場の角に而の事也。双方數ヶ所手負、御吟味之處に、藤八に遺恨ある故、泊番より歸るを、武右衛門途中に待請て切合也。双方御小屋之傍輩共に御預け、致養生處、兩人共に疵平癒。其後彌御吟味、遺恨は公儀に少掛りたる事有故、武右衛門は御追放、南部は被放御扶持也。

三月十日。金澤御坊町より出火す。

〔前田家雜錄〕

一、同年三月十日夜金澤御坊町紙野屋又兵衛より出火、東末寺並鍛冶町・長徳寺・山伏家二軒・前田權佐・杉江奎左衛門・荒木六兵衛・嶋田清右衛門、此外侍屋敷四軒、町屋二百八軒類焼。

〔政隣記〕

三月十一日寅上刻、金澤御坊町東末寺向上野屋又兵衛家より出火、末寺並御坊町過半・鍛冶町・荒町過半・超雲寺・長徳寺・前田權佐・杉江奎左衛門・荒木六兵衛・石野知太夫等家、青木

十一日とす
るもの非な
るべし

左京・成田幸右衛門等都合二百十軒類燒等。卯下刻鎮火、組外□家十七軒与云々。

三月十六日。酒造の運上を免除するの幕令を領内に傳ふ。

〔袖裏見聞録〕

覺

酒運上、向後御免候。御領・私領共可被存其趣候、以上。

三 月

右大御目付衆より御渡被成候、酒運上御免之儀に付御書出寫指越候條、被得其意、支配所へ申觸御受可被出之候、以上。

己丑三月十六日

本多安房守 印

前田美作守 印

前田近江守 印

〔袖裏見聞録〕

今般酒運上銀御免之儀、公儀御書出之趣奉承知候。前々當町酒屋共より、爲運上銀每歲十三・四貫目宛取立申候處、此内十貫目は酒屋役銀にて、御先代より上參候。其餘は近年公儀准御定之趣に、爲運上銀取立申候。依之古來より指上候役銀茂、都て運上銀と申名目にて上之申

候。向後も右十貫目之役銀は、如先規之取立之、其餘上銀之分御免可有御座儀と奉存候。此段御僉議之上を以、被仰聞候様仕度奉存候、以上。

丑三月廿二日

小塚 八右衛門

前田 兵右衛門

年寄中九人様

三月廿四日。新開・高直その外田事に關し百姓の郡奉行等に請託するを戒む。

〔司農典〕

新開高直等、其外出入構敷儀に付、百姓共夫々傳を求、拙者共仲間へ何角手入仕儀、二三年別而每度有之候。沙汰之限成儀に候。惣而諸事之儀、精誠詮議之上其筋々に申付候事に候得ば、何様に手入仕候而も、一圓其儀に泥み申事に而は無之候得共、右之筋に付、下に而百姓費も有之様に相聞得候條、向後左様之手入構敷儀仕族有之候は、其事之理非者指置、急度可申付候。賄賂を取、右之筋取持申者も有之様に、粗及承候。左候得者、畢竟百姓之弱みに罷成筋に候間、所々於相談所に、末々百姓中何急度可申渡候。右之首尾に而、其方共聞届之趣、直に無之筋も有之候哉と、誤敷被存候間、隨分嚴守遂詮議可申聞候、以上。

丑三月廿四日

福嶋淺右衛門等八人

能州御扶持人・十村中

三月廿七日。前田綱紀、徳川綱吉夫人の遺物を受く。

〔政隣記〕

三月廿七日秋元但馬守殿被仰渡候由に而、相公様の榊原左太夫殿、若狭守様の飯室與兵衛殿を以、淨光院様御手馴被遊候に付被進由に而、相公様の新古今集後花園院御宸筆、吉治公の千載和歌集慈眼院義政書筆、右御兩公御拜領。于時左太夫殿等被申候は、上使与中に而も無之候間、相公様等御在邸たり共、勿論御出被成筈に而も無之候。尤御返答有之儀に而も無之候間、何れに成共相渡可歸由、但馬守殿被申候段御中に付、奥村伊豫罷出候處、同人に御申置、追付御退出。右爲御禮吉治公には御出、但馬守殿等御勤、相公様は御出無之、聞番御使に被遣。且又松姫様には、源氏蒔繪之御書棚・御卷紙五被進与云々。

四月二日。前田綱紀、徳川家宣の統を承けしを以て拜賀す。

〔政隣記〕

四月二日御代初而御禮被仰上、元日之如御規式。利章公も御登城、吉治公は三日御登城、御下り、昨今共御老中方御勤也。

但二日・三日・五日諸大名年頭之格を以登城。

〔政隣記〕

四月二日

一、御代替に付御献上物。

家宣公に 御太刀 元重 代金十枚 相公様より。

同 長守 同七枚五兩 吉治公より。

家繼公に 御太刀 宗忠 代金十枚 相公様より。

同 正次 同七枚五兩 吉治公より。

四月四日。前田綱紀將軍代替の誓詞を上つる。

〔政隣記〕

四月四日井上河内守殿於御宅、御代替之御誓詞、若狹守様御連名に而被爲遊候。

四月十二日。前田利昌の遺領を大聖寺侯前田利直に還附せらる。

〔徳川實紀〕

四月十二日、前田采女利昌が爲に害せられし大和國柳本領主織田監物秀親が遺領一萬石を、弟左京成純に給ふ。この秀親はもとの信濃守秀一が子にて、延寶元年五月初見し、貞享四年

九月廿七日家つぎ、ことし二月十六日東叡山御法會の時利昌發狂して、ゆるなく殺害に及びしなり。利昌が封地一萬石は、宗家松平飛驒守利直にかへし付らる。

四月廿八日。前田綱紀及び吉徳江戸天徳寺に至り右大臣二條綱平に謁す。

〔前田家雜錄〕

一、寶永六年將軍宣下に付、二條左府様江戸の御下向、愛宕之下天徳寺に彼爲入候に付、四月廿八日相公様・若狹守様天徳寺に御見廻御對顔被遊候由。

四月廿九日。前田吉徳の夫人初めて綱紀等を招き饗す。

〔政隣記〕

四月廿九日姫君様御入輿後、初而於御守殿相公様・若狹守様並備後守様・宛姫様を御饗應、從御臺様以女使御菓子・御肴被進之。年寄中等・藤田内藏允・永井織部・前田權佐・不破彦三、其外吉治公附諸頭不殘、相公様御供頭分・御近習頭・御使番・御小將、木具三汁十菜之御料理被下之。伊豫の白銀五枚、本多圖書・玉井勘解由・成瀬内藏助・權佐・彦三に各三枚宛被下之。

五月朔日。前田吉徳、徳川家宣の將軍宣下の儀に列す。

〔政隣記〕

左府は右府の誤

五月朔日將軍宣下、家宣公被任内大臣。依之吉治公・利章君御裝束に而辰刻御登城、御供布衣・白張、相公様は御腰痛に付御斷、御登城無御座候。

五月七日。前田綱紀右大臣二條綱平を本郷邸に招請す。

〔政隣記〕

五月七日二條右大臣綱平公を、初而本郷御邸に御招請、辰之中刻過御成、御輿臺御玄關敷附之上鏡板の前に直之。御兩殿様鏡板に御出。但御白洲に御出迎之儀、從綱平公達而御斷故也。年寄中等・物頭以上御白洲に伺候。御大書院御上段に、御褥・御太刀掛青地置之。殿上人・諸大夫衆何も參上。相公様御長袴、頭分以上長袴。御熨斗匏、公卿御膳部不殘木具。公卿御通ひ御次迄は御表小將長袴に而持出、夫より綱平公御近習之衆請取上之。御相伴は鷲尾中納言殿並右衛門督吉泰君も、綱平公仰に依て於御下段御相伴。御供之諸大夫衆以上御通ひ、長袴に而勤之。御勝手は御一門様並御出入衆等、利倉善佐參上、於御舞臺御能有之。

綱平公依御成、頃日御小書院御上段出來、御料理以後御小書院に被爲入、從綱平公御盃被下候面々は、奥村伊豫・本多圖書・玉井勘解由・成瀬内藏助・藤田内藏允・永井織部也。

但内藏允・織部は、北小路丹波守取持に而被召出、御盃被下。

相公様より御盃被下候綱平公之御家來は、北小路丹波守・藤木石京・權太夫・北小路内匠亮・藤

木兵部大允。

一、綱平公御供之侍分、伊東大和守殿御供侍分一統に御料理被下之。綱平公御徒八人、並大和守殿共足輕以下百四十七人、御料理被下之。其外鷺尾中納言殿隆長卿東宮使也御家來中、右衛門督様御家來にも御料理被下之。

一、御兩殿様並備後守様は、勅筆物等爲御持被進之。尤御進献物も有之。

一、御饗應種々三献等。

一、切之御能初候刻、綱平公御旅宿に上使有之由申來に付、早く歸御、申刻前也。追付爲御禮御旅館高野屋敷天徳寺は、御三方様被爲入、西中刻御歸館也。

〔政隣記〕

一、同年五月七日、如有本書、二條右大臣綱平公御招請、御饗應三献御盃、御持參被進物、御太刀馬代二種一荷・三幅對・鷺尾隆長筆・三部抄勅筆、松姫君様は三部抄新家業一重被進之、愛姫様は薰物三種干鯛一箱。

紗綾三卷 八景色紙 奥村伊豫守は。

同 二卷 同斷宛 本多圖書等は被下之。

一、此方様より被進上物、御文臺硯蒔繪源四郎・御内々金五百兩、從松姫君様金銀御花生二つ。

五月十一日。前田綱紀登營して先に徳川家宣に將軍宣下の事ありたるを賀す。

〔徳川實紀〕

五月十一日群臣出仕して宣下を賀し奉る。御直垂召て、秋元但馬守喬知先導し、大澤右衛門督基隆御太刀、本目讃岐守正房御刀もちて白木書院に出たまふ。尾張中納言吉通卿・水戸中納言綱條卿・紀伊中納言吉宗卿拜謁あり。次に松平加賀守綱紀云々。

五月十一日。鐵炮の取扱に關する幕府の令を領内に傳ふ。

〔政隣記〕

覺

一、猪・鹿・狼多出田畑荒し、人馬にも懸り候節者、不及相伺、玉込鐵炮にて爲打可被申事。
附、目付に家來附置候儀、並打留候存寄之書付不及差出事。

一、玉込鐵炮免許之儀に候間、常威鐵炮並月切威鐵砲、向後不及願事。

一、獵師鐵炮相續並増減之儀、鐵炮改方に不及相伺、御代官・領主・地頭可爲勝手次第之事。

一、用心鐵炮並寄進鐵炮之事。

一、商賣鐵炮並質物鐵炮之事。

一、江戸之外諸國浪人所持之鐵炮、並浪人稽古鐵炮之事。

右三ヶ條者前々之通相心得、鐵炮改方の相伺可被任差圖事。

一 獵師並荒候畜類打候外は、在々並町方迄猥に鐵炮打申問敷旨、御代官・領主・地頭方に而、常々遂吟味、每歲一度宛鐵炮改方の證文可被指出事。

以上

丑 四 月

鐵炮之儀に付御目付松平石見守殿より御渡候公儀御書立之寫、御承知、組・支配にも可被相達候。且又組・支配之内裁許有之族者、其支配にも相達候様可被申聞候、以上。

丑 五 月 九 日

五月十八日。將軍宣下の事終りたるを以て徳川家宣物を前田綱紀等に賜ふ。

〔政隣記〕

五月十八日將軍宣下相濟候爲御祝儀、御老中久世大和守殿上使に而、相公様の御時服廿、御樽一荷御箱肴一種。若狹守様の同十・御樽肴同斷御拜領。御三家様・此方様之外は、御拜領

無之候由。右爲御禮御登城、御下御老中方等御勤也。同日從御臺様も、御守殿に女中衆御使に而御拜領物有之。

六月二日。前田綱紀初めて吉徳夫人を饗す。

〔前田家雜錄〕

一、同六年丑六月二日松姫君様御表に始而被爲成、本郷御上屋敷也。從相公様御饗應也。寗姫様茂被爲

入、酉後刻御歸殿也。御能、翁・弓八幡寶生大夫、東北觀世大夫、祝言金札丹次郎、狂言末廣齋傳

右衛門、福の神八十郎。右畢而あやつり被仰付、土佐少掾被召寄、鹽屋文正物語六段・狂言蓬

萊山・花をどり・三澤女郎二番續・神樂だんじり・のろま丹前・遺恨化狸二番續・ごもり浪人・太

平樂躍。

六月四日。前田吉徳の側小姓毛利惣次郎刎首の刑に處せらる。

〔政隣記〕

三月廿七日吉治公御近侍御小將毛利總次郎兼昭罪有之、段々御吟味之後、五月廿一日與力澤

根小平等被指副江戶發、六月二日金澤着、小幡宮内向に御貸小屋縮所出來被人置。同四日於

同所刎首被仰付、其罪不知。中村市郎左衛門・岡田伊右衛門・津田源三郎・御横目伊藤平太夫・

御歩横目足輕横目出る。右に付總次郎親類天野左太夫・毛利六右衛門父子遠慮。

〔前田家雜錄〕

一、同年三月廿二日若狹守様御側小姓毛利惣次郎百五居小屋を、俄に板さくみに被仰付御押込、番人足輕嚴重に守之。谷の品曾而不相知。段々御穿鑿有之由、是以御隱密の由也。同年五月十八日金澤に被遣之、道中與力澤根小平太、今一人並足輕數十人附被遣之。六月二日金澤參着、小幡宮内上げ屋敷前の御貸小屋、さくみ出來被入置。同月四日右御貸小屋に而縛首被仰付。檢使中村市郎左衛門・岡田伊右衛門・御横目伊藤平太夫・津田源三郎金澤御留守居御留守中諸支配に付罷出る。丹羽七郎左衛門は煩に而不罷出也。惣次郎死骸藤内に相渡候處、竊に一類中に引こ也。是切捨の格故也。惣次郎は年齢廿三・四歳之由也。

六月四日。酒屋の運上銀は幕府の令に従ひて之を免除するも領内の慣行による役銀は舊の如く徴收すべきを告ぐ。

〔御郡典〕

酒運上從公儀就御免に、御分國之儀往古より上來候酒屋役銀之儀者、向後も取立、近年運上銀迄御免之儀相心得候様可申渡段、達御聽に候條、被得其意、彌五割増運上銀之分御免之段、可被申渡候、以上。

己丑六月四日

前田美作守

今井源六郎殿

生駒傳助殿

右前田美作守殿御紙面寫遣候條、組下酒屋共可申候。此書狀——以上。

己丑七月四日

生駒傳助

今井源六郎

奧口十村中

六月。儒者岡島達金澤に歿す。

〔燕臺風雅〕

岡島達。通名忠四郎新井君美曰。達字仲通。加賀人。號石梁。總角善書。長有經術、恭靖先生憫其

官遊不遂。老母在郷。薦之菅侯。景周按元祿九年七月筮仕月俸三十口因得北歸。居數年喪母。哀毀過禮。未幾而沒。

寶永己丑六月也。享年四十四。無子嗣絕。室直清曰。仲通世爲加州人。先是懷抱利器。揚々

適東都。以求仕於諸侯者幾年於茲矣。度其初心。義苟可仕也。雖他邦千里之遠。固將往而就之。

適我侯聞學行之素。招而致之閣下。於是仲通以祿歸養其親。日與兄弟族人相聚於家。以盡

朝夕之歡。有仕官之慶。無去國之憂。此世之仕者。所欲幸而遇之而不得者。今於仲通乎觀焉。

大地昌言曰。石梁氏爲人不慕聲利。耽書畫樂翰墨。又頗善詩。亦自可愛之人也。景周按新井

君美折燒柴。順庵先生元祿六年。有以君美薦我公之舉。然以達之老母在賀金澤。君美薦達而身辭之舉。先生嘆君美有義云。先哲叢談云。白石辭久留米後。又遊事堀田侯。居十年。不得志而去。時寒甚。篋中止青錢三百米三斗而已。曰。此未過凍餓。意氣不少撓。順庵欲以薦諸加賀。岡島伸通加賀產。亦順庵門下也。聞之戚然語白石曰。予真笈遠遊。若干年于茲。頃得家書。老母日逼衰頹。倚闈待予歸。每念至百感潰心。如幸賴吾先生。先容得釋褐于木藩。則願足矣。白石即告順庵以此言。曰。予求仕何國之擇。請舍予薦彼。順庵嘆曰。世衰道微。日入偷薄。如子絕望而僅存者。乃推岡島于加賀。予竊惜。斯時君美儻爲我文學。則金石餘燼。掌故遺美。使今日猶蔚然吐氣。吾黨以君美而視達。泰山一拳石耳。

七月四日。本郷邸に閣老等を招き將軍宣下の終れるを祝す。

〔前田家雜錄〕

一、寶永六年七月四日於本郷御屋敷、將軍宣下御祝儀之御能有之。御招請之御客、午の下刻に御出、申の上刻御退出。

- | | | | |
|--------|---------|---------|----|
| 御老中 | 上同 | 御老中 | 上同 |
| 土屋相模守殿 | 小笠原佐渡守殿 | 本多伯耆守殿 | |
| 若御年寄衆 | 奏者番 | 寺社奉行 | |
| 加藤越中守殿 | 水野監物殿 | 安藤長門守殿 | |
| 大御目付 | 大坂町奉行 | 伊勢山田町奉行 | |
| 仙石丹波守殿 | 北條安房守殿 | 佐野豊前守殿 | |
| 御普請奉行 | 日光御當番 | 長崎御奉行 | |
| 水野權十郎殿 | 彦坂壹岐守殿 | 永井讚岐守殿 | |

御老中御盃被下分。

奧村伊豫

御家老役

本多圖書

上同

玉井勘解由

上同

成瀨内藏助

若狹守様御家老

不破彦三

奧奏者

小幡外記

上同

成瀨市正

上同

西尾隼人

若狹守様御家老

藤田内藏允

上同

永井織部

定番頭

成瀨内匠

御馬廻頭

西尾四郎左衛門

御小將頭

高田久兵衛

但久兵衛儀煩に付不罷出

御能組

翁 三番叟

大藏彌太郎

老松

觀世三十郎
春藤權右衛門

金春三郎右衛門
觀世新九郎

觀世惣右衛門
春日市右衛門

羽衣

寶生將監
寶生新次郎

葛野市郎兵衛
幸清六

觀世左吉
森田庄兵衛

祝言

寶生丹次郎
茂右衛門

幸彌三郎
清次郎

觀世權八
一噌又六

麻生 鷺 仁右衛門

御老中御退出御跡に而

橋辨慶 觀世三十郎 金春傳藏 春日市右衛門
幸清六

小鍛冶 寶生鍋吉 源次郎 觀世權八
茂右衛門 久彌 岡嶋伊兵衛

一、御白洲見物、用聞之町人、本郷湯嶋町人並御門出入札持候者、共に四百三十七人。但御目見仕列之町人は被指除。是者重而於御座敷。見物人は前方赤飯被下之、於白洲生菜子・酒・茶被下之。酒器燒物德利、三人に一つ宛懸ながし被下也。

七月九日。石川郡土清水の鹽硝藏火を失す。

〔前田家雜錄〕

一、寶永六年七月九日金澤土清水鹽硝はたき申藏より出火、有合候小者二人死す。水車等悉燒失、臼は遠方の飛散也。是は鹽硝はたき申時分、臼は小き小石入たる故か云也。

〔政隣記〕

七月九日巳刻土清水御鐵炮藥調合所より出火、二間梁十三間之土藏共に燒崩、水車不殘燒失、臼は裂る。硫黃曳之元臼は一・二町も脇に飛。右之脇奉行人詰所有之候處、是も崩る。小者番所も大破。但火は不掛。調合所より右番所は者二百間計も有之候。小遣小者九左衛門・六兵衛儀者、調合所より五十間程脇に有之水溜池に、其儘に而被投、九左衛門同夜子刻に死す、六

本文は政隣
記に寶永四
年に何れか
は是なるを
知らず

兵衛は寅之刻に死す。

七月十一日。前田綱紀及び利章就國の暇を受く。

〔政隣記〕

七月十一日上使土屋相模守殿を以、御國許に之御暇被進。御拜領物如御例、御時服百・白銀千枚也。當御代初而之御暇に付、相州殿に御盃事之内、御腰物備前兼光代金三十枚を被進。前々御暇上使六月晦日之處、今月四日御老中御招請之御約束御座候故相延候哉、其故慥に不知。翌十二日御登城、御暇之御禮被仰上、如御例御馬御拜領。且御代替初而之御暇に付、來國光代金百枚之御腰物、御手自御拜領、御のしも御手自御頂戴。隨駕奧村伊豫・玉井勘解由御目見如御例、御時服五つ・御道服一つ宛拜領。且備後守様にも、昨日大久保加賀守殿依奉書御登城之處、初而御國に之御暇於御前被仰出、御時服二十御拜領。同十八日從御臺様御使を以、御時服十並二種一荷御拜受。

七月廿七日。前田吉徳夫人、綱紀及び利章の能を觀る。

〔政隣記〕

七月廿七日松姫君様御表に被爲成に付、寗姫様御守殿迄被爲入、巳刻前御表に被爲成、御能有之。松姫君様御所望、相公様龍田、利章君小督之御能被遊、俄之事故御裝束、御中邸御

奧村伊豫有
輝
玉井勘解由
貞信
備後守は前
田利章

被遊は被下
敷

被仰以下脱
文あるべし

細工人中村團七郎を、早打御使に而取に被遣、從松姫君様利章君わかいき五端・御箱肴一種被遊、伊豫・圖書・勘解由・内藏助の紗綾三卷宛被下之。川副新右衛門殿・岡丈庵・三宅忠七郎の御料理被下に付、御侍衆並御駕舁等迄も御料理被下、御能拜見被仰御白洲御前置有之。段々御饗應相濟亥刻過歸御。相公様追付御守殿の爲御禮被爲入、子刻御中邸の御歸館。

七月廿八日。石川郡笠舞村に設置する非人小屋の收容人員を檢す。

〔袖裏見聞録〕

一、二千二百十人 丑七月十六日書上申人高

一、六人 七月十六日より同廿五日迄入人高

二口〆二千二百十六人

内 十二人 七月十六日より同廿五日迄出人高

此内四人、御差圖に而私共見立、少達者に見え申者出人申付候

十人 七月十六日より同廿五日迄死去人高

殘而 二千百九十四人 七月廿五日在人高

右非人小屋人高如是御座候、以上。

丑七月廿八日

奥村市右衛門

八月十六日。行路病者の取扱に關して令す。

〔十村勤方類聚〕

他國往還送者之儀に付、元祿八年覺書相調指遣置候得共、紛敷儀も有之に付今般相改申覺

一、越後路他國送者請取不申由に候得共、御領國之儀者、上口より之他國送者如前々請取、重き病人は小松に而爲致養生、國本の案内申儀有之候者、小松町奉行より可被申遣事。

一、大正持より初而下口の送者、御領國之内送り候而も、越後路に請取不申事に候間、其段被相斷、大正持より足輕被指添候様に可被申談候。尤人馬之儀は宿送り之筈に候事。

一、上口之儀者大正持に請取申に付、滯之儀無之与相心得有之候處に、越前路にも病人に指添不申候はゞ請取不申由、今般小松より及斷に候。去共當町御奉行も様子承合候處、一圓請取不申との事に而も無之候。東近江地の罷越候与申者は請取不申由。西近江地の罷通候与申者は請取申候間、西道の參候送者には宿々肝煎方より添狀いたし相送り候様に、則越前路所々肝煎紙面有之候間、其通可被相心得候。

一、富山御領より初而送出候者之儀、請取候而も、越後路に受取不申儀に候間、其段富山町

御奉行の御郡御奉行より被申達候而、富山より足輕被相添候様可被申談候。上口に送り者も、東近江地の罷越候者は、右ヶ條之通越前路に而請取不申由に候間、請被申問敷候。但あなたより足輕等指添候儀者格別に候。西近江地の罷越候与有之ものは、其者口上書に先宿より之添紙面相添、送り可被申事。

一、御公領より之送者は、御公領知に付請取相送り申旨、添狀を以可被爲送候。其上に茂越後路請取不申者、新川御郡御奉行中より足輕指添被申、其以後右之趣御年寄衆迄、委細紙面を以可被申達候。尤口上之儀も同事之事。

一、御領國之内に而煩出候他國者、其所に指置爲致養生、其處支配御郡奉行より國元の飛脚を以其品申遣、迎之者呼寄渡遣可被申候。迎之者不罷越内得快氣、本國の罷越度旨願候はゞ、病氣之様子により足輕等指添遣可被申候。迎之者不罷越内致病死候はゞ、其段重而國本の飛脚を以可被申遣候。或は氣分得与快、本國の罷越度旨願申者有之候はゞ、馬・駕籠之内望次第爲乗遣可被申候。但此儀は病氣之様子に寄、見計了簡可有之候。乍然足抔痛有之、氣分滯無之者は、國元迄馬銀被下、足輕等指添候に者及不申候。

一、重き病人に而も、本國の早速罷歸度旨達而願候はゞ、駕籠に爲乗、足輕指添遣可被申候。右何茂道中人用銀は可被下事。

一、病人にかぎらず、何とぞ子細有之國元の遣他國者は、其所支配御奉行より足輕指添、其時之様子に寄、馬或は駕籠に爲乗、國元の可被指遣候。但ケ様之品者、即刻御年寄衆に相達可被受御指圖候事。

一、越前より病人に相極送來候者は請取、小松より段々宿送りに仕可被申候。越後路に請取不申候はゞ、泊り町に指置、新川御郡奉行より足輕指添、國元の送り届可被下候。下口より送者も、越後路より病人に相極り送來候者は請取、新川より段々宿送り仕、小松に而東近江路・西近江路之様子承届、東近江路に罷越者に候得者、人被相添に不及事。

一、上下共段々送り、他國路に請取不申候はゞ、送り返し候儀曾而無事に候間、上口は小松町、下口は泊町に指置、他國に之之附届者、煩出し候處之支配人より有之候様に可被相心得候。

一、他國他領之一人飛脚煩出し候刻は、其者之持參仕候書狀之宛所、急度仕たる方に候者、其所御奉行より爲持可被遣候。且又時付飛脚に候者、尤急飛脚を以書狀宛所之方と相達可被申候。其外依宛所難心得儀候はゞ可有相談事。

一、公儀御目付衆添申送り者、何方に而も請取送り候由に候。御領國之儀勿論可爲右之通候。惣而公儀御役人中紙面添申送者、尤請取送可被申事。

右今般御年寄衆及御相談、相改候條、其心得裁許可有之候、以上。

丑八月十六日

御算用場

惣御郡奉行中宛所

八月廿一日。前田綱紀及び利章江戸を發して歸國の途に上る。

〔政隣記〕

八月廿一日御老中方並間部越前守殿に御勤、御守殿に御暇乞に被爲入、夫より御本宅に而御見立之御客衆に御對顔、御上邸より御發駕。御供中是より旅裝束、御中邸に御立寄之處に、從姫君様爲御見送三宅忠七郎殿を以、御茶一箱・御檜重一組・名酒被進、御直答、御廣蓋を以御時服忠七郎殿に被遣。七半時過御立、大宮御泊也。

吉治公爲御見送、巖驛迄被爲入、御對顔御歸。備後守様にも、從相公様暫御跡より發駕、浦輪御泊也。

八月廿六日。前田吉徳、因幡侯松平吉泰の邸に臨みて將軍宣下の祝賀能を觀る。

〔前田家雜録〕

一、寶永六年八月廿六日松平右衛門督様吉泰に而、將軍宣下の御祝儀の御能有之、御正客若狹守様也。御前に増田壽徳・小嶋昌怡公。又御あひだを御屏風に而仕切、松平陸奥守殿吉村・松平

又三郎殿忠休・佐竹大膳大夫殿義格・伊達遠江守殿宗昭・毛利甲斐守殿元朝、其外御旗本御役人衆也。陸奥

守殿を初、御同席之衆中、右衛門督殿御能を一番所望申度也、但今日之御正客は若狭守殿なれば、先申入、其上に而御同心に候ば所望可申旨、昌怡を以被仰達處、若狭守様御意には、今日之能は公儀に懸りたる儀に候。何方に而茂將軍宣下御祝儀之能、夜に入申儀無之由承候。短日之儀にも候得ば、何茂御所望之能を右衛門督勤候ば、夜に入可申候。然ば如何可有之哉。右衛門督能御所望に候ば、重而何時に而茂日限を被遊可然候。今日之儀は先御延引可然与手前は存候間、此段を急度無之様に御手前宜被申旨、昌怡に被仰聞候處に、則昌怡演述有之候得ば、伊達遠江守殿御申候は、若狭守殿思召御尤千萬に候。先以松平阿波守殿に而、此御祝儀に老中招請退出之跡に而、自分役者に而能有之處、於殿中何角讚談有之旨御挨拶有之。外之御方には何の御挨拶茂無之由、昌怡物語也。

九月四日。前田綱紀金澤に着す。

〔御年表〕

公九月四日御歸國。備後君同日晚御歸着。公より御禮の御使者御家老役前田修理を江戸へ差上られ、白布百疋二種一荷御献上。御使者十月朔日登城御目見、御太刀・馬代献上、御時服三拜領。備後君より御禮の御使者、御先弓頭村田縫殿右衛門景慶を江戸へ遣さる。

九月六日。前田吉徳夫人の使者金澤に着す。

〔御年表〕

九月六日松姫君御使山下藤兵衛金澤到着、七日登城、檜重菓子を進せらる。御使者竹の間に於て御饗應、相伴藤田内藏充安勝具上にて、御小書院にて御直答。繪絹一箱・紋光絹三疋・黄金三枚・御肴一箱、御使者に御傳附にて進せらる。藤兵衛旅宿へ退出の後、御使者御大小將遠藤紋太夫高貫を以て、御時服二・御羽織一・白銀十枚賜之。御禮の御使者組外番頭寺西三郎平直定を江戸御守殿へ遣さるゝ處、御使者へ紗綾三卷・白銀五枚、姫君より被下之。

九月十九日。この日以降金澤城に能を張行し將軍宣下等を祝す。

〔政隣記〕

九月十九日・廿一日・廿五日・廿六日・廿八日相續而御能七番宛、是將軍宣下及御入輿並豊姫様御婚禮、御上邸に御移徙、彼是御祝儀。御子様方御膳被進、年寄中等に御料理被下。石川・河北・橋爪例月如朔望物頭出る。頭分以上熨斗目、其外御通ひふくさ小袖・上下、御通御大小將。廿一日は人持頭分・人持之嫡子・年寄中二男等見物被仰付、於虎之御間二汁五菜之御料理被下、御能見物之面々はのしめ着用。

御能前後御目見、右御禮之儀前々日御用番本多房州宅に罷出。翌日は登城御禮申上、年寄中

宅々に廻勤、年寄中二・三男之儀は、當日橋爪邊より立歸御禮可申上等。廿五日には諸役懸並頭分之嫡子・人持之二・三男・御大小將組、以上一汁三菜御料理被下、通ひ足輕。

廿六日は御馬廻六組・定番御馬廻・組外・御射手・御異風・新番並與力等、諸事昨日同事。廿八日は御馬廻六組等、都而は昨日同事。

十月十二日。前田綱紀使を京都に遣はして中御門天皇の不豫を奉伺せしむ。

〔政隣記〕

十月十二日天皇御抱瘡に付、足輕頭近藤三郎左衛門京都に御使被仰渡、金一枚・御羽織被下、今日發足、十一月十日歸。

御酒湯御祝儀、大組頭岡田喜六郎御使被仰渡、十一月二日發足、同十九日歸。

十一月三日。前田吉徳、徳川家宣の本丸に移れるを祝して物を獻る。

〔御年表〕

十一月三日將軍家御本丸へ御移に付、吉治公より御臺子三座・御肴三種・御樽二荷御獻上。御臺所へ御臺子二座・御肴二種・御樽一荷、次妃へ御臺子一座・御肴二種・御樽一荷を御獻上。

十一月十八日。前田吉徳夫人鐵漿初の祝儀を行ふ。

〔政隣記〕

十一月十八日松姫君様御鐵漿初御祝有之、以上使秋元但馬守殿白銀千枚・御樽肴御拜受。右に付御馬廻高田十郎兵衛御使に而、御祝儀物被上之。十二月四日金澤發足、翌正月十四日歸。相公様・吉治公にも、爲御祝儀三種二荷宛御拜領。秋元但馬守殿於御守殿御勤也。

十一月十九日。中御門天皇の不豫癒え給ひしを以て前田綱紀等使を江戸に遣はして祝意を述べしむ。

〔政隣記〕

十一月十九日天皇御酒湯相濟候爲御祝儀、江戸表之御使奥村伴七、從利章公同斷御使岡嶋助七、今月七日金澤發足、今月十四日江戸到着。同夜伴七吉治公御前に被召出、御口上御聞被遊。于時今夜酉の刻過、伴七御用所より歸候節道を取違、吉治公御座之間に入候處、青木新兵衛見咎押出。依之御次番御小將梅源五左衛門・青木勘太夫、從吉治公今夜遠慮被仰付。同廿一日右伴七、於御居間書院吉治公御前に被召出、御請被仰渡。翌廿二日發足、十二月十一日金澤に歸着、岡田助七も同日歸。

十一月廿七日。中御門天皇新内裏に移り給ひたるを以てこの日前田綱紀使を遣はして之を賀し奉らしむ。

〔政隣記〕

十一月廿七日今般新内裏に御移徙之御祝儀、京都に之御使前田數馬今日發足、十二月十八日歸。

十二月六日。この日以降故徳川綱吉の法會を金澤神護寺に執行す。

〔政隣記〕

十二月六日常憲院様御一廻御忌、來正月十日之處、今日より十日迄金澤神護寺御法事。依之今日・八日・十日御參詣。

十二月十日。前田吉徳江戸上野に於ける徳川綱吉の法會に詣つ。

〔政隣記〕

十二月十日右同斷に付、江戸於上野、十一月廿八日經揃、廿九日より今日まで御法事有之。吉治公御豫參。但廿九日にも上野御參詣。

十二月廿九日。家中奥村伴七等先に江戸に於いて失體を演じたるを以て

右同斷は常
憲院一周忌
を引上げた
るをいふ

罰せらる。

〔政隣記〕

十二月廿九日左之通於金澤被仰付。

遠慮

奥村伴七

御小將組被指除

榎源五左衛門

遠慮

青木勘太夫

十一月十九日の條參照

右者前記十一月十九日に有之通に付、源五左衛門・勘太夫御國へ可相返旨、以早飛脚本月廿二日江戸に申來。同日大橋長兵衛於御小屋、津田兵庫列座申渡。則兩人同夜子刻發出、今日歸候處右之通被仰付。

是月は大盡なり

十二月晦日。前田綱紀先に東山上皇崩御し給ひしを以て使を遣はして之を弔し奉らしむ。

〔政隣記〕

十二月晦日、新院今月十七日崩御之旨、同廿一日告來。依之京都に之御使、大組足輕頭原田又右衛門に被仰渡、今日金澤發足、五月廿五日歸。但抱瘡之御惱也。御寶算三十五。

右に付江戸の御使加藤金十郎、利章君より之御使土方與八郎、今日發足、來二月二日歸。

寶 永 七 年

正月朔日。前田綱紀金澤城に於いて年頭の祝賀を受く。

〔御年表〕

寶永七年元旦備後君布直垂を御着用御禮仰上らる。及本多安房守政敏・前田近江守直堅・前田美作守孝行・村井豊後守親長布直垂にて御禮、前田修理披露。

正月二日。先に東山上皇崩じたるを以て謠初の儀を廢す。

〔御年表〕

正月二日、此夜御謠始を止らる。舊臘上皇崩御に依て也。

正月七日。定番御馬廻組の土堀淺右衛門小者を殺害し、後扶持を放たる。

〔前田家雜錄〕

一、寶永七年正月七日定番御馬廻知行百石堀淺右衛門、御城小遣小者を於途中、廬外之上過言を申由に而當座に切殺、即刻御番頭山田仁右衛門・辻平丞の相斷處、當分遠慮仕候様申渡。然所右小遣を切候様子は、常憲院様御法事中殺生禁制之處に、正月七日御法事之内に有之處、

日附前書と
異なるもの
恐らくは非
なるべし

永原左京上ヶ屋敷の脇の明地、あわらの所わ水鳥付申候を、往來の透を考、つなをさし申候を、右小遣參り懸り見申候故、若他言可仕哉と口論の様に仕なし切殺申由。此儀露顯、御吟味の上五月十一日被放御扶持也。

〔政隣記〕

寶永六年十二月四日夜本多安房守邸腰、永原左京邸後に而、小遣小者を組外堀淺右衛門、行合に而慮外之仕合有之由に而切殺。翌日より自分に指扣居候處、翌年三月十一日於公事場御吟味、五月六日於公事場、今度小遣小者切殺候段は無御貪着候得共、一僕を連候者、致し様も可有之儀、其上道餘計無之所、慮外仕候段左様可有之儀乎は不被思召候。相手果候儀ゆゑ、難被成御僉議候。申上様繕候様に思召候。依之御知行被召放候段、被仰出候旨申渡有之。

〔政隣記〕

五月六日。定番御馬廻堀淺右衛門御知行被召放、是は於途中小使小者慮外仕旨に而手討に仕候、其儀は不被及御貪着候得共、其身無僕に而往來、右小者慮外之申立も頗不分明に付如此被仰付。

正月十五日。前田吉徳夫人江戸城に登る。

〔政隣記〕

正月十五日松姫君様今年始而御登城、御供本多圖書・津田兵庫・大橋長兵衛・小堀左兵衛・伴無理兵衛・戸田清太夫・伊藤平太夫等、御歩横日以上熨斗日・布上下、平御歩は服紗小袖・布上下。亥刻過歸御。從公方様御内々を以、圖書に御時服三、兵庫に二、從御臺様圖書に御槍重被下之。

二月十日。鳳至・珠洲二郡の十村等、盜賊改方奉行より下附の非人札を返上せしめ十村の焼印札を以て之に代へんことを請ふ。

〔郡方古例集〕

珠洲・鳳至兩御郡非人共に、盜賊御改方より御渡候非人札之儀、別而大事に相心得取持仕候様に申渡候所、自然落申歟、或幼少者人に被取申儀茂可有之哉と奉存、非人札預置所持不仕者も御座候。然者紛敷御座候間、非人札御取上被成下候。左候はゞ十村共方より焼印札一統に非人共に相渡可申候。則焼印寫爲御見合御與力衆に措置可申候。自然落申候而茂、又者被取候而茂、十村共互組々吟味のためも宜敷御座候、以上。

寶永七年二月十日

大澤村 内 記

鹿野村恒方組跡共 粟藏村 彦左衛門

鶴川村六藏組跡共 中居村 三右衛門

馬場村 八左衛門

稻舟村 新 助

走出村 甚右衛門

折戸村 次郎左衛門

飯田村 源右衛門

宇出津村 甚 兵 衛

由比孫兵衛殿

二月十四日。大聖寺侯前田利直老臣村井主殿の罪狀を家中に告ぐ。

〔前田家雜錄〕

一、寶永七年寅二月十四日大正持村井主殿被仰付一卷。

飛騨守利重公御直筆に而被仰渡趣之寫

家中之者共わ申渡趣

村井主殿儀、何茂存知之ごこく、筋目を思ひ近年段々取立召仕候處に、恩をわすれ奢を極め、役儀の權威を以家中之面々の致無禮、惡心法外之仕方、第一段々格式等伺ひもなく我儘にいと候うへ、大法を亂し氣儘に働く。依之既に同意の者は宜様に申なし、不相應之役儀を申

利重は利直の讓

後用ばこ
ようと訓む

村井主殿の
知行千五百
石とあるは
後に千百石
と記すもの
あるを正し
とすべきが
如し

付、後用金等迄悉取出し、剩職に不似合あそび者迄に遣捨、家作に至まで世を不憚仕方、兼々雖達内聽候、家老職も申付置者に候故、追日心得慎候様に成置候得共、聊其旨もなく奢を長じ、彌増之悪行日々に重り、我等勝手は不及云、家中下々に至迄奉公難相勤躰に致しなし、領分之者共迄却而上を恨様子に罷成、大逆無道之段相聞ね、彌不得止事を、佐分舍人方預之候。家中之者共此旨相心得、了簡違無之様に可致事。
右之趣何茂可申渡者也。

寅二月十四日

大正持御預ケ人

千五百石 村井主殿 佐分 舍人方へ 主殿妻女 山本太郎齋門方へ

主殿せがれ 村田六郎齋門へ 主殿娘 山崎 權 丞方へ

石黒市郎左衛門 東野安齋門方へ 西尾喜左衛門 柴山清太夫方へ

廣瀬 源左衛門 安達 數馬方へ 西尾妻 慶 徳 寺へ

石黒妻 新右衛門方へ 廣瀬妻 權 太 夫 方へ

右之外遠慮之人々

權太夫・與一右衛門・新右衛門・太郎左衛門・與左衛門 十兵衛・久兵衛・六郎左衛門、此面々

苗字不知也。

村井主殿行跡御預ケ品、第一去秋京都に御かねかりに罷越、其節嶋原に三十五日罷越、御借り銀の内引負遣申由。去秋より暮まで掛て少々御普請御座候處に、圖りより銀子多く入中に付、奉行人禁牢被仰付御吟味之處、村井主殿指圖により銀子過分に書上申由。京都之引負、此度之引負、其外惡事ども白狀仕候付、被仰付沙汰に御座候。右奉行人足輕に而御座候處、主殿取持に而、百五十石迄度々に取上げ申由御座候。御普請に付禁牢之面々多御座候由。石黒市左衛門儀は、京都に横目に罷越、同事に仕中に付、御預けに申候。西尾喜左衛門儀は、先年飛驒守様御息女様御縁邊之御道具盜置、唯今之御道具に指入申由、奥様より申來候由に而、大正持に被召返、御預けに而御座候由。廣瀬源左衛門儀茂、市郎左衛門同事之仕合。去共此者は銀子は引負不申由に御座候。來る廿六・七日時分埒明可申由沙汰に御座候。其節御家中に御書出之寫、爲御慰懸御目申候。主殿儀日比於江戸吉原へ毎度罷越、江戸御屋敷之内に而も亂り成儀多く有之由に御座候。此一巻に付、大正持此節騒動之由御座候へば、主殿儀は後切腹被仰付、主殿忤茂同事、石黒茂同事也。西尾・廣瀬は落着不承候。

二月十五日。大聖寺侯前田利直使を金澤に遣して村井主殿の罪狀を前田綱紀に告ぐ。

〔政隣記〕

二月十五日大聖寺候飛驒守利重君より、爲御使者御家老神谷外記登城。虎之間に取次、御小將誘引、永原左京出挨拶、年寄中も被出挨拶、左京誘引瀧之間に扣有之、前田近江守誘引に而於奥書院御前に被召出、暫間有之退出。

右外記を以被仰遣儀者、當十四日利重君御寵臣御家老村井主殿儀、近年不行狀、其上過分に引負私曲依令露顯、佐分利舍人の被預、則昨日主殿已刻頃登城、寄合所に、刀掛に刀を掛着座之砌、神谷外記並御目付分部五平次、御用人原孫助・山本新藏被仰渡之儀有之旨申述、頭番所に令同道、脇刺受取之、外記指圖にて御書出しを五平次より主殿に相渡し、主殿拜見迷惑仕由及御請に付、則野尻軍右衛門等五人を番に附置、右五人駕籠之廻りを相圍、並足輕廿人警固し、舍人方に引渡之。右御書出者外記より御前に上之、委細不知。利重君より御内證之御書も被上、御返翰和田權五郎を以外記旅宿迄被遣之。右主殿之外、同人娘但盲女山崎權丞に御預。

主殿妻並娘、同養子村井覺太夫、都合三人者、主殿聲村田六郎左衛門方に引取。
會所奉行廣瀬源左衛門は安達數馬に御預。

源左衛門妻は源左衛門弟岡崎權太夫方に引取。

年内迄用人相勤、當時御馬廻組石黒市郎左衛門、右東野安右衛門に御預。
石黒市郎左衛門妻は青山新左衛門方に引取。

會所奉行西尾喜左衛門は柴山清太夫に御預。

西尾喜左衛門妻は一門共わ引取。

御歩岡本新七禁牢。

足輕二人禁牢、但西尾喜左衛門せがれ共廿五俵宛也。

主殿等一類十二人遠慮。

二月廿六日。大聖寺侯の老臣村井主殿切腹を命ぜらる。

〔政隣記〕

二月廿六日於大聖寺村井主殿切腹被仰付、其外之者共刎首。

〔秘要雜集〕

二月廿七日又御直筆に而。

一、村井主殿儀、就極罪其科に應じ仕置雖爲言付者、重き役儀相勤候者故、金澤表にも及内談、其上家中之者共存念も相尋候處、吾等思意同事に候得共、職分に免じ、佐分舍人於宅切腹させ候。何も此旨相心得、組之者共わも可申聞之者也。

御直筆は前
田利直

二月廿七日

八八〇

千百石村井主殿切腹、介錯人武山豐藏也。後富岡と姓を改む。富岡源内の先祖也。

二百石御用人石黒市郎右衛門は、東野瀬兵衛宅にて打首、押足輕成田藤右衛門麻上下にて首を打つ。

百五十石會所奉行廣瀬源右衛門は安達數馬宅にて打首、押足輕高友權兵衛麻上下にて首を打つ。

八十石西尾喜左衛門は柴山清太夫方へ御預之處、越前方へ御追放、家財闕所。同武兵衛・津之丞も御追放。

百石宮井十兵衛、七十石村田六郎右衛門、五十石津田與右衛門、此三人御追放。

百石内田八右衛門、四百石内田織部、百五十石内田與左衛門、七十石久津見清八、右四人御暇被下、三ヶ國御構、家御取上げ道具は被下。

小原武左衛門・山田與三太夫・松山仙平、此三人御扶持放さる。西尾武兵衛・西尾伴丞・石黒平七、足輕杉本清右衛門、此四人御追放。

杉本新七は籠舎被仰付候處、同廿七日籠屋にて御成敗被仰付。同男子同所にて御成敗。新七弟又八は越前へ御追放。

主殿忰角太夫于時七歳也。は村田六郎右衛門宅にて切腹。介錯宮村宇兵衛嘉太夫先祖。

手塚與左衛門・中村傳七・佐藤與三右衛門・小泉善兵衛・藤井彌左衛門・近藤文左衛門・脇田忠兵衛・加藤金石衛門・佐藤與兵衛・藤井權右衛門・脇田理右衛門・野崎覺之丞・手塚與三兵衛、此十三人御暇、三ヶ國並江戸御構。

三月十三日。金澤卯辰來教寺より出火し類焼千餘戸に及ぶ。

〔前田家雜錄〕

一、寶永七年三月十三日丑の刻金澤卯辰山來教寺天台宗より出火、翌十四日辰の下刻鎮り候。類焼之分關助馬場一番丁・二番丁、馬場の角を限り、南は大橋の少上迄、北は八幡町江川を限り、片類觀音町迄、侍屋敷廿八軒、町屋十六町、本家六百四十二軒、寺七ヶ寺、惣而千餘軒類焼、焼死老女一人あり。

〔政隣記〕

三月十四日曉丑刻卯辰來教寺より出火、辰下刻鎮、凡家數七百七十軒餘。淺野川大橋より此方へ火移候ば、御出馬可被遊旨被仰出。焼失之大概四丁木町不殘、八幡町・森下町大橋之爪より金谷町迄、大衆免より馬場一番丁・二番丁之内、觀音町之内波吉右内邊不殘、右之内侍家廿軒外□家六軒、町家□也。右火事之節御定書之役所へ出候面々、並不參之者は如何之子

細に而不出と申趣、委細書附取集可差出旨、玉井勘解由殿被申渡、但與力以下之分は差除之。

〔筒井舊記〕

金澤卯辰西養寺の下來教寺より、當十四日朝八つ時分出火、六つ半過迄焼申候。殊之外大火に而金澤中之大騒動御座候。然ども御算用場の御出之御奉行様者、別事無御座候。

焼失之所々

西養寺之下小川町より森下町不殘、金屋町少、馬場二番丁山之方半分程、一番丁は不殘、馬場之馬博町河上之方十軒程、夫より上河端不殘、大橋之北之らんかん限、觀音町三ヶ一程、後河端不殘、觀音町より八幡之前迄、八まん川之小路、北川を限り八幡之門ざわ限り、山之方高き寺之門前、外下の小家共不殘焼申候。然者其中四丁木町・蓮昌寺町之小せうじ等やけ申候。惣家數千程も御座候半と申候。其内寺一軒、一向宗四ヶ寺之旨。大寺者無御座候。永久寺・普洞院・立門寺者門ざわより焼候而無別儀、あやうき事に御座候、以上。

三月十五日

詰番大澤手代

忠兵衛

奥郡十村中充所

三月十四日。大聖寺侯前田利直金澤に來る。

〔御年表〕

馬博町は博
勢町歟

三月十四日飛驒守殿利重金澤へ御出に依て、御旅宿へ御使者玉井勘解由貞信を遣さる。十五日御登城、御旅宿へ御歸の後、御馬廻頭佐々木左兵衛定賢を遣さる。

三月十九日。先の火災に盡力せし者を上申す。

〔袖裏雜記〕

今度火消之面々働之様子、勝劣之様子分明に者相知不申候。乍然定火消之内に而は今枝民部・中川清六郎、指加候内に而は津田玄蕃、別而情出申段無紛躰に聞え申候。以上。

三月十九日

奥村伊豫

御加筆寫

書面之通玄蕃・清六儀、其日茂情出候由。民部儀茂、兩人程に其品を指申沙汰者未承候へ共、是以情出申由に候。玄蕃儀者慥見申者有之沙汰に候。橋も殊之外強く防申由に候。清六は常々心懸候哉、早く罷出躰候間、精出申儀相違有之間敷候。惣而江戸などの様子と違、先日者強く防申者多有之沙汰に候。江戸表之様子に而者、大方家はづれ迄燒可申子存候處、早速鎮候間、沙汰之通に而可有之哉と存候。爲念火事場の罷出候横目共わ相尋候得者、取分け精出働候者見不申由。扱々相違成事候。左様に可被相心得候。然共此度は書面之通被申聞苦間敷候。先日も如申候、此方より申出候様に無之、此度精出候趣何茂より達聽被申候處、喜色之

由可被申聞候。但面々書付候躰、表書之三人迄之證慥に無之候。彌僉議候而此度は一統に茂可申聞様可有之候哉、とかく相談次第に候。其内三人に者別而之趣を可申聞に而可有之候、以上。

御加筆頂戴仕候。奉得其意存候。如御詮面々書付之趣に而は三人迄之證慥に無御座候得共、沙汰之様子彼是三人之者共精出申段無紛躰に付、右之通奉伺候。外之人々も輕重は可有御座候得共、今度は何茂無油斷火を防申躰に御座候。左候得者如被仰出候、今度者一統申聞、其内三人に者別而之趣申聞可然奉存候。左候はゞ今度之儀いまだ大火にも成可申候處、何れも精出防候故早速相鎮候。其内三人之儀は別而働様子に候。右之段達御聽候處、御喜色之御事候之由可申聞候哉。何茂僉議仕重而奉窺候、以上。

三月廿七日

奥村伊豫

四月朔日。火消奉行の功勞を賞す。

〔政隣記〕

四月朔日出仕相濟、今枝民部・津田玄蕃・中川清六郎等都合十三人、御用有之候條居殘可申旨、御月番安房守殿被仰聞、御大廣間に近江守殿・伊豫殿列座、左之通被仰出候趣、安房守殿被申渡。

先規火事之砌各被罷出、情を被出火防被申趣達御聽候得者、及大火候處各情を被出候に付早速相鎮り、御喜悅に被思召候旨被仰出。

何も御請相濟退去、重而民部・玄蕃・清六郎を被相招、各三人別而情を被出候由達御聽、猶更御喜悅之段被申渡、各面々月番宅迄爲御禮罷出。右三人は別而御禮之趣口上に可被相演旨、御月番より御申聞之由、御横日中被申談。附玄蕃儀は奉書火消、殘は定火消也。

四月四日。前田吉徳江戸城に登りて徳川家宣の演能を觀る。

〔政隣記〕

四月三日前日依御奉書、若狹守様御登城之處、明四日御能御拜見之儀被仰出。依之爲御禮御下、御老中方不殘・間部殿御勤。翌四日辰刻過御登城、申刻御歸館、本多圖書を以諸頭中へ御普爲聽。

今日御登城被遊候處、度々御前にも御出被遊、御自身之御能御拜見、八丈嶋御拜領、且又明日飛鳥井殿・難波殿蹴鞠就上覽、御登城被遊様に被仰出、難有被思召候。此段何も可申聞旨被仰出候。

右八丈嶋二十反、御日録を以御手自御拜領也。且御番組如左。

嵐山。

邯鄲

御。

橋辨慶

間部越前守殿。

黒塚

御。

融

入間川 禰宜山伏

今日御登城は御三家・吉治公・御連枝方・松平讃岐守殿・井伊掃部頭殿迄也。御三家様方には御冠棚、御連枝には八丈嶋十反宛御拜領也。御三家並吉治公は御一集に御饗膳。

四月五日。前田吉徳登營して蹴鞠を見る。

〔御年表〕

割註は誤なり

公は綱紀

四月五日殿中蹴鞠の御會あり。一本御能十四日、蹴鞠十五日と云。京都より飛鳥井殿・難波殿來り會せらる。吉治公

御登城御見物。公より右の御禮として、御使者御馬廻使役淺井左兵衛成正を江戸へ差上らる。

四月七日。大納言二條吉忠、前田吉徳の邸に臨む。

〔政隣記〕

利重は大聖寺侯利直

四月七日二條大納言吉忠卿、今度就御代替江戸御下向。依之今日御招請、巳刻御出。吉治公

御白洲中程より御門前御左之方へ御出迎、利重君等並御出入衆前田帶刀殿等、都合御六人、

御白洲へ御出、前田伊豆守殿は御式臺拭板之上迄御出向被在之。御輿臺敷附之上に居申与其

儘伊豆守殿鏡板迄御出迎、御大書院へ御誘引被申上、御熨斗三方出、御太刀披露。畢而御小

書院へ被爲成、御三献、御盃吉治公御請。畢而御盃利重君以下御取持衆、並本多圖書・不破彦

三・永井織部へ被下之。右畢而又大御書院へ被爲成、巳中刻過御能初り、七番有之。御中入に

於御小書院御饗應、御相伴伊豆守殿。西之刻過歸御。追付爲御禮吉治公、谷中瑞林寺之御旅館に被爲入。但三月十八日御參府に付、從吉治公御使者不破彦三長袴着參上。前夜品川驛之御旅宿に、從吉治公御使者稻垣内進を以御進物有之。羽織袴着御勤。右以前にも御途中迄御飛札を以御進物、御着之上も度々御使者、且御見廻被遊。

五月朔日。御小將組の士淺野惣五郎禁牢に處せられ、後に刎首せらる。

〔政隣記〕

五月朔日御大小將三百石淺野惣五郎義隣禁牢。是は惣五郎儀、四月十三日商家に入賊、商人等手籠に致し及騒動。此旨一類より頭に達之。仍之遂吟味之處、去年於江戸、増上寺塔頭池徳院に御進物御使之節、白銀十枚被遣候内を掠取、其餘不法之事共多白狀に付而也。

組外二百五十石宿屋彌次兵衛も、同月四日菊池十六郎に御預也。是は惣五郎と同道商家に參り候節、後れたる爲躰に付御知行沒收。右之通同月廿六日惣五郎刎首、彌次兵衛儀は御追放被仰付。

〔前田家雜録〕

一、同年五月御大小將組淺野惣五郎二百石組外宿屋彌次兵衛二百石同道、川殺生に罷越、歸に淺野川國澤庄藏向がは道具屋に立寄、惣五郎はく椀一具盜み懷中して出るを、亭主見付候得共、

亭主は病人故追懸る事難成故、隣の亭主を頼追掛、前田大膳方へ行横町の町中に而追詰、腕を御取被成候旨申候へば、惣五郎申候は、此方へ無實を申懸候とて脇指に手を掛け申候故、近所の町人共取廻し申内、彌次兵衛は夫に不構宅に罷歸候。惣五郎は強而不知由申候而争ひ、最初に懸付る町人を打切候はん様子故、大勢懸隔りさはぎ候内、惣五郎袂より右腕のかき落候故、理不盡に何茂取付候而、腕を搜し取、惣五郎をば放し遣候。夫迄は家中ものとも何の者共不知處に、往來の者見知候而、淺野惣五郎こそ町人にたゞかれたると金澤中の沙汰。依之彼町人共も驚候而、町人方よりも町奉行迄其場之首尾を斷候故、先町人は店をふさぎ罷在様に申渡候。惣五郎儀は、一門中より、亂心に候間押込度旨願之由、此段達御聽候處、先達而御聽に達候品共も有之、此者は亂心に而無之旨被仰出、公事場に而御吟味之上、直にあがり屋わ入申候。且又宿屋彌次兵衛は、者頭より遠慮申付處、追而菊池十六郎に御預け也。其後惣五郎小者の名に改禁籠、其以後刎首、死骸藤内を相渡る也。彌次兵衛は場所を逃れ申に付、御知行被召放也。惣五郎二三年以來於江戸も人のものを目かくし、懐中の金子なども一座の人々失ひ、何かと沙汰有之處に、右之仕合故禁籠、刎首に罷成候様子也。

六月十三日。日蓮宗の諸寺色衣問題に就いて妙成寺の規定に承服せざるを以て當分舊に従ふべきを諭す。

〔參議公年表〕

一、妙成寺箇條書之儀に付、當宗寺庵及異論候儀は、追而御吟味之上、向後之格可被仰渡候。此儀に付說法相止困窮之由。然ば右落着之内先四年以前迄之色衣に而可相勤候。御詮議相極候上、色衣御免許は格別、若又色衣御停止之時は不可及違背候。尤於不致承領候者、出寺追放可被仰付候。萬一是以當分之儀に而難得其意相斷候者、假令何様に困窮候共其分可成置候。妙成寺へ茂此由相達候得ば、是は別段之儀、御仕置一向之事に候へば、兎角に被及間敷旨被仰出候間、被得其意可申渡候、以上。

六月十三日

執 政 中

永 原 左 京 殿

伊藤平右衛門殿

右日蓮徒相爭不停、八月七日於公事場有吟味、龍淵寺之主僧某下獄。此頃公之親翰の由相傳る妄書一通有て、妙成寺主僧を色々誹毀し、城下を流布す。段々吟味有之候處、津田帶刀家臣笹田彌三次妄作に相極る。岡嶋内膳が嫡子采女、定番步橋爪次兵衛等相傳て信用之。於是采女へは用番近江守宅の召寄、其組頭奥村伊豫守立合、急度被仰渡、一族岡嶋市郎兵衛・奥野兵庫・永原主税等の御預け、次兵衛は小頭共へ御預、本人並慈雲寺之主僧等下獄。

〔一卷帳大概〕

寶永七年日蓮宗色衣之儀に付謀書仕候者御吟味一卷帳

右者津田帶刀家來笹田八十次と申者、御親翰を謀書いたし、旦那寺慈雲寺に爲見、夫より段々方々に傳之、妙成寺に爲見候僧有之。妙成寺より伊豫に相達御聽、公事場に而夫々嚴敷御吟味有之、八十次禁牢、慈雲寺牢揚屋に入。八十次者磔者如何に候間、生胴可被仰付哉之旨等同之留者有之候得共、落着被仰出者不相見。

〔袖裏雜記〕

一、日蓮宗色衣之儀に付、笹田八十次と申者御親翰を謀書いたし候付、大罪之儀に候、磔は如何に候間、生胴可被仰哉之伺に、被仰出之御親翰左之通。

一、八十次死罪者決申候。生胴之儀如何。此者死罪生胴者重きと申に而者無之候。輕重共生胴之儀者刑法に無之事と見ゆ、公儀に一圓御沙汰無之候。可被僉議候。

右之被仰出に付不及赦之御沙汰、斬罪と窺候處、其通被仰出。

六月十八日。前田綱紀參觀の期を延べんことを請うて許さる。

〔政隣記〕

六月十八日於江戸、從吉治公本多彌兵衛殿を以、相公様來月御參府之筈に候處、今年は閏月

も有之、暑氣も後れ、第一暑氣御痛故、八月中御參勤被遊候様被成度旨、御老中方迄御願之處、達台聽、御懇之上意之上、八月中冷氣に罷成候而御參府与被仰出、尤御禮に御登城に不及旨、今朝彌兵衛殿を以御老中方より申來。右に付彌兵衛殿、於御小書院吉治公御對顔、御料理出、爲御禮御老中方御勤、右之趣被仰進候。早飛脚同廿二日金澤に着、爲御禮御馬廻頭脇田七兵衛に江戸御使被仰渡。廿八日發足、同月廿五日頭分以上被爲召、被仰出之趣左之通奥村伊豫演述。

御代替にも候故、別而早く可被成御參勤候處、暑氣其上御痛所有之に付、不苦儀に候ば涼敷成候而、八月中御參勤御發駕被遊候様被成度旨、從若狹守様御願之趣、早速達上聞、御願之通、八月中冷氣に成御國許御發駕御參府可被成旨被仰出候段、大久保加賀守殿被仰渡候。御並も無之御懇之御事、忝御仕合冥加至極被思召候。此旨可申聞由御意に候。

六月十九日、前田綱紀、前田孝行の女を子養せんとするの意を老臣等に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

此許娘共有付候而、直姫一人相殘、其上備後守も江戸に參、其已後去年歸國迄者、事之外難儀仕鉢に候。當年之儀も手前並備後守參府候はゞ、又亦可致迷惑候。京都婚禮も來年中、若

小將は小姓

相延候而若來々年春夏之内治定候間、其以前相煩不申様にと存事候。就其一人に而別而徒然之躰に候間、前田美作守娘一人留守中とぎに呼置申度、内々美作守父子へも内意申聞候。最早參勤無程候條、當月中より呼置可申与存候。只今之通にては小將も同然に候へ者、友にも難成候條、呼寄候以後者手前子分にも仕、追而何方へも有付候様に可致与存候。此趣承置可被申候。右之所存候間、ちと日柄をも撰、當月中來月初呼寄申候而可有之候。件之内意本多圖書・前田修理・玉井勘解由・成瀬内藏助へも可被申聞候、以上。

六月十九日

宰 相

本多安房守殿

前田近江守殿

村井豊後守殿

奥村伊豫殿

六月廿一日。幕府より派遣せられたる巡察使島田藤十郎等金澤に入る。

〔政隣記〕

六月朔日北陸道巡察使二千四百石上下卅五人嶋田藤十郎殿、千五百石上下卅四人高井作右衛門殿、千百石上下卅四人寛助兵衛殿、今日越中境に到着。西尾四郎左衛門系魚川迄赴、奥村

勘左衛門今日境迄至。同十八日三使高松驛に到、御使番和田權五郎御使勤。同廿一日金澤に到、年寄中右西尾・奥村・町奉行町端迄出迎。相公様御不豫に付、備後守様・高井殿之旅宿に御見廻、於同所嶋田殿・寛殿にも御對顔。相公様より之御使奥村伊豫、右旅宿に被相勤。廿二日右三使共發出、其節御使御家老成瀬内藏助被勤。御使番寺嶋貞右衛門送之。前田修理小松に到、御小將頭河地八郎兵衛橋驛迄相送之歸る。右三上使來路、朔日泊越中境、二日三日市、三日滑川、四日岩崎寺村、五日富山、六日井波村、七日福野、八日今石動、九日佐賀野、十日氷見、十一日能州子浦村、十二日田鶴濱村、十三日荒屋村、十四日富木村、十五日一宮、十六日高松、十七日津幡、十八日金澤に兼而有之處、雨天等滯留有之、前記之通廿二日吉野村、廿三日別宮、廿四日阿手村、廿五日金平村、廿六日小松、廿七日大聖寺也。近江御領海津・今津に、改作奉行根來九兵衛・定檢地奉行大塚彌五太夫罷越。右上使に付從公儀被仰渡趣。

條々

一、今度御國廻付、巡見之途中晝休・泊之所々に而、兼而被仰渡候物之外一切調申間敷候。諸色賣買之儀者、其所之相場を以可致相對候。相場より若下直に候者、急度遂僉議、御代官所者其所之手代、給人所は其支配人に可申斷事。

一、當宿之外他所より、晝休・泊共此方より召寄不申候に、人寄可爲禁制事。

一、此方より申付候外、何にても家來末々迄一切振廻中間敷候。不作法又者非法有之候者、此方は可申斷候。隱置跡に而成共聞及候者、後日令吟味、當分不申斷候段、其所之可爲越度事。附、其家之諸道具、此方之者少もそこなひ候歟、又紛失候者不隱置、則此方は可申聞事。右之通相違於有之者、可爲越度者也。

酉 四 月

前記之通上使金澤に御到着之節、大樋町端迄御迎に罷出候交名、安房守殿・近江守殿、町奉行は小塚八右衛門・前田兵右衛門也。嶋田御旅宿は茶屋治右衛門、高井殿は泉屋與四兵衛、寛殿は坂尻屋孫兵衛也。

六月廿一日。金澤の戸口を調査して巡見上使に提出す。

〔國事雜抄〕

覺

一、百二町

金澤町數

一、一里半程充

同所堅横

一、六萬四千九百八十七人

同所人數男女

一、禪宗大乘寺所は鶴來道寺地山。

人口は武家を除けるものなるべし

右之通御座候、以上。

寅六月廿一日

覺

一、百二町

金澤町數

一、四貫三百八匁

傳馬役銀

一、一萬二千人

人夫役

右之通に御座候、以上。

刁六月廿一日

覺

一、百二町

金澤町數

一、一萬二千五百五十八軒

同家數

一、六萬四千九百八十七人

同男女人數

右之通御座候、以上。

刁六月廿一日

右巡見上使御越に付書出也。

八月朔日。前田綱紀、吉徳夫人の爲に新たに小者を雇傭せしむ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫。八月朔日御老中へ相渡。

一、若狹守方に小者無之候。第一手前在國之時分不人に而、御守殿御用手づかへ可申候間、先二百廿人餘召抱、七十人餘充國元へ遣、百五十人程充相詰候様に申定、召抱可然候。支配者當分割場より仕候而も滯儀有之間敷候。但若狹守附小將之内兩人、割場奉行別に可申付候哉、此段者若狹守心次第に候。

一、御守殿附之足輕・小者、大勢ひけ申候間、別に召抱可申候。小者者百五十人、内十五人計小人役之者、あてがひも少品替可申付候。是又五十人充國元へ遣、百人充相詰させ可申候。足輕之儀者追而可申聞候。

右之通候、以上。

寶永七八朔

八月七日。前田綱紀、前田孝行の女を子養するの許可を與へらる。

〔政隣記〕

八月七日前田美作守女御養女に被爲成、御名壽姬様与被稱。右之趣六月十八日御願之通、本

多彌兵衛殿に大久保加賀守殿被仰渡。

八月廿二日。博勞の帶刀せざる理由を上申す。

〔國事雜抄〕

江戸博勞共は刀をさし申候處、御當地町博勞共は如何様之譯に而刀さし不申哉之旨、御尋之趣奉承知候。往昔は町博勞共、刀を帶申儀勝手次第に仕候處、町人並之者刀帶申儀、天和年中御改之時分、町奉行支配御細工人共刀相止候砌、町博勞共儀茂町人並之由に而、刀相止申候。此段先町奉行僉議、如何様之譯に而右之通に御座候哉、留帳等相考候得共、其品相知不申、浪人博勞之分は、只今とても刀帶候儀勝手次第に仕候、以上。

八月廿二日

前田 兵右衛門

本多 圖書様

小塚 八右衛門

前田 修理様

玉井 勘解由様

成瀬 内藏助様

八月廿五日。前田綱紀金澤を發して參觀の途に就く。

〔政隣記〕

八月廿五日金城御發駕、閏八月七日江戸御着。同日上使井上河内守殿。同十一日御參府御禮、隨駕玉井勘解由・成瀬内藏助。御目見等都而如御先例。備後守様も御同日御跡より御發駕、御跡より御同日御着府。御參府御禮も御同日。松姫君様より、御着日、三宅忠七郎殿を以御檜重・御肴、備後守様の御肴被進、於御小書院忠七郎殿に御料理出。

閏八月十一日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

閏八月十一日臨時の朝會あり。松平加賀守綱紀・松平備後守利重參觀す。

九月廿四日。少納言高辻總長、前田綱紀の邸に臨む。

〔政隣記〕

九月廿四日高辻少納言殿初而御招請、御上邸に御出、御料理足打。御相伴前田伊豆守殿・山中丹波守殿。

九月廿五日。前田綱紀進物を持參する使者の手續を改む。

〔松雲公御夜話〕

淺野惣五郎
の事は本年
五月朔日の
條に見ゆ

一、寶永七年九月廿五日之夜、大野木舍人を以御小將頭に被仰出候は、御小將共方々に被遣候御進物銀子等、裁領に爲請取相越候茂有之と被聞召候。淺野惣五郎儀の様に、若足輕手前にていかやう成事を仕り、御小將共無相違と存持參候而、先より申斷之時分、咎茂なき御小將中申わけ難立品も可有之候。小將頭共如何相心得候哉可申上旨被仰出候。井上三太夫御請に申上候は、以前は御使に參候者直に會所を罷出、其奉行手前より請取罷越候。加様に仕可然候半哉と申候に付、舍人申上候得ば、其仕様も不宜、御城之御様子は、御進物御城に役人持出、御使被申渡候方より、御使之方へ引合被相渡、夫より請取被勤様子に候。御用人又は頭・番頭等引渡候得ば宜敷旨被仰出候而、此通に罷成候。扱其以後重而舍人を以被仰出候は、加様に被仰出を、若何茂を御うたがひ被遊様に茂可存候哉。左様にては無之候。足輕杯の手前にて、萬一如何様の事仕候而も、直に御吟味なり能様にと思召、ケ様に被仰出候旨被仰出。三太夫結構成被仰出、御使相勤候者へも可申聞旨御請也。難有思召と奉存記置申候。折々御意、組頭共侍のあいしらひ不宜との御事御意也。又寶永の末かと奉存候。御出の御供觸之儀、其頭迄は御出何時と被仰出候得ば、頭々より半時前に揃候様に、たとへば明日四時御出被遊と候得ば、五半時可罷出旨申觸候處、其事違御聽、仕様不宜候、何時御出と被仰出候はゞ、則其被仰出のごとく申遣たるが宜候。向後其通可仕候。不入半時のかけを申遣候。又罷出候

ものもそれよりはやく出申心得故、無正に早く出申候。御出之時節を直に申遣、其に遅速有之候ば、人々覺悟次第との御事御座候由、富永數馬覺書寫置申候。

十月十五日。金澤の老臣等、頭・奉行の職務に關する前田綱紀の内意を傳ふ。

〔政隣記〕

十月十五日諸頭・諸奉行の御内意之由に而、於金澤御家老中被申含趣。

諸頭・諸奉行共之内に、組並支配之者共を身に懸介抱仕儀者、奉公之至極に候得共、御爲に替候者共有之候。ケ様之儀者却而不忠之者と被思召候。若私を立申者共、拙子共より内證申聞、覺悟相改候得者一段之儀に候。若此節難心得候者、頭・奉行共近年此筋の參候儀、御書立を以可被仰出候。左候者申分立申間敷候。若其筋得心不仕者は、役儀被仰付置候而者、第一御仕置之害に罷成候。

十月廿八日。大聖寺侯前田利直、綱紀の子利章を養子とすべく幕府に請ひたることを金澤に報ず。

〔政隣記〕

十月廿八日大聖寺御家老中より金澤年寄中迄以飛札、備後守様を飛驒守様之末期御養子に被奉願候趣申來。

十一月十三日。前田綱紀江戸城に登りて徳川家宣の演能を觀る。

〔政隣記〕

十一月十三日御能爲御拜見御登城。卯中刻御登城、申中刻御下。爲御禮中仕切御門より御立歸、且御老中方御勤。同十五日御弘之趣。一昨日於御座之間、尾張様・水戸様御同席に而御能御拜見、其上御能相濟御前被召、御手白御目錄を以純子十卷御拜領、重疊難有御仕合に候。此旨在江戸頭分之面々にも可申聞旨被仰出候由、美作守殿御演述。右之節御拜見は、右御三人様並肥後守様・松平下總守殿迄也。公方様野々宮・舟辨慶之御能被遊候。右之趣金澤年寄中にも以御書被仰遣、十二月朔日出仕之面々に御弘、當座に恐悅申上、年寄中宅に廻勤は無之。

十一月十九日。前田綱紀登營して中御門天皇の即位を賀す。

〔政隣記〕

十一月十九日。今月十一日御即位、御諱慶仁、御披露に付一統登城に付御登城。京都に御祝儀之御使、從金澤今枝民部被遣、今月十六日發出。

但御下、間部越前守殿・井上河内守殿御勤。吉治公も御登城。附、右當今東山院第六之皇子

御年十歳。

十二月十三日。大聖寺侯前田利直江戸に卒す。

〔政隣記〕

十二月十三日飛驒守様御氣色御大切之旨、晝九時前申來、追付御見廻、御急に付御大小將御番頭氏家主馬御先乗仕、中村典膳も申上御跡乗仕、御歩齋藤八郎左衛門、御長刀持伊右衛門之外續く者無之、兩人に御褒美被下。八時前御上邸に御歸。七時過又飛驒守様の御見廻、暮前御歸館。今日利重公御卒去、御年三十九。御法號圓通院殿前飛州大守從四位下悟性儀聞大居士。今日より三日鳴物等遠慮。

但、備後守様御服忌可被爲受旨、御老中より御差圖有之。同十九日御一七日御茶湯從備後守様御執行、相公様も御茶湯濟御參詣。但御寺は下谷廣德寺也。翌十四日頭分以上爲伺御機嫌御帳に付。

十二月十九日。前大聖寺侯前田利直の遺骸江戸を發す。

〔政隣記〕

十二月十五日御夜詰に、渡邊喜左衛門儀從備後守様之御使被仰渡、利重君御遺骸大聖寺に御移に付、御供に可被遣由被仰渡。同十九日御出棺に付、右喜左衛門並御歩横目兩人出立。于

利重は利直
の誤

時正月六日越後駒返・不親知高波に付、青海驛に三日御逗留、同八日御發棺、十三日大聖寺御着棺也。

正 德 元 年

正月廿二日。中御門天皇の御元服を賀するが爲今枝民部を使者として金澤を發せしむ。

〔政隣記〕

正月十二日天皇御元服に付、於江戸惣出仕。右に付京都に之御使今枝民部に廿一日被仰渡、御小袖三・御羽絨一被下、廿二日金澤發出。

正月廿九日。大聖寺侯前田利章襲封を命ぜらる。

〔徳川實紀〕

正月廿九日、加賀國大聖寺城主松平飛驒守利直うせければ、歿前の願により、宗家加賀守綱紀が第四の子備後守利章を嗣子とし、原封七萬石をつがしむ。

二月十五日、松平飛驒守利直が遺物國俊のさしぞへ・青磁香爐を、その子備後守利章よりたてまつる。

〔前田家雜錄〕

一、寶永七年十二月十二日飛驒守利重於江戸御卒去。御戒名圓通院殿。同十九日御遺骸大正持に被成御座也。同八年卯正月廿九日飛驒守利重御遺領、無相違御養子備後守利重に被仰付。但御用番大久保加賀守殿に御老中御寄合、御列座に而仰渡也。御忌は二月四日に明也。同二月十五日備後守利重繼目之御禮被仰上之。但前日以御奉書相公様迄申來、則從備後守利重御献上物等之覺。

公方様利重に御太刀・時服拾・黄金廿枚。

御臺様利重に白銀廿枚。

以上、此外御老中初夫々御役人中に被遣物有之。

備後守利重御家老神谷外記・一色五左衛門・山崎權丞、各銀馬代に而同日御目見。先飛驒守利重御家督之刻は、神谷兵庫一人之處に、今般は從相公様依御願、右三人御目見被仰付之。

〔政隣記〕

正月九日備後守利重御用候間、御一門方之内御同道、大久保加賀守殿御宅迄御出可被成旨、前日御家老中方御連名、加賀守殿より依御奉書、今日前田帶刀殿御同道、則御出之處、故飛驒守利重御遺知、無相違備後守利重に被仰付旨被仰渡、直に御老中方御勤。今日一統常服、但爲御

此方様は加賀藩

祝儀頭分は御帳に付、其節迄布上下着用。附、備後守様御月額御剃被成候而御越可有之旨、右御奉書に申來、相公様に茂右御左右相知れ候上、御老中方不殘・間部越前守殿御勤。右御弘於金澤二月十五日有之。當座之恐悅に而相濟、御年寄衆御宅に不及罷越。

同六日備後守様御家老神谷外記等三人、頭役長谷川丹下等八人被爲召、相公様御目見被仰付、御意有之。

同十五日備後守様御家督御禮被仰上、御家老三人御目見。

同十八日此方様御家老等に御時宜、唯今迄之通と相極。同十九日於御中邸御大書院相公様に御禮、御太刀馬代並三種二荷御進上。御太刀披露成瀬市正、御取合せ玉井勘解由。右相濟、御熨斗鮑被進之。

三月五日。猥に改宗し又は檀那寺を變ずることなかるべきを諭す。

〔政隣記〕

覺

一、前々より改宗並寺替之儀、猥に無之様相觸置候處、近年祈禱に事寄、改宗又は寺替仕候者有之由に候。宗門改之儀に付、且方中にも頭々より毎度申渡置候得共、末々心得違有之、女中之宗旨下に而改候族有之由に候。前々觸候通、爲祈禱外之且方又は他宗進込、爲致改宗

候儀、向後有間敷事。

一、妻子之儀は父・夫同宗同寺之筈に候處、或は受法を申立、又は祈禱に事寄せ他宗に仕候儀無之筈に候。若無據子細有之候者、旦那は頭々へ相斷候様申渡候。寺方者寺社奉行迄相斷可爲差圖事。

一、末々之者共主人、或は浪人者親類にたより罷在候者は、其家々之宗旨を頼申儀は人々勝手次第、尤寺方双方納得之上相極可申事。

一、女子之宗門頭々不申斷内者、勝手次第之様に存罷在候僧俗も有之躰に候。夫故病氣或は及末期、無筋目寺々進込候儀向後有之間敷事。

一、無據子細有之寺替仕候者、正統之寺に替候様に旦那中にも可申渡事。

一、父祖之宗旨に替、又は其寺に替候儀、其外是に准候儀は、跡々より及斷申渡候處、近年住寺に存寄等有之旨に而、寺替之斷之族も有之候。何卒公儀に對候様之品に候者格別、自分之儀に而代々之旦那寺を替候儀、曾而有之間敷候。左様之品向後斷有之間敷事。

以上

改宗並寺替之儀近年猥之様子に付、僉議之趣寺社奉行・宗門奉行に申談候紙面寫差越之候條、可被得其意候。且又組之内支配裁許有之面々、末々申談候様可被申渡候、以上。

辛卯三月五日

本多安房守

前田近江守

前田美作守

三月九日。馬廻組の士本保岸右衛門先に放鷹禁止の所に於いて法を侵し
たるを以て閉門を命ぜらる。

〔政隣記〕

三月九日御馬廻組本保岸右衛門二千石長秀閉門被仰付。今度於御鷹場不調法之仕合、鷹使ひ候同事
之趣与被仰出。

但、先達而頭伴源兵衛わ指出候紙面。

當二日鶴白鳥屋拔出候に付、尋に遣之。其後爲行步罷出候處、鴉多森に有之候。能見申候處、
右之鶴に候故、居揚罷歸候。然處百姓附來相尋候得共、交名不相名乗、直に本保才三郎方に
罷越可申聞之旨申候所、百姓十人計附來候、以上。

二 月

伴 源 兵 衛 殿

本 保 岸 右 衛 門

〔前田家雜錄〕

一、同年二月三日御馬廻組本保岸右衛門、於御鷹場鷹をつかひ申由、鳥見共郡御奉行迄訴之。依之御年寄衆御指圖に而岸右衛門遠慮、其後江戸より被仰越御吟味之上、同月閉門被仰付。

三月十三日。前田綱紀物を献して徳川家宣の知命を賀す。

〔御年表〕

三月十三日將軍家五十御賀に依て、御肴二種・御樽一家を御献上。御三卿と公より外、諸大名方は献上物なしと云ふ。

三月十五日。前田綱紀江戸に於いて幕醫藥師寺宗仙院の邸に臨む。

〔政隣記〕

三月十五日午中刻より、兼而依被願、藥師寺宗仙院谷中之邸に被爲入。御相伴備後守様・徳山五兵衛殿・本多彌兵衛殿並利倉善佐相詰。御料理三汁十菜、御給事爲御用御小將五人・御番頭、其外玉井勘解由・藤田内藏允・成瀬内匠相詰、二汁七菜之料理被出之。暮過御歸館。但於宗仙院、御供中可罷通旨被申聞候ば可罷通哉之旨、御出寄御表小將御番頭水原清左衛門奉伺候處、相通候様被仰出。則挨拶有之に付罷通候處、侍以上は温飰・吸物、御歩には餅菓子、足輕以下は赤飯被出之。

出寄本の儘

〔富永數馬覺書〕

一、松雲公御若き御時分御一門様方之外へも被爲入候様に承申候。元祿・寶永之頃には、御

一門様方之外へゆるりと被爲入候御儀承知不仕候。然處宗仙院儀御心易、谷中に下屋敷御座候、隨分景色宜御座候間、ゆるりと被爲入、御遠見被遊候様仕度候、私之儀に御座候へば御馳走杯は不得仕、御給仕等は御家來被罷越候様仕度との儀に而、正徳元年卯の三月十五日御登城より御下り、八半時前御出、宗仙院右谷中之屋敷へ被爲入、御中屋敷の暮時分御歸殿。御相伴備後守様・徳山五兵衛殿・本多彌兵衛、御勝手へ利倉善佐參上。玉井勘解由・藤田内藏允、御近習よりは成瀬内匠、御表小將御番頭富田吉太夫、御給事御表小將四五人相詰申候。

〔富永數馬覺書〕

一、松平美濃守殿は常憲公薨去迄至而之出頭、初は輕き御方と承候處、度々之御加増、御老中之内に茂ならびなき儀、御成茂每度之事に御座候。宗仙院儀、初は町醫師と哉覽に御座候處、美濃守殿大病之節、宗仙院療治に而御快氣、夫より御加増なども御座候と承申候。美濃守殿氣に入候面々は、宜成申様に沙汰仕候。宗仙院は若き時喧嘩と哉覽に而、左の腕打落され、右之手迄に而御座候。御藥調合などの時分見申候處、兩手の者のごとく不自由に茂見得不申、手水被成候時は、左の肘に杓をはさみ遣ひ被申候。是は不奇麗成事と、見請中人々申候。

三月廿一日。前田綱紀登營して徳川家宣の演能を見る。

〔政隣記〕

三月十九日秋元但馬守殿より聞番被召呼、明後廿一日御能被遊候間御拜見被仰渡。則廿一日辰刻過御登城、御自身之御能御拜見、御三家様・相公様・松平攝津守殿迄也。御三家様・相公様には御硯箱・御料紙箱御手自御拜領。攝津守殿には八丈嶋十反被下之。翌廿二日御禮御登城、御下御老中方御勤、御歸之上昨日御三家様方御同席、萬端結構成御様子共等、頭以上は御吹聽。但十九日にも爲御禮御登城。

三月廿五日。安藝侯淺野吉長夫人及び因幡侯松平吉泰夫人並びに前田吉徳夫人を訪ふ。

〔前田家雜録〕

一、同年三月廿五日櫻田・因幡兩御前様御守殿に被爲入、始而姫君様に御目見。寗姫様茂辰之後刻被爲入。御着座之次第寗姫様・因幡御前様・櫻田御前様。此列座豫御僉議之上、河添新右衛門殿より書付相公様に被上之なり。松平右衛門督様御家は御由緒有之故、安藝守様とは御列遙上に御着座故、夫に准して因幡御前様・櫻田御前様之上に御着座之由也。亥之刻御歸館也。

三月廿五日。加賀藩の儒者室新助幕府の召す所となる。

櫻田御前は前田綱紀の女節姫、淺野吉長室、因幡御前は同敬姫、松平吉泰室、姫君は前田吉徳夫人

十五日は廿五日なるべし

〔徳川實紀〕

三月廿五日、松平加賀守綱紀が家人室新助直清をだし出されて儒員に加へらる。

〔政隣記〕

三月十五日御儒者室新助直清字は師禮を、從將軍家被爲召、爲朝鮮聘使之接伴。是天和中木貞幹を徵す古事を用て也。但新助二百石也。今月廿三日江戸參着。

〔政隣記〕

三月廿五日室新助御用有之旨依御召、聞番湯原十左衛門同道登城之處、御儒者に被召出、二百俵被下之旨、新助は秋元但馬守殿被仰渡。依之爲御禮御老中方御勤。右に付新助殿御屋形に參上並御門外之節、御門番足輕下座仕候様、割場奉行美作守殿被申渡。

二百俵は前に二百石とあり

〔政隣記〕

三月廿八日左之通、御横目割場奉行美作守殿被申渡。

一、室新助殿差急御用に付登城之節等、南御門被罷通宮に候。且又新助殿御貸小屋に用事有之節罷越候不遁人々。名前略す。右御作事方御門往來罷通宮に候事。

四月朔日。前田綱紀・吉徳父子伏見宮邦永親王に江戸青林寺の旅館に謁す。

〔政隣記〕

四月朔日御登城、御下御兩殿様御同道に而、伏見宮様今度御下向に付、御宿青林寺に初而御見廻、御對顔。御供御城同事与被仰出、御玄關に而御刀御渡、上下御供三人熨斗日着用。

四月朔日。室新助幕府に仕へたる後初めて前田綱紀に來り謁す。

〔政隣記〕

四月朔日室新助殿被召出後始而御目見、御館に被參、於御居間書院御禮被申上。披露前田美作守、献上箱肴一種。吉治公に御扇子箱、披露御表小將勤之。

四月十三日。大聖寺侯前田利章就封の暇を受く。

〔政隣記〕

四月十三日備後守様、前日依御奉書御登城之處、御在所に之御暇被仰出、御中邸に御出御對顔、御のし被進。

〔前田家雜錄〕

一、寶永八年四月備後守様大正持に始而御暇。但殿中に召之被仰渡、時服廿・白銀・御馬御拜領也。

四月十八日。組外組の士氏家喜八郎風俗を紊るの罪によつて御預となり

前田利章の江戸發は、この年の九月二日に在り

後追放せらる。

〔菅家見聞集〕

一、四月十八日組外吉田治兵衛組氏家喜八郎儀、女をかたらひ、出家を集宿仕罪によりて、山崎庄兵衛へ御預、同六月六日御追放。

〔前田家雜錄〕

一、同年三月組外氏家喜八郎百五儀、去年大衆免町に居候日蓮宗同心坊主知門と云者、十間町番ごうの妻觀音町楊枝屋娘と密通す。此儀露顯に付、知門は欠落する處に、大正持より捕へ來る。女は暫時喜八郎方に隠置。此儀も知れ候而、喜八郎日頃の不行跡迄露顯に依て、三月喜八郎山崎庄兵衛へ御預け、其以後御扶持被放御追放也。

四月廿六日。足輕永田傳助江戸淺草にて人を傷つく。

〔政隣記〕

四月廿六日戸田清太夫組足輕永田傳助、昨日御門外へ出來歸候處、淺草新寺町に而中分仕手負候に付、當林寺へ引入置候由、今日御門迄當林寺より使僧有之。依之寺社御奉行鳥居伊賀守殿へ爲御届、湯原十左衛門被遣候。右傳助様子、伊賀守殿役人迄十左衛門尋候處、傳助酒狂刀を抜町中荒候處へ、加藤遠江守殿御息出羽守殿へ附人之家來七内參り懸り、逃候處、一

前出と日附
を異にす

向宗西勝寺門前にて七内倒候處を、肩先より切候故、押分七内は西勝寺に入置、傳助は當林寺に入置、則傳助手前伊賀守殿吟味御申付候處、酒に酔前後覺無之、只今致後悔候由。人を疵付、其上町中騒動爲仕申儀故、入牢申付候。喧嘩に而無之、傳助手負候は、自分之刀に而手首切候由也。當林寺より案内之趣は相違之段、十左衛門申入候處、役人中右之譯申聞候。七内は手疵養生於伊賀守殿御申付可有之歟、未相知。伊賀守殿御返答、此方に而傳助人牢申付候故、御世話に成候儀無之段御申越也。右之趣大久保加賀守殿にも御届に、十左衛門罷越。四月。朝鮮の聘使來る際前田綱紀に鞍馬四十一疋を提供すべきことを命ぜらる。

〔政隣記〕

四月諸侯に、七・八月之比朝鮮人來聘に依り被仰渡之内。

松平御名 鞍置馬四十一疋。

但、一疋分足輕一人、口取二人、合羽・沓籠持一人、長柄傘・袷合羽籠持・提燈持。

右七・八月頃朝鮮國信使來聘に付、美濃國大垣より遠江國濱松迄、又歸國之時濱松より大垣迄乘鞍出之、可被相送事。

一、乘鞍馬御定之所に使者召連罷越、御馳走人並御代官に相達、其以後宗對馬守馬割之役人

是年韓使の
入府は十月
十八日に在
り

申談、被任指圖事。

一、信使到着之日限等、委細本多彈正少弼・仙石丹波守・萩原近江守に可被承合事、以上。

四月

五月朔日。前田綱紀登營して改元の令を傳へらる。

〔政隣記〕

五月朔日正徳と改元、御登城御下、頭分以上に御弘左之通。

今日御登城被遊候處、年號御改之旨被仰渡、其以後御前に御出被遊候處、年號相改目出度被思召之旨上意御座候。此段何茂可申聞旨被仰出候。

但、於金澤は同月十一日御觸有之。

五月十八日。前田綱紀・吉徳父子江戸にて太閤近衛基瀨に謁す。

〔政隣記〕

五月十八日御兩殿様、御長袴に而近衛太閤様の御勤、御對顔。同廿三日に茂御出、上下御供御用無之、御刀も内迄御帶。

五月廿五日。江戸駒込邸に土佐掾を召して操人形を演ぜしむ。

改元は四月廿五日に在り

〔政隣記〕

五月廿五日土佐掾被召寄於御中邸、御前様方は爲御馳走操り二流被仰付。辰中刻始、戌刻前相濟。右は珍敷事に候間、御家中見物願之者には御見せ可被遊旨被仰出。御祝儀御能等々違、痛並途中惡敷候間難儀に存候者杯は、不罷出儀勝手次第に候間、其趣は頭共相心得候而様子次第に可仕旨被仰出。足輕・小者も白洲見物奉願罷出。

六月十八日。領内の郷村帳を幕府に上つる。

〔榮辱雜記〕

六月十八日江戸。加越能三州並江州今津等御領の郷村帳、安藤右京殿へ湯原十左衛門持參上之。
〔郷村高辻帳合計〕

加賀國郷村高辻帳

都合三十五萬二千七百五十二石八斗九升

郡數三郡
村數六百三ヶ村

内

御判物高

三十四萬六千四百五十石四斗七合

六千三百二石四斗八升三合

籠高

正徳元年辛卯六月 日

松平加賀守内

前田美作守 判印

前田近江守 判印

本多安房守 判印

安藤右京進殿

松平備前守殿

外

加賀國河北郡・石川郡・能美郡

三郡之内

高三萬千百十五石三斗

新 田

右者貞享元年御改之節書上之候。

加賀國河北郡・石川郡・能美郡

三郡之内

高一萬五千三百二十三石一斗七升

新 田

右者貞享元年御改以後之分に而御座候。

以 上

能登國郷村高辻帳

都合二十一萬千四百三十二石八斗四升

郡數四郎
村數六百三ヶ村

内

御判物高

二十萬六千三百八十二石八斗四升

五千五十石

籠高

正徳元年辛卯六月 日

松平加賀守内

前田美作守 判印

前田近江守 判印

本多安房守 判印

安藤右京進殿

松平備前守殿

外

能登國羽咋郡・鹿嶋郡・鳳至郡・珠洲郡四郡之内

高四萬五千五百二石七斗

新田

右者貞享元年御改之節書上之候。

能登國羽咋郡・鹿嶋郡・鳳至郡・珠洲郡四郡之内

高一萬四千三百三十八石二斗三升

新田

右者貞享元年御改以後之分に而御座候。

以上

越中國郷村高辻帳

都合四十七萬九千八百七十九石六斗九升

郡數三郡
村數千百二十ヶ村

内

御判物高

四十六萬九千七百五十四石七斗七升三合

一萬百二十四石九斗七合

籠高

正徳元年辛卯六月 日

松平加賀守内

前田美作守 判印

前田近江守 判印

本多安房守 判印

安藤右京進殿

松平備前守殿

外

越中國新川郡・射水郡・礪波郡三郡之内

高十二萬七千七百四十七石三斗 新田

右者貞享元年御改之節書上之候。

越中國新川郡・射水郡・礪波郡三郡之内

高二萬七千五百四十四石八斗一升 新田

右者貞享元年御改以後之分に而御座候。

以上

近江國高嶋郡之内郷村高辻帳

近江國高嶋郡之内

一、高千百五十九石八斗三升九合 今津村

一、高千百四斗四升三合 弘川村

一、高百七十一石九斗八升 海津中村町

合二千四百三十二石二斗六升二合

正徳元年辛卯六月 日

松平加賀守内

前田美作守 判印

前田近江守 判印

本多安房守 判印

安藤右京進殿

松平備前守殿

六月。朝鮮人將に來聘すべきを以て加賀藩より所要の馬を出發せしむ。

〔御年表〕

六月今秋朝鮮人來聘に依て、御馳走馬御差出。

公御厩の外、安房守・又三郎各三疋、監物二疋、近江守・美作守・伊豫・數馬・民部・圖書・玄藩・刑部各一疋。差副

人御持筒頭村田縫殿右衛門景慶・別所孫太夫重詮・假御横目加藤貞右衛門、割場奉行郡彌三兵衛直方並に與力澤根小兵衛・有澤平藏仰付らる。

六月。能登の百姓に幕府領の者より物を借るを禁じ且つ貢租を忘ること勿らしむ。

〔筒井舊記〕

今般能州四郡百姓中、御公領百姓手前より大分借物仕置、致無沙汰候に付、江戸御評定所へ訴、御裏書之物到來に付、則返濟仕候様に御郡奉行より被申渡候。前々もケ様之儀有之候得共、少々之儀に付其分に仕置候處、不苦儀与相心得候哉、惣而改作被仰付候已後、貸借之儀

御停止之筋は、何も兼々承知仕事に候。其上毎歳申渡候儀に候。然處末々百姓ども、改作之筋を取失、ケ様之仕方不届千萬に候。其方共常々油斷仕故に候。右之百姓共、此度急度越度に可申付候得共、今般之儀は合用捨候條、是以後少に而も御公領より借り物仕候者、可爲曲事候。假令御領之内に而も、前々御定之通合力等之儀者各別、少に而も利潤懸り申借物仕候者、急度吟味可仕候。末々不宜筋仕置、年々御年貢米之内を以つぐのひ、畢竟御收納不足仕に付、少之儀ども申立、毎歳見立之願仕段不届千萬に候。依之當年より、早稻出來之時分より十村・肝煎等心を付、百姓勝手次第にいたさせ不申、有米之員數村々肝煎人々手前急度爲承知、百姓一人之其年可斗定納附之帳面、十村共方ね取置、一ヶ月に兩三度宛、又は村々より四五度宛、通切手十村自身見届、押切に而も仕、肝煎に渡置、時々僉議仕、年貢米御藏人・給人知共、せり立吟味可仕候。此方ね出候步入目錄之儀も、餘方承合不申、人々働次第書出可申候。此上に而若脇に洩し申百姓於有之者、急度可申付候。右之通縮申付、其百姓人々勝手之様子もおのづから知可申候間、借り物等之儀爲致貧着申間敷候。近年所々藏宿共方より、莫大之高利を以銀子・米等借受申百姓も在之様に、粗取沙汰承候。向後左様之筋相知候はゞ、双方共可爲不届候。

一、惣而近年百姓共之内、かせぎに事よせ、第一之耕作之儀者不情に仕、商人同事之仕方之

者も在之様に相聞候。是以不届之至に候。向後百姓不相應之手廻等仕もの之候はゞ、吟味仕可申聞候。

右之通、仲間僉議之上を以申渡候條、急度相守、末々縮可申付候。能州之儀者勿論、殘御郡々之儀も此趣相心得可申候。此上不縮之儀在之候はゞ、十村共可爲越度候、已上。

正徳元年六月 日

根來九兵衛

佐藤仲左衛門

中村四郎兵衛

堀孫左衛門

今村源太夫

山東武左衛門

大塚彌五太夫

奥村十左衛門 不在合

高田作右衛門 頰

能州口郡・同奥郡御扶持人十村中

七月三日。石川郡宮腰に火災あり。

〔政隣記〕

七月三日亥上刻冬瓜町宮腰也より出火、寅上刻大雨といへども不消、翌四日巳刻鎮火。幅二町、豎六町、惣家數八百軒計。奉書火消中川式部・今枝民部・横山刑部・松平主馬・奥村兵庫宮腰に赴、定火消當番金澤町端迄押出。

七月四日。前田綱紀大聖寺侯前田利章を江戸駒込邸に饗す。

〔政隣記〕

七月四日御家督後、御中邸に御招請。御相伴前田又五郎殿等御三人。於御大書院御響應、御盃事之内小謠・御囃子。御刀三條吉家代金七百貫、本多彌兵衛殿御持出、被進之。御家老三人茂被爲召、御料理被下之。從備後守様、奥村伊豫等三人に御盃被下之。

七月十九日。前田綱紀家臣に命じて四辻家に合力せしむ。

〔袖裏雜記〕

七月十九日 御親翰之内

一、四辻家合力事、今程續遠く如何可有之哉と存候得共、養子之儀と被申越事候得者難默止、以序御用番迄承合候處、勝手次第之旨御申之事に候間、如前々此度之儀者可致合力候。其由可被相傳候。尤金澤にも可被申越候。

右に付四辻殿に申遣紙面左之通

一筆致啓達候。其御家の此方より御合力之儀、今程御續遠く御座候得共、御養子之儀も被仰越御事に候故、御老中迄被相窺候處、勝手次第之旨御挨拶御座候。就其此度者如前々可致沙汰之由、宰相殿被申候條、此段可有御申上候、恐惶謹言。

七月

奥村伊豫

成瀬内藏助

玉井勘解由

前田修理

岡本采女様

岡本式部様 人々御中

七月廿五日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔政隣記〕

七月廿五日御歸國御暇上使大久保加賀守殿御出。翌廿六日御登城御禮、隨駕之臣玉井勘解由、成瀬内藏助も登城御目見。

八月廿五日。前田綱紀その養女を西三條公福に嫁せしむべき意あること

を諸老臣に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

前田大炊孝
資

中ケ間は仲
間なり

各如存、前田大炊妹養子分に仕、直姫御に呼取置申候。於京都者猶以當分不使可致難儀候間、輕き公家衆に在付置、直姫便にも成候様に仕度、其段秋元但馬守殿御用番之節相伺候處、御中ケ間可有御内談旨にて、其後此儀被仰談候得者、勝手次第に可仕旨何茂御中之事候間、兎角承合重而相願可申旨御指圖に候。前々より申通候中院・四辻・竹屋・高辻、其外勸修寺・平松等之衆子息方、年頃相應之方無之、或又少身に而おもはしく不存候付、西三條者尤年齢相應、攝家・清華家之外に而は身躰も宜敷、殊に故大納言殿より申通、今之中將殿常々心易、書物等之儀も相願、殊に年頃に者おとなく候哉、上にも別而御懇之故、幸彼家之雜掌河村右兵衛者、中將殿母方のおちに而、殊永井織部由緒有之者に候故、前々より用事も候得ば近習之者より心安書通仕候付、内證承合候へば、此儀勿論願敷、中將殿にも異心無之候へ共、家本にて諸事指引も被致候間、一往轉法輪前右府殿に得内意、其上に而猶又可申達由相答、其後轉法輪殿に右兵衛參上、直に伺之處、於前右府殿御大望、早速其段可申達旨仰候由申來候付、右衛門督殿・安藝守殿・長門守殿兩奥方にも申聞、但馬守殿に相達、願書等之儀指圖を承候處、

是又可有御内談由にて、今日別紙之兩通被差越之、即前田帶刀方招之申談候。但安藝守殿之者、三條殿之儀者遠路故難申達、最前之趣迄申入候。三條殿に決候儀は此度申遣事候。右之趣爲可申聞如斯候、以上。

八月廿五日

猶以三條殿に者無構、手前より先申入、其段なたわ申遣、公家衆格之通、紀伊守殿迄可相達候様にこの、但馬守殿指圖にて候、以上。

右御親翰御上包

奥村伊豫殿

前田修理殿

玉井勘解由殿

成瀬内藏助殿

九月二日 大聖寺侯前田利章江戸を發し、十五日初めて入部す。

〔御年表〕

九月二日、備後守殿利章江戸御發途、十五日大正持へ始て御入部。

九月七日、前田綱紀江戸を發し、十九日金澤城に着す。

〔政隣記〕

九月十九日寅下刻御歸城、但同月七日江戸御發駕。

〔年表〕

九月七日江戸御發駕、十八日御歸國。大正持より、御待請の御使者高木勘解由を差上らる。

九月廿六日。大聖寺侯前田利章金澤に來る。

〔御年表〕

九月廿六日、備後守殿金澤へ御出、諸事飛驒守殿御入來の例に同じ。

十月十八日。朝鮮の聘使江戸に入り加賀藩より接待の爲に派せられたるもの亦江戸に歸る。

〔政隣記〕

十月十八日朝鮮人酉刻來着。依之右御用に罷越候人々、村田縫殿右衛門等無異儀歸着。同廿九日朝鮮人登城に付、吉治公御裝束に而御登城に付、寅刻過東儀式部・林大隅守御裝束御用に付參上。右御用畢而御廣間溜に而御料理被下之。且先達而宮崎金左衛門、御城に罷越有之候處、雨天に付今日登城相延候に付、其段御案内申上る。十一月朔日にも雨天に付登城相延、

十八日とあるは前文と異なり

十一月三日朝鮮人登城。同十一日朝鮮人御暇被下登城。右に付吉治公御登城、御裝束に付東儀等參上如前。

十月廿六日。前田吉德登營して綱紀の養女を西三條公福に嫁せしむるの許可を得。

〔政隣記〕

十月廿六日前日依御奉書、今日吉治公御登城之處、壽姬實前田美作守孝行女、前記之通相公様御養女。朝臣の御縁組御願之通被仰出に付、御老中方御列座に而被仰渡。依之御下り御老中方御勤、御歸館之上吉治公御意之趣伊豫演述、左之通。

今日於御城壽姬様御縁組被仰出候儀、急度無之様に頭分わ可申聞候。尤御國の被仰遣候、追而被仰出も可有御座旨御意に候。

右御吉事に付、今日頭分並御色代取次御小將、御通御小將、服紗小袖・布上下着用旨、伊豫殿被申渡。十一月二日金澤の申來に付、同四日頭分以上物出仕、御弘之趣安房守殿演述。

壽姬様御縁組之儀、内々御願置之處、今般若狹守様被爲召、御願之通被仰渡、難有被思召候。此段出仕之面々わ可申聞旨御意に候。爲御祝詞年寄中宅わ可相勤候。但美作守の祝儀に而は無之段も被申渡。

十一月六日。前田綱紀金澤城に於いて吉徳夫人より贈られたる茶を披露す。

〔政隣記〕

十一月六日從松姫君様被進候御茶今日御披に付、於御舞臺御能有之。備後守様頼政被遊、長又三郎へ小鍛冶、前田大炊の龍田被仰付。於檜垣之御間、年寄中等並前田權佐・永井緋部一席に而御料理被下之、通御大小將新番。於波之御間御近習頭等。於柳之御間御廣式御番頭並飯田半左衛門・近藤傳兵衛、右末席に而津田右源次御料理被下之。但備後守様十月廿八日御旅宿の御着。此度より諸事如御平常と年寄中僉議に而相極。十二月六日大聖寺へ御歸也。

十一月十九日。前田吉徳夫人江戸城に登りて朝鮮聘使の歸國するを觀る。

〔政隣記〕

十一月十九日朝鮮人歸國に付、爲御見物松姫君様御登城、卯刻過御供等如御例、前田修理等相勤。

同日爲御見物、窈姫様昨夕より櫻田御前様の被爲人、今日吉治公並御袋之御方も爲御見物御同所に被爲入。

十一月廿七日。前田綱紀幕府の朝鮮聘使に暇を賜ひたるを祝する爲使者を金澤より發す。

〔政隣記〕

十一月廿七日朝鮮人首尾能御暇被下候御祝儀爲御使、御馬廻組六百石杉山帶刀金澤發足、翌正月三日歸。

十二月二日。前田吉徳夫人著袴の儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月三日松姫君様御着袴に付、爲御祝儀川副新右衛門殿を以御樽肴被進、前田修理熨斗目着用受取之。吉治公わ之分藤田内藏允同斷受取之。御茶・たばこ盆御大小將持出之、ふくさ小袖・布上下着用、御表向尤常服。

但昨二日御袴被召初。

十二月十二日。朝鮮の聘使を送りたる加賀藩の諸士金澤に歸着す。

〔御年表〕

十二月十二日村田縫殿右衛門・別所孫太夫並に加藤貞右衛門・郡彌三兵衛等、朝鮮人來聘に付

御馳走馬御用相濟罷歸。縫殿右衛門・孫太夫は、不調法有之登城に不及、貞右衛門・彌三兵衛御前に於て彼地之様子言上。

十二月廿五日。前田吉徳その夫人の痘瘡を金澤に報ぜしむ。

〔政隣記〕

十二月廿五日松姫君様御疱瘡に付、金澤に從吉治公、御附大小將馬場木工太夫早打御使にて今日被遣、白銀十枚御目六被下之。晦日金澤着。木工太夫御前に被召出、御口上御聞、御意も有之。

十二月廿七日。奥村伊豫叙爵して伊豫守と稱す。

〔政隣記〕

十二月廿七日依御奉書、長門守様爲御名代御登城之處、御願之通諸大夫一人被仰付。同日吉治公於御前、奥村伊豫に叙爵被仰付、伊豫守与御改。但松姫君様御疱瘡に付、若狭守様御登城不被遊、故長門守様の御名代御頼也。右叙爵之一件前々之通。但御名代長門守様御老中方御勤。伊豫守も聞番同道に而、御老中方に御禮に勤。

奥村伊豫は
有輝

正徳二年

正月六日。前田吉徳夫人の痘瘡癒ゆ。

〔政隣記〕

正月六日姫君様御順快、御洒湯被爲召候爲御祝儀、於江戸御客有之。右に付御守殿に、上使秋元但馬守殿を以、白銀三百枚・綿三百把・御肴三種被進之。御兩殿様も同三種宛御拜領。奥村伊豫守に茂御時服拜領。但爲御禮御老中方に罷出從御臺様も御使本間豊前守殿を以、一荷一種宛御兩殿様御拜受。御料理出、吉治公御盃事被遊。其外竹姫君様等よりも御祝儀物御使有之。

〔徳川實紀〕

正月六日このほど松姫の御方もがさやみたまひしが、けふ洒湯行はるゝにより、御所よりも後閣よりも、しななく御贈りものあり。松平加賀守綱紀・若狭守吉徳、ならびに執事・醫員・女房もものたまふ。

正月九日。前田綱紀命じて異種の鳥を捕ふる者あらば之を上らしむ。

〔政隣記〕

正月九日左之通御觸、十七日にも左之通御觸有之。

御家中之面々、黄鳥其外替り候鳥未取不申哉之旨御尋御座候。去年何も申談儀に候得者、右之鳥取申者有之候者、上之候様重而御組・御支配中に御申談被成候様可申談旨、御家老中御申

吉徳は當時
尙吉治とあ
るべきなり

聞候事。

正月九日

右御横目中より申談有之。

黄鳥其外替候鳥、御家中に而取不申与申儀は有之間敷与被思召候。取候者、何鳥にても替たる鳥に候者、差上候様に可仕旨御家老中迄被仰出候旨被申聞候間、組・支配・家來末々迄急度可被申渡候。且又組・支配之内裁許有之面々者、其支配夫々申渡候様可被申達候、以上。

正月十七日

前田美作守

正月廿一日。初代大樋長左衛門歿す。

〔石川縣大樋蜜履歴〕

二十三代中祖

大樋 長左衛門

明暦二年京都へ出で、二條瓦町に居住せしに、寛文六年三月從三位宰相前田綱紀卿より、當加賀國へ被召寄、陶器御用種々被仰付、金澤大樋町に居住す。依て地名を氏とす。正徳二年正月二十一日歿す。

正月廿六日。大聖寺侯前田利章年頭祝儀の爲金澤に來る。

〔政隣記〕

正月廿六日備後守様年頭爲御禮、昨日大聖寺御發駕、今日晝御居宅に御着。御待受使伊藤平太夫。御着以後成瀬内匠御使、御登城候様御月番美作守より申上。御登城之刻御白洲に永原左京、當番之組頭・新番頭・御歩頭・御用人、御大小將番頭・御横目罷出、階下の年寄中、御家老中罷出、御先立圖書勤之。芙蓉之間に御溜、追付奥に御通、直に御廣式に被爲入。夫より直に御下り。頭分のしめ、平士ふくさ小袖・上下、三御門御持方頭、紺屋坂高番所割場奉行罷出。其後御登城、三月七日大聖寺御歸。

二月十一日。加賀藩の改作奉行等能登に於ける幕府領の吏に對し、彼我百姓の貸借を禁ずることに關して交渉す。

〔司農典〕

一筆致啓達候。彌御無事御勤与存候。然者此方領分之儀、改作之法に而百姓貸借停止申付來候。然る處近年能州此方領分之百姓共、御公領御百姓より預り銀杯与名付、密に米銀等過分之高利を以借請申由に御座候。則去年御支配御百姓より、此方百姓に貸物相滞り候由江戸に訴、御裏書之物到來、其時分借人手前吟味可仕儀に候得共、爲過怠不及詮議、先爲致返濟候。御公領よりケ様御座候而は、此方縮之筋難相立御座候間、向後御公領・他領に不限、借物又預り物に而も仕者有之、其品相知候はゞ、急度追出に申付候筈今般申渡候間、假令此方百姓如

文右衛門は
幕府代官古
郡氏

根來九兵衛
以下は加賀
藩の改作奉
行

杉山太次右
衛門は古郡
文右衛門の
下代

何様に申候而も、御支配御百姓より米・銀子等貸申儀者勿論、預け申儀も不仕候様に被仰渡可被下候。此上にも若心得違取替申御百姓御座候而も、右之通本人取拂仕儀に御座候得ば、及貪着申間敷候。此段文右衛門様の御達置可被下候。爲其如斯に御座候、以上。

辰二月十一日

根來九兵衛

佐藤忠左衛門

中村四兵衛

堀孫左衛門

今村源太夫

山東武左衛門

大塚彌五太夫

奥村十郎左衛門不在合

杉山太次右衛門様

〔司農典〕

尚々今度被仰聞候趣、文右衛門方にも申遣候、以上。

先月十一日御連名之御手紙致拜見候。然者能州御領内之百姓、同國文右衛門御代官所百姓よ

り、預り銀杯子名付、密に米銀等借受、返濟相滯節は御評定所へ訴出及御沙汰、御領内之御掟も難相立候に付、向後他領之者より、借物預り物に而も仕候族有之、露顯之節者急度追出に可被仰付旨、今般被仰渡候由。依之自今以後御領内百姓中、何分に申候而も、文右衛門御代官所百姓共より、米銀貸借一切不仕様可申付旨被仰聞、致承知候。向後御領内百姓中へ對、貸借等一切停止可仕旨、御代官所百姓共へ申付候、恐惶謹言。

三月廿六日

杉山太次右衛門 判

大塚彌五太夫様等八人宛

二月廿一日。前田吉徳夫人痘瘡癒えたるを以て祝賀の爲能を演ぜしむ。

〔政隣記〕

二月廿一日今度松姫君様御痘瘡被爲濟候爲御祝儀、御使役以上御能見物等被仰付。御作法前々之通り。

三月。大聖寺藩の家老神谷内膳屢金澤に來りて加賀藩の家老と會談す。

〔政隣記〕

三月備後守様御家老神谷外記、二月中旬以來今月中度々罷越、數十度登城、御家老中對談。

四月十五日。鳥取侯池田吉泰夫人隨從の士金澤に於いて乘馬と共に蓮池

本文に外記
とあれども
當時内膳な
りしなるべ
し譯は守應

堀に墜つ。

〔政隣記〕

四月十五日因幡御前様附物頭津田彌市右衛門、於金澤登城之處、蓮池御堀之内に馬飛込、御堀之内に而鞍離れ落馬仕、彌市右衛門は石垣を傳ひ上る。

四月十八日。女院崩御の報金澤に達したるを以て鳴物の停止を令す。

〔政隣記〕

四月十四日女院崩御、金澤には同十八日告來、廿日迄鳴物並普請等遠慮、奉號新上西門院。右に付江戸の御使、御馬廻組津田半進被遣。女二宮様並二條様は御使御表小將御番頭水原清左衛門被遣。

〔御年表〕

四月十四日女院崩御に依て、五月七日御使者御馬廻組津田半進東都に遣され、御大小將御番頭水原清左衛門重定を京都二條殿に遣さる。

四月十九日。前田吉徳、綱紀に代りて登營し、領國安堵の判物を受く。

〔政隣記〕

蓮池御堀は世にいふ百間堀なり

四月十九日江戸に而、前日申來、吉治公爲御名代御登城、御領國御判御頂戴、津田源太夫奉請取、大御門より入、年寄中初頭中白洲に伺候。吉治公には御下り、御老中方御勤。右御判物之儀に付、本多圖書殿覺書左之通、御横目に相渡。

覺

一、御判物御城より御屋敷迄持參之砌、聞番一人熨斗目上下、御城使御歩二人布上下着用。足輕六人・小者八人差添可申事。

一、御屋敷に而者、大御門開相通可申候。其節聞番一人罷出可申候。年寄中は御色代敷附迄罷出、其外在合之頭分は、白洲に罷出可申候。御色代御番之御小將者、御色代之上伺公。

但、年寄中・頭分・聞番者、熨斗目着用之事。

一、御判物之長持、御色代之下より御歩布上下に而受取、御長持之儘御居間書院に持參、御床の上置可申候。其節御用人並聞番相添可申候。尤藤田内藏允可申談事。

一、御判物表御納戸に御預被成候迄者、若狹守様御小將之内二人御番相勤可申事、以上。右之節御小將並に御表御納戸奉行、且御色代御小將服紗小袖・布上下着用。

右御判物同廿二日御國に被指上、御大小將永原彌平太指添、五月朔日金澤着。

四月廿四日。曩に金澤城内權現堂の土藏に侵入したる賊捕へらる。

〔政隣記〕

四月廿四日權現堂御土藏に賊入、是富山者。加藤五太夫召捕之禁牢。但三月十五日入賊。

五月朔日。所領安堵の判物金澤に着す。

〔政隣記〕

五月朔日前月十九日記之御判物、今日金城來。右御長持大御色代より上之筈に付、御歩兩人布上下着用罷出有之候得共、上認等有之に付、御僉議之上御式臺之上迄御玄關番上之、御大工呼に遣し上認爲取拂、瀧之御間迄御歩持參、御横目三人並彌平太差添罷越。御月番安房守申渡、於瀧之間彌平太封切錠明之。其席に諸大夫衆被出、御長持之内より箱取出之、御奥書院迄彌平太持參。御月番御横目兩人罷出、御上段に差置之。御出迄御横目共替罷在候様被仰出、御出御項戴。追付安房守・美作守・伊豫守・監物・内記・主膳・木工・大炊・修理・勘解山・内藏助、御前に被召出御意有之、御奥に被爲入。右面々頂戴有之。右之御作法御月番より被相伺、被仰出之趣如斯と云々。且右御禮使人持津田孟昭、正月十九日被仰渡置、今月十一日於瀧之間御口上書御月番被相渡、於御表御居間御前に被召出、御意有之。退於瀧之間御服被下旨、御月番被仰渡、御廣蓋御大小將堀半左衛門袴に而持參拜領。同日發足、六月十一日歸着。

六月二日。西三條公福より前田綱紀の養女に結納を贈る使者金澤に着す。

壽姫の入興
は正徳四年
四月廿七日
に在り

〔政隣記〕

六月二日西三條中將公福朝臣より、壽姫様へ御結納御祝儀被進候御使者、御家老河村右兵衛
參着。旅宿才川橋爪町人米屋源右衛門。御馳走方御大小將茨木貞右衛門・石野知太夫、御醫師
端玄徹、御歩横目藤井清太夫。旅宿へ到着之上、武藤庄兵衛爲御使被遣。四日右御使者登城
に付、御使者より先達而町奉行中罷出差引、御進物大色代に夫々飾付、裁領足輕暨小頭、持
參人小者、何も此方より御いだし、もなた之御家來一人も不差添。何も割場合紋羽織着用。
壽姫様の御結納物、紅白綸子十端・昆布一折^{十二}把・雁一雙一箱・大鹽鯛一折^{十二}・御樽二荷。
相公様の、御太刀馬代銀三十兩・御肴一箱・昆布一箱・御樽一荷。

吉治公の、御太刀馬代銀二十兩・御肴一箱・昆布一箱宛。

備後守様の、御太刀馬代銀二十兩・御肴一箱。

御使者午刻茨木貞右衛門・石野知太夫同道登城。御玄關敷付之上町奉行小塚八右衛門・前田兵
右衛門、唐門之方の御横目永原藤七郎・奥村十郎左衛門罷出、階下の永原左京・本多主水罷出、
左京虎之御杉戸迄誘引。夫より御家老勘解由殿・内藏助殿被出向、御廣間迄誘引。壽姫様の之
御口上・御日録取次奥村内記殿。但辻平丞右之席に罷出、御日録受取之、子持筋半袴着用。稻
垣三郎兵衛・脇田七兵衛も指添出座。相公様の之御口上内記殿取次。若狭守様の之口上永井織

部。備後守様の御口上不破平左衛門取次之。御結納物御玄關より坊主持連、御廣間下段に並之。右御三人様の御口上取次相濟、御熨斗木地三方、御たば粉盆・御薄茶出之。年寄中木工殿・大炊殿段々被出挨拶。夫より御小書院の年寄衆進退、御口上被聞召。相公様の御進物、御小書院に並置、御使者自分進上之。御太刀大音帶刀披露。右御結納物者、矢天井通り御大小將引之。但十二人に而勤之。

一、御廣間下段に而、三汁九菜御料理木地出之。相伴前田修理殿。御濃茶迄段々相濟、於御小書院御盃、御腰物備前師光代金七枚、玉井勘解由を以被下、御饗應之席に退出後、御菓子・御茶出。御小書院に被召出、御直答之上退出。其刻年寄衆御玄關板之間迄被送、奏者番等最前之通相送。御使者退出後、追付奥村内記御使に被遣之。且從相公様右兵衛に、御使番富田主税を以白銀廿枚・箱肴被下之。壽姬様より御答使、御大小將中村勘次を以被仰進。右兵衛に定番御馬廻御番頭津田惣五郎を以、御時服五つ・御肴被下之。右夫々相濟、御使者右兵衛旅宿發足。但右登城之刻、尾坂御門割場奉行、河北御門大組頭、石川御門御持筒頭、橋爪御門同斷、御玄關前御持弓頭、虎之間組外御番頭一人・組外五人、御大色代御大小將番頭・同御横口・御大小將、御大廣間廊下御横目・御射手・御異風、鷺之御杉戸外奏者番・組頭・新番・御歩頭、瀧之間に町奉行相詰。

一、御饗應奉行御大小將頭一人・同御番頭一人、御給事差引御臺所奉行。

一、御使者登城之刻、端玄徹御廣間廊下迄罷出。

一、奏者番・定番頭並御目錄請取に出候御番頭・長袴、組頭其外頭分・御給事並御進物引役・袴半袴、右之外大御色代・虎之間等に相詰候人々、小紋上下不苦候。但淺黄又は返し染等之小紋は遠慮。御勝手向御番人等上下、何色に而も不苦候。附、右兵衛裝束花色帷子・子持筋・袴長袴、紋丸の内万の字也。

一、右御用主附、成瀬主税・高田十郎兵衛勤之。

一、右御使者退出後、今日役懸之人持・頭分以上御廣間に列居、一統御目見。畢而御臺物出候後、前田左京・小幡外記を以、御意之趣有之。御囃子三番、高砂・東北・狸々。竹田權兵衛・諸橋權進・波吉右内仕舞被仰付。其節左本多安房守より里見孫太夫迄廿人、右前田近江守より奥村十郎左衛門迄廿人、左右に列居。御吸物・御洒頂戴。御かよひ御大小將、並組外・御射手・御異風相加勤之。

一、今日登城不仕候人持・頭分は、同六日爲御祝儀登城。年寄中謁に而退出、一兩日之内年寄中・御家老中に廻勤。

〔政隣記〕

前記正徳二年六月四日西三條様より壽姫様の御結納物被進候御使者河村右兵衛、于時御十六歳也。登城御表向御進物御規式夫々相濟、畢而御内々壽姫様の被進物之内、御先祖道遙院殿被遊候御歌三首御懷紙之内末之御歌、題忍傳書戀。

あだならぬ便りと思へご言の葉のちりもやせんと殘してぞやる。

右被進之。且右兵衛旅宿河原町米屋治右衛門。御馳走人町奉行小塚八右衛門・前田兵右衛門、御大小將茨木貞右衛門・村知太夫。並永井織部家來に右兵衛と續之者有之に付、織部萬端肝煎候様被仰出有之。下肝煎山本源右衛門・端玄徹。

六月十八日。金澤に於いて家中の士の猥に夜行するを禁じ又神事開帳等に煮賣茶屋を設くるを停止す。

〔典制彙纂〕

近年金澤侍中居屋敷近所並町中共、夜中常無用之者共多夜行仕躰に候處、比日者暑氣之御故に候哉、夜中別而侍・若黨・小者躰之者共並町人躰之者、用所も無御座候に、其人々住所より程遠き所迄も罷越、辻小路に夜更申迄罷在、様々悪口等申、あぶれたる仕形も在之。其上金澤町端川除等に而者、躍りなども仕候由御座候。右之内身躰不分明者も交り罷出躰御座候得共、私手合爲廻申足輕共も、子細無之者と紛敷、相尤がたき旨申候。第一何れの者に御

座候而も、右之通夜行辻立など仕、悪口等申候儀者御停止之儀に御座候へば、左様有之間敷儀ヲ奉存候。不審成者改申にも、紛敷御座候に付申上候。

一、神事開帳等之節、近年町人之外寺社門前地之者、並金澤町端に罷在候御郡方之者共、煮賣茶屋商賣仕、酒肴等持參賣申者多有之。祭禮開帳場其所々之内、金澤町端等空地有之所に御座候へば、明き申所も無之程簀張圍等仕、身躰輕重に不限男女共大勢入込候上、致酒狂口論ケ間敷儀も出來仕、且又流浪躰疑敷者共も、簀張圍之内に立隱申儀も御座候由及承申候。右之通御座候而者群集も仕、其上口論出來可仕と奉存候間、外之商賣は各別之儀御座候、右之通簀を張圍等仕、酒商賣などは不仕様、夫々可被仰渡儀御座候哉。旁此等之儀申上候、以上。

六月十八日

岡田 助右衛門

六月廿一日。金澤城に能を演じ先に壽姬の結納に關する役務に參與したるものを稿ふ。

〔政隣記〕

六月廿一日御能、弓八幡・道成寺等五番並狂言五番被仰付。今度壽姬様御結納御用相勤候面々、平士等に至迄見物被仰付。見物人裝束何色に而も不苦。御料理年寄中等は於檜垣之御間、

御給事大小將。人持頭分は柳之間に而一汁三菜、通ひ同心。右御能相濟、席々に而御菓子被下之。且御能相濟、年寄中・御家老中は檜垣之御間上之間、人持頭分は二之間、平士は御縁側に列居、御目見被仰付、御意も有之。翌廿二日各御禮に登城、並年寄中・御家老中宅に廻勤。

六月廿四日。公女等金澤城の御表に出遊するを以て警備を嚴にせしむ。

〔政隣記〕

六月廿四日御姫様方御表に御出、御色代迄御縮有之。御小將溜も人拂、御玄關番足輕も拂、御歩横目詰所に御小將中詰有之、御玄關貫木指之、唐御門外番人も持鎖おろし、柳之間之所々に御歩横目指置之。

六月。金澤の町人袋屋長兵衛將棋手直の免状を受く。

〔袂草〕

當町袋屋長兵衛象戲免狀寫。大杉原折紙、上包中折奉書包にして、免狀一通とあり。

御手前多年象戲執行之上、手直懇望之旨令承知。依之飛車に香車添落候手相に許容申候。彌御勵專要に候。向後手直無之素人わ者、駒落し指可被申候。依爲證狀呈一翰畢。

正徳二辰歲六月 日

大橋宗桂得應

加藤長兵衛殿

七月六日。前田綱紀の女直姫將に二條吉忠に嫁せんとするを以て告別の爲饗膳を供す。

〔政隣記〕

七月六日直姫様の御暇乞之御料理被進、御能被仰付。年寄中並京御供に罷越候人々、御附人並御婚禮御用相勤候御算用者以上、御料理被下、御能見物被仰付。御能前御供等之頭分御目見被仰付。御中入之節年寄中等於檜垣之御間御料理被下。頭分は於柳之御間、平士御歩小頭迄御廣間御廊下通り、與力以下躑躅之間にて被下之。御能相濟、大御廣間一統御目見。右之節御歩並以上之者共わ、御目見被仰付と申に而は無之候得共、立騒不申御目通に平伏仕可罷在候。尤御能見物御料理も被下者之外、當番在合に而見物迄之者わは、何も立退可申旨、御月番美作守殿被申渡。但裝束色合御構無之。御能相濟、年寄中御家老中わ爲御禮相勤。

七月十三日。前田綱紀の女直姫金澤城を發す。

〔政隣記〕

七月十三日直姫様御供揃丑中刻に而、御出輿辰の刻。御道筋從御廣式土橋御堀端、三之御丸・河北御門・尾坂・前田美作守居屋敷脇より富田治部左衛門前、十間町・堤町通也。御出輿之砌三

の御丸に、年寄中・御家老中・不破平左衛門・井上三太夫・寺西十左衛門、此外御近習頭中罷出、御横目中所々見廻縮等申付。但御表向頭分之儀、組之面々御供に罷越に付、御用も可有之候、右支配旁罷出可然旨、年寄中被申渡、罷出候。土橋三の丸御番所・同與力番所・橋爪御番所布上下、二之御丸に罷出候者終日布上下、装束色無構。併淺黄或返小紋遠慮、御供之人々左之通。

御家老成瀬内藏助、定番頭脇田七兵衛、御馬廻頭西尾四郎左衛門、足輕頭伴無理兵衛、足輕頭坂井三郎兵衛、御大小將番頭氏家主馬、御大小將横目永原藤七郎、御大小將横目里見孫太夫、御廣式横目久田貞右衛門、御廣式横目渡邊勘右衛門、割場奉行西村彦兵衛、役掛山田八郎兵衛、會所奉行寺西新左衛門、御醫師南保玄隆・堀以悦・高桑元春・津田正流、此外御大小將七人、御馬廻十四人、組外八人、與力八人、御徒廿五人。

御泊附、十三日小松、十四日金澤、十五日府中、十六日今庄、十七日柳瀬、十八日長濱、十九日越智川、廿日草津、廿一日大津、廿二日京師。

一、成瀬内匠を以松任御休所迄御菓子被進、津田惣五郎を以小松迄被遣、眞田治兵衛を細呂木迄被遣、佐々木庄兵衛を京都迄被遣。但左兵衛儀は御婚禮相濟御使者可勤旨、六月廿九日被仰渡。今月十九日金澤發足、八月七日歸。

吉治公より同事之御使矢部權佐左兵同斷。

七月十五日。前田綱紀金澤を發して參觀の途に就き廿六日江戸に着す。

〔政隣記〕

七月十五日金城辰刻御發駕、夫前如御例前田美作守御前に被召出、御留守中御城代被仰付。御發駕後、追付美作守並定番頭、御横目誘引に而、御座之間邊順見。廿六日江戸御着、吉治公藏驛迄御迎に御出。廿七日上使井上河内守殿を以被蒙上意。其外從御臺様等御使如御例。

七月廿六日。前田綱紀の女直姫二條吉忠に嫁し名を榮君と改む。

〔政隣記〕

七月廿二日直姫様京都御旅館に御着、廿六日二條吉忠卿に御入興。御輿渡奥村伊豫守、御具桶渡成瀬内藏助。同日自左大臣綱平公御簾中大納言吉忠卿御母公、女二宮榮子内親王御名被進、奉號榮公様与。廿九日京都於二條御所、伊豫守・内藏助以下御料理被下、伊豫守に時服五領臺居、内藏助同斷廣蓋、頭分は三領宛被下之。晦日右廿六日御婚禮御首尾能相濟、御名被改進旨申來。八月朔日出仕之面々に、御月番安房守殿演述。依之爲御祝詞、年寄中・御家老中宅々に廻勤。

七月廿八日。家中の奢侈を戒むるの令を發す。

〔典制彙纂〕

正徳二年辰七月廿八日御月番美作守殿諸頭中被仰渡。

御家中末々、何与仕候而も萬端花麗に有之候与思召候。歴々を見習、上を見學申故と被思召候。より／＼頭分などに此趣申聞、右之一事不限、惣而行跡等廉直に相嗜候様にと被仰出候。

右美作守殿御申渡、御發駕之砌何茂被召出、御仕置儀被仰出候内、各わも可申聞趣御意候旨被申聞候事。

七月晦日。伎藝の者を宿泊せしめ又はその技を見るを禁ず。

〔典制彙纂〕

伎藝之者之儀に付、前々より毎度申觸、去年十一月猶更急度相觸置候處、比日も徘徊仕牀之旨沙汰有之候。町方之儀は嚴重申付置、宿仕者無之旨町奉行申候。然處他國より相越有之候者、何方にか便り候所有之故と存候。依之便り所等之儀承出候様、廻り足輕に可申付旨、盜賊改奉行にも申置候。たより所並見物仕儀相知、及御吟味候而者、拙者共より毎度申觸候處、其覺悟無之段、別而不届千萬之仕合可罷成候條、尙更此趣急度可被申渡候。且又組之内裁許有之面々は、夫々申聞候様、是又可被申聞候。被披見候以後、可有御判形候、以上。

七月晦日。前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。

〔徳川實紀〕

七月三十日臨時の朝會あり。松平加賀守綱紀はじめ、參觀の拜謁するもの四人。

〔政隣記〕

七月晦日御登城御參府御禮。隨駕奥村内記・玉井勘解由。御目見等都而如御例。

〔桑華字苑〕

覺

一、此度參府仕候付而、上使井上河内守殿を以御懇之上意、且又今日參勤之御禮被仰付候事。

一、領地御判物被成下之、同氏備後守儀茂御朱印頂戴仕候事。

一、嘉節之御祝儀献上仕候付而、度々御内書被成下候事。

一、去冬當夏、宿次御奉書を以御懇之御尋其上舊臘十五日若狹守登城仕候節、私儀御尋被遊候事。

一、嘉節之御祝儀每度拜領仕、松姫君様御洒湯之節茂、爲御祝儀御樽肴被下置候事。

一、歸國之御禮、並宿次御書を以御尋に付、爲御禮差上候使者、每度御前被召出、時服拜領仕候事。

- 一、私養娘縁組願之通、西三條中將方に被仰付候事。
 - 一、家來諸大夫之儀、是亦願之通被仰出、奥村伊豫守口宣等頂戴仕候事。
 - 一、同氏若狹守儀、當年始茂於御前御盃頂戴、時服拜領仕、暑氣寒氣之節以上使御懇之御尋、且復嘉節之御祝儀致拜領、其外女中を以、度々御菓子・御肴被下置事候事。
- 右之御禮申上度奉存候、以上。

七月晦日

松平加賀守

覺

- 一、此度參府仕候付而、御使を以御菓子・御肴致拜領候事。
 - 一、年始其外嘉節等之御祝儀御使を以拜領仕候事。
 - 一、同氏若狹守に茂度々御使を以御祝儀物拜領、其外御内證より御菓子・御肴等被下置候事。
- 右從御臺様拜領物之御禮、是亦申上度奉存候、以上。

七月晦日

松平加賀守

右如例以覺書、御用番迄登城之朝可申達与、豫集録申付候得共、事繁多難悉載之、仍可省略之旨雖命之不事行故、其明於上屋敷瞬見候間に加去取、且撰文辭爲九條、別以三條御臺様之御禮述之、恐是勃之膝王閣之序乎。今謄其稿録年月云爾。

正徳壬辰秋七月晦日

宰相中將

晦日辰後刻、依阿部豊州御用番持參之。既登城之由執次申之。仍口上に其斷述之。御城の懐中之、招同朋傳阿彌陀佛達豊州、即謁豊州直に達之畢。

七月。前田綱紀在江戸中に於ける金澤の消防規程を定む。

〔漸得雜記〕

御留守中火事御定書

御本丸。定番頭、但二之御丸並御奥方且又金谷御屋敷御廣式に茂相廻可差引。

定番御馬廻御番頭、但山村市十郎・辻平丞・林十郎右衛門儀、御奥方に可罷出。

二之御丸。御小將頭・新番頭・御徒頭・金澤御留守居御使番・御小將・割場奉行一人・新番頭・御徒小頭・御徒共。

同所御奥方。定番御馬廻御番頭二人・足輕五十人・小者三十人。

三之御丸橋爪。當番之御馬廻・足輕共に、御横目・御小將横目之内一人、御徒横目一人。但御門之外に在之、供之下々者御定之通無相違内に召連、其外は道を明、二行に作法能在之候様に可申付事。

河北御門。別所孫太夫與力並組足輕共に、外に森半左衛門、御横目・御小將横目之内一人、御

徒横目一人、足輕、外茨木左太夫、此外は右河北御門同事。

土橋御門。足輕一人、小堀左兵衛足輕・小頭共に十人。

九十間御長屋並四十間御長屋。村田縫殿右衛門與力組、足輕駒井庄太夫・近藤三郎左衛門、御射手・御異風・御鐵炮掃除足輕等。

薪丸。表御納戸奉行、御土藏御番人、但當番・非番共に。

金谷御屋敷。横山刑部・寺西市正内一人。

金谷御文庫。永原左京・奥村助六郎組外二組御番頭共に、本組・明組與力。

同御門。足輕頭兩人原田又右衛門・長屋八郎右衛門。

御姫君様御出之刻者、原田又右衛門與力組、與力・足輕共御供可仕事。

七十間御門。足輕頭一人、足輕十人。

同所御長屋。組外二組、御番頭共に可罷出。

堂形。御馬廻五組、不破平左衛門・佐々木左兵衛・小塚八右衛門・脇田七兵衛・伴源兵衛組。御算用場。横山中務・野村勘兵衛組共に、湯原主膳跡組。

新堂形。藤田求馬・松平内記。

公事場。伊藤内膳・奥村源左衛門・津田帶刀、其外役人中。

會所・割場・御普請會所・御細工所・御厩、何茂同所奉行。

越後屋敷。御馬廻三組、原將監・神尾主殿・津田兵庫組。

作事所。同所奉行。

蓮池上御殿。御馬廻二組、高田十郎兵衛・西尾四郎左衛門組。

小幡宮内上屋敷。永原源丞。

向に有之御貸小屋敷、葛卷隼之助。

女中屋敷。不破石京・生駒右近、定番御徒非番之者小頭召連罷出る。

御宮。村井主膳。

御佛殿並別當屋敷。菊池十六郎。

寶圓寺。山崎庄兵衛・岡嶋彈正。

天徳院。前田式部・篠原縫殿。

如來寺。前田左門。

一、諸事差圖等之儀可申談候。

本多安房守・前田近江守・前田美作守・奥村伊豫守・横山監物・奥村内記、其外御家老中。

一、年寄中致同道差圖次第可致裁許御用人。

一、遠所氣遣無之火事之節登城仕間敷候。早鐘次第御定之役所迄可相詰。但近隣風下に候者不及登城、自分火計防可申事。

一、御城外所々に罷出候者は、早鐘無構可罷出事。

一、御役懸之外者罷出間敷事。

一、所々御番人可爲當番切事。

一、河北・石川兩御門並三之御丸橋爪より内々供之御定之通召連可申事。

一、兩御門より内々、火消道具之外、長道具通間敷候。但大年寄中・年寄中鍵一筋宛爲持可申事。

一、足輕・小者割場に集置、二十・三十充組合、火消道具爲持置、年寄中差圖次第所々に可遣事。

一、内作事奉行割場迄致參出、足輕二十人宛請取置、年寄中差圖次第可致裁許事。

一、火本の御横目・御小將横目、内一人御徒横目、四人夜廻御小將。

一、火消番之面々裁許之様子御横目見届、並火本の猥不入込様に急度可申付、若不用下知いたづら者於有之者、討捨可仕事。

一、親子・兄弟・賀舅・伯父甥・いどこ・家來之外、火本の參候儀堅令停止、火鎮候共、其日其夜

之内、爲見廻使をも遣申間敷候。

一、町中より水を持寄、町之しるしを添、肝煎召連、町奉行同心罷出、火消番之者に火を爲防可申事。

右之通無相違可相守者也。

正徳二年七月

八月四日。御馬廻組の土堀口彌太郎女出合宿を爲したる罪により御預となり、後追放に處せらる。

〔菅家見聞集〕

一、八月四日於金澤定番御馬廻辻平之丞組堀口彌太郎儀、女出合宿の罪によりて不破右京爲豫へ御預。嫡子津田帶刀重恒へ、二男奥村彌四郎自邇へ、三男横山中務長元へ御預。九月十九日右京は忌に付代り、松平帶刀長康へ御預替也。十月十六日父子共御追放被仰付、三男幼少に付成長迄一類中へ御預也。

〔政隣記〕

八月四日左之通御預。

不破彦三

定番御馬廻辻平丞組

堀口彌太郎

津田帶刀

彌太郎子

久太郎

奥村彌四郎

同 斷

政太夫

横山中務

同 斷

七之助

但彌太郎罪依不法之事也。

右於公事場御吟味、依之御横目櫻井甚右衛門者、彌太郎伯父に候得共、十七・八年以前より頭に斷り義絶仕有之。乍併近續に付先格も有之事に候間、先指扣可申旨安房守殿被申渡旨、伊藤平右衛門申渡。附、甚五右衛門追而遠慮之處、翌年九月廿八日御免、右彌太郎父子三人、十月十六日上口に御追放、七之助は十五歳迄一門御預被仰出。

八月十日。大風領内の禾穡を害す。

〔政隣記〕

八月十日大風拔木發屋。不拔木も葉は悉く落、大に傷禾稼。四月より此節迄不雨、有此風災。此後桃櫻花咲如春。

〔癸巳雜志〕

北國筋は八月十日に大風、倒木も士と町とを除、寺社方郡方に五千本計。是も格例有て、算の内へ不入て不算揚は此外なり。家々も恒格之通に算入たる三千軒に及んで壞潰たる也。士

方の屋破不知數。田方は始の程さまでの事ならぬ様に云けるが、畢竟四十萬石に可及程の高の損凶、邦主の御爲笑止なる事なり。此國の風は、河北郡昔は金津の庄と云ける内に横山村と云郷あり。此に賀茂の社あり。社僧開帳を願事濟て、八月九日に御帳を開、諸人群集の處、十日の風にて社も大破に及、其外損却多く、此開帳に付て金澤其外方々より集りし物賣者共、又舟手又茶屋等大に失却をなす。五十年計前に開帳しける時も大地震ありけると、風の後に世には沙汰しける也。諸國と云ふ中にも、三ヶ國領は去年に替り總ての作不宜、七・八分計かなご云ふ上に風損しければ、慮てしるゝ事也。併在々は去年の滿作、近年のうるほひにて、非人等も極月まで不見して、中々痛たる体はなし珍重。三ヶ國の内も當地、河北郡・石川兩郡別而風損、他不及此邊。

九月廿八日。本年凶作なるを以て收納米の検査を寛にせしむ。

〔政隣記〕

御領國中作毛、當八月之大風に而實入惡敷、うすみ青米入交申候。例年之通米撰候而は、納所指つかへ可申候間、右之趣相心得、米納候様に被仰渡可被下候。此段改作行奉行中より願可申儀に御座候得共、右奉行御郡に罷出、右合不申候に付、私共より申上候、以上。

九月廿八日

湯原主膳

野村勘兵衛

右御横目に被仰渡觸渡有之。

十月六日。大聖寺藩の郡奉行等江沼郡那谷村に於いて百姓一揆に苦しめらる。

〔政隣記〕

菩薩村は苦
提村の誤

十月六日大聖寺郡奉行前川宇左衛門・寺岡新右衛門、大目付堀三郎左衛門、郡目付齋藤四兵衛・那古屋佐左衛門、目付十村新四郎・門兵衛、此外十村六人、那谷村邊に宿し、大風後作毛見立免許之示談有之處に、同夜八時頃百姓共、右止宿之邊に押寄、四方を取巻候に付、郡奉行以下不動院觀音堂前に相會之處、左右之山々より人數を下し、礫を以追立、谷奥之菩薩村天王寺に追上、翌七日四時過四方を圍有之、八人之十村共散々に逃候處、新四郎一人を捕へ、帶に長細引を付て山より下へ下し、役人中へ之使を爲勤候。此間之示談は收納之内四歩を免すべし与之事に候へども、六歩赦免無之而は難成候。六歩与極り候者人數を引拂可申旨、新四郎を以申越候に付、右役人中可任其旨之由返答申遣候處、手形を可受取由申に付、御郡百姓中与一枚手形遣候得者、村々に各一通宛可受取由申越候得ども、此所に而者左様之儀難調由申達候處、各令納得、追而家老中之手形可受取との趣にて、人數引揚之。則即日七日大目付原三郎左衛門、其所より直に江戸に赴、利章君に言上す。右百姓共那谷村を引拂ひ、八日

夜中山代村安右衛門、山中村之堀江伊右衛門宅に押寄、家宅を打毀ち、土藏家財を打潰し亂行す。濱之手に引候百姓は、串之新村茶屋甚四郎家屋を毀ち、土藏家財を打潰し候而後、村々に引取候。右那谷村を取卷由等、大聖寺には七日朝相聞え、勘定頭宮部新兵衛・吉田庄市、御用人安井萬兵衛・福村軍兵衛、大目付渡邊次兵衛、足輕廿人・長柄六十人引連罷越候處、亂民早引取候跡に付、那谷村之者共々參會、一統に大聖寺に罷歸、右那谷村を取卷候趣、金澤には九日朝告來、御馬廻頭原九左衛門元昭・足輕頭長屋八郎右衛門昌倫を被遣、同夜發足之處、百姓共引取後到着、十三日歸。

〔大正持領百姓一揆之事〕

一、正徳二年壬辰冬十月七日より十日迄之内、大正持領百姓傲訴に付騒動之始末、今年八月十日北筋大風甚敷、所々皆不農多有之候、一作用捨免之儀に付、十月七日郡奉行並目附役等那谷村不動院に令一宿罷在候處、夜中百姓四百人計押込、寺内令破却候。山手等に段々相扣申候者、惣數四千餘人有之候。

郡奉行兩人 二百五十石前川宇右衛門・二百石守岡 新右衛門。

郡方目附兩人 七十石齋藤四兵衛・五十石那古屋作右衛門。

免切大目付 二百石堀三郎右衛門。

那谷村目付十村 權 四 郎。

本十村七人
假十村五人

右之輩不動院に令一宿候處、那谷山逐あげ申候。

勘定頭兩人 二百石吉田庄三郎・三百五十石宮部新兵衛。

金澤年寄中に使に罷越候兩人。寄合福嶋軍兵衛・用人安井萬兵衛。

右之者共百姓中願之筋承に罷越、あつかひ申候。

同日之晝串村に而、茶屋善四郎と申者意趣有之候に而、其家令破却、家財並茶を取出し、往還之路に積置燒捨申候。

八日夜者山代十村尾屋安右衛門・山中十村堀口伊右衛門、此兩人の家令破却候。安右衛門・伊右衛門兩人、以前十村相勤候而、紙・茶具等に運上過役をかけ申者共に候。

大正持町之内十村五兵衛・徳田屋長右衛門兩人之家も可令破却之處、侍分罷出致警固候故無別條候。同日金澤年寄中内談に罷越候家老佐分舍人。

一、百姓共當收納之願者、當作毛四分六歩に仕、四分收納仕度之旨申候。其段金澤年寄中内談之上を以、願之通に申渡、十日に事濟、村々に引入申候。今年大正持領收納米四分に仕、二萬石御收米に罷成候。

一、今年備後守様御在府に而、江戸より御内意を請、七萬石之内當地御用捨免五千石に過不

申様に可仕旨、家老中より申來候。依之今年三千石餘免切渡候。是に而は百姓共餓死可仕外は無之候旨申候而、七日晝過よりひし／＼と申合、及傲訴申候。月津より山手之者、家一軒より夫役一人宛爲出候。但八十ヶ村有之候。東方は十五歳より六十歳迄不殘罷出候。七日夜百姓共不動院の押入候處、前川宇右衛門罷出、各望之通に仕可遣旨言葉を合候而、後の山へ遁上り候。那谷村の十村權四郎家へ押入候處、一家之者不殘納戸逃入申候。守岡新右衛門罷出、望之通に可仕旨申聞候へば、鉞を擲、側の柱を打折申候。新右衛門等四人連に而後の山へ遁上り申候。其内に那古屋作右衛門並不動院住持兩人は、大正持の案内に罷越候。

一、日付十村權四郎罷出、各鎮可申候、望之通に可仕旨奉行申聞候旨申候。百姓共申候は、當地六分御免・四分收納可仕旨願候而、村數等と墨附を請取申候。其内に勘定頭兩人罷越、彌其通与申渡、鎮申候。

一、八日晝大正持より足輕十人・小頭兩人那谷に罷越、何茂引連罷歸候。但大日附堀三郎左衛門は、江戸に注進に罷越申候。十日朝令發足候。其外は各私宅には令遠慮候而、一族之内に罷在候。

一、百姓共、當作之願は相叶申候、數十年以來致姦曲候山中に而堀口伊右衛門、山代に而十村安右衛門、串村に而茶間屋善四郎、此三人を申請打殺可申旨、一同に呼申候。奉行共申聞

候は、免を四分六分と申所は承届候。右三人之者を相渡申事は、心得に而者不能成候。伺候而如何様共存念之通に仕可遣旨申候所、前通者共は承分候得共、末々に相扣罷在候もの共聞分不申候而、何れも拜領仕候旨打立、もの共と呼申候而、三・四人聲を舉候而、三ヶ村の押入及騒動申候。

一、右之通に候處、福田・上木・おき之三村、橘・三木・奥の屋・永井等之村々一味不仕候處、燒拂可申旨に而、多勢其村々の罷越駈催候に付、八日之夜者此等も夫役を差出申候。

一、金澤年寄中より、十日に御馬廻組頭原九左衛門・足輕頭長屋八郎右衛門兩人、大正持の指遣候處、事落着仕候旨に付、十一日罷歸る。此時若早速不致落着候得者、本多安房守政敏可罷越意得之旨に候。

右一件正徳二年の反故堆中に有之故、今爰に記せり。

十月十四日。前田綱紀吉徳と共に登營し徳川家宣薨去の事を告げらる。

〔政隣記〕

十月十四日爲御伺御機嫌六半時頃御兩殿様御登城、但御三家並在府之諸侯惣登城。將軍家宣公今曉御他界。依之於山吹之間御老中列座、井伊掃部守直惟朝臣左之通被仰渡。

公方様御養生不被爲相叶、今曉薨御被遊候。若君様御代御相續被仰置候。御幼年被成御座候

間、何茂入念相勤候様被仰置候旨被仰渡。

御遺言奉拜見候様に被仰渡、御遺書御黒印物前記之通林七三郎讀之。且又秋元但馬守殿左之通被仰渡候。

金銀元祿年中以後惡敷罷成、通用指支候段達上聞候。因茲權現様御代之通可被仰出旨被思召候處、御治世之間無之、不被能其儀候。第一此儀被仰置候由。

御登城御下り九時過、直に御用番等御勤。御歸館之上於御年寄中席諸頭被相招、今曉將軍家御他界之儀、何も可申聞旨御意之趣、内記殿・圖書殿被申渡。於御中屋敷は玉井勘解由殿被申渡。右之趣御作事奉行・割場奉行にも被申渡、御屋敷中聲高に無之様可相鎮旨、夫々足輕を以先小屋々々相觸。

十月二十日。石川郡及び射水郡の百姓等先に減租を乞ひて十村と諍ひたるを以て金澤の獄に投ぜらる。

〔政隣記〕

今月下旬石川郡之民成群來訴。

〔政隣記〕

十月廿日於金澤、石川郡・越中射水郡之百姓都合三十人計禁牢被仰付。但射水郡之百姓數十

今月は九月
なり

人、引免之儀に付十村与及諍論、御城下迄訴來、改作奉行等於御算用場糺彈、張本人七人令禁獄。石川郡之百姓も同趣に付招呼、吟味之上廿人餘禁獄。其後僉議落着、射水郡之百姓二人、斬罪於在所被仰付、其外は追放・追出申付縮候事。

十一月廿二日。大聖寺侯前田利章の江戸千駄木の邸災に罹る。

〔政隣記〕

十一月廿二日申刻前、備後守様千駄木御邸より出火。依之直に相公様被爲入、火消戸田惣負一組、富田吉太夫一組、先達而遣。從御上邸吉治公、茨木左太夫一組・永井七郎右衛門一組被遣。晝過鎮火、相公様直に御上邸に被爲入、慈眼院様の御料理可被遣旨被仰出。相認之上、御臺所奉行青木新八郎爲持罷越。相公様戌中刻御中邸に歸殿。且同夜御圍可被仰付、内作事奉行一人、御大小將一人に、御大工・足輕・小者指添、右千駄木御邸に被遣候處、あなた御用意有之由御挨拶に而、從備後守様御圍出來。

十一月廿七日。前田綱紀徳川家繼に誓書を上つる。

〔御年表〕

十一月廿七日公・吉治公御同道にて御老中阿部豊後守殿正喬へ御越成され、御連署の御誓紙を差上らる。

十一月廿九日。前田綱紀、徳川家宣の遺物を受く。

〔御年表〕

十一月廿九日、家繼公より上使若年寄小野監物殿忠之を以て、文昭院殿の遺物御小脇刺來國光代
千五百貫一腰御拜領。

十二月朔日。家中の土收納米を得ざるを以てその受くる加州知の分に代へて藩の廩米を給與す。

〔政隣記〕

十二月朔日加州今秋之風損甚敷、土家飯米も指搦候に付、加州地米之分は、御藏米を以取替被渡下之。

十二月十日。江戸に於いて表小將松原兵助同僚に害を加へんと謀りたるを以て捕縛し、後越中五ヶ山に流刑とす。

〔菅家見聞集〕

一、於江戸十二月、御表小將松原兵助儀二百石、仲間之大屋政太夫二百石方へ打果に可罷越趣、同組伊藤源右衛門へ爲知候に付、則仲間之大原木工左衛門・渡邊傳藏方へ其段源右衛門申聞

故、彌様子致露顯、兵助長屋へ夜中御番頭伊藤平太夫、同水原清左衛門、同組御横目別所善左衛門三人罷越、兵助に逢、御尋之品有之候間、大野木舍人御長屋へ可致同道旨申渡。則右三人兵助を致誘引、舍人御長屋へ罷越候。舍人方には成瀬内匠並奥御歩横目・奥小將附御足輕横目茂罷越有之候。十二月十日之夜之事也。舍人方に而兵助にも段々被仰渡有之、御番頭へ御預被成候旨、平太夫・清左衛門へ舍人・内匠被申渡候。依之兵助を平太夫御長屋へ誘引、暫之内指置、其間に明小屋之内しまり所をしつらひ、召連入置、割場より足輕請取、番人指置申候。翌年四月道中與力指添御國へ被遣、於金澤津田源三郎・關屋市右衛門請取、堂形縮處しつらひ入置。五月越中五ヶ山猪の谷村へ流刑被仰付、同月六日配所へ罷越す。此一巻兵助へ惡事を進込候張本伊藤源右衛門五百石、御國へ相返し候様に被仰出、則罷歸、翌年於金澤御知行被召放、一門中へ御預被成候。政太夫茂閉門被仰付、翌年御國へ罷歸、急度閉門いたし罷在候。政太夫始終言之外首尾よろしく、舍人・内匠等尋之時分茂、申分言之外宜候由。源右衛門・兵助御吟味之時、不都合成事共多く候由申慣す。事之起りは、政太夫へ兵助男色之儀申懸候得共、不作法之筋申聞、爾と不致貪着内、源右衛門は兵助方にて色々惡事をす、其身之不作法可仕場ならしに候由沙汰有之。政太夫は享保五年閉門御免被遊候。

十二月十八日。將軍德川家繼の襲職を賀するが爲前田綱紀・吉徳父子登

營す。

〔政隣記〕

十二月十八日御代替御禮被爲請、一統登城。御兩殿様御直垂被爲召御登城。御献上、眞御太刀備前國宗忠代金十枚、御馬代金二枚。若狹守様、眞御太刀備前國正次代百五十貫、御馬代金一枚。

是歲。相對死を行はんとして死せざりし者を斬刑に處す。

〔寛政度御刑法帳〕

一、正徳二年才川川下油車茜屋與三兵衛下人次郎兵衛与申者、夫有之女与致密通罷在、其後申合可相果旨に而女を切殺、其身自害仕損候故、遂吟味致言上候へば、不及赦之御沙汰、斬罪可申付旨被仰出候事。

正徳三年

正月十八日。この日以降礪波郡大西組百姓の曩に騷擾したるものを吟味す。

〔上田舊記〕

一、正徳三年正月十八日大西組さはぎ者御吟味有之、三人手鎖被仰付候。十九日九人手鎖被仰付、廿日御精進日にて御聞不被成、廿一日に御聞、二十三人手鎖被仰付候。廿二日に三人、已上三十八人手鎖被仰付、廿三日・四日は御精進日にて御聞不被成候。廿五日二人手鎖被仰付候。四十人之内二十六人二月二日禁籠、十四人は御免被成候。

但正徳二年礪波郡組々秋縮御請相難候所、大西組者速に御請仕候に付御褒美米被下、外組々々者御貸米被仰付候。然所御褒美米割合少候に付、組之内より大勢善六方々詰懸候。翌年右棟取之者は、善六宅前におゐてはりつけ被仰付候事。

二月十日。百姓の訴訟を爲し、見立又は貸米を請ふの手續を令し、又その風俗を質素にすべきことを諭す。

〔司農典〕

覺

一、前々より申渡候御格之通、百姓共願之儀不依何事に、其村々肝煎並組合頭等々爲申聞、夫より十村々相達申筋に候處、去年石川郡並礪波郡百姓之仕形、不届千萬沙汰之限成仕合に候。依之に棟取仕候者共禁牢申付置候。向後之儀彌御大法之通急度相守候様、末々百姓共々

本年十月六日
の條參照

石川郡のこ
とは正徳二
年十月廿日
の條に在り

可申渡候。此上若役人を指置訴訟等仕者候はゞ、不依理非急度越度に可申付候事。

一、見立之儀、猶以十村・御扶持人等内見分いたし、撰出候上を以令詮議相極申事に候。最初下に而指除置候村之儀、如何様之子細有之候而も、重而貪着不仕儀前々より之極に候。向後尙以可爲其通り事。

一、御貸米之儀、猶更右之通十村・御扶持人等精誠令吟味、願之趣承届、奉寃貸渡申筋に候。然處去年之儀、最前指除置候村々にも、貸渡申由に候。此儀御格に違、難心得仕合に候。去共去年百姓共不届に而、日數稍刈不申に付、最前内見分仕候時節より、立毛次第に惡敷成申候故、貸渡申与存候。是以百姓共不所存故に候得者、向後之儀一度指除候村々之儀、如何様之儀に而も貪着仕間敷候。何れも詮議之上指除候村、何角申上百姓於有之に者、早速此方に相斷可申候。不依理非に追出可申付事。

附、去年指除村に、心得を以貸渡候御米之分は、年季極取立可申候。最前此方に而承届貸渡米之分は、此方見計次第可申渡候。

一、下し作之儀に付、引免之時分指引等之儀、先年仲間より覺仕書渡置候得共、不宜筋に付、土田之上に而作徳等之指引相極申由候。左候得者引免之時分者、御用捨免之通請作人に渡し可申所、指引仕由、去年宮腰之者等出入有之承候。此儀一向有之間敷事に候。假令一つ引申

内六歩は作人、四歩者田地主に懸引候得者、田地主に當り申四歩者過に而田地主之徳分に罷成候。一圓難心得事に候。高主者諸役も勤候に付、右之通与有之候得共、是又不詮議之筋に候。引免之年迄諸役相勤、常者勤不申儀、左候はゞ下し作仕者は、引免有之様に願申筈に候。何之道にも唯今迄之仕様不宜候間、向後申渡候引免之通、指引不仕作人の申付候様夫々可申渡候。ケ様之儀有之故、何事も小百姓をすゝめ、身上宜敷百姓は内證に而腰を押申体に候。依之に小高持之百姓は、彌御用捨を受候而も致難儀、身上宜敷者は猶更宜敷様に罷成候儀、不順成仕合に候事。

一、近年御郡方風俗、何与仕候而も百姓之本意を取失、食物・衣類等以之外宜敷、奢たる仕形共有之段兼而承届置候。沙汰之限成仕合に候。百姓不相應成衣類等所持仕段、慥に承届置申候。此段追而吟味可仕候。彌前々より御定之通、布・木綿之外一切着用仕間敷候。且又百姓共之女子共、猶更不相應成衣類着仕躰に候。是以布・木綿之外、絹類帶等も不仕様急度可申付候。若違背仕候はゞ、見合次第はゞ取候程に相心得可申事。

右之通申渡候條、猶以委細之儀は其方共添紙面を以、向後急度相守候様肝煎・組合頭に申渡、夫々小百姓迄不殘御請之紙面判形取置可申候。拙子共方へも、十村並御扶持人中より承知之紙面指出可申候、以上。

巳二月十日

佐藤 仲右衛門

中村 四兵衛

堀 孫左衛門

菊田 逸角

大塚 彌五太夫

今村 源太夫 不在合

御法事御用

高島 權太夫

山東 武左衛門 頼

河合 右平次 頼

能州四郡御扶持人・十村中

四月二日。前田吉徳、徳川家繼に將軍宣下の儀あるを以て登營す。

〔政隣記〕

四月二日家繼公今日將軍宣下に付、一統登城。相公様は御痛に付御斷。吉治公御衣冠にて御登城。

同日天英院様從一位御叙位。

右宣下に付、今日御表向頭分・平士等布上下、御勝手向頭分・平士並裏御式臺御歩・給仕御歩も常服。

〔御年表〕

正徳三年四月二日、家繼公將軍宣下。廿八日右御祝儀として、上使若年寄大久保長門守殿を以て、吉治公御時服十・御肴一種・御樽一荷御拜領。一位殿より御使本間豊前守殿を以御時服六・御肴一種・御樽一荷御拜領。

四月十一日。前田綱紀及び吉徳、曩に將軍宣下のことありしを祝するが爲登營す。

〔政隣記〕

四月十一日今度將軍宣下、爲御嘉儀一統登城。御兩殿様御直衣に而御登城。尤布衣御供。今日は朝鮮人登城之節格と申事にて、玄關迄供人臺部屋に拂候得共、此方様布衣御供御使番武藤庄兵衛・同富永數馬・生駒藤九郎は斷申達、踟躕、門脇に居申候。十五日右爲御祝儀御能有之、御長袴に而御登城。十八日若御年寄上使大久保長門守殿を以、御時服等御拜領。都而御前例之通。御殿頭分以上並御給仕役のしめ着用。

五月十日。石川郡松任の町役人等その職務に關して誓書を上つる。

〔松任町舊記〕

年寄・肝煎一紙に誓詞被仰付候前書寫

一、私共儀松任町役人に被仰付候に付、諸事無油斷相勤、御公儀御爲惡敷儀毛頭不仕、御尋之儀有之候節、不依何事に右体に可申上候事。

一、當町方之儀は不及申、他所之者へ對し、金澤指引或は地境論其外如何様之出入等出來仕候刻は、今般被仰渡候横目役之者引受、私共内談之上、少も依怙量負不仕、夫々埒明可申候。指支候首尾に罷成候はゞ、早速御斷申上べく候事。

附、往還旅人に對し人足・驛馬、其外不依何事申分有之候はゞ、右に准じ宜遂内談、事濟候様可仕事。

一、再々被仰渡候油並菜種油滓等、他國他領へ洩し不申候。爲御縮横目役之者被仰付置候得ば、尙更町方・地方嚴重に申渡、其外不依何事、過分に買置等不仕候様に、常々堅く可申付候。若右之品相背き申者見聞仕候はゞ、有躰に早速御注進可申上候事。

一、每歲御代官・諸大名様方御通之刻、御旅宿並御逗留中諸事御入用物等、夫々無滯申付、尤如前々私共御迎御見送等に罷出、諸事不縮無之様に示談仕、少も御爲惡敷儀無御座様に心懸

可申事。

一、御用銀被仰付候時分、私共内談仕、町中人々身上相考書上候儀、其外御貸米又は商銀何金銀算用等、全く依怙量負仕間敷事。

一、町中夫々役懸之者共、立替被仰付代人之儀、私共内談仕有躰に相極、書上可申事。

一、町中家賣買之儀、私共承届爲致賣買可申候。且又他所より引越申者は様子吟味仕、後日に指支申所出來不仕候様、嚴重縮方可仕候事。

右之條々於相背は、左に申顯候神罰冥罰可罷蒙、仍起證文如件。

正徳三年癸巳五月十日

松任町年寄

笠間屋六郎右衛門

同 斷

米屋八左衛門

同所 肝煎

三郎右衛門

同所地方肝煎

藤左衛門

山崎久兵衛殿

本保才次郎殿

五月十八日。二條吉忠夫人疱瘡を病むの報金澤に達したるを以て醫を遣はし之を診せしむ。

〔政隣記〕

五月八日榮君様依御懐胎、南保玄隆・御針醫高桑玄春用意出來次第上京被仰渡。于時六日より御不例之處、十五日より御疱瘡に成候旨十八日飛脚到來。依之玄隆・玄春早速可參旨奥村豫州被申渡。同日申刻發出。江戸にも十九日に相知、御大小將坂井彌次郎爲御使被遣。廿一日發出。御洒湯御悅、金澤より御先手富田吉太夫被遣、閏五月朔日發足、六月十三日歸。

五月十八日。この日以降高岡瑞龍寺に前田利長の百年忌法會を行ふ。

〔癸巳雜志〕

瑞龍公百年忌

正徳三年五月二十日御正忌也。高岡の瑞龍院に於て、如御定十八・十九・二十日御法會奉行前田近江守也。又奉行は永原左京寺社奉
行也・不破平左衛門馬廻
頭也・井上三太夫小姓
頭也三人也。本多安房守は御名代之燒香役也。詰には横山監物・村井主膳・本多木工三人越也。前田美作守・奥村伊豫守・前田修理・前田大炊は殘る也。長又三郎幼少故尤不往。火消役の内にては岡島源左衛門・深美八郎兵衛二人往。此外高下諸役人は、高德公百年御忌の格、諸事又同格也。人持組にて前田氏を名乗面々は、老中同事に御香奠を献す。是御意に因て也。三日共に快晴、風も無く首尾能相濟、御格式其々奉行方にあり、不可書記思の處に、或人略志して見せしむるに付寫置之。

様々の沙汰等あれども皆以略訖。右略志之趣如左。

大擅孝曾孫參議從三位左近衛權中將菅原綱紀朝臣。恭值瑞龍院殿贈亞相正三位聖山英賢大居士一百歳嚴諱。就于本山設大齋會。以孝冥福。分三日勤修。條件次序開左。

十八日 寅尅 轉讀 大般若經

卯 上粥 大悲神呪

辰 法問

巳 頓寫 大乘妙典

午 上供 楞嚴神呪

十九日 寅尅 轉讀 大般若經

卯 上粥 大悲神呪

辰 修禮 圓通懺法

巳 拈香

午 上供 楞嚴神呪

二十日 寅尅 轉讀 大般若經

卯 上粥 大悲神呪

辰 上堂

巳 水陸會

午 上供 楞嚴神呪

御慕諷經 是は御法事濟已後、衆口御
席に詣、行列正讀經と云々。

以上

御施行十九日二十日米數四百俵 人數二萬の筈たるに
四・五萬も集來云々。

御佛前御盛物百八十飾、何も花足。 花足の上に銀土器を置、真中に穴を明、穴に木を立、
其木を真にして飾物をかざる。是を總折と云。

ぎうひ百八十飾。 高一尺五寸許の銀の筒を立、其上に銀土器を置、御
菓子を盛、飾物の間に立置、其前に灯を立と云々。

蠟燭灯明金だみ千四百挺。 白百日掛
至廿日掛

方丈・庫裏・廊等燭數一萬五千挺。

僧數四百五十口、内八十人知識・長老。

相公様より和尚へ、白銀五十枚・時服五。

若狭守様より 御代香は藤
田内藏允也 白銀二十枚。

備後守様より 御使者佐
分利舍人 白銀十枚。

御姫様方五所より白銀三枚宛。

長門守様より御使者近藤主計 白銀二十枚。

寺持僧御布施賄代とも六十五匁。總僧中五十九匁。棟取寺方十五人に時服三宛。方丈役者四人に八講布二疋宛。總布施等銀高二十一貫五百目、小玉銀也。此内不審なる所もあり。例格其役所々々に有之故、今改めて書に不及なり。見來覺

書の上までを記。

右の外に老中並に此並の衆、前田家の人持衆御香奠献之。前田故備後が室今壽寶院と成瀬内藏助母も献之。

總士中は寶圓寺へ一統に詣拜、十八・九・二十日に分る。御牌佛殿へ御遷座。御法事無之故、人持・頭分等半袴にて不及長上下、二十日に詣。此拜禮も如先例。但、白山門の假廓なく、禪堂筋の廊より出入。

近年足輕已下死跡不被抱、人少に因て、三千石以上足輕割符有て、五十人を被雇なり。

〔政隣記〕

五月十八日瑞龍院様百回忌に付、今日於寶圓寺御法事御執行有之、御家中之面々拜禮被仰付。寺社奉行一人・御歩横目相詰候。御横目は御人少に付不相詰見廻り。十九日・廿日同斷拜禮有之。於江戸廣德寺も十九日・廿日御法事有之、御奉行御小將頭村上傳右衛門・御歩頭寺西三郎

平兩人共詰人相兼、其外詰人・御用人・物頭・御番頭・御使番・御小將・横目等也。於高岡瑞龍寺は、尤十八日・十九日・廿日有之。

閏五月四日。前田綱紀將軍宣下を祝賀の爲幕府の老中を招請す。

〔政隣記〕

閏五月三日、明日將軍宣下爲御祝儀、御老中方御招請に付、公儀御料理頭池永清右衛門參出、終日罷在、御臺所奉行中は諸事示談。

〔政隣記〕

四日、昨日記之通御老中方等御招請、御饗應之次第御作法前々之通に付略之。

閏五月十日。淺野川・森下川・津幡川にて役銀を出さざるもの、漁撈に従ふを禁ず。

〔政隣記〕

閏五月十日御用番奥村伊豫守殿、御横日方を以御渡之御觸要文左之通。

淺野川、森下川・津幡川諸魚捕候役銀、卯年より子年迄十ヶ年之間銀百八十一枚、川師河北郡山上村太郎兵衛より上納之處、近年川殺生人役銀も不出入込、猥に相成迷惑仕候、跡々之通

水鮎釣候外は、無役銀之殺生人出不申様に御縮願出候段、御郡奉行申聞候條、組支配夫々可申談旨被仰渡候事。

閏五月十六日。諸士及び寺庵方に於いて三笠附を行ふことを禁ず。

〔政隣記〕

閏五月十六日左之趣御月番奥村伊豫守殿被仰渡候由に而、御横目觸有之。

頃日町方を初、俳諧前句三笠附と申儀はやり候而、宿本仕者大勢致人集、火之本など猥之躰に付而、堅令停止候得共、侍中並寺庵方之儀は可及其沙汰旨、町奉行及斷候條被得其意、家來末々迄、若右之宿仕者於有之者、可爲曲事候間、急度申付候様、組・支配配之面々わ可被申渡候。尤組・支配之内裁許有之輩者、不相洩様夫々可申觸由、是又可被申聞候事。

閏五月十六日

閏五月十六日。大聖寺侯前田利章家政支へざるを以て家中八人を加賀藩に屬せしむ。

〔政隣記〕

閏五月十六日備後守様御勝手依御難澁、金澤より被召連候人々之内左之通御返。

御抱守 九里喜兵衛 神戸十右衛門

御側小將 佐々庄太夫 坂井藤太夫 坂井源藏

麻生左源太 平田清丞 河崎林左衛門

右佐々・坂井兄弟・平田・麻生は新番御歩、河崎は御歩小頭並に被仰付。

閏五月廿七日。この日以後土用中大に旱魃す。

〔政隣記〕

今年閏五月廿七日より土用に入候處、土用中照續作毛不宜、六月朔日去年引免米半分之内、三之一米、三之二は銀子を以、石八十目平均之代銀に而渡る。

閏五月。干鰯その他の肥料の中買を禁ず。

〔國事雜抄〕

田地養干鰯等之儀、浦方より直に百姓買申筈候處、近年所々中買仕者共有之、大分利潤を取、百姓中の賣又は買置等仕者茂有之に付、田地養之時節相延、彼是百姓共手間罷成候由御座候。前々より買置等不仕候様に申觸候得共、先々相達不申休候故、今般相改申事に御座候間、向後干鰯其外田地養之類、一圓中買不仕候様に、御支配中急度可被仰渡候、以上。

閏 五 月

改 作 奉 行

六月三日。二條吉忠夫人女子辰姫を生む。

〔政隣記〕

六月三日亥之刻二條榮君様御平産、御女子御出生、御名被稱辰姫与。六日金澤に告來、御使御馬廻頭津田兵庫盛高千石、廿一日金澤發足。江戸には八日朝告來、御大小姓半田八郎左衛門正往四百五十石、御使被仰渡。十一日江戸發足、晦日歸。

七月四日。家中漁撈を行ふもの、法に觸るゝなかるべきを戒む。

〔政隣記〕

七月四日於金澤御横目里見孫太夫演述左之通。

近年御家中家來末々迄殺生に出候者多候。御停止場などへ罷越候者は一向無之儀に候得共、氏家主馬家來杯之様成儀候而、主馬遠慮被仰付候。ケ様之儀有之候者、年寄中に而も遠慮可仕儀与被仰出に候間、彌家來末々迄嚴重に可申付候。急度相觸申儀に而は無之候。寄々に組中等にも可申談旨、御月番安房守殿被仰渡候。

七月十一日。前田綱紀就封の暇を受く。

〔徳川實紀〕

殺生は捕鳥
漁撈共にい
へどもこい
にては漁撈
をさす

七月十一日不時の朝會あり。松平加賀守綱紀に來國次の御刀・御馬を下され、就封のいどま給ふ。かくて秋元但馬守喬知御先をみらびき、宮原刑部大輔氏義御刀より、黒木書院に出給ふ。松平備後守利章就封の暇給ふ。

〔政隣記〕

七月十一日御歸國御暇上使井上河内守殿、朝六時過御出、御作法如例。當御代初而之御暇に付、河内守殿に御刀備前信房代金廿五枚被進之。右爲御禮五時過御登城之處、當御代始而に付御腰物來國次代金百枚、且如御例御馬二疋御拜領。御下御老中方並若御年寄衆間部殿・本多殿・肥後守様御勤。隨駕奥村内記・玉井勘解由、御目見並御時服御羽織拜領等、其外都而如御先例。

八月十一日。前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。

〔政隣記〕

八月十一日江戸御發駕に付、卯刻御中邸御出、御上邸御守殿に爲御暇乞被爲入、辰中刻被御出入衆御對顔。御上邸御發駕、大御色代より御出、吉治公・利章君敷附迄御出、其外前々之通。但於御中邸御大小將横目茨木覺左衛門迄被出候は、御上邸に爲入、御供中常之御行列に而無之、道中御行列に而も無之、何も不取合御供可仕旨被仰出。何茂旅裝束に而、從者等は御道中之通召連候。追分口より中之口御門へ被爲入、大御門より御發駕之時分より、例之通

奥村内記温
良
玉井勘解由
貞信

御先弓・御長柄等御供仕候。八月廿一日夜高岡御泊に而、翌廿二日夜五時過御歸城。江戸に之御禮使村井主膳長賢、同夜四時過發出。

八月十五日。大聖寺侯前田利章江戸を發し歸藩の途に就く。

〔政隣記〕

七月十一日備後守様御召に而御登城之處、御在所に之御暇被仰出、八月十五日發駕、廿五日金澤御旅宿に御着、同日御登城之上御發駕、翌日御歸邑。但御供之御家老神谷内膳、近年勤方不宜旨諸士含恨、御供に而歸着候者騒動可有之趣、御道中迄大聖寺より言上。依之御家老佐分舍人を金澤迄被召寄御供被仰付、神谷内膳は金澤に被指殘。

八月二十日。大聖寺藩の諸士等、家老神谷内膳の處置に關して嗷訴す。

〔政隣記〕

八月廿日大聖寺之諸士傲訴及騒動之由、御家老生駒源五兵衛より以飛札年寄中に相達、此事起は士中困窮段々及斷候處、御家老神谷内膳取次之仕形不可然候。此度備後守様御供仕、追付歸候條、打殺積怨を可開与謀而、此通に而神谷を立置候ば、侍中難御奉公仕之爲躰を告ぐ。依而年寄中より以飛脚、相公様御旅中に申上候處、今廿日魚津御泊へ到來達御聽。

九月四日。大聖寺侯前田利章大聖寺を發して即日金澤に着す。

〔政隣記〕

九月四日備後守様今曉大聖寺御發駕、今夕御旅宿に御着、暮頃御登城。十月廿二日大聖寺に御歸。但、御逗留中度々御登城。

九月五日。大聖寺藩家老佐分舍人・生駒源五兵衛を金澤に召し、次いで誓詞を上つらしむ。

〔政隣記〕

九月五日佐分舍人・生駒源五兵衛御用有之、越後屋敷に罷出。同九日於同所右兩人に誓詞被仰付、安房守・奥村内記並葎田貞右衛門・茨木覺左衛門・大聖寺付御横目脇田久太夫出座。山崎權承十四日越後屋敷に被召出、安房守・内記出座。翌日誓詞、其節右同斷。

九月廿八日。大聖寺藩家中深町治左衛門等五人を金澤に召し次いで誓詞を上つらしむ。

〔政隣記〕

九月廿八日大聖寺御家來深町治左衛門・山本宮内・原孫助・寺西善左衛門・宮部新兵衛、御用有

之越後屋敷へ被召出、安房守殿・内記殿出座。翌廿九日於同所五人共誓詞被仰付。安房守殿・内記殿被見届。並御横目三人出座如先規。右誓詞後脇田久太夫同道登城、御奥書院御縁類に列居、五人一緒に御前に被召出、御意有之。安房守披露之。十月二日中澤久兵衛・澁屋勘平・安井萬兵衛・吉田庄一郎誓詞之上、御目見同斷。

十月六日。礪波郡大西組百姓の騷擾せしもの二人を居村にて斬に處せんが爲金澤を發せしむ。

〔御郡典〕

去年越中大西村善六方に參、色々あくれ申百姓之内兩人、來る。〔金澤御立、六日越中はぶ新村領之内に而斬罪に被仰付候筈に御座候。御横目者則御算用場御横目・御改作御奉行御兩人御下被成候筈に御座候。其外之百姓者、何も高御取揚追出し被仰付候。殘御免之百姓中も、村高々免永々一步宛被仰付候、以上。

十月廿九日

口郡番代 八郎右衛門

口郡十村十一人充

十二月三日。今後平士にして朝官類似の通稱を用ふるなかるべきを諭す。

〔國事雜抄〕

一、私組淺香孫六郎儀、今般江戸御使罷越候付、三左衛門・隼人右之内名改度旨願申候處、則達御聽、三左衛門改可申旨被仰出由、今日御月番伊豫守殿被仰渡候。

一、伊豫守殿被仰聞候。平侍百官不宜候、三左衛門爲改可申旨被仰出候間、是以後組中之内名改申者は其心得可仕旨御申聞候。此儀は向後之事に候間、平左衛門様月送留帳に御記置可然存候。

右之趣爲御承知如此御座候、以上。

十二月三日

西尾四郎左衛門

同 役 中

十二月廿九日。前田綱紀老臣の班列を定む。

〔政隣記〕

十二月廿九日大年寄中位列之儀に付、以御親翰年寄中迄被仰出候趣、諸大夫は先官次第、其外は寛文元年以來相極候列之次第如左云々。

本多政長 前田直之 長 連頼 横山忠次 前田孝貞 奥村榮清 奥村庸禮
右七手組頭座列之次第也。

附録 年表

元祿二年 己巳

皇紀二三四九

正月 ○廿八日商人等に申買の奥書なき米を買入るゝを禁す。(一)

閏正月 ○廿一日前田綱紀の女良姫江戸に生る。(二)

○廿一日諸士以外の者の鐵炮を所持すべからざるを戒む。(一)

二月 ○朔日金澤に於いて諸士に良姫の出生したることを告ぐ。(三)

○十九日缺落を企てたる若黨を疵付追放に處す。(二)

○廿二日前田綱紀の女敬姫金澤に生る。(三)

○廿八日切支丹宗徒告發獎勵の高札を能登に立つべきことを命ず。(三)

三月 ○三日前田綱紀、十村の職は必ずしも世襲すべきものにあらざること告ぐ。(四)

○廿五日金澤附近の百姓等地所を賃貸し又はその屋敷を賣拂ふことなかるべきを誓約す。(五)

○廿六日堀豊右衛門、堀次郎八と知行を争ひ共に罰せらる。(六)

○廿六日前田綱紀、後藤演乘に十人扶持を加ふべき

を命ず。(三)

○廿七日領内の切支丹類族に關する調査成り、之を前田綱紀の閱覽に供す。(一)

○廿九日前田綱紀金澤を發して江戸に向ふ。(二)

四月 ○四日幕府の搜索する山口儀右衛門を領内に求めしむ。(一)

○十二日前田綱紀の男久丸金澤に生る。(二)

○十二日前田綱紀參覲せしを以て徳川綱吉に謁す。(三)

五月 ○十日能登・越中に洪水あり。(三)

○十日能登・越中に洪水あり。(三)

○十九日前田綱紀、三池傳太の刀を子久丸の守刀と爲さしむ。(三)

○廿八日十村等米の徴收に關する慣例を上申す。(三)

○山崎庄兵衛その家臣罪を犯したるに座して塾居を命ぜらる。(三)

六月 ○二日前田綱紀の子久丸歿す。(二)

○二十日前田綱紀の子久丸の葬儀を寶圓寺に行

ふ。(二四)

七月 ○十六日金澤觀音山崩壞して淺野川を埋む。(二五)

○十六日前田綱紀江戸駒込邸に至りその庭園を見る。(二五)

八月 ○七日前田綱紀江戸の聖堂に釋菜の用具を贈進す。

(二六)

○七日犀川の橋梁修繕を命ず。(二六)

○九日柳營に於ける前田綱紀の座列を三家の次と定めらる。(二六)

九月 ○五日越中新川郡愛本の橋梁焼失す。(二六)

十月 ○六日前田綱紀先に柳營の席次を進められるを以て

祝賀の爲に能を興行す。(二九)

○廿八日能登に於ける幕府領を鳥居忠救に與ふ。

(三〇)

○廿八日前田綱紀柳營に於いて仕舞を演ず。(三〇)

十一月 ○十六日河地八郎兵衛他人の封書を開きたるを以て蟄居を命ぜらる。(三一)

元祿三年 庚午 皇紀二三三〇

正月 ○元日快晴春の如し。(三三)

○七日前田綱紀初めて七種祝儀の爲に登營す。(三三)

二月 ○廿二日幕府より原三郎左衛門に預けたる女中ふり

の罪を赦免せらる。(三三)

三月 ○十二日諸給人自用の米穀を石川郡宮腰に漕運する

手續を定む。(三三)

○十六日金澤堅町より出火し翌朝又圖書橋向町より出火す。(三四)

○廿二日先の火災に罹りしものに建築用材を賣渡すべきことを告ぐ。(四五)

○廿四日金澤吹屋町に火災あり。(四六)

○廿九日火災の際警備を嚴にすべきを以て諸士の現場に近づくべからざるを告ぐ。(四七)

○廿九日金澤火災の報江戸に達す。(四七)

○朔日金澤觀音院神事能の番數を例年より減少す。(四八)

○四日前田綱紀命じて災後の建築を簡易にせしむ。(四八)

○七日金澤の年寄等罹災者に對する處置を協議して之を布告す。(四八)

○十日前田綱紀三月廿四日の火災に付き幕府に届出づ。(四九)

○十五日石川郡大野湊神社神事能の番數を例年より減少す。(五〇)

○廿六日前田綱紀徳川綱吉の齋能を観るを許され、狩野正信畫の屏風を賜ふ。(五一)

○廿九日前田綱紀就封の暇を受く。(五一)

○能登に隕石あり。(五一)

五月

○朔日前田綱紀就封の暇を得たるを以て登營辭見す。(五二)

○十日前田綱紀拜領の屏風披露の爲能を演ず。(五三)

○十三日再び屏風披露の爲實生大夫に命じて能を演ぜしむ。(五二)

○二十日金澤の米廩より石川郡宮腰に至る米穀の運輸を百姓に課するを止め、商人の請負者を定めんと請ふ。(五三)

○廿二日前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。(五四)

○廿八日前田綱紀越後今泉川にて洪水に會す。(五六)

六月

○六日前田綱紀金澤城に入る。(五七)

○十八日金澤町奉行より越中境の關所を通行する過書の交付手續を上申す。(五七)

○廿六日行路病者の保護に關して訓諭す。(五九)

○廿六日組頭に諸士を率ふる法を諭し且つその行跡に就いて見聞する所を上申せしむ。(五九)

○廿八日閉門を命ぜられたるもの、作法を定む。(六一)

七月

○三日前田綱紀奥向近習番の士を銓衡せしめ、次いで之を任命す。(六三)

○五日従來遊民と稱したる階級を頭振の名に復舊せしむ。(六四)

○六日足輕小頭の缺員を補充せんことを稟請す。(六四)

(六四)

○十一日諸士の子女出生を無届の儘放置することなかるべきを諭す。(六六)

○十四日前田綱紀流刑執行に適する地を領内に求めしむ。(六七)

○廿二日御算用者小頭を増員せんことを稟請す。(六七)

○廿七日今春放火の罪を犯したる矢矧屋長右衛門を磔刑に處す。(六八)

○火災に罹りたる者の家屋建築に關する制限を令す。(七〇)

八月

○四日神社奉行等私に圓教寺の號を稱したるもの、始末を上申す。(七二)

○七日大聖寺の町人仁左衛門、加賀藩領内にて罪を犯したるを以て斬に處することに決す。(七四)

○八日前田綱紀の子吉徳江戸本郷邸に生る。(七四)

○九日松樹を盜伐したる者を疵付追放に處す。(七五)

○十三日竹刀を帶し、藥を強賣したる浪人松本半兵衛を死刑に處すべきことを決す。(七六)

○廿一日馬廻組高崎半九郎等遊女を集め不法の事ありたるを以て處刑せらる。(七七)

らる。(八二)

○廿八日諸士の藩より借銀したるものに米價下直なるを以てその辨濟延期を許す。(八二)

○廿九日私に寺號を稱したる圓教寺の檀那を他の寺院に轉屬せしむ。(八三)

九月
○二日大小將組の士中村次郎右衛門に閉門を命ず。(八三)

○六日捨子の罪を犯したるもの精神錯亂の状あるを以て死刑を宥し禁錮に處す。(八四)

○廿四日 前田綱組 組外組番頭たるもの、銓衡を命ず。(八四)

○能登七尾往還筋にて諸士の名を假り荷物を宿方馬借に運搬せしむる町人あるを禁止す。(八五)

十月
○十日本日以降寶圓寺に前田利常の三十三回忌を執行す。(八六)

○十八日先に高崎牛九郎等の惡事に加はりたる遊女十九人能登奥郡に遣さる。(八七)

十一月
○廿四日宗門改帳の取扱を簡便ならしむ。(九一)

○朔日前田綱組江戸の聖堂に手水鉢を献納す。(九一)

○六日捨子を嚴禁する幕府の令を領内に布く。(九二)

○十三日金澤に於いて今明兩日幕府より拜領の屏風を披露し能を演ぜしむ。(九二)

○十六日盜賊を捕へながら釋放することを禁す。

(九三)

○廿二日諸國宿驛の駄賃を増したるを以て領内に於いても亦之に倣はしむ。(九三)

○廿八日改作奉行等その勤務に關する慣例を上申す。(九五)

是歲
○初めて新田裁許を置く。(九六)

○領内に於ける町方宿方の戸數を調査せしむ。(九六)

元祿四年 辛未 皇紀二三五一

正月
○朔日初めて老臣に藩侯の食膳に供したる鶴の羹を頒つ。(一〇七)

○七日近江海津の旅屋守松屋孫兵衛藩より恩遇を得て感謝の意を致したることを上申す。(一〇七)

二月
○田地の新開に關する取扱の心得を諭す。(一〇八)

○十四日藤内頭配下の非人乞食に關する取締方法を上申す。(一〇九)

○十七日幕府加賀藩に籍を有する行路病者を江戸邸に引渡す。(一一〇)

○廿一日初めて盜賊改方の職を設く。(一一〇)

○廿四日新開田の定免とならざる間は郡打銀を徴する勿らしむ。(一一一)

○廿六日石川郡宮腰に火災あり。(一一二)

○廿七日自今火災の際横目・使番の勤務方を定む。(一一六)

○廿八日頭火消役を定む。(二七)
○藩費を以て用水の普請を乞はんとするものに出願せしむ。(二八)

三月

○七日新たに准盜賊改の職を設く。(二八)
○十六日前田綱紀の子利章金澤に生る。(二九)
○十七日定番御馬廻番頭に對しその職務に關する心得を示す。(二九)
○廿四日定番馬廻の缺員を補充せしむ。(三〇)
○廿六日前田綱紀徳川綱吉染筆の繪を得、老臣に之を拜觀せしむ。(三一)

○廿七日放火の罪を犯したる幼年者を斬刑に處することを決す。(三二)

○廿八日諸士に令して、遊樂の伎藝を行ひ又は無用の物品を賣る者を宥泊せしむること勿らしむ。(三三)
○廿八日家中長谷川内匠家産を棄したるを以て在郷の刑に處す。(三四)

○廿八日御抱能役者竹田權兵衛京都に勸進能を行ふを以て金品を附與す。(三五)

○廿九日前田綱紀參觀の爲に金澤を發す。(三六)
○足輕の罪あるもの數人を刑に處す。(三七)

四月

○四日金澤に壺を降らす。(三八)
○七日家中不島甚丞を刎首に處することを決す。(三九)

○十日前田綱紀江戸邸に着す。(二九)

○十一日前田綱紀初めて吉徳を見る。(三〇)

○十二組外組の士星野覺右衛門江戸邸より出奔す。(三一)

○十五日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(三二)

○十八日前田綱紀江戸に於いて家中諸奉行の風紀を正しくすべきことを諭す。(三三)

○廿五日前田綱紀柳營に於いて能を演ず。(三四)

○廿八日前田綱紀、吉徳・利章二子の生れしことを閣老に報す。(三五)

○四日前田綱紀徳川綱吉より賜はりたる料紙箱等を披露せんが爲能の囃子を行ふ。(三六)

○八日淺野川橋梁の普請奉行を命ず。(三七)

○廿四日日蓮宗不受不施派の金澤本覺寺等を一致派に歸せしむ。(三九)

五月

○四日金澤に大雷雨あり。(四〇)

○四日前に幕府大奥の女中たりとふり再び桂昌院に召されて金澤を出發す。(四一)

○十一日馬廻組の士脇田勘兵衛同勤山本又九郎を傷つく。(四二)

○十二日前田綱紀柳營に上りて能を観る。(四三)

○廿五日大銀奉行大場源太夫等知行を召放され、後その罪にあらざるを以て復仕す。(四四)

六月

○四日前に幕府大奥の女中たりとふり再び桂昌院に召されて金澤を出發す。(四一)

○十一日馬廻組の士脇田勘兵衛同勤山本又九郎を傷つく。(四二)

○十二日前田綱紀柳營に上りて能を観る。(四三)

○廿五日大銀奉行大場源太夫等知行を召放され、後その罪にあらざるを以て復仕す。(四四)

○廿六日足輕松田權兵衛等その子の罪を犯したるに座して扶持を放たる。(二四〇)

七月 ○十七日寶生大夫江戸の駒込邸に來り能舞臺の設計を定む。(二四一)

○廿八日脇田勘兵衛狂氣を以て知行を召放さる。(二四二)

八月 ○朔日去年八丈島の宇喜多太郎に贈與したる物品の領收書到來す。(二四三)

○四日江戸駒込邸の能舞臺を建築す。(二四三)

閏八月 ○二日古著買及び古金買を營業とするものに鑑札を受けしむ。(二四四)

○三日江戸駒込邸に於いて御馬大豆焼小者人を傷つけて自殺す。(二四四)

○五日前田綱紀狩野伯圓に駒込邸能舞臺の鏡板に松を畫くべきことを命ず。(二四五)

九月 ○十八日前田綱紀江戸昌平阪の聖堂に參詣す。(二四六)

○廿四日去年獅子土藏を破りたる盜賊を禁牢に處す。(二四七)

十月 ○九日前田綱紀口切の茶を徳川綱吉に献す。(二四八)

十一月 ○十四日日本不作なるを以て收納の米質を嚴査すること勿らしむ。(二四九)

○二十日人を扼殺して逃亡せる犯罪者の人相書を廻附す。(二五〇)

十二月 ○十四日加賀藩切支丹類族にして窃盜したる者を刑に行はんとするを以てその手續を議す。(二五一)

○廿六日幕府前田綱紀を召して家中二人の老臣を叙爵せしむべき意を傳ふ。(二五二)

是歲 ○大阪・江戸に廻漕の米穀二十萬石を算す。(二五三)

元祿五年 壬申 皇紀二三五二

正月 ○二日寶生吉之助初めて江戸邸の謠初に興る。(二五四)

○四日鷹・烏の巢を除かしむること等を命じたる幕府の令を領國に傳ふ。(二五五)

○七日前田綱紀柳營に登りて舊臘家臣の叙爵せられたることを謝す。(二五六)

○七日前田綱紀の使者金澤に於いて本多政長・前田孝貞の叙爵せられたることを傳ふ。(二五六)

○十日金澤城の番所に於ける番人の作法を令す。(二五七)

○十三日前田吉徳髮置の儀を行ふ。(二五八)

○十三日前田綱紀大學頭林春常を江戸邸に招きて大學を講せしむ。(二五九)

○廿五日前田孝貞佐渡守を駿河守に改む。(二六〇)

○廿五日石川郡本吉浦に暴風あり。(二六一)

二月 ○朔日家中寺西孫九郎狼を殺す、尋いで追放に處せらる。(二六二)

○九日本多政長・前田孝貞その叙爵を謝せんが爲江

戸に着し、次いで口宣を受く。(二六五)

三月 ○廿七日前田綱紀柳營に上りて能を陪觀し、他日講書すべきを命ぜらる。(二六七)

四月 ○廿三日前田綱紀宇治黄檗山高泉和尚を江戸邸に招請す。(二六九)

○晦日金澤に雹を降らす。(二六九)

五月 ○朔日前田綱紀、吉徳に菖蒲胃等を贈る。(二七〇)

○朔日流星越中に隕つ。(二七〇)

○十一日四辻公詔後陽成天皇の宸筆天滿天神號を前田綱紀に讓渡せんとの意を傳ふ。(二七〇)

○十三日大聖寺侯前田利明卒す。(二七一)

六月 ○二日大聖寺侯前田利明の遺骸金澤を通過す。(二七二)

○三日前田綱紀柳營に於いて中庸の首章を講す。(二七二)

(二七三)

○十二日金澤に於いて疱瘡送を行ふことを禁す。

(二七六)

○十七日金澤に大雨あり。(二七九)

七月 ○九日大聖寺侯前田利直前侯の遺領を襲ぎ、弟利昌封を分たる。(二七九)

○廿九日前田吉徳富士社に宮參を行ふ。(二八〇)

八月 ○朔日金澤に馬市場を開くを以て制札を立つ。(二八二)

○十一日前田綱紀大聖寺侯前田利直を招きてその襲封を賀す。(二八二)

○廿二日幕府加賀藩に飛驒高山の在番を命ず。(二八三)

○廿七日前田綱紀江戸に於いて使を飛驒高山の前領主金森頼岩に遣はす。(二八三)

九月 ○四日前田綱紀就國の暇を受け即日登營辭見す。

(二八七)

○十日飛驒高山在番の諸士に定書を與ふ。(二八八)

○十一日飛驒高山在番の諸士江戸を發す。(二八九)

○十四日今明兩日江戸邸に於いて能を興行し諸士をして之を觀覽せしむ。(二九〇)

○廿一日前田綱紀吉川惟足を江戸邸に召して神代卷を講ぜしむ。(二九〇)

○廿四日飛驒高山在番の諸士金澤を發す。(二九一)

○廿七日前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。

(二九四)

十月 ○三日飛驒高山の在番永井織部等幕吏よりその城の引繼を受く。(二九四)

○九日前田綱紀金澤に着す。(二九四)

○十七日家中中川采女の改名願を許可せざることを決す。(二九四)

十二月 ○十五日諸士をして前田綱紀の將軍より得たる諸物を拜觀せしむ。(二九四)

○十七日日本年收穫の米穀乾燥不十分なるを以て納租に對して便法を講ぜしむ。(二九四)

○二十日老臣奥村時成歿す。(二〇七)

元祿六年 癸酉 皇紀二三五三

正月 ○朔日前田綱紀金澤に於いて老臣等の祝賀を受く。

(二〇七)

○七日捕鳥の爲に長き竊撥を用ふるを禁す。(二〇八)

○十五日十村の城中に於いて高足を許され及び祝儀に料理を給はる起源の下問に答ふ。(二〇八)

○二十八日御算用場より舟改人の起請文案を示す。

(二〇九)

○晦日新村を建つる場合の手續を示す。(二一〇)

二月 ○八日石川郡の十村等組下の打銀に關する慣例を上

申す。(二一一)

○十四日十二月より翌年三月中は作食藏に番人を置くべきことを命す。(二一二)

○十九日四ヶ年前獅子土藏の盜賊に罹りたる際泊番たりし士を罰す。(二一三)

三月 ○四日金澤に於ける豆腐請賣營業を禁す。(二一三)

○四日鳶鳥等の巢を拂はしむ。(二一三)

○九日半田惣兵衛飛驒高山在番の命を取消さる。

(二一四)

○十八日日本より白山比咩神社の十一面觀音像を金澤の大圓寺にて開帳す。(二一四)

○廿三日大坂への登米を量る爲升取人を置かしむ。

(二一五)

○廿四日收納藏は小破の際之を修繕すべきを諭す。

(二一五)

四月 ○二日村々に五人組を立て幼児を登録して捨子の弊

を除かしむ。(二一六)

○七日半田惣兵衛の高山在番を免じたるを以てその士卒を藤田平兵衛に屬せしむ。(二一七)

○九日先に皇子の降誕を賀する爲京都に赴きたる使者歸來す。(二一七)

○廿四日大聖寺侯前田利直婚儀を擧ぐ。(二一七)

○廿六日飛驒高山在番の士藤田平兵衛等金澤を發す。(二一八)

五月 ○二日金澤町奉行藤内頭の來歴を上申す。(二一八)

○四日舟改人に船具の善惡を調査せしむべきことを命す。(二一九)

○四日飛驒高山在番の士永井織部金澤に歸る。(二一九)

○十日前田綱紀謠曲にある中將の語に就いて心得を諭す。(二二〇)

○十三日能登に於ける藤内・磯多・乞食・物吉の事情を調査報告せしむ。(二二〇)

○廿二日諸士の長屋又は請地に住する者をして捨子を行はざらしむべく取締ることを命す。(二二一)

○捨子を防ぐ爲にする縮り帳の形式を定む。(二二一)

六月 ○六日行路病者の保護を怠らざるべきことを命す。(二三)

(二三)

○十一日葛巻權佐を寺西石見の邸に拘置す。(二三)

○廿四日石川・加賀二郡の十村等山林の松枝拂下を藩に乞ひ、後許さる。(二三)

○廿九日横山筑後頼かに歿す。(二三)

七月 ○三日養母及び養子の關係に就いて實情を調査す。

(二三)

○九日前田綱紀金澤を發して參觀の途に就く。(三四)

○十四日大聖寺に災あり。藩侯の居館類焼す。(三五)

○十七日天徳院造營奉行を命す。(三五)

○十八日葛巻權佐金澤を發して鹿島郡津向に配流せらる、後十人扶持を賜ふ。(三五)

○廿一日前田綱紀江戸に着す。(三七)

○廿七日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(三八)

○廿七日淺野長澄を様と稱するを止めしめ、様と殿との用例を明かにす。(三九)

○十村及び御扶持人に職務を怠らざるべきを諭し、その誓書を改めしむ。(三九)

八月 ○四日才川・淺野川・手取川の川除普請を行ふを以て

村肝煎等に役務を助けしむ。(四〇)

○十日生菓子及び酒類を夜中立賣することを禁す。

(四〇)

○十日十村手代をして改めて誓詞を上らしむ。(四五)

○十六日老臣前田了心歿す。(四六)

○廿五日天徳院の上梁式を行ひ、十月に至りて山門亦成る。(四六)

○廿七日前田綱紀の女良姫江戸に歿す。(四五)

九月 ○二日才川大橋修繕成る。(四五)

○六日村々立毛見立を受くる際改作奉行に對する接待を簡易にすべきを諭す。(五一)

○十五日改作奉行又立毛見立を受くる諸村の心得を諭す。(五一)

○廿六日大聖寺侯前田利直襲封以後初めて前田綱紀を江戸邸に訪ふ。(四五)

十月 ○朔日前田綱紀柳營に上りて大學知止之章を講ず。

(四五)

○六日飛驒高山在番の士津田求馬等金澤を發す。

(四五)

○十日天徳院の三門成る。(五六)

○十九日前田綱紀の女直姫金澤に生る。(五七)

○廿三日相模にある前田綱紀の鷹場を幕府に返還す。(五七)

○廿八日金澤鍛冶八幡宮造營の工を起す。(五八)

○廿八日百姓の死去したる跡高の處置法を定む。

(五八)

○當年豐作なるを以て前來の貸米を返還せしむべきを命ず。(二五九)

○郡方に横目を置きその職務に關して誓紙を上らしむ。(二五九)

十一月 ○朔日改作事務の爲十村・御扶持人の會合すべき日を一ヶ月六回に定む。(二六〇)

○廿一日前田綱紀女婿淺野吉長等を招きて徳川綱吉より給ふ所の繪を披露す。(二六一)

○廿六日前田綱紀又大聖寺侯前田利直の弟利昌等を招きて徳川綱吉の繪を披露す。(二六一)

○廿七日金澤に於いてこの日以後東南に赤氣顯る。(二六一)

十二月 ○朔日前田綱紀參議に任ぜらる。左近衛權中將故の如し。(二六二)

○十二日百姓の高を一旦他人に譲りたるものは回收するを得ず、又跡高相續は嫡子以外に分たざること等を定む。(二六四)

○十五日前田綱紀登營して昇任を謝す。(二六六)

○十六日金澤城に於いて前田綱紀の昇任を披露す。(二六七)

○十七日前田綱紀昇任の口宣を受領する爲に使者を江戸より發せしむ。(二六八)

○十八日前田綱紀その昇任を謝せしむる爲に使者を

日光山に派す。(二七〇)

○二十日藩米廻漕の爲雇入る、船舶に關して規程を改め、千石以上の大船を用ひざらしむ。(二七〇)

○廿八日江戸より前田綱紀を家中にて相公様と稱すべきことを傳ふ。(二七一)

是歲

○鹿島郡中島村與一、浦浦温泉の狀況を上申す。(二七二)

○前田綱紀八丈島内作なるを以て宇喜多氏の請を入れ合力米を贈與す。(二七四)

元祿七年

甲戌

皇紀二三五四

正月

○朔日前田綱紀登營拜賀す。(二七五)

○朔日前田吉徳着袴の儀を擧ぐ。(二七五)

○五日前田綱紀先に昇官したるを謝し禁裏に官物を上つる。(二七六)

○九日前田綱紀昇官したるを以て京都所司代等に物を贈る。(二七七)

○十七日加賀郡御所村の十村長次郎、島方の村が納租する慣例に關して上申す。(二七七)

○廿五日今年を限り藩米廻漕の爲に尙千石以上の大船を用ふるを得しむ。(二七八)

二月

○十一日十村等川除その他土工施行の方法に關する意見を上申す。(二八〇)

○十五日石川郡上野新村等の農民辰巳用水の浚渫を

出願す。(二八二)

三月

○八日先に刑罰を受けたる諸士の姓名及び罪状を録上せしむ。(二八三)

○廿四日東本願寺門主江戸本郷邸に前田綱紀を訪ふ。(二八五)

○廿四日來月法會を天徳院に營むを以て、附近の警衛を嚴にすべきを命ず。(二八五)

○廿六日十村等百姓持高の預入返還に關する取扱を改作奉行に議る。(二八六)

四月

○三日本日より五日まで前田光高の五十回忌を天徳院に營む。(二八九)

○廿六日前田綱紀柳營に上り徳川綱吉の講書を聴く。(二九三)

五月

○六日前田綱紀昇官祝賀の爲關老等を江戸邸に招請す。(二九四)

○十六日飛驒高山在番の野村五郎兵衛等金澤を發す。(二九八)

○廿九日前田綱紀又淺野光晟等を招きて昇官を祝す。(二九八)

○十村等物成の算法に關して上申す。(二九八)

閏五月

○三日東本願寺金澤別院の造營に着手す。(三〇〇)

○廿二日前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聴く。(三〇〇)

六月 ○六日十村等川除普請施行の方法に關する意見を上申す。(三〇一)

○晦日前田綱紀就封の暇を受く。(三〇四)

七月 ○三日前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の講書を聴き又親筆の額面を受く。(三〇五)

○廿六日前田綱紀保科正容等を招請して徳川綱吉賜ふ所の筆蹟を披露す。(三〇八)

○廿七日前田綱紀牧野大藏を招きて徳川綱吉の親筆を覽しむ。(三〇九)

八月

○四日能登に於ける幕府領の代官、加賀藩の領内を通過すべきを以て郡奉行に心得を諭す。(三〇九)

九月 ○十三日前田綱紀江戸を發して金澤に向ふ。(三一二)

○十三日本日以降前田綱紀腹金澤城に於いて徳川綱吉の親筆を拜觀せしむ。(三一三)

○十五日石川郡劔村の十村、村名の由來に關して上申す。(三一三)

○廿六日飛驒高山に在番する爲山崎源五左衛門等金澤を發す。(三一四)

十月

○加賀加賀郡高松浦に漂着せる着船を金澤に運搬せしむ。(三一五)

十二月

○十四日江戸及び大阪に藩米を廻漕する船舶は六月晦日前各浦に集合すべきことを命ず。(三一五)

元祿八年 乙亥 皇紀二三三五

- 正月 ○七日高山在番の爲和田小右衛門を派遣すべきことを命ず。既にして罷む。(三三六)
- 十村・御扶持人及び山廻等が他人の切高を獲得するを禁ず。(三三七)
- 二月 ○二十日十村等御郡打銀の賦課法に關する沿革を上申す。(三三八)
- 廿九日金澤の銀座にその事務取扱方に關して令す。(三三九)
- 御扶持人十村に與へたる印物等の取扱に就いて規定す。(三四〇)
- 三月 ○二日川除奉行に令して用水普請の費用を節約し、又從來領内を通じて徴收したる御郡打銀を郡別にせしむ。(三四一)
- 二日藥種を業とする者金澤に来る時は、稻生宣義を訪ひて用事の有無を質すべきことを命ず。(三四四)
- 廿四日藩の重大なる忌日に當り罪人を金澤に送致することなかるべきを令す。(三四五)
- 四月 ○廿三日江戸駒込邸の中、百姓より借地せしものを返却す。(三四五)
- 加賀藩幕府の命を奉じて飛驒高山城破壊の事に從ふ。(三三九)
- 五月 ○十一日十村等百姓の持高移動に關する取扱方に就

き指揮を請ふ。(三三二)

○十九日藩の鷹匠及び餌指の携行すべき鑑札の見本を製して村肝煎に頒つ。(三三三)

七月 ○六日前田綱紀金澤を發して十八日江戸に着す。(三四四)

○廿五日前田綱紀柳營に上りて參觀の禮を行ふ。(三四四)

十月 ○十六日金澤の風呂屋營業を株立とす。(三四五)

○廿九日當年米作豐饒ならざるを以て納租の検査を緩にせしむ。(三四五)

十一月 ○廿八日前令を改めて十村等他人の切高を獲得し得べきことを定む。(三四六)

○晦日前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聽き且つ自から仕舞を演ず。(三四七)

十二月 ○六日加賀藩の江戸邸内に於ける犬を調査せしむ。(三四七)

○十八日加賀藩の老臣にして叙爵するものを三人とす。(三四八)

是歲 ○大聖寺侯前田利直、江戸四谷犬小屋の地均を命ぜられ又中野の犬舎を構ふ。(三四八)

元祿九年 丙子 皇紀二三五六

正月 ○廿一日公事場奉行の言上したる犯罪人の刑を定む。(三五九)

二月 ○十日金澤町會所附近火災の際に於ける宍舎人の取扱方を定む。(三四〇)

○十二日米穀の販賣を制限することを禁す。(三四二)

○十五日前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聴く。(三四一)

○十八日藩外に米穀を輸出するときは許可を受けしめ、又他領の商人に米穀を賣るを禁す。(三四三)

三月 ○前に金澤城二の丸殿閣建造の際要したる費用を調査す。(三四二)

四月 ○四日前田綱紀柳營に上りて徳川綱吉の講書を聴き演能を觀る。(三四三)

五月 ○四日加賀國の宿驛困窮するを以て營業の資銀を貸與す。(三四四)

六月 ○十五日金澤二の丸に於ける殿閣の造營に着手す。(三四六)

○十五日この日以後米小賣所を藩内所々に設く。(三四六)

○晦日幕府前田綱紀に就國の暇を賜ふ。(三四八)

七月 ○庶民宗旨及び檀那寺を變更する場合の手續を令す。(三四九)

○二日加賀郡津幡に米小賣所を設くること等を命す。(三四九)

○十日米小賣の公定相場を定む。(三五〇)

○廿二日封内の米商人に令し米穀を隠匿することなく努めて之を金澤に輸送せしむ。(三五三)

○廿五日諸士に命じてその所藏する米穀を賣拂はしめ、及び越中より輸入する米穀を途中にて強買するを得ざらしむ。(三五四)

○廿七日來月中地黄煎及び飴等の販賣を禁じ、既にして又前令を解除す。(三五五)

○廿八日諸士に諭して一日中の一飯は粥を食せしむ。(三五六)

八月 ○晦日前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。(三五七)

○九日藩侯將に蓮池邸に歸住するを以てその附近を通行するものに下馬下乗せしむ。(三五七)

○十一日前田綱紀金澤に歸り蓮池邸に入る。(三五七)

○十三日饑饉に迫れるものある時は藩の非人小屋に收容すべきを告ぐ。(三五九)

○十四日御算用場奉行小寺平左衛門・和田小右衛門閉門を命ぜらる。(三五九)

○十五日十村等山林の制度に關して上申す。(三六一)

○十七日飢民救濟の手續を令す。(三五三)

○廿二日猥りに伊勢參宮することなかるべきを命す。(三五六)

○廿四日日本年豐作なるを以て貢納を懈る勿らしむ。(三五六)

九月 ○廿八日金澤城二の丸殿閣の柱立を行ふ。(三六七)
○八日百姓等に救済の意義を示し勤勞を怠ること勿らしむ。(三六七)

十月 ○廿六日金澤城二の丸殿閣の上棟を行ふ。(三六九)
○六日十村に命じて百姓を非人乞食とならざらしむ。(三六九)

十一月 ○能登羽咋郡寶達金山の沿革を上申す。(三七〇)
○十四日明正天皇崩御し給ひしを以て本日より五日間作事鳴物を停止す。(三七〇)

十二月 ○十五日藩侯に提出する伺書の處置に關して令す。(三七二)
○十六日十村等年貢を皆済すること能はずして持高を捨てたる百姓ある場合の處分法を示されんことを乞ふ。(三七二)

○十九日前田綱紀、石黒源右衛門が多額の借銀を作りたるを以て知行の一部を組頭に預り返済の法を講ぜしむ。(三七三)

元祿十年 丁丑 皇紀二三三三七

正月 ○廿一日田地割を行ふには秋收の後に於いてすべきを命ず。(三七六)

二月 ○廿八日十村等耕作の次第を上申す。(三七六)
○朔日改作奉行等、各郡に出張して耕作の狀を視察すべきを豫告す。(三八〇)

○四日風呂屋の開業を許可せられたる者等請書を上つる。(三八〇)

○十六日十村等忠孝の者あらば上申すべきを命ぜられたるを以て請書を呈す。(三八二)

閏二月 ○四日鷹・鳥の巢を除くべしとの幕命を領内に傳ふ。(三八二)

三月 ○二日永原丹七郎父子犬を殺すを以て人持組に御預となり、次いで越中五ヶ山に流さる。(三八三)

○十六日豚を金澤の市中に放飼することを告ぐ。(三八五)

○廿六日先に大阪の御藏屋敷變史の爲出張したる會所奉行等歸國す。(三八六)

春 ○金澤町の戸數・人口を調査す。(三八六)

四月 ○朔日金澤城附近火災の際に於ける心得を示す。(三八八)
○十六日郡中にある松・杉・桐・楓・檜の巨大なるものを録進せしむ。(三八九)

○家作・服飾・贈答・酒宴等の凡て奢侈に陥るを警む。(三九一)

五月 ○初めて越中魚津郡代を命ず。(三九二)
○十四日山廻及び十村に命じて松山の保護を怠らざらしむ。(三九三)

○廿一日百姓に作物の種子を選擇して保存すべきを

命す。(三九三)

○鐵炮の使用に關する幕府の法令を領内に傳ふ。(三九四)

六月 ○十日刑を受けたる百姓の財産に關する處分法を定む。(三九五)

○十六日町方の婦人にして老年ならざる者の上國に赴くものあるを禁す。(三九六)

○十八日前田綱紀今次の參觀に隨從すべき老臣を定む。(三九六)

○二十日宗門を變更せんとする者の心得を令す。(三九七)

○廿四日町會所の式日に就いて上申す。(三九八)

○廿六日金澤城二の丸の殿閣成りたるを以て移徙の儀を行ふ。(三九九)

七月 ○十日藏宿たるもの、妻子にして旅行する者あるときは之を届出でしむ。(四〇一)

○十三日前田綱紀參觀の途に就く。(四〇二)

○廿五日前田綱紀江戸に著す。(四〇三)

○廿八日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(四〇四)

八月 ○六日十村等油種を藩外に輸出せざる件に付き意見を上申す。(四〇五)

○十二日百姓をして藩の用銀調達に命に應ずべきことを諭さしむ。(四〇六)

○十四日船舶を賃貸することを禁す。(四〇五)

○二十日加賀三郡の紺屋を調査し且つ黒染の註文を受くる時は之を記帳せしむ。(四〇五)

九月 ○廿六日加賀三郡の質屋を調査せしむ。(四〇六)

○四日今後寺庵の移轉することを禁す。(四〇七)

○十六日酒造業者の運上に關する幕府の法令を傳達す。(四〇七)

○十八日酒造業者に運上を課するを以てその造石高を隨意にせしむ。(四〇九)

十月 ○八日明日徳川綱吉の上野に赴く際江戸邸内に火を焚くこと平常の如くなるべきを告ぐ。(四〇九)

○十一日前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聴く。(四一〇)

○廿八日本年来作不良なるを以て收納米の検査を緩にせしむ。(四一一)

○二十八日酒造業者の運上徴收に關する細則を定む。(四一二)

十一月 ○十二日金澤に於ける油及び油種の賣捌人を指定す。(四一三)

十二月 ○十一日前田綱紀所々に在番・在住する士の年頭參賀に關する規定を令す。(四一五)

○二十六日金澤町人の家財を闕所に附する場合の手續を定む。(四一六)

元祿十一年 戊寅 皇紀二三五八

正月 ○五日俳諧に賞を懸くことを禁ずる幕府の令を傳ふ。(四一七)

○十九日前田綱紀の子雅十郎金澤に生る。(四一八)

○石川郡下小立野新開の由來を上申す。(四一九)

二月 ○六日用銀の調達を郡中に命ず。(四二〇)

○十九日前田利家百年忌法會執行に先だち罪囚赦免の方針を決す。(四二一)

三月 ○三日前田利家の一百回忌を修す。(四二二)

○十四日加賀郡淺野村等の百姓、用水の妨害を除くべきことを歎願す。(四二三)

○廿二日陰樹伐採に關する手續を示す。(四二四)

四月 ○十八日前田吉徳初めて能を學ぶ。(四二五)

○廿九日金銀箔使用停止の幕府令を領内に傳へしむ。(四二六)

五月 ○十四日米見役能登屋伊右衛門の職務執行を妨害せざるべきを諭す。(四二八)

○廿六日前田綱紀柳營に登りて徳川綱吉の演能を見らる。(四二九)

○三十日水野勝長能登の内一萬石に封ぜらる。(四三〇)

六月 ○二日前田綱紀取次を勤務する者の心得を諭す。

(四三〇)

○廿五日前田綱紀近侍の士の勤務方を諭す。(四三一)

○廿八日徳川綱吉、前田綱紀の女直姫を二條吉忠に嫁せしむべきを命ず。(四三二)

○晦日前田綱紀就封の暇を受く。(四三三)

七月 ○朔日前田綱紀登營して就封の辭見す。(四三四)

○廿四日石川郡の十村山廻等郡内の繪圖に關して上申す。(四三五)

八月 ○四日町人の能登に於ける幕府領の百姓と婚嫁を通ずるを禁ず。(四四〇)

○十九日前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。

(四四〇)

九月 ○廿五日百姓にして切高を成し、者は再び之を回復することを得ざらしむ。(四四一)

十二月 ○十四日五十川剛伯その子の厩銀の罪に座して御預となる。(四四二)

○廿四日石川郡木滑村及び下折村に積雪ありて民屋及び人畜を害ふ。(四四三)

是歲 ○能登鹿島郡酒井村に押込檢地を行ふ。(四四七)

元祿十二年 己卯 皇紀二三五九

正月 ○廿二日領主の相交錯せる村の稱呼に就いて質問す。(四四八)

二月 ○二日加賀郡向粟ヶ崎・本根布諸村に植うべき松苗

の下附を乞ふ。(四四八)

○十三日前田綱紀の子雅十郎歿す。(四五〇)

四月 ○十五日前田綱紀速かに五十川剛伯の罪状を質すべきを督促す。(四五〇)

五月 ○廿六日組外の士土木齋宮藩侯の印書を商人に質入したるを以て刎首の刑に處せらる。(四五二)

○廿六日五十川剛伯等を能登郡曲村に流すべきことを宣告せらる。(四五二)

六月 ○十日五十川剛伯等を配所に出發せしむ。(四五六)

七月 ○十六日前田綱紀金澤を發し、二十六日江戸に著す。(四五八)

八月 ○九日眞に幕府の發したる人賣買禁止の令を領内に傳ふ。(四五九)

○十日石川・加賀二郡の山林保護に就いて十村・山廻等に令を發す。(四六〇)

九月 ○十三日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(四六一)

○二日石川・加賀二郡に再び山林の保護に關して通牒す。(四六二)

○廿七日家中小塚伴七、山本三郎兵衛と金澤紺屋坂に鬭諍して共に死す。(四六三)

閏九月 ○六日前田綱紀その分限に關する書出を幕吏に提出す。(四六三)

○廿九日徳川綱吉使を遣して前田綱紀の病を訪はし

をむ。(四六三)

十月 ○六日守隨秤下座等、領内の衝器を檢查するの許可を求む。(四六四)

十一月 ○廿一日前田綱紀の女節姫淺野吉長に入奥す。(四六五)

○廿六日前田綱紀登營して徳川綱吉の講書を聴き演能を觀る。(四六六)

十二月 ○耕作に關する心得を改作所より百姓に諭す。(四六七)

○朔日前田綱紀節姫の成婚を將軍に謝し、後屢々祝宴を張る。(四六九)

○八日除雪に就いて村民互に協力すべきを諭さしむ。(四七〇)

○廿三日金澤茶白山崩壞して淺野川を塞ぎ家屋を倒し人畜を害ふ。(四七一)

○廿六日前田綱紀初めて世子吉徳と酒宴を行ふ。(四七二)

○廿八日前田吉徳初めて淺野吉長を訪ふ。(四七五)

元祿十三年 庚辰 皇紀二三六〇

正月 ○六日茶白山崩壞の爲に死者を出せるもの等救助を求む。(四七六)

○八日茶白山崩壞の爲に家屋の移轉を命ぜられたるもの等救助を求む。(四七七)

二月 ○二日茶白山再び崩壞す。(四七九)

○八日用水・土橋等營繕の爲に松木の下附を請ふも

の、手續を示す。(四八〇)

○九日 前田綱紀皇女の降誕を賀する爲使者を發遣す。(四八〇)

○能登奥郡の漁網使用の慣習に就いて上申す。(四八〇)

三月 ○六日 犯罪者及び破産者の財産を闕所に附する際前例によりて女子に屬するものを沒收せざることを定む。(四八二)

○十一日 茶白山崩壞の爲に閉塞せる淺野川の疏通工事成る。(四八三)

○十三日 前田吉徳弓初の儀を行ふ。(四八三)

四月 ○二十日 前田綱紀徳川家光の五十回忌なるを以て日光に使者を發遣す。(四八四)

五月 ○二日 石川郡大野川浚渫に要する土工材料の下附を求む。(四八四)

○十六日 前田吉徳乗馬初の儀を行ふ。(四八五)

六月 ○廿七日 十村の管轄する組毎に村々の繪圖を製して之を上らしむ。(四八六)

○晦日 前田綱紀就封の暇を受く。(四八七)

○加賀諸郡の十村等秋縮保證の期限を土用入の日に延べんことを請ふ。(四八七)

七月 ○朔日 前田綱紀登營して就封の辭見す。(四八八)

○十八日 石川郡玉銚村の佛堂災に罹る。(四八八)

○二十日 加賀郡の太郎兵衛塚村を遠塚村と改めし

む。(四八九)

○二十七日 前田利常の女滿姫歿す。(四八九)

八月 ○十四日 捨子を禁する幕府の前令を勵行すべきことを領内に傳へしむ。(四九〇)

○十五日 能美郡河原山村の百姓等、幕府領二口村との爭議沿革に關して上申す。(四九一)

○廿一日 加賀郡を河北郡、能登郡を鹿島郡と改めしむ。(四九五)

九月 ○四日 前田綱紀江戸を發し歸國の途に就く。(四九六)

十月 ○七日 馬廻組の土岡谷甚左衛門等拘置せられ、後死に處せらる。(四九六)

○八日 此の頃乞食増加せしを以てその本居に送還せしめんことを議す。(四九七)

十一月 ○八日 石川郡松任町奉行の沿革に就いて上申す。(四九七)

○十日 能美郡木滑關所に關する沿革を上申す。(四九九)

○十二日 河北郡津幡町奉行等の沿革に就いて上申す。(五〇〇)

○十二日 能美郡河原山關所・阿手關所及び別宮奉行に關する沿革を上申す。(五〇一)

○十五日 組外組の土由比滋右衛門窃盜を爲したるを以て殺害を命ぜらる。(五〇四)

○十九日 能美郡釜清水村の百姓等、河原山・二口兩

村の論所に關する下問に答ふ。(五〇五)

○廿二日金澤附近の十村等先に諸士の百姓地を賃借するを禁ぜられたるも現に該當者なきことを上申す。(五〇六)

○廿六日河北郡山上村の頭振に豆腐製造を許し、金澤にて賣捌くことを禁ず。(五〇七)

十二月 ○二日金澤妙慶寺坂崩壊せしを以て通行を禁ず。(五〇九)

○三日十村等從來藩より米銀物資を貸與せられたる場合を列擧して諸問に答ふ。(五〇九)

○八日前田綱紀初て徳川綱吉より寒中見舞の爲に宿糺奉書を受く。(五一二)

是 歲 ○河北郡の海濱に補植すべき松苗の下附を乞ふ。(五一三)

○石川郡大野川の水戸口疏通の方法に關する覺書を作る。(五一三)

○領内の聚落にして町と稱するものを調査す。(五一五)

元祿十四年 辛巳 皇紀二二六六一

正月 ○二十日大聖寺侯前田利直の使者金澤に來りて銀札發行の意あるを告ぐ。(五一六)

○廿一日越後・信濃より越中新川郡小川温泉に入湯するもの、通關手續を質す。(五一七)

○廿三日本年より御先手物頭をして喧嘩追掛者役を

兼ねしむ。(五一八)

○廿四日本年徳川綱吉加賀藩の江戸邸に臨むべきを以てその費用に充つべき銀子調達を命ず。(五一八)

○晦日十村等作毛に關し臨檢を乞ふ場合には自今秋土用入の日に届出づることに定めんと請願す。(五一九)

二月 ○二日十村等に諸問せられたる加賀四郡中央の地點に就いて意見を上申す。(五二〇)

○廿二日河北郡濱海の諸村砂防の爲に苗松の下附を申請す。(五二二)

三月 ○四日再び將軍臨邸の準備に要する銀子調達を命ず。(五二三)

○十三日先代の藩侯より與へられたる感狀の提出を命ず。(五二三)

○十六日前田綱紀先はその女節姫の出産せるを祝し能を演ぜしむ。(五二三)

○廿二日能美郡阿手村の百姓等、幕府領小原村の民がその地を侵害したる次第を上申す。(五二四)

四月 ○廿三日能美郡阿手村の民、幕府領小原村の民と和解す。(五二六)

五月 ○八日河北郡御所村の狼を退治せしむる爲人を派遣す。(五三〇)

○廿七日白山權現遷宮の爲高野山南院將に下國せんとするを以て傳馬を發すべきことを命ず。(五三〇)

○晦日白山遷宮の爲下向する高野山南院に人馬の供給を誤まること勿らしむ。(五三)

六月 ○二日高野山南院能美郡小松に宿す。(五三)

○三日高野山南院金澤に宿す。(五五)

○十六日小人・小者の中前田利家の時より仕へたる者の由緒を上申す。(五五)

○二十日前田利常の養女某歿す。(五四)

七月 ○朔日越中五ヶ山の流人安見與八郎曩に死に處せられんことを請ひたる趣旨を上申す。(五四)

○十日前田綱紀金澤を發し二十一日江戸に着す。(四五)

(四五)

○廿六日十村等晚稻の將に成熟せんとするを以て放鷹の停止を請願す。(五四)

八月 ○十五日風雨の爲に金澤の修理谷阪崩壞す。(五四)

○十八日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(五四)

九月 ○朔日前田綱紀登營し特に許されて足袋を穿つ。(五四)

(五四)

○五日前田綱紀領内の城郭に關して諮問す。(五四)

○十五日領内の繪圖を幕府に上つる。(五五)

十月 ○朔日先に八丈島の宇喜多氏に合力米を贈與したる返書到來す。(五五)

(五五)

○十二日金澤の修理谷阪再び崩壞す。(五五)

十一月 ○二十日前田綱紀祖先の居城及び臣屬をして守らし

めたる堡壘に付諮問す。(五五)

十二月 ○朔日郡中に諸勸進を入ること勿らしむ。(五六)

○廿二日前田綱紀柳營に上り明年將軍の臨邸すべき豫告とその息女を鳥取侯松平吉泰に嫁せしむべき命を受く。(五五)

○廿五日前田知頼に明春北野天滿天神八百年祭の代拜を命じ又萬句の連歌を興行す。(五五)

○廿六日松平吉泰初めて前田綱紀を訪問す。(五六)

○廿九日前田綱紀初めて松平吉泰を訪問す。(五六)

是歲 ○楊柳を河北郡の海濱に植う。(五六)

元祿十五年 壬午 皇紀二三六二

正月 ○六日日本郷邸に於ける御成御殿の作事本行を命ず。(五六)

(五六)

二月 ○四日御成御殿手斧初の儀を行ふ。(五六)

○十五日前田吉徳松平犬千代と稱す。(五六)

○廿一日前田吉徳名を父左衛門利興といひ綱紀と共に閣老を訪問す。(五六)

○廿五日前田綱紀管公八百年祭なるを以て北野天滿宮に寶劔を上つる。(五六)

○廿八日前田吉徳、綱紀と共に登營し徳川綱吉に謁す。(五六)

(五六)

三月 ○八日前田吉徳、菊池十六郎を日光東照宮に派して

代拜せしむ。(五六)

四月

○十五日前田吉徳駒込邸に於いて綱紀を饗す。(五七〇)
○二日前田吉徳、林大學頭を招きて學問初の儀を舉ぐ。(五七二)

○十八日徳川綱吉、前田綱紀の邸に臨む期を告ぐ。(五七一)

○廿四日徳川綱吉の本郷邸に臨む前後に互り領内の火防を嚴にせしむ。(五七二)

○廿五日加賀藩の諸大夫を四人とし、新に前田主税を近江守、横山左衛門を山城守と稱せしむ。(五七三)

○廿六日徳川綱吉、前田綱紀の本郷邸に臨む。(五七三)

○廿七日前田綱紀登營して昨日徳川綱吉の臨邸せしを謝す。(六〇三)

○廿七日昨日徳川綱吉の本郷邸に臨みしを祝し桂昌院等物を前田綱紀に贈る。(六〇三)

五月

○十八日金澤に於いて諸士に將軍臨御の事終了せるを告ぐ。(六〇四)

○廿二日將軍臨邸の事終れるを以てこの日より閣老以下を招きて饗す。(六〇五)

○廿八日田中左源太、故一閑に養はれたる次第を述べて秩祿の加増を哀訴す。(六〇五)

○前田綱紀藩吏の勤務に關して諭す。(六〇六)

六月

○九日前田吉徳柳營に於いて首服を加へ諱を吉治と稱す。(六二二)

七月 ○十日前田綱紀就封の暇を受く。(六三三)

○十三日町人の若狭屋と稱する屋號を改めしむ。(六三三)

八月 ○三日前伊豫西條城主一柳直興金澤に歿す。(六三三)

閏八月 ○廿二日前田綱紀金澤に歸る。(六三四)

九月 ○三日中村久越の子久入遺書を認む。(六三五)

十一月 ○四日重ねて生類憐みの幕府令を封内に傳ふ。(六三六)

十二月 ○二日鹿島郡七尾を所口と改む。(六三七)

○九日金澤の手判問屋に自今手數料を與ふことを令す。(六三七)

○領内の村名を改む。(六三八)

元祿十六年

癸未

皇紀二三三三

正月 ○二日前田吉徳初めて年頭を賀する爲柳營に登る。(六三九)

○十七日火災の際諸士の騷擾見物すべからざること諭す。(六四〇)

二月

○八日珠洲郡川尻村の皮多等、自今同郡以外の斃牛馬の皮を剥がざるべきことを誓ふ。(六四〇)

○十四日鳳至郡佐野村の皮多等、町野郷以外に於ける斃牛馬の皮を剥がざるべきを誓ふ。(六四一)

○十四日珠洲郡川尻村の皮多等河北郡淺野村の皮多

以外に獸皮を賣渡さざることを誓ふ。(六四二)

○廿八日河北郡より越中今石動に入る牽賣馬の米を

現銀にて取引すべきことを命す。(六三三)

○白山々麓幕府領尾添村の寶代坊、白山神輿を奉じて江戸に上り開帳せんことを幕府の寺社奉行に届出づ。(六三四)

三月

○二日白山の神輿將に江戸に赴かんとするを以て道途を警戒すべきことを石川・河北二郡の村吏に告ぐ。(六三六)

○三日白山の神輿奉迎に關する心得を郡奉行に告ぐ。(六三七)

○四日白山の神輿尾添村を發し此の夜石川郡下白山に宿す。(六三九)

四月

○十六日前田綱紀の子富五郎の諱を利章と稱す。(六四〇)

五月

○二十日前田綱紀の子女將に石川郡粟ヶ崎に遊ばんとするを以て警衛の法を定む。(六四〇)

七月

○三日犀川・淺野川暴溢す。(六三三)

○六日前田綱紀、徳川綱吉より初めて暑氣見舞の宿繼奉書を受く。(六三四)

○十一日前田貞親小松城代を命ぜらる。(六三四)

○十四日前田綱紀金澤を發し、廿五日江戸に着す。(六三六)

○廿二日能登の十村に命じ非人頭をして非人札を發行することなからしむ。(六三七)

○廿八日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(六三八)

十月

○室鳩巢金澤に於いて義人録を著す。(六三八)

十一月

○朔日御郡所に詰番の御扶持人十村に命じ毎月六次出勤せしむ。(六三九)

○廿二日金澤に地震あり。(六四〇)

○晦日江戸の本郷邸類焼に罹る。(六四〇)

十二月

○廿八日前田吉徳袖留の儀を行ふ。(六四二)

寶永元年 甲申

皇紀二二六四

正月

○二日前田吉徳登營して初めて新年を賀す。(六四二)

○廿一日風水害によりて作毛を損する時は十村等の直に視察上申すべきを命す。(六四三)

○廿八日前田吉徳初めて柳營に月次出仕を許さる。(六四四)

二月

○十一日前田綱紀、安藝侯淺野吉長の女窀姫を養ひて子とすることを許さる。(六四五)

○廿三日石川郡湯涌村の橋梁を架する材木を下賜せられんことを出願す。(六四五)

三月

○十七日八丈島の宇喜多氏に米穀を贈與するの許可を幕府に求む。(六四六)

五月

○九日加賀藩の老臣横山任風卒す。(六四六)

○十四日町人の屋號又は商品の名目に加賀の語を用ふるを禁す。(六四七)

○十五日前田綱紀の養女窀姫江戸の加賀藩邸に移

る。(六四七)

○廿一日江戸本郷邸外の井に狐の溺死するものありしを以て、幕吏その事情を調査す。(六四七)

○廿八日在獄中病死したる者の罪は之を問はざるべきことを定む。(六四〇)

○改作奉行等十村の職務に關する心得を諭す。(六五〇)

六月 ○晦日前田綱紀就封の暇を受く。(六五二)

七月 ○四日前田綱紀、徳川綱吉より初めて暑氣見舞の使者を受く。(六五三)

○八日本郷邸を御假家と稱するものあるを止め、御殿と言はしむ。(六五三)

○十一日前田綱紀登營して就封の辭見す。(六五三)

○廿五日前田綱紀江戸を發して歸國の途に就く。(六五四)

八月 ○七日白山神輿將に領内を通過せんとするを以てその待遇方を諭す。(六五四)

○九日前田綱紀金澤に着す。(六五五)

○十六日石川郡の十村等今年服務すべき傳馬に關する意見を上申す。(六五六)

○廿七日大聖寺侯前田利直金澤に来る。(六五八)

九月 ○朔日先に幕府の發したる酒造に關する令を領内に傳達す。(六五九)

○廿八日領内に命じ村名及び社寺・城址・名勝等の來

歴を届出でしむ。(六六〇)

十月 ○十二日白山々麓十三ヶ村加賀藩の製塩を購入することを許されたるを以て、その買受けの方法を約す。(六六一)

十二月 ○五日前田吉徳柳營に上り徳川家宣が將軍の繼嗣に定まりたることを告げらる。(六六三)

○廿一日前田吉徳登營して徳川家宣が將軍の養嗣子となりたるを祝す。(六六四)

是歳 ○廿九日前田吉徳前髪を撤するの儀を行ふ。(六六四)

○加賀藩の内外に於いて所領を給する寺社を調査す。(六六五)

寶永二年 乙酉 皇紀二三六五

正月 ○二日前田吉徳登營して新正を賀す。(六六五)

○四日前田綱紀、本多政長・前田孝貞二人の乘輿のま、城内一部に入るを許さしむ。(六六七)

○廿一日石川郡吉野村の民、同郡木滑關所の沿革を上申す。(六六八)

○廿四日藩吏等江戸及び京中使の事に關する諮問に應ふ。(六六八)

○廿八日小松町奉行の沿革に關する諮問に應ふ。(六六九)

二月 ○七日前田綱紀、前田直堅より利家の着用せる脚半を献納したるを謝す。(六六九)

○十一日江戸及び京中使の沿革に關し當業者等再び諮問に應ふ。(六八〇)

三月

○四日葛巻昌興能登の謫所に歿す。(六八三)

○十日大聖寺侯前田利直將に加賀藩を通過せんとするを以て老臣よりその取扱方を諭す。(六八三)

○十五日小松馬廻組脇田喜八郎の女金澤に逐電し捜索の士等騷擾す。(六八五)

○十六日大聖寺侯前田利直金澤城に登る。(六八八)

○前田綱紀使を遣して徳川綱吉及び家宣の陞任せるを賀せしむ。(六八八)

四月

廿八日加賀藩當年の收支豫算を計上して借銀辨債の方法を講ず。(六八八)

閏四月

○三日石川・河北郡の十村等才川・淺野川より分支する用水に付き上申す。(六九二)

○廿四日郡奉行等諸寺に下附する心松伐採の監督を山廻に命ず。(六九三)

○金澤城内に蝸蛇出づ。(六九三)

五月

○越前勝山藩主小笠原信辰加賀藩の領内を通過して江戸に赴かんとするを以てその取扱方を諭す。(六九三)

六月

○廿八日徳川綱吉の生母桂昌院先に薨じたるを以て金澤城下の普請鳴物を停止せしむ。(六九六)

七月

○四日前田綱紀金澤を發し、十三日江戸に着す。(六九八)

八月

○十一日當年豐作なるを以て百姓の米穀浪費を戒めしむ。(六九九)

○廿二日切支丹宗門の徒及び類族の監督方を郡奉行に令す。(七〇〇)

九月

○廿八日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(七〇一)
○廿一日今日より清泰院夫人五十回忌を江戸傳通院及び金澤如來寺に執行す。(七〇二)

十月

○十三日小松城代前田貞親歿す。(七〇五)
○十七日賊金澤城内の會所を犯し、銀一箱を窃取す。(七〇六)

十一月

○金澤・小松間に十度飛脚の營業を開始す。(七〇六)

十二月

○廿一日寺社及び家中に下附する門松伐採の數を減ぜしむ。(七〇七)

寶永三年

丙戌

皇紀二三六六

正月

○十一日前田吉徳舊臘以來病む所の痘瘡癒えたるを以て酒湯に浴す。(七〇八)

○十六日金澤の町人等能美郡辰口温泉を經營せんとを出願す。(七一〇)

二月

○二日家中の收納米を皆濟したる時に受くる印判に關して百姓の心得を示す。(七一一)

○五日金澤に中町より出火す。(七一二)

○十三日能登鳳至郡宇出津村の十村、組下に山崩ありたる際報告の法を誤りたるを戒告す。(七一二)

三月 ○廿六日領國・江戸及び上方に於ける藩の借銀を計上しその銀主の姓名を調査す。(七二四)

○善光寺建立勸化の爲に戒善院領内を巡るを以て心得を諭す。(七二九)

四月 ○十九日富山侯前田正甫その封地に卒す。(七三三)

○前田綱紀平十中の序列を定む。(七三四)

五月 ○二十日初生の瓜茄子は藩用の終らざる中に之を商品とするを禁す。(七三五)

○廿六日菅眞靜江戸に來りて前田綱紀に謁し次いで候の爲に源氏物語を講す。(七三六)

六月 ○六日前田利興富山侯となる。(七三六)

○廿九日富山侯前田利興江戸に於いて使を前田綱紀に遣してその襲封を謝せしむ。(七三七)

○晦日前田綱紀就封の暇を受け、翌日登營辭見す。(七三七)

七月 ○十一日前田綱紀、前田利興を招きてその襲封を祝し饗宴す。(七三六)

○廿三日石川・河北二郡の山廻等松樹伐採の慣習を答申す。(七三六)

八月 ○四日前田綱紀江戸を發し歸國の途に就く。(七三九)

○十五日前田綱紀金澤に歸る。(七三九)

九月 ○十六日能登の十村等領境の塚改築に關する慣習を上申す。(七三九)

十月 ○二日領内に於ける温泉の沿革を録上せしむ。(七三三)

○十日石川郡吉野村の十村、白山々麓幕府領なる温泉の沿革を上申す。(七三三)

○十七日石川郡の十村湯涌温泉の沿革を上申す。(七三五)

十二月 ○廿八日精進日に放鷹を行ひし者を處罰す。(七三六)

寶永四年 丁亥 皇紀二三六七

正月 ○十九日前田孝貞八十歳に達したるを以て物を賜ふ。(七三七)

○廿一日前田孝貞、前田綱紀の女豊姫に結納を贈る。(七三六)

二月 ○八日郡奉行等放鷹禁止の區域を犯す者ある場合に於ける百姓の心得方を諭す。(七四〇)

○十八日十村等、金澤附近の百姓地を藩用に供する際受くる地代の沿革を答申す。(七四二)

○廿九日非人小屋の收容員數減少したるを以てその一部を破壊せんことを議す。(七四五)

四月 ○十二日河北郡の十村百姓持山の配分に關する慣例を答申す。(七四四)

○十五日前田綱紀の子利章金澤小立野の邸に移る。(七四七)

○二十日老年にあらざる女子は下婢といへども領外に旅行するを禁す。(七四九)

五月 ○廿六日前田綱紀の女豊姫、前田孝資に嫁す。(七五〇)
○十四日豊姫の婚儀終るを以て今明兩日能を演じ使役以上に觀覽せしむ。(七五七)

○廿三日豊姫の婚禮終れるを以て閉門・蟄居・遠慮等の者を赦免す。(七五八)

○晦日郡奉行等金澤の町人が松山に入りて燃料を求むる日を六齋日に限らんことを議す。(七五九)

六月 ○十五日黄檗の僧悅山書を前田綱紀に上り先に登城厚遇を得たるを謝す。(七六〇)

七月 ○十日前田利章名を宮丸と改む。(七六一)

○十一日前田利章前髪を除き又通稱を造酒之丞と改む。(七六一)

○十三日前田綱紀金澤を發し、途にして徳川家宣の男兒出生の報に接す。(七六二)

○廿五日前田綱紀江戸に着す。(七六三)

○廿五日白山々麓尾添村の寶代坊領國內に勸進を許されたるを告げその心得を示す。(七六三)

○廿八日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(七六三)

八月 ○十九日前田孝貞卒す。(七六三)

九月 ○六日前田利章・敬姫二人江戸に赴かんとするを以て宿舍等の準備に關して郡奉行に告ぐ。(七六五)

十月 ○朔日前田利章等金澤を發し、廿一日江戸邸に着す。(七六七)

○四日上國に地震ありて金澤に及ぶ。(七六八)

○十三日新たに造酒業を爲すべからずとの幕令を領内に傳ふ。(七六九)

十一月 ○二十日石川郡栗田新保村の民、熊と相搏ちて之を捕獲す。(七六九)

○十八日今年米作の成績佳ならざるを以て收納の際検査を嚴にする勿らしむ。(七七一)

○廿八日前田綱紀の女泰姫病を發す。(七七二)

○晦日魚類等の價格騰貴する理由に關して十村等より答申す。(七七三)

十二月 ○三日前田綱紀の女泰姫歿す。(七七四)

○廿八日前田綱紀從三位に叙せらる。(七七五)

寶永五年 戊子 皇紀二二六八

正月 ○六日前田綱紀登營して先に從三位に陞りたるを謝す。(七七八)

○九日前田綱紀の位記口宣を受領する爲使者を京都に發せしむ。(七七八)

二月 ○四日家中に伎藝の者を置き及び博奕を試み、遊興の爲に參會する等の事を禁ず。(七七七)

○十日傳馬肝煎、傳馬に積載する荷物の制限を超過するものあるを以て駄賃を増さんことを求む。(七八)

三月 ○九日前田綱紀先に禁裏延焼せしを以て使を遣して物を獻らしむ。(七八)

○廿七日尾張侯松平吉通の妹松姫、徳川綱吉の養女となる。(七六一)

○廿八日前田利章初めて、柳營に上り徳川綱吉に謁す。(七六一)

○廿九日幕府先に富士山麓諸國の降灰を除くが爲に用金を課したるを以て此日加賀藩二萬五百兩を納る。(七五)

○廿九日前田綱紀本郷邸竣成せるを以て之に移る。(七六六)

四月 ○朔日杉本九十郎小川太郎三郎と争ひて之を斬り、後廿九日切腹を命ぜらる。(七八六)

○六日前田綱紀の女敬姫、因幡侯池田吉明に嫁す。(七九四)

○九日前田吉徳柳營に上り、徳川綱吉の養女松姫と婚すべき命を受く。(七九五)

○十九日松姫將に來嫁せんとするを以て御守殿建築の地鎮祭を行ひ、十月に至りて成る。(七九六)

五月 ○十八日月番年寄り家中及び町人百姓に儉約を勸めその行狀を慎ましむ。(八〇〇)

○十八日郡奉行等百姓に儉約を命ず。(八〇一)

○廿八日諸勸進及び他國者を民家に宿泊せしむるを禁ず。(八〇二)

六月 ○晦日この日幕府前田綱紀に就封の暇を與ふるの前

例を實行せず。(八三)

七月 ○十七日十等等この日以降肝煎・組合頭に百姓なし

て儉約を守らしむべきことを諭しその請書を徴す。(八三)

○廿六日金澤日蓮宗の僧徒連袂訴訟の爲京都に至らんとす。(八四)

八月 ○十一日前田吉徳の病瘡疾に決し、十四日瘡ゆ。

(八五)

○十五日馬に毛ぶりを行ふことを禁ずる幕令を受く。(八五)

九月 ○七日前田吉徳麻疹を患ひ十三日に至り癒ゆ。(八六)

十月 ○二日前田綱紀の病麻疹に決す。(八六)

十一月 ○朔日幕府の老中等本郷邸の御守殿に於ける心得書を揭示す。(八七)

○十五日前田吉徳本郷邸に移徙す。(八八)

○十八日徳川綱吉の養女松姫前田吉徳に來嫁す。(八九)

○晦日徳川綱吉、前田吉徳の成婚を祝して物を贈る。(九〇)

十二月 ○十八日前田利章及び村井親長叙爵を命ぜらる。

(九一)

○廿六日生類憐みに關する幕府の令を更に領内に傳ふ。(九二)

○石川郡鶴來村に於ける豆腐役・蠟燭役の沿革を上申す。(八三)

寶永六年 己丑 皇紀二二六九

正月

○朔日前田綱紀、吉徳の夫人に祝儀を贈る。(八四)

○六日馬の頸を毛ぶる禁令を解除す。(八五)

○七日前田利章柳營に上りて先に叙爵せられたることを謝す。(八五)

○十日前田吉徳柳營に上り徳川綱吉の薨去せしことを告げらる。(八五)

○十一日前田綱紀、吉徳と共に江戸城西丸に登る。(八六)

○二十九日本多政敏・前田孝行江戸を發し東海道より歸國の途に就く。(八六)

○金澤に紅雪を降らす。(八六)

二月

○七日前田利章の痘瘡癒ゆ。(八七)

○十六日前田利昌江戸上野寛永寺の千坊惠恩院に於いて柳本侯織田秀親を刺殺す。(八七)

○十七日金澤に於いて先に徳川綱吉夫人の歿したることを告示す。(八三)

○十八日前田利昌切腹を命ぜらる。(八三)

○十八日前田綱紀江戸城西丸に上る。(八三)

○廿三日幕府赦を行ひたるを以て放免すべき罪囚の調査を藩に命ず。(八三)

三月

○晦日前田綱紀、徳川綱吉の遺物を受く。(八四)

○組外組の土齋藤中務非行あるを以て脱走して捕へらる。(八三)

○四日郡中に令して罪囚の赦に當る者を調査せしむ。(八四)

○七日江戸駒込邸に於いて足輕と長柄小者と相争闘す。(八四)

○十日金澤御坊町より出火す。(八四)

○十六日酒造の運上を免除するの幕令を領内に傳ふ。(八四)

○廿四日新開・島直その外田事に關し百姓の郡奉行等に請託するを戒む。(八四)

○廿七日前田綱紀、徳川綱吉夫人の遺物を受く。(八四)

四月

○二日前田綱紀、徳川家宣の統を承けしを以て拜賀す。(八四)

○四日前田綱紀將軍代替の誓詞を上つる。(八四)

○十二日前田利昌の遺領を大聖寺侯前田利直に還附せらる。(八四)

○廿八日前田綱紀及び吉徳江戸天徳寺に至り右大臣二條綱平に謁す。(八四)

○二十九日前田吉徳の夫人初めて綱紀等を招き饗す。(八四)

五月 ○朔日前田吉徳、徳川家宣の將軍宣下の儀に列す。

(八四九)

○七日前田綱紀右大臣二條綱平を本郷邸に招請す。

(八五〇)

○十一日前田綱紀登營して先に徳川家宣に將軍宣下の事ありたるを賀す。(八五一)

○十一日鐵炮の取扱に關する幕府の令を領内に傳ふ。(八五二)

○十八日將軍宣下の事終りたるを以て徳川家宣物を前田綱紀等に賜ふ。(八五三)

六月

○二日前田綱紀初めて吉徳夫人を饗す。(八五四)

○四日前田吉徳の側小姓毛利惣次郎刎首の刑に處せらる。(八五四)

○四日酒屋の運上銀は幕府の令に従ひて之を免除するも領内の慣行による役銀は舊の如く徵收すべきを告ぐ。(八五五)

○儒者岡島達金澤に歿す。(八五五)

七月

○四日本郷邸に閣老等を招き將軍宣下の終れるを祝す。(八五七)

○九日石川郡土清水の塩硝藏火を失す。(八五九)

○十一日前田綱紀及び利章就國の暇を受く。(八六〇)

○廿七日前田吉徳夫人、綱紀及び利章の能を觀る。(八六〇)

○廿八日石川郡笠舞村に設置する非人小屋の收容人員を檢す。(八六一)

八月

○十六日行路病者の取扱に關して令す。(八六二)

○廿一日前田綱紀及び利章江戸を發して歸國の途に上る。(八六五)

○廿六日前田吉徳、因幡侯松平吉泰の邸に臨みて將軍宣下の祝賀能を觀る。(八六五)

九月

○四日前田綱紀金澤に着す。(八六六)

○六日前田吉徳夫人の使者金澤に着す。(八六七)

○十九日この日以降金澤城に能を張行し將軍宣下等を祝す。(八六七)

十月

○十二日前田綱紀使を京都に遣はして中御門天皇の不豫を奉伺せしむ。(八六八)

十一月

○三日前田吉徳、徳川家宣の本丸に移れるを祝して物を獻る。(八六八)

○十八日前田吉徳夫人鐵漿初の祝儀を行ふ。(八六九)

○十九日中御門天皇の不豫癒え給ひしを以て前田綱紀等使を江戸に遣はして祝意を述べしむ。(八六九)

○廿七日中御門天皇新内裏に移り給ひたるを以てこの日前田綱紀使を遣はして之を賀し奉らしむ。(八七〇)

十二月

○六日この日以降故徳川綱吉の法會を金澤神護寺に執行す。(八七〇)

○十日前田吉徳江戸上野に於ける徳川綱吉の法會に

詣つ。(八七〇)

○廿九日家中奥村伴七等先に江戸に於いて失體を演じたるを以て罰せらる。(八七〇)

○晦日前田綱紀先に東山上皇崩御し給ひしを以て使を遣はして之を弔し奉らしむ。(八七〇)

寶永七年 庚寅 皇紀二三七〇

正月 ○朔日前田綱紀金澤城に於いて年頭の祝賀を受く。(八七二)

○二日先に東山上皇崩じたるを以て謠初の儀を廢す。(八七二)

○七日定番御馬廻組の土堀淺右衛門小者を殺害し、後扶持を放たる。(八七二)

○十五日前田吉徳夫人江戸城に登る。(八七三)

二月 ○十日鳳至・珠洲二郡の十村等、盜賊改方奉行より下附の非人札を返上せしめ十村の焼印札を以て之に代へんことを請ふ。(八七四)

○十四日大聖寺侯前田利直老臣村井主殿の罪狀を家中に告ぐ。(八七五)

○十五日大聖寺侯前田利直使を金澤に遣して村井主殿の罪狀を前田綱紀に告ぐ。(八七五)

○廿六日大聖寺侯の老臣村井主殿切腹を命ぜらる。(八七五)

三月 ○十三日金澤卯辰來教寺より出火し類焼千餘戸に及

ぶ。(八八二)

○十四日大聖寺侯前田利直金澤に来る。(八八三)

○十九日先の火災に盡力せし者を上申す。(八八三)

四月 ○朔日火消奉行の功勞を賞す。(八八四)

○四日前田吉徳江戸城に登りて徳川家宣の演能を觀る。(八八五)

○五日前田吉徳登營して蹴鞠を見る。(八八六)

○七日大納言二條吉忠、前田吉徳の邸に臨む。(八八六)

五月 ○朔日御小將組の土淺野惣五郎禁牢に處せられ、後に刎首せらる。(八八七)

六月 ○十三日日蓮宗の諸寺色衣問題に就いて妙成寺の規定に承服せざるを以て當分舊に従ふべきを諭す。(八八八)

○十八日前田綱紀參觀の期を延べんことを請うて許さる。(八八九)

○十九日前田綱紀、前田孝行の女を子養せんとするの意を老臣等に告ぐ。(八九一)

○廿一日幕府より派遣せられたる巡察使島田藤十郎等金澤に入る。(八九三)

○廿一日金澤の戸口を調査して巡見上使に提出す。(八九四)

八月 ○朔日前田綱紀、吉徳夫人の爲に新たに小者を雇傭せしむ。(八九六)

○七日前田綱紀、前田孝行の女を子養するの許可を與へらる。(八九六)

○廿二日博勞の帶刀せざる理由を上申す。(八九七)

○廿五日前田綱紀金澤を發して參觀の途に就く。

(八九七)

閏八月

九月

○十一日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(八九八)

○廿四日少納言高辻總長、前田綱紀の邸に臨む。

(八九八)

○廿五日前田綱紀進物を持參する使者の手續を改む。(八九八)

(八九八)

十月

○十五日金澤の老臣等、頭・奉行の職務に關する前田綱紀の内意を傳ふ。(九〇〇)

○廿八日大聖寺侯前田利直、綱紀の子利章を養子とすべく幕府に請ひたることを金澤に報ず。(九〇〇)

○十三日前田綱紀江戸城に登りて徳川家宣の演能を觀る。(九〇一)

十一月

○十九日前田綱紀登營して中御門天皇の即位を賀す。(九〇二)

○十三日大聖寺侯前田利直江戸に卒す。(九〇三)

○十九日前大聖寺侯前田利直の遺骸江戸を發す。

十二月

(九〇一)

正徳元年

辛卯

皇紀二三七一

正月 ○廿二日中御門天皇の御元服を賀するが爲今枝民部

を使者として金澤を發せしむ。(九〇三)

○廿九日大聖寺侯前田利直襲封を命ぜらる。(九〇三)

三月 ○五日猥に改宗し又は檀那寺を變ずることなるべきを諭す。(九〇五)

○九日馬廻組の士本保岸右衛門先に放鷹禁止の所に於いて法を侵したるを以て閉門を命ぜらる。(九〇七)

○十三日前田綱紀物を獻して徳川家宣の知命を賀す。(九〇八)

○十五日前田綱紀江戸に於いて幕醫藥師寺宗仙院の邸に臨む。(九〇八)

○廿一日前田綱紀登營して徳川家宣の演能を見る。(九〇九)

(九〇九)

○廿五日安藝侯池野吉長夫人及び因幡侯松平吉泰夫人並びに前田吉徳夫人を訪ふ。(九一〇)

○廿五日加賀藩の儒者室新助幕府の召す所となる。(九一一)

○朔日前田綱紀吉徳父子伏見宮邦永親王に江戸青林寺の旅館に謁す。(九一二)

○朔日室新助幕府に仕へたる後初めて前田綱紀に來り謁す。(九一三)

○十三日大聖寺侯前田利章就封の暇を受く。(九一三)

○十八日組外組の士氏家喜八郎風俗を紊るの罪によつて御預となり後追放せらる。(九一三)

四月

○朔日前田綱紀吉徳父子伏見宮邦永親王に江戸青林寺の旅館に謁す。(九一二)

○朔日室新助幕府に仕へたる後初めて前田綱紀に來り謁す。(九一三)

○十三日大聖寺侯前田利章就封の暇を受く。(九一三)

○十八日組外組の士氏家喜八郎風俗を紊るの罪によつて御預となり後追放せらる。(九一三)

○朔日前田綱紀吉徳父子伏見宮邦永親王に江戸青林寺の旅館に謁す。(九一二)

○朔日室新助幕府に仕へたる後初めて前田綱紀に來り謁す。(九一三)

○十三日大聖寺侯前田利章就封の暇を受く。(九一三)

○十八日組外組の士氏家喜八郎風俗を紊るの罪によつて御預となり後追放せらる。(九一三)

○朔日前田綱紀吉徳父子伏見宮邦永親王に江戸青林寺の旅館に謁す。(九一二)

○廿六日足輕永田傳助江戸淺草にて人を傷つく。

(九二三)

○朝鮮の聘使來る際前田綱紀に鞍馬四十一疋を提供すべきことを命ぜらる。(九二四)

五月

○朔日前田綱紀登營して改元の令を傳へらる。(九二五)

○十八日前田綱紀・吉徳父子江戸にて太閤近衛基熙に謁す。(九二五)

○廿五日江戸駒込邸に土佐掾を召して操人形を演ぜしむ。(九二五)

六月

○十八日領内の郷村帳を幕府に上つる。(九二六)

○朝鮮人將に來聘すべきを以て加賀藩より所要の馬を出發せしむ。(九二七)

○能登の百姓に幕府領の者より物を借るを禁じ且つ貢租を怠ること勿らしむ。(九二七)

七月

○三日石川郡宮腰に火災あり。(九二八)

○四日前田綱紀大聖寺侯前田利章を江戸駒込邸に饗す。(九二八)

○十九日前田綱紀家臣に命じて四辻家に合力せしむ。(九二九)

○廿五日前田綱紀就封の暇を受く。(九三〇)

八月

○廿五日前田綱紀その養女を西三條公福に嫁せしむべき意あることを諸老臣に告ぐ。(九三五)

九月

○二日大聖寺侯前田利章江戸を發し、十五日初めて

入部す。(九三七)

○七日前田綱紀江戸を發し、十九日金澤城に着す。(九三二)

十月

○廿六日大聖寺侯前田利章金澤に來る。(九三六)

○十八日朝鮮の聘使江戸に入り加賀藩より接待の爲に派せられたるもの亦江戸に歸る。(九三六)

○廿六日前田吉徳登營して綱紀の養女を西三條公福に嫁せしむるの許可を得。(九三九)

十一月

○六日前田綱紀金澤城に於いて吉徳夫人より贈られたる茶を披露す。(九三〇)

○十九日前田吉徳夫人江戸城に登りて朝鮮聘使の歸國するを觀る。(九三〇)

○廿七日前田綱紀幕府の朝鮮聘使に暇を賜ひたるを祝する爲使者を金澤より發す。(九三二)

十二月

○二日前田吉徳夫人著袴の儀を行ふ。(九三三)

○十二日朝鮮の聘使を送りたる加賀藩の諸士金澤に歸着す。(九三三)

○廿五日前田吉徳その夫人の痘瘡を金澤に報ぜしむ。(九三三)

○廿七日奥村伊豫叙爵して伊豫守と稱す。(九三三)

正徳二年

壬辰

皇紀二三三二

正月

○六日前田吉徳夫人の痘瘡癒ゆ。(九三三)

○九日前田綱紀命じて異種の鳥を捕ふる者あらば之

を上らしむ。(九三三)

○廿一日初代大樋長左衛門歿す。(九三四)

○廿六日大聖寺侯前田利章年頭祝儀の爲金澤に來る。(九三四)

二月 ○十一日加賀藩の改作奉行等能登に於ける幕府領の吏に對し、彼我百姓の貸借を禁ずることに關して交渉す。(九三五)

○廿一日前田吉徳夫人痘瘡癒えたるを以て祝賀の爲能を演ぜしむ。(九三七)

三月 ○大聖寺藩の家老神谷内膳厩金澤に來りて加賀藩の家老と會談す。(九三七)

四月 ○十五日鳥取侯池田吉泰夫人隨從の士金澤に於いて乗馬と共に蓮池堀に墜つ。(九三七)

○十八日女院崩御の報金澤に達したるを以て鳴物の停止を令す。(九三八)

○十九日前田吉徳綱紀に代りて登營し、領國安堵の判物を受く。(九三六)

○廿四日眞に金澤城内權現堂の土藏に侵入したる賊捕へらる。(九三九)

五月 ○朔日所領安堵の判物金澤に着す。(九四〇)

六月 ○二日西三條公福より前田綱紀の養女に結納を贈る使者金澤に着す。(九四〇)

○十八日金澤に於いて家中の士の猥に夜行するを禁

じ又神事開帳等に煮賣茶屋を設くるを停止す。(九四四)

○廿一日金澤城に能を演じ先に壽姫の結納に關する役務に參與したるものを搞ふ。(九四五)

○廿四日公女等金澤城の御表に出遊するを以て警備を嚴にせしむ。(九四六)

○金澤の町人袋屋長兵衛將棋手直の免狀を受く。(九四六)

七月 ○六日前田綱紀の女直姫將に二條吉忠に嫁せんとするを以て告別の爲饗膳を供す。(九四七)

○十三日前田綱紀の女直姫金澤城を發す。(九四七)

○十五日前田綱紀金澤を發して參觀の途に就き二十日江戸に着す。(九四九)

○廿六日前田綱紀の女直姫二條吉忠に嫁し名を榮君と改む。(九四九)

○廿八日家中の奢侈を戒むるの令を發す。(九四九)

○晦日伎藝の者を宿泊せしめ又はその技を見るを禁ず。(九五〇)

○晦日前田綱紀登營して參觀の禮を行ふ。(九五〇)

○前田綱紀在江戸中に於ける金澤の消防規程を定む。(九五〇)

八月 ○四日御馬廻組の士堀口彌太郎女出合宿を爲したる罪により御預となり後追放に處せらる。(九五〇)

○十日大風領内の禾穡を害す。(九五八)

九月 ○廿八日本年凶作なるを以て收納米の検査を寛にせしむ。(九五)

十月 ○六日大聖寺藩の郡奉行等江沼郡那谷村に於いて百姓一揆に苦しめらる。(九六)

○十四日前田綱紀吉徳と共に登營し徳川家宣薨去の事を告げらる。(九六四)

○二十日石川郡及び射水郡の百姓等先に減租を乞ひて十村と諍ひたるを以て金澤の獄に投ぜらる。(九六五)

十一月 ○廿二日大聖寺侯前田利章の江戸千駄木の邸災に罹る。(九六六)

○廿七日前田綱紀徳川家繼に誓書を上つる。(九六六)

○廿九日前田綱紀、徳川家宣の遺物を受く。(九六七)

十二月 ○朔日家中の士收納米を得ざるを以てその受くる加州知の分に代へて藩の廩米を給與す。(九六七)

○十日江戸に於いて表小將松原兵助同僚に害を加へんと謀りたるを以て捕縛し、後越中五ヶ山に流刑とす。(九六七)

○十八日將軍徳川家繼の襲職を賀するが爲前田綱紀・吉徳父子登營す。(九六八)

○相對死を行はんとして死せざりし者を斬刑に處す。(九六九)

是歳

○十八日この日以降礮波郡大西組百姓の曩に騷擾し

正徳三年 癸巳

皇紀二三七三

正月 ○十八日この日以降礮波郡大西組百姓の曩に騷擾し

たるものを吟味す。(九六九)

二月 ○十日百姓の訴訟を爲し、見立又は貸米を請ふの手續を令し、又その風俗を質素にすべきことを諭す。(九七〇)

四月 ○二日前田吉徳、徳川家繼に將軍宣下の儀あるを以て登營す。(九七三)

○十一日前田綱紀及び吉徳、曩に將軍宣下のことありたるを祝するが爲登營す。(九七四)

五月 ○十日石川郡松任の町役人等その職務に關して誓書を上つる。(九七五)

○十八日二條吉忠夫人疔瘡を病むの報金澤に達したるを以て醫を遣はし之を診せしむ。(九七六)

○十八日この日以降高岡瑞龍寺に前田利長の百年忌法會を行ふ。(九七七)

閏五月 ○四日前田綱紀將軍宣下を祝賀の爲幕府の老中を招請す。(九八一)

○十日淺野川・森下川・津幡川にて役銀を出さざるもの、漁撈に従ふを禁す。(九八二)

○十六日諸士及び寺庵方に於いて三笠附を行ふことを禁す。(九八三)

○十六日大聖寺侯前田利章家政支えざるを以て家中八人を加賀藩に屬せしむ。(九八四)

○廿七日この日以後土用中大に早敷す。(九八五)

○干鯛その他の肥料の中買を禁ず。(九八三)

六月 ○三日二條吉忠夫人女子辰姫を生む。(九八四)

七月 ○四日家中漁撈を行ふもの、法に觸るゝなかるべきを戒む。(九八四)

○十一日前田綱紀就封の暇を受く。(九八四)

八月 ○十一日前田綱紀江戸を發して歸國の途に上る。(九八五)

○十五日大聖寺侯前田利章江戸を發し歸藩の途に就く。(九八六)

○二十日大聖寺藩の諸士等、家老神谷内膳の處置に關して嗾訴す。(九八六)

九月 ○四日大聖寺侯前田利章大聖寺を發して即日金澤に着す。(九八七)

○五日大聖寺藩家老佐分舍人・生駒源五兵衛を金澤に召し、次いで誓詞を上つらしむ。(九八七)

○廿八日大聖寺藩家中深町治左衛門等五人を金澤に召し次いで誓詞を上つらしむ。(九八七)

十月 ○六日礪波郡大西組百姓の騷擾せしもの二人を居村にて斬に處せんが爲金澤を發せしむ。(九八八)

十二月 ○三日今後平士にして朝官類似の通稱を用ふるなかるべきを諭す。(九八八)

○廿九日前田綱紀老臣の班列を定む。(九八九)

就業

侯爵前田家囑託 日置謙

不許複製

昭和七年六月十五日印刷
昭和七年六月二十日發行

〔非賣品〕

著者

東京府荏原郡日里町大字上目野八百六十一番地
侯爵前田家編輯部

發行者

東京府豐多摩郡太田保町大字東大久保
二百十七番地
石 黒 文 吉

印刷者

石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
高 橋 覺 吉

印刷所

石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
明治印刷株式會社







UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

*purchased from
a gift by*

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03018 0624